

「知的財産推進計画2006」の策定に向けた意見募集に寄せられた意見

(個人)

| No. | 意見 |
|-----|---|
| 1 | <p>知的財産推進計画 2006 に対する パブリックコメント</p> <p>小泉内閣の提唱する知的財産国家戦略が、知的財産基本法の趣旨に沿って推進されつつあることは、貴推進本部の努力による所大であると認識しております。自由民主党は、立党 50 年に当り知的財産権の保護を新憲法草案に謳ったとおり、知的創造立国を 21 世紀の国の形として推進することを目指しております。</p> <p>さてこの度、「知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針」に基き、「推進計画 2006」へのパブリックコメントを募集しておられます。知的創造立国を全国に亘って汎く推進するためには特に地域産業の活性化に焦点を当てた施策が重点となるべきであると考えます。またそれを支える人材育成も重点となります。以下これらの点に絞って意見を申し述べますのでご高配賜れば幸甚に存じます。</p> <p>1. 「国際的な展開」及び、2. 「地域への展開及び中小・ベンチャー企業の支援」</p> <p>(1)国際的展開</p> <p>地域の産業にとっても、市場を広く海外へ向けた開発を行いそれを知的財産として保護し、活用して行くことが肝要です。しかしながら、地域の産業、特に中小・ベンチャー企業にあっては国内での権利化が手いっぱいでもとも外国での権利化にまで資金的余裕がないのが現状です。</p> <p>これを打開するため、まず、地域・中小・ベンチャー企業の外国出願のための助成を強化すべきです。</p> <p>(2)国内での支援</p> <p>(2.1)中小減免制度の抜本的改革</p> <p>中小・ベンチャー企業の特許出願での支援のためには、その出願から権利維持にかかる全ての公的費用(特許庁手数料、年金等)を一律に半額とする制度が必要です。例えば、米国のスモールエンティティ制度は 500 人未満の従業員の小企業(small entity)に一律に適用され、申請フォームも代理人のサイン一つでできる簡潔なものです。そのための費用は、当然国の産業育成資金として考えるべきものです。</p> <p>現在まで我が国の中小・ベンチャーへの出願費用減免制度が各種ありますが、いずれも要件が複雑かつ多岐・多重に亘り、適用を受けられる企業が極限されており、また、手続的にも各種証明書等が必要とされることなど、簡単に利用できる制度となっておりません。</p> <p>この際、中小・ベンチャーを核として国際競争力を高めるため先例にとらわれない思い切った改革が望まれます。</p> <p>(2.2)地域展開のルール</p> |

a. 「知的創造条例」を各都道府県に策定し、知的創造立県を、教育から音楽・アニメ等のコンテンツまで知的創作に親しむことにより、他人の知的財産権を尊重する精神も涵養され、地域の教育、産業の活性化の核とすることが期待されます。

b. もう一つの重点は、農林水産での知財戦略の推進です。これまで日本の農林水産は国の保護政策が中心でしたが、これからは、積極的に地域ブランドを掘り起し国際競争力あるブランドに育成し、市場を海外へも広げることによって、地域が国内ばかりでなく、世界の市場と直接取引できようによって、豊かな地域を目指したいと考えます。

c. こうした施策を実効的に推進するには、各地域における知財専門化サービスの強化を図る必要があります。このため、弁理士などの知財専門家の地域への展開を、さらに組織的に推進することが課題となります。

3. 「大学等における知的財産の創造と産学連携の推進」

ここで強調したいのは、小学校からの知的創造に親しむ教育をする。知的創造の喜びと価値観を幼少時から植え付ける国民的運動とすることが望まれます。

4. 「知的財産人材の確保・育成」

a. 何と言っても、知的財産の創造、保護、活用には創造 - 権利化から一貫関与する弁理士の活用が不可欠です。これまでに推進計画では、一応取り上げられていましたが、なお、全体から見ると、重点とは言い難いものであると認識しています。

推進計画 2006 では、弁理士の人材育成策を思い切って、人材育成の最重点施策に位置付けるべきであると考えます。

発明をする過程から相談に乗っていただける人材による高度な知財専門サービスが地域のすみずみまで行き渡るよう、質量両面にわたる育成が期待されます。

b. 「弁理士の実務能力を高めるための方策」

近年の産業の高度化及びあらゆる分野での国際競争の激化により、弁理士に期待される学識及び実務能力は、益々高度化しつつあります。そうした中で、弁理士は近年急増しつつありますが(ここ4年間で2千人増)、なお、その質的担保は新合格者の3割もが実務未経験者を占めると報告されていることから十分とは見受けられません。

弁理士試験制度の見直しは、知的創造立国を強力に推進する中核人材を国策的に育成強化するという観点から行われるべきものです。その意味からすると、試験の充実による学識素養の担保と登録前義務研修の導入による実無能力の担保が、重点課題であると考えられます。

この点に関し、小泉改革の「先例にとらわれることなく」という標語が想起されるべきです。弁理士制度の改革も、我国産業の国際競争力強化からすると、まさに、「国際競争力のある弁理士を育成する制度」とすることが目標とされねばなりません。

| | |
|---|---|
| | <p>5. 地域の知財活性化は教育の知的創造化から 知的創造力の涵養には教育の重要性を忘れてはなりません。 「詰め込み学習の教室から、創造の教室へ」こういったスローガンで、全国の小学校から教育のあり方を見直すことを提唱します。知的創造に優れる色々な人達を教室に招いたり、弁理士による訪問キャラバンが、生徒の知的創造力発揮の起爆剤になるのです。</p> <p>6. 出願審査の迅速化 年 100 人計 500 人の審査官の増員が図られていますが、なお「焼け石に水」との声も聞かれます。米国の審査官 4,000(数年内に 6,000 人へ増員予定)と比べて、果たしてこれで国際競争力の確保に十分と言えるのか、真剣に見直す必要があります。 知財戦略を推進する立場から、さらなる審査官の抜本的増員も含め、制度的な改革も含めた総合的な視点から、この戦略本部で検討し、抜本的施策を推挙すべきではないかと強く思います。</p> <p>7. 知財戦略本部機能の恒久化 知財戦略は、始まったばかりであり、さらに長期的に推進して行く必要があります。従って、私は、知的財産本部機能の恒久化を今から視野に入れて検討すべきであると思います。</p> |
| 2 | <p>中小・ベンチャー企業への支援をするで内容がよくわからない。</p> |
| 3 | <p>意見</p> <p>1. 大学における機関一元管理について； 大規模校等すでに徹底されているところもあると思いますが、知財制度は、例外を除き、機関一元管理のもと原則機関帰属されなければ、絵に描いた餅となります。規程等で機関帰属をうたっていても、現実的には教員は従前の手段(企業等に譲渡等)を選択する例も少なくないと感じています。 知的財産基本法で大学の責務をうたっていますが、どこか間接的で、機関帰属を原則としなければならないという認識を、持ちにくいように思えます。 ついては、機関一元管理のもと、機関帰属は大学として徹底しなければならない旨を明確に表明してほしいと思います。</p> <p>2. 大学教員における業績について； 現状としては、教員は、特許よりも学術発表にウエイトを置いていることは否めないと思います。これは、機関内での業績評価もさることながら、公的助成金の採択要件としてウエイトが置かれる必要があると思います。 特に、大学においては文部科学省関連の助成金申請にあたり、特許評価を充実させてほしいと思います。</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>3. 大学における一元管理及び体制整備について；</p> <p>1 でも述べたように、従来知財に対する理解が成熟していない環境において、周知徹底して行くにはとてつもない時間と労力を必要とし、結果として問い結果ばかりを残すものではない場合も出てきます。そのような中、機関一元管理のもと、機関帰属は大学として徹底しなければならない旨を明確に表明していただきたいとともに、個々の大学等の一元管理及び体制整備について、どこまで実施できているか、どこまで整備されているか等を、調査と言うよりも「評価」として確認する仕組みが大切であると考えます。</p> <p>Plan Do Check なくして、「おおむね整備できた」と判断されることに違和感を感じます。</p> |
| 4 | <p>1、大学等の若手スタッフに光と対価を</p> <p>大学の法人化を受けて若手スタッフは自らの進路を模索しています。指導・研究・論文発表・知財のどれに注力すべきか迷っているということです。これまでの国の諸策により、独創的な成果を特許出願しやすくなったものの確実に実施されない限り見返りは少ない。大企業と異なり、特に助教授・助手クラスは日常の指導業務の数少ない合間を使っているのが現状とと思われます。</p> <p>そこで、現在行われている出願支援制度の中に「出願奨励補償金」を含めることを提案します。もとより、それらは大学法人サイドで対処すればいいのですがまだまだ企業との格差は大きい。彼等の扶養家族は民間程には恩恵に浴していない。</p> <p>2、中小ベンチャーに法務扶助制度を</p> <p>中小ベンチャーはいくら良い特許を出願しても、優秀な法務スタッフを抱えた大会社からの無効審判などで体力を消耗させられてしまう。「民法」「刑法」の世界では既に扶助制度が確立しています。そこで、勝ち目のある係争に対し「法務扶助制度」を設けることを提案します。少なくとも10年前に比べれば「弁理士」の役割以上に「弁護士」の役割が重要になってきていると思います。</p> <p>以上</p> |
| 5 | <p>特許庁の審査がノルマに追われて審査を急ぐあまり公知ではない発明で あっても他の公知例をもってきて「容易に想像される」と審査官の主観で拒絶しているのは米国特許商標庁の審査では見られない事である。</p> <p>これにより知的財産推進という国策に知らず知らずに反している特許庁の審査の実態を直ちに改善すべきである。</p> |
| 6 | <p>おはようございます。お世話になります。</p> <p>知的財産を生みだす環境が不安定となり、作り手側の創造が陳腐になる恐れがある。</p> <p>改革によって、全ての流通とマーケットに変革が起こり失業率も上がる恐れがある。</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>他国レベルに横並びする必要性はまったく感じない。</p> |
| 7 | <p>資源の無い日本は基本的に技術立国を目指してきたはずですが、その基本理念(戦略)とかけ離れた現実の国策や産業界の実情を是正すべきです。私は長年大手電器会社で技術開発を通じて知財権、とりわけ特許に注力してきた経験から、国策の根幹にかかわる重要問題として意見を申し上げます。</p> <p>まず、日本の技術者の地位や処遇は上記国是に反して十分なものとは言えません。この改善が急務であると考えます。優秀な技術者、研究者に対する処遇が改善されることで技術者や研究者を志す人を増やさねばなりません。例えば、ちょっと売れた芸能人やスポーツ選手の年収は軽く億の単位を越えますが、それは才能があるのだから当然のこととして、認められる一方で、大手の企業でトップレベル、さらに業界でもトップレベルの仕事をこなす技術者や研究者の年俸は、他の同僚より高々百万円程度高い程度であるのが実情です。日本でも有数の研究者の年俸も多くは、高々1千万円台にとどまるのが現状でしょう。国の屋台骨とも言うべき産業分野のトップレベルの人材の処遇が、外貨獲得には全く寄与しない国内に限定された業種より低いという矛盾を解消することから出発しないと、どのような政策も実を結ぶことは無いと思います。とりわけ成果主義を唱えながら、優秀な特許を獲得して社業に貢献する技術者に払う対価を小遣い程度に抑えようとする日本の経営者の見識の無さに失望しますが、35条の改正における国の姿勢も、多くの技術者研究者を失望させました。一連の特許補償金裁判も何故か成果主義の風潮と逆行して全体主義を支持していて、国策と一貫していない結果に現場の技術者は戸惑い、失望しています。</p> <p>困難な研究や開発に取り組むより、立ち回りよく上司に好かれる人のほうが出世が早く、結果的に年収も多い、そんな昔ながらのマネージメントが営々と続けられているのを打破する絶好の機会が失われた今、本政策審議会において、このままで良いのか、是非この視点からの真摯な議論を望みます。</p> <p>参考までに私の勤務先の知財権補償金規定では支払額の上限こそ撤廃されたものの、試算によると、100億円のローヤリティ収入に対して1千万円の補償金を支払うと言うもので、発明者が会社にもたらした利益の1000分の1と言う信じがたいものです。これでは実質的に億円プレーヤーは絶対に生まれません。</p> <p>発明を生み出すのに会社の設備や研究費を使うことが大きな理由とされていますが、発明がなされなかった場合の逸失利益を考えれば、何の合理性もありません。なぜなら頭の中の問題(発明)は経営者が察知してコントロールできるものではないため、発明を考えても自分に大した利益が無いと感じれば、提案しないでやり過ごしてしまうのです。このような研究開発者は少なからず私の周りで見られます。</p> <p>今の日本式経営の欠点は、この逸失利益に気づいているリーダが少ないと言うことにあります。スーパープレーヤーは研究開発の分野にこそ必要であり、厚遇することで、研究開発のスタープレーヤーを夢見る子供たちが増えることが日本の知財立国の起点となるという事を是非</p> |

| | |
|----|--|
| | 真摯に議論していただきたいと思います。 |
| 8 | <p>私は、長年民間会社の研究開発部門に勤務し、その間数多くの特許も出願してきました。実用化された技術も多く、会社には多大な貢献をしたと自負しております。</p> <p>しかし、会社の規程では発明に対する補償は、特許出願に要した努力等に比較して余りにも少なく、給与面へはほとんど考慮されていないのが実情でした。現時点でも規程の改正がなされていません。</p> <p>もとより、特許法35条の改正があり、発明者への補償に関しては以前より法的に整備されたことは存じていますが、実情は一従業員の主張などは無視されており、憤慨に堪えません。</p> <p>個人と会社の対立になると、個人が圧倒的に不利な立場となることは目に見えています。このことから、泣き寝入りしている発明者は私の回りにも数多くいました。ぜひ、発明者への補償は強制力を持たせる形での法律をして下さい。このことを「推進計画」にぜひ盛り込んで戴きたいと思います。</p> <p>知財立国への道は、先ず発明者への補償に強制力を持たせることが第一と信じています。</p> |
| 9 | 種苗等の輸出奨励策は、種苗業者や商社による輸入を奨励することとなり、ひいては、輸入農産物との競合により国内農業を圧迫することとなりかねない。 |
| 10 | <p>県の種苗関係の担当をしています。2点提案したいと思います。</p> <p>1 農産物知的財産に係る業務の農水の出先機関での分担について</p> <p>現在、種苗法に基づく品種登録や、法改正に係る質問などは各自治体から農水省の種苗課へ直接問い合わせをしております。</p> <p>しかし、農水の出先機関である農政局や農政事務所は種苗法などに係る業務にあまりタッチしていないようです(事務分掌としては割り当てられているのかもしれませんが…)。今後、法律や制度の周知については県でも行っていきますが、やはり国の出先機関の協力が必要ですので御検討ください。</p> <p>2 農林水産業の知的財産権等に係るアドバイス機関の設置について</p> <p>県の主催で「農産物知的財産研修会」などを開催するときに、種苗法や特許(農業に関する)に精通しているアドバイザーがいれば講演を依頼することができますかと思っておりますので御検討ください。</p> |
| 11 | <p>審査の迅速化のために、審査の拒絶理由において、拒絶理由のない請求項を、明示したらいかがでしょうか？</p> <p>日本の審査の拒絶理由においては、二回目以降の拒絶理由に記載されなかった理由についても、それ以前の拒絶理由において通知されていた理由は、必ずしも解消しているとは限らない、という運用がされていて、しかも、この実務は、少なくない判決により支持されています。</p> <p>しかしながら、拒絶理由がない請求項を、各々の拒絶理由・査定において、明示することにより、出願人の便宜を図り、保険の意味で出願する、本来的には不要な分割出願を減少させ、更</p> |

| | |
|----|---|
| | に、余計な補正手続や、意見書における本来解消しているかもしれない拒絶理由に対する主張を排除することができ、審査の迅速化にかなり資するよう思います。 |
| 12 | <p>1 特許特別会計のあり方を、きちんと検討すべきでしょう。料金が高すぎないですか？特許庁には暇そうな審判官も多いので、そういう人たちは解雇して民の立場たる弁理士として活躍してもらったらいいのではないですか？特許庁は、公用車も多いですよ。他省庁ではアルバイトにやらせている秘書業務も正規職員にやらせているなんて、おかしいじゃないですか。特許庁内のシステムは夜時間が来ると自動的に動かなくなると思いますが、審査官によっては夜に能率が上がる人もいるわけだし、他の役所と同様24時間使えるようにすべきではないですか？</p> <p>2 TLOは経済産業省の支援がないとつぶれるところが多いようですね。公費を注入してつらぬ延命はすべきではないと思います。はっきりいって、TLO支援策は政策の失敗でしょう。米国ですらほとんどのTLOは採算が取れていないのですから。</p> |
| 13 | <p>意見 知的財産専門人材に、弁護士と弁理士の他、行政書士を加えるべきである。</p> <p>理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 知的財産の流通人材が弁理士と弁護士のみでは不足している。 2. 行政書士は、すでに地域の企業と強い結びつきがあり、特許流通人材として適任である。 3. 行政書士は権利義務に関する法律文書(契約書など)の作成を業とする国家資格者である。(行政書士法1条の2, 法1条の3) 4. 特許権の譲渡などがあつた際の、特許庁への特許原簿への登録に関する申請書の作成は、行政書士の独占業務である。(ただし、弁護士と弁理士は扱える。) 5. 文化庁への著作権関係の登録は行政書士の独占業務である。(ただし、弁護士は扱える。) 6. 弁護士と同様に行政書士も知的財産に関する研修を組織的に行っており、現に行政書士による弁理士試験の合格率は、他の選択科目免除者に比べて2倍程度にのぼる。 7. 行政書士は、組織的に知的財産専門職大学院の教授を招いて研修を繰り返し行うなど、知的財産に関する専門人材育成に熱心である。 7. 知的財産専門人材に、行政書士を加えない特段の理由がない。 |
| 14 | <p>弁理士試験・研修制度の見直しを提言に盛り込むべきである。弁理士試験制度は、単純な出願代理業を念頭においた明治32年当時と基本的には同じ構造をとっている。しかし現在の弁理士の社会的機能ははるかに深化しかつ多様化しており、活用を意識した特許や商標などの総合的知財マネジメントや、特許出願を通じた技術創造活動への組織的、創造的活動に従事していることから、そのような活動が逆に現在の弁理士の社会的機能として広く認識され、ユーザーからも弁理士のコアコンピタンスと見なされている。この点、明治32年当時の弁理士試験制度の骨格を形成した時期とは、現在の弁理士の役割は当然ながら大きく変化しているのであり、このことを再認識した上で、さらに弁理士の将来像とあわせて、試験制度の見直しを行うことが重要であると考えられる。</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>具体的には、弁理士の基礎的能力を構成する論理性を如試験で担保することは重要であるが、論理性が担保されていないとされる現行論文試験制度の見直しなどの検討が必要と考えられる。また特に実務経験のない合格者に対する研修制度の検討の必要性も検討する必要があると思われる。いずれにしても弁理士の将来像とあわせて、この国家資格を如何にしてユーザーの視点で運用していくかという観点をもって、緻密な議論を行うべきであると考えられる。</p> |
| 15 | <p>「知的財産推進計画2006」策定に向けての意見募集の情報を確認し、現場レベルでの意見を述べさせていただきます。</p> <p>以前から著作権という内容は認識していましたが、なかなか本格的に学習する機会がありませんでした。大学での法律専攻時も同様でした。最近になって「知的財産」に注目が集まり、ますます日本経済の再活性化の切り札としての期待も高まっていると認識しています。小泉首相も2002年施政方針演説で「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とします」と明言されています。</p> <p>私達の後輩や子供達は、多彩な想像力や創作力を持ち、数多くの作品として残そうとしています。私達音楽業界にとって、これらの作品群を正当に評価し、紹介し、また保護することが最重要事であると、私は考えます。仕事上、台湾や中国等と接することがあります。音楽CDを違法コピーし販売する海賊盤が後をたたない問題が継続している。この点で、日本の著作権保護は世界に例を見ない、知的財産保護の模範的</p> <p>国家であると認識を新たにします。</p> <p>また、日本国内で制作された作品が、日本全国に同時期に流通されることも他国と比較して、抜きん出ています。まさに「ユーザーが豊かにコンテンツを楽しむ」ことになり、音楽文化の「創造 - 保護 - 活用の知的創造サイクル」が維持されていきます。</p> <p>知的創造サイクルを可能にしている根幹が「著作物再販制度」です。長い歴史の中、日本全国のリスナーが、自分の好む音楽を楽しむことができ、その中から沢山の品格のある国際人が育ってきました。技術は、アナログからデジタル、配信と変化はしますが、音楽創造は変わらず、老若男女にわたって「良い音楽」を待ち望んでいます。そのために、音楽再販制度を活字文化と同様に保護していただきたい。世の中の音楽がヒット物だけになってしまいます。</p> <p>以上、纏まりのない意見を述べさせていただきました。政府が知的財産推進計画を発表したのが2003年と記憶しています。是非、「知的財産推進計画2006」は</p> <p>、公平な立場から審議いただき、広く国民に首相の「戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化する」ことを訴えていただきたい。</p> |

| | |
|----|--|
| 16 | <p>「知的財産推進計画2006」に盛り込むべき政策事項</p> <p>1. 一般技術文献の電子化と特許分類の付与 「知的財産立国」の実現を図るには、まさしく「知財創造サイクル」を早く大きく回すことである。出願審査の迅速化もサイクルを早く回す方法の一つであるが、「自分のした発明が世界的にどのような位置付けにあるか」の答えを瞬時に知らしめることにより、知的興味に即座の刺激を与えることが最も有効な方法と考える。 その為には、特許文献のみならず技術文献の情報をも迅速で確実に検索出来る仕組みが必要であり、一般技術文献も電子化して特許分類を付与し、特許文献と同等の検索と出力ができるシステムを構築すべきである。 著作権法の壁があるかも知れないが、国策事項として推進すべきである。</p> <p>2. 外国語の機械翻訳ソフトの開発強化 特許文献や技術文献を確実に翻訳するソフトを、国策として早急に開発すべきである。</p> <p>3. 企業の研究開発に対する税的優遇の強化 知的財産推進計画は、知財創造の拠りどころを主に大学に求めているが、発明とその実用化の両方の対応に人材力を持ち、我が国の産業の発達に直接的に寄与できるのは企業である。国策として知財財産を推進するのであれば、企業の研究開発力向上に直接的支援(税的優遇)を与えるべきである。</p> <p>4. 特許特区の設立 研究開発施設の誘致にさらなる優遇を与え、税的優遇や特許技術情報の安価提供、弁理士による集中的支援、特許取得費用の無料化等が実現できる特許特区を設ける。</p> <p>5. 権利期間の短縮化 権利期間の長期化は、「知財創造サイクル」の回転を遅らせる要素の一つである。バブル崩壊後、過去の知的遺産で食いつなぐ時代を早く終わらせなければ将来は無い。 権利期間を短縮して、「知財創造サイクル」を早く大きく回し、世界に冠たる日本で有らねばならない。他国と比較した権利期間の横並びの必要性は無いと思う。</p> <p>以上</p> |
| 17 | <p>所謂「ソフトウェア特許」が日本経済発展にとって有益かどうかの検証の必要性</p> <p>日本は従来米国の後を追いかける形で「ソフトウェア特許」を認め、特許法にもプログラム等の特許の対象とすることを明記した。しかしながら、昨今の松下電産対ジャスト・システムの特</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>許訴訟、米国におけるNTP対RIM訴訟あるいは欧州におけるソフトウェア特許反対の動き等に観られるように、殆ど投資せずに広範な権利を確保できるソフトウェア特許については経済発展を促進するというよりもむしろ阻害するものでないかと懸念されている。</p> <p>ソフトウェア特許が真に経済発展に寄与するものなのかどうか、検証が必要と考えられる。</p> |
| 18 | <p>技術移転 流通アドバイザー等 2006 のテーマの一つと思われませんが中小や個人は量でわなく質の部分かと感じますが 弁理士の方たちに成功報酬などの契約おすることわ良いいでしょうか？ 問題はあるかもしれませんが 登録されたり拒絶されたりしている内容や 企業や中小の情報も持っているわけですから アドバイザーの方たちと一諸に 仲介などしていただけたらと思います。</p> |
| 19 | <p>弁理士過疎地域を無くす(単なる都道府県レベルではなく、誰でも移動時間1時間程度以内で弁理士にアクセスできるような環境を提供すべき。)</p> <p>弁護士会を倣って、弁理士過疎地域に公設の特許事務所を設立することを推進する。</p> |
| 20 | <p>項目「知的財産に関連する法律の英訳を国際的に発信する」について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 翻訳が遅々として進まないのは、政府の方針が固まっていないことだと思量される。そのため、総理は、自身の口で、是非とも英訳推進を語るべきである。 2. 最近の大学院においては、英語だけではなく、中国語など、英語圏以外の国もその学問の対象となっている。「英訳」に限定せず、中国語、またヒンディー語など、知財分野での先進国の言語もその対象に含めるべきである。 3. そもそも、英訳した法令というものは、それ自身が大いなる財産であり、知財保護の観点以外でも、肅々と進めるべきである。 |
| 21 | <p>国を挙げての、「知的財産立国」実現に向けた取組はかなり浸透し、社会一般に具体的広がりを持って展開されてきている現状であると思います。今や研究開発は、一部優良企業の専門部門や大学及び公的研究機関の限られた範疇のものではなくなっています。ノウハウ事項も含め、中小企業や各種団体及び個人レベルでも様々な展開がなされております。</p> <p>こうした中、権利化された知的所有権に関わる紛争の増加もさることながら、開発推進の途中段階から様々なトラブルが起こっております。先日 NCIP 主催による知的所有権に関するセミナーで、特許流通の事例紹介の中で、発表者の特許流通アドバイザーも、成功事例と併せてトラブルの発生も多くあり、係争に発展しているものもあり、特許流通の展開に当たり、慎重に取り組む様にして欲しい旨の説明もされておりました。</p> <p>本意見者も、おおむね一年間の技術開発取組を棒に振る経験を致しました。丸々自己負担持ち出しで、実用化段階に達した時点で依頼元企業に逃げられた形になりました。</p> |

本意見者は、34年間の在職期間中10年間は研究開発部門に身を置きました。研究開発に係る治具装置周りを、研究者の要請を受けて、研究開発の内容に沿うべく設計製作し改良を重ねる職務を担当した経験を元に、「半農の個人発明家」を標榜している者でございます。長期的な自らの第二の人生ライフワークに基づき、小規模な開発体制は整えているものの、資力に貧しい個人でございます。個人として弁護士に依頼し、司法展開する実力はございません。

なんとか公的支援を受けて投資回収はできないものかと、

- ・地方の労働問題相談機関(面談)
- ・無料法律相談(地方の弁護士)
- ・公正取引委員会相談窓口(TEL)
- ・経済産業省中小企業相談窓口(TEL)
- ・経済産業省中小企業相談窓口(TEL)紹介による長野県中小企業振興公社相談窓口(面談)

といった相談活動と、インターネット活用により、現行法と各種行政機関のサービス調査を進めました。

思い付く対策は最大限努力したつもりですが、「現行法制下」では

【技術開発に係る事項は、あくまで商取引であり民事扱いとなる】

【行政機関として指導介入は難しい】

との結論に達し

「今回の経過は、個人展開開始に当たっての授業料！！」

とするしかない状況となっております。

この経験を基に、技術開発職種が、下請法運用下の「取引内容で対象となる取引の定め」に取り込まれる法整備の必要性を痛感し、意見を申し述べるものでございます。

【知的財産を核とした様々な研究開発活動が、下請代金支払遅延防止法摘要の役務対象として公正取引委員会で扱える現行法整備】

【研究開発職務遂行が労働(問題)として扱える現行法整備】

を、「知的財産立国」実現に向けた取組方針の中に盛り込んで頂きたいと思えます。

これからの日本を支えるであろう、日本国民レベルで展開される「知的財産立国」

実現に向けた取組を、是非とも行政機関が実務労働として指導支援できる現行法体制を構築して頂きたいと考えます。

短期に利益効果を生むことの少ないリスクの大きい、成果物として物体及び物量的把握の困難なケースの多い技術開発は、ノウハウの構築を含め、量産下請けのしがらみの中で、無償供与的に関係弱者に上手く持っていく企業活動の実態を、本意見者の前述事例の経過途中で感じてまいりました。本例は氷山の一角であり、様々なトラブルが弱者泣き寝入りの形で実在しているであろうと推測しております。

公正取引委員会報道発表勧告を拝見致しますと、弱者救済の実行が進められている様子が理解され、行政機関の取組効果の評価が確認できます。こうした取組を、研究開発にまつわる

| | |
|----|---|
| | <p>諸々の活動を、下請法関連運用の、「取引内容で対象なる取引」に組み入れることは、国民的レベルでの「知的財産立国」実現に向けた取組をより活性化させることに資するものであると考えます。</p> <p>以上</p> |
| 22 | <p>知的財産推進計画2006の「第3章 知的財産の活用 中小・ベンチャー企業を支援する(2)研究開発や知的財産の権利取得を支援する 2)知的財産の権利取得を支援する」について、意見を述べます。</p> <p>この項目の中に「)2005年度から、中小・ベンチャー企業の費用負担を軽減するため、現行の審査請求料・特許料の減免措置の利用の抜本的な拡大を図るとともに、…」という記載があります。</p> <p>特許庁が認めている現状の減免措置は、研究開発費が売上の3%以上で、それを証明する書面を添付して経済産業局に申請して確認書をもらう必要があるなど、要件と手続の煩雑さの両面で、中小企業にとってハードルが高すぎて、実際の利用は極めて少ないというのが実態です。このような実態を考えれば、要件をもっと緩和すべき(例えば研究開発費が売上の1-2%でも認めてよいはず)と思いますし、手続もより簡素化すべきと思います。</p> <p>私は、米国の特許法施行規則で認められている、「各特許出願ごとに、個人や500人以下の中小企業が、小規模団体であることを示す書面に署名して特許局に提出するだけで、特許局の手数料の半額納付を認めるという制度」を、日本にも導入すべきと思います。提出の手続はオンラインでも可能にしてよいと思います。</p> <p>このような制度を導入しないと、中小企業や個人による減免措置の利用は全く期待できないと思います。</p> <p>また、このような制度を導入しても、もともと中小企業や個人の出願は全体の10数%以下でしょうから、特許庁の全体の予算にはほとんど影響しないので問題はないと思います。</p> |
| 23 | <p>以下の内容につきまして、是非ともご検討をお願い申し上げます。</p> <p>1. 知的財産情報の専門家を認定するための国家資格の創設</p> <p>現在の制度では、弁理士試験、民間の情報検索応用能力試験(1級、2級)があるだけであり、知的財産情報の専門家の評価、認定のための本格的な国家資格の創設を強く要望します。既存の技術士試験、情報処理技術者試験でも対応できるものではありません。このため、知的財産情報の実務家と言われる人達は、情報学、知的財産マネジメント、技術経営などで大学院博士課程に進学する、もしくは論文博士制度を利用して、博士(情報学、技術経営、学術)を取る方向に動いています。</p> <p>2. 著作権法の専門家を認定するための国家資格 / 試験等の整備</p> <p>現状では、弁理士、弁護士とも、著作権法を専門に扱える人材は限定されています。また、著作権法の専門家を認定する資格試験も、でき始めている状況です。弁理士試験で、1次試験</p> |

| | |
|----|---|
| | <p>で著作権法の試験がある、知的財産検定で、著作権法が出題される程度であり、著作権に特化した資格試験は、民間試験である、ビジネス著作権検定しかありません。これらのことから、むしろ、大学院で、知的財産法を専攻し、著作権法で修士論文を書き、修士(法学、学術)を取得しているほうが、著作権法の専門家として評価される向きもあります。従いまして、上記の現状などから、著作権法の専門家を認定するための国家資格 / 試験等の整備も併せてお願い申し上げます。</p> |
| 23 | <p>「知的財産推進計画 2006 に盛り込むべき政策事項」についての意見 意見： 「全国知財専門人材による総合的知財推進インフラを構築する。」を盛り込まれたい。 「知財制度と知財政策の各内部および相互の不整合化を解消する。」を盛り込まれたい。 理由： 「人材の質的量的不足の急速な解消が困難であること」、および、「現行体制では、創造の独占利益確保と、活用の迅速性普遍性確保の両立が困難である場合も多いこと」の二つの脆弱点を補綴するため、「人材融合体制」、および、「不整合解消対策」の緊急樹立が必要と考えます。 すなわち、知財戦略の制度整備が進捗した第1期を受けて、その実効性確保が第2期の主眼になると考えますが、現在の推進体制に内在する上記脆弱点への対策として、「各専門職種が相互に機能を補完し合って、量的不足と分布の偏在を補綴する総合的人材インフラを構築すること」、および、「知財権の独占利益確保と知財の共用財化・公共財化の急進に伴う制度と政策の不整合化に対処すること」を目的とする上記2事項を盛り込み、知財サイクル拡大の実効を挙げる基盤を強固にしていきたいと存じます。 先ず、意見 について： 1-1 知的財産基本法は、国際競争力の強化を目的に掲げて制定されましたが、例えば米国では、わが国の20倍に達する弁護士人口が、司法修習生の過程なく全米に形成され、知財弁護士の母体となっていること、弁護士は原則として商標出願代理士たり得るので、わが国弁理士の構成と制度を異にすること、弁護士は特許代理士資格を得ることにより特許弁護士となり得ることなど、資格取得のコスト面や職域画定面での相違があると考えますが、米国型への接近を可としているのか否かは、ほとんど示されていません。例えば、特許庁の年次報告のように、わが国弁理士と米国特許代理士を同一職務として対比すれば、既に両者同数ですが、現在のわが国弁理士の職務法制からの評価と、収入構成からの評価とでは、員数対比の数値が著しく異なり、対比の基礎を欠きます(詳述するとゴタつくので省略)。 従って、各種知財人材の機能を効率的に総合して、わが国人材全体としての強固な国際競争力を発揮することが、實際上、急務と考えます。 1-2 すなわち、わが国の知財専門人材12万人計画の達成には長期間を要するとされていますから、知財各職種のネットワークをさらにネットワーク化して、知財人材インフラの総合的な機能が発揮されること。および、インフラ端末の全国分布により、「専門業務の画定と融合の両</p> |

立」、「中央インフラと地方インフラの均衡」を達成することが、現時点での実際的な対応と考えます。知財インフラ構想の立案・運営本部としては、創設予定の「知財人材育成推進協議会」(総合戦略 14 ペ - ジ)を、「知財人材育成活用協議会」に拡充し、これに当たらせることが適当と考えます。

1-3 既に知的財産推進計画 2006 の骨子を示した「知的創造サイクルに関する重点課題の推進方策」(2006-01-30:内閣知的財産戦略本部:以下「推進方策」)は、「知的財人材育成総合戦略」(2006-01-30:内閣知的財産戦略本部:以下「人材総合戦略」)の確実な実施を強調していますが、「総合戦略」の意義は、多様な専門分野の知財専門人材の質的量的増強と共に、知財専門人材の総合力を発揮させるべく、知財インフラとして組織的に機能を果たしてゆくことが期されているものと考えます。換言すれば、各種知財人材漸増の「相乗効果」が、知財人材の活動の融合と連携により発揮されることが、国際競争力の迅速な強化のため必須とされたと考えます。

ひるがえって、「弁理士の、国費負担による登録前研修を制度化すること」(2005-12-21:日本弁理士会総会決議)は、弁護士との均衡上(司法修習生の給与を含む全額国費負担)からも妥当と考えられますが、早急には間に合わず、従って、公益に適する専権を維持しつつ、資格標榜業務については各分野・各職域の知財専門人材が機能を融合して人材インフラを構成することが適切と考えます。

1-4 具体的要望として、知的財産推進計画 2006 に、「知財人材育成活用協議会を創設し、多種多様な職域の知財人材が全国にわたり連携して知的財産推進計画 2006 の実施に当たる。」を加えること、すなわち、(総合戦略第2節 を増強して、知的財産推進計画 2006 の特記項目とすることを要望します。

1-5 さらに、「前項の協議会は全国協議会と地方協議会をもって構成し、構成メンバ - に、総合戦略第2節 1に掲げる団体のほか、知財信託会、税理士会、司法書士会、行政書士会、商工会議所、商工会の各全国および地方組織を含むものとする。」を加えることを要望します。(司法書士は、知財訴訟書類の作成代行権、認定司法書士は簡裁訴訟の単独訴訟代理権を有します。行政書士は、地域ブランドの前提である協同組合等の設立手続やコンテンツ創造の物的施設建設等に関与します。税理士は、相続税等、課税対象知財の定額価値評価を行います。商工会議所約500と商工会約3000は、国費半額補助の経営改善普及員約7000人を全国に分布させています。これらが全国知財人材ネットワークを構成して、実質的に融合人材のインフラ機能を遂行することが望まれま

なお、「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」(2006-01-17:経産省・特許庁)は、「全国の商工会に知財駆込み寺を設置し、中小企業の出願等を具体的に支援する」とし、18年度から実施すると明記しています。

1-5 推進方策(27 ペ - ジ)の「弁理士の地方展開を促す。弁護士過疎地に弁護士常駐型の公設事務所を設置する日本弁護士連合会の取組にならい、日本弁理士会による弁理士の地方開業を支援する制度の構築を促す」という案は、弁護士業務の一般的普遍性に基づく業務機

会の遍在(金融取立等)に対し、弁理士業務の極めて多岐化する高度先端専門分化の趨勢が、顕著な相違を示し、特定少数弁理士の常駐では地域の需要に即応し得ないことなど、弁護士と弁理士の業務の本質の相違を看過しているので、直ちには同意を表明し難いと考えます。推進方策の原案を活かすとすれば、「日本弁理士会が構築しつつある地方組織の展開を促すと共に、弁理士が知財人材インフラ協議会の中核として、多種多様な人材群との連携により、過疎地の需要に即応するよう促す。」とされることを要望します。

なお、弁護士過疎対策の「公設事務所」とは、全国 101 の弁護士過疎地域のうち、46 の「ゼロワン地域」を優先対象として、弁護士の現地開業を促し、弁護士会がこれらに、開設費補助のほか、運営費として年間各 1000 万円～2000 万円以内を援助するとしているものですが、弁護士業務対象の遍在と弁理士業務対象の偏在等、両士業成立の基盤は著しく様相を異にします。

1-6 推進方策(26 ページ)の「中小企業・ベンチャー - の一般的な相談先である中小企業診断士、商工会議所職員等に対し知的財産の啓発を行うことにより、知的財産の問題を認識していない相談者についても、知的財産に関するアドバイスが可能な体制の整備を促す」ことは、弁理士の相談業務の地方浸透を補完する意味で極めて適切と考えます。商工会議所の5倍以上の数をもつ商工会(商工会法)を例示に加えると共に、知財人材インフラにおいて弁理士が、上記職員の専門的指導に当たる体制を確立すべきであると考えます。

次に、意見 について:

知財創造の対価として独占利益を付与するという知財制度の根幹が、様々な局面で、知財の共用財化(内外企業グループでの共用、コンテンツ普及等)、公共財化(人類全体の福祉への寄与等)の実効発揮と拮抗しつつあります。拮抗現象は多様ですが、例えば次の例のような典型的事例に即して、「推進方策」が対策を明示されることを要望いたします。

2-1 推進方策に示された「研究における他者の特許発明の使用を円滑化する」(リサーチ - ツール問題の解決)、「強く広い特許群取得のためのプロジェクト型協同研究を推進する」(その成果の共用についても述べられたい)、「特許発明のライセンスを促進する」(共有特許のライセンスにおける共有者同意の不要化)、「標準化に関するル - ルを整備する(国際電気通信機構の Patent Policy - による必須特許の実施許諾宣明等)」、「中小企業の知財駆け込み寺を整備する」(大企業に共用させる結果としての権利被奪取の奪還)、「知財権行使がイノベーションを阻害する場合に対応する」(ソフトウェア間相互運用性の確保を特許権が阻害する場合への対処)の諸項目は、共用・公共利用に伴う企業間利害の拮抗を内臓し、対策の不整合を示していますから、同一範疇の項目として、知的財産推進計画 2006 に別掲ないし再掲して強調されることを要望します。

2-2 特に「共用」については、企業は特許権と共にノウハウ等を戦略的に結合しますから、企業の知財セキュリティと知財共用の両全が課題となり、また、系列中小企業を含む大企業の知財戦略が当該中小企業の全知財を自社の排他的権利として収納することを指向するのに対して、当該中小企業はこれを「収奪」と考えます。旧職務発明の強行規定のように、「発明中小企

| | |
|----|--|
| | <p>業に帰属」を法定するなどの提案がなされることを望みます。</p> <p>2-3 大企業間でも、国内外の大企業と知財連携することが必要で、特許の共用と秘匿知財セキュリティの両全、すなわち、「友愛と猜疑」の並存状況に適する制度・政策の検討を盛り込まれたい。</p> <p>2-4 国際標準化政策は、国家政策と多国籍企業戦略が拮抗する局面であり、「先ず国内標準化を達成し、国際標準化を勝ち取る」という公式は、建前たるに過ぎないと考えます。国内外にわたる複数の企業連合がグローバル市場の制覇をデファクトに競い、単数制覇ならば単一国際標準化となるが、複数制覇ならば、第3世代移動通信のITU国際標準化におけるファミリー・コンセプトのように、事後に体裁を整える結果となるので、あくまで、現実に即した方策を盛り込まれることを要望します。</p> <p>2-5 別の局面であるデジタルコンテンツの創造と活用に関して、著作権保護とその流通関連発明活用の利害撞着の調整、例えば、「著作権を許可権から報酬請求権に変革する」という弁護士(個人)パブコメを、どの程度盛り込めるか、関心が持たれます。著作権と特許権を併せて「創造権」として把握する考え方に当て嵌めれば、特許の強制実施権のグローバルな容認(タミフル等の例)による実質的な「創造権を、許可権から実施料請求権に変革する」制度・政策革新が想定されますが、このような基本的事項の、少なくとも「検討」が盛り込まれることを、要望いたします。</p> <p>特にデジタルコンテンツ WG へのパブコメには、下記要約のような激しい意見が見られますが、関係当事者間の感情的齟齬を防止するためにも、「検討」を早めることが望まれます。以下パブコメの例。</p> <p>2-5-1 「わが国のデジタルコンテンツの発展を妨げる抵抗勢力は、著作利権ビジネスである。」</p> <p>2-5-2 「JASRAC(音楽著作権管理信託機構)の、非商用的利用に対しても高額な著作権料を要求する管理の実態が、デジタルコンテンツの普及を妨げている。」</p> <p>2-5-3 「米国のフェアユースやクリエイティブコモンズの考え方を、わが国の中間著作権者は理解できない。」</p> <p>2-5-4 「ユ・ザ - 大国を目指すとしているのに、エンドユ・ザ - の利便性を考慮しないコンテンツホルダ - の方策により、内外の市場の展望が見えない。」</p> <p>2-5-5 「電子書籍にも再販制度的在り方が残存し、普及を妨げている。」</p> <p>2-5-6 「中古ゲ - ムソフト売買の合法性について、司法判断が尊重されていない。」</p> <p>2-5-7 「放送と IP の融合が携帯電話システムに及ぼす影響について、方策が樹立されていない。」</p> <p>上記例示のように、知財制度および方策の内外に顕在化しつつある撞着を明認し、これらを解決する段取りを盛り込まれるよう、要望申しあげます。(以上)</p> |
| 24 | <p>知的財産推進計画2006に盛り込むべき事項のひとつとして、英語・外国語の教育を、学校そして民間レベルで真剣に行うことを提案します。</p> |

欧州の人たちが町でアジア人に遭遇したとき、真っ先に頭をよぎるのが「この人とは言葉のコミュニケーションがとれるのだろうか。話したとしてもアクセントが強すぎて理解できないかもしれない。」という考えだろうと、欧州に住んでいる経験から想像します。近隣の東アジアの人たちは、私たち日本人に比べれば積極的で、強い訛りにかかわらず説明しようとしています。日本人が発言する機会を与えられたら、しどろもどろになり、にやにや笑ってやり過ごそうとしたり、または遠回りに説明して問題の核心に迫らず結果が後回しになり、欧米の人たちは待ちきれず話題を他のところに持っていったりします。

欧米のいわゆる中・小規模の国に注目してみてください。スウェーデンやオランダに住む人のほとんど(!)が、英語でのコミュニケーションをとることができます。彼らは言葉の重要性というものを、他国との関係において強く認識しているのです。そして、「言わなくても分かってくれるだろう」という考えが通用するのは日本だけなのかもしれません。必要なのは、日本についての特に良い部分を、(改善すべき点を理解した上で)積極的にわかりやすく他国に主張することだと思います。

欧州においては、華僑または中国人の存在がアジア人の中では大きな地位を占めています。それが身近に感じられているかは別として、すぐ目にする存在になっています。中国からの旅行団体の数は、数年後には日本のそれを上回るだろうと言われています。中国旅行者は爆発的に増えるだろうから、欧州の観光産業界は中国旅行者に注目し、最近では中国語でのパンフレットが日本語のよりも目立つようになりました。

そんな状況の中で、日本人は顔の見えない淡白な存在です。すでにご存知の話でしょうが、日本人が欧州で日本人かと話しかけられることは少なく、はっきり言わなければ中国人だと思われると思います。また主張しないものだから、日本人が近くにいたとしても日本人についての知識を深める機会が与えられず、結局日本人についての偏見(カメラを持って欧州各地をいっぺんに短期間で旅行するとか、自動車やカメラの根本的な知識を欧米から盗んでコピーし、それで経済的に豊かになった、など)が次の世代に渡されていくのです。「日本ブランドの確立」とその(生身の日本人による)「情報発信」は、とても重要なことだと思います。

そして英語または外国語が話せられるというのは、カッコいいと思われるためではなく、世界の他の国に住む一般の人々が「日本は・日本人はこういうものなんだ」と理解するためには必要なことなのです。周りを海に囲まれて暮らしている日本人にとっては感じにくいことかもしれませんが、国境が他の国々に接している国の住人にとっては、外国語での意思の疎通は日常において必須のことなのです。

1. 商標法の新法化(特許法の準用なき新法としての構築)

(1) 法目的及び保護法益の相違

商標法は、需要者の保護が法目的の一つであるが、特許法、実用新案法及び意匠法には斯かる法目的はない。また、特許法等は創作物が保護対象であるが、商標法は、使用により化体した業務上の信用が保護対象である。

(2) 四法横並びによる弊害

- ・平成10年に改正された損害額の推定規定は、四法横並びとなっているが、商標法における保護法益は使用が前提であり、不使用の登録商標は保護法益がない。裁判所も、そのことを念頭において判断している。
- ・商標法は、特許法を多く準用しているため、商標法条約等により商標法を改正するために特許法の改正までもが必要となっている。
- ・商標法は、特許法の準用が多く、商標法を読んだだけでは商標法を理解することができず、ユーザーフレンドリーでない。なお、小生は、平成15年の産業構造審議会の商標制度小委員会に際し、特許法を準用しない商標法(素案)を当時の商標課審査基準室長であった小川宗一氏に手渡している。
- ・真正商品の並行輸入は、需要者保護の見地に基づくものであり、本来、商標法固有の問題であろう。

(3) アジアから新たな商標制度の発信

ヨーロッパ主導型の商標制度ではなく、審査主義国であるアジア諸国を中心として、世界に発信できるような商標制度の構築を抜本的に検討すべきである。ヨーロッパ型の商標制度は、ユーザーにとって決して望ましい制度ではない。

(4) 商標制度改正審議室の設置

なお、特許庁の改正審議室は、工業所有権法の四法全てを所轄しているが、商標法の改正は後回しになっている。この知的財産推進計画も、特許が中心であるため、商標制度は重要視されていない。事実、知的財産推進計画2005における商標問題は、特許に比べ、極僅かである。また、産業構造審議会の商標制度小委員会において議論された商標制度の重要事項についても、単に先送りされているだけであり、改正の目処が立っていない。この際、商標制度を抜本的に見直すために、商標を専門とする商標制度改正審議室を設け、検討すべきである。また、商標制度は、単に法改正マターだけではならず、運用によって左右される事項が極めて多い。以下に述べる地域団体商標制度についても、産業構造審議会における議論とは異なる方向で運用されるであろう事項が少なからずある。したがって、改正審議室と商標課との一体性が必要である。

2. 団体商標制度の改正に伴う地域団体商標制度の改革

(1) 団体商標の改正と地域団体商標との関係

3月7日に閣議決定された商標法の改正において、団体商標における出願人適格の緩和があるが、団体商標制度の下にある地域団体商標の問題点が何等検討されていない。また、団体商標の改正については、パブリックコメントの対象とならなかった点も問題である。

即ち、4月1日に施行される地域団体商標は、事業協同組合その他の特別法により設立された法人格ある組合のみ出願適格がある。一方、今回の団体商標制度の改正案では、商工会議所、商工会及びNPO団体も出願適格を有することになるが、これは団体商標に止まり、地域団体商標には適用されない。しかし、地域団体商標についても、団体商標と同様、かかる組合のみならず、商工会議所、商工会及びNPO団体もまた、出願適格が認められるべきである。何故なら、後述する(3)のとおり、この4月1日に施行される地域団体商標制度は、地域ブランドの保護のためではなく、商標権者となる組合の保護として利用される虞があるからである。加えて、地域団体商標においては、地方公共団体も出願適格が認められるべきである。

(2) 地方公共団体に係る商標権の譲渡

この4月1日から出願され登録される地域団体商標に係る商標権は、譲渡が認められていない。しかし、上記(1)において述べたとおり、商工会議所、商工会、NPO団体及び地方公共団体への譲渡が認められるべきである。

(3) 末端の農業従事者に対する通常使用権の確保

地域団体商標においては、全国組織の連合会、例えば、全国農業協同組合(以下、全農という。)もまた、主体要件を具備すると解されているため、地域団体商標の商標権者となり得る。この制度趣旨、即ち、競争力の強化と地域の活性化からすれば、全農による地域団体商標の登録は認められるべきではないと考える。まずこの点を主張しておく。

次に、全農による地域団体商標の登録が認められた場合、法定の通常使用権者は単一の農業協同組合であって、末端の農業従事者は法定の通常使用権を有していない。

全農または単一の農業協同組合は、末端の農業従事者に対し、農協ルートによる販売のみを強制し、他の販売ルートを利用した販売を認めない危険性が高い。しかし、かかる農業従事者によって生産された商品もまた、地域ブランド品であることに相違はない。また、肥料や飼料の強制も想定される。

したがって、全農等、末端の農業従事者が直接の構成員にならない者が商標権者となった場合、末端の農業従事者に対し、法定の通常使用権を認めるべきである。

3. 類似群の見直しと不使用商標対策

来年1月に改正施行予定の国際分類の改訂に伴い、産業構造審議会の商標制度小委員会では、類似群の見直しを提言しているが、實際上、時間的余裕がないため、場当たりの改正しか期待できず、他類間に跨る類似群の切り離し程度であると予想される。しかし、この際、類似群を早急に細分化することが肝要である。なお、類似群の細分化に際しては、特許庁商標課内で検討するだけでなく、業界の専門家を交えて検討し、幅広く意見聴取をすべきである。

また、使用する意思のない商品や役務の指定を認めず、使用意思のある商品・役務のみの指定を義務付ける方法を模索すべきである。そうすることが知的創造サイクル専門委員会において提唱された不使用商標対策の第1歩である。

さらに、不使用に基づく取消審判は、基本印紙代が55,000円、多区分の場合、1区分ごとに40,000円の印紙代が掛かり、高額である。また、商標権者が答弁しない場合、実質的な審理がなされず自動的に審決が送達される。したがって、より審判が請求しやすいように、低額化すべきである。

なお、知的創造サイクル専門委員会における商標問題は、僅か半ページしか記載がなかったが、このことこそ、知的創造サイクルを議論する際、商標が軽んじられていることを如実に物語っている。しかし、特許における知的創造サイクルをダイナミックに展開するのは、商標制度である。

また、一方で、防護標章制度廃止論や商標権の効力の拡大に関連し、ハウスマーク等、広範な商品・役務について保護する制度も検討すべきであろう。

4. 類似と混同概念

商標制度小委員会で、コンセント制度の導入が見送られ、中途半端な運用をしようとしている。拒絶理由が通知された出願人は、引用商標の商標権者からの説明書があれば、担当審査官はそれを勘案するという運用である。もとより、法的安定性とユーザーの立場からすれば、審査主義は堅持されることを希望するものである。また、非類似の商標についてまでコンセントを求めるつもりはない。しかし、コンセント制度を導入するには、類似と混同概念の明確化が必須である。つまり、類似ではあるが混同を生じないものについては、コンセントがあれば登録を認める等の方向性であろう。早急に検討を進めるべきである。

5. 書換制度の見直し

書換制度は、平成9年の法改正で導入されたが、全ての商標登録を国際分類に書き換えるには、なお10数年かかる。即ち、国際分類に書き換えずに更新することを認めた結果、日本分類のまま存続する商標権が残存するからである。

| | |
|----|---|
| | <p>この際、申請を待たず機械的に国際分類に書き換え、異論がある場合のみ審査をする方策を検討すべきである。</p> <p>6. その他</p> <p>商標や使用の定義を初め、早急に検討すべき事項は山積している。商標制度の抜本的な見直しを早急に進めることを切望する。</p> <p>以上</p> |
| 26 | <p>「知的財産推進計画 2006」の策定に向け意見提出するにあたり、先に知的財産戦略本部にてまとめられた「意見募集の結果」(知的財産戦略本部会合 第13回で配布された資料2-2)から私が共感した意見を引き、これを提出意見とさせていただきます。</p> <p>なお、「 」以下の段落では私の見解を補足してありますので、そちらも併せてお読み戴くようお願い申し上げます。</p> <p>(知的創造サイクル専門調査会関連分)</p> <p>A. 施行状況への全般的な意見</p> <p>(1) 成果について</p> <p>・全体的に、現在「知的財産推進計画 2005」などで挙げられている政策は各関係団体の要望を列挙しているに過ぎず、政策全体としてのまとまりや戦略性・計画性の点で弱点がある。特定の業種・職種・階層の「我田引水」的な政策が散見される。これは以前からも指摘されていたところであるが、「知的財産推進計画 2005」においても改善されることはなかった。知的創造サイクル専門調査会・コンテンツ専門調査会が先だって打ち出した方向性を「知的財産推進計画 2006」への的確に反映させることを期待するところである。その反映こそが知的財産戦略本部による戦略性・計画性を明らかにする第一歩と考える。</p> <p>これまでは管轄省の見込みを(関係団体の要望も含めて)「推進計画」としていたに過ぎない場合が多く、そこに戦略性・計画性が見られなかったのは上記指摘の通りである。例えば著作権関連(文部科学省)においては、私的録音録画補償金・著作権保護期間・権利制限等の項目が文化庁(文化審議会著作権分科会)策定の「検討課題」の内容をそのまま引き写しているだけだったという実態があった。これらの項目</p> |

に対してどのような方向性で臨むのか、知的創造サイクル専門調査会・コンテンツ専門調査会が打ち出した戦略性・計画性のもとに明らかにされることを期待している。特に「CD再販の廃止」「放送・通信の融合」等、コンテンツ流通(および市場拡大)を促すために必要な措置を知的財産推進計画の中でぜひ提言していただきたい。また著作権保護期間の延長など、コンテンツ流通の阻害要因となるようなものについては断固たる姿勢で拒否するよう望むところである(著作権保護期間延長の弊害については別項で述べる)。

(2) 課題・方向性について

- ・知的財産推進計画の基本的な方向性として、強大な権利者がわずかに発生するような知的財産制度体系よりも、国民ひとりひとりが利益を享受できるような制度にすべき。
- ・知的財産を商業利用し経済的利益を生ずる企業体の意向に沿った方向への進展は見られる。一方、知的財産を生み出す源泉である創作者本人の実質的な利益の増大のための施策は不十分。利用を促進するための権利調整の視点が欠如している。
- ・知的創造サイクルを早く大きく回すために、今後は、「保護」から「活用」に軸足を移した大胆な施策が必要な時期に来ている。
- ・ユーザー主体に立った次世代の知財制度の検討を開始するべき。

何事も、重要なのはバランス感覚である。現行の著作権制度や、それに対して実施されていた「知的財産推進計画」はコンテンツを既に所有している法人の利益のみに資する内容であった。それはクリエイター自身への利益還元やエンドユーザーの利便性への配慮を著しく欠いたものであり、現コンテンツホルダーが手持ちのコンテンツのみで利益を最大化する行為を助長させるだけのものでしかない。つまり、本来著作権制度によって確保されるべき未来の創作へのインセンティブを減少させかねない。

この「未来の創作へのインセンティブ」として私は次のようなものを想定している。「クリエイター自身が利益を得る」「コンテンツを多く流通させることで、これを楽しんで育つ次世代のクリエイターに資する」「コンテンツを安価に利用できるようにする(著作権切れ作品の有効利用)」「模倣の禁止を緩和し創作活動を奨励する(非営利の創作には翻案権侵害の適用をしないなど)」。

まず必要なのは、クリエイターに対する正常な利益還元の確保である。クリエイターの労働環境の改善と、利益分配の透明性を高めること。例えば JASRAC のような権利管理団体による使用料分配の透明性を高めて、一部の幹部だけが高給を得るような実態にメスをいれなければならない(参照:週刊ダイヤモンド 2005年9月17日号

「日本音楽著作権協会(ジャスラック) 使用料一〇〇〇億円の巨大利権・音楽を食い物にする呆れた実態」。以下の URL にて PDF が公表されている)。

<http://img.yahoo.co.jp/i/evt/magazine/news/08.pdf>

エンドユーザー視点で言わせてもらえば、まずコンテンツの流通を阻害する要因を取り除き、コンテンツの価格を市場競争に委ねることを徹底させる必要がある。現状、「商業用レコードの還流防止措置」を例示するまでもなく、コンテンツホルダーが「権利行使」と称してコンテンツ流通を拒むという事例が頻発している(音楽配信等で不当に禁止権を行使し、流通を妨害することもその一例である)。特に音楽レコードの分野においては、市場流通の決定権を(アーティスト=実演家ではなく)レコード製作者が握っているため、アーティストの希望に反して流通を止めている例が多い(いわゆる「廃盤」問題・ネット未配信問題である)。

日本レコード協会の発表によれば、2004年までのレコードカタログ数はほぼ横這いの状態である。これは、毎年発売される新譜の数と同じだけ廃盤が生じていたことを示している。2005年は前年比122%とカタログ数が増加しているが、これは新譜分と旧譜の廉価再発が影響しているものと思われる。しかしながらこれまで発売されてきたレコードの数(1980年代から1990年代では毎年2万枚を下らず、2000年以降でも1万5000タイトル前後で推移している)を考えれば廃盤問題が解消されるに十分なカタログ数ではないのは明らかだ。

2005年 新譜: 17,885 タイトル

カタログ: 140,222 タイトル

2004年 カタログ: 114,982 タイトル

日本レコード協会サイト「各種統計」より。

<http://www.riaj.or.jp/data/index.html>

エンドユーザーがコンテンツを購入するという行為こそがコンテンツ流通の推進力である。その買うべきコンテンツが一部コンテンツホルダーの怠慢で死蔵されているという実態は、知的財産戦略という観点から言っても好ましいものではない。現状、コンテンツホルダー自身による改善の兆しは薄く、国がメスを入れなければコンテンツ流通の活性化は達成されない。いつまでも“自浄作用”を期待しているようでは知的財産推進計画の実効も覚束ないだろう。

コンテンツ流通阻害要因としては次のようなものが考えられる。再販制。レコード還流防止措置。公衆送信権(禁止権とされる規定)。エンドユーザーの利便性を損なうコピーコントロール。著作権等管理事業者による一方的な使用料規程(規定に無

いと理由で許諾を拒む例も含む)。いずれも当事者だけに任せていたのでは一向に改善されない問題ばかりである。

・点検を行なうためには、実施の段階での効果測定が必須であるが、評価の基礎となる資料がそもそも不足している。

これから実行に移す知財推進計画、そして既に実施された推進計画のいずれの項目についても、実態調査を行なうことが必要である。そのためには「評価の基礎となる資料」を用意すべきであるし、このデータは広く国民に示さねばならない。一部の調査会社による恣意的な分析を回避するためにも、より多くの目に触れる形をとり、データの妥当な解釈をオープンに探るべきである。その結果、実行される予定の推進計画や実施済みのものが不相当と判断されるのなら、これの撤回も断行しなければならない(弊害が深刻化する前 早期のうちに対処されたい)。

上記のような調査による判断の前提として、知的財産戦略本部下の各専門調査会が打ち出した基本姿勢を貫くべきであろう。コンテンツの流通を拡大させること、そのためにはエンドユーザーの支持を得られるものを目指すという方向性だ(コンテンツホルダーの利益を不当に損なうものでないという条件は言わずもがな)。

C. 第14条(権利の付与の迅速化等)関連

(1)特許等の審査の迅速化

・全ての特許出願を一律に審査促進することは適切でない。
・権利活用の面から考えると、不安定な権利付与は後日の紛争を招くのみであり、審査の質の維持・向上が必要。

「特許等の審査の迅速化」で心配されるのは上記の点に尽きる。瑕疵ある特許等が権利を取得してしまえば、後々無用の紛争を招き、ひいては国民全体に裁判コストの負担を強いることとなる。特許等の制度に対する信頼性を損ないかねないだけに、その審査が極力 正確性を担保される必要を十分に意識されたいところである。

平成17年の文化審議会著作権分科会において、特許審査等における権利制限について審議がなされた。特許等が制度の趣旨どおりに審査されるためには文献複写にかかる著作権を制限することが妥当であるとの結論が出されたのだが、本年の通常国会では著作権法改正案が提出されていないようである。この権利制限については、知的財産戦略の観点から言っても早急に実現すべき課題ではないのか。実施の優先順位を高く設定して然るべきである。

E. 第16条(権利侵害への措置等)

(1) 模倣品・海賊版対策

・個人輸入について、悪質な事案の撲滅は重要な課題であるが、取締手法の不明確さが残れば、国民に難きを強いることになりかねない。

現状、国民への「模倣品・海賊版対策」の呼びかけはイメージ広告の範疇を出るものではない。すなわち「模倣品・海賊版は悪いもの」的な表現である。しかしここでの「模倣品」「海賊版」がいかなるものなのか、それを購入すること(これ自体は違法ではない)がどのような事態を引き起こすのか等、正確かつ具体的な説明を要するところであろう。そもそも「模倣品」「海賊版」とする呼び方自体が曖昧に過ぎる。なぜ「知的財産権侵害物品」のような正確な呼び方をしないのか。知的財産権を侵害しているとは言えないものにまで取締りを及ぼそうという意図でもあるのだろうか。

「模倣品・海賊版」が個人的な領域においてどのように扱われるべきかについては慎重な検討を要する。例えば個人所有の「模倣品・海賊版」まで取り締まろうとすれば、著作権法上認められている私的複製物のような個人制作品(知的財産権は私的領域にまで及ばないため適法である)との区別をどうつけるのかなどの問題が発生する。個人輸入についても、個人制作品を個人間のやりとりとして譲渡する場合をどう考えるのかという問題が生じるところである。

個人輸入で「悪質な事案」の取締りを行なうとしても、この「悪質な事案」の明確化が必要なところであろう。ここで明確なガイドラインが示せないようであれば、捜査当局の恣意的な取締りを許すことにもなり、適法品の個人輸入すら萎縮させかねない。今のコンテンツ流通では個人輸入も珍しいことではなく、これの阻害要因となってしまうおそれが生じる。知的財産権を侵害した物品と非侵害物品では扱いを全く区別すべきところ、一緒くたに“禁止”してしまう(のと同じ効果を市場にもたらす)のでは、その影響が不当に大きすぎると言わざるを得ない。

・輸入差止申立て制度について、申立てから申立て受理・輸入差止めという流れが不透明。判断を行政の運用に委ねすぎでは「疑わしきは差止める」となりかねない。現状、税関による輸入差止申立制度においては、申立てが為された時点で当該輸入品が差止められるとの報道があるところである。しかしながら一目で侵害物品が判断できるものであればともかく、商業用レコードの還流防止措置におけるみなし侵害レコードのような、侵害品としてみなされるには数々の要件を満たす必要があり税関での申立て受理以外にその充足の事実を確認し得ないような場合では、申立ての時点で差止められるような実務では問題が大きい。現に日本レコード協会会員社によって本来要件を充足しないものが申立てられ、後に取下げられたという事例も発生

しているところである。

http://www.riaj.or.jp/all_info/return/pdf/ris_kanryu060130.pdf

上の文書では触れられていないが、当該盤が輸入差止申立にかかる対象レコードリストにも掲載されていた事実がある。

本措置において申立て時点で輸入が差止められていたのかどうか事実確認をしていただきたい。また、この確認を含め、税関での実務に透明性を求めたい。

具体的には、ウェブサイト上での公開情報の詳細化が望ましい。申立て年月日、受理年月日、差止め開始年月日は必須であろう(現行では当該物品の名称と差止めの期間、当該権利者の連絡先が公表されるのみである)。また相手国ごとに申立てが必須とされるレコード還流防止措置においては、当該相手国ごとの情報公開が必要かと思われる(現行では申立てタイトルごとの情報しか公開されていない)。なお情報公開のタイミングについても、現行では受理された後の公開であるが、申立ての事実をもって違法輸入を抑止するという考え方からすれば、申立て時点でサイトに掲載し状況の変化(税関での審査が進むなど)に応じて更新していく方が合理的である。申立て時点で公表すれば、権利者を名乗る者がその権利が無い(要件を充足しない)にもかかわらず いたずらに申立てを行なうことを抑止する効果も期待できる。

・個人による模倣品・海賊版の所持まで禁止しようとしていることに危惧。取締りは、あくまでも売るという行為について為すべき。

これは先に書いたことと重複するが、たとえば著作権法における私的複製物のような、知的財産権が私的領域にまで及ばないため適法とされる個人制作品との区別をどうつけるのかという問題が発生する。その区別は決して容易でない上に、違法行為の事実がないまま私的領域への捜査当局の介入を許すということにもなりかねず、国民の人権を損なう事態が予想される。

「模倣品・海賊版」によって損なわれる知的財産権者の利益については、これを売るという行為を取り締まれば充分 保護される。要はその実効性が問われることになるが、インターネット関連の技術的課題も含め、まずその検討から始めるべきなのではないか(例:侵害品データベースを作成・公開し、インターネットオークションの運営者に参照させるなど)。

なおブランド品などを初めから求めておらず、安価な商品を求め「模倣品・海賊版」を買い求めるという個人の存在も想定される。これは知的財産権を侵害する物品でなくても その需要に応えることが可能だが、「模倣品」と蔑まれながらも正確には適法である商品(知的財産権を侵害していない物品)がその役割を担っているのではないか。ある物品が知的財産権を侵害しているかどうかは司法が判断すべきことだ

が、その前段階として知的財産侵害物品と「模倣品・海賊版」との混同を避け、具体的な侵害の事実をもって販売を禁じていくような動きが必要である。

「模倣品・海賊版」という表現を以上のように便宜上用いてはきたが、その言葉の曖昧性を鑑みて、今後は使うべきでないを考える。

・過去数年で知的財産法の刑事罰規定はかなり重罰化されてきているが、その効果の検証は十分に行われているとは言えない。

近年の重罰化は安易に過ぎやしないか。また、その重罰化によって本当に侵害への抑止効果が働いているのだろうか。知的財産推進計画の評価とも関わるところであるが、これについての実態を詳しく調査し公表する必要がある(なお逮捕件数が上がっていけば良いというものではない。実際にあると思われる侵害件数や、法規制の実効性などもふまえて判断すべきところである)。例えば著作権法では権利制限などで“グレーゾーン”の発生が避けられないが、この範囲内での行為を抑制し過ぎることとならないか心配である(もし侵害であった場合に課せられる刑罰を考えると行為を抑制するに足りる)。

H. 第19条(事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備)関連

(1) 知財の評価・活用

・知的財産は固定資産として課税すべき。

これもひとつの考え方ではあるだろう。ただし、無方式主義である著作権のような場合では課税が難しいと思われる。私的領域での著作物制作においても権利が発生し課税の必要が出てきてしまう反面、一般に著作物ではないとされる範囲の情報(題名・キャッチコピー・新聞見出しなど)については課税の事実をもって著作物だと公的に認定されたものと主張する根拠となりかねない。実現性は薄いと思われるものの、万一 安易に「課税」するとなると問題が多いように思う。

しかしながら、著作権者・著作隣接権者に対し 一定の義務を課すことを検討していただきたいところである。著作権者は著作物の独占使用権を得ているのであるから、コンテンツ流通を義務化すべきではないだろうか。独占権を持ちながら流通させないとなれば、そのコンテンツが日の目を見ることが限りなく困難となる。それを防止しコンテンツ流通を大きくするためには、死蔵コンテンツ(いちど公表されながら現在流通していないもの)に対し課税なり強制許諾の可能性を課すことが有効だと思われる。

著作権保護期間とも関係してくるが、一般に、公表されてから数年を経た著作物

は市場に流通しづらくなる。当初の公表における当事者が資金面その他の理由により流通維持を困難としていたとして、その場合には第三者が流通に携われるよう道を開くべきである。現状は、当事者以外の者には流通を委ねようとしないう慣行があり(つまり頑なに禁止権を行使する。例:音楽配信)、制度として強制許諾ないし簡便な許諾の仕組みを用意することが必要かと思われる。

(コンテンツ専門調査会関連分)

A. 施行状況への全般的な意見

【課題】

- ・法律を作って、改正してそれっきりではいけない。著作権法などを改正したあとに、その後どうなったのかをきちんと検証すべき。例えば映画の著作物の保護期間の延長によって映画の著作物の商業利用がどれだけ進んでいるのかを調査し、当初の目的を果たしたかなど、しっかりと検証する必要がある。
- ・書籍に関する貸与権、著作権等の保護期間、音楽レコードの還流防止、損害賠償制度の強化、知的財産権侵害に係る刑罰の見直しなど著作権法改正の効果に係る調査を行い、実際に効果が上がっていないようであれば、その制度の見直しを含めて考えるべきであろう。

こういった検証は是非お願いしたい。平成16年における著作権法改定(施行は平成17年)では、その審議の過程で様々な調査データが(予測も含めて)公表されたところである。そのデータが妥当なものであったのかを今精査するとともに、施行から1年の間にどれほどの効果を得られたのか評価しなければならない。この実態が当初の目的に反するようであれば、当該改定を撤回する必要にも迫られるだろう。当該著作権法改定の結果について現状を特記しておく。書籍・雑誌への貸与権付与については、権利の集中管理機構が未だに稼働していない。利用者との合意が得られず、使用料規程を定めることが出来ていないのである。これは貸与権の行使を実質不可能にしているばかりか、使用料の支払いが遅れば遅れるほど一度に支払わねばならない額が大きくなり、コミックレンタル業者の存続を危ぶませる要因となりかねない(コミックレンタル業者は将来のコンテンツ流通を支える存在でありながら、決して得られる利益に余裕がある訳ではない)。貸与権の管理機構が稼働しないのであれば、当該貸与権を停止(著作権法改定を撤回)すべきだ。著作権等の保護期間については、現在映画著作物のみがベルヌ条約の要請を越え

る期間 保護する形となっている。これについて、著作物流通を促進しているのか否か調査が必要であろう。すなわち、海外への日本映画の進出が促進されているのか、特に公開から 50 年以上 経過した作品がどれほど流通しているのか調査すべきである(流通した点数ではなく、同年に公開された作品の何%を占めるのかを見るべきであろう)。流通作品の裏でどれほどの作品が死蔵されているのかこそ注目されるべき点だ。保護期間延長を他の著作物に広げた場合、同種の問題が発生することは明らかであり、このことは文化審議会著作権分科会(第 18 回:平成 18 年 3 月 1 日)における三田誠広氏の発言(文芸著作物の保護期間が延長されれば「青空文庫」のような著作物アーカイブ・流通の試みに影響を与えてしまう)のように強く意識されるべき弊害である。

音楽レコードの還流防止措置については、アジア諸国への邦楽の進出を目的としているにもかかわらず効果が出ていないということが明らかになっている。日本レコード協会の調査によれば、平成 17 年上半期の 提供ライセンス数(そのままアジアでの発売タイトル数となる)は前年同期割れとなった。平成 18 年 2 月 22 日(音楽議員連盟 第 30 回 定時総会)の時点で、レコード協会は平成 17 年の 実績に触れようせず朝日新聞の報道のみを引き合いに出していることから、平成 17 年全体 でも前年割れは免れないところと考えられる(あと一月ほどでデータが明らかにされるだろう)。

さらには日本レコード協会で公表されている、輸入差止申立てされるレコードのリストには発売国や現地発売日のデータに不備が多く見られること(特に品番の変更と発売日の引き延ばしが目立つ)、国内で洋楽として販売されているものまで数点混じっていること、本来要件を充足していないものが申立てられ後に撤回される(下記 URL 参照)など、混乱を極めている。

http://www.riaj.or.jp/all_info/return/pdf/ris_kanryu060130.pdf

本来要件を充足していないにもかかわらず

当該レコードリストに記載されていた例。

還流防止措置と同時に、再販制度との二重保護で危惧された通り、国内盤の価格が高止まり傾向が続いている。いや DVD との抱き合わせ販売が一般化していることでむしろ価格が上昇してすらい。また、従来は税込み価格で 3000 円 だったところ、これを本体価格の扱いとし消費税分を値上げするという手口も横行している。本還流防止措置の創設を国会で審議していた当時、日本レコード協会は価格を下げることを約束していた。にもかかわらず、市場では逆の状態に進んでいるのである(市場で価格を調査する場合は、邦楽の新譜に注目して行なうべきである。レコード協会が CD 価格の低廉化を主張する根拠は、旧譜であり殆どが洋楽 すなわちレコード会社が制作費を負担する必要のない CD である)。

平成 17 年の レコード売上げが記録的減少を見せているとの報道があり、レコード業界の為してきた一連の言動によって顧客離れを加速させたことは間違いない。これを正常化するためには、再生保証なきコピーコントロールの撤廃、商慣行改善(とりわけ再販制の廃止、禁止権をたてにした著作物死蔵の解消)と還流防止措置の撤廃(輸入盤を含めた価格競争の確保)が必須である。

・還流防止措置の一件に象徴されるように、業界権益の拡大を最優先に一般国民の負担を増加させる施策を推進することは一般国民の知的財産制度に対する不信を増大させるばかりで「知財立国」の実現を遠退させる。

還流防止措置の創設や私的録音録画補償金の課金対象拡大など、レコード業界が主張する“著作権法改正”案の多くは日本レコード協会や JASRAC などの業界団体が大声で叫ぶものばかりである(上記だけで飽きたらず、著作権・著作隣接権の保護期間延長まで求めている)。その実、音楽制作を実際に行なっているアーティスト自身の声は全く聞こえてこない。いや、たまに聞こえてくるかと思えば、その殆どは業界団体の主張に疑問を呈する声である。端的に言えば、業界団体の主張はコンテンツホルダーたる自分らの利益を拡大させるものばかりであり、それが未来の創作に繋がる因果関係が薄いものばかりである。現にエンドユーザー離れを引き起こしたり、死蔵コンテンツの増加などが予想される内容だ(例:私的録音録画補償金の拡大によってパッケージコンテンツを買うインセンティブを失わせる 経済的合理性の末に音楽配信やレンタルに流れる。還流防止措置で邦楽逆輸入盤が消えてしまったが国内盤は全く売れない。再販制のせいで価格高止まりが続きCDが売れない)。

平成 16 年の 著作権法改定(施行 平成 17 年) は多くの音楽ユーザーに対し禍根を残したと言ってもいい。すなわち知的財産推進計画と著作権制度がレコード業界の利権保護に悪用されたとの評価が一般的なのであり、これらに対する不信感は強くなる一方である。正直、知的財産戦略本部下の各専門調査会が打ち出したエンドユーザー重視の方針も、その実効が目に見えるまで信用されないと感じた方がよからう。逆に言えば、知的財産戦略本部の一挙手一投足を注目されているということだ。

エンドユーザーは極めて自覚的に選択する。自分たちの権利が脅かされると感じたならば、そのコンテンツの利用を止めることで意思表示するのである。市場の成立していないコンテンツ流通や、市場縮小が叫ばれる流通形態においては、その市場が適切に運営されているのか検討が必要である。エンドユーザーの支持なくしてコンテンツ流通の拡大(すなわち市場の拡大)はあり得ない。そうした緊張感をコンテンツ業界・知的財産戦略本部の両者が意識すべきである。エンドユーザーを蔑ろにし市場縮小を常態化させたレコード業界を反面教師としなければならない。

・アーティストが創作した作品を保護しつつ、アーティストが自由に作品を頒布で

きるような、つまり作品を作ったアーティストの意思が最も尊重される、そういう知的財産基本法を作って頂きたい。

音楽業界の現状としては、アーティスト(実演家)主導で楽曲の無償配布を行なう際の障害が多く存在する(特にインターネット経由の場合)。作詞作曲者(アーティスト自身が兼ねているのなら問題は少ない)とレコード製作者の許諾を得なければならないのが主な原因だが、それ以上に権利者側が簡便な許諾システムを用意していないことが大きい。

また有償販売の場合でも、権利者に利益を分配されさえすれば著作権制度の目的は充分果たされるにもかかわらず、レコード製作者側が何かしら文句をつけて流通を妨害する例が見られる(特に音楽配信において顕著である。海外で配信されているのと同じ音源を、日本において同じ仕様で配信できない合理的理由は無い。また、同様の仕様の配信サービスであるにもかかわらず、Mora だけで配信し iTunes では配信しない合理的理由も無い)。この場合、アーティストが流通の希望を持っていても、その意向が無視されることが一般的である。

エンドユーザーが音楽コンテンツを選択する際に、最も重視するのはアーティスト(実演家)が誰かということである。すなわちエンドユーザーの意識としては支払う対価もアーティストに対してのものであり、また発売されるコンテンツもアーティストの作品としての認識である。従って作詞作曲者(これがアーティストと同一人物ならば問題は少ない)やレコード製作者の意向だけが尊重されるような知的財産戦略では、エンドユーザーの支持を得るのは困難であろう。コンテンツ流通の促進、そして市場の拡大を是とするなら、アーティストの意向による流通の促進(無償のものも含む)もまた必要とされるところだろう。

もっとも、アーティストの権利を何か新たに付与するとか、強化していくべきとかいう話ではないことに注意されたい。保護強化をするのでは流通阻害要因を更に増やすだけの話である。そうではなく、作詞作曲者やレコード製作者の権利を制限すること(禁止権を制限するなど)で相対的にアーティストの意向が反映しやすくすることが最適かと思われる。

・「業界慣行」の洗い出しから検討まで、ぜひ公開された場で扱っていただきたい

。実態調査の多くは当該業界団体や市場調査会社による報告書に頼っているのが現状である。しかもその殆どは調査方針が恣意的である上に、調査結果の一部しか公開されていない。国の政策を決める根拠となる調査については、調査方法の詳細やデータそのものを公開すること(もちろん個人情報等への配慮をした上で)など、国民が自分でも分析できるだけの配慮が必要である。

また その調査結果を検討する場についても、傍聴者などのもとで開かれた検討会

を用意することが必要である。議論の前提となる配付資料の公開は勿論、議事録の公開、国民からの意見募集など、国民的議論に資するよう留意すべきである。

忘れてならないのは、検討当時だけでなく、それ以後も当該情報が参照できなければ意味がないということである。後に同種の問題が発生した場合、あるいは当該検討の見直しが必要となった場合(前提条件を左右する新たな要因の発生など)の議論に資するためである。

- ・知的財産の政策を考える際には、保護と利用のバランスに重点を置いて欲しい。いくら保護を強化しても、利用されなければ何の意味もない。保護一辺倒にならないようにすべき。
- ・著作権法が著作隣接権者の権利強化に偏りすぎている。コンテンツビジネス繁栄のためには、クリエイター、流通システム、そして鑑賞者のすべてにおけるバランスが最適化されなければならない。
- ・これまでの著作権法改定においては、権利強化ばかり進められてきたというのが国民共通の理解としてある。その間 軽視された「ユーザーの視点を考えた政策」および「競争政策の重要性と表現の自由の重視」との方針を今こそ取り戻し、著作権制度の再評価を行なうべき。
近年の法改定が権利強化に偏っていた以上、バランスをとるために今後の“揺り戻し”が必要である。このところの著作権法改正議論に対して権利者側は「利用者の利便性に偏りつつある」と中傷するところであるが、そのバランスを得るためには数々の権利制限や公正使用の明確化を断行しなければならない。現権利者への過保護はコンテンツ流通を阻害するところまで深刻化しており、いま抱えているコンテンツの中だけで利益を最大化させるような最小限の“努力”で良しとするようなインセンティブを生じさせてしまっている。現に“売れる見込みのない”コンテンツは死蔵される傾向が続き、未来の創作を維持するのに十分な流通があるとは言えない(未来の創作者はエンドユーザーから生まれる。新たな文化はコンテンツを浴びて吸収した者から生まれる)。
コンテンツ流通で生じた利益を適切に分配するという著作権制度の本旨に立ち返り、流通を現に阻害している禁止権については見直しを図るべきである(注:必ずしも禁止権を著作権法から削除する必要がある訳ではない。簡便で実効性ある許諾システムを稼働させることで同様の効果を得ることも可能だ。そうした利用促進・流通促進の方向へインセンティブを生じさせる必要があるという意味で上記のように表現している。もちろん利用促進・流通促進が進まなければ最終的に禁止権を制限する必要も出てくるだろうが)。
また、エンドユーザー視点においてもエンドユーザーの権利を明確に意識すべきである。権利者はことあるごとにエンドユーザーの「公正な利用」の範囲を狭めよう

と圧力をかけてくるが、このまま国が要求を呑むようでは、権利と公正使用のバランスを旨とする著作権制度への国民の信頼を失わせることとなりかねない。特に私的領域内での著作物使用について著作権者・著作隣接権者がどれほどの利益還元を得る根拠(法の規定のことではなく、経済的合理性における根拠である)があるのか検討されなければならない。例えば、複製権を一義に私的複製の分析を行なう是非について
今では私的複製は私的使用に欠かせない手段であり、その本質は私的領域内での演奏行為でしかない。ここに「補償金」なる新たな負担を課すことに如何なる合理性があるのか、など。

B. 施行状況への具体的な意見

コンテンツ流通の促進

- ・現在の日本のコンテンツ業界において、有力コンテンツホルダーの多くが「権利行使」と称して配信事業等の新しい流通を阻害している。元来、著作権や著作隣接権は制作・流通へのインセンティブを生じさせることを目的に付与されているのであって、この権利を口実に流通阻害することは制度の趣旨に反する行為である。
- ・デジタルコンテンツの流通の拡大のため、強制許諾制度など第三者でもコンテンツ流通に関われる道を開くべき。
- ・コンテンツホルダーのみが流通の決定権を握る構造に問題がある。アーティスト・監督らとレコード製作者・映画製作者との間で以降の衝突があった場合に、コンテンツ流通の意思を尊重できる方策を国が提供すべきと考える(強制許諾制度の検討をお願いしたい)。
音楽配信の世界においてこの問題が極大化している。iTunes Music Store へソニーミュージックが一切楽曲提供していない事実が代表例であるが、国外における同サービスには提供しておきながら、国内においては(同じ仕様であるにもかかわらず)提供できないとする正当な理由など何も無い。コンテンツホルダーが自らの利益を極大化するために独占的な地位を利用しているに過ぎない(なおソニーミュージックが楽曲提供する Mora においては、仕様について iTMS との差はあまりない。差別的許諾と言わざるを得ない)。そうした許諾拒否の弊害として価格吊り上げも横行している(iTMS では洋楽が1曲 150 円で 売られているにもかかわらず、国内楽曲の多くは1曲 200 円である)。もっとも価格に関しては市場の判断に委ねられるところではあるが。
配信の許諾を拒否するということでは、音楽配信市場拡大も流通促進も全く望めない。そこに市場の判断が入り込む隙などない。なお前段でソニーミュージックを例に出したが、ここだけが問題を起こしているのではない。他のレコード製作者についても似たり寄ったりである。音楽配信への“出し渋り”をする所が多く、当事者の努

力に任せていたのでは事態を開きできないところまで来ている。国が配信促進への方策を打つべき時期に来ているのではないか。

なお、世界で大きなシェアを持ち 実質的な標準となっている iTunes の国内版サービスについては、アーティストが配信を強く希望しながらレコード製作者の意向で未配信となっている(さらにはCDでも廃盤となっている)著作物が数多く存在していることを付記しておく。これが現行著作権制度が引き起こしている流通障害であることは間違いない。嘆かわしいかぎりだ。

需要のある音源について音楽配信が提供されないような事態が続くようであれば、音楽配信にかかる強制許諾制度もしくは送信可能化権の報酬請求権化が必要となる。インターネットの利用が一般に浸透し、P2P のような「違法配信」が深刻化していたにもかかわらず、音楽配信で提供される著作物はごく僅かである。それこそ(カタログ数では)廃盤だらけのCD流通の方がまだマシな程である。この10年の動きを見れば、今後の権利者にも流通の努力を全く期待できないところである。権利者が自らの意思でコンテンツ流通を実現できないのであれば、第三者(すなわち配信事業者)が流通を担っていけるような道筋をつける必要がある。

コンテンツホルダーによる流通障害(音楽配信の妨害に限らず、廃盤・絶版問題も含まれる)で特に問題なのは、本来コンテンツ制作を担っているアーティスト・映画監督・著者らの意思に反して流通が止められている実態である。確かに著作権法上の権利構成として可能とされる流通停止ではあるが、流通を渴望するエンドユーザーのみならず、実制作を行なった者(しかも必ずしも著作権・著作隣接権が付与されているとは限らない 著作権法上の規定や業界の契約慣行によって権利そのものを奪われている人たちでもある)の意思に反しているともなれば、著作権法の中での想定自体が妥当なものか疑わしい。権利構成の根本見直しが必要に思われるし、また実制作者が流通の意思を持っている場合はそれが尊重されるよう手当てすることが喫緊の課題と言える(実制作者に新たな権利を付与すべきという意味ではないことに注意)

。

- ・インターネットでのコンテンツ配信を促進すべき。少なくとも、著作権法上で放送・有線放送に認められた優遇措置が、ネット配信でも同様に受けられるよう認めるべきである。例えば、インターネット放送については、放送・有線放送と同様に、正規に収録された音源を用いる分には許諾をとる必要がないこととする(報酬請求権化)ことが望まれる。
- ・ブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送の著作権法上の位置づけについては、「知的財産推進計画2004」に引き続き「知的財産推進計画2005」においても検討課題とされているが、未だ検討されていない。明確な時間軸を設定し、早急に結論を出して頂きたい。

いわゆる「放送・通信の融合」については、地上波放送のIPマルチキャスト同時再送信とビデオ・オン・デマンド（VOD）が想定されることである。前者についてはデジタル地上波放送の普及と大きく関わることから急務と言える。同時再送信を有線放送とみなし、著作権法上の規定に反映させることで問題なく処理できるのではないか。電波で放送されるものや有線放送での再送信と同じ内容でありながら、インターネットを経由しただけで新たな許諾の必要性が出てくるということに何か合理的根拠があるとは思えない。その区別を生じさせているのは法技術的な解釈論ではない（すなわち実態と食い違う法規定であれば こうした問題を生じさせる）。

では後者・VODの方はどうか。こちらは出来合いのコンテンツを“再放送”する形に近いものがある。それで考えれば、放送・有線放送においても地上波・ケーブル・CSなどと各チャンネルで放映権に関する交渉が権利者と為されており、仮にVODを有線放送とみなしても当事者が交渉をする余地が残されているように思う。ビデオ・DVDへの二次利用とも性質が似ているところであるから、過去の契約がVOD分の許諾を含むのかは別に論じる必要もありそうだが（個人的には、VOD分は新たに契約すべきと考える）。

とかく放送における著作権法上の優遇措置は、放送の「公共性」を理由とするところである（権利者の側からそういう説明がある）。しかしインターネット配信が「公共性」を有する「有線放送」とみなされるためには、有線テレビジョン放送法や電気通信役務利用放送法の規制を受けなければならないのではないか。すなわち、当該法規制下にあるネット配信を「有線放送」と解釈したとしても、権利者がインターネット「有線放送」を拒む理由はない。ただ普段と同じに対応すれば良いだけの話である。

逆に、法規制を受けない（つまり「有線放送」ではない）ネット配信については、従来どおり個別の利用許諾を受けることとすれば問題は発生しないように思う。有線放送としての優遇措置を受けたいのであれば、その代わりに法規制上の義務を課されるという判りやすい形になるのではないか。

なお、著作隣接権者の「権利行使」による音楽配信・動画配信の許諾のありようについては別論として検討すべきである。特に音楽配信においては海外のものとも比べても歪な構造が露わになっており、もはや権利者の自浄努力は当てにならないところまで来ている。許諾権を制限することも含め、流通阻害の原因を取り除くことが急務である。

個人的には、エンドユーザー自身が配信に関わるようなシステム作りが欲しい。具体的には、エンドユーザーが許諾システムを通して使用料を支払い、ウェブサイト等で配信できるような形だ。あるいは合法P2Pのようなものも考えられる。今後の、インターネットにおけるコンテンツ二次利用は事業者によるものだけでなく、こうした場面も想定して検討されたいところである（もっともここまで「有線放送」の

範疇に入れるのは難しい気はする。当該法規制を個人が全うできるとは思えないし、むしろ言論・表現の自由に抵触しかねない。意図して“有線放送事業者”を標榜するのでない限り、従来の通信として扱うのが相応しかろう)。

・音楽のインターネット配信は、依然として海外に比べると出遅れている状態にある。利用者としては、他国と比較して配信価格が高い、積極的に配信に参加しないレコード会社がある、といった問題があるように思う。

もし日本のコンテンツ市場を世界のトップレベルに底上げする気であるのなら、海外のサービスを研究し、少なくともそれと同等のレベルのサービス仕様 (DRM の利便性・品揃え・価格)を確保することが必要だろう。そのために必要な措置を当事者の努力に期待するだけでなく、流通障害要因を戦略的に取り除いていくことが国に求められる。旗を振るだけでは市場は拡大しない(ましてエンドユーザーから忌み嫌われつつある業界では尚更だ)。

また、日本製コンテンツの海外発信を真剣に考えるべきだ。すなわちこれを阻害しているのは何か。ただ言語・習慣の壁があるだけではないし、進出のための費用の問題でもない。国内ですら日本製コンテンツがネット配信されづらいということは、海外でも同様なのである (iTMS 海外版で配信されている日本人アーティストの作品はどれだけいるか)。海外に向けて発信しても さほどコストのかからないインターネット配信でこそ、日本製コンテンツ発信の鍵がある。この配信にかかる障害を取り除かずして従来のような映画・アニメ・ゲームといったコストのかかるメディアにのみ頼るのでは、費用多くして効果の少ない“進出事例”しか出てこない体たらくが続くだけではないか。せっきインターネットというインフラ(この整備は日本が自慢できるものの一つだろう)が活用できる状況にあるのだから、コンテンツ発信においても充分活用できるよう法整備すべきである(もっとも 権利者側の意識改革の方が先か?)。

インターネットにおいては、国内向けの流通拡大措置がそのまま海外向けへも作用する可能性が高い(ただし市場分割に対処することも必要となるだろう)。ここに着目し、インターネットでの配信の強化へ集中的に取り組むことが望ましい。

バランスのとれたプロテクションシステムの採用

・コピーコントロールCDなどは、再生保証がされておらず、著作権保護の名のもとにエンドユーザーの財産を侵している。こうした音楽業界の風潮に釘を刺すことも国には求められる。

音楽パッケージ商品に対するコピーコントロールは SACD や DVD Audio において実現されている。しかしながら国内レコード業界は(自らの意思によって)これを積極的に使わず、「コピーコントロールCD」と称した規格非準拠ディスク(要する

に不良品)を市場に投入した。本来CDと呼ばれるべきディスクの規格を逸脱しているため再生保証ができず、その上 再生不良による返品をも拒否した形で販売、消費者保護の観点から触法しかねない旨を国会答弁で指摘されたのが記憶に新しいところである。その後「コピーコントロールCD」は数こそ減らしたものの、東芝 EMI の「セキュアCD」(または「フェアフリーダムCD」)やソニー BMG の「XCP」「MediaMax」などが流通し続けている。これらの「コピーコントロールCD」は、購入した音楽を好きな態様で聴くというユーザーの権利を侵し、再生に使用するパソコンを損壊しかねない(ユーザーの許諾なくシステムを改変する“ウィルス”まがいのプログラムが混入されている。すなわちユーザーの財産を損なう行為である)など、問題点があまりに多い。このような異常な“商品”をエンドユーザーが受け入れる筈もなく、レコード市場は落ち込む一方である(間違いなく「コピーコントロールCD」が一因)。業界による自浄作用が望めない今、国がこうした行為に規制をかける必要があるのではないか。

もっとも、音楽パッケージ市場を棄てて、音楽配信への移行を早めるという考えであれば、このままパッケージ市場の縮小を放置するのも方法の一つではある。レコード業界の自業自得ゆえ、その弱体化も免れぬところではあるかと思うが、いずれにせよ、今後の対応には戦略性が問われるところである。

・DVD のリージョンコードや音楽配信の国別サービスのように、あるコンテンツの販売地域を国別に限定する市場分割は、日本国内のコンテンツ価格の高騰や国際的なコンテンツ流通阻害を招く要因であり、是正が必要である。

国内のコンテンツ流通の多くは、コンテンツホルダー傘下の一社のみが担うこととなる。これでは小売りレベルでしか競争原理が働かない。海外からの同一コンテンツ並行輸入は、この競争原理を働かせる重要なプレイヤーなのだが、DVD のリージョンコードや音楽配信のサービス提供国限定などはこれを阻害する要因となる。ただでさえ日本ではコンテンツ価格が不当に吊り上げられる傾向にある(その主たる原因は再販制にある)のだが、そうした弊害を市場分割が助長してしまっている一面もある。

市場分割の弊害を解消するためには、たとえば DVD プレーヤーのリージョンコード回避を合法化する、音楽配信の海外サービス利用を合法化する(もしくは海外で配信されているコンテンツは日本でも自動的に同条件で配信許諾されたものとみなすよう法改正する)などの手法が考えられる。国内の市場を活性化させるためには有効な方策であろうかと思う。

再販制を初めとした価格競争阻害要因を排除し、コンテンツ市場においても競争原理を持ち込むのは必須である。再販制下でコンテンツ市場の硬直化(死後硬直?)、とりわけ流通を阻害された死蔵コンテンツの発生を見れば、もはや再販制を維持す

る根拠は薄れたと考えるのが妥当である。

- ・デジタル地上波放送におけるコピーワンスは廃止すべきである。これはデジタル地上波放送を普及させることを阻害する大きな要因の一つである。エンドユーザーの利便性確保を考えるのであれば、このコピーワンス廃止は避けて通れない。あくまでもデジタル地上波放送の普及を市場原理に委ねるのであれば現状のままでも構わないだろう(おそらく普及に失敗するだろう)、デジタルへの完全移行を国の方針としてやる以上は阻害要因の排除を断行すべきである。エンドユーザー視点で言うならば、負担する対価と得るべき利便性との兼ね合いも考えたい。たとえば放送番組の録画については私的録画補償金が課せられている。著作物使用と私的複製が密接に重なっている昨今の傾向を見れば、その私的複製がDVDへの録画1回のみ可能として充分であろう筈がない(限られた場所・態様でしかコンテンツを見れないよう縛りを掛けるのに等しい)。著作権法の私的複製(権利制限)規定の範囲を明確化することが今期の文化審議会著作権分科会の検討課題とされているが、これと同時に当該範囲の縮小が権利者側の恣意によって行なわれないような方策を考えていただきたい。すなわちエンドユーザーの公正使用の権利を明確化するということだ。
- ・安全なコンテンツを認証し、それだけを閲覧できるようにするシステムを構築すること自体は賛成できる。しかしそのシステムの使用を義務化したり、システム認証外のコンテンツへのアクセスを禁止したりすることには断固反対である。当該システムの扱いについては慎重さが必要であり、使う・使わないの最終的な判断は個々の利用者自身に委ねるべきだ。
「安全なコンテンツ」を国(もしくはそれに準じた組織 仮に第三者機関であっても、その性質に変わりはない)が決めるということに対する国民の抵抗感が大きいことに留意すべきである。すなわち、検閲・表現規制となりかねないことを危惧しているのである。このような「安全なコンテンツ」の認定を受けること自体が強制力のあるものでなかったとしても、たとえばそうした認定に基づいた閲覧を法令で義務づけてしまったり(「東京都青少年の健全な育成に関する条例」にある保護者の「努力義務」のような)、この認定に限定する閲覧が実質的な標準となってしまうような場合(例:国の情報公開が上記「安全なコンテンツ」閲覧専用ブラウザでしか読めなくなるなど)でも問題は大きい。あくまでも国民ひとりひとりが持つ選択肢のひとつとしてこうしたシステムを考えるべきである。このシステムを使いたくない人間が、インターネットでの情報収集において不利益を被ることがあってはならない。

アーカイブの積極的利用

- ・「コンテンツのアーカイブ化」は積極的に進めていただきたい。特にフィルムセンター所蔵の映画作品については(著作権が切れていたり、権利者の許諾が得られたものなら)インターネットでの配信も可能とするのが望ましい。
- ・NHK 制作番組についても、番組のアーカイブをネット配信できるよう整備することが望ましい。イギリス BBC が既に開始していることであり、参考になるところが非常に多いと思われる。

公共機関によるコンテンツのアーカイブ化とネット配信が実現すれば、日本国内における VOD を本格化させる契機となるかも知れない。そこで採用されるであろう配信規格の発達を促せることもさることながら、ネットで映像配信サービスを受けるということを習慣づけられるのが何よりも大きい(そのユーザーが有償サービスに流れていくことも期待できる)。また、フィルムセンター等のアーカイブ施設の近所に住んでいない国民でも利用機会に恵まれるということで、アーカイブ施設がその役割を十分に果たすことをも可能とする絶好の機会でもある。

著作権切れした著作物の利用例として「青空文庫」などのネット配信が知られているが、残念ながら日本の映像作品ではそうした著作権切れの恩恵にあずかることが難しい(海外の著作権切れ作品は廉価 DVD として販売されているところなのだが)。著作権制度に対する理解を深めるという意味でも、著作権切れした映像の提供は意義あることと考えられる。

流通する多くの情報を収集し閲覧に供する施設として図書館がある。かつては出版物のみを扱えばその要請に応えられていたが、今ではCDやビデオ・インターネットなども情報提供の一環として扱っている館が多い。もはや図書館で扱うべき情報は広がっているのであり、インターネット上の情報をプリントアウトして提供したり、アーカイブ化していくことも図書館の役割として求められるところであろう(特にインターネット上に掲載されては消え行く情報を考えれば、国立国会図書館によるウェブアーカイブは喫緊の課題ではないか)。また図書館による、インターネットを介した情報提供も積極的に行なうべきと考える。具体的には、複写資料の送信などである(ファクスを介したものも当然許されるべきだ)。

図書館奉仕の範囲が広がることについては難色を示す向きが一部にあるが、情報を収集し国民にそれを提供していくという図書館奉仕の本質を考えれば、通信の領域へと拡大していくことはむしろ当然のことと考えられる。図書館にかかる著作権の制限も、それに応じて広げられていくべきものであろう(ここまで広がって初めて公貸権制度の話も現実味が出てくるのではないか)。

業界構造の改善

・エンドユーザーの利便性を無視し、コンテンツ業界の都合だけで規格・仕様を一方的に決定し押しつける例が多く、その結果、エンドユーザーの支持が得られず市場形成を達成できないケースが続出している。

特に、日本独自の動きとしてレコード業界が先導したものに顕著である。日本製音楽配信は(携帯電話用のものを除いて)市場成立せず、「コピーコントロールCD」は市場からの拒否によって撤退を余儀なくされ、再販制による価格高止まりのもとでレコード売上げが減少する一方である(その裏にはレコード還流防止措置があることも忘れてはならない)。

顧客を攻撃ばかりする姿勢での商売がいつまでも続くと思っているのがおかしい。日本のレコード業界は末期状態である。

・元の楽曲を作ったアーティストも、作品の二次利用という形で広まっていくリミックスを歓迎することが多いが、レコード会社や著作権管理団体など経済的な既得権を持っている人たちの思惑で、アーティストの意向が無視される。作品を作ったアーティストの意思が最も尊重される、そういう知的財産基本法を作って頂きたい。曲作りにおいて、必ずしも作詞作曲者だけが貢献しているわけではない。アーティスト(実演家)による演奏も作曲的な機能を持っていることが多いのである(編曲相当から即興演奏=作曲そのものである場合まで様々である)。つまり音楽著作物においてはアーティスト自身が主体として創作しているにもかかわらず、著作権法上利用許諾の決定権は彼らにない。こうした実態との矛盾を解消することが望まれる。また著作権等管理事業者による集中管理は、許諾を出せる利用態様ならば利用促進に貢献しているが、許諾規定がまだない新しい利用態様の場合は対応できないことが多い。困ったことに、管理事業者が最初から許諾を拒むケースすらある。このままの姿勢で管理事業を続けることが妥当なのか検討が必要であろう(私に言わせれば、規定に無いから許諾できないというのは管理事業者の怠慢でしかない)。

・エンドユーザーの支持がなければデジタルコンテンツ市場は拡大しない。いまCDが売れないのは、エンドユーザーの支持を得られるよう音楽業界が努力しないから。

これが大前提である。レコード業界はエンドユーザーに対して不当な攻撃を繰り返してきた。再販制のもとで海外よりも高価なCDを押しつけるのみならず、現行著作権法で認められた私的複製を「違法コピー」などと喧伝、さらにそれをCD売上げ低下の原因であると決めつけ、その私的複製を妨害する目的で再生保証なき「コピーコントロールCD」を市場にバラ撒き、還流防止措置の創設を強行し、日本での音楽配信事業を妨害し、多くのアーティストの意に反して音源を死蔵し続けている。この

ような有様でレコード市場を拡大しようなどとは虫の良い話である。「努力」というのは、上記の問題点を改めることを言うのであって、レコード協会がシュプレヒコールを挙げることを指すのではない。

過保護政策から競争政策への転換が急務である。長らく保護下にあったことで陥ったのが今の体たらくなのである。墮落以外の何物でもない。日本のコンテンツ政策において音楽分野(レコード産業)を見限っているのであれば今のままでも構わないだろうが、万一そうでないのならば真っ先にメスを入れるべき業界であることは疑いの余地がない。

- ・レコード会社と作曲家・作詞家・歌手との間の著作権をめぐる契約内容につき、金額面や、契約有効期間につき、本当に創作活動を支える内容となっているか、調査と再検討が必要な段階である。
- ・日本のコンテンツ産業を国際化させるため、音楽CDレーベル会社と流通会社の強制分離、アーティストプロダクションの放送制作会社の独占体制の禁止などの制度を明確にすべき。

レコード業界における契約慣行には さまざまな指摘があるところである。特に、新人アーティスト(作詞作曲を自ら行なう場合も少なくない)に対する利益分配が不当に押さえられていたり、テレビでの露出とバーターで楽曲の出版権がテレビ局傘下の音楽出版社の管理となる(こうすればテレビ露出の利益がテレビ局にも回ってくる言ってみれば自作自演の錬金術である)など、アーティストの権利がきちんと保護されているのか疑問のあるところである。詳細は以下の記事を参照いただきたい(作曲家・穂口雄右氏による「テレビが独占する音楽著作権利益の実態」との連載文)

。

<http://www.amvox.co.jp/entrance/vision/index.html>

http://www.amvox.co.jp/entrance/vision/best_publishers.html

http://www.amvox.co.jp/entrance/vision/best_publishers2.html

http://www.amvox.co.jp/entrance/vision/best_publishers3.html

- ・現状では個人がインターネットで著作物を利用する規定がなく、著作隣接権の許諾は企業判断であるため、音楽CDの利用が出来ず、個人ネットラジオ局を停滞させる結果となっている。著作権法の個人のインターネットにおける利用規程を設けることが時代の流れ上急務の課題である。

需要があるにもかかわらず適切に許諾を出せない状態では、著作権制度がコンテンツ流通を阻害する典型例として国民に認識されるだけであろう。早急な対応を望む

。

事業者が行なう音楽配信でも同種の問題があり、ここでは公衆送信権(禁止権)の弊害が語られるところである。事業者による音楽配信も、エンドユーザーによるネットラジオや合法 P2P も、それを阻害する要因は同じものである。阻害要因の解消を考える際には視野を広くして検討されたい。

事は JASRAC にとどまるものではなく、レコード協会および芸団協にも許諾システムを用意させる必要がある。また1曲ごとの許諾、そして包括的な許諾の両方を想定してシステム整備すべきである(この選択は利用者に委ねるべきであって、現在の JASRAC のように包括契約を強制することがあってはならない)。

・映画興行において、ロードショー館の入場料金(大人料金で 1800 円) がどこも同じだが、このように硬直化している料金設定についても是正する必要があるように思う。

競争政策上、この実態に問題は無いのか。公正取引委員会としては価格を申し合わせる事実がなければ動きようがないらしいが、現実として殆どのロードショー館で横並びになっているのであり、価格競争が全く生じていないのは明らかである。こうした事態に対処できるようにしなければ、競争政策の実効性が失われるのではないか。

・現状では、権利者団体の“言い値”をそのまま支払わされる形であり、課金システムの透明化が望まれる。

現在、著作権等管理事業者(但し文化庁に指定された事業者)と使用料について協議できるのは一定の要件を満たした「利用者代表」である。利用者がこの要件を満たすためには団体を組んで協議する形となる。個々の利用者について言えば、管理事業者の請求した通りの額を協議の余地なく払わされているのが現状である。管理事業者の定めた使用料に不備が無い場合ならまだしも、その算定根拠に疑問のあるところも少なくなく(その代表例は JASRAC による包括契約強制だろう)、使用料を支払う意思のある利用者であっても契約の締結にためらう者があるのではないか。

このような場合には、契約内容の適正化を図るべく、オープンな場での協議が可能となるような制度が欲しい。管理事業者側は使用料算定の根拠を広く示し、利用者側が疑問をぶつけるような形。今ではインターネットを使って「意見募集」のようなものも可能なのであるから、労力さえ厭わなければ そうした協議もできよう(その場から利用者が団体を作り、本格的な協議へと発展することも望める)。

上のような個別協議に応じる義務を管理事業者に課すことはできないだろうか。

何故なら、一部の管理事業者はこうした個別協議に応じようとしなければかりか、いざ管理事業者側の見解を問われれば それに答えず対話を打ち切る傾向にあるからである。具体的には、歌詞引用について使用料を不当に要求する JASRAC の例がある。著

作物の引用は著作権法でも権利制限のひとつとして定められているところだが、JASRACはこの行為に難癖をつけて使用料を求めるのである。かと言って、引用に対するJASRACの見解を問われたところで(答えず)対話を打ち切るという事例が明らかになっているだけで二例ある。

<http://www.tabibun.net/news/2002/topic01.html>

<http://ameblo.jp/dukkiedukkie/theme-10000373863.html>

これでは例として少ないと思うことなかれ。多くの場合はJASRACから文句を付けられた時点で歌詞引用部を削除させられているのである。言論・表現の自由を侵す実態があるという意味では、却って深刻なのである。以上のような対話(協議)が成立していないのでは、それに応じることを義務化するなどの措置が必要であると思われる。

著作物利用にかかる許諾契約は、著作物が代替性を持たないという特殊性によって、締結への強制力がどうしても働いてしまう。利用者からすれば契約しなければならないのであって、その意味で権利者とは対等の立場で契約できるわけでない。権利者側(殆どの場合は著作権等管理事業者)が自らの立場を利用し、不当とも言える契約を強いている一面もある。これを解消するためには契約内容についての適正化(国による介入あるいは規制の一種)が必要となる。利用者が権利者側と対等に交渉できるよう道筋をつけるべきである。

クリエイターが創作に専念できる環境づくり

- ・クリエイターが創作に専念できる環境が整わなければ、コンテンツ創造は続かない。日本のコンテンツ産業では劣悪な労働環境(賃金体系が他業種より圧倒的に悪いことなど)での活動を余儀なくされている。その結果、他業種への人材流出を招き、あるいは海外への人材依存が目立っている(アニメーション業界が特に顕著である)。実は、日本国内での実制作者の空洞化が進んでいるのが現状。コンテンツ制作現場において最低賃金を保証するなど、その制作者の生活を支えることが必要なのではないか。
- ・現行のコンテンツ制作システム(および著作権制度)では、著作権等を握るコンテンツホルダーだけが莫大な利益を得るように設定されている。クリエイター自身には殆ど還元されない。コンテンツ流通が身勝手な権利行使で阻害され続け、運良く流通したのも高価であり続けるなどという現状は、次世代のクリエイターに対して罪

を犯しているのに等しい。クリエイターらがプロモーション等の目的でコンテンツ無償提供(配信など)できるよう、著作権等の管理団体の規定を改善させることはできないだろうか。著作権者自身が無償提供を認めれば、それに応じて著作権料を免除するなどの方策が採られるようにすべきである。「規程に定められていない」とする管理団体の怠慢により、クリエイターの意思に反してコンテンツ流通が阻害されることは許されない。至急、各管理団体の規程を調査し、こうした措置がとれない規程については改善するよう促すべき。

上記の文章で、主な問題点は充分指摘されている。また、他の項目でも同様の問題について触れているので参照されたい。

著作権制度

還流防止制度等

- ・還流防止制度をやめて欲しい。または、再販制度と両方やるのはやめて欲しい。
- ・レコード会社が再販制度を前提にしたビジネスモデルに固執し続けていることが欧米で爆発的な人気を得ている低価格かつ利便性の高い音楽配信サービスの普及が日本において一向に進まない理由の一つになっている。技術革新により可能になった音楽配信サービスを阻害することの方にこそ問題が有るのは自明であり、少なくとも商業用レコードに関しては「世界唯一」の再販制度を維持する理由は完全に失われた。
- ・輸入CD販売規制に反対する。国内CDの売上げ減少は、そもそも国内レコード会社の経営努力不足が主たる原因であり、消費者は、わざわざ国内レコード会社が販売する 3000 円 もするCDは購入に値するものではないということを行動で訴えている。知的財産保護という名目のもとに行なわれる、一部権益団体のための安直な保護政策に思えてならない。
- ・「知的財産推進計画2005」に記載されている模倣品・海賊版に対する水際での取締り強化のための「侵害判断・差止めを専門的かつ簡便・迅速に行う制度の確立」について、2004年 散々騒がれた還流盤等の輸入権・輸入差止申立に係る対象レコードに付いて言えば全く遂行されていない。
- ・商業用レコードの還流防止措置の目的は邦楽CDのアジア展開を促進することにあったのだが、2005年 上半期ではむしろ前年比減となっており、これでは還流防止措置を創設した意味があったようには思われない。
商業用レコード還流防止措置には数々の批判されるべき特徴がある。まず、自由貿易の原則に反しているということ。近年 日本はアジア諸国との経済的連携を強めており貿易自由化なども検討項目に入ってきているが、どういうツラを下げてそのような提案をしているのだろうか。レコード還流防止措置のような「貿易自由化」と逆行した経済障壁を創設したばかりではないか。また、再販制と重なることで国内のレ

コード販売における価格競争をさらに抑制する働きがある。現在、日本のレコード業界では新作CDの価格が上昇傾向にある（DVDとの抱き合わせが一般化し、それに便乗する形で定価を上げているのである）。還流防止措置は邦楽レコードのアジア進出が目的とされていたにもかかわらず、平成17年のアジア進出は前年割れの勢いである（レコード協会は平成18年3月現在、その結果報告をしていない）。還流防止措置創設後、その目的すら果たせていないことが明らかとなっているわけだ。さらには還流防止措置の対象として、国内では洋楽盤として販売されているタイトルが数点紛れ込ませてある（制度創設時にはレコード協会は洋楽盤の輸入差止めをしない旨を喧伝していた）など、その運用面においても問題が多発している。

還流防止措置によって日本経済が得るものは何もない。レコード売上げすら平成17年に激減した。不当な経済障壁が創設されただけに終わった訳である。このような惨状の中、目的を果たそうと努力すらないレコード業界は、知的財産戦略本部が提言する「音楽CDの再販制除外」に対して反対の声を挙げ始めているところであるが、これは二重の保護を受けていてもそれを当たり前と錯覚する破廉恥な主張と言わざるを得ない。日本のコンテンツ市場の成長が見込まれるところで足を引っばっているのは誰か。それを見極めるべき時に来ているのではないか。

再販制を後生大事に抱いて市場を痩せさせていくのがレコード業界の望みなら、それもまたよかろう。しかしその場合は還流防止措置を廃止し、競争政策とのバランスを保つべきである。還流防止措置がレコード業界に必要だというのなら、CD再販を撤廃すべきである。再販制も還流防止措置も、そのいずれもがコンテンツ流通を阻害する要因であり、これが二重に働くことで更なる流通阻害を生んでいる。知的財産戦略としてコンテンツ流通の拡大を本気で推進していく気なら、これらの問題にメスを入れることは決して避けられない。

私的録音録画補償金制度

- ・「私的録音録画補償金」については、文化審議会著作権分科会の検討内容や、その過程で行われた国民への意見募集の結果を尊重していただきたい。
- ・制度の廃止、もしくは、根本的な見直しを行うべき。

正当な対価を支払ったコンテンツを私的複製する場合、はたして権利者への「利益」還元が必要なのか。エンドユーザーに認められるべき公正使用の権利、本来著作権制度で保護されるべき権利者の利益など、本問題で根本的に検討されるべき課題は多い。

特に、平成17年での文化審議会著作権分科会の検討では音楽配信（私的複製を前提に販売されている）と補償金との「二重徴収」が問題とされた。私個人としては正当な対価を支払い入手したコンテンツ（パッケージ商品・中古品・レンタル・音楽配信・放送など）に関してすべて「二重徴収」の疑いがあると考えているが、こうし

た対価と“補償される不利益”との関係を洗い出すことが今年の審議においては必須である。

平成 17 年の 審議では、私的録音録画補償金制度に対する国民の認知度が極めて低い実態が指摘された。これを受けて各権利者団体が周知活動を行なったが、僅か数ヶ月のうちに終了、現在では全く行なわれていない。このようなことから周知が進まないのである。また、分配の不透明さなども指摘された。こうした指摘を重く受け止めるべきであり、当面 本補償金制度が存続するとしても、こうした問題の一つひとつを潰していく覚悟が必要である。

平成 18 年は 私的録音録画小委員会で主に審議されるようではあるが、一般からの意見募集を終盤だけでなく複数回用意していただきたい。ただでさえ、エンドユーザーの声が反映されにくい委員構成である。意見募集という形でしかエンドユーザーの声が聞こえてこないことは知的財産戦略本部の方々ならばよくお解りのことと思う。本補償金制度は、その創設時において“補償金創設ありき”で話し合いが進められてきており、その法的根拠等 論理的検討については大雑把な説明しかされていない。この機会に詳細な論理的検討を加え、後の議論にも資するような記録を残しておく必要がある。なあなあで拙速な審議が為されるとすれば、それには断固反対するところである。ここで求められているのは、エンドユーザーが納得して「補償金」を支払う理由であり、そうなるだけの論理的根拠である。

著作権の保護期間の延長

- ・コンテンツ産業による文化的所産の寡占化・死蔵を招く著作権保護期間の延長に断固反対する。著作権保護期間を満了し、公有となった著作物に誰でもアクセスすることが可能となれば、現代の感性で新しい作品が生み出されるかも知れないのに著作権がごく少数の長期間にわたり高い商業的価値を有する著作物の為だけに延長され続ける限り、その機会は巡って来なくなってしまふ。
- ・著作権保護期間の延長は、一部の権利者保護に利する一方で、多くの優れた文化的資産を一目に触れない状態に放置することになるという現実を是非考えていただきたい。
- ・著作権保護期間の延長に反対である。現行の「死後 50 年」より延長したところで、コンテンツ制作へのインセンティブを生じさせることなど全く期待できない。
- ・単に既存の著作権制度を延長させるだけでは、既得権者の保護強化にはなれども、知財の価値を最大限に発揮されるために必要な環境の整備に至らない。
- ・これ以上保護期間を延長することは、創作・文化活動の面でむしろ弊害が大きい。保護期間が 50 年では 短いので創作したくない、などという状況は考えにくく、これ以上保護期間を長くしても創作活動の動機付けを強化することにはならない。また、将来の創作活動にとって重要な障害になるほか、保護期間が長すぎると期間中に著

著作権者が不明になったり、著作物そのものが失われたりする場合がある。

- ・コンピューターとネットワークの普及により、著作物の利用に関して、新しい可能性が開けている。保護をある時点で打ち切ることで、文化的な所産の利用を促進しようとする著作権制度の考え方は、電子的な複製技術の普及によって、これまで以上に大きな効果を発揮し始めている。保護期間を現状のまま維持すれば、創作活動をこれまで通り支援しながら、作品の利用をよりいっそう促進することが可能であることから、保護期間の延長は行わず現状を維持することを求める。

著作権は、現行制度のもとで既に十分なほど保護されている。著作権保護期間を今以上に延長することは、新たな文化を生み出す原動力になり得ないばかりか、上記のような弊害を発生させることとなる。明らかに著作権制度の趣旨に反する状態である。さらに言えば、国際条約はそこまでの保護を求めてはいない(一部の国の身勝手な主張でしかない)。

知的財産戦略として考えるのなら、輸入超過である日本のコンテンツ市場の状況を直視すべきである。すなわち、欧米の保護期間よりも日本の保護期間が短いことはメリットなのである。むしろ著作権切れした作品の流通促進、あるいは翻訳や翻案の推進など、このメリットを活かせる戦術へと転換すべきなのである。

未来の創作は、過去の作品を取り込むことで生まれてくる。パブリックドメインという、今までの豊穡な成果を「著作権保護」の“美名”のもとに瘦せさせてはならない。現行のまま(できれば保護期間短縮が望ましいが)次の世代へ継承・利用していくことが望ましいのである。著作権保護期間の延長は、既に 死後 50 年 経った著作者の遺族や権利を管理する法人に利益を生じさせるだけであり、必ずしも次世代の創作へ繋がるものではない。それよりも著作権切れした作品そのものが自由に使えるようになることこそ、次世代の創作を奨励していく有効な戦術となり得るのである。

映画の著作物について

- ・中古ゲーム訴訟では、映画の著作物に付与された「頒布権」がゲームにも認められるかが争点となっていたが、「映画の著作物」と考えられる著作物の範囲は広がっており、現行著作権法の成立当時に想定されたものとは異なる運用を強いられている。そこで、この「頒布権」を劇場用映画の上映用フィルム(あるいはデータ)に限定することを法に明記すべき。

- ・「映画著作物」の定義を拡大解釈するのではなく言語・美術・音楽など他の著作物と同等の「動画著作物」の定義を新設すべき。

中古流通規制の是非については後述する。

頒布権をめぐる問題については、劇場上映を前提とした映画著作物の想定範囲と現実の態様(映画著作物と解釈される著作物の範囲)が食い違っていることから生じているものが殆どである。劇場上映専用のフィルム(もしくは専用データ)以外の著

作物においては、頒布権のような強い権利を付与しなくとも権利者の保護を充分に図ることができる。現行では頒布権を認めているために中古ゲーム訴訟のような事例が発生するのであり、ここに法的手当てをしなければ同種の訴訟を繰り返すこととなりかねない(中古ゲーム訴訟を引き起こした側の業界団体は今でも中古流通規制を叫び続けている)。

具体的には、上記のような「動画著作物」を新設し、頒布権の代わりに「譲渡権」「貸与権」等を付与することが求められよう。また、劇場上映を前提に制作された映画著作物であっても、ビデオや DVD などのように劇場上映とは異なる態様で頒布されたものについては「動画著作物」の扱いを受けることとする必要がある。

私的複製

- ・正当な対価を支払って入手したコンテンツの私的複製については、ユーザーに私的複製の“権利”を明確に規定するか、当該コンテンツには「私的複製の範囲内なら無償・自由」との許諾があったとみなすべきである。
- ・私的使用目的の複製については、エンドユーザーの公正使用の権利として著作権法に明記する必要がある。

私的録音・録画問題は、本来 国民にとって最も身近な著作権問題である。にもかかわらず、私的録音録画補償金制度の認知率は絶望的なほど低い。国民が現に補償金を負担しているにもかかわらずだ。私的録音録画補償金制度創設の際には「エンドユーザーの公正使用の権利」など考慮された形跡はなく、私的録音・録画がそのまま権利者の不利益になるとの前提で議論が進められた。しかも制度設計はメーカーと権利者団体との間で妥協の末 決着したものに過ぎない。そこにエンドユーザーの不利益という観点は無視されていたに等しい。

コンテンツのデジタル化によってエンドユーザーの著作物使用が限定されていく傾向が近年 見られる。そのような仕様をエンドユーザーが(当然のごとく)拒否するために市場が成立しない例も頻発している。ここで、エンドユーザーが保証されてしかるべき使用の権利を確立しなければ、エンドユーザーの著作物使用が限定され続けコンテンツ市場の縮小をさらに進めることとなりかねない(もちろん現行法のあり方のままで、エンドユーザーの権利を意識しつつバランスをとる方法もある)。

著作権処理について

- ・複数の著作権管理団体の管理権利情報を一括して検索できるシステムを構築すべきである。さらには、一括検索から一つの窓口を通して許諾を申し込み、管理団体と

の交渉に入れるようなシステムも検討すべきである。

経団連主導で権利情報を集約するサイトを設ける計画が発表されているところであるが、著作権等管理事業者が管理権利情報をこのサイトに提供するよう促すことも国には求められている。

今のところ経団連の計画の詳細が明らかでないのだが、最終的にはそこを通して許諾契約も可能となるよう見守る必要もある。管理事業者の迅速かつ柔軟な対応が求められることも含め、ただ経団連に任せておくだけでなく、知的財産戦略本部としてバックアップできることが無いかよく考えねばならないだろう。

課題としては、(1)流通コンテンツにかかる権利者の情報を収集(2)管理事業者が管理する権利情報とのリンク(3)情報提供できるサイトのインターフェース構築(4)管理事業者の許諾体制・規定の整備 などがあろう。それぞれのフェーズで国がバックアップすべきことがあるように思う。

他項目と重複するが、当該契約で当事者となるのは必ずしも企業とは限らない。エンドユーザーがインターネットでの発信を行なうことにあたり、利用許諾契約が必要となることも充分考えられる(現に、そうした態様が出現し始めている。例:ネットラジオ・ポッドキャスト・動画配信等)。

経団連の動きとは別に、各分野での著作権等管理事業者の管理権利情報を集約する試みを進めておくべきである。例えば、文献複写の分野では複数の管理団体が存在しており、使用許諾手続の煩雑さが指摘されるところである(しかもそれで全文献をカバーできていないことも、文化審議会著作権分科会での議論において明らかにされている)。こういう分野でこそ、権利管理情報を一箇所に集約し、そこでの検索結果から各管理団体と許諾契約交渉に入るようなシステムの構築が急務ではないのか。

・書籍・雑誌の貸与に関する権利集中処理機関は未だにできていない。出版者や著作権者団体等に対して、期限を明示して上記権利集中処理機関による包括的な利用許諾サービスが開始されない場合には、貸与については、著作権(禁止権)ではなく、報酬請求権に留めるような法改正を国会に勧告していただきたい。

・書籍・雑誌の貸与権を管理すべき事業者が全く機能していない。

平成 16 年の著作権法改定(施行は平成 17 年)において付与された書籍・雑誌貸与権について、平成 18 年(施行から 1 年以上経過)の今も当該貸与権の集中管理機構が稼働していない。使用料規程も未だ定められず、市場に混乱をきたす危険が今もなお続いている。もともと書籍・雑誌貸与権の付与については集中管理機構の稼働を前提として為されたものであり、この前提が全うされない以上 当該法改定は撤回されるべきものとする。

一度付与された貸与権を再び制限することは、法の安定性から難しいとの見解も予想されるところではある。しかし、むしろ貸与権行使の実例が無い今の段階だから

こそ再制限が可能であるとも言える(また、集中管理機構以外の権利行使があったとしても、それは想定せざる副作用であり、むしろ再制限の理由となり得る)。もともと書籍・雑誌の貸与権は禁止権である必要があるのか(貸与権付与の理由とされたのは経済的利益の還元でしかない)という疑問もあり、早い段階での再検討が必要な部分かと思われる。

- ・著作権者不明の場合の裁定手続に相当の時間がかかるのは運用の問題。この運用を改善して、「権利が誰に帰属しているかはわからないが優れた作品」が適切に理活用されるようにして頂きたい。
利用者の側に使用料を払う意思があることと その金額が供託されることを考えれば、裁定手続に要する期間を短縮しても問題が少ないように思われる。裁定制度が設けられていても その手続の不備で使われないのであれば、コンテンツ流通の助けとならない。権利者の利益を不当に損ねない範囲で手続を簡便化することが望まれる。別角度の考え方であるが、著作権等管理事業者による集中管理は権利者の許諾権を実質制限する性質がある。管理事業者に応諾義務があるためだが、これが現行法下で許容されているのだから、裁定制度の簡便化によって許諾権が実質制限されたとしても問題は少ないのではないか。むしろ許諾権を行使したいのであればそれなりの備えをしておく責任が権利者にはあると思われる。
経団連主導でコンテンツ権利情報の集約と提供が計画されているところだが、著作権者不明の時の裁定が簡便化されれば当該権利情報提供システムへの登録を促すことにもなると思われる。

- ・著作権法においても、従来の伝統的な複製禁止を原則的な構成とする考え方から、ネットワーク時代に対応した利用許諾を前提としたシステムのあり方も視野に入れた検討を、是非ともお願いしたい。
複製権を前提とする著作権制度は時代遅れであると思う。これは各家庭に複製技術が無かった時代だったからこそ成立した前提でしかなく、複製権を私的領域に及ぼすことで引き起こされる混乱は私的録音録画補償金の議論を見れば明らかである。対価を支払って入手したコンテンツを私的領域内で使用する限りにおいて、何重にも追加の対価を要求することの妥当性に疑問がある(中古ゲームソフト訴訟における司法判断のように、いったん購入した時点で十分な利益が権利者にもたらされていると考えた方が社会常識に合致しているのではないか。中古品では頒布権・譲渡権が問題となるが、複製権についても私的領域内に複製物が留まる限り“消尽”しているものとみなすべきと考える。実際には権利制限で規定することになるだろう)。

私的領域内における著作物使用から私的複製を排除して考えることは不可能である。テレビ番組のタイムシフト視聴(つまり録画)、購入CDを iPod・MD等に録音して外出時に聴くなど、例を挙げればキリが無い。私的録音録画補償金制度の考え方はもともとある複製権を制限する「補償」として権利者への「補償金」分配を行なうものだが、そもそも「補償」されるべき「不利益」なるものが存在しているのか、複製権は私的領域に及ぶものとすべきなのか、複製権で保護されるべき権利者の権利とはいかなる範囲のものを指すのか、いまこの時点で検討すべき論点が多い。デジタル時代の著作権制度を構築していく上でも、こうした論点を検討せずして「国際条約ではこうだ」とか「著作権法ではこうだ」的な思考停止に陥ることは許されない(著作権制度に対する国民の信頼を失墜させるだけである)。

今後の著作権制度を構想していくことは国際条約との関係を見捨てて行なえるものではない。しかしながら国内の立法に留保されている部分(たとえば権利制限など)はその選択肢を最大限に考えるべきである。また、来たるべきデジタル時代へ対応した新しい著作権制度を提案し、国際条約に対する改善策をも日本が示していくべきなのではないか。

間接侵害

・著作権法に間接侵害規定を設けることには反対である。利用者による著作権侵害が可能であるというだけで、利用ソフトウェアの開発者・サービス事業者のような中立的立場の者たちに責任を負わせるのは過重である。

通信技術やパーソナルコンピュータのような汎用性の高い技術・機器は、著作権侵害の可能性を使用法の中に孕んでいる。常に、である。こうした汎用機器が技術の発展を導いてきたのは明らかであり、ほんの僅かな使用法によって開発者の責を問うことは、技術発展を旨とする知的財産戦略に反する考えである。

著作権侵害となるような使用法を頭ごなしに禁止していく方向ではなく、むしろきちんと許諾を取って使用するような方向を採るべきであろう。そのためには、著作権等管理事業者が柔軟な対応をとれるよう規定整備することが必要だが。

別の言い方をすれば、コンテンツを使わせないのではなく、正規の対価を支払わせてコンテンツを利用させ、流通拡大を狙っていくのが今後の知的財産戦略に必要な視点であろう(禁止権を制限し、報酬請求権によって権利者の保護をしていく方向性)。

裁定手続に相当の時間がかかるのは運用の問題。この運用

を改善して、「権利が誰に帰属しているかはわからないが優れた作品」が適切に理活用されるようにして頂きたい。

利用者の側に使用料を払う意思があることと その金額が供託されることを考えれ

ば、裁定手続に要する期間を短縮しても問題が少ないように思われる。裁定制度が設けられていても その手続の不備で使われないのであれば、コンテンツ流通の助けとならない。権利者の利益を不当に損ねない範囲で手続を簡便化することが望まれる。別角度の考え方であるが、著作権等管理事業者による集中管理は権利者の許諾権を実質制限する性質がある。管理事業者に応諾義務があるためだが、これが現行法下で許容されているのだから、裁定制度の簡便化によって許諾権が実質制限されたとしても問題は少ないのではないか。むしろ許諾権を行使したいのであればそれなりの備えをしておく責任が権利者にはあると思われる。

経団連主導でコンテンツ権利情報の集約と提供が計画されているところだが、著作権者不明の時の裁定が簡便化されれば当該権利情報提供システムへの登録を促すことにもなると思われる。

技術規格の標準化

- ・規格の標準化について、国が「一本化」を図るべきではなく、複数の規格を併存させながら それらの間に適正な競争を生じさせることを考えねばならない。デジタルコンテンツを流通させる際に使われる DRM は、特定のOSや機器に依存するような使用を採らせないよう国が監視すべき。
- ・デジタルコンテンツを流通させる際には、著作権等を保護するため DRM と呼ばれる技術が使用されるが、現状として、この規格が乱立している上に互換性がないため、ユーザーの困り込みにつながっている。
まず大前提として、国がいま行なっている情報公開の様子を見るに、「規格の標準化」(特に「一本化」)が適切な形で行なわれるとは全く考えられない。なぜならば、国が主導で行なっている情報公開の多くは、一私企業の技術に依存する特殊な形式でのみ行なわれているからである。例えばアドビ社の専用ソフトで閲覧する PDF ファイル。これは視覚障害者が利用しづらいと指摘されるところであり、HTML ファイルでも並行して公表されることが望ましい。マイクロソフト社の WORD ファイルや EXCEL ファイルでの公開も同様に HTML でも並行公表すべきだ(世の中の全員が Word や Excel を所有しているとは限らない)。また、映像配信では Windows + Internet Explorer の組み合わせでしか見れないような所が多い。インターネットユーザーは一樣ではなく、OSでは MacOS や Linux、ウェブブラウザでは Firefox・Safari・Opera 等、当該配信仕様が要求するソフトウェアを使用している者だけとは限らないのである。まずは国の姿勢として、これらの利用者のすべてを相手にするのだという意識を強く持つことである。
その上で「規格の標準化」である。上記のように、多種多様な環境に向けて配信することを忘れず、特定のOSと特定のソフトウェアを前提とした規格をそのまま「

標準」としてはならない。でき得るかぎり多くのOSとソフトウェアに対応することを前提に「標準化」すべきである。例えば、「標準」の候補である規格を開発している会社に全OSの対応を義務づけるか、規格をオープン化して誰でも対応ソフトウェアを開発できる形にするか、そういった配慮が必要である。

なお「標準」を「一本化」することには反対である。むしろ複数の「標準」を並行して立てる方が将来性を保証できるだろう。インターネット上での画像取扱いを可能にした「標準」規格の JPEG・GIF・PNG のように、それぞれの一長一短に応じて利用者が選択できるものとし、それでいて全て「標準」化されている形の方が望ましい(特に GIF をめぐり特許問題が持ち上がったが、他のファイル形式が標準化されていたため致命的な混乱にまでは至らなかった)。

「青少年保護」目的等と称する表現規制

- ・「青少年保護」と称する包括的表現規制に反対する。表現の自由に公権力が介入するようなことの無いようお願いしたい。
- ・コンテンツが有害か無害かということは個人の主観で著しく変化するほか、現時点においては、「有害なコンテンツ」が存在するかどうか分かっていない以上、慎重に科学的調査を行うべき。
- ・「コンテンツの安全性を事前かつ容易に判断できるようにするためのマーク制度の創設」について、「安全」かどうかという客観的な判断が困難。政府が介入すべきではない。
- ・推進計画における「コンテンツを安心して利用するためのシステムの開発・普及を行う」中の一部、「青少年の健全育成への自主的な取組を奨励・支援する」の2項目は、インターネットやコンテンツに対し検閲制度を設けることを指向して削除すべきである。
- ・推進計画における「健全なコンテンツマークの創設」に関しては、憲法上禁止されている検閲の禁止に抵触するとともに、ネット上の活発な発展を阻害する可能性も高く疑問。有害コンテンツからの青少年の保護も、単なる偏見と世代間格差等による一方的な意見に流されることなく、科学的根拠に基づく客観的かつ冷静な施策を強く望む。
- ・有害とされるメディアが与える影響について、科学的なデータがまだまだ足りない。もし、政府主導で大規模な調査がおこなわれることがあれば、その成果を一般にも広く公開すべき。
- ・統計資料でも明らかな通り少年の凶悪犯罪、性犯罪は戦後急減を続け、ロリコン漫画文化の隆盛と合わせる様に底を打っている。性表現の規制を行うなら現実世界の

性犯罪の増加に対応しなければならないというリスクも考えなければならない。

- ・日本がゲーム・アニメ等コンテンツの発信側たりえているのは業界の規制に任せ、法的規制が緩やかであるが故の、使用可能な表現の広範さに起因するとも考えられる。「有害であるという指摘」の証明が為されていない以上、これ以上の規制が必要とは考えられない。性表現のある18禁メディアのアダルト漫画雑誌・アダルトアニメ・アダルトゲームを、根拠の無い考えで検閲し、法規制することは断じて許すことが出来ない。自由な表現・自由な言論・自由な思想を奪うような、改悪法案には断固反対する。

これらの反対の声を重く受け止めていただきたい。

「有害」かどうかの判断は往々にして恣意的に為されるものである。本来なら、子供が目にする情報をコントロールするのは親の役目である。その親の役目を国が代行する必然性は無いし、そのために自由な表現・言論・思想を奪うような副作用もたらされるとなれば決して許されるものではない。この種の議論は慎重にしなければならない。

その他

- ・ゲームソフト等の中古品流通の在り方について、一部ゲーム業界に、最高裁による司法判断を拒絶し続けて「権利の消尽は絶対悪である」という態度があるが、業界側の主張は法廷闘争においてことごとく論破されたものと何一つ変わっておらず、当該項目を絶対に推進計画に復活させるべきでない。

中古品流通の規制を推進計画に復活させるべきではないのは勿論だが、むしろ中古品における頒布権の消尽を著作権法に明記すべきであろう。すなわち映画著作物の頒布権を劇場公開時のフィルム(もしくは専用データ)に限定する、ゲーム・ビデオ・DVD等用の映画著作物については(消尽する)譲渡権を設定する、映画著作物の他に「動画著作物」(もちろん譲渡権が付与され最初の譲渡で消尽する)というカテゴリを設けて劇場公開以外のものはそこへ入れる などが考えられる。

ゲームソフトの中古流通規制を叫ぶ ACCS (コンピュータソフトウェア著作権協会)はいまだに同じ主張を続けている(下記 同協会ウェブサイトを参照のこと)。

彼らの主張は既に司法判断で退けられており、いつまでもこのような主張を続けさせることは(社会に与える影響を考えても)決して有益なものではない。この主張が間違いであることを明確にする必要があるのではないか。

<http://www2.accsjp.or.jp/news/used.html>

中古流通規制として、著作権法には直接重ならないが、電気用品安全法に定められた PSE マークにかかる流通規制についても手当てが必要である。電気用品は(楽器等ビンテージものに限らず)それ自体が日本の文化を体現するものであり、PSE マークの有無で流通の可否を峻別することはある年以前の文化遺産を日本から失わせることとなりかねない(その殆どが廃棄物として処理されるだろう)。特にビデオ等の再生機やテレビゲーム機・電子楽器など著作物の利用・制作に使われる電気用品(今では中古でしか入手できない)の流通が規制されることは、知的財産戦略の文化的側面から言っても無視できるものではない。販売規制から中古品を除外するか、旧電気用品取締法下で適法に製造された電気用品には自動的に PSE マークを付けられるよう法令を改めるべきである(経済産業省による暫定措置が発表されたところであるが、これは中途半端なものでしかなく、全く解決にならない。日本全国にある中古品店を不当に潰さないこと、電気用品という日本文化を失わせないこと、電気用品の下取りによって支えられている企業資産・個人資産を不当に損なわないことをしっかりと意識し、混乱を收拾すべきであろう)。

ハードウェアの面でも、ソフトウェアの面でも、中古流通によって現在製造されていない仕様のもので使い続けられていることを忘れてはならない。こうした文化をかりうじて継承できているのは中古流通があってこそなのである。

- ・ファイル交換ソフト「Winny」開発者の逮捕等は新規の技術開発を不必要に萎縮させるものと評せざるを得ない。技術開発者、或いは提供者が捜査当局の一存だけで刑事責任を問われるリスクを負うことの無いよう、著作権法に中立行為保護規定を創設すべき。

そもそもこの種の問題でファイル交換ソフトだけが槍玉に挙がるのが恣意的である。一部の使用者が違法行為をするからとそれに使った道具の製作者まで罪に問うのが合理的だとしたら、インターネットの開発者や Windows の開発者(マイクロソフト社)を逮捕しなければならなくなるだろう。さすがにそこまで主張する人はいないだろうが、「Winny」開発者に罪を問うのはそういった奇妙さがあるのである。

。先行する日米の判例においても、ファイル交換ソフトを頒布したそのことよりも、著作権侵害を具体的に助長した(用途として具体的に提示するなど)事実をもって責任が認定されていることに留意すべきである。中立行為については責任を問うべきではない。

- ・障害者基本計画第7章「情報・コミュニケーション」に対応させると共に一層の拡充を図るべく、推進計画改定に際し、「障害者の情報アクセス機会確保・拡大」を追加すべき。

| | |
|----|---|
| | <p>平成 17 年の 文化審議会著作権分科会において、録音図書のネット配信にかかる権利制限が審議され、権利制限の法改正が妥当と結論されたところである。しかしながら平成 18 年の通常国会には著作権法改正案が提出されていない。事は障害者の「知る権利」の保証にかかわることであり、早急な法改正が望まれる。</p> <p>(以上)</p> |
| 27 | <p style="text-align: center;">知的財産推進計画 2006 への提言</p> <p>テーマ 文系側からの知的財産制度研究を活発化する</p> <p>要約 日本国において、学問は大きく理系、文系に分けられる。現在日本はプロパテント政策の中、科学技術(理系)に力点を置き、国の方向性を決定しているように感じられる。科学技術の発展はとても重要なことであり、厳しい財政のなか科学技術への予算は増え続け喜ばしいことではあるが、知的財産法の法律的・経済的側面など文系の知財に対する研究が遅れているように思われる。来年度の知的財産推進計画 2006 では、法学者や経済学者といった文系研究者の知的財産研究に関する積極的な取組みがなされるよう、政府に提言したい。</p> <p>内容 知的財産推進計画により進められた日本の知財戦略も多くの結果を出し、日本はプロパテント政策の中着実に成長していると感じられる。科学技術への予算も厳しい財政の中、年々増え続け、これからも多くの素晴らしい研究成果が生まれてくることと思う。また知的財産の保護範囲も科学技術やコンテンツ(著作権)のみならず、食育やファッションと様々な範囲に及んできた。知的財産としての文化、これからの世界は、科学技術の競争力のみでなく、国が魅力を、文化力を競う時代となる。このことから食やファッション、漫画(コンテンツ)と知的財産としての保護や国の支援がなされることは大変喜ばしいことであると思う。地域に関しても同様で、地域の魅力を地域ブランドとして確立することで、地域を活性化することが望まれている。このように知的財産戦略はもはや科学技術政策だけのものではなくなった。しかしながら、まだまだ課題は多く残されており、特に知的財産法研究や知的財産制度への経済学的な研究が進んでいない。</p> <p>知的財産の文系研究に関しては、全国には多くの法学部や経済学部があり、多くの法学者・経済学者がいるにもかかわらず、知的財産を法的に、また経済学的に専門の研究をしている学者は少なく、知財の研究課題は多く残されたままである。知的財産法には、現状に適した規定であるのか疑わしいものがいくつかあると思う。例えば、著作権には法人著作があるにも係らず、特許法には法人発明がない。また、著作者の定義は存在するが発明者の定義には明</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>確な規定がない。著作権では著作者の死後 50 年間の保護期間が認められているが、著作者の死後 50 年間に及ぶ保護をするにふさわしくないとは思える著作物もいくつかある。世界規模で洪水のように著作権が発生するこの時代において、はたして現行著作権の保護期間は適当な期間であるのか。また著作者の利益を守ることよりも、著作者の著作物を用いてサービスを行う業者の権利のみが不当に強化されているとも見える。文化の発展を目的としている現行著作権法は、今や産業的側面が強い。現在の著作権制度のみならず、産業財産権制度にも考えるべき課題が多いように思える。さらには、ドクイヤーと呼ばれ、スピードが最も重要な研究開発の現場において、技術はすぐに陳腐化される。この現状において、特許権の 20 年という保護期間は長く、更なるイノベーションの阻害要因とはならないだろうか。知的財産制度において、経済学的なアプローチが望まれる。このような研究はすでになされているだろうが、それはおそらく一部に過ぎないだろう。多くの法学者や経済学者が積極的な研究に取組めるよう、政府の要請なり、参加を呼びかけさらに発展させて欲しい分野である。法と経済学という観点から知的財産制度に関する研究がなされ、より良い知財制度が確立することで我が国の国際競争力は高まり、知財立国に相応しい日本となるのではなかろうか。</p> <p>また、このことは知的財産の政策的課題に関しても同様であろう。知財政策は国際公共政策とのかかわりが現在大きな問題となっている。発展途上国における遺伝資源や伝統的知識というものが先進国に搾取されるのでは、などといった問題もあり、南北問題への対応が難しい。このような国際的かつ社会的問題は、政策学や社会学、国際関係学からの研究と提言が今後ますます重要になるし、政府が真剣に取り組まなければならない問題である。知的財産立国は国を挙げ達成すべき課題であるにも、その主導は民間であり、一部の学者や公務員といった有識者である。法律に経済、政策や国際関係などを専門としている学者は多く存在するのに、その知識を知的財産と結び付け研究を行う人材があまりにも少ない。これまでの知的財産推進計画では理系のポスドクに知的財産に関する知識を教育し、技術と法に明るい人材を育てる計画といった理系人材の知財分野への参入を促す試み、知財に精通した弁護士の育成、弁理士の再教育など様々な試みで知財人材を多く育てようとしている。しかし、法・経済・国際関係などといった文系研究者への知財参入への試みは大きく取り上げられていない。知財に精通した理系と文系、両方の人材が足並みを揃えてこそ、日本の知財戦略は成功するのではないか。</p> |
| 28 | <p style="text-align: center;">「知的財産推進計画 2006」に対する知財政策の提案</p> <p>1. テーマ 国民の知的財産意識向上のための「知財週間 6カ年計画」の実施</p> <p>2. 要約 国民の啓発活動強化の一環として、政府主導で「知財週間」を設け、国民の知財に関する知識の底上げをする。年度ごとに「特許・発明・技術」、「デザイン・ブランド・商号(意匠・商標)」、「コンテンツ・著作権」の各テーマに基づき官民参加で集中的に実施し、国民全体で知</p> |

的財産について考え、理解を深める機会とする。

3. 内容

世界中で知的財産の重要性が高まりさまざまな施策が進む中、日本における現状はどうかというと、政府・企業はその重要性を認識しつつあるが、残念ながら国民の理解と関心はさほど高くない。また、未来の人材を育てる場である学校における知的財産の教育も早急に開始することが重要であるが、現況では教育者の数も不足しており、十分な数の教育者を育成するには相当に時間を要する。そこで、その間に国民全体にある程度の知識を普及させる策として、政府主導で「知財週間」を設け、官民をあげてキャンペーンを実施する。

目的：

1)国民全体の知的財産に関する理解の向上

2)教育現場における知財専門家不足の穴埋めとともに、一般教員の知識の向上

実施方法：

- 1年の特定の1週間において「知財週間」を実施する。年度ごとに a)「特許権・発明・技術」、b)「デザイン・ブランド・商号(意匠権・商標権)」、c)「コンテンツ・著作権」の各テーマを決めて実施する。3年で各テーマが一巡するのでそれを2回行い、全体で6カ年かけて実施する。
- 政府の資金でその年のテーマに沿ったテレビコマーシャルを制作し、放映する。一度に多数の国民に働きかけることができるテレビでの PR は効果的である。また、大手新聞社にも強力を要請し特集を組んでもらう。既に定着している「読書週間」と同時期に行えば、より広範な PR ができる。政府系の HP においてもどのような対策を行っているか目立つところにわかりやすく表示する。
- 学校においては、「知財週間」のテーマに沿った内容で、通常の授業のカリキュラムに影響が無いように教員の裁量で自由に指導を行えるようにする。内容も時間も自由とする。教員全員に知財の研修をさせることは現時点では難しいので、あえて研修などをせず、自らその年のテーマを学習・検討してもらうことで教員の理解・関心も向上させる。
- 民間においても、各企業に協力を要請し、企業の HP などにおいてその企業の知的財産にはどのようなものがあるか、またその取組などわかりやすく紹介してもらうようにする。

これから知識社会が進むにつれて国民の創造力と知識の活用が重要になる中、今一番求められていることは、国民全体に知的財産に関する基礎的理解を広めることであり、また、海外にも日本の取組を知ってもらい協力国を増やすことであると考え。そのためにも日本があまり得意ではない広報に力を入れて国内外に知的財産への関心を知ってもらう仕掛けをすることが必

| | |
|----|--|
| | <p>要である。その一助となるよう官民一体で「知的財産週間」というような一大キャンペーンを繰り広げることで、国をあげて知財教育に取り組み、日本全体の底上げと、海外からも注目され良いPRになるものとする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p><参考資料> 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2005」2005年6月10日 知的創造サイクル専門調査会 第3回会合 平成17年12月21日 議事録/資料 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/cycle/index.html</p> |
| 29 | <p style="text-align: center;"><u>～「知的財産推進計画2006」に対する知財政策の提案～</u></p> <p>テーマ：「環境・食・文化」を主軸に据えた知的財産の活用</p> <p>要約：日本は世界最先端の環境技術を持っており、日本古来の食や文化も地球環境にやさしいものである。「環境」が世界的なキーワードになっている現在、この得意分野を最大限に生かして知的財産の活用を図るべきである。</p> <p>1. 環境問題と知的財産</p> <p>地球温暖化や資源枯渇等の問題がますますクローズアップされる中、日本の環境対策技術に対してより一層の注目が集まっている。</p> <p>日本の代表的産業である自動車産業が大きく飛躍したのも、2度にわたるオイルショック及びアメリカのマスキー法を皮切りに世界中で施行された排気ガス規制という壁を、日本車が熱意と独自の創意工夫で打ち破ってきたからに他ならない。</p> <p>環境問題に対する意識がより高まっている今日において、確かに日本はハイブリッドカー技術で世界最先端を走っているが、ハイブリッド車の普及率はまだまだ低い。従って、こうした新技術を用いたエコカーについては、普及率を高めるため、取得時の減税措置等を引き続き推進すべきである。</p> <p>一方、二酸化炭素の排出量の少ないディーゼルエンジン技術については、日本メーカーは欧州メーカーの後塵を拝している状況である。日本でディーゼルエンジン搭載の乗用車が普及しない理由は、振動・騒音が大きいというイメージがある、日本で使用される燃料に含まれる硫黄分が諸外国よりも多いため、パーティキュレーション(粉塵)の除去が困難、などがあげられる。日本メーカーにおいても、クリアできる技術力を十分に有していると思われるが、自動車メーカーの技術開発のみではどうにもならない部分であり、日本でのディーゼル車開発及び普及を妨げる要因となっている。従って、日本におけるディーゼルエンジン技術の飛</p> |

躍的向上に向けて、政府は思い切ったリーダーシップを取り、自動車業界のみならず石油業界等も巻き込んだ形での取り組みを行うべきである。

自動車以外に目を向けると、隣国中国の環境技術は甚だ遅れており、中国での大気汚染が我が国にも被害を及ぼす危険性が指摘されている。知財政策の観点から日本の環境浄化技術の促進を積極的に促進するとともに、安全保障の観点から、日本の環境浄化技術を中国へ応用することが必要である。

更に、環境対策の観点と資源の安定的確保の観点から、原子力発電をより推進すべきであるとともに、原子力技術の先進国としての知財力を政治力に転化して、核の国際管理体制強化に対してよりリーダーシップを発揮することによって、核拡散や兵器への転用を可能な限り抑制すべく努力すべきである。

2. 食と知的財産

食の先進国であるフランスがワインの商標保護に熱心なのは有名だが、日本でも「地域団体商標制度」が施行されることとなり、地域ブランドの保護育成及び振興が図られることとなった。

もっとも、これまで我が国においては「十勝チーズ」に代表されるように、企業が積極的に特産品を発掘して地域ブランド化させた例も少なくない。そのため、地域団体商標制度の導入により、地域ブランド化に不熱心、もしくは不慣れな団体による権利主張によって、企業の創意工夫が損なわれ、かえって地域ブランド化の妨げとなってしまう恐れもある。

地域団体商標制度が目指すべき方向性は正しいと思われる。従って今後は地域団体商標制度が円滑かつ効果的に運用されるように、権利者団体と企業とのコラボレーションを成功させるべく、専門コーディネーターの育成及び、専門団体及び機関の創設が望まれる。

また、「地域ブランド」とは商品の産地によって優劣があり、それが消費者にとってよりよい商品選択の一助となり得るという観点から考えると、単に商品表示そのものにとどまらず、原材料等についても産地表示が積極的に行われるよう、政策的に誘導すべきである。

例えば、現在アメリカ産牛肉の輸入問題がクローズアップされているが、肉自体にとどまらず、それを使った加工食品(カレー粉やその他の調味料など)についても、どの産地の原材料を使用したか明確化すべきである。それによって、消費者にとってもメリットが大きいばかりでなく、生産者によっても、地域ブランド化へのインセンティブがより大きくなるものと思われる。

3. 文化と知的財産

現在、日本のポップカルチャーはアジア圏のみならず世界中で大きく注目されており、アメリカでは「原宿文化」が最先端のモードとして紹介されているようである。また、日本のアニメ(ジャパニメーション)の独創性、クオリティの高さは、他国の追随を許さない。

ただ、長期的視点で見た場合、継続的にその国独自のコンテンツを国として生み出していく

| | |
|----|--|
| | <p>場合には、国の文化の奥深さが大きくものを言うと考えられ、その点では長い歴史と独自の文化を育んできた我が国は、大変有利なポジションにあると思われる。</p> <p>そこで、日本が今後も他国が真似したくてもできないようなオリジナリティ溢れるコンテンツを生み出し続けるには、骨太な思想と深い洞察力、大局観が必要であり、そのための要素として、自国の歴史文化に対する深い理解と、客観的な分析力が必要であり、これらが新たに生まれてくる文化により一層の厚みと深みを与えられる。</p> <p>そこで、学校教育の時点から、自国に対する深い理解と愛着を促す歴史文化の教育と、科学技術への関心を促す理科系科目の教育を、十分な量とバランスで行うことが必要である。</p> <p>以上</p> |
| 30 | <p>テーマ： 大学(学部)における知財人材育成政策</p> <p>要約：制度として知財立国に相応しいシステムが構築されても、そのための戦略を支えるのは「人」である。知的財産の権利化実務から権利行使に至る高度な知識・能力を持ち、かつ技術に強い専門家の育成・活用が不可欠であるため、学部段階のレベルから知財教育に注力することを提言する。</p> <p>具体的には、法学部では一般教養の時期に技術的科目を教える、又は前倒しで専門科目を開始しその分知財科目や技術科目を卒業までに学ばせること、将来の知財分野でのキャリアパスの可能性を狭めないよう法学部以外の学部でも教養科目等に知財関連の科目設置を促進し、将来の知財分野でのキャリアパスの可能性を狭めないようにすること等が必要である。この際、「学際性」と「専門性」のバランスを取った学術的交流が不可欠である。</p> <p>本文：</p> <p>昨今では高度に技術的な知識を要する知財関連裁判が増加しているにも関わらず、裁判官の関連技術知識不足が指摘されることが多い。これは判決の一貫性不足にもつながり、判決の予見可能性が低下することから、ひいては知財制度への不信にもつながるため、早急な改善を要する分野である。</p> <p>制度として知財立国に相応しいシステムが構築されても、そのための戦略を支えるのは「人」である。知的財産の権利化実務から権利行使に至る高度な知識・能力を持ち、かつ技術に強い専門家の育成・活用が不可欠である。</p> <p>改善のために、現在推進計画で指摘されている事項に加え、下記の通り大学の学部レベルにおける知財教育カリキュラムの充実を提言する。</p> <p>司法試験制度が改革されて法科大学院が設置されたことにより、修了者の相当数が法曹資格を取得できる制度となった。法科大学院において理工系出身者が法律的素養を修得して法曹資格を取得し、技術に強い裁判官・弁護士を輩出するようになれば、知的創造サイクルに一貫して対応できる法律専門家の育成が可能になる。</p> |

しかし、バランスのよい知識を要求される知的財産に係る人材については、学部レベルからの教育が重要になると考える。大学では通常、一般教養の時期が長く、1～2 回生の間は主に一般教養科目を学ぶ(大学・学部によっても異なる)。このカリキュラム構成を改善し、具体的には、法学部では一般教養の時期に技術的科目を教える、又は、前倒して専門科目を開始しその分知財科目や技術科目を卒業までに学ばせることが必要である。

一方、法学部以外の学部でも教養科目等に知財関連の科目設置を促進し、将来の知財分野でのキャリアパスの可能性を狭めないようにすることが重要である。「専門性」と「学際性」のバランスをとることが重要である。

カリキュラムを増加させるだけでなく、実務に即した内容を充実させていく必要がある。特に、実務経験のある人材を講師として迎える動きを今後も加速すべきである。

就職難も影響し、むしろ学生の間では実務に役立つ教育、実践的で学際的な学問志向が高まっているが、教授陣のアカデミズム信仰から実践的カリキュラムの導入に抵抗があることも多い。大学では一般に学部間の壁が厚く、「文系と理系の壁」も存在し学際的なカリキュラムが良しとされない場合もある。大学内部での自助努力による改革は勿論だが、官が音頭を取り、モデル校を設置してアピールをするなど、一層の改革を側面支援することが重要である。

知的財産に関する人材が相互の理解を深めつつ連携していく上では、「交流」が重要な取り組みとなる。例えば、特許庁は大学の研究者・企業の研究開発者や知的財産部門担当者・弁理士など多彩な人材を任期付審査官に登用している。将来、これらの人々が任期を終えてそれぞれの専門分野で業務に就くとき、従来以上に特許行政への理解が深まり、行政と民間の連携が深まることを期待できる。今後は、大学を中心に知財人材がこのような交流・連携を拡充できるよう、制度設計を重視するべきである。

以上

(要約:339文字+本文:1241文字)

----- 参考サイト

◆ 「元・東京高裁総括判事の竹田稔氏が講演(上)(中)(下)」2005/03/31

<http://chizai.nikkeibp.co.jp/chizai/gov/takeda20050331.html>

◆ 「21世紀日本における知財教育のあり方」イルヒュン・リー

http://www.iip.or.jp/summary/pdf/detail03j/15_15.pdf

◆ 知的財産教育の現状と課題

<http://www.oit.ac.jp/ip/~tanami/PDF/paper07.pdf>

31

ソフトウェア特許の公開制度について

1.要約

ソフトウェア特許は独占権が強くなりすぎ、競争を制限しイノベーションの促

進を減速していると懸念されている。ここでは、ソフトウェア特許の成立時に限りパブリックドメインに情報公開する内容を広げることでその独占権を適正化する施策案を提案する。

2-1. プロパテント時代におけるソフトウェアの独占権の妥当性について

ソフトウェアの法的保護政策については、古くから議論されており技術進化に伴って保護される範囲が広がっている。1980年代は著作権による保護のみであったが2002年特許法の改正によりプログラムも物として扱われることになり特許法でも保護されることになった。しかしながら昨今のソフトウェア産業をみると、ある特定の製品に代表されるように日本国内において市場は独占状態にあると考えることができ、市場の競争原理が正常に機能しているのか否か疑問である。通産省2005年度中間報告であるようにソフトウェアは、多層レイヤー構造により、下位レイヤーのソフトウェアが上位レイヤーのソフトウェアの開発、イノベーション促進を束縛することや、特許権が付与されたソフトウェアの公開内容については、ソフトウェアの構成要因が技術的思想とその表現であるとする2原論に基づくとする、その技術的思想(アルゴリズム)だけであり、その仕様/実装方法は一般に公開されていない。ソフトウェアは無形財であり、デジタル技術/ネットワークインフラの発展にともない知的財産の創造/保護/活用のスパイラルをうまく循環させるためには、利用方法も重要でありその発明をコピキタスに使用できない問題がある。これではソフトウェア産業が発明により発展しないのでオープンソースのようにソースコードを公開すべきであるという意見や、ソフトウェアの価値/産業上の利用可能性を検討せずに、すべて同じ権利範囲を与えるべきではなく、クリエイティブ・コモンズのような考えで著作者が自由に権利範囲を定めることができるようにすべきであるとの意見があった。

以上のような背景から日本国内のソフトウェア産業界において、ソフトウェアの法的保護が強すぎてイノベーションの衰退がおり、公共の利益を害していると捕らえているのが大筋の意見であるようである。

2-2. なぜ強すぎる独占権が発生するか?

中間報告において、独占権が強くなりやすいのは、ソフトウェアの多層レイヤー機能(OSI7層モデルとコンピュータサイエンスと呼ばれる。また、プラグゲインなどの他のソフトウェアなどはコミュニケーション機能である)とソフトウェアユーザーのロックインにあると報告されている。についてはソフトウェア産業に限ったことではないと考える。ある発明は必ずある発明の上によってなされ、どのような産業であれ累積的(Cummulative)なイノベーションにより発展している。従来の産業と比較して、製品ライフサイクルが短い、コモディティ化が早いなども同じである。したがって、単純に多層レイヤー機能、コミュニケーション機能のために、上位レイヤーのソフトウェアの開発が阻害されていると断定するのは疑問が残る。

次のユーザーのロックイン機能であるが、これは現在市場を流通しているソフトウェアの独占が強すぎるためにおこっていることを裏返しに述べただけであるのでなんら独占が強くなる原因を述べていない。

筆者はその一因として独占はソフトウェアの仕様/規格/互換性の非公開によって強くなってしまったと考えている。仕様を公開しないまま市場が独占されてしまうと他社の参入が行えない。仕様が公開されていないから前述した多層コミュニケーションによって下層レイヤーのソフトウェアに上層レイヤーの開発が制限され、競争がおきずにソフトウェアのイノベーションが減衰する。本来であれば、競争法などによって公正な取引が行えるようにハンドリングをおこなえばよい。例として、独占禁止法の不公正な取引の条項にあたり、仕様を開示しよりオープンな市場を目指すべきである。しかしながら、独占禁止法 21 条に特許権等による権利行使行為は除くと規定されている。もし市場を独占した企業がこの規定を例外として利用するために、ソフトウェア特許を取得していれば大きな問題である。加えてソフトウェアは無形財で目に見えないために、仕様/規格/互換性が取りづらく市場に後から参入してくる企業にはライセンスを受けたとしても相当の開発費を負担することになる。

独占が強くなる要因を述べてきたが、ソフトウェアは無形財であり、その使用/利用において目に見えない仕様/規格/互換性の問題がある。このために後から参入する企業/個人の開発意欲をそぎモチベーションを下げイノベーションの促進を阻害して社会全体の利益を失う結果になったのではないかと思われる。

2-3 政策として目に見えない仕様/規格/互換性をどのようにするか?

それはでソフトウェア産業の数社による独占を防ぎ、イノベーションを促進させるための政策を立案するために次の案が考えられる。知財の人材を育成して不公正な取引を制限する機能を強化すればよいのではないかと感じたが、イノベーションを促進するようなフロンティアな技術領域においては、公的な監督機関にそのような専門性を期待することは非常に難しいと考える。そこで特許の登録要件の際、使用/利用が促進されるような情報公開の義務化を提案する。

再利用可能なようにソフトウェアの仕様/規格/互換性の一部をパブリックドメイン化して公開する。或いは政府が権利を買い取りライセンスする。

特許権の権利付与時にソフトウェアの発明報告書だけでなく、仕様/規格/互換性に必要な情報も開示させる。

は一般ユーザーの利益を考え、一般ユーザー間で必要になるであろう互換性の問題を解決するために、ユーザー間で互換が必要でなると思われる仕様はパブリックドメイン化して公開すべきであるという考えである。

例えば、あるソフト A があるとして、それは B というフォーマットによる入力が必要であるとすると、B というフォーマットの仕様はソフト A が権利化されてしまう段階で

| | |
|----|---|
| | <p>公有化して公開してしまうという方法である。このようにするとフォーマット B に対して情報が開示されているので後から参入する企業にとっては、ソフト A の代替となる機能を開発できることになる。一般ユーザーにとってみても、フォーマット B が安定している限りにおいてこれまで使用してきたフォーマット B のファイルが継続して使用でき、かつ他の人との間において、ソフト A、B であっても継続してフォーマット B のコンテンツを利用することが可能になる。</p> <p>は、いわゆる知的財産権の一般論をソフトウェア特許に拡張したものである。特許権は、発明者に対して独占的な権利を付与する見返りとして、公開を義務づけ一定期間の後に公有の財産化とさせる制度である。ソフトウェアは無形財であり、たとえそれば特許公報の明細書に記入されている技術的な思想のうち高度なものであったとしても、仕様/規格/互換性の説明が不十分である場合が多く産業上利用可能であるとは即座にはいえない。権利だけを付与して、実際に利用できないのでは制度が矛盾していると考えられることができる。オープンソースのプロジェクトのようにソースコードを開示してもよいだろう。ソースコードの開示ができないのであれば、そのソフトウェアの技術的思想をなんらかの形式的仕様記述言語で記述して産業上利用を行いやすいように表現をするのも良いと思う。2 原論により、表記を統一すると、純粋に技術的思想の新規性、進歩性の判断がおこないやすい。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">参考文献 デジタル著作権 名和小太郎 ソフトウェアの法的保護とイノベーション促進に関する研究会 中間報告 クリエイティブ・コモンズ クリエイティブコモンズ・ジャパン</p> |
| 32 | <p style="text-align: center;">知財戦略を国家政策とする理由を国民に説明する</p> <p>1. 問題の所在</p> <p>特許制度は社会全体の産業の発展という理想を現実にシステムライズしようとしたものであるように思う。特許法は、第一条にその目的として、独占権を与えることによって発明を促進し産業の発展に寄与することを明記している。特許法は、産業全体の発展という目的と共に発明者に対しては独占的な権利を与えるという2つの側面をもっている。経済的利益や経済的損失の防御という観点から知財制度を利用する人にとっては、知的財産計画は国家の理想の実現に向けての具体的な指針が示されたものとして捉えられているのではないだろうか。知的財産計画が「広く国民全体が意識を共有することによって初めて実現されるものである」ことを認識しているのならば、まずその2つの側面の関係を説明すること、言い換えれば、制度を利用する人びとと計画が目指す目的をつなぐ作業が必要ではないか。つまり、国家戦略である知財政策が、企業利益や人びとの日常生活の豊かさやどうつながるのかの説明が必要である。</p> |

2. 知財政策に対する政府の見解

小泉総理大臣は、2002年2月の施政方針演説において、国家の目標として「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化すること」を述べた。そして『知的財産推進計画2005』では、知的財産を国家戦略に位置づけた理由を、我が国の少子化と少ない資源という背景と世界経済の成長に伴う産業構造の変化から、技術革新・イノベーションによる高付加価値化と生産性の向上、そしてコンテンツやブランド戦略が我が国の経済成長の鍵となるためであると示した。また、世界のボーダレス化により「企業が国家を選ぶ時代」となり、魅力ある制度の提供や「国家ブランド」が世界から企業や人びとを呼び寄せ、国内での事業活動を活発にし、さらには国全体の発展につながることをあげ、知的財産を国家政策とする理由がここで触れられている。

3. 知財戦略を国家政策とする理由 特許制度のもつ公共性

なぜ、世界がボーダレス化した時代に国家政策が必要なのか。近年多く発せられるこの問いは、知財政策においても例外ではない。企業が国を選ぶことのできる時代に、なぜ国家戦略に協力する必要があるのか。そのメリットを見出すことができなければ、企業は国についてこない。その理由が曖昧ならば、知財政策も国家の力を大きくさせるためのものだと言われても仕方がない。世界に対して我が国の魅力を誇示する前に、国が企業や国民に対して、国家政策としての有効性を説明する必要があるのではないか。

特許制度は、情報を公開し共有するという点において、公共性をもっている。国家的な政策であるからという理由がまずあり、したがって特許制度は公共的なものであるという理解ではなく、この制度の根本的な特徴から公共性について考える必要があるのではないか。知識を共有することによって利益を得るのは国全体であること、また国全体の知識の基盤の向上により、個々のさらなる発展をも実現するという基本的な循環関係をもっていることを忘れてはならない。

社会学者のルーマンは、システムを構成要素の相互作用から成り立つ複合体であると言い、外的環境に向かって開かれた絶えず変化にさらされる動的な性質をもち、また内部から能動的に秩序づけられるような調整作用をもつものとして描いたが、社会学ではその要素が人間の行為やコミュニケーションであったけれども、特許で言えば、その要素は技術情報とその情報を活用するツールである。知財制度は、経済・科学の公共世界システムとも言えるのではないか。

知的財産は、国家だけのものもなく、民間だけのものでもない。知的財産を生み出す国民を含む民間があり、それを非営利に管理する国家があり、両者があって成立されるものである。この意味において、知財制度は「公共的なもの」である。また、発明を公共に提供する代わりに自己の権利を得るという観点からは、個人の利益と公共性が背反的ではなく相補的であることから、知財制度は「活私開公(滅私奉公の逆の意味)の公共世界」の基盤の一つと言えないだろうか。

また、国境を越えたところで製造され販売されている模倣品・海賊版に対して、一企業ではその対策に限界があることは、国家的な政策が必要であることの重要な説明になる。

4. 人びとにとっての知財へ

「知的財産立国」実現に向けた取組方針における配慮事項として、ユーザーにとって利用しやすい制度にすべきであることが強調されているが、それ以前にユーザーは知財を活用したいと望んでいるのだろうか。人びとは、時代の流れと呼ばれるものから知財がこれから大切なものになるであろうことは理解できても、それが実際に生活の豊かさやどう結びつくのかを問われたときには答えることはできないのではないか。

知財活用の重要性に対する国民の理解を得るためには、(これは知財に限ったことではないが、)国全体の利益が自分自身に結びつくことの実感が得られることが大切である。そのためには教育における知財や政治・社会や哲学の指導も必要だが、教育だけに人びとの知財への理解を求めることは限界がある。指導がなければ知り得ることのできないものは、たいていはあまり私たちの生活に必要でないものであったりすることが多い。知財が本当に必要不可欠なものであれば、私たちの生活と切り離せないものである。

『知財推進計画2005』において、「知的財産立国」とは「知的財産に関係する一部の人々の営みによって実現されるものではなく、知的財産によってえられる果実を万人が享受し、その恩恵に啓発されて、万人による知的財産の創造活動が始まるながれにより実現されるものである」と述べられていた。そのためには、人々にとって知財が、制度があるからそれに従わなければならないというレベルではなく、積極的に制度を活用しようとするレベルにあることが必要であり、そのためには動機が必要である。その動機の基盤づくりのために、国は国民に、知財制度のその本質から説明する必要がある。

参考文献

知的財産戦略本部『知的財産推進計画2005』2005年

33

テーマ

学校における知財教育

要約

知財政策の領域は広く、早急に抜本的な改革が必要とされる分野と時間をかけて積み上げていくべき分野が複雑に介在している。

教育は国家百年の計ともいわれる。知財教育は、学校教育法や学習指導要領の下、初等教育から導入していくべきではないかと思う。小・中・高とカリキュラム化された一連の教育を受ける

ことにより、知財立国としての日本を将来恒久的に牽引できる人材、それも一分野からだけでなくトータルの視野を備え、世界における競争力の太い柱となれる人材が層厚く存在するようになるのではないかと考える。

ただし地域ブランドやジャパブランドを考えると、文化教育と知的財産教育の境界があいまいになってしまう可能性があるが、知財を広義に捉え、この学校教育への知財教育の導入により、国際人としての自覚を持ちつつ同時に日本文化や日本人であることを誇りに思う心(自国文化を愛する心)を両立する精神性をより日本人に育むことができるのではないかと思う。

内容

学校教育への導入方法として、初(小学校)・中・高等教育それぞれの段階によって内容や程度は異なるが、次の方法が考えられると思う。

- (1)各教科への取り入れ
- (2)総合学習への取り入れ
- (3)教科としての「知財」(必修:年間カリキュラム)の導入

(1)は、一例だが、芸術教科(音楽・美術等)ですでに取り上げられている。新学習指導要領では、わが国の伝統的な歌唱や和楽器、郷土の音楽を含めて扱うことをあげている。日本の伝統食等を家庭科で取り上げたり、社会科や政治経済等の教科で知的財産政策を盛り込むことも可能なのではないだろうか。

(2)の総合学習は、総合的な学習の時間のことである。学習要領では、各教科等で身につけた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活に生かし、それらが総合的に働くようにすることを目的とし規定している。

この時間に茶道・華道等の伝統科目を選択的に履修させている学校もある。この科目の目的に則して、知財教育をこの時間に行うことは容易であると考え。現在は教師の裁量でしか行い得ないが、例えば、米国等で低学年の学生がバーチャル株取引を授業で行うように、特許権・著作権等の知的財産権を使用したビジネスの疑似体験を行うことによって企業活動や経済活動を知ったり、模倣品・海賊版禁止等のコンプライアンスを学ぶ時間にするには有用ではないかと思う。

さらに後継者のいない伝統芸能・工業・工芸等、語り継ぎたい日本の伝統行事等のリストアップ(ワシントン条約のレッドデータブックのような)を行い、低学年から日本の伝統に親しみ、ボランティアや体験学習を通して、保護していくような土壌が醸成されればよいのではないかと思う。

初等教育からの(1)(2)を通して、高等教育で(3)のような「知的財産」教科が加われば、さらに専門学校・大学・大学院において知的財産を専門的に習得する流れができるのではないかと思う。できれば、知的財産の専門的な教育を行う場以外でも(例えば美術・デザインの専門学校で著作権法や商標法を必修とする)知的財産や法律の概要を必修として学ぶようになれば、知財とその他の分野の人材の乗り入れがより容易になり、知財のわかる各分野のエキスパートも数

| | |
|-----------|--|
| | <p>多く輩出されるのではないかと思う。</p> <p>これら学校教育における知財科目の導入は、政策としてはその結果がわかるまでには長い期間を要すると思う。現代の日本では、企業・研究機関等における知財のエキスパート育成にも喫緊の対応が必要とされていることも理解している。それぞれの業界・分野・段階に行われるべき知財教育を誰かがトータル的に把握し、デザインできることが今の日本において何より大切であると思う。イニシアティブをとる省庁が、決まらないのであれば知財省なるものを創設してもよいのではないだろうか(ただし今の行革の流れからは一見反するように見えるかもしれないが)。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> |
| <p>34</p> | <p style="text-align: center;">「知的財産推進計画2006」に対する知財政策の提案</p> <p>テーマ</p> <p>遺伝子治療・再生医療等を視野に入れ、医工連携を始めとした異分野の連携を推進する。</p> <p>要約</p> <p>近年のバイオテクノロジー分野に於ける技術の飛躍的進歩に対し、特に遺伝子治療・再生医療等の分野において、2005年に引き続き最先端の技術やその動向について調査し、将来の課題やこれらの技術の進歩に対する特許制度の在り方の検討を行い必要に応じて制度を整備し、医療特許に対する今後の動向を視野に、医学系とバイオテクノロジーを含む理学系、また医学系及び理学系と各種工学系の連携など、異分野の融合による革新的技術の進歩を期待し、インフラ整備なども含め人的要因や組織形態などの課題解決を促す。</p> <p>内容</p> <p><u>連携を進める重要性</u></p> <p>連携により、再生医療や遺伝子治療だけでなく、ナノマシンセラピー、ドラッグデリバリーシステムの構築、遺伝子診断を始めとするチップテクノロジーなど先進的な技術の開発が期待でき、単一分野よりも各分野を融合することによる革新的な進歩が望める。医学系、バイオテクノロジーを含む理学系、工学系の連携による新たな学際的領域には互学互習の状況やシステムづくりが不可欠であるが、あまり整備されていないのが現状であり、連携を円滑に進めるためには、研究者の交流だけでなく組織として共同研究の流れを明確にすることも重要である。</p> <p><u>学部間の連携</u></p> <p>数多くの違いが連携の最大の障害となるが、まず人的課題としては各学部によって相手の専門用語が分からないというだけでなく、基本的な考え方、表現の仕方、ものの捉え方など文化とも言える様な違いが存在することである。また、スケジュールの違いも無視できない。医学部では、研究に専念できる専任教員に時間があることが稀であり、研究要員は研修医等になるが研</p> |

究に入る時期がローテーションにより様々である。それに対し他学部では、通常卒業論文や修士論文など学事を中心とした年間の研究タイムテーブルが決まっている。これによって学部間で連携していく際には、このスケジュールが研究要員の確保とあいまって問題となる。また組織形態の違いとしては、医学部が私立大学は国立大学より緩いとしても、講座制やそれに近い体制を採用しているのが現状でありピラミッド型の職位分布となっているのに対し、他学部では専任講師以上は独立した研究室を主宰するという割合が多く、職位分布としては逆ピラミッド型を呈することを考慮しなければならない。また、医学部側がニーズを提供し、他学部側がシーズの提供をするという形が多くなりがちである。更に、医学部側はトップダウン的な臨床医学研究手法をとり、他学部側はボトムアップ的な基礎研究手法をとるといった手法の違いも挙げられる。

こういった違いを理解し障害を解消するために、研究者相互の理解だけでなく、ニーズとシーズの融合や一体感を持った仕事を仕上げるという意識を啓蒙するために、互いの研究員間の交流促進はもちろんのこと、互いの学生への教育を通じ相互の理解を早い段階から進める大学教育としてのカリキュラム作りも必要である。またこれらの違いへの歩み寄りや、共同で研究を進めるための基準や内規の作成を促進するために、こういった異分野の融合に対する共同研究の流れの雛型を示すことも一つの案であると考えられる。更に、定めた内規を遵守するための周知・教育、そして各所に携わる人材育成も併せて進めるべきである。

大学と企業間の連携

大学の論理と企業の論理の違いが問題であり、またその違いを互いに理解することがまず必要である。大学と企業の契約においては、研究成果の帰属、論文発表の可否や時期等個々の状況に応じ取り決めておく必要がある。更に、タイミングを逃さず出願するために多様な契約パターンの必要性も挙げられる。

以上の様に画一的雛型を作ることはできないため、それに対応できる体制が必要となる。そのため、人材やシステムのフレキシビリティに富んだ枠組み作りを積極的に行うことも併せて実行でき、独自のやり方を遂行できる人材が必要となる。また、こういった産学連携を推進していく人材の養成が急務であるが、人材育成のシステムづくりやその成果を待つだけでなく現時点での早急な人材確保として、他業界からの引き抜きも視野に柔軟な雇用制度を整備していく必要がある。

実用化や今後について

連携により期待される成果の中で、特に遺伝子診断は簡易なキットなどの登場も示唆され実用化が近いものが多く有望な市場である。そのため、一般への普及も含め、流通面での整備や海外への輸出も視野に各国の法での扱われ方も精査しておく必要がある。

また、遺伝子治療、再生医療などは医療特許の問題に絡むが、医療行為については現時点ではまだ不明確である。しかし、これを視野に入れた法整備、意識の周知、教育の必要性、人材の確保も早急に行うべきである。更に、これらの技術が開発され実施されるであろう機関に

において、大枠としての国の制度に頼り切るのではなく、内規を明確に定めることが重要である。今後医療特許が認められる場合、国の施策に対応した早めの内規策定が必要となるため、法改正の動向を見つつ、各大学や研究機関でその組織に合った草案を練っておくことも必要と考える。それによる早期対応によって、国内の産業興隆だけでなく、海外への進出も可能となるのではないだろうか。

参考資料

荒井恒憲 2004年3月18日 慶應義塾大学における医工連携体制と理工学部荒井研究室における事例

http://www.miyazaki-u.ac.jp/tech/ResDev_Eng/ARAI_Present.pdf

医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会の検討状況

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/dai6/6siryou6.pdf>

「知的財産推進計画 2006」に対する知財政策の提案

- 地域ブランド政策への提言 -

「地域ブランド構築における“真の知財サイクル”を確立しよう」

1. 提言の背景・趣旨

バブル崩壊以降、“ものが売れない時代”が続いてきた状況の中で、企業は否が応でも構造改革を求められ、結果、「勝ち組」「負け組」の二極化が進んだ。同時に、地域行政においても小泉構造改革のもと、税制や補助金制度を軸に更なる権限委譲が進められ、“より独立した地方行政”のあり方が求められている。そんな中、近年、地域における事業者等が一体となって、当該地域の自然、歴史、風土、文化、社会等に起因した特色を有する商品の生産や役務の提供を行う取組み（**地域ブランド化**）が活発化しており、こうした取組みを支援する地方公共団体等の動きも活発化するなど、地域ブランドに対する期待が急速に高まっている。

このような背景を踏まえ、地域ブランドがより活性化するために「経営戦略的視点の重要性」と「知的財産推進計画 2006 における地域ブランド政策」を、“創造・保護・活用”の知財サイクルの観点から考察してみたい。

2. 地域ブランドの創造

「関さば・関あじ」「夕張メロン」「松坂牛」などをはじめ、日本国内にはすばらしい地域ブランドが多数存在するが、次項考察する商標保護も含め、権利として確立されている地域ブランドは全体から見ればまだ稀なケースである。国内に数多くある「地域ブランドの素材」を如何にして育て上げるか、以下の Key word で考察する。

1) 地域ブランドの「あるべき姿」を明確にする

・どのようなブランドを作り上げていくのかという「ブランドのあるべき姿」をしっかりと持ち、そのブランドを構築するために、戦略的にブランドマーケティングを展開していく必要がある

・「誰に」、「何を」、「どのように」伝えるのか？というマーケティング的な発想が必要不可欠
・消費者との双方向コミュニケーションが必要不可欠

消費者とのコミュニケーション(イメージ調査など)により、現在消費者が持っているブランドイメージを認識する

目指すべきイメージを決めて、そのイメージ向けにもてる経営資源(人、もの、金、情報)を集中させる

消費者とのコミュニケーションによりブランドイメージを確かめて、目指すべきイメージに向けて軌道修正していく

2) 「ものがたり」によって感動を与える

・伝えるべき「もの」ではなく、伝えるべき「こと」を決める

・お客様に提供する「もの(商品・サービス)」にのせて、どんな「こと(思い)」を届けるかが感動させるポイントであり、その「こと」が地域全体で統一されていれば、感動もさらに大きいものとなる可能性が広がる

3. 地域ブランドの保護

1) 商標法の改正(平成 18 年 4 月 1 日施行)

今回の改正では、新しく商標法第 7 条の 2(地域団体商標)が追加され、以下の要件を満たす場合には、商標法第 3 条 1 項 3 号に該当する商標であっても例外的に登録を受けることができる。

出願人が特定の事業共同組合等であること

上記組合員等の構成員に使用をさせる商標であること

使用した結果、需要者の間に広く認識されていること

地域の名称 + 商品または役務の名称からなること

地域の名称がその商品または役務と密接な関連性を有すること

通常の登録要件を具備していること

2) 日本版「統制原産地呼称制度」により、地域ブランドの“信頼確保”と“品質向上”を保護

一企業が自社の商品・役務について信頼の低下や品質低下を招いた場合より、地域団体において同様の低下を招いた場合のほうが、地域社会に与える負のインパクトが非常に強いと予測する。各自治体において整備されつつある「ブランド認証制度」を、フランスの「統制原産地呼称」のようなクオリティコントロールを念頭に置いて、1)の「地域団体商標制度」と併せて推進すべきと考える。

4. 地域ブランドの活用

「2. 創造」「3. 保護」を含めこれを真に活用するためには、地域ブランドを戦略的に作り上げることができる人材の育成が必要不可欠と考える。

1) 地域ブランドマネジャーの人材要件と育成

- ・地域の観光資源(拠点)、歴史、文化の地域情報を熟知し、何より“郷土愛”や“地域を愛する心”を持っている人材
- ・経営的視点を持ち、中心になって地域ブランドを引っ張っていく強いリーダーシップが発揮できる人材

2) 地域ブランドマネジャーの育成

「地域ブランドアドバイザー・フォーラム事業」のようなコンサルティング支援制度が確立しつつあるが、あくまでも補完的制度的位置づけと考える。上記1)に示した人材要件を満たした対象者が、本校 MIP のような専門職大学院で学べるような政策を、各自治体が推進していくべきで、そして初めて「地域ブランドアドバイザー・フォーラム事業」のようなコンサルティング支援制度が生きてくるのではないだろうか。

5. ケース・スタディ

「岩手県葛巻町: 第3セクターによる地域活性化」

私自身の出身地でもある岩手県葛巻町における「第3セクター方式による地域活性化」施策を、地域ブランド構築の視点から考察する。

1) まちの概要

キャッチフレーズ: 北緯 40 度ミルクとワインとエネルギーのまち

地理・自然: 地中海シチリア島、スペイン首都マドリード、中国北京等を結ぶ北緯 40 度線、その線上である岩手県北上高地の北部に位置している。面積の 97%が標高 400m 以上で、全町の 86%が緑豊かな森林で占められている。

地域活性化: 若者の流出や出生数の減少による人口減少を背景に、酪農・ワイン・風力発電などの地域活性化施策を推進してきた

第3セクター: (社)葛巻町畜産開発公社/公共牧場の管理運営

(株)グリーンテージくずまき/宿泊施設の受託経営

エコ・ワールドくずまき風力発電(株)/風力発電の実証研究および発電事業

全国各地から視察者が絶えず「クリーンエネルギー先進地」と言える実績

太陽光発電、畜産バイオガス、木質ペレット、木質バイオマスの新エネルギー

葛巻高原食品加工(株)

テーマ/まぼろしの山ぶどうワインづくり

山ぶどうワインの製造販売

資本金/9800 万円

(町 4000 万円 森林組合 3750 万円 JA250 万円 個人株主 1800 万円)

| | |
|----|--|
| | <p>売上高(H16年)/3億6471万円 (経常利益929万円 当期利益460万円) 「ジャパン・ワイン・コンペティション」において3年連続銅賞(03~05)を受賞</p> <p>2) 考察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぜ、「酪農、ワイン、風力発電」なのか？ ひとつひとつの事業の意味付けは明確であるが、それぞれの事業が相乗効果を生み、地域ブランドイメージを構築するまでには至っていない。 この3つのkey wordを繋ぐ上位概念としての「あるべき姿」が必要か。 ・代表的な商品である山ぶどうワインについては、“まぼろし”等のKey wordを利用して、商品にストーリー性を付加することにより、単なるワイン以上のブランドイメージを構築できるきっかけになり得るか。 ・改正商標法により、第3セクター方式の事業形態で「くずまきワイン」の商標登録は可能か？ ・ワインコンペティション等で商品品質に対する一定の評価を得ているだけに、現在、局地的な展開に限定されているマーケティング戦略を、営業地域拡大も含め再構築すべき。 ・首長自らイニシアチブを発揮していることは関連記事等から読み取ることができたが、今後、地域ブランドとしてより確固たる地位を構築する場合、上記考察のような内容を戦略的に立案実行できる人材をどのように育成しているかは調査できなかった。 |
| 35 | <p>知的財産推進計画2006」に対する知財政策の提案</p> <p>テーマ 「民間審査官制度と知財立国の基盤となる知財人材の整備」</p> <p>要約 特許出願の迅速化を達成するために、民間企業に審査業務を委託する民間審査官制度を提案する。また、民間審査官の活用によって、わが国産業に寄与する企業や発明家を支援することについても検討する。</p> <p>内容 昨年の暮れに、特許庁から、「特許審査迅速化・効率化推進本部の設置について」報告があった。これは、特許審査の迅速化による権利の早期確定が、知的創造活動の成果を国富の源泉とする「知的財産立国」実現の鍵となるからである。 これについては、知的財産推進計画2005で、以下のような施策が盛り込まれている。 1) 任期付審査官の大量採用による滞貨処理</p> |

2)サーチのアウトソーシング

3)国際的な審査協力の推進

このような施策のうち、特許審査迅速化に最も効くのは、1)の審査官の増員であろう。しかし、その数は、年間 100 人を5年間続けることと毎年の通常審査官 20 人弱の合計である。はたして、これだけの数で、課題が解決できるのであろうか。

現在の日本の審査官の数は、米国の審査官の数と比較してみる。米国では、約 3,700 人の審査官があり、日本(約 1,200 人)の3倍である(いずれも、2004 年度の統計)。これに対して、日本特許庁では、審査処理の効率が、米国の 2.5 倍(特許行政の現状:H17 年 10 月 特許庁調整課)。を強調しているが、審査順番待ち期間を現状の 26 ヶ月から目標の 11 ヶ月(2013 年)を達成するには、上記の 1) ~ 3) で、審査迅速化問題を解決できるとは思えない。

そこで、提案したいのが、特許審査を民間企業に任せる民間審査官制度の導入である。この制度のメリットは、

-) 国家公務員の増員なくして審査官を確保できること
-) 最先端の技術分野の知識・情報による審査の実行
-) 知財立国の基盤となる知財人材として活用

等である。では、以下に、各項目について詳細に述べることとする。

まず、) についてであるが、特許庁の資料(2003 年公開 分野別上位出願人)から、分野ごとに、上位 3 社あるいは年間 200 件以上の出願公開がある企業から、特許審査を分担してもらう人材を登録してもらう。上述した条件を満たす企業は、約 150 社ほどになるので、1 社で 3 ~ 4 名の民間審査官を出してもらえば、一気に 500 名の審査官が誕生することになる。この民間審査官は、各企業に属しながら、審査実務を行うわけであるから、国家公務員を増員すること無しに、審査官を確保できることになる。これを 5 年間継続して実施すれば、米国と同数の審査官を確保できることになり、現状の審査効率を合わせて検討すると、目標の 11 ヶ月(2013 年)を達成する可能性が大になると考える。こうして、登録される民間審査官のスキルについてであるが、これまで、出願や中間処理等の特許実務をある年数こなしてきている方が対象になると考えているので、ある程度のベースはできているはずである。そこに、歴代の特許庁審査官の審査ノウハウ等を加味してゆけば、より効率の良い審査を行えるであろう。

次に、) について説明する。上述した条件の企業は、その分野で日本を代表する企業であり、それぞれの分野の最先端の研究・開発をしている。そこには、特許庁審査官でも、なかなか知ることができない最先端の知識や情報が存在する。審査期間が短縮されれば、されるほど、そうした知識・情報は、素早く取得しなければならない。それには、最先端の研究・開発をしている企業の環境がより適している。これは、サーチを外部委

託いこうとする現状の施策にも沿っている。

最後に、) についてであるが、民間審査官としてスキルを身につけた方には、社内での特許出願における選択と集中をよく吟味してもらう役割を担ってほしい。というのも、世界の先進国におけるGDPと出願件数(自国への出願)の関係をみると、日本は、ずば抜けて多い出願件数になっている。例えば、米国は、日本のGDPが約2.5倍なのに、出願件数は、日本の半分であり、また、ドイツは、GDPが半分で、出願件数は、約1/4である(特許庁 調整課 H17年10月資料)。日本の出願は、まだ質より量を重んじる傾向があるのではないか。これに対して、特許庁の取り組みは、出願の多い企業のトップに、適正な出願件数の実行をお願いしているようだが、お願いより、実務において適正出願数を目利きのできる人材を育成することが必要である。正に、この民間審査官こそ、その人材である。

更に、この民間審査官に、知財コンサルタント等の国家資格を与え、中小・零細企業や、個人発明家の支援を行っていくようにしていきたい。ここでも、米国と比較するが、日本の弁理士の数は、米国のそれに比べ、約1/5である。また、弁理士事務所が、大都市に集中しているため、地方で、独自の技術を保有している中小・零細企業は、適切なアドバイスを受けることができず、自ら発案したアイデアを保護できずにいる企業も少なくないであろう。また、米国ほど個人発明家が生まれにくいのも、こうした環境が起因しているのではないか。各業界のリーディング企業で培った知識や経験を中小・零細企業・個人発明家の支援に役立ててもらいたい。こうした人材の流動化こそが、真の知財立国の基盤整備になるのではないだろうか。

一方で、問題になる面もいくつかある。

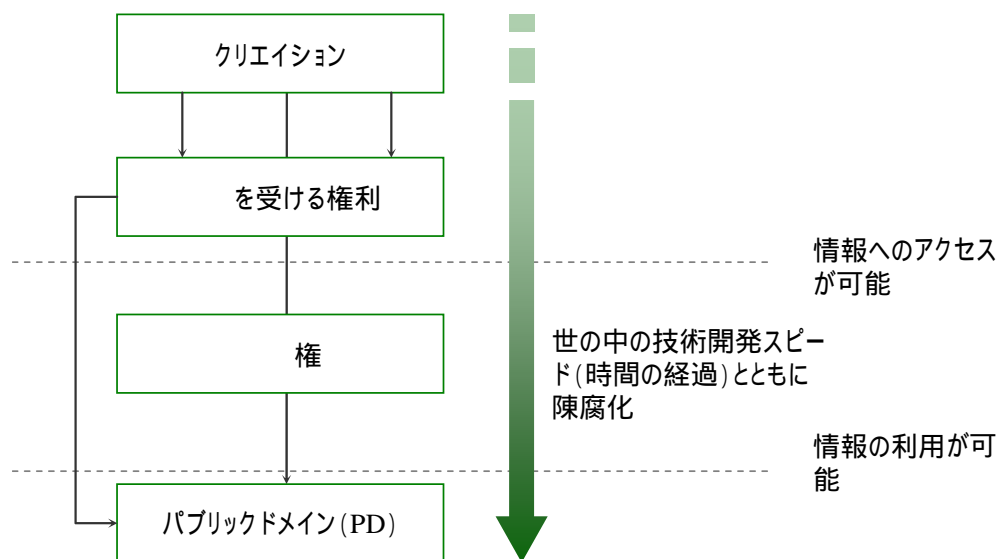
- A) 審査の信頼性
- B) 審査の公平性
- C) 民間審査官を提供する企業への報酬

まず、A) についてであるが、上述したような各業界のリーディング企業の知財人材であれば、最先端の技術知識の取得や中間処理対応の特許実務等の業務環境から考え、審査の信頼性に問題はないと考える。しかし、万が一誤って特許査定や拒絶査定をした場合には、現状の審判等にてリカバーする仕組みを用いて、瑕疵のある権利が横行することをくい止めることができる。この場合の審判については、特許庁の専権事項として持続させていく考えである。

次に、B) についてであるが、いささか問題があると考え。例えば、ある業界の企業 社と 社が民間審査官を登録していたとする。 社から出願あった場合、 社の民間審査官が審査することになる可能性がある。特許庁の審査官ならば、両社に対して、公平

| | |
|----|--|
| | <p>に審査することができるが、この場合は、社の民間審査官が社の出願を拒絶になるように辛く審査すると考えるのが自然かもしれない。</p> <p>しかしながら、民間審査官に登録されたなら、その審査業務を行う場合は、特許庁審査官と同じく独立性が保たれなければならない。即ち、所属企業からの圧力に屈することがないように保障されなければならない。また、民間審査官も、自己の審査が、所属企業に対して有利になるようなことは決して行うことなく、その発明の特許性を純粹に審査していかなければならない。このあたりは、法律でしっかり規定していく必要がある。ただし、仮に不公平な審査が存在しても、A)に述べたように、審判等にてリカバーしていくことにする。</p> <p>最後に、C)についてであるが、民間審査官の提供企業には、その企業からの出願等の費用を減額することで、審査業務の報酬に替えていくことが考えられる。</p> <p style="text-align: right;">< 以上 ></p> |
| 36 | <p>「第3の主体と知的財産制度」</p> <p>「公開代償による独占」を国が認める知的財産制度。その知的財産制度は個人、法人を想定し運用・整備されてきた。近年、インターネット上のコミュニティサイト、地域商標、フォークロア等の問題が表面化してきている背景には、市場、政府を補完するものとしてのコミュニティ等の「第3の主体」の重要性が増してきていることがあげられるのではないだろうか。本レポートでは、知財政策の新たなターゲットとなると考えられる第3の主体に焦点を向け知的財産制度との関係を考察する。</p> <p>第3の主体に共通するキーワードは、「(限られた範囲内での)オープン」ではないだろうか。最たるものが、参入・退出が容易で共通する信条や価値観のもとWEB上で繰り広げられている「ネットコミュニティ」である。では、第3の主体の特性を見る前に、現在の知的財産制度との関係を明確にするため、まず、現行制度上での「知的財産の一生」を考えてみる。</p> <p>知的財産はクリエイション(発明、創作、創造)によって生まれ、文書化(汎用化)されず、個々人に一身専属的に属する知的財産、権利化され、保護期間を経てパブリックドメインとなる知的財産、権利化されずにパブリックドメインとなる知的財産、の3通りに区分されるのではないだろうか。</p> |

< 図表 1. >



すなわち、人はクリエイションにより、知的財産を 個人の中だけで保持し続けるか、 権利化し一定の保護期間を受けるか、 権利化せずに公開するのか、を選択する。図表 2 は、 ~ の選択が対世的にはどのような意味を持つかをまとめたものである。出願後、出願公開されることで情報へのアクセスがオープンになる。また、権利期間の満了または権利を取得しなかった場合において情報の利用がオープンとなる。(「パブリックドメイン」つまり、公共財となる。)

< 図表 2. >

| | 情報へのアクセス | 情報の利用 | | | |
|---------------|----------|-------|--|--|--|
| ク リ エ イ シ ョ ン | クローズ | クローズ | | | |
| 権 利 化 | オープン | クローズ | | | |
| パブリックドメイン | オープン | オープン | | | |

(注) 1. 表中のクローズは、アクセスの可能性の低さおよび情報の利用に制限があることを意味する。オープンはその逆。

2. ~ で該当する欄を網掛け表示としている。

次に、知的財産を活用する主体を考えてみる。現行制度は個人、法人を主体と想定しているようであるが、近年の知的財産の問題をみても、これらに加え「コミュニティ」を始めとした第 3 の主体がクローズアップされてきているといえるだろう。

この第 3 の主体に関しては、近年、社会科学の分野で注目されている「ソーシャル・キャピタ

ル(社会的資本)」の概念が当てはまるのではないかと考えられる。OECD(2001)の定義によればソーシャル・キャピタルとは「規範や価値観を共有し、お互いを理解しているような人々で構成されたネットワークで、集団内部または集団間の協力関係の増進に寄与するもの(Network together with shared norms, values and understanding that facilitate cooperation within or among others.)」とされている。また、ソーシャル・キャピタル論の代表的論者であるロバート・D・パットナムは「個人間の結合関係、すなわち社会的ネットワークとそのネットワークから生じる互酬関係、および信頼性の規範」を挙げている。人的資本(human capital)の延長線上の概念として捉えられているようである。

知的財産の活用主体は全て「個人」が出発点であることは共通の事項である。法人は特定された個人の集合体であり、第3の主体たるコミュニティ等は不特定の個人の集合体であるといえるだろう。特定、不特定の別は「利益配分」という点で大きな相違を持つ。この問題に対して「ソーシャル・キャピタルが公共財か私的財か」という問題へのパットナムの意見は示唆に富んでいると感じる。彼は、「ソーシャル・キャピタルは個人的側面と集団的側面の両面を持ち、したがって、それは私有財であると同時に公共財である」とする。また、「ソーシャル・キャピタルは関係的現象であり、集団、地域コミュニティ、国家の所有物であって、個人の所有物ではない。しかし、ソーシャル・キャピタルへの投資から便益の一部は投資者の直接の利益となって返ってくる。」としている。

これを現在の知的財産の諸問題に転化してみるとどうだろうか。つまり、第3の主体における知的財産は公共財つまり「パブリックドメイン」であり、かつ投資者(コミュニティ参加者)に便益の一部が還元される仕組み＝「域内パブリックドメイン*」のような制度を構築していく必要があるのではないだろうか。

*域内パブリックドメインの位置づけを情報へのアクセス、情報の利用という観点からまとめると下図のとおりである。

< 図表 3. >

| | 情報へのアクセス | 情報の利用 |
|-------------|----------|---------|
| クリエイション | クローズ | クローズ |
| 権利化 | オープン | クローズ |
| パブリックドメイン | オープン | オープン |
| 域内パブリックドメイン | オープン | 条件付オープン |

| | |
|----|---|
| | <p>云々、知的財産とはこういう物だと (のたまったのをただ了解しているにすぎない感あり)純粹に知的財産などといえば、精神の元に与えられるものでありまた、物質によって与えられる物ではない。よってこれは精神の問題である。</p> <p>精神性を重んじない政治・経済・治安・教育・生活様式・現文明しいては芸術もそこに生きる人間の精神を常に殺し続けている。</p> <p>この時代に私ひとりとして何を言おうにも 民主主義は目指すもののない単なる責任転嫁主義の間違いであるし ちからぞえする人もなく邪魔者ばかり。(目にみえぬ邪魔者が多すぎるのです)心、というかそのようなものの深淵を取り戻さなくては、手に入れなくては知的財産など物質主義者の利権の前に容易に搾取されてしまう。</p> <p>この問題に着手するのはまだ早いと思います。烹鮮、科学技術にあわせての政策や思想は無知な判断です。</p> <p>私は、複雑きわまるこの通念社会と制度(このような知的財産)に吐き気がしております。社会に脈絡がありません。これが今の世界で問題をつくっておりますが、精神性を否定することによって民に気付かせないような体があります。ですからもう一度、生から始まり精神に至るまで宗教的科学・妥協的科学・被虐的科学をほうむった上で人生観を構築しなくてはならないのです。主導者は、こういった思想のリーダーとなるべき人物でなくては いけません。私には無理です。</p> <p>民衆がこのような気風を持ってきましたら、知的財産とやらを全面開放するなりするがよろしいでしょう。(…こまかい制度を作ろうという考えは捨ててください)</p> <p>以上です。</p> |
| 38 | <p>中国、韓国などで頻発する日本の知的財産の侵害については断固とした対応を取るべきです。</p> <p>知的財産の保護は重要ですが、行き過ぎた権利の主張には歯止めをかけるべきです。iTunes Music Store が日本でサービスを開始して以来、一部のレコード会社は楽曲の提供を拒否していますが、権利保持者による一方的な権利行使が公正な競争を阻害し、消費者の需要に答えられず、結果的に誰のためにもなっていません。</p> <p>国益の確保という観点からの計画を期待します。</p> |
| 39 | <p>2006 の策定に向けた意見書</p> <p>インターネットの今後の利便性による国内での様々な整備と海外など広範囲に向けた国際的(wipo)な取り組みの強化をお願いします。</p> |
| 40 | <p>はじめまして。知的財産計画にいて、是非再考を検討していただきたい。</p> <p>人、個々のもつ自由な発想を、先に作り出されるがために、財産の保護という名目のもとに</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>規制されるのは、個の未来に扉を立てるようなものではないでしょうか。この計画に群がる、利権者の、あるいは、利権を狙う方々のいい法律に落ち着きそうに思えてなりません。是非、推進取りやめの方向で検討お願いいたします。</p> |
| 4 1 | <p>知財保護のため、日本の法規制を正しく外国に知らせる必要あり。その関係で、日本法について、司法改革で英訳したそうであるが、知財関係では簡単に利用できる英訳がない。そもそも知財保護を唱う国として、英訳すら不十分なおかしい。計画2006で、一般人が容易に利用できる知財関係法の英訳整備を盛り込んでほしい。法律だけでなく、アウトラインやガイドラインも翻訳が必要。</p> |
| 4 2 | <p>強力効果論またはそれに準ずるものが、本当にあり得るものなのか？ 現にこれに対処すべく施策を講じている国はありますが、その効果は一部から疑問視されたまま強行されているのが実情であり、本来なら対策を講ずる前に検討されるべき全幅の信頼が置けるデータは、世界的にみても存在していません。 今後、政府主導で大規模な調査がおこなわれることがありましたら、ぜひその成果を一般にも広く公開していただきたく存じます。 10年、100年経ってもこの国の文化が発展を続けられるよう、短期的な利益にとらわれず、まっすぐに将来を見据えた的確な判断がなされることを願ってやみません。</p> |
| 4 3 | <p>あなた方与党には何も期待できません 所詮組織票で決まった議員 国民の痛みは何一つ解っちゃぁいない</p> |
| 4 4 | <p>知的財産推進計画全体について。 本意見募集で、意見の内容の記述においては機種依存文字等を使用しないよう注意書きがあるにも関わらず、知財計画のwebサイト上では多数の「機種依存文字」が使用され、一部のプラットフォーム以外では正しく表示されない箇所が多くみられます。 特定のプラットフォームでしか参照できない知的財産推進計画でよいのでしょうか。 知的財産推進計画におかれては、あらゆるプラットフォームを使用する人に区別なく情報を送り届けることを旨とし、日本政府が行う全ての施策のお手本となっていただきたいと思います。むろん、「機種依存文字」に限った話ではなく、web標準や、認証技術、DRM技術等、あらゆる点についてご配慮いただければ幸いです。</p> |
| 4 5 | <p>「知的財産推進計画 2006」の策定に向けた意見</p> <p>知的財産に関する議論こそ知的であるべきだ。</p> <p>「知的財産」には大きく分けてふたつの相反する側面がある。 ひとつは「なるべく多くの第三者に利用されることによってなんらかの利益を得る</p> |

ための権利保有」であり、もうひとつは「なるべく第三者に利用されないことによつてなんらかの利益を得るための権利保有」である。

例えば特許ひとつをとってもライセンスを広く供与している者もあれば、全く他者にライセンスを供与していない者、さらには、特に IT 業界などに顕著な疑似技術の流出を恐れ特許すら申請していない者もある。

このため一口で「知的財産推進」とまとめてしまうには無理があると言わざるを得ない。

最低でも「活用を目的とした知的財産」「独占を目的とした知的財産」という前提を明らかにし、さらに「活用」や「独占」が社会的にどう言った影響を与えているのか、その正当性がどこにあるのかを議論する必要がある。

闇雲に権利保有者をひとくくりにしては問題の本質は見えてこない。

業界の利益に偏った主張は極力控えられるべきである。

今回のパブリックコメントについても特定の業界の組織票的な意見の送付が容易に想像できる。まさかパブリックコメントの結果が多数決で推進計画に盛り込まれることはないと思うが、国民にそのような印象を与えてしまっては「知的」に関する意見の募集にならない。

過去の知的財産に関する内閣並びに政府関連機関の議事録を読んでも恣意的に噛み合わない主張だけが繰り返られていて、「議論」と呼ぶにはあまりにも稚拙な発言を多く目にする事ができ、全く「知的」とは言えない。このような無駄話が政府の音頭で延々と続けられているようでは日本の知的財産は世界の潮流から取り残されるだけである。

事実と異なる主張をする者やすでにあらゆるところで議論され論破されている主張を継続する者は日本の未来を議論する場にふさわしくないのでそのような人材を内閣並びに政府機関は選択するべきでない。

既存の有識者だけでは全体を把握することができない。

経済産業省が電気用品安全法運用において特定の産業業界からしかヒアリングを行わずにいたため大きな失態を残したばかりだが、このような危険性は内閣政府が有識者を集めて行うあらゆる場所に共通してあり得る。

インターネットの Web サイト、特に Blog (Weblog) の普及により個人のパワーが増大し、マスコミでさえ情報収集が困難になっている中、どこかの会議室に人を集めて小一時間言いたいことを言ってお仕舞い、といった手法ではもう何も見えてこない。

著作権について

知的財産推進を妨げる抵抗勢力は改革と再構築が必要である。

CDなどの音楽ソフトは直ちに再販制度の対象から除外されるべきである。経営、経済の見地から言って再販制度は明らかに音楽業界盛栄の足を引っ張っているのに再販にこだわる理由が全く理解できない。

すでに形骸化している「輸入権」は著作権法から削除されるべきである。税関のリストに掲載されている件数からは計り知れない杜撰さが日本レコード協会(RIAJ)と会員社にある。付帯決議に記された「洋楽は対象外」も破られ、また、どう好意的に見ても当初の目的の「日本の音楽を海外に広める」に対してやる気のなさしか汲み取れない運営のされ方をしている「輸入権」は即刻著作権法から削除されるべきである。インターネットのWebサイトなどで輸入権が話題になるたびに示し合わせたように「やっている振り」をしているようでは今後さらにガイアツ(全米レコード協会)の指示どおりなし崩し的に輸入権を洋楽に拡大しようとしているとしか考えられない。もしレコード業界がそうでないと否定するのであるならば杜撰な運営方法を直ちに改善し、また、直ちに洋楽タイトルをリストから除外するべきである。

JASRACは改革されるべきである。

社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)は権利所有者から預かった楽曲に関し著作権料を徴収し分配するというシステムにおいて非常に評価できるが、一部の中間著作権管理者や既得権益者によってそのシステムが破壊され、権益を持たぬ音楽家たちに正しく著作権料が分配されないという弊害が顕著になってきている。

また、単に著作権料を機械的に整然と徴収して分配していればいいものを、デジタル音楽配信など新しい徴収先になりうる産業に圧力をかけるなど勘違いも甚だしい。

このような日本の音楽産業の発展を妨げるような行為や組織は行政の指導によって排除し、透明性の高いNPO法人などとして再構築して、著作者、利用者、エンドユーザーに利便性の高い団体へと生まれ変わるべきである。

著作権保護期間の延長は知的財産の推進にはならない。

著作権保護期間の延長はごく一部の中間利権管理者という強者のためだけのものであり、それ以外の誰の利益にもならない。

「知的財産推進」が中間利権管理者のためだけにあるのではないのならこのような暴挙ひとつ止められないようでは官邸における議論の場の存在意義が問われる。

発進する前に座礁した貸与権は諦めるべきである。
人をして「JASRAC よりひどい」と言わしめた貸与権に関わる様々な決定事項は白紙に戻すべきである。
ここまできて何もできないのは必要とされていないからと知る必要がある。少なくとも JASRAC は著作者に必要とされている。

業界の失敗や先見性のなさの代償をユーザーに払わせるべきではない。

著作権を必要以上に訴える業界は衰退する。
当然のことである。しかし誰も気付かずに代償をエンドユーザーに払わせることに腐心しているようではさらにそれら業界に明るい未来はない。

根拠のない私的録音・録画補償金は逆効果である。
携帯オーディオ機器に対する私的録音補償金の茶番劇が残した物は音楽関連諸団体に対するユーザーの不信感だけである。
整合性のない主張を繰り返し、理解を得どころかユーザーのアレルギー反応さえ引き起こした責任を誰もとっていないところにも業界の斜陽ぶりが見て取れる。
このような見識の浅いその場しのぎの集金方法に関する無駄で非合理的な議論にふたたび時間とコストを費やすことのないよう、著作権法に私的録音・録画がエンドユーザーの権利であることをはっきりと盛り込むべきである。

マルウェア混入 CD は違法とするべきである。
rootkit などのマルウェアを音楽 CD やパソコンのソフトウェアなどに混入させることは違法とし、製造者を処罰するべきである。

CCCD は禁止するべきである。
音楽 CD の規格を遵守していないばかりかあらゆる再生機器による再生が保証されていないにもかかわらず、返品が認められていないのは消費者にとって大きな不利益となる。独禁法、商法、PL 法などを改正し、こういった行為を禁止させるべきである。

コピーワンスは地上デジタル放送普及の足枷ではない。
私的な利用さえできないようではユーザーに見ないことを選択されて終わりである。

知財を取り巻く環境について

新しい技術やサービスの参入は阻害されるべきでない。

音楽配信、動画配信やテレビ番組録画機器等、海の向こうで様々なサービスが開始されているが日本市場への参入は利権業界の妨害に遭うことが多い。

そのような不毛な活動をしている時間と資金があるのならそういったサービスや技術を利用したり、またそれらを超えるサービスをユーザーに提供し選択されることに使うべきである。

また政府や政党などが妨害行為の片棒を担ぐべきではない。

法曹界は新しい技術や産業についての学習が不足している。

ファイル交換ソフトの開発者が逮捕された事件が記憶に新しいが、違法行為が行えるソフトウェアを開発しただけで逮捕されるなら、例えば米マイクロソフト社のビル・ゲイツ氏も逮捕されるべきである。

法廷がこのような矛盾を理解できず気分で判例を増やすものではない。

デジタル時代にふさわしい知的財産のアーカイブ機関が設立されるべきである。

あらゆるコンテンツをデジタル化して保存し、内外問わず広く公開されるアーカイブの存在が必要である。

知的財産と国家のありようについて

知財管理の国際規格は国家が開発するものではない。

例えば DRM を国家的に開発し国際的に提案していくような動きがあるが、次々と新技術が登場し、また著作権管理に対する新たな概念が議論されている中、国家的 DRM などといった無駄に税金を投入するべきではない。できた頃にはとっくに使い物にならないばかりか国民に不自由を強いる結果となることは目に見えている。

国会 TV 等、限られた環境でしか視聴できないコンテンツに税金を使うべきではない。

特に海外から輸入された限られた環境でしか利用できないサービスは、国外の一企業にすべてを預ける形となり大変危険である。リスクマネジメントの面から言っても適切でない。

逆に言えば普及しすぎてウィルスなどの危険性が高くなってしまった環境は行政

| | |
|----|---|
| | <p>で無批判に採用するべきではない。</p> <p>管理や規制の強化は知財の海外流出につながる。</p> <p>コンピューター技術やインターネットの発達により、誰もが知的財産の保有者になれる時代となったが、日本の知的財産はあくまでも大きな業界に偏っていて時代の潮流に追いついていないと言いきかばかりか逆行した事象も頻繁に見受けられる。このような状態が続けば日本という国家の知的財産は次の一步を踏み出すことができない。また海外流出など望ましくない事態も予想できる。</p> <p>どのようなパラダイムシフトにも迅速で適切な判断ができるよう議論の場のあり方から変革していく必要がある。</p> |
| 46 | <p>判例・法律と言った基本情報の国際発信が不十分。政府は、検討中というのではなく、もっとスピーディーに翻訳を進めて欲しい。知財法の分野は最優先でないか。</p> |
| 47 | <p>テーマ</p> <p>『コンテンツビジネスを日本の中核産業の一つにする』</p> <p>要約</p> <p>日本の産業価値を高めるための知財戦略として、コンテンツは重要な地位を占めるようになった。世界のコンテンツ産業規模は、約130兆円とされている。その中で日本のアニメ、キャラクター、コミック、ゲームソフトなど一部のコンテンツは他国には真似できない圧倒的な認知度と人気、非常に高いクオリティーを持つ価値の高い資産である。しかし、日本のコンテンツビジネスには業界における習慣的事業や人材不足、官民両の戦略性の欠落など多くの問題が存在してきたことから、日本の潜在的なコンテンツ力を十分に生かしきれていない。事実、日本のコンテンツ産業規模は13兆円と、世界に占める割合は10%に過ぎない。日本は、産業としてまだ成長途上にある。</p> <p>そこで、日本を世界トップのコンテンツ大国にするために、政府やコンテンツ業界が改善する問題点として、「コンテンツビジネス活性化のためのシステム作り」、「人材育成」、「コンテンツビジネス戦略の強化」、「権利関係の円滑化」の4点が挙げられる。</p> <p>知的財産推進計画でコンテンツビジネスを国家の知財戦略の重要項目として挙げていることから、近年、コンテンツビジネスに対する関心は高まっている。しかし、世界での産業規模拡大を目指すためには、関心を集めるだけでなく早い実行が求められる。</p> <p>提案</p> <p>1. コンテンツビジネス活性化のためのシステム作り</p> <p>(1) 業界の近代化・合理化を支援</p> |

2005年に引続き、業界の古い体質を改善していく必要があると思う。特に、クリエイターに対する冷遇改善が重要なことである。私の友人は、ゲーム業界でクリエイターをめざしているが、まず正社員としては雇ってもらえず、さらに長時間労働への見返りは非常少なく、生活も不安定である。給料のためではないが、クリエイターが自己の力を発揮できるような環境、つまり施設の整った大きな製作会社が必要だ。

(2)資金援助・税制優遇

映画やアニメなどのコンテンツ事業を立ち上げる際のファンド設立の環境整備は進んでいるように感じられる。しかし、多くの場合、大手の信託銀行などが主流で、日本的風潮として、新規事業を立ち上げる時に「失敗が許されない・してはいけない」という傾向があるように思える。成功する事業の多くが、複数回の失敗を重ねている。米国では、失敗は成功に繋がる布石として複数回の失敗を許容するファンドが多いと聞く。日本も官民あげて、多角的・長期的視点に立ってコンテンツビジネス分野での新規事業参入や立ち上げを行うベンチャーやクリエイターを援助するような多様なファンドを設立するべきだ。また、新規立ち上げ者に対して、税金の優遇措置をすることで負担軽減にも繋がり、意欲を高めさせる意義も大きい。

(3)人材育成

推進計画2005でも挙げられているコンテンツ人材の育成において、引き続き専門職大学院などの教育機関の内容充実を図るとともに、若いプロデューサーやクリエイターに早期の段階で積極的に海外研修やインターンシップなどを支援して行く必要がある。優秀なクリエイターがいても、プロデューサーの存在がなければクリエイターの目を摘むことになってしまう。特に、世界トップクラスのコンテンツ大国に向けて海外展開ができる国際プロデューサーの養成は急務である。他にも、日本のコンテンツ産業の規模はその潜在力に比べれば、小さいように感じられる。コンテンツ業界への就職は非常に狭き門、特別な業種となっていることから、産業規模の拡大を図り魅力を高め、門戸開放することで多くの人材を送り込める環境作りを進めていくべきだ。

2. コンテンツビジネス戦略の強化

(1)世界へ発信

日本のコンテンツを世界に発信していくために、国が中心となって国際コンテンツフェアや各分野でのフェアを積極的に開催し、アニメ版アカデミー賞などの開催などが考えられる。今や秋葉原は日本のコンテンツ産業の中心地となっており、そこで開催し、世界に発信していき、さらに開通したばかりの沿線にディズニーランドのような日本のキャラクターを集めたテーマパークを作るのはどうだろうか。日本のコンテンツは世界に受け入れられていることから、世界中の日本アニメファンだけでなく、家族で来られるような場所にすればコンテンツ産業の活性化だけでなく景気にも良い影響があると考えられる。

| | |
|----|--|
| | <p>(2)コンテンツ関連企業の統合</p> <p>日本のコンテンツ、特にアニメ業界には巨大な企業が存在しない。そのため、大規模な事業を起こしにくい、アピールできない環境にある。政策としては勧めにくい点はあるが、魅力に溢れる市場であることから業界の整理・統合を進めていくべきではないか。</p> <p>3. 権利関係の円滑化</p> <p>日本では、権利者の利益を重視する傾向にあり、そのため権利関係も複雑であるように思える。新規事業を行うためやユーザーの利益の観点からも著作権の権利関係を整理する必要がある。コンテンツ業界が積極的に著作物を利用し、スムーズに著作者に利用料が払われる必要がある。積極的な著作物の利用がユーザーに利益をもたらすと共に、産業の発達に繋がるはずだ。例えば、アップルが提供している音楽ダウンロードサイトの i-tune music store において、日本では米国のほぼ2倍の料金を払わなければ、音楽1曲をダウンロードすることができない。これは、多くの著作権が絡み合っているからだ。ユーザーの利便性の視点に立った著作権の在り方に変えることは、多くのユーザーが利用し、企業の新規産業も相次ぐことから産業面のメリットも大きいと思う。もちろん、その際、権利者の利益が損なわれるようなことがあっては決してならない。</p> |
| 48 | <p style="text-align: center;">日本式コンテンツビジネス政策</p> <p>1. 要約</p> <p>政府が進めるコンテンツ政策の目的は、世界的に高い評価を得ている日本のコンテンツを海外に輸出し国際競争力を得ることである。よって、国際競争力のあるマンガ・アニメ分野に焦点を絞ることが必要である。中でも日本のマンガ文化の源泉はコミック誌にあり、重点的に保護すべきである。また、表現の自由を奪い日本のコンテンツを殺すメディア規制には断固反対である。</p> <p>2. 分野を絞って集中的な支援を</p> <p>国を挙げて取り組もうというコンテンツ分野だが、国内市場が拡大していく見通しがあるわけではない。携帯電話やインターネットの普及で、映画や書籍の市場はむしろ縮小傾向にある。また、少子高齢化の影響が及ぶことも予想され、これらの分野の市場縮小に歯止めがかかる期待も薄いだろう。</p> <p>世界のコンテンツ産業は米国の独走状態といえ、世界の市場規模の半分は米国市場に属する。また、米国の海外での売上高はその17%であり、ハリウッド映画を拠点とした輸出産業である。それに対し、日本のコンテンツ市場は世界市場のおよそ1割であり、海外での売上高は3%と米国の産業成熟度には遠く及ばない。</p> |

しかし、例外的に世界市場を圧倒している分野が存在する。アニメーションとマンガ、コンピュータ・ゲーム市場である。特にアニメーションは日本のひとり勝ち状態であり、世界のアニメタイトルの60%、欧州では80%が日本製であるといわれる。

つまり、世界的に高い評価を得ているのは日本のコンテンツ全体ではなく、主としてこの特出したアニメ・ゲーム分野であるといえる。しかし、コンテンツ政策はコンテンツ全体の底上げを支援する色が濃い。国際競争力をもったコンテンツ供給の確保に努めることが目的であるのならば、総合的な支援から期待値の高いアニメ・ゲーム分野への集中的な支援へと転換すべきである。

3. 日本のコンテンツの源泉はコミック誌

日本のコンテンツで国際競争力を最も有する分野はアニメであるが、その多くはマンガを原作とするものである。マンガの人気タイトルはキャラクター・ストーリー・世界観ができあがっており、非常に優良な絵コンテとなるからである。

しかし現在、新古書店・マンガ喫茶の台頭により、新人漫画家が育たないと言われている。新人漫画家の原稿料は諸経費を引くとほとんど残らず、コミックス(単行本)の売上げで食いつないでいる。よって、著作権料が還元されない新古書店やマンガ喫茶の仕組みは新人が育たない、というわけである。

しかし、新人を育てているのは本当にコミックスの著作権料だろうか。

コミックスは、コンテンツの優劣が売上げにダイレクトに影響を及ぼす。よって、コミックスの売上げ分配は市場評価に忠実であり、人気タイトルに多く分配される。売れ筋の作家とそうでない作家とでは、コミックスによる収入に天と地ほどの差があるだろうことは想像に難くない。

一方、コミック誌は20タイトルセット売りのため、誰もが読んでいるマンガから大半が読み飛ばしているマンガまで一律に著作権料が支払われる。コミック誌は能力給のコミック市場売上げの平均分配機能を持っているといえる。実際は原稿料という名目で売れ筋作家とそうでない作家では開きがあるのだろうが、コミックス収入ほど差があるとは考えづらい。

日本のマンガ文化を絶やさないためには、安定したタイトル数が毎年供給されることである。日本のコミック市場を年間で約5000億、平均著作権料を10%で換算すると、雑誌とコミックスの売上げのみで漫画家にわたる金額は500億である。これを平均分配すると世帯あたりの平均所得580万で割ると8620人、漫画家本人が負担する必要経費を引いても約5千人の漫画家を養えることになる。実際に等分配することはできないが、コミック誌の平均分配機能で偏りを補正することはできる。このシステムこそ日本の新人漫画家を守っているのである。

よって、若い新人を育てる役割を担っているのは、コミックスよりもむしろコミック誌であると思われる。コミック誌がなくなれば、新人漫画家は発表の機会すら失い、日本のマンガ文化は死滅するであろう。市場評価を正當に反映しないコミック誌のシステムは、一見消費者にとっては理不尽だが、豊穡なコミック市場はコミック誌によって形成されるのである。

コミック誌は約500ページで240円であり、数ある書籍の中でも特に薄利多売商品である。約

| | |
|----|--|
| | <p>200 ページで 400 円のコミックスや、ファッション誌やビジネス誌など他の雑誌と比べれば、そのページ平均価格が破格であることがわかる。そして、その価格でコンスタントにコンテンツ供給があったからこそ、日本のマンガ文化は発展したのである。</p> <p>現在コミック誌の発行部数は転落の一途をたどっている。少子化と趣向の多様化により消費者層が減少しているためである。このシステムを根絶やしにしてはならない。</p> <p>4. メディア規制の見直し</p> <p>日本のマンガ・アニメ・ゲームコンテンツ産業の発達には、ターゲット層の厚さも要因の一つである。性別や年齢を問わずコンテンツを楽しむ国民性は日本特有のものである。欧米で子供むけの文化であるマンガやゲームは、日本では大人向けの市場も確立されており、全年齢対象の広いマーケットを持つ豊穡なコンテンツ供給をもたらした。</p> <p>低年齢対象に限られない日本のコンテンツは、性表現や暴力表現が氾濫しており、海外に輸出される際そのまま放映できずに修正されたり深夜放送になったりすることも多い。</p> <p>しかし、日本の緩い規制が生む性的・暴力的なコンテンツは、日本発コンテンツの特徴の一つであり、国際競争力の源となっている。そういった負の側面も認識するべきである。</p> <p>よって、青少年健全育成基本法案等のいきすぎたメディア規制法を認めるべきではない。このような法案はコンテンツ振興政策とは対極にあるものであり、政策内に含まれているさまは滑稽ですらある。問題視されている青少年問題とは、特異な凶悪事件や低年齢層の売春、薬物に関する問題等を指しているのだろう。しかし、こうした問題は、青少年本人の資質、家庭、友人や周囲の大人といった人間関係などに起因することが大きく、各種メディアが主原因であるということは考えられない。ここでいきすぎたメディア規制をすることは、青少年問題を解決することができないばかりか、優れた日本のコンテンツをつぶすことになりかねない。</p> |
| 49 | <p>【意見】IP マルチキャスト放送の著作権法上の取扱いについて</p> <p>IP マルチキャスト放送の著作権法上の取扱いについて、有線放送と同様の扱いとすることが検討されているが、それにより、著作隣接権者の権利が切り下げられる結果を引き起こす。IP マルチキャストを含むネットワーク上のコンテンツ流通促進支援は、許諾権の適切な集中管理によって実現されるべきであり、権利の切り下げにつながる法改正等を検討することは、知的財産の保護の促進という「知的財産推進計画」の理念にも反する。著作隣接権者の権利の適切な保護を維持すべく検討を進めてほしい。</p> |
| 50 | <p>IP マルチキャストによる地上デジタル放送の再送信は、権利を有する実演家およびレコード製作者の団体が行う集中管理事業によって促進することが可能である。実演家およびレコード製作者が有する送信可能化権を制限するためには、相当の理由が必要であり、IP マルチキャストの場合は</p> |

| | |
|----|---|
| | 権利を制限するほどの相当の理由は見当たらない。 |
| 51 | <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルテレビ放送のコピーワンス機能は、私的複製としてこれまで認められてきたことを大幅に制限しかねないので、廃止すべきである。 ・古い放送番組やテレビCMなどを国民共有の歴史史料としてアーカイブ化し、ネット配信などで国民にサービスするとともにその2次利用を促進するべきである。 |
| 52 | <p>[要望事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IP マルチキャストによる地上デジタル放送再送信に係る適切な権利保護の推進 <p>昨年7月の総務省情報通信審議会第二次中間答申において、地上デジタル放送の再送信としてIP マルチキャストの活用が指摘されたことを受け、今後、IP マルチキャストの本格的活用が予想されます。</p> <p>こうした状況を背景に、当協会は、権利処理の迅速化を図るため、レコードに係る送信可能化権の集中管理事業を開始する方向で利用者側との協議を進めています。</p> <p>IP マルチキャストによる地上波デジタル放送の再送信は、集中管理事業によって促進されるべきであり、実演家及びレコード製作者の権利の引下げによることは、知的財産の創造及び保護の促進に逆行するものであり、適切ではないと考えます。</p> <p>IP マルチキャストを用いた地上デジタル放送の再送信について、送信可能化権の集中管理事業を奨励し、実演家及びレコード製作者の権利を適切に保護することを要望します。</p> |
| 53 | <p>2006年3月28日</p> <p>知的財産戦略本部 御中</p> <p>地上デジタル放送の再送信において、IP マルチキャスト技術の活用を推進するに際しては、適切な権利保護がなされるよう要望いたします。</p> <p>昨年7月に、総務省情報通信審議会第二次中間答申において、地上デジタル放送の難視聴対策などの目的から、地上デジタル放送の再送信の手段としてインターネットプロトコル技術を用いたIP マルチキャストの活用が指摘されました。これに伴い、今後、IP マルチキャストの本格的活用が予想されます。</p> <p>社団法人日本レコード協会(以下単に日本レコード協会といいます)の会員である当社は、商業用レコードの使用を希望する利用者がインターネット送信において個々</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>のレコード製作者から個別に使用許諾を得る手間を簡略化できるようにと、特定範囲のレコードに係る送信可能化権の権利行使につき日本レコード協会に委託することを決定しております。日本レコード協会からは、当社を含む多くのレコード製作者から委託を受け、レコードに係る送信可能化権の集中管理事業をできるだけ早期に開始する方向で利用者側と精力的に協議を進めていると聞いております。</p> <p>このように、権利者・利用者双方にとって大きなメリットのある送信可能化権の集中管理事業は、今後、本格的な活用が予想される IP マルチキャストによる地上デジタル放送の再送信において大変効果を発揮するものと推察いたします。</p> <p>さらに、知的財産戦略国家を標榜する我が国が、諸外国に先駆けて集中管理事業を推進し軌道に乗せたとなれば、知的財産保護国家の模範として大いに評価されることでしょう。</p> <p>一方、レコード製作者や実演家の権利を制限したり切り捨てたりすることにより IP マルチキャストを推進するということになれば、知的財産の創造及び保護の促進に逆行することとなり、知的財産戦略国家という看板ははずさなければなりません。これでは、本末転倒ということになりかねません。</p> <p>以上の通りでございますので、地上デジタル放送の再送信において、IP マルチキャスト技術の活用を推進するに際しては、送信可能化権の集中管理事業を奨励し、実演家及びレコード製作者の権利が適切に保護されるよう要望いたします。</p> <p>以上</p> |
| 54 | <p>昨年7月に、総務省情報通信審議会第二次中間答申において、地上デジタル放送の再送信の手段としてインターネットプロトコル技術を用いた IP マルチキャストの活用が指摘され、これに伴い、今後、IP マルチキャストの本格的活用が予想されます。</p> <p>社団法人日本レコード協会(以下単に「日本レコード協会」といいます)の会員である弊社は、商業用レコードの使用を希望する利用者がインターネット送信において個々のレコード製作者から個別に使用許諾を得る手間を簡略化できるようにと、特定範囲のレコードに係る送信可能化権の権利行使につき「日本レコード協会」に委託することを決定しており、これにより権利処理の迅速化を実現できると確信しております。「日本レコード協会」からは、弊社を含む多くのレコード製作者から委託を受け、レコードに係る送信可能化権の集中管理事業を可及的速やかに開始する方向で利用者側と精力的に協議を進めていると聞いております。</p> <p>このように、権利者・利用者双方にとって大きなメリットのある送信可能化権の集</p> |

| | |
|----|---|
| | <p>中管理事業は、今後、本格的な活用が予想される IP マルチキャストによる地上デジタル放送の再送信において大変効果を発揮するものと推察いたします。</p> <p>以上の通りでございますので、地上デジタル放送の再送信において、IP マルチキャスト技術の活用を推進するに際しては、送信可能化権の集中管理事業を奨励し、著作権隣接権者としての実演家及びレコード製作者の権利が適切に保護されるよう要望いたします。</p> |
| 55 | <p>IP マルチキャストによる地上デジタル放送の再送信が、有線放送の再送信と同等だという議論があるようですが、そもそも有線放送の再送信自体も当時の地域限定という発想とは大きく変化している状況もあり、権利者側に権利がないということ自体おかしいと思います。また、国際条約と比べても日本だけ権利の引き下げとなるのは、知財大国という発想からずれるのではないのでしょうか。権利者の権利が正当に守られつつ、ユーザーへの便宜を考えるのであれば、レコード協会が進めている送信可能化権の集中管理事業にのせるのが最適な方法だと思います。</p> |
| 56 | <p>小泉首相殿</p> <p>我が国の音楽文化のいっそうの進展に向けて意見を述べさせていただきます。</p> <p>1. インターネットを利用した音楽創作活動の推進</p> <p>インターネットの普及と共に一般市民の音楽活動の場は従来の地域における公共施設等の場からインターネットによるグローバルな場を含めたものへと変わりつつあります。音楽をはじめ芸術において既存作品の模倣は芸術的創造の原動力ですが、インターネットを利用して他者の作品を利用した創造活動を行おうとすると、現状では著作権法によって利用許諾を得なくてはなりません。その上最近の音楽製作業界や JASRAC の言動を見ていると、既存作品の模倣に基づいた芸術の創造を原作の盗用と同列に扱うような発言が目立ち、新たな音楽の創造を促すどころか、作曲家や演奏者を萎縮させる結果になってしまっています。営利を目的としない場合には、インターネット上で自由に著作物の公開ができるようにするか、あるいは著作権料自体をインターネットの使用料に含まれるような形にして、煩雑な手続きなしに自由に創作活動を行えるようにすることが必要と考えます。</p> <p>2. 著作権料が正当に作曲家や演奏者に還元されるための法整備や関係団体の行政指導</p> <p>音楽を創造するのは言うまでもなく作曲家や演奏者です。音楽著作物の保護は、音楽利用者が支払った著作権料が正当にミュージシャンに還元されることで音楽の</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>創造を更に促すために行われるべきです。しかし実際には著作権が著作者の手を離れ一人歩きをしていて、消費者が著作権料として支払った金額が作曲家や演奏者に正当に還元されない場合も多く見受けられます。現在の情報技術に相応しい著作権管理システムを早急に導入して、利用された音楽創作物の著作権料がきちんとその作品の作者に還元されるように改善する必要があると思います。</p> |
| 57 | <p>著作隣接権である送信可能化権が明文化される以前に締結されたレコード会社とアーティストの契約について「現時点で、送信可能化権をふくむ全ての権利がレコード会社にある」という解釈が行われている現状があります。そのため、アーティストが自身の楽曲をインターネット音楽配信することを希望した場合でも、レコード会社が拒否することで、それが不可能となっています。</p> <p>このような、アーティストに一方的に不利な契約(そしてその解釈)が横行している現状を是正し、中間搾取を行っている流通業者ではなく、正しくアーティストが優遇されるような施策を希望します。</p> |
| 58 | 私的録音録画補償金制度廃止 |
| 59 | <p>知的財産推進計画2006を策定するにあたり、知的財産推進計画2005から、変更または削除すべき点についての意見。</p> <p>知的財産推進計画2005の「第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組」.コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する」から変更または削除すべき点について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「1. 業界の近代化・合理化を支援する」の「(3)弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する」に、「2005年度も引き続き、消費者利益の向上を図る観点から、事業者による書籍・雑誌・音楽用CD等における非再販品の発行流通の拡大及び価格設定の多様化に向けた取組を奨励する」とある。これを、更に踏み込んで「消費者利益の向上を図る観点から、再販・特殊指定は将来的に廃止する」と変更すべきである。 2. 「4.コンテンツ流通大国に向けた改革を進める」の「(2)新しいビジネスモデルと技術を開発する 4) コンテンツを安心して利用するためのシステムの開発・普及を行う」に、「インターネット上において違法・有害な情報が増大し、これらに関係する可能性のある事件、犯罪が多発している等の状況にあって、利用者が安全なコンテンツを容易に選択できるよう、2005年度中に、コンテンツの安全性を事前かつ容易に判断できるようにするためのマーク制度の創設に向けた検討を行い、結論を得て、必要に応じ所要の措置を講ずる」とある。 |

| | |
|----|--|
| | <p>違法・有害情報の線引きが曖昧すぎる為、行政がマーク制度を創設する事には問題がある。既に同様のサービスが民間から初まりつつあるので、行政が介入すべきではないと思われる。よって、この項目は削除すべきである。</p> <p>3. 「4.コンテンツ流通大国に向けた改革を進める」の「(4) 青少年の健全育成への自主的な取組を奨励・支援する」に、「)一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、健全なコンテンツの普及拡大を図る観点から、2005年度も引き続き、有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組や、一部のコンテンツが身体に及ぼす影響も含めて、業界等による定量的な調査研究等の取組を支援する」とある。</p> <p>しかし、「一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしている」とされる根拠が曖昧である事から、「健全なコンテンツの普及拡大を図る観点から」と「有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組」の部分は削除すべきである。</p> <p>また、同「(4) 青少年の健全育成への自主的な取組を奨励・支援する」に、「)2005年度も引き続き、青少年の健全育成に資するため、漫画、CD、ゲーム等の万引きを防止するための関係業界による自主的な取組を支援する」とあるが、この項目は「知的財産推進計画」にはそぐわない為、削除すべきである。</p> |
| 60 | <p>「知的財産推進計画 2006」に対する知財政策の提案について</p> <p>1. テーマ コンテンツ分野へスポットライトを当てる。</p> <p>2. 要約 日本のアニメーション、漫画などのコンテンツは国際的競争力があるというが、その事実を裏付ける情報やデータがまだ揃っていない。 そこで、世界のコンテンツ市場を調べ、どんなコンテンツがどの国で好まれ、日本の強み、弱みをしっかりと認識する必要があると考える。また、コンテンツ分野で活躍する人材に対して、正当な評価と対価を与えるべきである。 また、これからの日本のコンテンツ業界、とりわけアニメーション業界を考えるにあたり、現在考えられている歪みを是正する必要があるとあり、その問題を正しく捉え、解決策を見出さなければならない。漫画、アニメーションの創成期から第一線で働いてきたクリエイターが高齢化する</p> |

中、若い才能が育ち、日本のアニメーションが持続的に競争力を持てる産業とすることができるかどうかは、これからの努力にかかっているといえるのではないだろうか。

3. 内容に分けた提案について

1) コンテンツに関わる世界的な統計調査を行う。

日本のアニメーションが世界のテレビを席巻していることは有名であるが、どの国でどの程度の時間放送されているのか、放送されているアニメーションのうち何割が日本製であるのか、といった情報はほとんど無い。これからコンテンツ輸出国家となり、国際的な競争力を持つコンテンツを生産し続けることができるかどうかは、こういったデータや情報による分析が必要である。小学館の久保雅一氏によると、現に中国ではこういったコンテンツの統計調査が既に行われているという。日本も早急にデータを揃える必要があるだろう。

特に、コンテンツ輸出に関して、輸出先の国の文化や規制などと作品がマッチするか否かという情報などは、ともすれば作品を修正する必要がある場合が出てくるため、最新で正確な情報が必要となってくる。

2) コンテンツに携わる人材へ社会的評価を与える。

社会でのコンテンツ業界自体の知名度はまだ低く、ましてやコンテンツに携わる人物の知名度は宮崎駿氏を除き、ほとんど無いといっている。

職業に汽船は無いというが、漫画家の小林よしのり氏が著書で「漫画家という職業は、まともな社会的な評価を貰えない」という旨の記述をしていたように、残念ながら、コンテンツ業界の社会的な評価と知名度は高くない。そこで、漫画家やアニメーション製作者などにも、褒賞を与え、社会的な評価を高めることで、コンテンツ業界に携わる人々の評価を高くすることも考えるべきであろう。

とはいえ、文化庁メディア芸術祭(注 1)のような、専門性の高いものは既に存在しているので、文化勲章など、褒賞としての評価が高いたけでなく、メディア露出の多いものを与えることも良いのではないだろうか。例を挙げるなら、宮崎駿氏は「千と千尋の神隠し」をはじめとした長編アニメーション映画を通して、また、鳥山明氏は「ドラゴンボール」という漫画作品によって、日本という文化だけでなく、日本に対するプラスのイメージも全世界に波及させているといっても過言ではないであろう。そういう意味では、文化勲章などに値するのではないかと考えている。

3) コンテンツに携わる人材へ正当な報酬を与える。

日本のアニメーションの根幹を成す制作プロダクション、ひいてはアニメーターへの労働報酬が極めて低いことが、これからの日本のアニメーション業界を左右する深刻な問題のひとつであるといえる。

実際、アニメーション制作プロダクションは、ほとんどが中小企業にとどまっている。例外は、先

| | |
|----|--|
| | <p>日、Production I.G が JASDAQ へ株式上場を果たしたことが報じられたことであろう。ここに存在する問題は、アニメーションに関する収益配分の不均衡と、慣習的な契約関係によるものが大きいといわれている。</p> <p>このままでは現在でも高い割合で中国や韓国アニメーターへの外注が進んでいる状況が、さらに加速し、日本のアニメーション技術が衰退していつてしまう可能性すらある。そのため、しっかりとした統計と調査によって、問題点と解決策を明らかにしていくことが必要であると考えられる。</p> <p>また、韓国は政府主導でアニメーション産業の育成に乗り出した(注 2)ことから、この問題が重要さを増していると思われる。</p> <p>優れたアニメーションは、日本政府が主導で輸出に乗り出しても良いのではないかと思う。アメリカの「貿易は映画に続く」ではないが、「貿易はアニメに続く」という現象も期待してしまうのは飛躍しすぎであろうか。</p> <p>4) コンテンツ専門の教育機関の設立。</p> <p>東京大学の浜野保樹教授によると、フランスと中国ではアニメーションの専門教育機関が設立され、既に実績を挙げ始めているというのである。日本では専門学校や養成所などはあるが、専門の教育機関というのは、数えるほどである。</p> <p>この事実からも、日本のコンテンツ業界に対する認知度の低さが現れていると考えられる。コンテンツ政策を打ち出すのであれば、専門の学位が取れる教育機関を設立し、長期的な視点でクリエイターを養成するべきである。幸い、優秀なクリエイターは日本に数多く存在するので、講師の問題は無いといえるだろう。</p> <p>(注 1): http://plaza.bunka.go.jp/festival.html (注 2): http://animeanime.jp/news/archives/2006/01/59218.html (注 3): http://hotwired.goo.ne.jp/culture/hamano/030520/</p> |
| 61 | <p>「知的財産推進計画 2006」に対する知財政策の提案</p> <p>(1) テーマ インターネット時代における著作権教育</p> <p>(2) 要約 インターネットの普及によって、誰でも著作者になりえる反面、侵害者になってしまう危険性が増えてきた。著作権教育を小学生段階から組み込むことで、法冷遵守と他人の権利を尊重するリーガルマインドを早期から育成する。</p> |

(3)内容

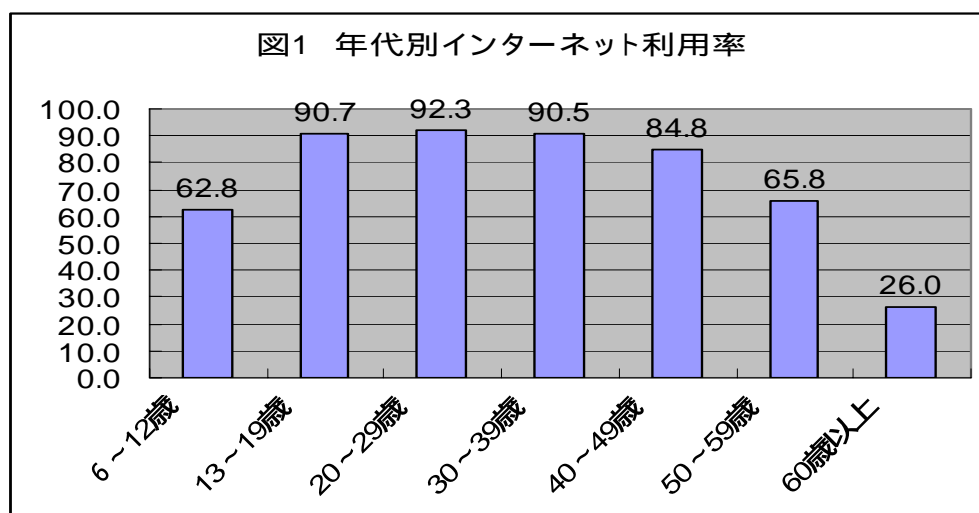
インターネット社会では従来よりも簡単に誰でも著作者になれるが、その反面、容易に侵害者になってしまう危険性をもあわせ持つ。他人の権利を尊重し、侵害行為を回避するためには、「どのような行為が侵害に当たるのか」を啓蒙・教育する必要がある。この啓蒙・教育は、インターネットを利用し始める時期、すなわち小学生から、インターネット利用と同時に始めるべきである。

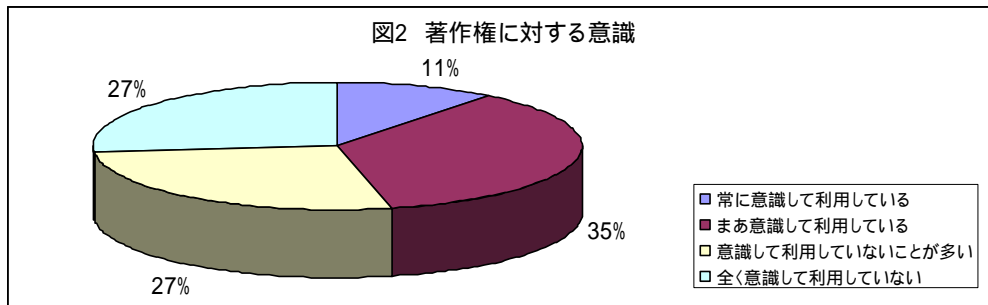
以下、なぜ小学生から著作権教育が必要なのかについて解説する。

インターネットと著作権

「平成 17 年度版 情報通信白書」(総務省)によると、平成 16 年末時点におけるインターネット利用人口は人口普及率にして 62.3%となった。つまりインターネットは、日本人のライフスタイルのひとつとして完全に生活に定着したといえる。しかも、学校教育で取り入れられていることもあり、インターネット利用者層は年々、低年齢化している(図 1: 出典/総務省「通信利用動向調査」)。

ところで、これほど利用されているにも関わらず、インターネット利用者の著作権意識は決して高くない。平成 17 年度の情報通信白書によると、コンテンツ利用時において著作権を多少なりとも意識している割合は 46.4%と過半数以下である(図 2: 出典/総務省「ネットワークと国民生活に関する調査」(ウェブ調査))。これは、韓国とほぼ同様(49.8%)、米国よりもはるかに低い数値(71.8%)だ。明治時代から著作権法が制定されている先進国が、このような低い数値というのは恥ずかしいことではないだろうか。





インターネット+デジタルコンテンツの特徴

次に、インターネット上のコンテンツ(=デジタルコンテンツ)の特徴を考えてみよう。Web サイトやブログ、掲示板などインターネット上に点在するデジタルコンテンツには「個人でも大容量の同品質のコンテンツを、大勢に、同時に、一瞬で、安く頒布できる」という、アナログ技術の著作物にはない独特の特徴がある。

次表は、インターネット+デジタルコンテンツと従来のアナログ技術の著作物を個人が頒布するときの違いをまとめたものだ。

| | 品質 | 複製時間 | 頒布範囲 | 頒布速度 | 頒布費用 |
|--------------|-------|--------|-------|------|------|
| インターネット+デジタル | 変わらない | 一瞬 | 不特定多数 | 速い | 安い |
| アナログ | 劣化する | 時間がかかる | 限定される | 遅い | 高い |

この表から明らかなように、インターネット上のデジタルコンテンツは、従来のアナログ技術の著作物とはまったく別の著作物であることが理解できるだろう。

著作権教育は小学生から必要

現在必要とされている著作権教育は従来の著作権教育とは別のカリキュラム、すなわちインターネット上のデジタルコンテンツに特化した教育である。インターネットの普及によって、従来よりも格段にデジタルコンテンツは便利になったが、その反面、著作権侵害を犯す可能性は高くなった。特別な人ではなく、誰でも侵害者になるかもしれないのだ。

インターネット+デジタルコンテンツに特化した著作権教育は、侵害行為を回避させ、他人の権利を尊重する意識=リーガルマインドの育成に必須だ。なお、この著作権教育はインターネットを使い始めると同時、遅くとも小学生に入ったら行うべきである。

参考文献

知的財産推進計画 2005:知的財産戦略本部(2005.6.10)

| | |
|----|--|
| | <p>http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/050610.html 平成 17 年度版 情報通信白書:総務省発表(2005.6. 28) http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/whitepaper/ja/h17/index.html</p> |
| 62 | <p>「知財推進計画 2006」に対する知財政策の提案</p> <p>テーマ 著作権保護期間の延長に反対</p> <p>要約 古い流通機構の延命のために、著作権追加延長保護を与えるのではなく、新興サービスを日本国内で開発・展開しやすいような制度整備を進めるべき。日本企業がこうした政策的奨励によって世界の競争の舞台に立てるようにするために。過去の知的財産が情報技術により活発に活用される中で、過去の創作者の仕事が再評価され、私達の知識と文化がより深まり活性化することも期待できる。そうした文化的土壌の果実として、新しい創作が生み出されるはずである。</p> <p>内容 著作権保護期間に追加延長を与えることを合理的に正当化することは不可能であると考え。その理由を以下に列挙し、個別に説明する。</p> <p>追加延長保護を与えて、それによって創作が追加的になされるとは考え難い。追加延長保護によって保護期間延長にかかる作品を利用する諸活動に極めて大きな費用が発生する。</p> <p>追加延長保護によって利益を獲得する主体の数は極めて少数である一方、その利益はそれら主体にはなんらの費用も発生させない。 、 の二つの状況を比較衡量した場合、追加延長保護は、 極めて少数の人のそれほど大きくない利益のために、極めて多数の人々に大きな費用を発生させる。少数のわずかな利益のために多数の人々を犠牲にすることは法の衡平に反する。よって、追加延長保護は誤った政策である。</p> <p>以下、著作権保護期間延長派の三理由と比較しつつ、上記の項目を一つ一つ説明していく。</p> <p>について。追加延長保護においては、すでに創作者本人が死亡しているという前提であるのに、それが「創作活動を奨励する」との主張は理解し難い。追加延長保護が達成された後の創作者に対しては多少の奨励効果があるということも可能だが、50 年後の市場で経済的価値を維持している作品は、全体の 2%程度であるとの調査報告がある。今後古い作品を尊重する風潮が衰えることがあれば、この数字はもっと小さくなるだろう。</p> <p>次に について検討する。以上より、延長派の「文化芸術の担い手である創作者の権利を保護し、新たな創造を促進すべきである」という主張は、一般的な創作者への奨励について語ったものではないことが明らかである。現在も経済的価値を維持している希少な 2%の作品の著作権者が、その利益を今後も維持したくて延長を主張しているに過ぎない。それは、ほとんど</p> |

の場合メディア企業である。

さて、次に について。これまで、創作者と私たちを結ぶことで貢献してきたのがメディア企業だ。複製や伝達の費用を減少させることで社会に貢献し、減少させた費用の一部を利益として獲得することで成立してきた。しかし、現在はインターネットや P2P ネットワークがある。作品の配布という目的のためには、もうメディア企業もお店も不要だ。既存の古い流通網を今さら積極的に保護する理由はない。

だが、創作者が必要とする制作費を調達・回収する仕事や、創作者のプロモートを担当する仕事は必要だ。しかし、それらの仕事は、金融・資金調達業や広告代理業に近い。そうした仕事を法制度的に誘導・支援する方が積極的な創作への「奨励」だ。 の分析で推測されるように、追加延長保護の目的がメディア企業の利益確保なら、全く不要な保護策であるし、再销售价格維持制度とともに廃止・縮小に向けて検討されるべきであると考ええる。

すでに私たちには著作物を流通させるために、既存の流通機構よりもはるかに効率的なネットワークを手に入れている。もし、ネットワークにおいて0の(あるいは0に近い)費用で流通させることが可能であれば、メディア企業に経済的価値なしと判断された作品でも十分に流通させられる。こうしたネットワークが法制度的に禁止または制限されると、ユーザーに不必要な費用を負担させ、それは既存の流通機構を維持するために利用される。こうした「死にスジ」を保護する政策は問題である。それゆえ、延長派の「『知的財産戦略の推進』を国策としている我が国は、著作権保護のあり方について国際間の調和を図るべきである」という主張は、「情報技術によって可能となる新流通機構を活用し、創造・利用・流通のいずれの面でも世界で最も効率的な国となるという『知的財産戦略』を達成するために、ネットワーク時代に適合するように過度な知的財産権保護を利用者負担軽減の方向で見直し、再销售价格維持制度も撤廃するという国策を推進する。こうした政策の合理性について国内諸業界および諸外国に訴え、国際的調和を達成するよう努力するべき」というものになるだろう。

また、問題になるのが知財の死蔵。先の指摘通り、作者の死後50年後から70年後まで経済的価値を維持する作品は全体の2%。残りの98%の作品は死蔵されている。これらの経済的価値は0だ。価値がないから、メディア企業は流通させない。しかし、著作権が存続しているから、効率的なネットワークが存在するにもかかわらず、著作権者以外の誰もネットワークで流通させることができない。これでは、著作物の利用による創造は鈍化する。

マス・アーカイヴ 実現も問題だ。国立国会図書館のようにどんな刊行物でも保存しておくというのは重要である。国立国会図書館に「[近代デジタルライブラリー](#)」がある。日本の明治期の貴重な和書をデジタル化して公開している。この過程で、著作権に対し最大の配慮と安全策をとった。全ての文献の著作者について、可能な限り著作者の没年を確認し著作権の存続期間を確

| | |
|----|--|
| | <p>定し、遺族を訪ね許諾を頂き、それでも不明なものは公開調査を行うという徹底したものだ。今考えれば、そこにかかった費用であらゆる時代・種類の文献を収蔵し、提供できるようにした方が、文化的遺産である過去の作品の活用が進み、それらを基礎としてさらに創作が活性化することが期待できた。これこそ「創作の活性化」だ。</p> <p>著作権法の保護を合理的に整備し直すならば、国の機関ではなく民間事業としてマス・アーカイヴがおのずと整備されるだろう。一般に民間企業のほうが国立機関よりも効率が良いとすれば、これは望ましい「知的財産戦略」だ。現在の情報時代において、なぜ日本には米国でいうところの Google のようなサービスが発達しないのか。ここに至って、期間の延長よりもフェアユース等の概念を日本の著作権にも導入すべきと考える。</p> <p>古い流通機構の延命のために、追加延長保護を与えるのではなく、こうした新興サービスを日本国内で開発・展開しやすいような制度整備を進めるべきと考える。日本企業がこうした政策的奨励によって世界の競争の舞台に立つことが目標だ。過去の知的財産が情報技術によって活発に活用され、過去の忘れられた创作者の仕事にスポットがあたり、私たちの知識と文化がより深まり活性化するということが期待できる。そうした文化的土壌の果実として、新しい創作が生まれる。これが、延長派の「我が国のコンテンツ創造サイクルの活性化と国際競争力の向上を図るべきである」の本質的意味ではないのか。</p> <p>であるから、延長派の3つの主張と保護期間をさらに20年間延長することは、両立しないどころか矛盾している。よって、本論稿は著作権保護期間延長を批判するものである。</p> |
| 63 | <p>著作権の期間を延長することによって、利益を確保できるのは、ディズニーなどの一部企業だけである。</p> <p>多くの国民は、一定期間を経過した著作物を自由に使用する権利を剥奪される。</p> <p>現在の著作権保護期間のままで問題はないはず。</p> |
| 64 | <p>「知的財産推進計画」ですが、私は大きな不満があります。以下の項目の、早急な削除をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> > 第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組 > i. コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する > (2) 新しいビジネスモデルと技術を開発する > 4) コンテンツを安心して利用するためのシステムの開発・普及を行う > ii) インターネット上において違法・有害な情報が増大し、これらに関係する可能性のある事件、犯罪が多発している等の状況にあって、利用者が安全なコンテンツを容易に選択できるよう、2005年度中に、コンテンツの安全性を事前かつ容易に判断できるようにするためのマー |

| | |
|----|---|
| | <p>ク制度の創設に向けた検討を行い、結論を得て、必要に応じ所要の措置を講ずる。(総務省)</p> <p>> (4) 青少年の健全育成への自主的な取組を奨励・支援する</p> <p>> i) 一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、健全なコンテンツの普及拡大を図る観点から、2005 年度も引き続き、有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組や、一部のコンテンツが身体に及ぼす影響も含めて、業界等による定量的な調査研究等の取組を支援する。(警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省)</p> <p>これらはいずれも、憲法21条で保障されているはずの「表現の自由」を踏みにじるものであるとしか思えません。しかも、憲法で禁止されているはずの「検閲」を合法化する項目まで含まれているのではないですか。これでは賛同するわけにはいきません。</p> <p>それに、項目内に「一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしている」とありますが、これはただの俗説や噂の類でしかなく、これを裏付けるような科学的な根拠はほぼ皆無です。一部の心無い人たちが、自分達の感情に任せて、何の根拠もない感情論をばらまいているだけに過ぎません。そんな、下らない理屈で計画を行おうとしているのであれば、やはり賛同するわけにはいきません。</p> <p>この計画に関わっている議員の皆さん。本当に国民のことを考えてのことだと仰るのなら、是非とも誠意を見せて下さい。「上記項目を削除し、これらの事はもう二度と計画の中に含ませない」という形で。これすら出来ないというのであれば、私はこの計画には賛同しません、賛同できません。国民(特に20代以下の若年層)の大半がそう答えると思いますよ、私は。</p> |
| 65 | <p>著作権延長に反対します。</p> <p>著名な小説などの作品を入手して作者を好きになり、その作者のほかの作品を読みたいと思っても入手が困難な例が多々あります。</p> <p>作品を知る機会を損なうと思います</p> <p>一部の人の利権のために、保護期間を延長するのは止めてください</p> |
| 66 | <p>知的財産権は確かに大事ですが、JASRACなどの権利者の代理の運用を見る限りあいまいなやりかたが目につきます、</p> <p>1ヶ月一律いくらなど歌ってもいない曲の料金を徴収したり、誰の知的財産権なのか契約もはっきりしない料金を払わせたりしています</p> <p>逆にそれが利用者の不信を生み、本来支払わなくても良かったのではないかと</p> <p>きちんと権利者に支払われていないのではないかと</p> <p>などと双方の誤解の原因となります。</p> |

いかとも思っています。

CD ジャケットもミュージックビデオも同じように音楽に関わるビジュアルの仕事であり、そのクリエイターは存在しています。そして、ビジュアルのクリエイターもミュージシャンもクリエイティブな職種であり、コンテンツ制作者であると考えています。

今後インターネット配信が音楽のメインストリームだとすれば、ここでプロモーションビデオを販売していくのは明白です。そのときに、音楽と同様に映像のクリエイターに対してロイヤリティを発生させていくかということはとても重要であり、もし今のようにレコード会社のみが、映像のロイヤリティを得ることになれば、映像クリエイターが夢の無い仕事になると思っています。

< 広告の権利 >

レコード会社を退社して、音楽の仕事だけでなく、広告の仕事もはじめて、あまりに契約書が存在しないことに驚いています。前述のように、CD ジャケットを制作する場合、必ずクリエイターと契約書の取り交わしをいたします。それは著作権に関してクリエイターにあり、その使用範囲を決めるためです。広告業界にもそのような契約書が存在しているのかと思っていたのですが、ほとんどの場合、クリエイターと結んでいる場合はありません。代理店とクライアントの間では結んでいるのかもしれないのですが、実際に制作したクリエイターと結んでいません。

また、CF に関してですが、この著作権がどこにあるのかということが、宙に浮いてしまっただれの権利なのかが分からない状況です。

これによってどのような弊害がおこっているかという、まずクリエイター側は自分のつくった作品をホームページにて公表することが多くの場合できません。そして、それによってだれが何をつくっているのかが業界の人づて以外、わからない状況にあるのです。

広告祭への出品や、自社ホームページでの発表は大きな機会だと考えています。それをなかなか出来ない状況は現在の著作権者不在によって引きおこっていると思っています。

上記のように私の関わっている業界は、ビジュアルのクリエイターがつくっているクリエイティビティに関しての権利が認められていません。そこで私たちは、インターネット上のデータベースの構築をし、アフェリエイトシステムによって、広告にロイヤリティが還元されるシステムの構築を考えています。これは上記のクリエイターに対してロイヤリティを還元するシステムになります。(ビジネスモデル特許出願中 特願 2006-40012)

そしてこのシステムを構築するために、映像クリエイターデータベースをつくるために、Digital Video Association を設立することになりました。この協会は主に音楽プロモーションビデオを制作する制作会社があつまり、LLP にて登記予定です。

政府の方でこのようなことをどのように考えていらっしゃるかお聞きしたいと思い、投稿させていただいた次第です。出来ればご担当の方と直接お話しさせていただければと思っています。い

| | |
|----|---|
| | <p>つでもそちらに出向いてお話ししたいとおもっていますので、ご連絡いただければ幸いです。よろしくご検討ください。</p> |
| 68 | <p>「知的財産推進計画2006」の策定にあたって、以下に示す、テキスト関連のデジタル・アーカイブ育成政策を、新たに盛り込むよう求めます。合わせて、デジタル・アーカイブ拡充の阻害要因となる、著作権保護期間の延長には、慎重に対処すべきとの姿勢を、明確に打ち出すことを求めます。</p> <p>（テキスト関連のデジタル・アーカイブ育成政策）</p> <p>過去の文化的な蓄積を、万人がたやすく享受できるよう仕立てた、デジタル・アーカイブは、「知的財産立国」にとって、必要不可欠な社会基盤です。こうした仕組みを得て、この社会に暮らす者のより多くが「知的財産」に啓発されれば、「万人による知的財産の創造活動」（「知的財産推進計画2005」総論 / 1. 知的財産戦略の理念 / (知的創造サイクルの活性化)）の活性化が期待できます。</p> <p>「知的財産推進計画2005」は、「第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組」の「7. コンテンツのアーカイブ化に関する取組を奨励・支援する」で、漫画やアニメ、映像、放送番組、文化遺産、歴史的公文書などのアーカイブ化促進を、目標として掲げていました。ところが、文化的蓄積の根幹をなす、書籍への取り組みは、明示されていませんでした。</p> <p>アメリカにおいては、産業界と図書館の連携によって、大規模な書籍の電子化計画が進み出しています。EU においても、2010 年までに最低限 600 万点の書籍、文書、その他の文化所産をインターネットで閲覧可能にする、ヨーロッパ電子図書館計画が発表されています。我が国の「知的財産推進計画」に、電子図書館の整備、強化を政策課題として組み入れることは、不可欠と考えます。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国立国会図書館が進める「近代デジタルライブラリー」プロジェクトを、知的財産推進計画の一環として位置づけなおし、書籍の画像化と公開のペースをはやめ、対象範囲を、現在の「明治期」から「大正期」「昭和期」へと広げることを、政策課題に盛り込むよう求めます。 <p>加えて、</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 「近代デジタルライブラリー」が選択した、書籍版面の画像化と並ぶ、デジタル化のもう一つの手法である、テキスト化によるアーカイブ整備の検討と早期の着手を、政策課題に盛り込むよう求めます。 <p>（著作権保護期間延長に対する慎重姿勢の明示）</p> <p>現行、作者の死後 50 年までの著作権保護期間をさらに延長すれば、「知的財産立国」の屋台骨を形成する、デジタル・アーカイブに自由に収録できる作品を、より古い時期のものに限定</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>し、その拡充を制約することになります。</p> <p>「知的財産推進計画2005」の「第4章 / 4. / (3) / 1) 私的使用複製などの基本問題について方向を得る」には、「映画の著作物については、その保護期間が「公表後50年」から「公表後70年」に延長されたが、映画以外の著作物に係る保護期間の在り方についても、著作物全体を通じての保護期間のバランスに配慮しながら検討を行い、2007年度までに結論を得る。」と、延長に含みをもたせた記述があります。</p> <p>しかし、「知財社会」の機軸となる、デジタル・アーカイブの可能性を制約するという点を考慮すれば、著作権の保護期間の延長にはきわめて慎重であることが求められます。</p> <p>よって本項目は、削除するか、削除に踏み切れない場合には「デジタル・アーカイブ拡充の重要性を十分考慮して、著作権保護期間の延長には、慎重であるべき」旨を書き加えるよう、求めます。</p> |
| 69 | <p>計画の問題点</p> <p>1 「コンテンツ安心マーク」を貼ることについての検閲性</p> <p>権力を持った行政側が、「安心なもの」と「それ以外」とを区分けする事は、緩やかな検閲システムであり、インターネットの最大の特徴である、自由な言論空間としての価値を、奪ってしまいかねないものだと私は考えます。真に知的財産の保護や、知的な空間の醸成を考えていらっしゃるのですしたら、できうる限り、行政が言論空間に立ち入ることは避けた方が良いのではないのでしょうか。</p> <p>2 「有害情報」の合法性と、取締りの違法性について</p> <p>「計画」で問題視されている、「有害情報」が記載されているサイト群、あるいはデータは、現行法においては合法的なものであり、だとすれば、規制してはならないもののはずです。明確な「違法性」を持つサイトを取りしめる法律が既に整備されている以上、摘発の強化は言論の統制と同義のものではないかと、私は考えます。同様に、法を新設して、「有害」な情報を取り締まることにも、私は反対します。</p> <p>3 「知的財産保護政策」による「グレーゾーン」の侵食の危険性</p> <p>また、著作権等々の知的財産権は、著者を守る上で必要不可欠なものであることは確かですが、過度の法による縛りは、いわゆる同人活動等の、著作権的に「グレーゾーン」に当たる部分の創作活動に、深刻な打撃を与えかねず、その点においても、懸念を表させていただきます。こうした、既存の作品に影響された創作活動は、プロを目指すクリエイターにとって、物語やキャラクターをアレンジする能力を蓄えるという観点から、非常に大切なものです。「同人出身」のプロ作家は無数に存在しますし、これからも増えていくと思われまます。知的財産権の保護を重視するあまり、こうしたインディーズの文化が抹消されることが無いよう、お願い申し上げます。</p> |

| | |
|----|---|
| | <p>す。</p> <p>4 電気用品安全法による文化消滅の危険性</p> <p>今回の「計画」とは直接関係ない分野ですが、文化の歴史を損ねるという意味で、電気用品安全法も看過できません。この法律が、現行の経産省の見解で施行されてしまえば、実質的に2000年製以前の電気用品の販売が禁止されてしまい、文化の致命的な破綻につながります。「ヴィンテージ」音楽機器などに限らず、ゲーム機など、当時の文化と触れるのに必要不可欠な機器は沢山ありますし、それ以外の生活用品についても同様のことが言えます。時代の変遷による製品の変化は、文化の表出そのものであり、実際に古い製品に見て触れることができる機会を奪うことは、知的財産保護を推進し、知の力を推進させようとする政府の立案に反しているものだと、私は考えます。</p> <p>以上になります。ありがとうございました。</p> |
| 70 | <p>IP マルチキャストによる地上波デジタル放送の再送信は、集中管理事業によって促進されるべきであり、実演家及びレコード製作者の権利の引下げをすることは、知的財産の創造及び保護の促進に逆行するものである。</p> |
| 71 | <p>・知的財産の保護について</p> <p>著作権保護期間の延長に断固反対する。</p> <p>保護期間の延長は、コンテンツ産業による文化的所産の寡占化・死蔵を招く事になる。</p> <p>また、著作権保護期間を満了し、公有となった著作物に誰でもアクセスすることが可能となれば、現代の感性で新しい作品が生み出されるかも知れないのに著作権がごく少数の長期間にわたり高い商業的価値を有する著作物の為だけに延長され続ける限り、その機会は巡って来なくなってしまうだろう。</p> <p>最近「星の王子様」の著作権保護期間が終了し様々な形態で書店にならんでいるが、これは歓迎すべき状況と思える。</p> <p>例えば、大きな文字と美しい装丁の絵本は子供達が手に取るだろうし、手軽に持ち運べる文庫は時間の無い社員が手に取るだろう。</p> <p>装丁などの選択肢が増えると言う事は、それまで触れたことのない文学(文化)に触れる機会が増大するという事であり、これを阻害する保護期間の延長は文化の衰退を招くことになるだろう。</p> <p>よって、著作権保護期間の延長に断固反対するものである。</p> <p>・特許審査について</p> <p>特許審査の迅速化と引き換えに、特許内容の質を落とさないように尽力いただきたい。</p> <p>特に一部企業による「すでに一般化されている技術・発想」に対する特許出願は、出願されたという事実のみで周囲に大きな影響を及ぼす事になる。</p> |

汎用技術の寡占を目的とした特許出願に対しては罰則を設ける事も視野に入れるべきである。

・ブランド保護のための商標制度について

視覚のみに頼った商標のみではなく、聴覚(音)・嗅覚(香り)に訴えかけるものも商標に含めるように整備するべきと思う。

また最近「すでに一般化されている単語」などを、安易に商標登録しようとするケースが見受けられるため、十分な審査を行なっていただきたい。

・知的財産高等裁判所について

知財関係の裁判において、しばしば一般常識とかけ離れた判決が下されるように思う。

過去の判例などに捕らわれず判断を下せる人物を裁判官に任命できるよう、登用制度の整備を望みたい。

・知的財産国際的な保護及び協力について

他国との協調を重んじるあまり、その意見に迎合するのみであってはいけない。

時に反対を貫く事も、国際社会に対する貢献である。そのことを念頭におき、他国との交渉にあたっていただきたい。

・模倣品・海賊版の取締りについて

取締りの強化は消費者からの意見を募集し、明確なルールを作成したうえで行なうように願いたい。

市場は多様化しており、一概に模倣品・海賊版が悪であると言い切れない事情があるように思う。

なぜ模倣品・海賊版が横行しているのか調査のうえで、権利者にも是正すべき点(価格の高止まり等)を是正するよう舵取りを行なっていただきたい。

・ファイル交換ソフト等を用いた著作権侵害について

ファイル交換ソフトが諸悪の根源であるかのような誤解が蔓延しているが、それは物事の本質を見誤っている。

ファイル交換ソフトが悪なのではなく、それを利用して著作権侵害を行なう者が悪なのであることを忘れないでいただきたい。

ファイル交換ソフトの利便性は高く、使用・開発を禁止するようなことはあってはならない。あくまでも悪用する個人を対象に取締るべきである。

・業界の近代化・合理化について

最近になって作家・村上春樹氏の生原稿が編集者の手によって持ち出され、売却される事件がおきたが、この事件こそが業界の不透明さ、不条理さを明らかにしているように思う。

早急に実態を調査し、「業界の慣行」を楯にクリエイター達が搾取されないようなシステム作りを望む。

また統計資料は公平を期すため、国による整備が望ましい。一部の業界団体による偏った統計では「悪しき慣行」は改善されない。

・ファンドによる資金調達について

全面的に指示したい。

またネット上で情報を得るケースが多数を占めると予想されるため、簡易な参加・決算方法を検討していただきたい。

・デジタルコンテンツに関して

コンテンツホルダーの過剰な反応により、既存コンテンツの活用がなされていない。

特に廃盤・廃刊したコンテンツがデジタル化されネットワークで配信されれば、著作権者には新たな収入が発生し、消費者には入手困難なコンテンツを簡単に入手できるという利点が生まれるはずである。

コンテンツの死蔵は誰も幸福にしない、業界に是正するよう働きかけていただきたい。

・家庭等で円滑にコンテンツを利用するための技術について

全ての家庭でデジタルコンテンツを円滑に利用できるように低価格な機器の開発、もしくは補助金制度を取入れるよう検討されてはどうか？

また、PCのOS・スペック・インターネット回線の種類に左右されないようなコンテンツ作りを、政府から進めていくべきである。

・私的使用複製について

業界による強引な解釈で「私的使用複製」が語られている。身勝手な理論で異なる業界・消費者を「悪者」に仕立て上げ、利益を守ろう・生み出そうとしている姿は醜悪でしかない。

そもそも私的録音補償金の分配などひどく不透明であり、私的録音によって著作権者の利益が損なわれるというのなら、もっと信頼にたる調査・統計を明らかにするべきである。

このような業界の身勝手に左右されない議論を強く望む。

また、正当な対価を支払って入手したコンテンツの私的複製については、ユーザーに私的複製の「権利」として明確に規定すべきである。

・デジタル化時代に対応した権利制限について

保護と利用のバランスに重点を置くべきである。

どれほど保護を強化しても、利用されなければ何の意味もない事を理解し、保護一辺倒にならないように注意すべきである。

・著作物の間接侵害について

著作権法に間接侵害規定を設けることに反対する。

利用者による著作権侵害が可能であるというだけで、利用ソフトウェアの開発者・サービス事業者のような中立的立場の者たちに責任を負わせるのは過重であり、権利団体の訴訟相手を捏造するための規定にしかない。

・技術的保護手段等の回避について

ある程度の規制は必要だが、その前に現状の問題点を正す必要がある。

例えば、PCでのリッピングを防ぐためにコピーコントロールCDが販売されているが、PCしか音楽を利く手段をもたない消費者にはコピーコントロールCDに納められている楽曲を聴く術はない。

熱心なファンならば、技術的保護を回避してでも聞きたいと思うだろう。

規制するというのなら、その前にそのようなファンを救済するようなシステムを作るよう業界に指導すべきである。

・青少年の健全育成について

本来「何が優良で、何が有害」かは各家庭のなかで取り決めるべきことであり、政府機関が介入すべきことではない。

推進計画における「健全なコンテンツマークの創設」に関しては、憲法上禁止されている検閲の禁止に抵触するとともに、ネット上の活発な発展を阻害する可能性も高く疑問。有害コンテンツからの青少年の保護も、単なる偏見と世代間格差等による一方的な意見に流されることなく、科学的根拠に基づく客観的かつ冷静な施策を強く望む。

・コンテンツのアーカイブ化について

全面的に指示したい。

すべてのコンテンツは流通の量、評価の高低にかかわらず、文化であり未来に伝えるべき財産である。

国家の事業として積極的に展開していただきたい。

また、このような大事業は国会図書館が主体となって行なうべき事業であり、昨今言われている国会図書館の独立法人化には、知的財産保護の観点からも反対したい。

・知的財産の教育及び普及・啓発について

知財意識については、国民・マスコミ共に低いといわざるを得ない。

| | |
|----|---|
| | <p>改善のためには、幼少時から学校教育の一環として取入れていくべきだと思ひ、学校教育から離れた場でも啓蒙していくべきであろう。</p> <p>だがしかし、あまりにも過剰な演出は嫌悪感を与えるだけであることも十分に理解するべきである。</p> <p>例えば、黒い涙を流し「感動が盗まれている」と訴える少女の広告が映画館で上映前に流れる。これは過剰な演出の最たるものと思う。</p> <p>「感動」を得るために、時間を調整し、映画館に足を運び、正当な対価を支払う。</p> <p>そのような優良顧客に対し見せるべきものではない、興ざめするし、ひどく不快である。</p> <p>そういった事も念頭にいれ、どのような教育・啓蒙がふさわしいか、十分に検討していただきたい。</p> <p>・知的財産の海外展開について</p> <p>日本音楽文化の海外普及の促進を目的として制定された「輸入権」だが、その申立を見ると正常な運用がされていないようである。</p> <p>無意味に現地発行日を引き伸ばし、リストの並び順を変え、本来差止める権利のない「洋楽レコード」さえ差止めている。</p> <p>この「洋楽レコード」の輸入差止は明らかな違反行為であり、また「輸入権」による成果として業界が提出した資料は、背景の説明もない新聞記事であった。</p> <p>以上の事から「輸入権」が実効性のない法律であることは明確である。</p> <p>早急に「輸入権」を廃止することを強く求める。</p> <p>また、他の法律についても改正後にどれだけの成果があったのかを調査し、成果がないならば見直しを行なうことが必要である。</p> |
| 72 | <p>知的財産戦略本部 御中</p> <p>以下の通り、意見を送信いたします。</p> <p>【基本線】</p> <p>『知的財産推進計画 2005』において、「5つの配慮事項」として(1)ユーザーの視点を考えた政策(5)競争政策の重要性と表現の自由の重視 との項目が掲げられている。これを更に押し進める形でコンテンツ専門調査会デジタルコンテンツワーキンググループが「ユーザー大国を目指す」「クリエイター大国を目指す」との方向性を打ち出したところである。これを私は歓迎したい。</p> <p>かつての『知的財産推進計画』においては権利保護強化の方向性が強かったものだが、こうした全体的な方向性においても是非デジタルコンテンツWGの考えを反映</p> |

させたものを打ち出していきたい。

【エンドユーザーの支持がなければ
デジタルコンテンツ市場は拡大しない】

国が推進する知的財産戦略は、市場活性化・技術推進・文化発展を旨として行なわれるべきものである。権利強化に偏りがちな傾向が見られるが、この権利強化というのは手段であって目的でないことに留意すべきである。

市場の活性化を図るためには、エンドユーザーの支持を得られるような提供サービス規格・仕様を用意する必要がある。現状としては、エンドユーザーの利便性を無視し、コンテンツ業界の都合だけで規格・仕様を一方的に決定し押しつける例があまりにも多い。その結果、まったくエンドユーザーの支持が得られず市場形成を達成できないものも続出している。今後の展望が全く見えない分野すら存在する。ゆゆしきことだ。

たとえばCD。

いまCDが売れないのは、エンドユーザーの支持を得られるようレコード業界が努力しないからである。そればかりか、正当な対価を支払っているエンドユーザーを泥棒呼ばわりし、「コピーコントロールCD」などという規格外不良品(いまだに再生保証と両立した「コピーコントロールCD」は登場していない)をバラ撒き続ける等の行為を続けている。他にも還流防止措置創設の強行や、再販制に起因する価格高止まり、私的録音補償金の一方的要求などと併せ、エンドユーザーの要望を踏みにじる言動に終始しているのである。ここまでエンドユーザーの反感を買い続ければ、レコード市場の停滞ももはや業界の自業自得と言わざるを得ない。

なお、2005年はレコード生産額が回復傾向にあったとされている。しかしながら同年のレコード売上げは激減しており、楽観視できるような要素が全くない。音楽販売を促進すると期待されたネット配信も意外と伸び悩んでいる。もっともPC用音楽配信については配信事業に協力しようとしないうレコード会社が続出したため、自業自得であるという見方もできるのだが。

デジタルコンテンツの市場を拡大していこうとしているなかで、レコード業界はその牽引力となる見込みは全く無く、おのれの行動からコンテンツ戦略の足を引っばっているのが実情であろう。

レコード販売に悪影響を及ぼす要因の方ははっきりなしに発生している。米 SONY BMG 社から発売された XCP 仕様の「コピーコントロールCD」がエンドユーザー所

有のパソコンへ「rootkit」と呼ばれるハッキングツールを勝手に組み込み、米国で訴訟を提起されるという事件がある(この仕様の「コピーコントロールCD」は日本のレコード会社からは発売されておらず、輸入盤として販売された分のみが日本のエンドユーザーに直接関係すると思われる。なお同社の MediaMax 仕様の「コピーコントロールCD」についても、エンドユーザー所有のパソコンを無断改変するとの問題が指摘されている)。

XCP・MediaMax のいずれについても、SONY BMG (やその商品を扱った日本法人・ソニーミュージックと BMG ビクター)の対応は遅く不十分と言わざるを得ない。日本では事の重大性が周知されていないのが現状であり、また同種のディスク(「セキュアCD」と称されている)を発売している東芝 EMI は涼しい顔をしているという有様である。

このような例は、「著作権保護」の名の下にレコード会社がエンドユーザーの財産を破損せしめる行為である。この傾向はソニー1社だけのものではなく、現在のコンテンツホルダー全体を象徴するものと言える。そして、音楽業界に少なからぬ額の対価を支払っている音楽ファンはその動向に注目しており、不適切な仕様で売られているディスクには不買の態度を貫いているのである。

インターネット音楽配信。

パソコン用のダウンロードサービスにおいて、国産サービスは海外サービスに完敗を喫している。エンドユーザーの利便性を考慮しなかったが故の、国内コンテンツホルダー(そして国内サービス事業者)の自業自得である。iTunes Music Store (アップル社)が日本でサービスを始めるまで、(当該ダウンロード音源について)日本のエンドユーザーは CD-R への焼き付けや携帯プレーヤーの使用を制限され、価格も不当に吊り上げられた状態を強いられてきた。国産音楽配信サービスではコンテンツホルダーの意向が仕様・価格の両面で強く反映されていたためである。

また iTMS の日本上陸後も、ソニーミュージックに代表される一部コンテンツホルダーがここにのみ曲提供を拒否するという不自然な状態が続いている(なお 2005 年末になって、それまで曲提供を保留していたビクターが iTMS での配信を始めた。ソニーも 2005 年内の配信予定を示唆していたものの、2006 年 3 月現在 配信は始まっていない)。ソニーについては自社が運営に関わっている配信サービス(主として Mora)に利する差別的許諾が顕著であり、エンドユーザーの不興を強く買っているところである(ソニーミュージックは海外では iTMS に曲提供をしている。日本人だけが iTMS でソニーの楽曲を購入できないという事態なのである)。

電子書籍。

これは机上の空論だけで推進されてきた印象である。

果たしてそこにエンドユーザーの求めるものが実現されていたのか。高価な専用機器をわざわざ購入しなければ利用できず、コンテンツの価格も上の書籍とさほどかわらず、ひどいものになると限られた期間や回数の範囲内ではしか読めないよう設定されたコンテンツすら存在する。決定的な可読性と利便性を誇る紙の書籍ですらなかなか売れない時代に、コンテンツの使用が著しく制限された形で売られているものをエンドユーザーが支持するとは到底考えられない。このような仕様が横行するのはコンテンツホルダーの要求によるものであり、その身勝手かつ一方的な都合により電子書籍の未来が閉ざされているのである。

電子書籍が目指すべきは、パソコンでも携帯電話でも専用機器でも使える(利用機器を選ばない)、バックアップ・メディアシフト・プリントアウト等の私的複製を可能とする、特定のOS・特定のソフトに限定されない汎用性の高いデータ形式のものであろう。価格面でも、安価なものを目指すかサブスクリプションサービスか、そうした選択肢を確保することが必要である。再販制度的な価格横並びの状態だったり、あるコンテンツを配信する方式が僅かしか用意されていない場合のような、選択肢の少ない状態であればあるほど、エンドユーザーから忌避されやすいと知るべきであろう。結果、全く売れない危険性をコンテンツホルダー自ら高めているということである(この危険性は電子書籍だけでなくコンテンツ流通全般に言える)。全てのコンテンツが、適切な価格競争とサービス競争のなか、全流通方式で入手できるようになっていることが望ましい。

エンドユーザーの利便性に配慮した電子書籍の仕様が全く存在しない訳ではない。ボイジャー社の試みは(現時点では有名と言いきれぬかも知れないが)期待できるものとして挙げられる。T-Time や Azur といった読書ソフト(PC画面上に縦書き文章を表示する)を開発している会社なのだが、ここのコンテンツに対する考え方がユニークなのである。PC内に保存したコンテンツ(これ自体は一般的なファイル形式なのでOS等の環境を問わず、またバックアップ等も自由)を携帯電話・デジタルカメラ・iPod用の画像ファイルへとそれぞれ変換・転送する仕組みである。この考え方はアップル社によるiTunes・iPodでのものよりも、DRMの縛りを設けないだけ大胆なものと言える。本来のデジタルコンテンツ流通とは、ボイジャー社のような柔軟性を持ってこそ促進される(エンドユーザーに使われる)のである。

ゲーム。

これは、ゲーム機本体の定期的開発競争と、ソフト価格が一向に高価なままという点がネックとなる。特に本体は過去系列機との互換性をとらない場合が多く、エンドユーザーが所有ソフトを無駄にしないよう新型機購入を見合わせるという一面がある。こうした阻害要因を解消し本体乗り換えを促進しようとするなら、新しいゲー

ム機の発売の際には旧型機との互換性を保つことを業界に促すという手法もあるのではないか。これはソフトメーカーにとっても旧型機向けのソフト制作を続けられるというメリットもあり、開発費を無駄に高騰させたり新ハード用に引きずられた無用の“技術革新”に追われることもなく、ゲームそのもののアイデアに人的資源を充てられるようになる。

余談だが、中古ゲームソフトの売買が犯罪であるかのようなゲーム業界の主張が、エンドユーザーのゲーム離れを引き起こした一面もある。中古売買が適法であるとの司法判断は既に示されているところだが、それにもかかわらずこの種の発言を続ける者は後を絶たない。そうした人物(あるいは業界団体)に対して釘を刺す必要があるのではないか。中古売買はコンテンツ流通の一端を担っているものであり、むしろこの存在を前提として、価格競争の促進等コンテンツ戦略に組み込むべきである(確かに中古売買からコンテンツホルダーへの利益還元は望むべくもない。しかし中古売買はコンテンツの適正価格を知ることができるともなり、これとの競争のなかで新品で売れる機会を得るきっかけに転じることができる)。

中古ゲーム訴訟では、劇場映画に付与された「頒布権」がゲーム(映画の著作物のひとつ)にも同様に認められるのが争点となっていたが、かように「映画の著作物」と考えられる著作物の範囲は広がってしまっており、現行著作権法の成立当時に想定されたものとは異なる運用を強いられている。そこで、この「頒布権」を劇場用映画の上映用フィルム(あるいは専用データ)に限定することを方に明記すべきであろう(なお同じ映画作品であっても、頒布権は劇場用フィルム・データの時のみに及ぶとし、ビデオやDVDには消尽する譲渡権のみが及ぶとする)。ゲームには「頒布権」が及ばないと明確に規定できれば、貸与権を付与する(ただし禁止権を制限する必要はある)ことでゲームレンタルも可能となる。

「映画の著作物」を劇場用映画に限定すべきとの考え方については、「知財系 BLOG 運営者会議」による「著作権法改正要望」(8)を参照いただきたい。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/04093001/002.htm

デジタル地上波放送の先行きも決して明るくない。

2011年に地上アナログ停波が予定されているが、これの実現は非常に難しいと言える。なぜなら地上デジタル放送を受信するためにはエンドユーザーが新たな機器を購入しなければならないからである。もともとアナログからデジタルへの買い換えメリットが全くみえない(画質・音質の「向上」や文字情報の付加などはテレビに期待される特性では断じてない)上に、今のテレビ放送の内容に対して不満ある層ならば

この機会にテレビを見ないこととする選択肢が存在する(もちろん NHK を視聴しないということも それに含まれる)。さらには「コピーワンス」などという、エンドユーザーの利便性を著しく損なう仕様が採用されているともなれば、逆に買い換えを抑制する要因となる。現行のデジタル放送の仕様は、その移行が楽観視できるようなものではない。

国の政策として地上デジタル放送移行を実現する気であるなら、「コピーワンス」の撤廃と受信可能化の方策(デジタルチューナーの無料配布や、IPマルチキャストによる地上デジタル放送同時再送信の実現など)を実施しなければならぬ。

DVD は、デジタルコンテンツメディアのなかでは数少ない成功例だろう。

価格競争が激しいという実態が良い方へ作用しているように思う(廉価版として多く流通しているのは海外作品であって、音楽等 他のメディアと一概に比較することは難しい。しかし最近では国内作品の DVD も廉価化が徐々に始まっているところであり、価格競争の効果を無視することはできない)。また著作権切れした海外作品の廉価 DVD も多く市場に現われており、こうした価格の多様性がコンテンツ流通の促進に大きく貢献していることに注目すべきである。

エンドユーザーもこうした状況を歓迎しており、DVD は今や映像流通の主流として定着している。録画目的使用が主だったビデオテープ、とうとう爆発的普及には至らなかったLDなどと比較しても、ここまで広い購買に結びついた映像メディアは他に無い(その勢いはCDがレコードに取って代わった例を彷彿させる)。

[クリエイターが創作に専念できる環境が整わなければ、コンテンツ創造は続かない]

現行のコンテンツ制作システム(および著作権制度)では、著作権・著作隣接権を握るコンテンツホルダーだけが莫大な利益を得るように設定されている。クリエイター自身には殆ど還元されない。現場のクリエイターの立場で考えるなら、日本のコンテンツ産業では劣悪な労働環境(賃金体系が他業種より圧倒的に悪いことなど)での活動を余儀なくされているのである。その結果、他業種への人材流出を招き、同時に人材確保を海外に依存するようになってしまっている。アニメーション業界において特に顕著であり、実のところ日本国内での実制作者の空洞化が進んでいる現状なのである。

さらには、次世代のクリエイターを育てるという観点かどの業界にも無いため、コンテンツ流通を促進し 次世代の創作の土壌を作るという試みも殆ど見られない。次世代のクリエイターは今のエンドユーザーから生まれてくるのであり、また これ

から為される創作は過去の創作物(もちろん他人によるものが殆ど)の上に成り立つものである。クリエイター育成では、特に若年層が多くのコンテンツに触れることが必須だというのが通説である。コンテンツ流通が身勝手な「権利行使」で阻害され続け、運良く流通しているものでも高価であり続ける などという現状は、次世代のクリエイターに対して罪を犯しているのに等しい。未来を潰す行為である。

なお ここでは「クリエイター」を、エンドユーザーにとってはコンテンツ選択の大きな要素であるにもかかわらず、その流通について全く決定権を得られない音楽家・俳優・映画監督・アニメーター等のコンテンツ実作者を指している。音楽や演劇などの実演分野においてコンテンツホルダーが過剰に力を持つのは、実演家がパッケージ制作でしか収入を得られない業界構造が一因でもある。ライブ活動などでも十分な収入が得られるように、公共施設での施設使用料軽減など配慮が欲しい。詳細は小倉秀夫弁護士による以下の文章を参照していただきたい。

<http://benli.cocolog-nifty.com/benli/2004/06/post.html>

【コンテンツの流通が阻害されるようでは
ビジネスの拡大は見込めない】

現在の日本のコンテンツ業界において、有力コンテンツホルダーの多くが「権利行使」と称して配信事業等の新しい流通を妨害している。これは所有コンテンツの有効利用を怠る態度と言わざるを得ない。そればかりか、当初から利用態様として想定されていた手段(パッケージ販売・放送・出版など)においてすら流通させ続けられずに、廃盤・絶版などの措置によって死蔵コンテンツを増やし続けている。

コンテンツ市場でビジネスを拡大するということは、デジタルコンテンツの流通を拡大することと同義である。これを国が進めていくのであれば、前述の問題点を解消すべく、第三者の発意でもコンテンツ流通を行なえるよう道を開くべきである。具体的には、コンテンツホルダー(言うまでもなくこの者がコンテンツ死蔵を決定した)の同意なくして流通を可能とする強制許諾制度などを検討されたい(なおコンテンツホルダーと流通事業者との当事者同士の話し合いに委ねるだけでは不十分である。たとえば音楽配信では、そのビジネスモデルが一般化してから既に2年以上経過しており、それでいて日本は欧米のサービスから立ち後れているという現実がある。音楽配信事業自体の立ち上げは日本の方が何年も先行していたにもかかわらずである)。究極的には、今までに発表されたコンテンツは全て流通状態を保つことを目標にすべきである。

| | |
|----|--|
| | <p>元来、著作権・著作隣接権は制作・流通へのインセンティブを生じさせることを目的に付与されているのである。従って この権利を口実に流通阻害することは制度の趣旨に反する行為と言える。国がコンテンツ市場振興を掲げる以上、流通量の増加を戦略的に行なう必要があり、そのためには権利制限も断行していかなばならない。</p> <p>第三者が業としてコンテンツ流通に関われる環境が整えば、それは正規の流通であるから正当な対価が発生することとなる。加えてエンドユーザーが流通に関わる場合も今後は考えられ(例:音楽配信・ファイル交換など)、これもまた対価が発生し得る(クリエイター側が無償化を決める場合も考えられるが、この場合は対価以外のインセンティブがクリエイターに生じていると考えるべきであろう。よって想定から排除すべきでない)。流通を活発化させれば市場の拡大も自明である。</p> <p>活発な流通があって、各流通事業者がサービス競争(価格競争も含む)を行ない、エンドユーザーの支持を競い合う。こうした流れが出来るよう国が支援することを私は望んでいる。</p> <p>(以上)</p> |
| 73 | <p>知的財産戦略本部 御中</p> <p>以下の通り、意見を送信いたします。</p> <p>【音楽配信について】</p> <p>配信楽曲のラインナップ: iTMS・Mora 等での曲揃えの問題</p> <p>iTunes Music Store へのソニーミュージックの対応のように、音楽配信競争上の身勝手な考えにより音源提供を拒む例が続出するなか、正当な価格競争・サービス競争へと導くために対策を打たねばならない。差別的許諾の禁止や、場合によっては強制許諾制度の導入などを検討すべきである(たとえば欧米の音楽配信サービスへ提供された音源ならば、同音源の配信を同様の使用で行なうことについて日本でも許諾されたものとみなしても問題は少ないと考えられる。例: iTMS の日本版と欧米版)。</p> <p>廃盤等の事情があって現在流通していないコンテンツを、配信などの低コスト手段で流通に載せていくことも特に望まれるところだ。強制許諾を認める場合、この「廃盤」等「現在流通していない」ことを要件にするという考え方も可能である。こうすれば、コンテンツホルダーに所有コンテンツの流通を義務化する効果も得られる</p> <p>強制許諾下で第三者が配信することを好まないコンテンツホルダーなら、自身で流</p> |

通させることを促進することにもなる(ただし通常考えにくいような形での流通
不当に高い価格づけや一定の注文数を集めてからの製造、直販のみの扱いで送付ま
でに異常に長い期間を要するものなど によって“アリバイ”づくりできないよう
配慮する必要もある。あくまでも主眼はスムーズな流通にある)。

もっとも、強制許諾制度を導入するのであれば全コンテンツが対象となることが
望ましい。上記の「要件」の話は一例である。

配信で使われる規格 (DRM) : オープン化か積極的なライセンス供与を
デジタルコンテンツを流通させる際には、著作権等を保護するため DRM (デジタ
ル著作権管理) と呼ばれる技術が使用される場所である。しかし現状として、この
規格が乱立している上に互換性が無いため、サービス間の“乗り換え”が妨害され
ユーザーの囲い込みに繋がるという性質が強くなっている。たとえば音楽配信を例にと
ると、WMA 規格が Windows での使用に限られたり (Macintosh や Linux では使用
できない)、FairPlay 規格が iTunes および iPod での使用に限られる (他社の携
帯音楽プレーヤーでは使用できない) など、ユーザーの使用機器環境によって選択肢
が著しく狭められている。これを放置したまま、規格間でのユーザー獲得競争が促進
されるようには全く考えられない。

規格間競争を促す際にぜひ強く意識していただきたいのは、Windows 等の OS に
依存することなく (すなわち Macintosh や Linux でも使える)、オープン化されて
いるかライセンス供与を積極的に行なうものを より多く生み出すことである。こう
することで、各 DRM の互換性を保証したり、各 OS での選択肢を確保したりできる
。例えば国が行なう事業 (国会中継のネット配信や政府発信情報の配信など。例:政
府インターネットTV。これが Windows + Internet Explorer の組み合わせでしか利
用できないことには批判が多く挙がっているところである。国の情報発信には税金が
使われている以上、すべての国民が享受できなければならない。一私企業による OS
・ソフトウェアのみに依存するようなシステム構築が適切であろう筈もない。猛省さ
れたし)。

また規格競争を、配信するコンテンツの品揃えで行なうことは避けるよう求める
。規格間競争は (前述の利用機器環境に依存するものでないのは勿論) このような配
信コンテンツの“囲い込み”によって行なうべきではない。あくまでも規格やサービ
スそのものの優劣で決すべきなのである。よってコンテンツのラインナップについて
は、なるべく同じ条件下に揃えられるよう法整備するのが望ましい (ある配信サービ
スに許諾されたコンテンツは、同様の仕様を持つ他のサービスでも許諾されたとみな
されるようにするなど)。

私的財産戦略本部コンテンツ専門調査会デジタルコンテンツ・ワーキンググループでは「各企業の規格の囲い込みを防ぎ、国内標準を一本化することで、国際標準の提案につなげる」との方針を打ち出している。このうちの「囲い込みを防ぎ」との部分については前述の通り共感するものである。

しかし、「国内標準を一本化する」との部分には強い違和感を覚えるところだ。

国が考えるべきは、数ある規格の中から「国内標準」を選ぶのではなく、より多くの規格の間で競争を促進し 国際的競争力を持った規格を《複数》生み出すことである。技術というものは進化が速く、ある時点で有力とされた規格が その後わずかな期間で無力化することも考えられるのである。後々の発展を本気で考えるなら「一本化」という危険は冒すべきではない。

むしろ多規格間をつなく互換性の確保、そのオープン化に力を注ぐべきである。

価格：再販制の影響による価格高止まりを解消されたい

音楽や出版においては、再販制という過保護から業界が脱却することを必要としている。特に音楽業界は、再販制が存在するためにエンドユーザーへ思いを至らせることを怠っている。おのれが決めた価格で売るという以外 考えられなくなっているのである。その結果 CDが売れなくなるのは必然と言えるのだが、真っ先に疑われるべき価格については全く見直さず、CD価格が世界一高い状態のまま今も推移している(たとえば映画 DVD よりもサウンドトラックCDの方が高価だという例えがよく為される場所である)。市場原理が全く働いていない。

今のところ音楽配信は再販制の対象でないとされている。しかし実際の配信価格はCD再販価格を基準に設定されているため、価格競争を阻害する再販制の負の影響から逃れられていない。現に iTunes Music Store が日本でサービスを始めるまでは、国内配信サービスの価格が全く下がらなかった。

一般に、新しいコンテンツは比較的高く売れる(もっとも この時点での価格が高すぎては初めから売れないのだが)。しかし、発売からある程度 経った後では同じ価格で売れるとは期待できない。そこから更に売っていきたいのなら価格を下げるなどの手法が有効と考えられるところだが、今の音楽業界では「売れなかったから」との理由で廃盤としてしまうことが多い(さもなければデッドストックのまま放置するか)。コンテンツ市場の今後の発展を考えれば、これまでの再販制の失敗を維持するのではなく 市場としてあるべき姿に再生することが必要である。

コンテンツ発売からの時間経過に応じた価格戦略を考えさせず、そもそもコンテンツの適正価格を掴む手がかりすら失わせる再販制度の維持は有害以外の何物でもない。再販制を撤廃し、正常な競争のもとにコンテンツホルダーを晒すことで競争力を

増強する必要がある。現状のままでは市場が痩せ衰えるのみであり、このような脆弱な競争力でもって海外に「進出」していくことなど夢のまた夢であろう(現に、再販制と重なる保護の還流防止措置の前提とされたアジア「進出」においてすら、2005年では前年割れしているとの公算が大きい)。

ちなみに、CDの内外価格差を調査する際には、安易に新品CDの平均価格で比較すべきではない。海外原盤の作品と国内原盤の作品、あるいは旧譜と新譜の別を意識しなければならない。すなわちこれらの分類ごとに比較する必要があり、特に国内原盤の新譜CDの価格に注目すべきである(これは価格上昇傾向にある)。

サブスクリプションサービスの実現を

価格の問題とも繋がるが、ある程度市場が大きくなれば、エンドユーザー個人にとってコンテンツ個別課金よりも一定期間定額制の方が便利になってくる(インターネットが本格的に普及し始めたのは、料金定額制が一般化してからだった)。定額料金で一定期間にコンテンツ利用し放題とするサブスクリプションサービスを実現するためには、権利者からの包括的な許諾が必要となる。これを可能にする法整備等、国の後押しが望まれるところである。

なお現在、包括許諾を実現している著作権等管理団体で代表的なのはJASRACである。JASRACが管理しているのは音楽著作物の著作権だが、他の分野(実演家やレコード製作者など)でも同様の包括許諾が可能とならなければ、音楽配信でのサブスクリプションサービスは実現できない。その反面、JASRACによる包括許諾には分配方法の不透明さなど問題も存在し、これを解決しなければ同様の問題を他管理団体にも甘受させてしまうことになる。利用者から支払われる金額は包括的な料金であっても、利用コンテンツのデータを提出させることで(コンピュータを介する音楽配信ではそれが可能である)正確な計算による分配を行なわせなければならないだろう。

デジタルコンテンツに再生保証の義務づけを

「コピーコントロールCD」のような、「著作権保護」を標榜するあまりに規格を逸脱した音楽ディスクが販売されている(正確には「コピーコントロールCD」と異質のものだが、「Dual Disc」のように形状の特殊性からCD規格を逸脱しているものもある)。CD規格に従っていれば自ずと再生が保証されるのであるが、上記のディスクは規格外であるために保証できないとされている。コンテンツ商品の販売目的(エンドユーザーから見れば購買目的)を考えれば

、再生保証ができないことと瑕疵ある商品とは同義である。音楽コンテンツ市場を健全な発展へと導くには、こうした規格外不良品を市場から排除しなければならない。エンドユーザーへの被害を拡大させないためにも対処されたい。

そもそも上記の似非CDは「著作権保護」に全く役立たない(「違法コピー」を防止するには足りない稚拙な技術である)ばかりか、エンドユーザーの不買運動を招いたという点で、デジタルコンテンツの流通を阻害する要因でしかない。さらに言えば「コピーコントロールCD」でなくとも著作権保護は可能であり、現にスーパーオーディオCD・DVD オーディオのように規格内で著作権保護技術が組み込まれているものもある。これならば再生保証との両立もできる。

あえて問題ない方法を探らず、わざわざ再生に支障あるCD規格外の不良品をバラ撒き続けるレコード業界の無責任は、SONY BMG による「XCP」仕様のディスクが「rootkit」と呼ばれるハッキングツールをユーザーのパソコンに仕込み、その機能を改変・損壊させるという暴挙を世界規模で行なうところまで至ってしまった(主に海外で販売されたディスクであるが、日本での被害も多いとされる)。また、同社の MediaMax 仕様ディスクについても同様の問題が報告されている。

かような不良品を頒布しておきながら居直る姿勢は企業として相応しいものではない。SONY BMG を系列会社とする日本のソニーミュージックにも説明責任がある筈だが、かなり後手後手の対応をしていたに過ぎなかった。また、東芝 EMI は現在も「セキュアCD」なる規格外不良品を頒布し続けているところであるが、我関せずと涼しい顔のようである。しかし同ディスクにも同様の問題がある(ソフトウェアを勝手に組み込むとの報告がある)だけに、非難を免れるものではない。レコード業界のモラルハザードはここまで来ている。

「著作権保護」の名のもとに、エンドユーザーの財産を侵す行為は犯罪以外の何物でもない。このような犯罪行為を厭わないレコード業界の風潮に釘を刺すことも国には求められるのではないか。

コンテンツホルダーのみが流通の決定権を握る構造に問題

現状、レコード製作者のような著作隣接権者の立場が過度に強すぎる。資金面や著作権制度面での優位がその一因であろうが、その保護に一定の合理性が認められるとしても、実際のクリエイターたるアーティスト(音楽の実演家)らが作品流通に全く関与できないことには問題がある。特にレコードの世界ではアーティストの意向に反して流通メディアが限定・強制されたり(例:「CCCD」のみの発売、iTMSでの未配信など)、廃盤などで流通すら望めなくなる場合が多く発生している。

かと言ってアーティストへの保護を強めること(たとえば新たな権利を付与するなど)は、コンテンツ流通の阻害要因を増やすばかりで好ましいものではない。そこ

で、アーティストとレコード製作者との間で意向の衝突があった場合、コンテンツ流通の意思を尊重できる方策を国が提供すべきであると考え(強制許諾制度の導入を検討されたい。なお権利管理団体による集中管理で同様の効果が得られるところであるが、現在もなお そうした仕組みが用意される様子もなく流通阻害が続いている以上、今後 一向に改善の見込みが無い場合は踏み込んだ策に出る必要がある)。

正当な対価を支払ってコンテンツを入手したエンドユーザーに自由使用の権利をコンテンツを入手するエンドユーザーは、そのコンテンツがどのような形態で販売されていたとしても、自由な態様で何度も繰り返して楽しむことを前提として対価を支払っている。特に、私的領域における複製はそうした目的で行なわれている場合が多い(複製物を生じさせること自体が目的なのではない)。

タイムシフト・メディアシフト・プレイスシフト・バックアップ等は公正な私的複製の代表例としてよく挙げられるところであるが、コンテンツホルダーからは不当に敵視される使用態様でもある。しかし経済活動の最小単位である ひとつの家庭内において、同一コンテンツを複数購入するということは一般に予想されない(私的複製によって生じた2つめ以降の同一著作物に権利者利益を推定することはできず、著作権法の保護をこの「権利者利益」に与えることは不適當である)。よって、私的複製のたびに権利者への利益還元が必要であるとの考え方は不合理である。ことあるごとに対価を要求されるともなれば、エンドユーザーの側にコンテンツ購入を抑制するインセンティブが生じる(支払総額を考えれば、コンテンツを購入することよりもレンタル+私的複製の方が合理的選択となる)。その結果、当該コンテンツからエンドユーザーは離れていくこととなろう。それがコンテンツ戦略の望む結末なのか否か。正当な対価を支払って入手したコンテンツの私的複製については、ユーザーに私的複製の“権利”を明確に規定するか、当該コンテンツには「私的複製の範囲内なら無償・自由とする」との許諾があったとみなすべきである(また、私的録音録画補償金を縮小もしくは廃止すべきである)。

無償コンテンツが提供できるようにクリエイターらがプロモーション等の目的でコンテンツ無償提供(配信など)できるよう、著作権等の管理団体の規定を改善させることはできないだろうか。著作権者自身が無償提供を認めれば、それに応じて著作物使用料を免除するなどの方策が採られるようにすべきである。「規定に定められていない」とする権利管理団体の怠慢により、クリエイターの意思に反してコンテンツ流通が阻害されることは許されない

至急、各著作権等管理団体の規定を調査し、こうした措置がとれない規定については改善するよう促すべきである。

インターネットでのコンテンツ配信を促進すべき

各権利者が積極的に許諾を行ない、コンテンツ配信が促進される というのが理想である。しかし現実には、権利者がさまざまな理由をこじつけてコンテンツ配信を阻害する例があまりにも多く発生している。このままでは、コンテンツ提供が進まず配信事業の試みが潰されてしまうおそれがある。コンテンツ配信について強制許諾制度を導入する必要性が出てきているように思う(国がデジタルコンテンツ利用の促進を喫緊の課題と考えているのなら、対処必須の課題である)。

特にコンテンツの「伝達」へのインセンティブ付与を目的としている著作隣接権(実演家・レコード製作者など)については、コンテンツ流通の阻害要因になっているのなら権利制限も辞さないで対処すべきである。

エンドユーザーも著作物利用許諾が受けられるように整備すべき

デジタル技術とインターネット利用の普及は、コンテンツ流通に大きな影響を与えている。その中でも、従前はプロだけが携わってきたコンテンツ配信等にもエンドユーザーが関与し得るといった状況にまで変化してきている。例えば、個人のウェブサイトで歌詞を掲載する、個人のウェブサイトにおいて楽曲を配信する、ポッドキャストの制作・配信時に BGM として楽曲を使う などである。

今のところ、個人がレコードの音源等をインターネットで配信することは出来ない。技術的には可能であっても、それを許諾するシステムが用意されていないためである。レコードの音源を配信しようと思えば、音楽著作権を管理する JASRAC だけでなく、著作隣接権者たる実演家・レコード製作者にも許諾を得る必要がある。しかしこれらの著作隣接権者は個人からの利用許諾を受け付けていないという現状にある。また、海外の楽曲の歌詞については、JASRAC が許諾を出すことを怠っているという事実もある。こういった場面について規定や実務を調査し、改善していく必要がある。

エンドユーザーが流通に関与し得る状況のなかで正式な許諾が出せない状態が続いていたとしたら、無許諾でコンテンツを流通させてしまうような口実を一部エンドユーザーに与えかねない(勿論この行為は法に触れる)。コンテンツ流通におけるモラルハザードを防ぐ意味でも、許諾を求める声があるうちに JASRAC 等の管理団体が対応できるよう業務を改善すべきである。国が規程の改定を促すよう望む。

| | |
|----|---|
| | (以上) |
| 74 | <p>知的財産戦略本部 御中</p> <p>以下の通り、意見を送信いたします。 知的財産推進計画 2005 より項目を引き、それに対する意見を述べております。</p> <p>-----</p> <p>総論</p> <p>2. 「知的財産立国」実現に向けた取組方針 〈5つの配慮事項〉</p> <p>(1) ユーザーの視点を考えた政策 (5) 競争政策の重要性と表現の自由の重視</p> <p>著作権法の目的は、「著作権者等の権利の保護」と「文化的所産の公正な利用に留意」することを両立させ「文化の発展に寄与する」こととされる(著作権法第1条)。しかし、これまでの著作権法改定においては、権利強化ばかり進められてきたというのが国民共通の理解としてある。その間 軽視された「ユーザーの視点を考えた政策」および「競争政策の重要性と表現の自由の重視」との方針を今こそ取り戻し、著作権制度の再評価を行なうべきである。正すべきところを正さねばならない。公正使用として認められている範囲内の著作物使用を権利として確立すべきである。特に、権利者側からの一方的な主張により縮小されがちな私的複製について、正当な対価を支払い(無償のものも含む)入手したコンテンツをタイムシフト・メディアシフト・プレイスシフト等の目的で行なうことを無償・自由と明確化すべきである(すなわち この私的複製においては私的録音録画補償金を課さないものとする)。また、「権利制限規定はユーザーに権利を認めたものではない」として当該権利制限を無効化しようとする権利者側(例: 歌詞引用に関する JASRAC)の発言に釘を刺す必要がある。</p> <p>著作権法 30 条以下 の権利制限規定は、知的財産戦略本部の「配慮事項」に関連して言うなら、「ユーザー」および「表現の自由」について配慮された結果であると理解できる。しかし私的複製や引用の規定については、権利者寄りの法制度や契約慣習によって形骸化させられている例が散見される。「競争政策」も同様に権利者側が形骸化させていることも合わせると、権利者の“権利行使”が濫用的にならないよう</p> |

、コンテンツ市場のあるべき姿に向かって著作権制度の設計・運用を根本的に問い直すべき時期に至っていると考えられる。

権利者の“権利行使”によって妨害されるコンテンツ流通の一例として、差別的許諾(同時に差別的非許諾でもある)が横行する音楽配信の問題、著作権法上の権利を持つ者のみの決定による廃盤・絶版(実制作したアーティスト・映画監督・作家らの意思にかかわらず流通が断たれてしまう)の問題などがある。著作権および著作隣接権は、コンテンツ流通を拡大し「文化の発展に寄与する」ようインセンティブを発生させるという趣旨で付与されている。従って、これらの権利の“行使”によってコンテンツ流通が阻害されるような事態の発生は本末転倒と言わざるを得ず、直ちに是正化の方策を取るべきである。

第2章 知的財産の保護

II. 模倣品・海賊版対策を強化する

2. 水際での取締りを強化する

(5) 模倣品等の流通態様に応じた取締りを強化する

1) 模倣品・海賊版の税関での取締りを強化する

税関による「水際での取締り」を実現する一手法として、輸入差止申立て制度が活用されているところであるが、この申立てから、申立て受理・輸入差止めという流れが不透明であるという指摘がある。差止めが申立てられた時点で当該物品の輸入が止められているとの話もあるのだが、これは事実なのだろうか？ 私は特に、商業用レコードの環流防止措置に関して差止申立て制度の動向を探っているのだが、こうした輸入停止のタイミングについて(一国民としての立場では)見えてこない。そのあたりの事実関係をぜひ公表していただきたい(たとえば実際には権利を有していない申立て者をどう弾くか、その申立が正しい権利行使の結果なのか等の判断が要求される場所である)。申立てが実際に「受理」されてから差止めを実行するのが合理的と考える。

輸入が為されようとする物品が知的財産権の侵害に当たるか否か(模倣品・海賊版であるか否か)は、非常にデリケートでありかつ公平な判断が要求される。そうした中で、判断を行政の運用に委ねすぎでは「疑わしきは差止める」となりかねず、流通における国民の営為を萎縮させることが危惧される。究極的には判断を司法に委ねなければならないのであり、公の場での透明性ある判断を経ることで本推進計画が

進んでいくことを望む。

第2章 知的財産の保護

II. 模倣品・海賊版対策を強化する

2. 水際での取締りを強化する

(6) 個人輸入等の取締りを強化する

知的財産推進計画によれば、模倣品・海賊版による知的財産権の侵害を防止するにあたり、個人による当該物品の所持まで禁止することを視野に入れているようだ。これには強い危惧を抱く。個人にとって模倣品・海賊版の問題とは、それが模倣品・海賊版であると知らずに買った場合の、詐取された対価(被害額)に尽きる。たとえば当該物品が模倣品・海賊版であると理解して(かつ それそのものを)購入するつもりであったなら、そこに被害は発生しない。たまたま買った商品が「模倣品・海賊版」であったからと言って、所持まで一律に禁止されるのはおかしい。“本物”を(品質や価格の面から)求めている者にまで“本物”をねじ込むのは、市場における消費者の自由な選択を妨げるものである。取り締まりは、あくまでも模倣品・海賊版を売るという行為について為すべきである。

模倣品・海賊版を取り締まる際に、営利目的のものにとどめ私的領域にまで対象を広げるべきでない理由は 個人の財産権にどう配慮するかという問題にある。特に、個人的な使用を目的として個人的に作成された「模倣品」や、私的複製の結果として作成された複製物を「模倣品・海賊版」とどのように区別するのかという疑問を強く感じる。複製機器や技術の高度化が進み、かつ著しく普及しているという現在、業者による営利目的の「模倣品・海賊版」と個人作成のものとは区別が難しいのではないか。仮に模倣品・海賊版の所持を禁止したところで、こうした判断の難しさによって国民のプライバシーが侵害されるおそれが高い。

知的財産権は、その制度において私的領域には及ばないとされている。家庭内で個人的に行われていることに干渉しないという制度の趣旨からすれば、模倣品・海賊版の単純所持を禁止するというのもまた 否定されるべき考えであろう。模倣品・海賊版は客観的に判断できるものではなく、一般国民には区別できないものが多い(「模倣」判断基準の曖昧さや、ライセンス契約の有無が一般に公表されないなど)。私的領域への行政の安易な介入を許すわけにいかないし、そうした事態になれば国民の経済活動等の萎縮を生み、元来 為されるべき正規品の購入すら抑制しかねな

いのである。

すでに公に「模倣品・海賊版」として認知されているものを個人輸入などで差し止められるのは、まだしも理解が得られるかもしれない。しかし、その認定が未然であったり、私的領域に存在する「模倣品・海賊版」にまで取締りの手を伸ばすことには断固反対である。

第2章 知的財産の保護

II. 模倣品・海賊版対策を強化する

3. 国内での取締りを強化する

(1) インターネットを利用した侵害の対策を総合的に推進する

4) ファイル交換ソフト等を用いた著作権侵害を取り締まる

インターネットでファイル交換ソフトを使用すること自体については、あくまでも著作物の無許諾アップロードが違法なのであって、ダウンロードが必ずしも違法とは言えないことに留意すべきである。また、違法行為の責任はあくまで行為者に負わせるべきであり、ファイル交換ソフトの開発者・頒布者が「幫助」責任を負わされることのないよう法改正が必要である。ファイル交換ソフトの開発・頒布は(著作権侵害を教唆するような言とともに開発・頒布するのではない限り)中立的な行為であり、通信事業者であるプロバイダや電話会社・テレビ局、あるいは通信機能を有したパソコンOSの開発者らが「著作権侵害幫助」に問われないのと同じように、中立的行為が安全に続けられるよう手当すべきである。

合法 P2P の成立を模索することもまた知的財産戦略に求められるところであろう。Winny のような日本発の技術発展を生かすも殺すも その戦略次第なのである。

第2章 知的財産の保護

II. 模倣品・海賊版対策を強化する

4. 官民の連携を強化する

(5) 国民啓発を強化する

国民に正しい知識を持たせ、その意識を向上させることは勿論重要である。が、そうした試みを、「権利者」と称する者が主張するままに国民を“洗脳”する口実としないよう留意しなければならない。例えば「模倣品・海賊版が社会悪である」という主張は、模倣品・海賊版の定義と共に語られることが殆どなく、一方的なものであると言わざるを得ない。消費者が模倣品・海賊版であると知らずに買ってしまうような場合(知的財産権を侵害した物品が本物と混同されうる場合)には「社会悪」と呼ぶのが相応しかろうが、「模倣品・海賊版」と判って買っているのであれば(消費者の立場で言って)必ずしも被害が生じない普通の商取引である。

「社会悪」として排除すべきなのは知的財産権侵害物品の販売であり、「模倣品・海賊版」などという曖昧なものではない。また、これを購入することまで「社会悪」とするのは不当である。「国民啓発」をするのなら曖昧なイメージを植え付けることなく、正確さを期して臨むべきである。

正しい知識を国民に持たせるのは確かに重要であろう。しかしその「国民」には知的財産権を所有している者たちも含めるべきである。いわゆる権利者がどれだけ正しい知識を有しているのか。その権利行使において国民の常識から乖離したものが少なくなく、社会問題を引き起こしてしまう例すらある(松下×ジャストシステム「一太郎」訴訟など)。

すべての国民が、意思さえ持てれば すぐにでも知的財産権を学べるような環境を整えることが望ましい。知的財産権の概要や関連資料等をインターネットに集約して掲載する等が考えられる(知的財産権ポータルサイトなど)。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組

I. コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する

1. 業界の近代化・合理化を支援する

(1) 業界慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励・支援する

契約慣行の改善・透明化が進められるとすれば、それは歓迎すべきところである。しかしながら、文化庁が構築した「著作権契約書作成支援システム」では「著作物の創作や演技・演奏等の実演を職業としない者とその利用を職業としない者の契約」を想定されたものとされ、この項が求めているものには まだ遠いと言わざるを得ない。「業界慣行」の洗い出しから検討まで、ぜひ公開された場で扱っていただきたい

。前記「著作権契約書作成支援システム」について、これが最初に構築される際に、アップル社の基本ソフト・MacOS X に含まれるアイコンを画面上の装飾として盗用したとの不祥事が発生した。しかしこれについての文化庁からの公式発表は未だウェブサイトに掲載されていない。当該システムはその後 いちから作り直し多額の税金が費やされたものと考えられ、また この不祥事によりシステムの稼働が大幅におくれたこともあり、文化庁側が説明責任を果たすべき事案であることは間違いない。この不祥事は知的財産推進計画の実施にも甚大な影響を与えており、このような事態を引き起こした原因・対処・再発防止策等を検討し発表する責任が文化庁にはあろう。知的財産戦略本部としても如何お考えか明らかにしていただきたい。

映画興行において、ロードショー館の入場料金(大人料金で 1800 円) がどこも同じなのは何故なのか。毎月1日の「サービスデー」やレディースデーなど、各館で適宜設定される割引料金についても ほぼ横並び (1000 円ほど)の様相である。このように硬直化している料金設定についても、反市場競争的な問題は生じていないのか。是正する必要があるように思う。

「コンテンツ業界における業界構造や契約・流通の慣行などについて、2005 年度中に 実態を調査し、公表する。(経済産業省)」とあるが、これは既に実施されているのだろうか？ その実態調査がどこまで適切に実施されるものか注目している。特に音楽配信での差別的許諾、特定のOS(端的に言えば Windows) に依存した DRM などの問題を是非調査していただきたい。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組

1. コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する

1. 業界の近代化・合理化を支援する

(2) 独占禁止法を厳正に運用する

著作物の流通においては、独占禁止法の適用除外を良いことに問題あるまま商慣行が続く傾向がある。こうした適用除外はあくまでも例外なのであるから、その縮小を求めるところである。

再販売価格維持制度は廃止すべきである。コンテンツホルダーに対する過剰な著作権保護に加え、この再販制が結びつくことにより不当な価格吊上げが横行している。不当な価格ゆえに消費者離れを引き起こし市場縮小の一途をたどっているのが音楽

・出版業界であるが、再販制はデジタルコンテンツについても影を落としている。音楽配信・電子書籍は再販制の適用外であると考えられるにもかかわらず、CDや書籍の価格を“標準”として参照しているのである。デジタルコンテンツを含めたコンテンツ業界全体の活性化を考えるなら、硬直化した再販制度を廃止し、風通しの良い市場に価格決定を委ねるべきである。

新聞についても再販制と特殊指定を廃止すべきである。新聞業界はそのメディアとしての地位と政治力(ジャーナリズムを標榜する者が政治に擦り寄ってどういう気なのか?)を背景に特殊指定廃止への抵抗を続けているが、さらに許せないのは宅配の廃止や全国一律価格の廃止をチラつかせて国民を脅迫するという姿勢である。再販制と特殊指定はこの宅配・一律価格との因果関係が薄く、単に新聞業界がこれを維持させたくないのに過ぎない(既得権を守るための方便としか考えられない。むしろ再販制・特殊指定が廃止されれば「ほれ見たことか」とばかりに すぐ宅配・一律価格をやめてしまうのではないか。それこそ喜んで)。

特に価格については事実上 景品のバラ撒き・値引きを行っており、特殊指定・再販制の意義は崩れている。景品は洗剤類から商品券・レジャー施設招待券にまで及び、値引きで酷いものは数ヶ月分を無料で(要するに代金は先方持ち)購読させるものまである。いずれも大手新聞社による一例である。言ってみれば都市部において数ヶ月単位に契約すれば、田舎で長期契約するよりも大きな割引率で新聞が購読できるのである。

新聞においても書籍・CDと同じように価格の高止まり(前述のように値引きされこともあるが)が深刻であり、その上 料金の値上げとくれば大手新聞が一斉に値上げする有様。その紙面にしても半分を広告が占めている。現在 新聞の価格として請求されている額が正当な対価なのか甚だ疑問である。また紙面による報道に拘泥し、インターネットを全く活用できていない(インターネットでの情報発信を活かすのなら、それこそ紙面の限界のないジャーナリズム活動が可能となろう)。自らの立場が保護されているがゆえに努力をしなくなっているように見受けられる(注:景品バラ撒きや値引きのような「努力」を指しているのではない)。

読売新聞 2006年2月20日付の記事では「新聞の特殊指定『存続』84%」「『宅配性維持』91%」と嬉々として報じているところであるが、実際の調査内容を参照してみれば「全国有権者 3000人」に質問して回答を得られたのが「1784人(59.5%)」なのである。要するに特殊指定の存続を望んでいるのは全体の50.0%、宅配の維持を望んでいるのは全体の54.1%。実はそれほど多くない。こうした事実を読売新聞は正確に伝えていない(他の新聞 朝日や毎日も同様である)。しかも質問文を「日本では、全国紙や地方紙などの一般の新聞の9割以上が、毎日一定の時間帯に読者に直接配達されています。あなたは、この宅配制度を、今のまま続ける方が

よいと思いますか、なくなっても構わないと思いますか」「新聞の値段はそれぞれの新聞社が決めており、同じ新聞なら、山間部も含め全国どこでも基本的に同じ値段で購読できます。あなたは、この再販売価格維持制度を、今のまま続ける方がよいと思いますか、なくなっても構わないと思いますか」などと誘導的に示しており、その調査結果の妥当性には疑問が残るところである(本来ならば質問文にはデメリットも併記すべきであろう)。

注目すべきは、新聞社の世論調査に応じようとする人間が 40%強 いるという現実である。必ずしも質問内容で回答しないことを決めたわけではないだろうが、新聞社にとっては一大事であるかのように報じられている特殊指定に対する一般の関心がこの程度であるという目安にはなる。新聞離れが進んでいる今、この業界に特殊指定・再販制といった特別扱いが必要なのか疑問である(また新聞業界の言うように再販制が「言論の自由」「知る権利」を保証しているものなのか、つまりは再販制下の今の新聞が「言論の自由」「知る権利」を守るために為すべき事をしているのか、再販制がない場合には「言論の自由」「知る権利」は守られなくなるのかという疑問が常について回る。再販制度に関する公正な議論が全く新聞媒体に掲載されないことなどは最大の疑問点であろう)。

むしろ再販制は政治との癒着を生むのであって、また本来のジャーナリズムを全うする妨げになっている。「売らんかな」の大衆迎合主義は既に現在の新聞に見られるところでもあり、再販制の有無は関係ない。むしろ再販制は旧来の新聞の体質を存続せしめることだけに機能してしまい、競争によって是正されていく機会をも奪うものである。国からの保護政策が得られなければ廃れてしまう「ジャーナリズム」など最早それまでの話(その役割はフリージャーナリストらに受け継がれよう)、早急な過保護制度廃止を考えるべきである。

繰り返しになるが、再販制は廃止すべきである。「言論の自由」や「知る権利」「宅配」「一律価格」を人質にして国民を脅迫する者に与えるべき既得権など存在しない。

著作権の「行使」によるコンテンツ流通の阻害を抑止する必要がある。正確には、独占禁止法では手当てできない範囲のものかも知れない。しかし、インターネット配信に係る差別的許諾(同様の仕様にもかかわらず許諾する先を差別的に選択すること)が健全なるコンテンツ流通を阻害する要因にもなっているだけに、競争政策・独占禁止法的な観点から何らかの手を打っていただきたい。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組

1. コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する

2. コンテンツの制作・投資等を促進する

(4) コンテンツの制作・投資等を促進するためのインセンティブを付与する

この項目については、著作権の新たな支分権の付与、あるいは著作権保護期間の延長も想定されていると思われるが、これらは決して好ましい措置ではない。確かに保護期間の延長は「制作・投資」を促進する可能性はあるが、逆に言えば、これらの措置でインセンティブが生じるのは製作(ここでは「製作」はプロデュースを指す。クリエイターによる実制作は「制作」と表記する)と投資のみである。著作権法の目的である「文化の発展」を考えるなら、大切なのは製作・制作の部分だけではなく著作物の流通と継承にも留意しなければならない。保護期間を延長することで、死蔵されるコンテンツが世に出る可能性を潰してしまうこと、後続の作品が採りうる表現の幅を狭められかねないことなど、製作・投資にインセンティブを生じさせるのと引き替えに失ってしまうものが甚大である。目の前の利益にとらわれて文化に対する罪を犯すのに等しい。本末転倒だ。

死後 50 年から 死後 70 年。このような保護期間延長によってインセンティブを得るクリエイターはどれだけいるというのか。はなはだ疑問である。今これからコンテンツ制作をするクリエイターは孫の収入のために創作を始めるのか？ 死後の収入の多少でインセンティブが生じるとするのは不自然すぎる考え方であろう。しかも死後 70 年の 保護となると その分 正規の著作権料が発生するのであり、現在でも限られたパイの食い合いとなっているコンテンツ市場において、その時点で生活をかけて創作するクリエイターの収入を 過去のクリエイター(の遺族)が食ってしまう事態となる(この基本的な性質は海外市場への進出などで「パイ」が大きくなって本質的に変わらない)。多くのコンテンツが享受できない状態のまま、表現の幅が狭められ、その上 パイの食い合いが激化し その煽りを食うことにもなるというのに、実制作者にいかなるインセンティブが働くというのか。著作権保護期間の延長は百害あって一利なしである。

保護期間延長の問題は、日本製コンテンツが欧米へ進出した際の保護期間にも生じるとされる。相互主義によって日本製コンテンツのみ保護期間が短く扱われるとのことである。しかし現状でこれを考えるのは時期尚早と言える。なぜなら日本は今もってコンテンツ輸入超過国だからである(輸出超過となるとの希望的観測をもって安易に著作権保護延長を決めるべきではない)。輸入超過国である以上、海外のコンテンツを 50 年 保護すれば、国内では これを公有に帰して自由利用の恩恵を受けることが出来るのである。未来のコンテンツ制作の発展を考えれば、質の高い海外コンテ

コンテンツを(その当事国よりも)早く自由利用できることは日本が優位に立てる機会ということでもある。輸入超過の状態は今後も続くのは間違いない。未来のコンテンツ制作を促進するよう戦略的に考えるべきである。すなわち著作権保護期間を現行のまま維持することもまた戦略的な判断であり、それで充分なのである。

重複するが、日本で保護期間延長の必要が出てくるのは、欧米において著作者の死後 50 年から 70 年 たった著作物が売れるようになり、これらが輸入分を超過した時である。それまでは現行のまま死後 50 年 にしておいた方が文化政策として有利なのである。戦略とはそのように立てるものだ。

文化発展を旨とするなら、むしろベルヌ条約における(最小限の義務とされる)保護期間を短縮するよう働きかけるべきである。文化は共有されるべきものだからだ。デジタルアーカイブが一般化していく今後は特に その性質が強くなる。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組

1. コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する

4. コンテンツ流通大国に向けた改革を進める

(1) デジタル時代に対応した幅広い改革を進める

デジタル機器を使った家庭内での私的録音・録画がコンテンツ使用の一般的な態様として定着している。また、その私的録音・録画したコンテンツを家庭内サーバで配信し、さまざまな部屋で(時にはインターネットを介しても)視聴できるような機器も登場している。こうしたコンテンツ視聴に関しては今のところ著作権侵害であるとの指摘は為されていない。しかしながら、その機器の保守を外部の業者に任せる形となったとたん、著作権侵害であるとされてしまう(例:「録画ネット」訴訟および「選撮見録」訴訟。いずれも司法判断によると著作権侵害とのこと)。確かに、私的録音・録画を行なう人物みずからが管理する機器による録音・録画ではないため私的複製の範囲内とは考えづらい。となれば、法改正によってこれらのサービスを救うことは出来ないだろうか。本質的には私的複製と変わらない結果をもたらすサービスであり、コンテンツ流通活性化にも貢献するものと考えられる(機器は録画の主体たるサービス利用者の持ち物とし、メンテナンス・ハウジングのみを事業者が受け持つ形であれば問題はない)。このまま潰してしまうのは勿体ないのである。

以上の話とは直接関連しないが、障害者が自らの使用に供する複製を為す時に他人の手を借りる場合にも同様の問題が発生する。要件を決めた上で、著作権法上 適

法とする規定を設けることが望まれる。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組

1. コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する

4. コンテンツ流通大国に向けた改革を進める

(2) 新しいビジネスモデルと技術を開発する

4) コンテンツを安心して利用するためのシステムの開発・普及を行う

安全なコンテンツを認証し、それだけを閲覧できるようにするシステムを構築すること自体は賛成できる。しかし そのシステムの使用を義務化したり、システム認証外のコンテンツへのアクセスを禁止したりすることには断固反対である。当該システムの扱いについては慎重さが必要であり、使う・使わないの最終的な判断は個々の利用者自身に委ねるべきだ(たとえば私はむしろ「有害情報」込みで知る権利を行使したいし、その中から必要な情報を選択している)。国家権力が、国民が知ることのできる情報を制限していくことは断じて考えてはならない。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組

1. コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する

4. コンテンツ流通大国に向けた改革を進める

(2) 新しいビジネスモデルと技術を開発する

8) 家庭等で円滑にコンテンツを利用するための技術開発を行う

「家庭等で円滑にコンテンツを利用する」ことは、デジタル地上波テレビ放送が始まる前にきちんと検討すべきだった。そもそも採用されたコピーワンス自体が「家庭等で円滑に」使えるものではなかったのだから。今後は「家庭等で円滑にコンテンツを利用する」との観点から再検討し、洗い出された問題点を解消していくべきである。現状を追認してしまい、たとえばコピーワンスの廃止が断行されないなど、何ら改善策を打ち出せなくなってしまうことを私は危惧する。

繰り返しになるが、デジタル地上波放送におけるコピーワンスは廃止すべきである。これはデジタル地上波放送を普及させることを阻害する大きな要因の一つである。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組

I. コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する

4. コンテンツ流通大国に向けた改革を進める

(3) 法制度の改革を進める

1) 私的使用複製などの基本問題について方向を得る

私的使用目的の複製については、エンドユーザーの公正使用の権利として著作権法に明記する必要がある。特にタイムシフト・メディアシフト・プレイスシフト等を、正当な対価を支払って入手したコンテンツであれば無償・自由の私的複製として認めるべきである。エンドユーザー向けのコンテンツ販売は家庭内での自由な視聴を前提に為されており、この「家庭内」の範囲にとどまるなら視聴の態様を限定すべきでない(たとえば買ったCDを iPod に録音して聴くことなど)。

私的録音録画補償金を廃止または縮小すべきである。特に上記公正使用と認められる態様でのデジタル録音・録画については課金対象から除外しなければならない。視聴という本来の使用行為(私的複製についても多くは複製自体が目的ではなく、視聴が目的である)について、同一家庭内で同一著作物から対価を重複徴収するような制度を設ける合理性がない(私的録音録画補償金制度の創設時にその観点での検討がきちんと行なわれた形跡も全くない)。デジタル時代に対応した著作権制度の成立は急務であるが、この私的録音録画補償金制度もまた現代の視点から再検討することが必要である。

著作権保護期間の延長に反対である。現行の「死後 50 年」より延長したところで、コンテンツ制作へのインセンティブを生じさせることなど全く期待できない。コンテンツホルダー(多くは実制作ではなく製作や投資に特化した法人である)に利するのみであり、それと同時に、実制作するクリエイターの育成・表現活動を萎縮させる危険性が強い。創作は過去の作品に依拠して為されるものであり、また過去の名作をより多く鑑賞することでクリエイターとしてのノウハウを学ぶ。著作権は本質的に模倣(複製権・翻案権に抵触)も鑑賞(絶版・廃盤問題)も阻害する一面がある。保護期間延長はこうした阻害を拡大するものであり、百害あって一利なしである。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組

1. コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する

4. コンテンツ流通大国に向けた改革を進める

(3) 法制度の改革を進める

4) 司法救済の観点から間接侵害などについて方向を得る

著作権法に間接侵害規定を設けることには反対である。利用者による著作権侵害が可能であるというだけで、利用ソフトウェアの開発者・サービス事業者のような中立的立場の者たちに責任を負わせるのは過重である。利用者が著作権侵害をしないかを関知し得ないのに加え、そのような間接侵害規定を設けることにより、コンテンツ流通を活性化させる新サービス等の出現を抑制することとなる。これではデジタルコンテンツ流通の拡大を望むべくもなく、むしろ逆に、彼らのような中立的行為については間接侵害とはならない旨を法に明記すべきである(仮に利用者が著作権侵害をしているのであれば、侵害者自信がその責任を取るのが筋というものであろう)。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組

1. コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する

4. コンテンツ流通大国に向けた改革を進める

(3) 法制度の改革を進める

5) 技術的保護手段等の回避に係る法的規制の対象について方向を得る

アクセスコントロールを、著作権法で保護する「技術的保護手段」に含めることには反対である。著作権法はもともと知覚(アクセス)することに対して規制を加えるような趣旨のものではない。また、知覚を制限すること(正確には、アクセスコントロール回避による知覚を制限すること)は国民の「知る権利」を侵すことにつながる考え方である。

著作権法で保護されるべき「技術的保護手段」は厳格に規定すべきである。例えば、通常の使用方法から推定できるような形で「回避」できるようなものは、技術的保護手段に当たらない(例えば ある種のコピーコントロールCDのように、ただ入れるだけで録音可能となるものや、シフトキーを押せば録音可能となるものなど)。

コピーコントロールと再生保証を両立させられないような場合にはその技術を技術的保護手段とみなさないことは勿論、そのような仕様を採用したことに対する罰則を事業者に課すべきである(消費者保護の一環として必要な手当てである)。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組

1. コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する

7. コンテンツのアーカイブ化に関する取組を奨励・支援する

(1) コンテンツのアーカイブ化を促進する

(2) フィルムセンターの充実を図る

「コンテンツのアーカイブ化」は積極的に進めていただきたい。特にフィルムセンター所蔵の映画作品については(著作権が切れていたり、権利者の許諾が得られたものなら)インターネットでの配信も可能とするのが望ましい。国立国会図書館のデジタルアーカイブと連携してサービスが行なえれば充実したものになることだろう。国民から広く受信料を徴収し、国民共有の財産とも言える NHK 制作番組についても、番組のアーカイブをネット配信できるよう整備することが望ましい。イギリス BBC が既に開始していることであり、参考になるところが多と思われる。

(以上)

75

IP マルチキャストを有線放送の対象とするのは、著作権の考え方がコロコロ変わってしまい、法的安定性にかけるものと思います。この政府の方針は、逆に音楽産業の衰退を招く可能性があります。権利は、安定的に保護されてこそ、健全な国民生活が守られるものであると思います。安易に解釈を変更することは法治国家の根底の概念を崩すものであると考えます。経済性を追求しすぎ、文化を衰退させることは、竹中大臣が進める日本のソフトパワーの構築にプラスになるものではありません。どうぞ慎重な検討をお願いいたします。

| | |
|----|--|
| 76 | <p>知的財産推進計画 2005 の「総論」 「2. 「知的財産立国」実現に向けた取組方針」 「(5つの配慮事項)」 「(1) ユーザーの視点を考えた政策」について。</p> <p>ユーザーの視点に「配慮」という表現はいただけません。</p> <p>クリエイターがコンテンツを創造し、それを利用したいと思ったユーザが適正な対価を支払うことによってしか、コンテンツ市場の拡大はあり得ません。コンテンツ市場においては、クリエイターが主人公であり、同時にユーザも主人公なのです。(流通業者、著作権管理事業者等は、この市場の裏方でしかないことは言うまでもありません)</p> <p>「配慮」という表現を使用している時点で、この原則をおざなりにしているのではないかと感じられて仕方がありません。</p> <p>知的財産推進計画 2006 では、ユーザもクリエイターも主人公であることを明記し、ユーザの視点をクリエイターのそれと同等に重視されますようお願いいたします。</p> |
| 77 | <p>知的財産推進計画 2005 の「第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組」 「. . . コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する」 「4. コンテンツ流通大国に向けた改革を進める」 「(1) デジタル時代に対応した幅広い改革を進める」について。</p> <p>iTunes Music Store のように完成されたインターネット音楽販売インフラがすでに存在し、インフラの準備は整っています。しかしながら、その流通に乗らない楽曲が多数存在します。</p> <p>コンテンツホルダーが、ある音楽配信会社には配信を許可し、別の音楽配信会社には配信の許可を出し渋るという問題(グループ企業の利益等の判断があるようですが、実際のところは利用者にはわかりません)がひとつ。また、コンテンツホルダーが「廃盤」とした音源を抱え込んだまま配信を許可しないという問題もあります。</p> <p>このようなコンテンツホルダーの行為は、著作権本来の精神から逸脱し、ひいてはコンテンツ市場の活性化を阻むものであります。コンテンツホルダー自身で改善できないのであれば、行政の指導や誘導も必要ではないかと考えます。ぜひ、知的財産推進計画 2006 に盛り込んでいただきたいと思います。</p> |
| 78 | <p>知的財産推進計画 2006 策定に向けた「知的財産戦略本部コンテンツ専門調査会」による「デジタルコンテンツの振興戦略」に関し、意見を提出いたします。</p> <p>上記振興戦略では、「ユーザー大国」、「クリエイター大国」、「グローバル大国」の3つの目標を同時に実現することを掲げ、いろいろな施策が提言されていますが、「ユーザー大国」実現のためのコンテンツ流通の振興が前面に打ち出され、コンテ</p> |

コンテンツの創作(クリエイターとそのコンテンツに関わる産業)を促すための施策がおろそかになっているのではないかと感じられます。

それは、コンテンツの流通、利用、活用が「コンテンツ振興」であると考えられている色彩が強く、コンテンツを生み出す「クリエイター」への「適正なリターン」を図るための健全な「還元システム＝知的創造のサイクル」を蔑ろにするような提言が上記振興戦略に含まれていると思われるからです。

特に音楽分野、中でもレコード産業に関して、産業構造が良く理解されていないために行われている提言があるように感じられるため、若干事情を説明いたします。

レコード産業は、単に「CDなどの『有体物』を作る産業」ではなく、CDなどに収録されている「音楽コンテンツそのもの」の創作に直接関わっている産業であり、その複製物(CDなど)或いは音源(原盤)の販売を通じて得た対価を、作詞・作曲家、歌手・実演家等に再配分しています。

つまり、レコード産業は、(1)新しい才能の発掘、(2)そのタレントに相応しい新しい作品のコンセプト作り、(3)コンセプトに合った作家への作詞・作曲の委嘱、(4)長時間に亘るスタジオ・レコーディング、(5)新しい作品の告知(広告・宣伝)等々、(6)これらすべてのプロセスにおける資金投下、(7)資金回収に対するリスク負担(ヒット作りの難しさとヒット作品数の少なさ)の中で、産業として新しい音楽文化創出に寄与しているといえるのです。

このような産業は、その産業基盤が保護されてはじめて「文化の継承・発展」、「多様な文化の提供」のために産業活動を行えるのです。

以上の観点に立って、以下の項目について意見を述べます。

1. 「(提言1) 放送と通信の一体化の中で、デジタルコンテンツの供給を拡大する」について

解決策(1)「IPマルチキャスト放送の積極的活用」の中で、「総務省における地上波デジタル普及政策に関する検討の中でも、2011年のデジタル全面移行に向け、一定の条件を満たす場合には地上波デジタル放送の同時再送信に関し、IPマルチキャストを用いた通信インフラを積極的に活用すべきと指摘されている。」との記述があります。

これについて、著作権法を改正することによってオリジナルコンテンツ製作者の権利を弱め、二次的なコンテンツ利用促進を図るといような考えがあるとなれば、本

未転倒の議論以外のなにものでもありません。正に、目先のコンテンツ利用促進を図ることによって新しいコンテンツ制作のためのサイクルが崩壊し、利用すべきコンテンツが枯渇する事態を招くものです。

したがって、著作権法改正に当っては、権利の切り下げがないよう、慎重な検討を望みます。

2. 「(提言3) ユーザーが豊かなコンテンツを楽しめるようにする」について
解決策(2)「音楽用CDにおける再販売価格維持制度の見直し」に、「CD、DVDパッケージ、ネット配信など、ユーザーが複数のメディアから選択してコンテンツを楽しめるようになったが、音楽用CDについては、依然、再販売価格維持制度によって同一の商品が異なる販売店でも同一の価格で販売されている。業界による再販期間の短縮の取組等が見受けられるものの、それに留まっている。ユーザーがコンテンツを選ぶ際に、価格についても幅広い選択肢の中から選ぶことができるよう、音楽用CDについては再販売価格維持制度の対象から除外することを検討する。」との記述があります。

この、音楽用CDのみを再販売価格維持制度の対象から除外することに強く反対します。

レコード産業の特徴として挙げられるのは、他産業のような価格による競争原理は働きにくいということです。つまり、発売会社が異なるCDでも「A」というアーティストと「B」というアーティストのものでは、購入者(ファン)が異なるため、「安ければ売れる」という訳ではないということです(「A」アーティストのCDが「B」アーティストのCDより遥かに安くても、「B」アーティストのファンは「A」アーティストのCDは購入しません)。

これは、「A」社と「B」社が、同じ機能を有する工業製品(冷蔵庫、掃除機、冷暖房機、音響製品、自動車など)を「販売価格の設定によって競争が成り立つ(安くしないと売れない)」という重工業製品の産業構造と根本的に異なるということです。

また、同じ音楽を入手するためにCD、DVD、ネット配信等の選択肢が増えていくからこそ、CDについては、現状のまま「再販対象」として残しても、選択肢が狭まることはないと言えるのではないのでしょうか。

更に、音楽CDは、相当数量の販売が見込める商品が毎月発売されるため、再販制度が無く自由価格で販売されることになれば、ディスカウントショップ(量販店)等における「囲商品」とされる可能性が極めて大きいという側面があります。

| | |
|----|---|
| | <p>これは実際にアメリカで起きている現象で、ある大手レコード販売チェーン店は幅広い音楽ジャンルのCDを在庫していたところ、量販店等によるヒット商品の凶廉売に対抗できず、回転率の悪い商品を処分するだけにとどまらず、売上不振により廃業に追い込まれたという事例があります。</p> <p>音楽は人の生活に欠かせないものであり、百人百様の趣味・感性が音楽への需要に繋がるため、多種多様な音楽を選択肢として用意することが、レコード産業には求められています。</p> <p>したがって、多様な音楽文化を支えるためにも、音楽CDにおける再販制度が存続されることが必要であるといえます。</p> |
| 79 | <p>1. 音楽用CDの再販売価格維持制度存置 再販制度の意義については、2001年春に一定の結論が出されており、それを再考すべき事情が登場したとは考えられない。文化の多様性を確保するために再販制度が一定の役割を果たしていることを軽視すべきでなく、再販制度を見直すには、相当の合理的理由が必要だと考える。</p> <p>2. IPマルチキャスト放送の著作権法上の取り扱い 地上デジタル放送の伝送路としてIPマルチキャストの活用が叫ばれているが、それを実演家やレコード製作者の権利切り下げによって実現するのは不当である。従来、IPマルチキャストは送信可能化権の対象と解釈されており、それを前提にビジネスも行われている。地上デジタル放送の伝送路としてIPマルチキャストが有効であるとしても、権利の切り下げを伴うのであれば、財産権の制限を正当化し得るほどの「公共の利益」が明確に示される必要がある。難視聴対策として主張され始めたIPマルチキャストの議論が、近時は「難視聴対策」という限定をなくす方向で幅広に論じられている。この点、財産権制限の痛みを熟慮した上での慎重な検討が望まれる。</p> |
| 80 | <p>インターネットのコンテンツに関しては、ホームページ管理者への義務・責任の厳格化が最良かと思います。</p> <p>下手な行政の介入は検閲と捉えられかねませんので。</p> <p>行政は、ネットを直接監視するのではなく、プロバイダや管理者を監視する立場に立つべきかと。</p> <p>具体的には、例えば、チャット・BBSの稼働中は、管理者は常に自身が管理する全コンテンツを監視し、常に問題に対応できるよう求める必要があるかと思います。管理者の私生活の事情により監視が不可能な場合は、その間チャット・BBSを</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>停止させ、管理人の手の及ばぬ間の有害情報の流布や、私生活の事情で管理不足のように見せかけた有害チャット・ＢＢＳの増加を阻止する等です。</p> <p>管理者には、プロバイダなどの機関に定時連絡や管理報告の通達を義務化し、コンテンツ管理者や管理する意思が健在であることを示させてはどうかと。</p> <p>また、現行法では、ＢＢＳで違法行為が行われた場合、書き込みをしたユーザーしか処罰することができませんが、管理者も処罰の対象とし、管理責任の重大さを認識させるべきかと。何か問題が起こった際に、私生活などを事情に管理責任や事件との関連から逃れようとする悪質な管理者を淘汰する為です。</p> <p>インターネットというコンテンツの性質上、自在に書き込みが可能な状態である限り、管理者は常時監視する義務を負っている筈です。そのＢＢＳで犯罪が行われ、侵攻を阻止しなかったということは、管理者も共犯です。</p> |
| 81 | <p>知的財産推進計画 2005 の「第4章 コンテンツをいかした文化創造国 家への取組」 「・・コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する」 「4.コンテンツ 流通大国に向けた改革を進める」 「(3)法制度の改革を進める」 「1)私的使用 複製などの基本問題について方向を得る」について。</p> <p>知的財産推進計画 2006 では、利用者の適正な私的複製等に関する、いわゆる「フ ェアユース」規定について、利用者の代表を少なくとも半数以上含む委員会構成で十 分な検討を行っていただきたい。その上で、消費者実感に沿った、適正なフェアユ ースが規定されることに期待します。</p> |
| 82 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 書籍のデジタル化と利用の促進。 2. 音楽CDの再販制度の廃止。 3. テレビゲームなどのコンピュータソフトウェアの保存と管理。 4. 図書館との連繋の強化。あるいは図書館の機能の拡充。 5. 著作物の活発な利用を促進するための著作権データベースの作成。 <p>以上を政策事項に盛り込んでくださるよう希望します。</p> |
| 83 | <p>知的財産推進計画 2005 の「第4章 コンテンツをいかした文化創造国 家への取組」 「・・コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する」 「4.コンテンツ 流通大国に向けた改革を進める」 「(3)法制度の改革を進める」 「1)私的使用 複製などの基本問題について方向を得る」について。</p> <p>私的録音録画補償金制度は、すでに破綻しており、速やかに廃止するべきと考え ます。まして、汎用機器であるハードディスクやコンピュータ、あるいは iPod 等のデ ジタルオーディオプレイヤーを課金対象に加えるなどということは論外です。</p> <p>問題が多いこと、制度として破綻していることについては、既に文化審議会著作 権分科会において複数の委員から指摘されているところです。</p> <p>知的財産推進計画 2006 では、私的録音録画補償金制度の廃止の方向でご検討をい</p> |

| | |
|----|---|
| | <p>ただきたいと思います。</p> |
| 84 | <p>知的財産推進計画 2005 の「第4章 コンテンツをいかした文化創造国 家への取組」 「・・コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する」 「4.コンテンツ 流通大国に向けた改革を進める」 「(3)法制度の改革を進める」 「1)私的使用 複製などの基本問題について方向を得る」について。</p> <p>これ以上の著作物の保護期間の延長は百害あって一理もありません。はたして、 自分の死後、孫の代まで権利が保護されることによって「ああよかった、これで創作 活動に邁進できる」などと考えるクリエイターがどれほどいるのでしょうか。</p> <p>さらに、著作物の保護期間の延長は、コンテンツのアーカイブ化の促進という理 念とも相反します。</p> <p>著作権(またはその枝分権)を保持する企業の収入ベースの安定化によって、ク リエイターが間接的にインセンティブを得られる、などという論理は、中間搾取を行 う企業の方便でありましょう。</p> |
| 85 | <p>知的財産推進計画 2005 の「第4章 コンテンツをいかした文化創造国 家への取組」 「・・コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する」 「4.コンテンツ 流通大国に向けた改革を進める」 「(3)法制度の改革を進める」 「6)権利者の 利益と公共の利益とのバランスに留意する」について。</p> <p>2005 年には、音楽 CD に含まれたソニーBMG 社による過剰な DRM(XCP、MediaMax) に よって利用者の PC 環境がセキュリティ的な危険に晒されるという事件がありました。 これなどは、権利者側が「著作権」の名のもとに無制限に権利を主張する昨今の風潮 のひとつの到達点であり、利用者側の財産権等がないがしろにされている状況を端的 に物語っています。</p> <p>ソニーBMG 社の DRM は特にひどいものでしたが、国内外のレコード会社が CCCD と称 して現在も販売している、音楽 CD の規格から逸脱し、利用者が利用できる保証もない 商品(商品を名乗る資格もないと考えますが)は、程度の多少はあれ、権利者と利用 者の利益のアンバランスの象徴であります。</p> <p>知的財産推進計画 2006 では、このような状況を正しく把握し、バランスを修正し てゆく方策をご検討いただきたいと思います。</p> |
| 86 | <p>知財戦略を考える上で、重要になるのは言うまでも無くコンテンツで あり、それを作るクリエイターだ。では、クリエイターがコンテンツを作りやすくす るためにはどうしたら良いのか? それは国がクリエイターが好き好んでやりたいとは 思わないが、必要不可欠なところをクリエイターの代わりに行なうことだろう。</p> <p>具体的には、物を作る時の素材を使う時の交渉の自動化。作った作品を流通させ るための「流通経路」だ。</p> |

具体的に見てみよう。まずは、素材を作る時の交渉だ。インターネット上のコンテンツを見てみると、合法・違法に関わらず、デジタル化されたコンテンツを掛け合わせた物が多い。また、コンテンツを作成を促進ための素材が必要である。

現在の創作環境では、コンテンツを1から作る事はとほぼ不可能だ。どのような作品でも何らかの作品の影響は受けているものであるし、種々のコンテンツの作成にデジタル化された素材は必要となるだろう。

ただし、現在のところ、これらの「素材」となる物がネット上で分散しており、さらにどの「素材」が使って良い物かどうかわからない。この問題を解決するべきであろう。

まずは、ネット上に流通しているコンテンツに対し、どの範囲で利用しても良いか可視化するべきだろう。具体的に言えば「クリエイティブ コモンズ」のような、利用範囲がわかるようなライセンスを採用と、そこからコンテンツやそれを作るための素材が見つけれられるようなポータルやサーチエンジンの提供を開始した方が良いだろう。

また、デジタル化されていない素材を政府が積極的に提供することも必要だろう。デジタル化すれば、それらの素材を使ってより多くのコンテンツが創造されるようになるだろう。

当然「著作権の権利期間延長」は、コンテンツがデジタル化されなくなってしまう。これは実施するのを止めるべだろう。

次にこれらの作成したコンテンツを流通だが、国が実際の「取引場」を作成し、コンテンツをその取引場に自由に流通させるべきであろう。現在では、ネット上で創作活動を行なっている場合は、そのコンテンツの売買を行なうのが大変難しくなっている。これを行なうデータベースや取引場の整備をする必要があるだろう。

最近では、Google や Microsoft などがクラシファイド広告のためのサービスを行なっているが、彼らのサービスを応用すればコンテンツの売買の場はすぐに提供されると考えられる。

そうなれば、日本のクリエイターは、海外のサービスである Google や Microsoft を

| | |
|----|--|
| | <p>使用する可能性がある。つまり日本の優秀なクリエイターの作品が海外で逃げてしまい、日本に入る利益がまったく無くなる可能性がある。</p> <p>このような事を防ぐために国でデジタルコンテンツの売買場を作るべきであろう。</p> |
| 87 | <p>知的財産に関しては、権利を守った上でできる限り幅広い人が気軽に利用できる仕組みをこそ考えるべきであり、デジタル放送におけるコピーワンスであるとか、音楽における CCCD や再販制度といった世界に比して恥ずべき保護政策をとっている限りこの国にとって知的財産というのは利権にすぎないと感じます。ぜひともより自由で発展的な社会を。</p> |
| 88 | <p>パブリックコメント 200603</p> <p>概論</p> <p>知的財産制度は、クリアかつライトでなければならないと考える。</p> <p>現在の知的財産制度において、多くのビジネスが「権利をクリアにすること」という法律的な要求事項をクリアしなければならない。権利問題がクリアされていないと、事後になって営業の停止に至るような差止請求が行われる可能性がある。これが現在のビジネスの可能性を大きく妨げている。</p> <p>一方で、現在台頭している、いわゆる「Web 2.0」と称されるビジネスの「勝ち組」は、著作権フリー、あるいは制限の緩いライセンスに基づくコンテンツの「マッシュアップ」を標榜し、サービス・プロバイダ自身が自らのサービスを緩やかなライセンスに基づいて公開し利用を促進することで、大きな利益を生み出しているのである。これらはライセンスされた商品に紐付けを行うことによっても実現している（アフィリエイトリンク）。</p> <p>もう一方で、無体財産の制度にある「クリアでない」性格を悪用し、自らが権利を有しないにも関わらず、権利の範囲外である他人の法律行為に対して、あるいは権利外観を偽装するなどして、他人に使用料請求を行う者が後を絶たない。これは「海賊行為」と言うべき（実際のところ「経済やくざ」がよく選ぶ行為である）、知的財産制度の信頼性に対する脅威であり、排斥せねばならない。</p> <p>同様に、前世紀まで比較的未成熟なまま発展してきた知的財産関連規定には、その正当性について十分な検討を加えることなく成立してきたものも多く、知的財産制度</p> |

の信頼性を高めるためには、それらのいくつかを改善あるいは廃止されなければならない。

以上より、権利処理がクリアに行えるような信頼性の高い制度の設計が、最も必要とされている改革であろうと考える。以下の各論では、これを実現するための方策について愚考する次第である。

著作権制度の二分化・三分化

現在の著作権法は伝統的な文学者や芸術家、また 20 世紀の古典的な経済モデルを前提として設計されているものが多く、現代社会に馴染まない多くの規定をかかえている。また、特許法をはじめとする産業財産諸法も、21 世紀のビジネスの加速度を反映できておらず、かえって産業の足を引っ張っている側面が強い。

一方で、前述の通り、現代のビジネスの「勝ち組」は、著作権等の無駄なトランザクションの生じない部分で行われている。Google のビジネスも、フェアユースに基づく Web 検索によって Microsoft を追い落とすほどの成長を見せており、その収益源は自らの保有する権利ではなく、ユーザーが同社に預けているコンテンツにある。エドワード・J. エプスタインは著書「ビッグ・ピクチャー」で、ハリウッドの主な収益源は上映「禁止権」に基づく興行自体ではなく、ライセンス「許諾権」に基づくグッズ販売であることを説明している。

これらは、伝統的な著作権制度とはもはや異なる世界の論理で動いており、おそらくは全くことなる制度に基づいて運用されていかなければならないであろう。理想的には我が国独自の発展を損なう諸条約を改訂すべきところであるが、前述のような「勝ち組」のやり方から我々が学べるのは、旧制度は放置しておいて、新しいルールに基づく土俵を作って、それが自然に知財ビジネスの根幹となるよう推進していくという方向性が期待できる、ということである。これを実現する具体的な方策があれば、大きく検討に値しよう。

具体的に制度の分化を行う際に注意すべき点として、従来型の著作権制度が必ずしも伝統的な芸術著作物のみ適用されるとは限らないことから、芸術著作物に対して何かしらのインセンティブを付与する場合には、特別にしきいを高めた上で行うことが必要である。

知的財産関連財産犯の取り締まり強化

一方で、知的財産制度に対する信頼を高めるための努力を怠ってはならない。

架空の知的財産権を主張する行為に対しては、これらは現行刑法でも詐欺罪によって立件が可能であり、積極的に取り締まられねばならない。取り締まりを強化する方法はいくつか考えられるが、現状でも詐欺罪によって、厳罰を与えることは可能である。それが機能していないということは、刑の下限を下げることによって、政策的に刑事罰を容易に科すことが出来るようにしたり、犯罪とみなされる行為のガイドラインを創設することで、権利を行使しようとする著作権者等に対して適宜指導・教育する必要があると思われる。

具体例をいくつか挙げる：

- 自らが著作権などを有していないもの...他人が著作権を有する著作物、あるいは「無主物」である単なるデータ、書体、創作性の欠けるデータベースなど...を複製禁止として販売する行為
- 特定業者の商標に関して、その業者の業務と何ら関係のない同一あるいは類似の商標を取得した上で、業務上に何ら資するところの無いそれらの商標を取得した・しようとしている旨、当該業者に通知する行為(契約の申出である必要はない)
- 著作権法で明示的に著作権が制限されている行為を禁止しようとする契約の申出
- 他人の創作あるいはビジネスに対して、事実と反して、自らの権利を侵害している(「可能性がある」を含む)という風説を流布する行為

補償金制度の廃止

私的使用複製にかかる録音録画補償金制度には、公正な分配がなされておらず、適切な支払を得ていないという創作者が多い、返還を請求に実費がかかった挙げ句請求費の方が高つく等、数多くの問題がある。

本制度は科学的にも正しくないと言われる。デジタル記憶媒体は滅失するし、事実

上古いメディアは再生機器が生産されなくなることで読み取り不能になる。コンテンツの情報は劣化し、情報の恒久的な保存は不可能である。そもそも、恒久的に保存可能であれば補償金を科すことが出来るという議論には、理由がない。同じデジタルであっても、A/D 変換する際の精度によって、情報の質は大きく異なる。ローレンス・レッシング スタンフォード大学教授らが指摘するように、デジタル化されたインターネット社会においては、全てが「デジタルコピー」であり、本来想定されていなかった日常的なデジタルコピー行為に対して補償金を請求する行為を正当化する理由は、何ら存在しない。

再販価格維持制度の廃止

再販価格維持制度は、日本の知的財産制度において、全世界で最も後進的な部分である。再販価格維持制度の特徴は2つ挙げることが出来る。ひとつは自由競争を阻害するマイナス面であり、資本主義社会において本来的には不要なものである。それにもかかわらずこれまで存在してきたのは、市場において経済価値がそれほど高くはないが、コンテンツとして非常に価値の高い少数出版物が、入手困難にならないようにするためである。

しかしながら、特に2004年頃に爆発的に普及した「ブログ」等を用いて、コンピュータにあまり詳しくない者でも簡単に情報発信できるようになり、また「オンライン書籍」や「オンデマンド出版」といった、少数出版物をサポートするような技術革新が数多く行われてきた現在、この制度によって書籍の形で希少情報を流通させる必要性はもはや無くなったと断言できる。

従って、むしろ上記マイナス面のみが残っている再販価格維持制度は廃止すべきである。

ソースを開示しないプログラム著作物の権利侵害「みなし」規定

近年、商用のプログラムがソースを開示しているプログラム(オープンソース・非オープンソースを問わない)を盗用する事件が多発している。プログラムの著作物は、その性質上ソース プログラムを公開せずにプログラムの著作物を公開・取引することができるが、その中には他人のプログラムを盗用しているものが少なくない。ソースプログラムが公開されていないと、この盗用を確認するのは極めて困難であるが

、事後になって第三者による分析によって事実が発覚するものが多い。

従って、ソースプログラムを公開していないプログラムの著作物について、ある別のプログラムの著作権者がその著作権を侵害されたと主張する場合、ソースプログラムを公開しない限り、その被告側が著作権を侵害して「いない」旨を自ら立証するよう、挙証責任を転換する旨、著作権法で規定すべきである。

ソースコードには営業秘密が含まれているため公開できない、という場合が稀に存在するが(実際には不正競争防止法の規定する「営業秘密」に該当するようなソースコードはごく稀である)、あるプログラムに本当に営業秘密が含まれているかどうかは、裁判所におけるインカメラの手續で判断することができるため、問題は生じない。創作者側は、ソースコードの一部のみを非開示とすることも当然に可能である。

著作者人格権の消滅に関する明示規定

自らその創作を公有に帰するものとする行為に対して、著作者人格権が放棄できないとしてこれを認めないとする者が少なくない。これは創作者からすれば実に遺憾な議論であり、誰にも利益をもたらさないものである。結果的に、日本には著作物をパブリックドメインで誰でも利用可能にするような人物が極めて少ない、という国際的な評価を下されてしまう。

この問題は、著作者の意思表示があれば、著作者人格権も消滅する、と明示的に法に規定をおくことで解決できる。

防衛特許制度と黙示許諾制度の導入

サブマリン特許と言われる特許権濫用行為の問題は、長らく制度的に対応が遅れており、現在ではサブマリン商標、サブマリン著作権といった問題にも発展してきている。これらは、現在行われているビジネスやイノベーションの法的安定性に対する脅威であり、現代社会において排除すべき害悪である。

まず、第三者によって使用されている技術や創作が自らの知的財産権に抵触するにもかかわらず、権利者が直ちに権利行使しない場合は、サブマリン知的財産権の行使であるとして、これを認めない旨、各法にて規定すべきである。

知情の時点で正当な対価を請求できるにもかかわらず、この時点で対価を請求しない正当な理由としては、1)当該権利者と提携している場合と、2)当該特許権を専ら特許防衛の意思で保有している場合、3)権利使用期間を意図的に伸ばすことによって、当該第三者の意に反する分の使用料も請求するという詐欺行為(=真意を知っていたら利用しなかった)、が考えられるが、1)については、対価を請求しないとしても、その相手に対する明示的な権利不行使の意思表示を行うことができるし、2)は通常明示的になされるものである。3)は詐欺罪の不作为犯であり、何ら保護に値する法益を有していない。

また、権利者がその第三者による特許の実施を認識していた場合、明示的に権利行使しない場合は、相当期間経過後、その特許権は第三者に対して黙示的に許諾されたものとみなす規定を追加する。ただし、特許防衛等の場合、すなわち当該第三者がその特許権者に対して自らの有する特許権を侵害したとして対価を請求してきた場合にまで、この黙示的な許諾を認める必要は無い。

著作権存続確認制度の導入

著作権が自らの死後さらに50年もの間保護されることによって、利益を受ける著作者など居ない。個人主義の浸透した現代において、家族を養う必要があるなどといった制度創設時の議論は時代錯誤と言えよう。

著作権の保護期間を「創作から50年」に変更したとしても、現在行われている創作のインセンティブが損なわれることは全くない。そこで、著作権存続確認制度を導入することが出来る。すなわち、著作者の死後、あるいは創作の後30年超程度の、長期にわたる保護については、権利の存在を明確にするために、関係機関にて適切な手続を行わない限り、著作権を放棄したものと「みなす」規定を導入する

アイデアを実現していない者に「アイデアの保護」を与えない

一部で、意匠法にWebページのデザインを保護する条文を追加しようと主張する向きがあるようであるが、Webページのデザインは非常に容易なものであり、そもそもひとつのデザインのパターンを実現した人物が、そのデザインを開発したということは通常はほとんどあり得ないものである。

| | |
|----|---|
| | <p>デザインのアイデアを実現したわけでもない者が意匠登録出願するというのは、特許の冒認出願にも等しい海賊行為であるし、アイデアの保護はクリアでない権利関係の創設にも繋がり、制度的に好ましくない。</p> <p>保護されるべきデザインとは、具体的な表現に限られるものであろう。そしてそれはまさに著作権法の保護範囲なのであるまた、ビジネス上は不正競争防止法にもとづく混同招来行為や商標権侵害であると認定することが出来るのであるから、さらに追加で意匠権を付与する理由は何ら存在しない。</p> |
| 89 | <p>そもそもこういった形でパブリックコメントを送信させることが、民意の担保になると考えていること自体が問題だと考えたほうがいい。利害関係者は規制を強める / もしくは単に弱めることしか考えていないのだからして、十分に広報されていない意見募集は単なるロビイングの餌食であり、十分に広報された意見募集は単なる衆愚政治以外の何者でもないのではないか。</p> <p>とはいえ、知的財産に関する政策に関しては業界団体の意見に対してカウンターコメントを出さざるを得ないことも確かである。再販による保護は既に今の音楽業界には必要がないように思える。なぜならば、それはミリオンといわれる歪んだマーケティングの産物には必要であるが、広がっている裾野である1万から10万といったレベルのマーケットにはさしたる影響がないからだ。どちらが音楽文化を支えているかは言うまでもない。単一の音楽を愚民が熱に浮かされて買われるようなものが文化であるはずもなく、一人一人の人間が音楽を聴きそして自ら奏でようとするところに音楽が文化の精髓たる所以があるのであり、それには現行の音楽CD再販制度も、JASRACによる独占が許されている著作権政策も全く何の意味も持っていないのである。(もちろん、音楽著作権がなんらかのシステムにより無条件に許諾されるということ自体はきわめて重要である。が、特定団体が自らの存続を権益としてそこに持ち続けることが不健全であることは言うまでもない)</p> |
| 90 | <p>コピーによる知的財産の複製によって今後の著作物の発展さえも犯されつつある現状には、制作者の利益だけでなく、制作するチャンスなども失うこととなります。今後の芸術の発展の為に守られるべきものは確実に守っていかなくてはいけないのが私どもの使命だ考えております。</p> |
| 91 | <p>「知的財産推進計画 2006」の策定に向けた意見</p> |

1.再販売価格維持制度及び新聞・出版業に係る特殊指定は廃止すべきである

独占禁止法第 23 条 4 項に基づく著作物 書籍・雑誌・新聞・レコード盤・音楽用カセットテープ・音楽用 CD 再販売価格維持制度に関して推進計画第 4 章 1(4)で「消費者利益の向上を図る観点から、事業者による書籍・雑誌・音楽用 CD 等における非再販品の発行流通の拡大及び価格設定の多様化に向けた取組を奨励する」と言及されているが、この項目には基本的に賛成する。但し、技術革新による代替手段の確立を始めとするや市場動向の変化を基に近い将来の制度廃止を前提とすることを明示すべきであると考え。

音楽用 CD 等の商業用レコードに関しては著作権法による還流防止措置の施行を機に即時・無条件に制度を廃止すべきであり、本年 2 月のコンテンツ専門調査会報告書においても廃止の方針が明示されたことを受けて「直近の課題」という位置付けで推進計画上に廃止の方針とその時期を明記すべきと考える。なお、文化庁は「還流防止措置と再販制度は無関係」という見解であるが、日本の音楽用 CD は還流防止措置の視野とされているアジア諸国と比較しての場合のみならず欧米先進国とヒットチャート上位曲について比較してもその小売価格が突出して高額であることはよく知られている。また、レコード会社が再販制度を前提にしたビジネスモデルに固執し続けていることが欧米で爆発的な人気を得ている「iTunes Music Store」のような低価格かつ利便性の高い音楽配信サービスの普及が日本において一向に進まない理由の一つになっている現状は本末転倒との謗りを免れないものである。これまで、再販制度により保護されていると考えられて来た民謡などの需要が少ないタイトルについてもインターネットを経由した音楽配信ならば製作から流通に至るまで低コストで実現可能なうえ全国どこでも利用可能であり、もはや音楽の供給手段としては音楽配信が現行の CD 製造・販売に大きく取って代わるものとして確立される可能性は揺るぎ無いと言える。再販制度を維持すべき理由に挙げられる「文化の普及」という観点からは、技術革新により可能になった音楽配信サービスを阻害することの方にこそ問題が有るのは自明であり、少なくとも商業用レコードに関しては「世界唯一」の再販制度を維持する理由は完全に失われたと言うべきである。再販制度を擁護する意見の中には「インフラの未整備」などが挙げられているが、インフラの整備は政治の役割であり「未整備地域の解消」と言う政治の役割を棚上げしての擁護意見が政治家から出されることは極めて遺憾であると言わざるを得ず、猛省を促したい。中山信弘本部員が 2 月 20 日のコンテンツ専門調査会デジタルコンテンツ・ワーキンググループで述べた「レコードの再販につきましては、恐らくそういう制度をとっているのは、世界で日本だけだと思いますし、また、一昨年著作権法改正で、いわゆるレコードの管理防止措置、つまり安いレコードが日本国内に入っていないような措置を取りました。国内的には再販で価格を維持し、国際的な競争もしないという、世界でもまれに見る状態に置かれて

いるわけであります。こういう状態が、果たして日本の文化を守るために必要なのかと、そんなに素晴らしい制度なら、なぜ世界がまねをしないのか。現在、本当に日本のレコード産業は、世界に冠たる産業になっているのか。世界一高いCDを買わされている日本のユーザーは、本当に世界一ハッピーなのか。そういうところから、私は考え直さなければいけないと思います。アメリカよりも産業規模が小さいわが国の音楽産業、それに対してレコード会社はアメリカの何倍もあるという、言わば過当競争の状態にあるわけです。この護送船団方式を維持していくためには、やはり再販制度は必要だろうと思うわけでありますけれども、しかし、再販制度を維持してやっているうちに、実はもう大きく流れが変わってきている。例えば、インターネットを通じた音楽の配信などのように、再販などには全く関係ない世界が出現しつつあります。したがって、再販制度で利益を得て、企業は現在はいいかもしれませんが、これに溺れて合理化をしないと、そのうち大きな崩壊が始まるのではないかと私は考えています。そして、この問題は、決して唐突に起きたのではないわけですし、もう何年も前から公取でさんざん議論しておりますし、独禁法学者あるいは産業構造論の経済学者の間でも、さんざん議論をし尽くしているわけであります。知的財産戦略会議の時代から、再販については直接書いてありませんけれども、競争政策が大事であるということは述べられておりますし、また知財基本法にも、競争法のことは書いてあるわけです。したがって、私は日本の音楽産業の合理化のために、むしろこの議論を始めるのは、遅過ぎるという感じすらするわけです」との見解は全くの至言であり、全面的に賛同する。

他方、活字媒体に関しては現状では商業用レコードのような技術革新による代替的供給手段が確立されているかどうか疑義が残る点は否定し得ず、なお後考に待つべきであるが、出版業界に関しては音楽業界で昭和54年の全国レコード商組合連合会事件を契機に解禁されたポイントカードの発行にすら消極的であるなど運用が極めて硬直的であるばかりか、業界が「再販制度の盟友」と称して止まないドイツやフランスにおいてすら時限再販が採用されている事実すら目を向けず、諸外国にも全く例が無い半永久的に小売価格を拘束する運用は、発売後相当期間を経過したタイトルの需要を逃し裁断処分が総印刷数の4割にもものぼる「文化の墓場」とでも称すべき凄惨な現状を作り出している。この事実は、それまで「別の店に持って行けば売れる可能性が有り、その輸送費用を国民が均等に負担する為の制度」と説明されて来た再販制度の意義がほとんど有名無実化してしまっている現状を考えると「業界の自傷行為」と言わざるを得ない。このような極度に硬直した運用を抜本的に是正することこそが図書館や古書市場、そしてその利用者を「読者は味方・消費者は敵」と視野狭窄極まり無いプロパガンダ的フレーズを並べ立てて弾劾するよりも遥かに業界、ひいては文化の発展に寄与するであろう。最後に付言するならば、定価より割り引いて書籍を販売する行為自体が著作者の名誉や信用を毀損するものではないことは平成13年

8月29日の東京高等裁判所・平成13年(ネ)第147号損害賠償請求控訴事件判決にお
い

ても認定されているところである。

また、上記の観点より新聞等の特殊指定に関してもはや維持すべき理由は皆無
であり、直ちに廃止すべきである。特殊指定及び再販制度の是非と宅配制度が密接不
可分であると言う日本新聞協会の主張はミスリードそのものであり、半世紀以上にわ
たってほとんど変化の見られない前近代的なシステムを引きずり続けている現行の宅
配制度に対する整理・合理化を進め「特殊指定及び再販制度に依存しない新しい宅配
制度」の確立こそ推進すべきであるとする。

そもそも、都市部か過疎地かを問わず過大な景品競争や事実上の値引きである「3
ヶ月間無料」購読契約などが常態化している現状は、自ら「絶対護持」を叫んでいる
はずの再販制度が既に足許から遵守されていないことの証明と言うべきであり、プロ
パガンダ的に発せられ続ける「文化水準の平準化」「知る権利の保障」が建前にしか
過ぎないことの証左であり、このように「既に守られていない」制度を護持しろと言
う新聞業界の主張は全く意味不明であると評せざるを得ない。また「全国同一価格」
を標榜する欺瞞性は同日に発行される東京本社版と西部本社版のページ数に格段の違
いがあるにも関わらず同一価格であるが故に西部本社版の方がページ当たりの単価が
高額である事実を見れば明白である。

以上の理由により、再販制度及び特殊指定の廃止は急務であり、賛成意見を抹殺
し、誹謗中傷する新聞・出版業界の「マスメディア全体主義」的態度を戒める為にも
推進計画において「独占禁止法第23条の廃止を前提にした縮小」を、目標とする時期
と共に明示すべきであるとする。

2. 独占禁止法第21条は直ちに廃止すべきである

公正取引委員会は独占禁止法第21条の適用除外規定により法律の執行を躊躇して
いる事実は無いとの見解であるが、筆者を含む一般国民の多くはこの見解に同意して
いない。さらに付言するならば、仮に独禁法第21条の存在により公正取引委員会が萎
縮していなくとも法を執行される側である企業、ひいては業界の遵法精神欠如に本条
の規定が与えている悪影響は計り知れないほど大きいと言わざるを得ない。その中で
も「コンテンツ産業」と総称される業種に属する企業や団体は本条を「独禁法を遵守
する義務そのものの免除規定」であるかのように解する傍若無人ぶりが顕著であり、
最近の事例で言えば(株)ソニー・コンピュータエンタテインメント事件(平成13年
8月1日審判審決)がその典型例である。なお、本事件審決では被審人側の主張を「知
的財産保護制度の趣旨を逸脱し、あるいは同制度の目的に反するものであることはい
うまでもない」と全面的に斥けており、この一文を引くまでも無く「制度の目的に反

するものであることはいうまでもない」推進計画第4章9(9)-2)ivが昨年の改訂に際して削除されたのは当然の対応であり、これを歓迎する。

要するに「コンテンツ産業」と総称される業種が年々、底無しにエスカレートさせる業界権益拡大要望は「著作権を強化すればそれだけ独禁法の適用範囲が縮小される」と言う表裏一体の関係に基づき、通常ならば独禁法違反とされる行為を堂々と「著作権の行使」と称してやらせると言っているに等しく、到底容認され得るものではない。何より、米国の反トラスト諸法にもEUの競争指令にもこのような執行機関を自縄自縛する規定は存在せず「知的財産権の行使」が主張される行為を含めて積極的に是正措置が執行されているのであり、本条を「独禁法を遵守する義務そのものの免除規定」であるかのような解釈に基づいた不公正取引行為が後を絶たない状況に対する執行力の確保を行うことが絶対に必要である。著作権の多くが任意規定であるのに対して独禁法は強行規定であり、本来ならば日本国内において経済活動を行う全ての者が遵守する義務を負うべき性質の法律であるにも関わらず、一部の業種に従事する者の中で「著作権を保有している」ことを以て法律を遵守する義務を全く免除される特権が与えられるかのように錯覚し、或いはその錯覚を現実にしようとしやりきり業界権益拡大を主張する姿勢が一般国民の多くから輦轡を買っている現実を直視するよう、関係者各位に対して切に望むものである。そして、この悪弊と訣別する為最も効果的な施策は独禁法第21条の廃止において他に存在しないと考える。

なお、今回の意見募集に際しても(社)コンピュータソフトウェア著作権協会を中心に「権利の消尽は絶対悪である」との讒言が提出されることが予想されるが、そのような讒言を再び採用することが無いよう重ねて要求する。2004年5月27日に当時の行政改革担当大臣が行った要求は、最近5年間の岐阜県公報に告示された内容に基づく限り大手ゲームメーカー・タイトーからの政治献金によるものであることは明白である。これは明白に「政治とカネ」にまつわる問題であり一旦、削除された項目を復活させることが「知財立国」の趣旨を「政治とカネ」によって歪曲する暴挙以外の何物でも無いことも指摘するものである。

3. 誰でもアクセス可能なアーカイブ構築を一層、推進すべきである

前年の推進計画改訂に伴い第4章7.「コンテンツのアーカイブ化に関する取組を奨励・支援する」が追記されたところであるが、本項で例示されている漫画・アニメ・映像・放送番組・文化遺産・歴史的公文書に文献及びコンピュータゲームを加えるべきであると考えます。

文献に関しては、現在「青空文庫」「プロジェクト杉田玄白」などの民間主導で行われているプロジェクトが存在するが、政府としてこれらの民間プロジェクトを評価し、支援する立場を明確にすることが求められる。また、コンピュータゲームに関

しては 2004 年に東京都写真美術館で行われた展示会「レベル X」のような事例は存在し、国立国会図書館においても納本の対象とされているところであるが、ハードウェアの生産が既に終了し再生が困難になっている物も少なからず存在する。また、テープメディアやフロッピーディスクなどの時期的記録媒体及び CD-ROM や DVD-ROM などの光学的記録媒体は記録面の損傷・腐蝕により必ずしも長期保存に適していないと言う問題点があり、合法的なエミュレーション技術の開発支援や米国デジタル・ミレニアム著作権法の改正により追加された「再生手段が市場から失われた記録媒体の複製」に対する適用除外規定を著作権法に創設することなどを検討すべきである。

また、既に例示されている物の具体策に関しては東京国立近代美術館フィルムセンター・国立国会図書館近代デジタルライブラリー・NHK アーカイブス等の各々、先行して実施されている事業であれば近代デジタルライブラリーの公開範囲を現在の明治期より大正～昭和 31 年まで著作権保護期間の満了が確認可能な範囲で拡大することや新規に録音物(レコード盤)も公開対象とすること、英国・BBC が膨大な過去の放送資産をインターネット上で公開する計画を進めている事例などを参考にしつつ NHK アーカイブスのインターネット公開を、特に著作権保護期間を満了した昭和 31 年以前の貴重なラジオ番組の録音について積極的に検討することなどを推進計画において新規に追加するよう希望する。

1971 年に米国で「Project Gutenberg」が始まって以来、膨大な量が今日まで残されている過去の文献は最初にデジタル化され、次にネットワーク化の恩恵により今日では誰でも自由にアクセスすることが可能となったが、単に文献がデジタル化されただけであればアーカイブ構築は限定的なものに留まっていたであろう。ネットワーク化により初めて、多くの人々がその恩恵に浴することが可能となったのであり、そのことは同時にベルヌ条約において「著作者の死後、法人の場合は公表後 50 年」を以て著作権保護期間を満了することに大きな文化的意義が存在することを人々に実感させたのである。しかしながら、推進計画では第 2 章 1-5(2)や第 4 章 4.(3) 1)など「欧米では著作者の死後もしくは公表後 70 年が標準であり日本もこれに合わせて全ての著作物について保護期間を延長すべきである」と言う「コンテンツ産業」と総称される業種ないしは米国政府の外圧をそのまま容認するが如き項目が存在している。著作権延長、さらにはこれが遡及適用されるならばそれはあらゆる分野におけるアーカイブ構築に対する最大の障害であり、その観点からこれに反対する。昨年、米国の外圧に屈する形で著作権を延長したオーストラリアで Project Gutenberg of Australia が事実上の活動休止状態に追い込まれた愚を「他山の石」とすることは有っても安易に追随することは厳に慎まなければならない。その理由は次項で詳しく述べる。

また、政府・与党の一部で提案されている国立国会図書館の独立行政法人化には反対する。その理由は、国立国会図書館の納本制度は過去に一度も適用事例が無いとは言え罰則規定が設けられていることから明らかな通り、我が国の出版物をその内

容の善し悪しを問わず収集することによって我が国最大のアーカイブを構築すると共に、その蓄積を立法作業に役立てることを目的としている。独法化を主張する意見は近年の関西館・国際子ども図書館の開館を以て「肥大化」と貶めているが、そのように国会図書館を貶める前に自身が国会図書館を十二分に活用しているのか自省すべきであると考える。

最後に、コンテンツには属さない「産業遺産」について述べる。2000年に成立し、本年4月1日より施行される電気用品安全法(PSE法)の対象とされる品目には、我が国の商工業発展を支えて来た貴重な「産業遺産」と言うべき品々や電子楽器類や映写機・テープレコーダー・ビデオテープレコーダー・レコードプレーヤーなどの録音・録画及び再生機器、ゲーム機器などの我が国における近現代の文化史上、極めて大きな意義を有する品々も含まれており、PSE法の施行に伴い2001年以前に生産されたPSEマークの無いこれらの電気用品が商品価値を失い、散逸の危機に瀕していることに対して一般国民の間で反発が起きている。かかる混乱の一因は、PSE法の改正に至る議論に際して「産業遺産」と言う概念が欠落していたことと無関係ではなく、今回の混乱を教訓として次世代の商工業発展に寄与する「産業遺産の保全と継承」が知的財産戦略の重要な柱であることを政府として認識すると共に、推進計画に明記すべきであると考える。

4.著作権保護期間の延長に断固反対する

米国で争われたいわゆる「ミッキーマウス延命法」訴訟を巡る議論において焦点となったのはミッキーマウスに代表される毎年、膨大な点数が公開される著作物の中でほんの一握りにしか過ぎない長期間にわたり、高い商業的価値を有する著作物を「延命」する為に同時期の人々から忘れ去られた圧倒的多数の著作物が日の目を見る機会を失うと言う問題である。そして、一昨年に他の業種より先駆けて延長を実現させた映画業界を始めとしてこの問題に対して正面から真剣に取り組んでいる業界は全く存在しておらず、こうしている間にも映画会社の倉庫では膨大な量のフィルムが「商業的価値が無い」と言う理由だけで死蔵され続けている。著作権保護期間を満了し、公有となった著作物に誰でもアクセスすることが可能となれば、現代の感性で新しい作品が生み出されるかも知れないのに著作権がごく少数の長期間にわたり高い商業的価値を有する著作物の為だけに延長され続ける限り、その機会は巡って来なくなってしまう。これまでに世界中で「西遊記」や「ドン・キホーテ」から発想を得てどれほど多くの二次創作が行われたことか。呉承恩やセルバンテスの著作権が現在も続いているならそれらは 例えば「ドラゴンボール」なども 全く存在を許されていないであろう。ディズニーとて例外では無くグリム兄弟やアンデルセンの童話を二次創作によりアニメーション化しているし、ミッキーマウスが初登場した映画「蒸気船ウィリ

ー」も当時流行していたバスター・キートン主演の映画「蒸気船ビル」のパロディである。このように、ごく少数の長期間にわたり、高い商業的価値を有する著作物を保有している著作権者（それは法人である場合が多い）を優遇する為だけに著作権保護期間を一律、無条件で延長することの害は後で取り返すことが出来ないほど大きいということを L.Lessig スタンフォード大学教授は著書『FREE CULTURE』（日本語版・翔泳社刊）で述べている。また、日

本国内でも横山久芳・学習院大学助教授が一昨年 5 月に論文「著作権の保護期間延長立法と表現の自由に関する一考察 - アメリカの CTEA 憲法訴訟を素材として -」（学習院大学法学会雑誌 39 巻 2 号）を公表している。2004 年 10 月に文化庁が実施したパブリックコメントでは、音楽業界を中心に 21 団体から著作権及び著作隣接権の延長要望が出されたのに対し一般の賛成意見はほぼ皆無であった。一昨年、映画著作物に関してのみ延長を実施した際の著作権分科会報告書でも全ての分野における延長には否定的な見解が示されていたのだから一般のこうした反応は当然に予想され得ることであるが、それにも関わらず著作権分科会は著作権延長を前提にした議論を強引に進めようとしている。これは「朝令暮改」との批判を避けられないものであるばかりか、延長を要望する業界や文化庁が「国際的傾向」と称している欧米における昨今の動向すら見誤っていると言う点でも全く不当なものと言わざるを得ない。2004 年 7 月 19 日、欧州委員会 (EC) は「COMMISSION STAFF WORKING PAPER on the review of the EC legal framework in the field of copyright and related rights」の 10～11 ページ「2.2.3.1. Duration of related rights」で、商業用レコードの著作隣接権保護期間に関して EU 域内の音楽産業や米国政府からの延長要望を払い除ける形で「現行の“発行後 50 年”以上に延長すべきではない」と答申している。この答申は著作隣接権に関する内容であるが、そこで述べられている理由（「延長すれば、ごく少数のベストセラーによって売り上げを確保する傾向に拍車がかかり、新しい作品の録音や、新たな投資への意欲を減ずることになる」「アメリカを例外として、ほとんどすべての先進国は、著作隣接権の保護期間を 50 年としている」「EU における世論や政治状況は、保護期間の延長を支持していないと思われる。さらに、保護期間の短縮を求める声も存在する」）は、その大半が著作権に対しても当てはまるものである。また、2003 年 1 月のミッキー・マウス延命法合憲判決を受けて日本を含む他国に「死後 70 年・公表後 95 年」への延長を強く迫り、オーストラリアでは民間アーカイブ事業である Project Gutenberg of Australia を事実上の活動停止に追い込んだ米国でも変化が生じ始めている。米国議会図書館著作権局は「Orphan Works (孤児作品)」と題したパブリックコメントを募集し、著作権者、或いは継承者が不在もしくは所在不明となっている作品の取り扱いに関する意見を求めると共に、公聴会を昨年夏までに二度開催している。

存在する著作物の中ではほんの一握りにしか過ぎない長期間にわたり高い商業的

価値を有する著作物の為だけに延長を要望している業界や文化庁、著作権分科会委員の中にこの「Orphan Works」がベルヌ条約に定められた最低限の期間内に在る作品においてすら大量発生している問題に注意を払っている真の意味での「識者」が現れなければ、政策判断の失敗によって大量の「Orphan Works」が人為的に発生することは不可避である。日本国内で発生している「Orphan Works」の一例を挙げると、国立国会図書館近代デジタルライブラリーでは毎年「著作者情報公開調査」を実施しているが平成 16 年度の調査対象であった約 1500 名の内、没年判明は約 3 分の 1 である 532 名、

このうち 480 名は既に死後 50 年を経過し、52 名はまだ著作権保護期間内であることが判明した。さらに、遺族等の権利継承者の所在は約 4% の 60 名しか確認出来なかったということである。仮に著作権保護期間が一律無条件で延長されたら、これらの数値はさらに低くなるのが確実である。

以上の理由により、この「Orphan Works」の問題を解決する有効な手段を確立する目処が全く立たない状況での著作権保護期間延長はアーカイブ構築の阻害要因となるばかりで無く現在ならば不要である文化庁長官裁定を仰ぐ状況を全くその必要性が認められないにも関わらず増加させるなど著作権法の目的である「文化の発展」にとって有害無益であり絶対に認められない。そんなに延長を是とするのであれば、商業的価値を有する著作物だけ登録制にでもすれば良いではないか。ミッキーマウス延命法訴訟において敗訴した E.Eldred はベルヌ条約上の義務である「著作者の死後、もしくは法人による公表後 50 年」を過ぎてなお延長を希望する場合は 1 ドル程度の手数料を課し、50 年に前後する 3 年間この手数料を完納することにより確実に意思表示を行った著作者ないし権利継承者に対してのみ延長を認めると言う方法を提案し、実際に米国下院へこの提案を基にした法案が提出された。翻って、日本でも 2003 年に他の分野に先んじて著作権延長が実施された映画著作物でこの方法を採用し、ベルヌ条約上の義務を超える「プレミアム」の 20 年はこの方式により認めるよう改めることを検討すべきであると考えが、それが現実的でないとしても 1953 年から 1972 年にかけて公開された映画作品・放送番組のうちどの程度が現在もアクセス可能であるか、特に映画作品に関しては映画会社に対して当該期間内のフィルムがどの程度「死蔵」されているかを検証すべきである。その結果、公開後 50 年以上を経た現在でもなお商業的価値を有志続けている作品の収益がフィルムの「死蔵」による保管コストを下回るようであれば、2003 年の著作権延長は立法趣旨に反した運用が為されていると断じざるを得ない。

なお、著作権分科会において延長と並行して審議される予定となっている連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律の廃止には、賛成する。

5. 著作権法に「動画著作物」の定義を新設し、頒布権の名称を「興行配給権」に改めるべきである

現行著作権法における「映画著作物」には頒布権(第26条)・保護期間のプレミアム(第54条)など様々な特権が認められており、それ故に「映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現」されている著作物が新規に登場するたびに「映画著作物」の定義が拡大解釈され続けているという問題が生じている。その一方、現行の「映画著作物」の定義では「物に固定されている」ことも要件とされているが、昨今では技術革新によって「物に固定」されていない「映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現」されている著作物 FLASHムービーなどが登場している。また、映画著作物の権利は第16条によって主に出資者たる法人に帰属することとなっているが「映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現」される著作物は従来のように法人が多額の費用を投じなければ製作不可能と言う訳ではなく年々、技術革新によって少人数ないし個人が低コストでこれを創作するこ

とも可能になっており、その中には個人がインターネット上で公開していた作品がテレビ放映されるケースなども出始めている。こうした現状に現行著作権法第2条3項の「映画著作物」の定義が合致しなくなっているのは明らかである一方、個人に対して現行法の「映画著作物」に与えられている様々な特権を認める形での解釈変更はそれらの特権が与えられた理由と齟齬をきたすものであり、問題が大きい。また、これまで昭和59年9月28日の東京地方裁判所・昭和56年(ワ)第8371号損害賠償請求事件

判決を契機に映画著作物と完全にイコールの存在であるかのように喧伝され続けて来たビデオゲームの場合でも、平成11年3月18日の東京高等裁判所・平成7年(ネ)第3344号著作者人格権侵害差止請求事件控訴審判決において『本件著作物は、いわゆるシミュレーションソフトの分野に属するゲームソフトであり、ユーザーの思考の積重ねに主眼があるものということができ、そのプログラムによって表されるディスプレイ上の映像の流れを楽しむことに主眼をもっているものでない……本件ゲームにおいては、ユーザーがシミュレーションにより思考を練っている間は、静止画の画面構成の前で思考に専念できるよう配慮されている……以上の事実関係からみれば、本件ゲームは、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現されているものとは認められず、本件著作物が、映画ないしこれに類する著作物に該当するということとはできない』と判示されたケースが存在し、この時点で旧来のようなビデオゲーム全般が「映画著作物」と完全にイコールの関係であるかのように喧伝され続けて来た学説は破綻したと言うべきである。また、平成11年の著作権法改正によりこれまで頒布権とセットになっていた上映権が分離されたことで静止画像でも上映権を

主張することが可能になるなど昭和 59 年当時と比較すれば「映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現」されている著作物を拡大解釈させる必要性は乏しくなっている。以上の理由により、現行法の「映画著作物」の定義を拡大解釈するのではなく言語・美術・音楽など他の著作物と同等の「動画著作物」の定義を新設すべきであるとする。当然ながらこの「動画著作物」は少人数ないし個人が低コストでこれを創作することが可能である以上、現行法の「映画著作物」で認められている様々な特権は認めないものとする一方、その保護期間については公表年ではなく個人の死亡年を起算点とすることも言語・美術・音楽など他の著作物との平仄を合わせる。そして「映画著作物」は新設する「動画著作物」のうち「劇場等の施設において公衆に上映するもの」のみにその範囲を限定し、現行法上の様々な特権もこの限定された範囲内において認める。その際、第 26 条の頒布権は後年、平成 14 年 4 月 25 日の最高裁判所第一小法廷判決により決着を見るまで長らく論争の火種となった反省も込めて昭和 45 年当時の立法趣旨により忠実な「興行配給権」と言う表現に改め、恣意的な拡大解釈の余地を無くす必要が有る。

6. 「世界最強」と揶揄されるほどに厳格な同一性保持権を緩和すべきである

2004 年 12 月 16 日の第 9 回本部会合において中山信弘本部員もその必要性を述べている通り、現行著作権法における著作者人格権、特に同一性保持権は最近の相次ぐ厳格に過ぎる司法判断により「世界最強」とまで揶揄されるに至っており、ベルヌ条約において許容されている公開を前提にしない閉鎖領域内での著作物(美術品等の原作品は含まない)の改変や著作者の名誉声望を害しない形での改変までもが、それにより保護される法益が不明であるにも関わらず禁止されると言う諸外国と比べて極めて不合理な状況に陥っている。このままでは表現の自由を脅かす恐れも大きく、ベルヌ条約上の許容範囲まで緩和するよう希望する。

他方、オンラインゲームにおける改変行為は「閉鎖領域」内に該当しないことは言うまでも無く、サービス提供事業者の利益及び信用を毀損する行為であり不正競争防止法の適用も視野に対策を検討すべきであるとする。

7. 著作権法においてフェアユース規定を明文化すべきである

従来、米国著作権法第 107 条(a)項に代表される一般公正使用、いわゆるフェアユース規定は著作権法第 1 条に「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ」と有る条文を根拠に現行法でもフェアユース的解釈を取り得るとするものか、或いは日本がいわゆる「成文法主義」であることから概念そのものを否定するいずれかの学説が提唱されて来たが昨今の裁判例はことごとく後者の説に傾いており、今や「フェアユース」

ース」を持ち出した側が必ず負けると言うような状況に陥っている。しかしながら、著作権法の目的は「文化の発展に寄与」することでありこの目的を達成する為にフェアユース的解釈を採り入れることが必要な場面でも将来にわたっても延々とフェアユース的解釈に基づく法の運用が否定され続けるならば、著作権法はその目的を永遠に達成し得ないということになってしまう。よって、フェアユース規定を明文で定めるべきであると考え。なお、いわゆる「成文法主義」説では現行の第 30～49 条に列挙されている適用除外規定とフェアユース規定は全く相容れないかのように主張されているが、諸外国の立法例を見ても個別の適用除外規定と一般公正使用規定が共存している事例は少なからず存在しており、この主張は当たらない。よって、フェアユース規定を創設する場合でも、現行の第 30～49 条は将来的な整理・統合を視野に入れつつそのまま残存させることが望ましい。但し、第 38 条については「営利・非営利」ないし「金銭の授受の有無」と言った外形的な条件ではなく「学術・教育」「福祉」と言った目的別の適用除外規定にすべきである。

8. 障害者の情報アクセス機会確保・拡大に関する項目を設けるべきである

現行の推進計画には障害者の情報アクセス機会確保ないし拡大に関する言及が存在しないが、障害者基本計画では第 7 章「情報・コミュニケーション」(2)c.「情報提供の充実」で「点字図書、字幕付きビデオ等、視聴覚障害者への情報提供サービスの充実を図るとともに、公共サービスにおいては、点字、録音物等による広報の促進を図る。また、字幕付きビデオ作成に係る著作権の運用改善を図る」とされており、これに対応させると共に一層の拡充を図るべく直ちに「障害者の情報アクセス機会確保・拡大」を追加すべきである。

著作権法が「隠れ欠格条項」的に機能し、障害者の情報アクセス機会が奪われていると言う問題点はかねてから指摘されているが、その確保・拡大に必要な法律や環境の整備は本年 1 月の文化審議会著作権分科会報告書で提言されたにも関わらず、国会への法案提出が見送られたことにより一向に前進する気配が無い。例えば、点字情報に関しては第 37 条で公衆送信権が制限されているが録音に関しては明記されておらず、社会福祉法人日本点字図書館では著作権者に対して個別に録音図書の公衆送信許諾申請を行っている。また、録音図書の作成は第 37 条 3 項により「点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設」においては認められているが、米国著作権法のいわゆる「Chafee 条項」等を参考に、文化庁長官の認可を受けた NPO 法人等にも録音図書の作成を認めるよう改正することが望ましいのではないかと。聴覚障害者向けにビデオへ字幕を添付する作業や要約筆記に関しても同様である。

9. 「青少年保護」目的と称する包括的表現規制を意図した項目は削除すべきである

第4章 I(2)4 ii)及び(4) i)が「青少年の保護」を大義名分に掲げる表現規制を意図したものであるという批判が生じていることに留意すべきである。昨年成立したコンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律は第6条2項の「青少年等に及ぼす影響について十分配慮する」義務規定を理由に一部で「コンテンツ健全化法」と別称されているが、例えば体制批判的な内容を含む作品が公的機関により「青少年に有害な影響を与えている」と喧伝される状況がこの条文によって発生しないと言えるのか。事業者間で自主的に取り組むと言う条件の許でのレーティング及びゾーニングに関しては必ずしも反対するものではないが表現の自由が憲法で保障されている以上、何かしらの描写を法的に禁止することには実在する人の人権侵害防止など表現の自由に優越させるべき根拠が必要であり「青少年の保護」は、その根拠として余りにも曖昧かつ抽象的であると言わざるを得ない。そもそも、この条文の「青少年等に及ぼす影響」は定義が全く不明瞭であり、性表現や暴力表現のみを念頭に置いたものではなく体制批判的な内容を含む作品を公的に排除する意図が疑われるものと言わざるを得ない。よって、この項目は青少年が多様な体験を重ねることにより自身で「考える力」を養う機会を奪うことに繋がる表現規制を意図したものと疑われる現在の文面に問題が無いかどうか、改めて見直すべきである。

また、本項目が根拠にしているとおぼしき環境犯罪誘因説は学界内で明確に否定されていることも併せて付言する。

10. 商業用レコードの還流防止措置は早期に廃止すべきである

推進計画に基づき 2024 年 6 月 3 日に成立した著作権法の一部を改正する法律における商業用レコードの還流防止措置に対して多数の音楽ファン及びアーティスト・評論家ら音楽業界関係者による大規模な反対運動が巻き起こり、衆議院に 33027 名分の反対署名が提出されたのみならず複数の新聞社説でも批判的に取り上げられたところであるが、成立後に文化庁が実施した政令において定める年数のパブリックコメントでも文化庁は大多数の意見を無視する欺瞞的態度を続けている。これとは別に、著作権法改正要望に関して行われたパブリックコメントでは還流防止措置の縮小に関する要望が複数の企業・団体より出され、これに賛成する意見が全 143 項目中の 1～5 位を占めるなど、依然として還流防止措置とその運用に対する不信感は根強く残っているものと言わざるを得ない。法案が国会に提出されるまでに、文化庁による恣意的な反対意見の排除や国際条約による「内外無差別原則」と言う不可避のリスクに対する一般消費者への情報開示が不十分であったばかりか業界及び文化庁が終始ごまかしとリスクの過小評価のみに徹した欺瞞的な姿勢を続けたこと、日本経団連が合意に際して求めた「時限立法」と言う条件を文化庁及び(社)日本レコード協会が反故にし

| | |
|----|--|
| | <p>たこと、著作権分科会において日本レコード協会より提出された三菱総合研究所及び文化科学研究所によるデータが極めて信憑性の疑わしいものであること 特に、三菱総研のデータは分科会で委員に配布された「要約版」とは別の「完全版」が存在することが法案提出後に明らかになっている など、おおよそまともな手続きに則っていないものを法案にしたのであるから一般国民の理解が得られないのは当然である。2004年の推進計画見直しに対するパブリックコメントで還流防止措置に対する反対意見が全体の8割以上を占めたことを受けて「施行後の見直し」が追記されたことは評価するが、三菱総研データの需要予測が達成不可能であると判断された場合や日本国外のレコード会社(日本に現地法人を設置しているレコード会社を含む)が輸入阻害的行動を取っている事実が認められた場合は、日本レコード協会が2004年6月末に新聞各紙で「万一欧米から洋楽CDの輸入が阻害される場合には、還流防止措置の廃止もやむを得ないと考えています」と表明したことを受けて直ちに還流防止措置を廃止すべきである。</p> <p>なお、ソニー・ミュージックエンタテインメントや東芝EMIなど大手レコード会社の一部は既に前述の表明を反故にし、洋楽ベスト盤の輸入禁止申請を行っている事実が有ることもここで併せて指摘する。このような状態が続くのであれば、レコード会社の「公約違反」は明白であり還流防止措置は直ちに廃止すべきである。</p> <p>以上</p> |
| 92 | <p>> 第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組</p> <p>> 1.コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する</p> <p>> 1.業界の近代化・合理化を支援する</p> <p>> (3)弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する</p> <p>> 2005年度も引き続き、消費者利益の向上を図る観点から、事業者による書籍・雑誌</p> <p>> 音楽用CD等における非再販品の発行流通の拡大及び価格設定の多様化に向けた取組を奨励する。(公正取引委員会、文部科学省、経済産業省)</p> <p>とありますが、CDなどの再販だけでなく、新聞・出版も再販制度を撤廃した方が良いかと思われます。彼らにも当然、競争力を持たせるべきです。</p> <p>「業界の近代化・合理化を支援する」というのであれば、依然旧態なままの業界としては、新聞社がトップなのではないでしょうか？WEBも発達してきて、今までの「新聞」という考えを変えなくてはいけない時代になっていても、他業種よりは安穩として新規開拓等をしようとしなさい。このままではゆっくりと潰れていくだけではないでしょうか？彼らに「今」を戦う競争力を身につけさせなければいけないと考えております。</p> |

| | |
|----|--|
| | 押し紙等で迷惑している販売店もありますし、紙資源ももったいない。ご一考よろしくお願いいたします。 |
| 93 | 知的財産である著作権は、本来お金に換えられないものだと思います。お金で買えないものはない、という意見には反対です。 |
| 94 | <p>総論</p> <p>残念ながら、我が国のコンテンツホルダーは、権利保護の強化等の環境整備を行っても、これを適切に活用して「知財立国」を実現する意思も能力も乏しいことが、既に明らかとなっています。「知財立国」の推進役を、既存のコンテンツホルダーからITベンチャーや情熱的な個人へと移行させる方が効果的であるように思います。コンテンツの創作に人的又は物的な資源を投資した者に対し当該コンテンツの活用により生じた利益の一部を還元するシステムはなおも維持しつつ、ITベンチャーや情熱的な個人がコンテンツを活用することをコンテンツホルダーが妨害できない環境作りを行うことこそ、知的財産戦略本部が検討すべきことのように思います。</p> <p>また、近時、知的財産権(特に、著作権)を、コンテンツ等の流通を妨げるために活用する例が目立ちます。知的財産戦略本部におかれましては、そのようなコンテンツ等の流れを目詰まりさせるものを除去することにご尽力頂ければ幸いです。</p> <p>日本の大衆音楽の世界への紹介の推進</p> <p>日本のレコード会社には日本の大衆音楽を世界に流布させる意思も能力も乏しく、その結果、レコード輸入権を創設しても、日本の大衆音楽は、そのレベルの高さにもかかわらず、世界的なヒットにならないまま空しく月日が過ぎていきます。日本のレコード会社は、自社が権利を保有する日本の楽曲を日本国外の人に聴いてもらう努力を十分に行っていないのだから、それは当然すぎる結果だと言えます。知財戦略本部では「世界への発信を強化する」ということを検討課題として掲げていますが、現行法の下でこれを最も簡単にできるはずのレコード会社がこれをしようとしないのでから、「世界への発信を強化する」との政策目標を実現するためには、レコード会社以外の者が日本の大衆音楽を世界に向けて発信できるような環境作りを行うことが有効です。</p> <p>そのためには、ITベンチャーや情熱的な個人が、世界中の人に聴いてもらいたいと思う日本の楽曲をインターネットラジオを通じて世界中に発信できるような環境作りを行うことが簡便です。そのためには、レコード製作者等の許諾を得なくとも行える「放送」「有線放送」の定義を条約上許されるぎりぎりの線まで拡張する等の法的整備を行うことが求められます(そしてそれは、「国際的な著作権制度の調和を推進する」「公共ネットワークを活用したコンテンツ流通を促進する」「コンテンツ流</p> |

通のためのシステム整備を行う」ことに繋がります。)。さらに、インターネットラジオ放送局の支払うべき利用料が、広告・視聴料の有無・価格やアクセス数等から予想される収益から捻出できる範囲内に収まるように、著作権等の管理事業者等への働きかけを行うことが、知的財産戦略本部に求められます。

また、日本語が得意ではない人々が世界中には多いと思われるので、日本の大衆音楽を世界中に紹介するためには、その歌詞を各国語に翻訳してオンライン上で掲載することなどが有益です。しかし、日本のレコード会社はそのような作業を自主的に行ってきませんでした。これでは、高い水準にある日本の大衆音楽に世界中の音楽愛好家が関心を持たないのは無理もありません。

とはいえ、世界中にはたくさんの言語があるのでレコード会社で各国語の翻訳を用意するのは大変なことだと思います。だとすれば、歌詞の翻訳はレコード会社に委ねるのではなく、各国語を得意とするITベンチャーや情熱的な個人等に任せてしまおうのが効率的です。

現在、歌詞の翻訳については、日本音楽著作権協会等の管理の対象からはずれており、個別に歌詞の著作権者を捜し出して許諾を得なければなりません。そのためコストというのは全くの無駄です。各国語への翻訳を含めた利用許諾についての簡便なシステム作りを行うことが急務といえます。

「カラオケ法理」の特に「適法な利用行為への間接的寄与行為の違法化機能」の排除

米国法でも英国法でも、第三者による著作物等の利用行為に間接的に寄与する行為が間接侵害(2次侵害)として違法とされるのは当該利用行為が違法である場合に限定されています。しかし、日本のいわゆる「カラオケ法理」は、第三者による著作物等の利用行為自体は適法な場合であってもこれに間接的に寄与する行為を違法としてしまいます。国際的な著作権制度の調和を推進するという観点からは、第三者による著作物等の適法な利用行為に寄与する行為について、間接寄与者を著作物等の利用者と擬制することによってこれを違法化することは許されないということを法文で明示することが望まれます。

日本国民を特定の情報から疎外するために施される技術的手段について

著作権法の究極の目的は我が国の文化の発展です。したがって、著作権法が我が国の文化の発展を阻害するために活用されるとすれば、それはまさに本末転倒です。しかし、今日、我が国に在住する人々を欧米の文化から隔絶させ、我が国の文化の発展を阻害するために著作権法が活用されています。

例えば、インターネットを利用した音楽配信やDVDソフトなどでは、欧米に在

住していればわずかな対価と引き替えにこれを視聴することができるのに、日本に在住していたのではお金を支払っても視聴ができない場合が少なからずあります(といいますが、欧米諸国での iTunes Music Store でのダウンロード件数が上位にランクされている楽曲の大部分は、日本の iTunes Music Store ではダウンロードできません。)。コンテンツがアナログな媒体で流布されていた時代であれば当該媒体を並行輸入等してしまえばこのような民族差別を乗り越えて我々日本国民も先進的な情報を享受することができたのですが、コンテンツがデジタルな媒体で流布されることが広まると、コンテンツホルダーによる民族差別を乗り越えることが困難となり、我が国の国民だけが他の先進諸国の国民の間で広く享受されている情報から隔離されるという事態が現実的に発生し得ます。

日本政府は、特定の情報を日本国民に対しては享受させないこととしている欧米のコンテンツ事業者等に対して強く働きかけてその是正を求めるとともに、是正に応じないときは、日本国民にそのコンテンツを視聴させないために施されている技術的手段を解除することを合法化するとともに、当該コンテンツについて強制許諾を行うような法律を制定すべきだと考えます。「お金をもらっても日本在住者になど自分たちが権利を保有している楽曲を聴かせたくない」等という権利者のよこしまな意図を法的に保障してあげる必要があるのか大いに疑問です。

コンテンツホルダーに長期的な視野を持たせるための教育や研修を実施する

我が国の著作権等の保有者には、第三者に著作権等を利用させないことが著作権等を保護することだと勘違いしている人がまだまだ多く、そのために折角のIT技術の発展がコンテンツ産業の発展に繋がっていません。例えば、東京のキー局で制作されたテレビ番組が、衛星放送やインターネットを通じて、直接日本中の視聴者に届くようになれば、中央と地方との情報格差も小さくなりますし、東京キー局で制作した番組を転送するだけで距離を得ている系列ローカルテレビ局を中抜きすることができれば、優れた番組を制作したテレビ局やその番組に出演したタレント等の利益にも繋がるし、ローカルテレビ局が生き残りのために独自番組をたくさん作るようになれば、それだけアーティスト等の仕事も増えていきます。

政府として、著作権等の保有者に対し、その著作権等を眠らしておくのではなく、活用することこそが大切なのだ、自分たちで十分な活用が果たせないのであればこれを上手に活用してくれる第三者に委ねるべきなのだということを十分に教育することが必要だと思います。

ファイル交換ソフトについて

ファイル交換ソフト等が著作権侵害行為に用いられることを少なくするためには、ファイル交換ソフト等を頒布または検索用中央サーバ等を運営しても適法となる条件を明確化することが有益である。どこまでの対策を取ったら適法となるのかが明示され、かつ、その基準が構成かつ遵守可能なものであれば、その基準を満たした商品・サービス等が開発され、その結果、ファイル交換ソフト等による著作権侵害行為が、ゼロにはならないとしても、相当程度減少することが期待できます(現状では、その基準が明らかではないので、著作権侵害等に使用される機会を減少させるために相当の投資を行うことを躊躇せざるを得ません。)

取扱商品等の特定または広告のための利用の適法化

オンラインを通じてコンテンツを流通させるためには、コンテンツの一部を試聴ないし試読させることが求められますが、これを実現するためには当該コンテンツの一部を送信可能化することが必要となります。また、オンラインを通じて登録商標付きのコンテンツや商品を販売するには、当該登録商標を当該コンテンツや商品の特定ないし広告のためにウェブサイト上に表示することが必要となります。このような種類のコンテンツ等の利用は当該コンテンツ等の流通を促進し、もって当該コンテンツ等の権利保有者の正当な利益を増大させることこそあれ、低下させることはありません。しかし、一部のコンテンツホルダー等は、コンテンツ等の流通を不当に自己の支配下におきたいがために、このような取扱商品等の特定または広告のために、例えば、オンライン通販事業者等が、取扱い商品等の登録商標をウェブ上に表示したりコンテンツの一部を試聴ないし試読させることの停止を求める例があると聞き及んでいます。

著作権をはじめとする知的財産権は正規商品の市場での流通を阻害することまでも正当化するものでは本来ないので、正規商品をオンライン通販等により流通させるために必要または有益な著作物ないし商標等の利用については、権利侵害とはしない旨の立法が望まれます。

美術館等に収蔵されている美術品等の模写の機会を与える。

芸術的な才能を磨くためには先人の作品をまねることがその近道であることは古今東西共通しています。そのため、欧州の美術館等においては、展示されている作品を入館者がその場で模写することが認められています。日本でも、クリエイターの育成のために、美術館等に収蔵されている美術品等を模写する機会を国民に保障するための施策作りが求められるように思います。

| | |
|----|---|
| | <p>「著作物」の再販価格指定制度について</p> <p>「著作物」に関して例外的に再販価格を指定することが許容されている趣旨は、国民が多様な「著作物」に触れる機会を確保し、多様な「著作物」を市場に流通させることにあります。従って、「著作物」の再販価格指定制度を維持するのであれば、多様な「著作物」が市場に流通するのを阻害する目的で著作権(著作者人格権や、著作隣接権を含む。)を活用することを同時に許すことは相互矛盾であり許されるべきではありません。</p> <p>あるいは、著作物のオンライン配信についての許諾システムが整備されるのであれば、「著作物」の再販価格制度を維持せずとも、市場で流通する「著作物」の多様性を確保できるかもしれません。現在のシステムですら、発行部数の少ない学術書などを購入前に手に取ってみて確かめることができるのはある程度のレベルの大学周辺の書店や大都市に所在する大型店舗しかないのですし、ヒットチャートに上らないようなマイナーなCDについてまで視聴させてくれるレコードショップ等も滅多にないのですから、試聴・試読の機会を提供するための著作物等の利用を合法化した方が、国民が多様な「著作物」に触れる機会を確保し、多様な「著作物」が市場に流通するようになるという目的には合致しているとも言えるように思います。</p> <p>中間搾取者の排除</p> <p>日本のコンテンツ産業に関していえば、クリエイターとエンドユーザーの間に様々な人々が入り込み、その結果、エンドユーザーがコンテンツの対価として支払った金額のごく一部しかクリエイターに届かないのが現状です。知的財産戦略本部におかれましては、どのような中間者が介在しているのかを分析した上で、それらの中間者の介在をなるべく少なくし、エンドユーザーが支払った対価がクリエイターに届くまでの間で失われてしまう割合をなるべく小さくするような方策を考えて頂ければ幸いです。</p> |
| 95 | <p>第4章 1.(3) 弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する」の主旨に賛同し、レコード、音楽用テープ、音楽用CDについては独禁法第23条による再販契約禁止の適用除外指定の廃止を求めます。</p> <p>コンテンツビジネスがグローバル化してきた現状を鑑み、日本国内で国内の出版メーカーが録音媒体に録音された音楽作品を再販契約により不当に高価に販売することを容認するのは、競争が発生せず消費者が价格的に不利益を被るというのみならず、国内で音楽制作活動を行う音楽家にとっても悪影響が及ぼされていると考えます。音</p> |

| | |
|----|---|
| | <p>楽作品に対する正当な評価ではなく一方的にメーカーが決定した価格でのみ楽曲が販売される現状では、不当に高い価格設定に対して消費者が購買意欲を失う結果となり、音楽コンテンツの健全な流通を妨げる結果につながると思われます。また、技術革新により高音質・高圧縮率の音楽フォーマットが流通を広げている中で、出版メーカーが旧来の販売制度を維持するため楽曲のダウンロード販売等に消極的な姿勢を見せていることは、消費者が気軽に楽曲を入手し楽しむという状態からはほど遠いと言わざるを得ません。現実には、海外においてはすでに楽曲のダウンロード販売が広く実施されており、また iTunesMusicStore 等、日本国内の消費者も視野に入れたマーケティングも進んでおります。今後このような状況が続きますと、日本の優秀な人材が国内で音楽活動をするよりもむしろ海外で活動する方がメリットが大きいことを理由として海外に流出するという事象が進むおそれがあると思われます。このような現象は国内音楽産業の健全な育成の観点から考えると全く望ましいものと言えないのではないかと考えられます。</p> <p>また、上述した事象は 2005 年 1 月 1 日から施行されている改正著作権法に定められた「音楽レコードの還流防止措置」については、そもそも健全な競争が行われず一方的に小売価格が決定されていたことに多く起因する内外価格差により、本来消費者が正当な価格で楽曲を入手できる権利を不当に制限したものであり、当該措置により国内音楽産業の健全な育成は著しく阻害されていると考えられるため、あわせて当該措置の撤廃を求めます。</p> <p>なお、書籍、雑誌、新聞についても本来は再販契約禁止の適用除外を廃止すべきと考えますが、雑誌、書籍については、現状、デジタル文書のダウンロード販売等の販売形態が未だ定着していないことから、地域による販売格差を無くす観点での適用除外継続については一定の理解はしておりますが、インターネットを經由した通販等、新業態も浸透してきていることから、適用除外の廃止について積極的に検討していく必要があると考えております。新聞については宅配制度との関係もあるため慎重に行われるべきかと思われますが、再販契約そのものについてはより弾力的な運用に向けて検討を行っていくことが必要ではないかと考えております。</p> |
| 96 | <p>CD の再販制度維持反対に反対します。そして社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC) を問う</p> <p>JASRAC とは、音楽著作物の利用者から使用料を取り、それを著作者へ還元する団体のはずですが、おかしな話しが多いのはどうしてなのでしょう。</p> <p>デタラメの事実認定によって法外な金銭を要求している。</p> |

(広島県のある音楽教室は4年分で8,870万円の請求を脅された)

話し合いの最中であるにもかかわらず一方的に仮処分申請を裁判所に提出し、取りあえずその「法外な金額」を積ませようとする。払えないと店の器材を差し押さえ、営業不能に陥らせる。

カラオケ問題は全業種の7割が何らかの形で支払いを拒否しているのが現状。(しかし、ジャスラックはマスコミを通じて、7割は支払っているので残り3割は悪質であると述べている)

JASRACの算出する著作権料が国際的に見て法外に高い。

「法外な高さ」の一例

(楽器店、レコード店、百貨店、スーパーマーケット等での宣伝のための催物における演奏をする為には)

日本の場合 月間75時間演奏までの使用料は月額68,000円。

年額だと816,000円。

米国西海岸の場合 月間80時間演奏までの使用料は年額100ドル。

為替レートを120円で計算しても年額12,000円。

著作権料の徴収が不公平、そしてその分配方法が不透明である。

JASRACの存在そのものが独禁法違反である。

著作権者の権利を守るという大義名分を隠れ蓑にしている。

JASRACという組織が文化庁、つまり国の役人の天下り組織である。

(前JASRAC理事長・加戸守行氏は文化庁の著作権課課長補佐であった。現理事長の吉田茂氏も文化庁からの天下りである)

多くの無駄と思われる歳出需要(天下り役人の年俸、ヤクザまがいの集金を全国でくりひろげる取り立て人に人件費、数多い裁判費用や腕利き弁護士をたくさん雇う費用など)

以上の事も含め再版制度を考えますが、これがiPodにも課金したがつている団体なのです。

CDの再版制度は時代に逆行する制度であり、音楽業界は輸入権+再版制度という過保護な二重保護に守られている事は事実で、商業用レコードを再版制度の対象にしている国は日本ただ一国である。という事を、日本は考えるべきです。

| | |
|-----------|--|
| <p>97</p> | <p>(1) 過去に作成されたコンテンツに関する権利契約の見直しについて 理由： ・音声や画像の記録が可能になって以降膨大な数のコンテンツが蓄積されているが、その殆どが権利上の理由、商業的理由等の関係で所謂"死蔵"されたままもしくは限られた人間に対してのみにしか公開、閲覧されないと言う現状がある。特に戦前のものや古典芸能に関する記録類は商業的な理由から公開がされない事が多い。所謂レコード音源や映像の記録は万人の目に触れる(多くの人に見てもらふ)事で初めてその価値を持ちうるものである所以これらのコンテンツが多くの人に目につく事が出来るよう障壁となる権利上の見直しを図る必要があると思われます。又、アメリカ等では戦前のコンテンツや文化上の記録に対して公的機関が管理を支援し販売していく等活動が存在します。このような活動を視野に入れる必要もあると思われます</p> <p>(2) 音楽 CD における再販制度の見直し(撤廃)について 理由： 音楽(音声)CD における再販制度適用の目的は主に商業上の利にならないコンテンツを保護する事にあると言うのが業界においての主張でしたが、現状の小売の実情(欲しいコンテンツが地元では手に入らない、地元に行き渡らない等)は本来の目的と大きな乖離があります。又小売業種の保護と言う面も存在しますが、大型店舗やレンタル業の台頭で地元の小売店が廃業を余儀なくされている現状を見るとこれも元の主張と乖離しています。</p> <p>これはつまり現再販制度が正しく機能していないもしくは制度を維持したから保てるわけでは無い事を意味していると考えます。であれば現状の制度を撤廃する事を前提として現状に即した制度のあり方を考える必要があると考えます。</p> <p>以上</p> |
| <p>98</p> | <p>法律娘真紀奈より、知的財産推進計画 2006 に対して、下記の提案を行わせていただきます。</p> <p>提案の原案となっているのは、2004 年 1 月 14 日に独立行政法人経済産業研究所の Web サイトで発表した「著作物の利用を促進するための制度の形とは？」になりますので、あわせて読んでいただければと存じます。(http://www.rieti.go.jp/it/column/column040114.html)</p> <p>コンテンツの種類の拡大への対応</p> <p>コンテンツと著作物は同義のものとして考えられていることが多いようですが、最</p> |

近では著作物の範囲を超える物も多く出てきているように思います。例えば慶應大学の稲蔭正彦教授等が提唱している「コピキタス・コンテンツ」もそうですし、ファービーのように意匠と著作物の狭間にあるものもあります。

このようなコンテンツについては、今後コピキタス環境の発達や、デジタル環境の進展によって、より増えてくる可能性があり、保護のスキームを考えておく必要があるでしょう。

その際に、単純に著作物の種類にこれらを加えるというのには疑問があります。特にコピキタスコンテンツについては、二次的著作の範囲がとて広くとることができる可能性があります(例えば、椅子に座れば音楽を聴けるという概念そのものなど)、またある意味で芸術品というよりも実用品よりであり、死後 50 年という長期間守るべきものではないのではないかと考えられます。

あくまでも保護のスキームを与え、創作者が報われる形をつくりあげるということでまずは十分なのではないかと考えます。

そこで、このようなコンテンツについて、登録を行うことにより、コンテンツのデッドコピーについて防ぐことができるという法律を作ることを提案します。登録を必要とするのは、どのようなコンテンツであるかを特定するためでして、特許のクレームと同じような形で作成することを考えています。具体的な内容としては下記のように提案します。

1. コンテンツの権利は登録と同時に発生する
2. 権利期間は 5 年だが更新を行うことができ、更新を続ける限りにおいて守られる
3. 登録及び更新には費用を必要とする。権利の上に眠るものは保護しない
4. 更新回数の上限は 1～20 回程度で政策的に決定(著作権の保護期間と一致させる
必要性は必ずしも無いと考えられる。登録されるコンテンツの種類毎に変更して
も良いのではないだろうか)
5. 保護の範囲はデッドコピー及び複製といえる範囲(クレームの範囲)
6. 登録の際に窓口を設定し、使用を申し込まれた場合の対応を可能にしておく
7. 条件が合わなかった場合、登録機関の定める一定料金(使用範囲、目的等によって増減)の供託により、使用を可能とすることに、登録者は合意しなければなら

ない

8. 3-step-test を満たす範囲の使用については、無償で許諾するものとする

9. 3-step-test を満たさなくなった場合、原権利者は二次使用者に対して、二次利用

の収益から自らが得られるはずであったはずの利益を得ることが出来る。差し止め

の権利は与えない。利用当初から 3-step-test を満たしていない利用の場合、収益を超えて賠償を得ることが出来る。

10.登録により発生している権利なので、侵害については非親告罪とする

著作物への応用

上記のコピキタスコンテンツ保護のためのスキームは、通常の著作物について適用することも可能であると考えられます。ただし、著作権で保護しつつ、上記スキームにのるといのは、矛盾が発生するため難しく、どちらかの選択制とする必要があるでしょう。

真紀奈は前書きで書いた文章にもあるように、特定の著作物について著作権の権利期間を延長することについては反対ではありません。ただし、全ての著作物について権利期間を延長することについては反対です。著作物の創作を萎縮させる効果の方が大きく、検索範囲を狭める可能性があると考えためです。また、延長して儲けを得られる著作物もごく一部に過ぎません。

そのため、上記のスキームについて、更新回数の上限を増やし、商業的に守りたい著作物についてはこちらのスキームで一緒に守るということも提案したいと思います。著作権の期間を延長するのではなく、延長をしたい著作物については、新しいスキーム下で延長を行って欲しいということです。

また、商用著作物は流通していなくては意味がありません。上記の登録・窓口・供託の各制度は著作物についても適用し、流通を促しつつ守るという方向性が良いのではないかと考えます。

さらに、3-step-test を満たすような利用については、経済的に影響を与えるわけでもないのに、登録著作物については許諾されるべきと考えます。その二次的著作物が経済的に影響を与えるようになった場合は、3-step-test を満たさなくなりますので、その二次的著作物の収益から損失分を得るようにすればよいと考えます。

登録による権利行使と、期間延長への反対

| | |
|----|--|
| | <p>上記でも書いたとおり、現行制度下における著作権期間延長には反対します。ただし登録によって、権利の主張を明らかにしている著作物については、一定の制限を課すことで、長期の間守られても良いのではないかと考えています。それが上記の提案です。</p> <p>なお、登録という制度はすでに著作権法でも存在していますが、これは利用が進んでいませんし、あまり使い勝手が良くありません。</p> <p>今回の提案については、経済的利益を重視する物であり、文化的な価値を保護するというものとは異なる物でもありますから、JASRAC のデータベースのようなものと考えております。もしくは、完全なデータベース業務と考え、国立国会図書館が行うという選択肢もあるでしょう。</p> <p>アメリカの著作権法では、登録が訴訟要件となっていることもあり、ベルヌ条約加盟後の今でもその姿勢が貫かれているということは、著作物を経済的に扱うということについて、登録には一定のメリットがあるのではないかと考えます。</p> <p>商業的に保護したい物については登録で、文化的に守りたい、そこまで経済的にこだわっていないという物については現行の著作権制度で、とわけて考えてみても良いのではないのでしょうか。</p> <p>以上を法律娘真紀奈からの提案と致します。 よろしくお願いいいたします。</p> |
| 99 | <p>総論</p> <p>1. 「著作権保護期間の延長」について</p> <p>「著作権保護期間の延長」は、行うべきではない。これは、本来の著作者の保護による保護には直結せず、著作物の流通業者を保護する効果しか有しない。その上、長すぎる保護期間による著作物および著作物に係る権利者情報の散逸といった事態を招き、かつ、無償利用可能な著作物が減少することによって、知的財産の創造、保護、および活用のサイクルが破壊されると考えられる。わが国に先立って著作権の保護期間を延長した欧州および米国においても、たとえば、欧州においては著作隣接権の延長が明確に否定され、米国では孤児著作物(orphan works)に関する深刻な問題が議論されていることにみられるように、著作権の延長による弊害も認識されつつあると考えられる。また、そもそも、米国の延長論の根拠となった欧州における延長は、欧州共同体加盟国間の法制面での調和を図る際に、最長の保護期間を有する国を基準とせ</p> |

ざるを得なかったという特別な事情があることを忘れてはならない。知的財産戦略本部、事務局とも、欧米におけるそうした現状をきちんと認識し、従来のごとく著作権関係業界の要望のみを汲み入れることなく、より高い視野からの検討を行うように希望する。仮にそうした大所高所からの検討ができないのであれば、知的財産戦略本部も事務局も存在意義がないと言わざるを得ず、行政のスリム化の観点からは、直ちに廃止されるべきである。

2. 音楽 CD 等に係る再販制度の廃止について

デジタルコンテンツワーキンググループの報告書に示される方向性に賛成する。

特に、いわゆる「レコード輸入権」と世界唯一の音楽 CD 等に係る再販制度との相乗効果により、わが国の音楽 CD 等の価格は依然として世界で最も高い水準となっている。知的財産戦略本部および事務局は、「レコード輸入権」導入時にレコード協会等が約束した各種の取り組み(サービス向上、価格引き下げ、海外市場拡大等)が適切に行われているか否か監視するとともに、再販制度が旧態依然たる業界(「金太郎飴書店」に類する個性のないレコード小売商を含む)を温存し、結果として業界全体としての効率を下げ、新たな流通チャネルへの楽曲提供の意欲をそぎ、自らの(およびわが国コンテンツ業界の)競争力を低下させる効果を有するものであることを正しく認識し、必要な改革を引き続き提案すべきである。

3. デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度について

文化庁においては、デジタル化時代に対応した権利制限規定の検討が行われたところであるが、携帯電話の保守の際の著作物の複製の取り扱いについて提言したのみで、ネットワーク上でのキャッシングや検索エンジンによる情報の複製といった、現在のネット社会を支えるインフラの存立を脅かす法政上の重要問題については問題の先送りの方針を示している。こうした問題の少なくとも一部について、欧米では既に前世紀から対応しているにもかかわらず、わが国においては未だに法制面での不確実性が存在する事実は驚きですらある。こうした問題は喫緊の課題であるから、可及的速やかに解決し、レトリックではなく真の意味で世界最高水準の著作権法であることが可能となるような法整備が必要であると考ええる。

4. 政策の不断の見直しと責任ある政策の遂行について

欧州では、1996年、創作性を有しないデータベースの法的保護を図ったところであるが、昨年12月に公表された評価報告書によれば、こうした保護による経済的効果が認められなかった事実が示されている。知的財産戦略本部および事務局においても、自らのこれまでの政策を絶えず検証するとともに、特に、当初からその内容や効果に疑問が示されていたにもかかわらず強行した政策(「レコード輸入権」はその代表

| | |
|-----|---|
| | <p>である)については、その評価の結果如何によっては、速やかに必要な見直しを行うとともに、さらなる政策上の失敗を犯さないためにも、こうした政策を推進した関係者に対して、たとえ当該関係者が例えば事務局から他省庁に異動した後であっても説明責任を求める等により、問題の原因を明らかにする体制を構築すべきである。</p> |
| 100 | <p>フェアユースについての柔軟な対応。</p> <p>例えば、歌詞の一部をブログで引用したらいきなり JASRAC に警告される、というような極端な状況がしばしば見受けられます。また、ドラえもんやアンパンマンなど、もはや存在が一般常識になっているような名作の引用についても、発見次第即削除要求というケースがよくみられます。これらはあまりにも権利の濫用ではないかと考えます。JASRAC のような独占的団体の是非はさておき、著作権の厳密な適用を常に要求するということが文化の振興に役にたつとは思えません。</p> |
| 101 | <p>著作隣接権のワンストップ許諾機構の設立を望みます。</p> <p>著作権については、JASRAC をはじめ 4 つの著作権等管理事業者が信託ないし委託を受けていますので、音楽配信への使用も、包括で許諾を得、使用料をきちんと支払いさえすればよい、というかたちになっておりますが、著作隣接権については、そのような仕組みがないため個々の権利者といちいち交渉の必要があり、権利者も許諾権を行使して、なかなかすんなりと使用することができません。またものすごい数の権利者が存在するため、その交渉業務にも膨大な手間隙がかかってしまいます。</p> <p>著作権等管理事業者が許諾するサービスなのに、著作隣接権者の思わくのために配信ができないというのは変だと思えます。</p> <p>しかも音楽配信は「販売行為」であり、配信サイトは「店」です。売上を上げるという行為はなんら著作隣接権者にとって不利益なものではない。ところが彼らは、この店には商品を置かない、ということを平気でやっています。</p> <p>これがアーティストの意向を受けてというならまだ解らないこともないのですが、アーティストもその事務所も OK なのにレコード会社が許諾しない、ということが往々にしてあります。</p> <p>ですから、著作隣接権についても、著作権と同様に、管理事業者を置き、一定基準以上のサービスであれば、包括許諾を行い、使用料を支払えば自由に配信できるように、ぜひぜひしてほしいです。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>よろしく願いいたします。</p> |
| 102 | <p>小泉首相の推し進めている放送と通信の垣根を取り払うための取組みには大賛成です。ユーザーの立場でいうと放送も通信も、いちいち考えてはいません。いかにユーザービリティがあるかないかです。</p> <p>音楽に関してもパッケージからノン・パッケージへとユーザービリティがある方向に進んでいます。</p> <p>CD等、お店に足を運ばなくても、あるいは時間に拘束されなくても自宅のパソコンや携帯に音楽がダウンロードされるサービスが受け入れられつつあります。今後もそれらのシェアは増えていきますしデジタル時代には止められない流れです。</p> <p>ただ一方で、ファン心理としては好きなアーティストに対する物としての所有欲が健康的に存在します。ファン心理は身近に持っていたいとか、ライブに行っていて一緒に感動したいとか。よってメディアの割合はともかくパッケージ商品がなくなることはありません。</p> <p>再販の問題は時代に逆行するという指摘もありますが、これから数年の間に少数派になってしまうかもしれないパッケージの文化に対して、その関係するアーティストからレコード会社、そして店頭でお客様にパッケージを販売するレコードショップまでの非常に重要な制度です。日本のアニメは世界に通用する文化のひとつになりました。アニメ関連CDにも影響が出てきます。</p> <p>再販制度の擁護の立場で意見を述べさせて頂きました。</p> <p>宜しく願い致します。</p> |
| 103 | <p>コンテンツのアーカイブ化に関する取組を奨励・支援する</p> <p>(1) コンテンツのアーカイブ化を促進する</p> <p>日本の漫画やアニメ等の貴重な資料、写真の散逸を防ぐとともに、海外からの視察者等への一元的な情報提供の場を確保する観点から、2005年度も引き続き、漫画やアニメ関係資料、写真の収集保存について、地域や民間等における取組に積極的に協力するとともに、それらの取組を奨励する。</p> <p>とありますが、お題目だけでなく、ぜひ具体的にやっていただきたいと思います。</p> <p>漫画等の資料は、これまで保存しておくべきものという意識がなかったため、研究をしようにも物そのものがどこにもない、あるいは現物にあたるのが非常に困難な状態にあります。</p> <p>おそらくもっとも意識的に資料の収集保存をやってきた「現代マンガ図書館」は個人の財産と努力によって支えられて来ましたが、すでにその維持は個人の力を超えるものになってきています。</p> <p>しかし、その維持に対して協力を訴えても、大学図書館、あるいは自治体などからも思うような協力が得られないような状態です。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>このような基本的なことさえちゃんとできなくて、なにがコンテンツ振興なんだろうと思います。新しい賞をつくるとかそうしたことよりも、それを下支えする基本的なアーカイブの整備に、ぜひとも力を注いでいただきたいものです。</p> |
| 104 | <p>JASRAC 等の権利者管理団体の収入、支出は全て公開することを義務づける。権利者管理団体への天下りを禁止する。 品質保証を義務づけ守れないときには保護手段を使用できないようにする。</p> <p>以上の事を義務づけ、国民のためにいやでも品質の向上、価格の低下をさせるようにするべきである。</p> |
| 105 | <p>JASRAC や Riaj の組織票ばかりを信じるお役所など信用できません。知的財産推進計画 2006 なんてどうせやる気がないんだろうからやめちまえ。</p> |
| 106 | <p>今、日本のデフレ現象が知的財産に対しても及びつつある現状を懸念しております。</p> <p>例えば音楽・映画等は大きな初期投資が必要となり、その回収を様々な手段において行っていると思います。知的財産を守る意味では、権利の不正利用と同時に、その製作(制作)の質を保ち、促進することが重要と思われれます。様々な生産物の金額を物価の低下とともに捉えることは、質の低下につながるとも言え換えられます。</p> <p>映画、書籍、音楽などを競争にさらすメリット・デメリットを十分に検討する必要を鑑み、判断されることを切望いたします。</p> |
| 107 | <p>輸入権では洋楽は対象外だと聞いていたが、また今日も洋楽(The Great Jazz Trio)の差し止めが税関を通ったらしい。</p> <p>約束を破って洋楽を止めようとするメーカーもひどいが、税関もそれを通してしまふのでは意味がない。</p> |
| 108 | <p>音楽もビンテージ楽器も同じように、後世へ語り継がれていく我々人間の財産です。</p> <p>より良い音楽を聴く為に、音楽を生み出している方々の権利は永久に絶ってはならないはずでず。</p> <p>音楽を作り出すことに夢がなくなると、いい音楽は後世生まれてこないのではないのでしょうか。</p> |
| 109 | <p>「知的財産推進計画 2006」に対する私の要望は三項目あります。</p> <p>知的財産推進のためには、特にエンターテイメント分野においては個々のクリエイ</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>ターに利益が還元されることが重要です。契約などの業界構造の適切な改革を目指していただきたく思います。</p> <p>著作権の運用については、著作権第一条にある「著作物等の文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」という著作権の意義を大切に、経済的利益だけを追求するのではない計画を立てていただきたく思います。</p> <p>また、前年度の「知的財産推進計画2005」における、</p> <ul style="list-style-type: none"> > 「第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組」 > . コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する > 4. コンテンツ流通大国に向けた改革を進める > (2) 新しいビジネスモデルと技術を開発する > 4) コンテンツを安心して利用するためのシステムの開発・普及を行う >) インターネット上において違法・有害な情報が増大し、(以下略) <p>及び</p> <ul style="list-style-type: none"> > (4) 青少年の健全育成への自主的な取組を奨励・支援する <p>の項目はどちらも基本的に治安についてのものであって、「知的財産推進」とは関係がないように思います。さらにこれらの項目には、基本的人権に含まれる「表現の自由」を侵害する検閲などの行為を招きうる記述も含まれています。したがって論じるならばそもそも別の場であるべきで、その上で慎重な議論をすべき事項です。今年度の計画からは除外していただくようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> |
| 110 | <p>「知的財産推進計画 2006」の策定に向けた意見</p> <p>知的財産推進計画 2006 に盛り込むべき政策事項</p> <p>1.知的財産に関する教育及び普及・啓発の内容・方法の見直し</p> <p>現在、コピーワンスの見直し作業中と報じられている、地上デジタル放送推進に関する検討委員会の議事録を公開すべきである。</p> <p>会議は、原則公開と言いつつ、肝心の検討内容の議事録が開示されておらず、 http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/chijo-digital.html この程度の情報公開で、国民全体を巻き込む計画を説得しようというのは、PSE 法の猶予期限</p> |

切れに伴うドタバタ劇を見ても、無謀と言わざるを得ない。
また、(社)私的録画補償金管理協会(SARVH)による雑誌掲載広告のように、
内容の正確性が疑わしい啓発活動も行われている。
少なくとも公共性のある広告内容は Web で公開し、環視による監視が行えるようにすべきである。

具体的には、雑誌「ASAHI パソコン」2006 1・1/1・15 合併号の 53 ページに掲載された、「サブマン」広告がよい例である。

以下、

「広告掲載内容」(疑問点)とする

「劣化しないデジタル映像」(媒体の劣化及び、家庭用録画機での録画時の不可逆圧縮は劣化ではないのか。)

「個人的に録画したものを、何本も複製したり、(中略)著作権侵害になります。」

(著作権法に、私的録音録画の本数の規定は無かったはず。)

「著作権が散々に侵害され映像製作者たちのパワーも壊滅状態」(製作者=セルソフトで商売している者では無かるう。アマチュアは?)

「私的録画補償金ビーム炸裂だ！映像製作者たちの著作権保護もユーザーが映像を楽しむことも守られてメダシメダシ！」

(補償金の金額は違法販売者の数とは無関係。また、補償金の分配経路は限られている。

さらには、ユーザーが補償金を払うことと録画できるかどうかは無関係。デジタル放送は、DVD-Video モードでは一切録画不可がよい例)

「日本の映像文化の未来は一気に明るくなるのだ！！」

(過去の販売利益により、現在の商慣行を作り上げた社には補償金は確かに貢献しよう。だが、iPod への課金を単純に最大録音可能時間で判断し、補償金課金を望む主張など見るに、iPod がセルソフトからの聴取手段の変更に過ぎないことを理解しておらず、そのような社に支えられた制度が未来を明るくする様には思えない。)

この様に、内容に多々疑問のある広告が、補償金の一部を用いて行われ、さらには、事後検証がされていない状況は、問題があろう。

2.再販売価格維持制度の廃止及び新聞・出版業に係る特殊指定の廃止

再販売価格制度を絶対防衛圏として 護持を主張する、業界団体はあまたあるが、その代表例が、以下の日本レコード協会の主張である。

http://www.riaj.or.jp/all_info/saihan/index.html

この主張によれば、再販制度により、
「商品の選択の幅を確保し、全国どの地域でも平等かつ手近にその文化を享受できることが、
消費者にとって最大の利益と考えられた」とされ、

「再販制度によって、多種多様なレコードや出版物が、
全国同一価格で、安定的に消費者のもとに供給」されていると主張している。

しかしながら、これら主張は既に市場実態から、かけ離れていると判断せざるを得ない。

まず、商品の入手性の点では、通信販売、特にインターネット通販の普及により、前提となる入手難が現存しない。

同時に、実店舗は売れ筋に商品を絞る傾向が年々強まっており、そもそも、数が出ない CD 等を実店舗で入手することが難しい状態が、安定供給名目の再販価格制度化で、既に進行している様を体験している。

具体的には、ここ数年レコード店の移転が身近でも相次いでいるが、移転後の店舗にて、動物を扱った DVD や、次世代オーディオソフト (SACD, DVD-Audio)、アニメ関連 CD 類といった、数が出ないであろうソフト類の扱い縮小を繰り返し経験している。

結局のところ、各販売店の販売方針の方が品揃えに影響を及ぼしているのであり、再販制度は、その護持論者が主張するような買い手にとっての利点を、既に失っている。

にもかかわらず、ソフト購入者は価格固定という負担の方は、払い続ける形となっている。
再販制度の対象ではない、ビデオ DVD ソフトの実店舗における取扱状況が、音楽 CD と大差無い現状からみて、特定商品だけに再販価格を設定する意味は、購入者側からすれば、既に失われている。

以上述べた事情は、そのまま出版物にも当てはまる。

よって、再販売価格維持制度の廃止及び新聞・出版業に係る特殊指定の廃止を望むものである。

3.著作権保護期間の単なる延長反対

替わりに著作権法におけるフェアユース規定の明文化が必要

昨年も、アメリカ政府が日本政府に規制改革要望書を提出している。

<http://japan.usembassy.gov/j/p/tpj-20051207-77.html>

その中でアメリカ政府は、II.情報技術(IT) B. 知的財産権保護の強化において、

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/pdfs/4_houkoku_j.pdf

(8 ページ以下)

「米国政府は、音声録音を含むすべての著作物について保護期間を延長することが世界的な傾向である」として、著作権保護期間延長を真っ先に要望している。

しかしながら、映画監督が、実は貧しい無名時代に過去の映画を大量に見て映像表現の糧としている例や、日本独自の知財とされるアニメ作品の作家が、既存作品の再利用に寛容な「同人」と呼ばれるアマチュア市場を母体にして生まれている例もある。

規定の著作権保護期間を単に延長するだけでは、延長された保護期間から訴訟等を通じて、実質的な利益を大きく得られるのは、既に買い手の付く評価の定まった作品と、訴訟が頻繁にできる資金を持つ、映画会社やレコード会社らに限られることになる。

その結果、映画を低廉に見ることのできる私的録画手段が制限されたり、(他人に映像作品を見て欲しいと薦めたくとも、中身を見てもらうには、その都度セルソフトの購入が強いられる。)「同人」のように既存作品からの二次創作がみられれば即、盗作として訴えられていくような状況となるのでは、過去の作品にインスパイアされて、将来の創作者が新たに各自の表現を確立していく過程の貧富が、無名時代の創作者の経済状態により強く左右されることとなるだろう。これでは、むしろ新たな人材が素養を高める機会を奪うことになりかねない。

単に既存の著作権制度を延長するだけでは、既得権者の保護強化にはなれども、知財の価値を最大限に発揮されるために必要な環境の整備に至らないことが分かる。

一方で、アメリカ国内には「フェアユース」と呼ばれる、著作権侵害訴訟において、既存の著作権の主張が、新たな創作活動を阻害しかねない場合に、一定の条件を満たせば、許諾や支払い無しに、既存著作物の利用を継続できる法の解釈がある。

しかしながら、「フェアユース」条項の日本国内における実現は、アメリカ政府からは要望されていない。

知的財産政策として推進される重点項目に、特許法における「米国の先願主義移行を働きかける」などとあるが、これは、既に手にした自らの利をアメリカ政府が捨てるとは考えにくい以上、実現性に乏しいと判断する。

むしろ、アメリカ国内の、自国にとっても活用価値のあるフェアユース制度を日本側が取り込み、新規の知財創出を狙う方が現実的である。

すなわち、著作権保護期間の単なる延長には反対しつつ、代わりに著作権法におけるフェアユース規定の明文化を行うべきである。

本末転倒な、偽「改革」知的財産施策となることが無いよう、強く望む。

4.地上デジタル放送推進のため、コピーワンス運用の方針転換が必要

(地上デジタル放送推進に関する検討委員会の議事録の公開)

(次世代 DVD ソフト、2014 年以降、アナログ出力禁止措置の変更)

本当に、2011 年時点での現行アナログ放送廃止を狙うのであれば、積極的に機器を買い換えてまで移行したいと思うだけの、具体的な魅力が視聴者側にとって必要である。

この点、コピーワンスというコピー制御方針は、視聴者側から見て、明らかにデメリットが目立つ。ビクター製 DVD レコーダーで録画した媒体を、ビクター製 DVD プレーヤー(最新型 XV-EXA10 のみ対応)で再生すらできないコピーワンスというコピー制御方針が、ユーザーが手軽に豊富なコンテンツを楽しむ上で、障害になっていることは明らかである。

不利益を甘受すべきは、実際に違法なソフト売買に手を染めた者だけで十分である。

流出元特定に繋がる情報をデジタル放送受信時に映像の非表示部にでも埋め込んでおけば、そこから作成された無許諾販売ソフトを入手するだけで、その販売者の違法行為の立証が可能であろう。

一律全面的な、複製数の管理により、視聴者を皆、犯罪者扱いする現状の運用方針では、到底、視聴者側の購入意欲は高まらず、実際のアナログ停波ぎりぎりまで、アナログ放送の録画を続けようとする、デジタル放送受信機器不買現象を変えることなど出来ないであろう。

現に、JEITA の統計によれば、テレビの出荷台数はここ数年、全体としては 900 万台前後で横ばいであり

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/joho_bukai/pdf/060214_1_05.pdf
(2 ページグラフ 1)、

DVD レコーダーにおいても、出荷台数が既に頭打ちとなっている。

これでは、既存の 1 億台ともいわれるアナログテレビ受像環境の、あと 5 年での置き換えなど夢物語である。

(地上デジタル放送現行計画「すでに破綻」の決定的な理由 10)

<http://www.aa.alpha-net.ne.jp/mamos/digital/hatan.html>

よって、少なくとも、この制御方針の転換が必要である。

具体的には、複製世代の一律禁止から、流出時の流出元特定へと方針を転換すべきであろう。

また、少なくとも、DVD-R へのビデオモードでのデジタル放送録画を認めて、既存セル DVD ソフトと同程度のコピーガード適用とし、既存 DVD 再生環境でのデジタル放送の再生を可能とすべきであろう。

さらには、2011 年アナログ放送終了は、れっきとした予告だと宣告して、テレビ受像機を買い換えさせた後にも、再度テレビ買い替えを強いかねない問題が発生している。

次世代 DVD 機器からの、著作権保護方式「AACCS」による D 端子のアナログ出力禁止決定問題である。この決定には、アメリカ国内映画会社の意向が反映されていると考えられる。

次世代 DVD からアナログ映像出力が AACCS により禁止される 2014 年は、来年 2006 年+TV の部品保有の目処である 8 年を足した値と一応、考えられる。(この 8 年という数字は、かつての通産省の指導によるとされる。)

しかしながら、現時点でも各社の自称「ハイビジョン TV」ラインナップや店頭には、デジタル映像入力の無い機種が相当数存在している。

また、現時点までの HDMI 端子搭載機でも、次世代 DVD 接続可を謳っている訳ではない。暗号化や相互認証対応のため、最低でも TV 側のソフトウェア更新が必要と考えられるが、メーカーがどこまで旧機種に面倒を見るのか、不透明である。

2014 年以降、次世代 DVD からアナログ出力はダウンコンバートでも禁止となると、少なくとも、年末や来年に廉価な HDMI 端子非搭載ハイビジョンテレビを買った者は、2014 年でもテレビの修理は出来るが、映像を映すという性能が一部維持できなくなることを意味する。

これまた、PSE 法猶予期限切れの比ではない、問題を生じさせる恐れが高いと言わざるを得ない。少なくとも、画質を落としてのアナログ出力くらいは認めるべきである。

5. 商業用レコードの還流防止措置の早期廃止

商業用音楽ソフトでは著作権法 113 条 5 項を根拠に、正規のライセンス手続きを経た正規版ソフトであっても、著作隣接権者の指定次第で、税関における差し止め作業の対象に加えられて

| | |
|-----|---|
| | <p>いる。</p> <p>日本国内において、音楽 CD は再販制度により売る側が価格を任意に定めることができる。その一方で、国会審議においても、著作権法 113 条 5 項の、「著作権者又は著作隣接権者の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる」場合が、いかなる状態(正規ライセンス音楽ソフトの内外価格差がどの程度になった場合、経営にどの程度影響が出るのか)であるか、権利要求したレコード会社側からの説明は説得力を欠いていた。</p> <p>このような、いわば「権利の上乗せ」実現のために、限られた税関調査能力を使っていることは、他方で明らかな権利侵害である模造品・海賊品の流入が続いている状況では、再考すべきである。</p> <p>現実の税関調査能力が限られている以上、少なくとも輸入差止め申立てに係る対象レコードリストへの登録数に上限を設けるなどして、税関手続きは、より権利侵害が明白な模造品・海賊品対策に専念させるべきである。</p> <p>さらに言えば、レコード会社の「輸入差止申立」では、違法の疑いが濃い、対象リストからの無断削除などが実行されているのが実態である。</p> <p>http://tontonsblog.seesaa.net/category/116028.html http://himagine9.cocolog-nifty.com/watchdogs/2005/10/post_a5d8.html</p> <p>このような、濫用しないと当時のレコード協会会長も発言して得たはずの輸入権が、実際にはレコード会社により、自ら杜撰に運用されている現状を考え合わせれば、商業用レコードの還流防止措置の早期廃止を行うほか無いと考える次第である。</p> |
| 111 | <p>知的財産推進計画 2005 の「<成果>」 「4. コンテンツビジネスの飛躍的拡大」 「(4) 業界の近代化・合理化」 「12) 音楽レコードの還流防止措置」について。</p> <p>音楽レコードの還流防止措置に関しては、その運用が極めていいかげんな状況です。RIAJ が自身で決めたガイドラインからの逸脱も多くあり、本来対象となるべきでない洋楽 CD に関しても還流防止対象としてリストアップされるなど、正常な運用ができていないようです。</p> <p>また、本来、海外市場において、国内音楽 CD の正規ライセンス版をたくさん売るための法改正であるにもかかわらず、はたして現状でどのように販売数が増大し、利益が生じているのか、効果に疑問を感じます。導入時には、この法改正を希望した RIAJ が国内 CD の価格低下等の約束をしているにもかかわらず、それも実感できません。レコード業界や文化庁から騙されたような気持ちがしています。</p> <p>知的財産推進計画 2006 では、音楽レコード還流防止措置は早急に見直しを行い、</p> |

| | |
|------------|---|
| | <p>廃止の検討をお願いしたいと思います。</p> |
| <p>112</p> | <p>邦楽レコード還流防止措置について意見を申し述べたい。</p> <p>ここで言う還流防止措置とは、2004年の著作権法改正によって設けられた通称「レコード輸入権」を指す(第113条第5項関係)。</p> <p>日本レコード協会で公表されている、輸入差止申立てされるレコードのリストには発売国や発売日のデータには実に多くの不備が見られる。品番の変更、発売日の引き延ばしは日常茶飯事であるのみならず、リストからの事前告知なしでの削除、受理後の品番変更、国内で洋楽として自ら分類・販売しているものまで申し立てしているなど、あまりにも目に余るのではないだろうか。</p> <p>現実に、法律施行後1年経過した時点で、本来要件を充足していないものが申立てられ後に撤回される(下記 URL 参照)など、混乱を極めている。</p> <p>http://www.riaj.or.jp/all_info/return/pdf/ris_kanryu060130.pdf 本来要件を充足していないにもかかわらず当該レコードリストに記載されていた例。</p> <p>これらの中でももっとも悪質だと思われるのが、「自ら洋楽と分類・販売している盤を邦楽還流防止措置を流用して輸入制限している」点だろう。</p> <p>自由貿易の原則に例外を設け、著作権法の「見なし侵害」という曖昧な適用を駆使してまでの強引な措置は多くの反発・議論を呼んだ訳であるが、知的財産推進計画に照らしてみれば、「日本初のコンテンツを広く世界へ広める」という目的には沿っていたと言えなくもない。しかしあくまでもこれは「日本文化をアジアへ、そして世界へ」という大目的にかなう限りの特別措置であったはずである。</p> <p>日本レコード協会のホームページを見ても、この法改正の趣旨は下記のように説明されている。</p> <p>以下引用 http://www.riaj.or.jp/all_info/return/index.html -----</p> <p>この改正法は、近年、台湾、中国、韓国及び香港等の地域における日本音楽に対する需要の高まりを受け、レコード会社各社がアジア地域のレコード会社に対し積極的に原盤のライセンスをするにあたり、当該地域の物価水準に応じて製造、販売されるライセンスレコードが日</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>本国内に還流し、国内で販売されている同一のレコードの販売を阻害することによって著作権者及び著作隣接権者が経済的な不利益を受けることを防止し、我が国音楽文化の海外への積極的な普及促進を図ることを立法趣旨とするものです。</p> <p>-----</p> <p>しかるに、現実の法運用においてはこの趣旨に反する行為が行われているのである。</p> <p>それは、下記3タイトルの申し立ておよび受理である。</p> <p>Lady Kim 「エヴリシング・マスト・チェンジ」(受理済み) Clementine 「made in france(CCCD)」(受理済み) GRADY TATE「オール・ラヴ」(申し立て中)</p> <p>これらはみな、発売元レコード会社が洋楽と分類して販売しているタイトルである。 。なぜこのようなものが申し立てされ、またこともあろうに受理されているのか。立法趣旨を無視した行為に対して、なぜ監督省庁である文化庁は放置したままなのか。</p> <p>こうした状況を見る限り、政府の「知的財産推進計画」とはお題目だけであり、実際には特定業界・企業保護処置なのではないかと思えてくるのである。これでは推進計画そのものの正当性を失ってしまうだろう。</p> <p>今後の推進計画作成にあたり、近年の実施状況を評価する作業が必要と思われる。 その際には必ず、過去に一般人から5万を超える署名を集めるほどに問題視された「還流防止措置」について、その運用状況および効果を冷静に精査していただきたい。</p> |
| 113 | <p>【知的財産戦略の観点から 国立国会図書館の独立行政法人化に反対する】</p> <p>本年 2月10日に、自由民主党の行政改革推進本部から“国会改革”の一環として国立国会図書館の独立行政法人化(および「調査及び立法考査局」の実質解体)が提言されたところである。しかしながら、これは単なる公務員減らしであって数あわせのためだけに標的にされた感が強い(図書館に対する自民党の理解不足も窺われるというものだ)。</p> <p>http://www.jimin.jp/jimin/gyo/katsudou/h18/180210.pdf</p> <p>ここでは、知的財産戦略の観点から国立国会図書館について考察してみる。</p> |

知的財産推進計画 2005 の項目で言えば、第4章「コンテンツをいかした文化創造国家への取組」 「1. コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する」 「7. コンテンツのアーカイブ化に関する取組を奨励・支援する」に大きく重なるところである。国立国会図書館における現状としては出版物(国会の会議録や行政の発行物も含む)が主に扱われているが、既に音楽レコード・ビデオ等といったものにまで資料収集対象が広がっているところである。そして今後は「デジタル情報」の範囲にまで広がるのが予想され、特に電子書籍から音声・映像であったりウェブサイトの“収集”を行なうことが今後期待される。

日本における 知 のアーカイブは公立図書館・都道府県立図書館・国立国会図書館のネットワークによって構築されている(他にも大学図書館・学校図書館・専門図書館等が考えられるが、ここでは国・地方自治体と国民・住民との関係性において運営されているものを述べるので別論とする)。特に国立国会図書館は納本制度を有した日本唯一の図書館であり、日本の図書館ネットワークにとっては「最後の砦」とも言える重要な位置づけにある。近年、財政状況の悪化から公立図書館・都道府県立図書館の資料費が不当に削られる傾向が強い中では、特に国立国会図書館の重要性が増しているのは明らかである。

図書館ネットワークは国民の「知る権利」を保障する重要な施設であり、特に国立国会図書館の運営を国が支えていくことはその重要な責務として考えられている(憲法にも要請されている責務であろう)。単純に運営費を国が負担するだけでなく、その活動の独立性を守ること、資料収集の確実性を(納本制度において)担保することなども国には求められるところである。

今後、情報アーカイブとしての役割を新たに担っていくことを考えれば、国立国会図書館の現体制の維持あるいは増強を行なうことの方がむしろ自然な考え方と言える。図書館ネットワーク(とりわけ国立国会図書館の組織)を維持することが国民の知を保障することにつながり、国力ひいては知的財産戦略を支えていくものであるのは間違いない。

現在、国立国会図書館は本館・関西館・国際子ども図書館と立法府・行政府・司法府において数多くの窓口を持ち、図書館奉仕を行なっている。自民党行政改革推進本部および一部マスコミはこれを国立国会図書館の「肥大化」と揶揄しているところであるが、この表現はどう考えてもおかしい。

まず、国会図書館は立法・行政・司法の職務遂行に資する情報提供を行なうことが法で定められているのであり、これらが点在する以上 多くの窓口が設けられ即応体制が取られるのは当然の話である。また、国立国会図書館は国民へ広く奉仕するものとも定められており、その充実を図るために関西館・国際子ども図書館が設けられる運びと

なったものである。

忘れてならないのは、その「肥大化」とやらが与党・自民党の主導によって実行されたという事実だ。現に、自民党ウェブサイトでは関西館・国際子ども図書館について「使いやすく便利な施設になりました」などとアピールを行なっている。

<http://www.jimin.jp/jimin/closeup/2074/closeup.html>

「進化続ける国会図書館」「国立国会図書館が身近になった／インターネットサービスを拡充」「東京本館と関西館、全面開館した国際子ども図書館が一体となって、一層国民に奉仕していく体制が整いました」「わが党が推進した『国立国会図書館法の改正』が全会一致で成立したことによって関西館がオープン。それを契機として、インターネット経由の情報発信を強化、より便利な施設へと変身しました」などと、そのメリットを強く強調しているところである。その後どのような心変わりがあったのかは、自民党は全く説明していない(公党として説明責任を果たすべきであろう)。

今後 国立国会図書館が扱うべき資料の増加は(納本制度がある以上)明らかであり、これを適切に扱えるようにするため国立国会図書館の職員が増加していくのは当然のことである。もしこれが多すぎるといふならば、具体的にどこの人数が“余っている”のかを示し、その職務実態を調査した上で人員削減を図るべきであろう。少なくとも、一政党の一会議が“イメージ”と数合わせだけで決めるべき問題ではない。

ところで、図書館には資料収集に加えて重要な役割がある。これが機能しなければ、図書館資料もただの紙の山である。

すなわち「レファレンス」である。特に国立国会図書館では、その膨大な資料と専門職(司書)としての知識・経験を背景とした調査能力が担保されている。国会における立法を補佐する「調査及び立法考査局」の設置が国立国会図書館法に定められており、国会議員が独立して調査・立法を行なえるよう整備されている。こうした「調査及び立法考査」は国内図書館のレファレンス機能の粋であると言える。

勿論このレファレンスの恩恵の浴することができるのは国会だけではない。国民にとっても情報収集の大きな助けとなるところである。自民党提言にある国立国会図書館の独立行政法人化が仮に実行され、「合理化」の名の下にこの「調査及び立法考査局」が解体されるとしたら、国立国会図書館の有するレファレンス機能が(人員削減等で)低下してしまうおそれを強く感じる。

繰り返しになるが、国立国会図書館についての以上の論点を整理しておく。

| | |
|-----|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・図書館ネットワークの中心としての重要な役割がある。 ・納本制度によって国内最大のアーカイブであり続ける。 ・将来には情報アーカイブ化が期待されている。 ・高度なレファレンス機能を維持し続ける必要がある。 ・国民の「知る権利」を保障するのは国の責務である。 <p>以上の理由から、自民党提言による国立国会図書館の独立行政法人化には反対である。知的財産戦略本部におかれても国立国会図書館の知的財産戦略上の役割(アーカイブ)に鑑み、その現組織を維持・強化することを知的財産推進計画に盛り込まれることを望むものである。</p> <p>なお公立図書館・都道府県立図書館についても、知的財産戦略の観点から充実を図っていくことを期待する。安易な資料費削減(および図書館奉仕すなわち司書職の不当な軽視)を見過ごすべきではない。</p> <p>(以上)</p> |
| 114 | <p>保護と活用促進バランスについて</p> <p>知的財産推進計画2006策定にあたり、ぜひともご配慮いただきたい点がございまして、意見を申し述べさせていただきます。</p> <p>簡潔に申すならば、知的財産権保護策と、活用推進策のバランスを見直していただきたい、ということです。以下、具体的に申し述べます。</p> <p>ここ数年の知財推進計画の実施に当たりましては、全般に保護強化、権利強化の面が多く見られたという印象があります。こうした面においては推進計画自体は着々と成果を上げてきたわけではありますが、振り返って、それでは「知的財産の創造は促進されたのか?」「知的財産の活用は進んだのか?」ひいては「日本という国を支える基盤となるべく、知的財産は総体的に拡大したのか?」という問いかけをするなら、一概にそうとは言えない状況であるというのが正直なところでありましょう。</p> <p>従来より特許法等で保護されてきた、産業界における発明の類については大きな問題は無いのかも知れませんが、しかし、あるいみ純粋知財とでも称すべき「コンテンツ産業」(音楽、映画、ゲーム、アニメ、その他創作物など)のジャンルにおいては、保護と活用のバランスが乱れている点が非常に目に付きます。</p> |

もっともそのバランスが悪く、そのことが業界の衰退自体を招いていると言えるのがレコード産業でしょう(音楽産業ではなく)。次にあげる内容は、すべて権利者側の権利が大きすぎるのが原因となり、コンテンツの利用促進を妨げていると思われるものです。

・CCCDによる発売への固執

多くの消費者が反対し、不買運動にまで繋がってるコピー・コントロールによる発売を未だに続けている。これは再生保証が無く、かつ返品不可能な上にユーザーの機器を傷めるという商品にあるまじき製品です。

そのようなものであっても存在を許されているのは、発売出来る権利が限られている著作物であるがゆえ、ということになりますが、これは権利者としてもやりすぎなのではないかと思えます。

・音楽配信ビジネスへの消極的関わり

ようやく2005年になって、国内でも音楽配信がビジネスとして立ち上がりはじまりました。しかし残念ながらその成長はかなり期待はずれのレベルにとどまっています。要因はいろいろあるでしょうが、まず指摘されるべきなのは、著作隣接権者であるレコード会社がこのビジネスに対してまったく積極的ではないことです。何しろ、著作権者が配信を望んでもレコード会社が拒否している事例が多々あるのです。その上配信時の価格について、CDの価格にこだわった割高な料金を維持し続けています。その上でさらに、著作権者への支払いを行っていないケースもあるということです。

正に言語道断です。

音楽そのものを知的財産として考えるなら、現在の姿は、「一時的な権利管理者である著作隣接権者が強力に成りすぎてしまい、流通そのものを阻害している」状況であると言えるでしょう。

・コンテンツ囲い込みの弊害

自らが保持する権利に基づいて、営業的に有利な状況を生み出そうとするのはビジネスとして当然とは言えます。しかし広く多くの人に享受されるべき知的財産である音楽を、長期に渡り「廃盤」という形で死蔵し続けているとなると、これは流通障害の原因になります。

レコードとして、なんらかのメディア製造を行う場合には当然採算を取るための水準が一定以上に成らざるを得ません。しかし配信という方法が生まれているにも関わらず、かつ音楽自体を創造したアーティストが希望しているにも関わらず、著作隣接権者が流通を行わないことについては納得がいきません。

これも権利保持者が強力に成りすぎた弊害の一つであると言えるでしょう。

・法体系による保護への依存体質

上記を含めた諸問題が、CDの再版制度および邦楽CD還流防止措置の2つの法的保護を得ているためか、まったく業界としての改善に望むことなく、ぬるま湯的な体質のまま放置されてきてしまっています。レコード販売実績は、アナログレコードからCDへの移行に伴う買い換え需要のピークを境にして、ここ5年間凋落の一途を辿っています。この間業界はみずから企業努力を行うことなく、その原因をネット経由の違法コピー等に押しつけて来ました。また更なる法的保護範囲を拡大すべく、私的録音保証金対象機器の拡大に対しても意欲を燃やしたのは記憶に新しいところです。知的財産推進という立場に鑑みますと、一見こうしたコンテンツ企業を保護することも目的に適っているようにも見えます。しかし、例えば子供の代わりに親が何から何までやってあげてしまうような環境で育った子供は、果たして自立できる力を付けることが出来るでしょうか？ つまり、知的財産の創造および流通、活用促進を行える企業を育てようとするなら、努力を放棄した企業を過度に保護することは間違いである、ということです。

因果関係の立証を怠った「私的録音保証金の要求」や「再版制度維持の要求」、また実績を伴わない「還流防止措置の継続要求」などは正に業界過保護にあたると言えます。

上記に上げたような行動をレコード会社は続けてきました。その結果市場自体が縮小し、いよいよ海外の音楽については国内発売滞る、または見送られる現象も目立ってきました。60年代から20年以上掛けて育ててきた市場を、まさに自ら潰してしまっただけです。このせいで、おそらくこれからの20年くらい、市場は縮小したままになってしまう可能性を生み出してしまいました。

一時期、日本は世界一「世界中の音楽がもっとも入手可能な国」でした。しかし音楽配信によるアーカイブ化が進めば、メディアの発売に固執する日本があっという間に諸外国に引き離されてしまうのは目に見えています。音楽配信が最初に成功したのはアメリカでしたが、現在はヨーロッパ諸国が国家としてアーカイブ事業に取り組んでいます。イギリスのBBCなどは多数のコンテンツを世界に向けて無償提供しています。こうした動きで先んじた国のコンテンツは、その後の10年20年に向けて、とても有利な立場を気づくのではないのでしょうか？ なぜなら、そうしたコンテンツを享受して育つリスナーが多数生まれるはずだからです。

「日本初の文化を世界へ」という大きな目標を掲げる知的財産推進計画としては、

| | |
|-----|---|
| | <p>硬直化したレコード業界を保護するのではなく、むしろ努力を促す意味で各種の権利制限を行うべきではないでしょうか？ そして現在強く成りすぎてしまった権利を弱めることでコンテンツ自体の流通を促進することが望ましいと思います。</p> <p>またそうした民間活動のみではなく、国としてオープンな音源・映像アーカイブの構築・利用推進を進めていくべきでしょう。世界中に多くの日本製コンテンツを流通させ、将来のコンテンツ利用者を生み出していく必要があるはずです。</p> <p>私は本年度の計画策定にあたり、そうした観点からの推進計画を望んでいます。</p> <p>なお、ここでは個別例を具体的にするために、全て音楽業界を例とさせていただきましたが、音楽のみならず映画、ゲーム、小説、漫画など、あらゆる分野に共通している部分が多いことをご理解いただければと思います。</p> |
| 115 | <p>邦楽還流盤防止措置における洋楽差し止め受理について</p> <p>2004年度著作権法改正に伴い創設された、邦楽還流盤防止措置を悪用して、洋楽CDの輸入差し止めが行われています。</p> <p>特に本日、3/29付けで、The Great Jazz Trioの「ス・ワンダフル」というタイトルが税関にて受理済みとなりました。</p> <p>日本レコード協会HPより 受理済み SME The Great Jazz Trio ス・ワンダフル VRCL-18822 2004/12/01 2008/12/31 大韓民国 SB-30052C 2005/11/24</p> <p>このグループは、ハンク・ジョーンズという1940年代から活躍している、ベテラン黒人ミュージシャンのグループです。なぜこのように明らかに洋楽であるCDの差し止めが行われるのでしょうか？</p> <p>国会審議においても、この法改正は「日本の音楽を広くアジアへ広める」ことが趣旨であることは何度も言及されていますし、日本レコード協会HPにもはっきりその趣旨は謳われています。</p> <p>このように無軌道に法律適用することは、国会における審議をまったく無意味にする行為であると言えませんが、</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>このように、利害関係者により恣意的に運用される法律を制定した罪は重いと言えます。デタラメな法運用により知的財産を一部権利者が勝手に運用することは許されないと考えます。</p> <p>即刻受理を取り消すなどの対処をお願いします。</p> |
| 116 | <p>知的財産推進計画2006の策定に関して以下の3点を要望したいと思います。</p> <p>1 著作権の期間をこれ以上延長する場合には著作権の登録制度を作ることを要望します。</p> <p>著作権の70年への延長が話題になっていますが、この延長は今ある著作権を保護すると同時に、もはやほとんど忘れられようとしている映画や小説などが、パブリックドメインの中で保護される可能性を奪ってしまいます。著作権切れの作品を活用しようという動きは、文化の活性化にもつながりますし、文化の保護という観点からも大切なものだと思います。しかし、著作権が一律70年に延長されてしまったら、こうした文化財は死蔵され、場合によっては失われてしまいます。</p> <p>そこで一定期間が過ぎた著作物に関しては、著作権は登録制とし、登録をした著作物のみ著作権が延長されるという仕組みにすべきだと思います。そして登録のさい、5～10万円ほどの登録料を徴収することにすれば、まだまだ利用されているものの著作権は延長され、それ以外はパブリックドメインに入り、多くの人々の自由な利用が可能になるという、バランスの取れた状態をつくり出すことができると思います。</p> <p>2 2004年の著作権法改正で実施された音楽CDの環流防止制度の廃止を要望します。</p> <p>2004年の著作権法改正案では、環流CDを規制する条項が盛り込まれましたが、これは既存のレコード会社のみを保護し、新しい文化の芽を潰すことになる規定だと思います。レコード会社は現在不況の中にあり、安い環流盤や輸入盤を締め出し、少しでも高くCD売りたいと考えるのは自然なことでしょう。しかし、実際にCDが高くなれば、消費者、そして将来のクリエイターは大きな損害を受けます。ミュージシャンとなるには、やはりそれなりの枚数のCDを聴いていなければ難しいと思いますが、もしCDの価格が大幅に上がってしまったら、よほど経済的に恵まれていない限り、満足な数を聴きこなすことはできなくなってしまいます。そうなれば、まちがいに く日本の音楽の質は下がります。ただでさえ、アレンジなどの面で欧米の音楽に大き</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>な後れをとっている日本の音楽シーンのレベルが、これからますます低下していくということを懸念せざるを得ません。</p> <p>レコード業界のアジアでの安いCDが逆輸入の形で入って来るという懸念は理解できますが、それはレコード業界の企業努力で何とかすべき問題だと思えます。だいたいこれがCDではなくて、家電製品だったら、こんな法律を作ろうと考える人はいるでしょうか？家電業界は、中国をはじめとするアジア諸国の安い製品に苦しめられながらも、コストダウンや海外生産などによって、激しい競争を行っています。一方、レコード業界は国内では再販制度に守られ、しかも海外との競争は今回の法改正で回避しようとする。こんな状況ではいつまでたっても日本のエンターテインメント産業は育ちません。現在、ディスカウントショップなどで邦楽の逆輸入盤が 2000 円ほどで売られているといいますが、この程度の価格に対しては国内盤の価格を 3000 円から 2300-2500 円ほどに引き下げれば十分に対抗できると思えます。「輸入権」の創設は明らかに過剰な対応です。</p> <p>3 音楽 CD の再販売価格維持制度の指定の取り消しを要望します。</p> <p>2 の内容とも関わりますが、現在の音楽業界は再販制度に守られた中で、高い価格でも売れるメガヒット作を生み出すためのマーケティングを行っております。再販制度というのは専門書など少量だが文化的に価値のあるものを守るために存在する制度だと思えますが、上記のような音楽をめぐる状況では再販制度の意味がありません。現在、レコード店で聴くことの出来る多種多様な音楽の多くを再販制度で守られていない輸入盤が占めており、再販制度によって音楽 CD を守るという意味合いはほぼなくなっていると言えるでしょう。</p> <p>昨今の DVD ソフト市場での価格競争込みの活性化を見ると、CD についても再販制度の指定から外し競争を活性化させるべきだと思います。</p> |
| 117 | <p>現在、国際的な条約であるヴェルヌ条約に基づいて50年としている著作権保護期間を70年に延長しようという動きがある。死後の保護期間の延長は決して、著作者への励ましには思えない。</p> <p>「知的財産立国の実効を上げる」ことを目標とするのならば、著作権が失効した作品の自由な利用により、より多くの「知的財産」の増産を目指すべきである。よって、著作権保護期間延長に反対します。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>現在、著作権失効後のテキストが、国会図書館の近代デジタルライブラリー、民間の青空文庫などで、利用出来るようになってきている。知的財産推進計画に含まれるコンテンツビジネスが有効に機能している例である。著作権保護期間延長は、これらの動きにストップをかける。「知的財産立国の実効」の見極めには、動き始めたこれらのコンテンツから生み出される新しい「知的財産」の評価が必要である。現在の「知的財産推進計画」には、新しいコンテンツの評価は含まれていない。こういった観点からの見直しも計画に含めた方がよい。</p> |
| 118 | <p>著作権保護期間の延長には疑問を覚えます。著作権法の意義は本来、著作者に権利を認めて創造をうながすという部分は半分に過ぎず、もう半分として国民の公共の財産としてのリソースを確保するというのがあるのではないかと思います。アメリカなどで著作権の期間がどんどん伸びているのは前者に偏った不健全な状態であり、わざわざその不健全な状態にまで追随する必要があるとは思えません。また、再販制度や私的録音保証金の存在にも強い疑問を持っています。いずれも古い時代にしか対応できておらず、デジタルメディア流通の時代においてはもはや意義を失ったものだと感じます。</p> |
| 119 | <p>放送と通信の融合について、放送番組をインターネットで流すことが検討されているようですが、放送事業を営む方たちへの影響はどのように考えておられますでしょうか？番組をインターネットでみられるということ自体は便利で歓迎できる面があるのですが、放送局は各々の地域の中でのスポンサー料により、番組を編成し放送しております。放送と違って、インターネットは基本的に地域的な制約がありませんから、安易に放送番組を日本全域、いや世界に向けて日本から発信することになり、どのような内容かのチェックもできないという状況でのスタートはあまりにも危険が多いのではないのでしょうか？その反面、放送局はインターネットの影響でスポンサー料の減少が考えられ、ますます良質の番組の制作ができなくなります。したがって、放送と通信はあくまでも異質のものとして、放送局が放送する内容と通信業者が通信する内容をきちんと国で区別して、監督してほしく考えます。以上、意見申し上げます。</p> |
| 120 | <p>過剰な著作権保護、コンテンツ保護は却ってコンテンツを殺します。違法コピーで死ぬ人はいません。柔軟な対応が可能な施策への考慮を要望します。</p> |
| 121 | <p>新聞についていろいろ言われているが、しよせんは営利企業であるということを頭に置いた上で考えていただきたい。 少なくとも「社会の公器」という称号を与えるような新聞社は存在していません。</p> |
| 122 | <p>H.264で圧縮されたコンテンツとMPEG2で圧縮された著作物のコンテンツの著作同一性に関する見解を、何らかの形で政府見解を示すべきと考えます。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>さもなければ PVR で MPEG2 レコーディングしたコンテンツを H.264 で圧縮できず、ハイビジョンを録画するにあたり、Blu-ray と HD DVD など次世代記録媒体において H.264 がマandatリであるにもかかわらず、MPEG2 のまま録画することになると仕様通りの録画時間にならず、短時間あるいは低画質の記録しかできないこととなります。</p> <p>また同様に、H.264 での圧縮された DSL での再送信における著作物の同一性も同様のスコープにあると思われます。</p> <p>MPEG2 で圧縮された著作物のコンテンツと、それを H.264 で再圧縮されたコンテンツの著作同一性に置いて、著作権法第20条2項の3および4に鑑みて、文部科学省ならびに文化庁が何らかの見解を示すことは、デジタル家電業界と通信業界のひいては放送業界の健全な発展に資するものと考えます。</p> |
| 123 | <p>「知的財産推進計画2005」に含まれている知的財産基本法の趣旨に反する内容が、「知的財産推進計画2006」に継承される事を憂慮し、指摘致します。</p> <p>(以下「知的財産推進計画2005」より引用)</p> <p>第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組</p> <p>1.コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する</p> <p>(略)</p> <p>4.コンテンツ流通大国に向けた改革を進める</p> <p>(2)新しいビジネスモデルと技術を開発する</p> <p>4)コンテンツを安心して利用するためのシステムの開発・普及を行う</p> <p>(略)</p> <p>ii) インターネット上において違法・有害な情報が増大し、これらに関係する可能性のある事件、犯罪が多発している等の状況にあって、利用者が安全なコンテンツを容易に選択できるよう、2005年度中に、コンテンツの安全性を事前かつ容易に判断できるようにするためのマーク制度の創設に向けた検討を行い、結論を得て、必要に応じ所要の措置を講ずる。(総務省)</p> <p>(略)</p> <p>(4)青少年の健全育成への自主的な取組を奨励・支援する</p> <p>i) 一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、健全なコンテンツの普及拡大を図る観点から、2005年度も引き続き、有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組や、一部のコンテンツが身体に及ぼす影響も含めて、業界等による定量的な調査研究等の取組を支援する。(警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省)</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>(以上引用)</p> <p>上記の2項目は、インターネットやコンテンツに対し検閲制度を設ける事を指向しているわけであり、日本国における知的財産推進には、有害ではあっても有益とは到底思えない計画である。</p> <p>違法な情報はそもそも法律にて取り締まれば良いだけの事である。また、有害な情報については基準が曖昧であり、警察や行政の不祥事も当事者にすれば有害として規制対象になり得よう。政府は、「有害な情報」に関係する可能性のある事件、犯罪が多発しているかの様に報道を行ない、「体感不安」を煽るマスコミの誘導に乗せられる必要はない。</p> <p>また、「青少年の健全育成」の美名の下、政治的理由により有害指定が行われることがある。実際に韓国に於いては、「青少年に誤った歴史認識を与える」などという理由によって「親日派のための弁明」(著:金完燮)が有害図書指定となっている。</p> <p>国民の知る権利の侵害を目指す計画は文化創造国家とは相容れないと言わざるを得ない。</p> <p>上記の施策により、国民の税金が無駄に使われ、かつ、知的財産推進に足かせとなることは避けるべきである。</p> <p>知的財産推進をめざすわが国としては、感情論や漠然とした不安感に基づきコンテンツ普及を阻害しようとするコンテンツ有害論を採用する必要はない。</p> <p>むしろ、コンテンツ有害論に対して誤解を解消する広報活動や社会教育活動を行い、以て、知的財産推進の妨げとなる社会全体にいまだに蔓延しているメディア有害論の風潮の除去に務める方策を「知的財産推進計画2006」に含めるべきであろう。</p> <p>知的財産基本法の趣旨に反する上記2項目を「知的財産推進計画2006」に含めないのは、日本国が知的財産立国を目指す上での必須の要件である。</p> <p>以上。</p> |
| 124 | <p>ネットコンテンツの『有害審査』についてですが、民間フィルタリングソフト製造会社でさえ、人力によるチェックを行うにもひとつひとつのサイトを審査する時間は1分にも満たないです。</p> <p>キーワードにより自動的に除外するシステムでも、ネット上の『有害情報』をなくす運動を行って</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>いる人物のサイトが、フィルタリングによってはじかれる場合もあります。</p> <p>政府レベルでコンテンツ審査を行う時間と資金を、逆に現実の犯罪に遭ってしまった被害者の支援に使うほうが有意義ですが、『有害情報』を排除しようとする運動行っている人々は、この点にほとんど無関心の場合が見受けられます。</p> <p>『有害情報』の性犯罪への影響を問う声は、『見知らぬ人間を襲うようになること』しか前提にありませんが、実際にはレイプ加害者の大半は被害者と面識があり、それゆえに被害届が出されない分も多数あります。(そのために、現状では検挙人員では面識がない加害者のほうが多い)</p> <p>また、『悪影響が指摘される』だけで、証明がされていないのに法案にかけるのも性急すぎます。</p> |
| 125 | <p>「インターネット上において違法・有害な情報が増大し、これらに関係する可能性のある事件、犯罪が多発している等の状況」とありますが、ことさらにインターネットというメディアを悪者にするのは、テレビや新聞などの既存のメディアに対する「媚び」ではないでしょうか？</p> <p>実際に、BPO(放送倫理・番組向上機構)に視聴者から寄せられた意見を見てみると、バラエティー番組の一部の企画や、一部の芸人のわいせつな芸、感情的で根拠に乏しい評論をするコメンテーター等が問題視されています。また、「これらに関係する可能性のある事件、犯罪」という下りは、実際に犯罪に至った青少年の個別の背景を無視して、原因を「メディアの情報・表現」に求めようとする短絡的な思考だと思います。</p> <p>確かにインターネットでの情報発信者の中には悪意のある者も居ます。しかし、匿名的な掲示板などを良く見れば、むしろ、問題のあるテレビなどの既存メディアの模倣あるいは反発から生じた表現が多く、影響力の大きい既存メディアこそが襟を正すべきではないかと思います。</p> |
| 126 | <p>）一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、健全なコンテンツの普及拡大を図る観点から、2005年度も引き続き、有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組や、一部のコンテンツが身体に及ぼす影響も含めて、業界等による定量的な調査研究等の取組を支援する。</p> <p>とありますが、冗談ではありません。</p> <p>一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を…などと言うのは、昨今学会からもその存在を否定されている「ゲーム脳」などを見ればわかるように、単なる感情論、迷信の類にすぎません。</p> <p>国の重要な産業の運営方針に血液型占いやら星占いを導入するに等しい愚行でしか</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>ありません。 このような愚行に貴重な予算や人材、さらに時間を費やすような愚かな事のなきよう切に願います。</p> |
| 127 | <p>4) コンテンツを安心して利用するためのシステムの開発・普及を行う)自由に利用できる範囲等を権利者があらかじめ意思表示するシステムの普及拡大に向けて、あらかじめ定められた範囲の利用を認める自由利用マークの普及を進めるとともに、2005年度中に他の団体での同様の取組により自由に利用できるコンテンツ等を集めたポータルサイトの開設に向けた取組を奨励する。 (文部科学省)</p> <p>)インターネット上において違法・有害な情報が増大し、これらに関係する可能性のある事件、犯罪が多発している等の状況にあって、利用者が安全なコンテンツを容易に選択できるよう、2005年度中に、コンテンツの安全性を事前かつ容易に判断できるようにするためのマーク制度の創設に向けた検討を行い、結論を得て、必要に応じ所要の措置を講ずる。 (総務)</p> <p>(4) 青少年の健全育成への自主的な取組を奨励・支援する)一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、健全なコンテンツの普及拡大を図る観点から、2005年度も引き続き、有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組や、一部のコンテンツが身体に及ぼす影響も含めて、業界等による定量的な調査研究等の取組を支援する。 (警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省)</p> <p>以上の文言は、公権力が「表現の自由」に手を加えるということであり、憲法違反に繋がります。 削除願います。</p> <p>理由として 「表現の自由」の観点から、その趣味がどんなに不気味、下品、不快なモノであっても、違法でない限り認めねばなりません。</p> <p>マーク制度というのは公的機関による認証、認可制度であり、サイトを監視する目的以外の何者でもない。</p> |

> インターネットにおいて違法・有害な情報が増大し、
違法な情報は、現行法においても違法であり犯罪です。マーク制度で区別する必要
もない、警察が取り締まっていく問題。

有害な情報の定義が全く分からない。
有害な情報やコンテンツとは違法ではないということであり、公権力が口出しする
問題ではありません。

> これらに関係する可能性のある事件・犯罪が多発している等
何を指して言っているのか全く分からない、殺人請け負いサイトなどのことなら上
記のように違法でありマーク云々以前の問題。

暴力表現、性表現に触れた人間はそれらの表現が原因で暴力犯罪、性犯罪を繰り返
したという事実は無い。

科学的根拠も無い、これは様々な学者が指摘しています。

「暴力表現、性表現を見た者は犯罪を繰り返す」などという説は、表現内容への不
快感から生じた迷信に過ぎない。たとえ不快であっても認めなければならない。

“可能性のある”という事は確証がないという事であり、断定できないモノを規制
して良い訳がない。

個人が特定の表現内容を切っ掛けに罪を犯したからといって、その表現を規制する
事が認められれば歯止めが効かなくなります。あらゆるモノに大掛かりな検閲が行わ
なければならぬことになりかねません。明らかに違憲です。

> コンテンツの安全性を事前かつ容易に判断できるようにするためのマーク制度の
創設

これはサイト開設を審査認定するという、マーク制度の名を借りた検閲制度であり
違憲です。利権や天下りの温床にもなります。

“コンテンツ安心マーク”とは、第三者機関(天下り先)設立や新たな財源確保を
目論む悪しき制度としか認識できない。

表現内容の優劣とは、公権力が評価、認証するものではなく個人の主観、価値観に
委ねられるべきものである。公的機関のお墨付きなど必要ありません。

違法性が無い以上、表現内容の規制は、業界の自主規制、メディアリテラシー教育

| | |
|-----|--|
| | <p>、家庭での教育や躰にまかせるべきです。</p> <p>違法性も無く、不快だからという理由だけで公的規制をして良いはずがない。重大な憲法違反になります。</p> <p>以上により、公的規制の必要性も正当性も全く無いと言える。</p> <p>コンテンツの推進とは 公権力による個人の内面、価値観への介入は避ける。 道をあけること、可能な限り自由にやらせること。 世の中は多様性により成り立っている、人の趣味、価値観も多様である。 これらの保証がなければコンテンツの発展などありえない。</p> |
| 128 | <p>意見：</p> <p>以下の部分は、表現の萎縮を招く危険性がありますので、削除すべきだと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「コンテンツ安心マーク」 ・「青少年の健全育成への自主的な取組を奨励・支援する」 <p>有害(と言われている)表現が子供に悪影響を与えると報道されていますが、科学的には実証されていません。</p> <p>疑わしい段階で有害(と言われている)表現を排除するのは、“疑わしきは罰せず”の法原則に反すると思います。</p> |
| 129 | <p>下記に引用した二項の削除を求めます。</p> <p>(以下引用)</p> <p>第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組 〔略〕</p> <p>(2)新しいビジネスモデルと技術を開発する</p> <p>4) コンテンツを安心して利用するためのシステムの開発・普及を行う</p> <p>ii) インターネット上において違法・有害な情報が増大し、これらに関係する可能性のある事件、犯罪が多発している等の状況にあって、利用者が安全なコンテンツを容易に選択できるよう、2005年度中に、コンテンツの安全性を事前かつ容易に判断できるようにするためのマーク制度の創設に向けた検討を行い、結論を得て、必要に応じ所要の措置を講ずる。(総務省)</p> |

(4) 青少年の健全育成への自主的な取組を奨励・支援する

- i) 一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、健全なコンテンツの普及拡大を図る観点から、2005年度も引き続き、有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組や、一部のコンテンツが身体に及ぼす影響も含めて、業界等による定量的な調査研究等の取組を支援する。(警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省)

(以上引用終了)

情報の有害・健全は、国民一人一人が自らの経験や知識、見識に基づくメディアリテラシーによって判断するべきであり、官庁や教育団体など一部の者が判断結果を押し付けてはなりません。

それは結局、健全育成に名を借りた言論統制、大本営発表に他ならないからです。

現に健全育成を目的にした一部子供向け検索エンジンやフィルタリングソフトでは、性的・暴力的でない健全なサイトが政治的意図によって除外されている実例があります。

例をあげますと

キッズ goo サーチ (goo 子供達専用の検索ページ)

http://kids.goo.ne.jp/navi_top.html

では

- (1) 「新しい歴史教科書をつくる会」は--->閲覧不可
- (2) 「子どもと教科書ネット」や「つくる会の教科書採択に反対する杉並親の会」のHPは-->閲覧可
- (3) 教科書検定を通過している教科書の公式サイトが「有害サイト認定」されている。
- (4) 教科書検定に反対する組織のHPが「安全サイト」となっている。
- (5) 「竹島」というキーワードで検索すると、竹島とは無関係な水族館が1件のみ検索される。
- (6) 「独島」というキーワードで検索すると、35,600件もの検索結果が表示される
- (7) 日本海 1件～新日本海新聞のホームページのみ

| | |
|-----|---|
| | <p>(8) 東海(トンヘ)733件</p> <p>、と、明らかな政治的意図を持った言論統制がされています。</p> <p>このキッズ goo 青少年の健全育成を名目にした情報管理は結局、こうした言論の検閲に繋がるのが明白です。</p> <p>特に総務省の掲げるマーク制度はそれを法制化する第一歩になり、極めて危険なものです。</p> <p>表現・思想・言論の自由は民主主義を支える根幹を成すものです。 これらを破壊する冒頭に引用した二項の速やかな削除を求めます。</p> |
| 130 | <p>以下の項目の削除をお願いします。知的財産と健全育成に強い相関関係があると思えず、単に各省庁が尻馬に乗る形で省益の拡大を目指しているようにしか思えないからです。</p> <p>第1章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組</p> <p>1.コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する</p> <p>(2)新しいビジネスモデルと技術を開発する</p> <p>4) コンテンツを安心して利用するためのシステムの開発・普及を行う</p> <p>ii) インターネット上において違法・有害な情報が増大し、これらに関係する可能性のある事件、犯罪が多発している等の状況にあって、利用者が安全なコンテンツを容易に選択できるよう、2005 年度中に、コンテンツの安全性を事前かつ容易に判断できるようにするためのマーク制度の設に向けた検討を行い、結論を得て、必要に応じ所要の措置を講ずる。(総務省)</p> <p>(4)青少年の健全育成への自主的な取組を奨励・支援する</p> <p>i) 一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、健全なコンテンツの普及拡大を図る観点から、2005年度も引き続き、有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組や、一部のコンテンツが身体に及ぼす影響も含めて、業界等による定量的な調査研究等の取組を支援する。(警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省)</p> |

| | |
|-----|---|
| 131 | <p>一部のコンテンツが青少年に悪影響を与えるのでは？と言うのは単なる偏見とそれに基づく感情論なのではないか？。</p> <p>そういう感情論に基づく施策を行うのはあまりにも不適切であると考えるしやめるべきだ。</p> <p>また、情報を伝えるメディアが多様化しているのにも関わらず新聞や書籍が再販並びに特殊指定に固執し続けるのは時代にそぐわないばかりか消費者に対する利益すらも損ねることになりかねない。</p> <p>だとするならば新聞と書籍の再販・特殊指定は撤廃するのが望ましい。</p> |
| 132 | <p>前略、私は、漫画・アニメ・ゲームを趣味にしている、オタク趣味の者なのが。</p> <p>知的財産推進計画 2006 の策定に対するご意見を致します。</p> <p>以下の項目削除を求めて行くことを強く要望します。</p> <p>第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組</p> <p>1.コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する</p> <p>(2)新しいビジネスモデルと技術を開発する</p> <p>4) コンテンツを安心して利用するためのシステムの開発・普及を行う</p> <p>ii) インターネット上において違法・有害な情報が増大し、これらに関係する可能性のある事件、犯罪が多発している等の状況にあって、利用者が安全なコンテンツを容易に選択できるよう、</p> <p>2005年度中に、コンテンツの安全性を事前かつ容易に判断できるようにするためのマーク制度の創設に向けた検討を行い、結論を得て、必要に応じ所要の措置を講ずる。(総務省)</p> <p>(4)青少年の健全育成への自主的な取組を奨励・支援する</p> <p>i) 一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、健全なコンテンツの普及拡大を図る観点から、2005年度も引き続き、有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組や、一部のコンテンツが身体に及ぼす影響も含めて、</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>業界等による定量的な調査研究等の取組を支援する。(警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省)</p> <p>その理由は、漫画・アニメ・ゲームのコンテンツが原因では無いのに、子供を狙った犯罪の原因にされるのは、漫画・アニメ・ゲームに興味を持つオタクとして、断じて許される訳がありません。</p> <p>漫画・アニメ・ゲームのコンテンツを、いい加減な考えで規制しようとしている規制推進派の団体・個人が、漫画・アニメ・ゲームのコンテンツが原因だとの根拠の無い考えで規制しようとするのは、漫画・アニメ・ゲームに興味を持つオタクの人たちの個人の趣味・生きがいを奪うような規制であり、断じて許す事が出来ません。</p> <p>規制推進派の団体・個人が言うのには、漫画・アニメ・ゲームが原因で、子供を狙うような犯罪が起きていると言ってますが、事実確認もしていないのに、でっち上げによる規制論であり、漫画・アニメ・ゲーム業界叩きを目的とした、単なる嫌がらせに過ぎません。</p> <p>実際に起きた事件が、漫画・アニメ・ゲームのコンテンツが原因で無い事は、科学的にも証明されている以上、コンテンツと事件との因果関係はありません。</p> <p>あくまでも、漫画・アニメ・ゲームは、架空の創造著作物なので、実際に起きる事件とは、一切関係ありません！。</p> <p>全国の、漫画・アニメ・ゲームに興味を持つ1000万人のオタクの人たちが、コンテンツ規制に断固反対されていると思います。</p> <p>いい加減な考えによる、コンテンツ規制には断固反対する意思を表明して、ご意見と致します。</p> |
| 133 | <p>有害表現規制に根拠はない。そんな規制はムダだ</p> <p>一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているなどと言うのは迷信的感情論に過ぎず、そのようなことに貴重な人材、予算、時間を費やす愚行に気付いて欲しい。</p> <p>「青少年への悪影響」と「表現の自由」を対立概念として、なんて頭の悪い議論は間違ってもやりたくない。この法案の最大の問題は「まず問題が起きていないし、対処法が不明なのに、規制案だけやたら具体的」という点にある。具体的に述べてみよう。</p> <p>1: 青少年の犯罪率は別に増えていない。それどころか割合としては減少している。</p> <p>2: 凶悪犯罪の発生率も減っている。</p> <p>3: だから「最近の青少年犯罪の原因は、刺激的なメディアではないか」という仮定自体が成立しない。</p> |

4:米国では1950年代にコミック、60年代にTVの暴力・性表現に関して大がかりな規制を実施したけど、別に犯罪率低下には繋がらなかった。

5:暴力シーンを見せると犯罪率が上昇する、という科学的データは、どこにもない。

TV、マンガ、ゲームやアニメという証拠もない。だから規制する意味がない。おまけに昔規制した米国での教訓より、そんな規制をしてもムダ、という結論だけは出ている。

ゾーニングで分断されレーティングで輪切りにされた表現文化はその境界線を越えて、相互に影響したり交流することが難しく、文化の衰退や停滞をもたらす危険が大きい。

アメリカコミックが日本漫画に覇権を譲ったのはアメリカのコミック規制が原因だ。

有害だという論理はそもそもなんの科学的統計的根拠もない。

学生がAVと暴力ゲーム見ると犯罪に走るか？

一律に規制するのはあまりにもナンセンスだ。

あまり「見たくない人の権利」を強調しすぎると「見たい、買いたい人の権利」を侵害してしまう。(たとえばコンビニでエロ本を売るなどという人間がいるがエロ本が売ってる本屋が近くにない場所も腐るほどある。また 24 時間営業もコンビニだけだ)両方の権利のバランスを考えるべきだ。

少なくとも見たい買いたいという意思のある人間が、自由にその手の店に行って買うことが出来る状況が保証されている限りはこのあたりはあまり問題にならないだろう。少なくともその気の無い人間が目にする必要が無いというくらい環境整備はやぶさかではない。インターネットでエロサイトに行くのに、何らかの手段で強制的にそこに飛ばされると腹が立つが自分で行くときはそんなことはないだろう？それを現実社会に置き換える感じで考えればよいのでは？

見たい人、見たくない人の権利を両立するのは自己判断と選択権。

タイトルや作家名、表紙や装丁を見てジャンルを類推し見るか見ないかを決定することは自己のメディアリテラシーの範囲。

見たくない人の権利はあくまでも内容を読まないということであって装丁やカバーレベルのものが目に触れる程度のことまで拒否するのは見たくない権利ではなく自己判断の放棄。

すでに過度のゾーニングがなされていると思うので、これ以上のゾーニングは不要だと思う。

一部情報強者しか情報アクセスできなくなる社会制度構築を下支えするための議論のように感じて、個人的にはなんだかイヤな感じが激しくします。

| | |
|-----|---|
| | <p>確かに(強制力のある)ゾーニングを増やすと『知る権利』が侵害される事になりますし、中々難しいですね…。</p> <p>日本の業界は、ラベリングがゾーニングの役割を果たしているから、2つを分けて論じる事に、それほど意義があるとは思えない。</p> <p>有害論の前提のレーティングは要れないから、法的にレーティングにさせておけば寝てても大丈夫なんて思われても困る。</p> <p>『良書』『悪書』を判断する市民の当然の権利が奪われるから「有害」ということもこれは様々な、おそらく暴力と性的な問題を捉えてらっしゃる、暴力と性的な問題のみならず政治的な発言であったりですね、教育や構造改革に賛成か反対かというのも、経済上のような問題までどちらかの意見を言うものは「有害」であるというふうに権力が一方的に決めるっていうのは、大変みんなは好ましい社会じゃないと思ってますね。</p> <p>そもそも人間は、ある日突然大人になるわけではありませんから。 メディアと教育は、子供から、親とか教師の判断でそれをやればいい。</p> <p>社会のほうでやらなければいけないのは暴力や性という問題に触れたくない人が触れないでいられる環境を整える。 その観点からレーティングゾーニングを考えるべきなんです。</p> |
| 134 | <p>「知的財産推進計画 2006」へ対し、意見を述べます。</p> <p>「知的財産推進計画」(2005年版)の以下の箇所は悪い冗談にしか思えません。もし冗談でないのなら、これを記載させた責任者の名称をそれぞれの官庁ごとに明確化してもらいたい。</p> <p>(以下引用)</p> <p>第1章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組</p> <p>1.コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する</p> <p>[略]</p> <p>(2)新しいビジネスモデルと技術を開発する</p> <p>4) コンテンツを安心して利用するためのシステムの開発・普及を行う</p> <p>ii) インターネット上において違法・有害な情報が増大し、これらに関係する可能性のある事件、犯罪が多発している等の状況にあって、利用者が安全なコンテンツを容易に選択できるよう、2005年度中に、コンテンツの安全性を事前かつ容易に</p> |

判断できるようにするためのマーク制度の創設に向けた検討を行い、結論を得て、必要に応じ所要の措置を講ずる。(総務省)

[略]

(4) 青少年の健全育成への自主的な取組を奨励・支援する

i) 一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、健全なコンテンツの普及拡大を図る観点から、2005年度も引き続き、有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組や、一部のコンテンツが身体に及ぼす影響も含めて、業界等による定量的な調査研究等の取組を支援する。(警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省)

(以上引用)

以上引用した部分は、インターネットに検閲制度を設ける、という読み取りかた以外の読解が可能だとは思えません。インターネットに検閲制度を設けることがいったい日本の知的財産推進に何の貢献をするのか全く理解不能です。それぞれの官庁の天下り先が作られ、まったくムダな、ムダなばかりか日本の知的活動にとって有害な活動に大量の税金を使うよ、という宣言にしか読めません。

私は今「日本の知的活動にとって有害な活動」と記述しました。説明します。

「一部のコンテンツが身体に及ぼす影響」なんていう意味不明の言説が、まさか日本の責任あるはずの官庁から出るとは思ってもみませんでした。いったいこの言説は何に依拠しての言説ですか？ 利権獲得のために根拠のない言説を撒いているとしか読めません。この言説を書いた責任者を明らかにしていただきたい。日本が馬鹿の集まりだと世界に発信しているわけだから。

次に、「インターネット上において違法・有害な情報が増大し、これらに関係する可能性のある事件、犯罪が多発している等の状況にあって、」というひどくヘタクソな悪文について。この悪文は故意に誤読を誘うために作文されていると思いますので、解体します。内容は以下です。

- 1; インターネットに違法な情報が増大している。
- 2; インターネットに有害な情報が増大している。
- 3; インターネットの情報に関する[可能性]のある事件が多発している。
- 4; インターネットの情報に関する[可能性]のある犯罪が多発している。

1から4までは、それぞれ、別なことを言っています。以下それぞれについて解析します。

1は「違法な情報」というのがインターネット上に存在する、という主張。ならば

それを取り締まればよいだけのことだ。あくまで現行法に則って。現行法を越えなくてはならない必然など何もない。

2は「有害な情報」がインターネットにある、という主張だ。「有害な情報」とは違法ではない情報、という意味だ。違法性のない情報を官庁(や天下り先)が統制していいはずがない。

違法ではないが「有害」な情報とは、たとえば官庁のスキャンダルや天下り先の情報などを指すのだろうか？ 官庁の主観からしたらそれは「有害」かもしれない。しかしそれは民主制社会を支えるために絶対に統制されてはならない情報だ。

警察がどのような犯罪(「不祥事」)を行なったのかというリストなどを指すのだろうか？ 警察の主観から見たらそれは「有害」かもしれない。しかしそれは民主制社会を支えるために絶対に統制されてはならない情報だ。

あるいは、たとえば「安晋会」に関する情報を指すのか？ 安倍晋三や安倍晋三とつるんでいる人々やウシオ電機にとっては「有害」な情報かもしれない。しかしそれは民主制社会を支えるために絶対に統制されてはならない情報だ。

あるいは、「狂牛病感染牛肉」を扱っている業者情報を指すのか？ しかしそれは日本国民の生命安全を守るために絶対に統制されてはならない情報だ。統制されているようだが。

3はずいぶん回りくどい発言だが、つまり「インターネットの情報が事件に関係しているとは断言できない」、という発言だ。事件に関係していると断定できない情報を権力が統制していいはずがない。仮に事件に関係していると断定できたとしても、それを官庁(や天下り先)が統制していいかどうかは全く別問題だ。そもそも情報統制は行政がすべきことではない。

4は「犯罪に関係していると断定できない情報」、という意味だ。もちろんそれを行政が統制していいはずがない。

以上から、行政が情報を統制することを全く正当化できない。もちろん行政や官庁の天下り先に情報を統制させていいはずがないし、そんなことをしてコンテンツ産業促進も行なおうというのは、全く政策として矛盾している。

「コンテンツ」に関してはまずは日本の主力産業として位置づけるべきであり(そして有力産業として位置づけられているのだから)、管轄官庁はまずは経済産業省とすべきだ。警察や総務省がでしゃばるのは筋違いだ。

| | |
|-----|--|
| | <p>第二に、文化産業としての側面から文化庁はこれに関与すべきだ。警察や総務省が じゃばるのは全くの筋違いだ。</p> <p>警察や総務省の天下り先を、この「知的財産基本法」という口実でもって作られた り、文化を破壊する実績しかもっていない警察や、旧内務省系の総務省が文化統制の口 実をつくるなんてことは、日本の知性を劣化させ文化産業を劣化させる原因にしかならな いから、強く反対する。</p> <p>たとえば警察は、「天下り先」の意向に沿って「栃木リンチ殺害事件」を隠蔽した という「実績」がある。そんな人々に「文化」立法に関わらせる正当性があるとは思 えない。</p> <p>総務省は日本のテレビ産業にとって全く何ら経済的にメリットのない「地上波デジ タル放送」化を推進している。この「実績」からして、文化産業立法に関われる能力 があるとは思えない。</p> <p>総務省と牛尾治朗の名前からすると、安倍晋三スキャンダルを隠蔽工作した人々が この「知的財産基本法」に関わっていると思われるが、文化と何の関係もない人びと を立法に関わらせることの正当性を強く疑う。安倍晋三一族が統一協会と祖父の代から深 い関わりがあり、安倍晋三の父親・安倍晋太郎が日本政界に統一協会信者を大量に送り 込んだ人物であり、統一協会が日本の文化を抑圧破壊する教義の持ち主であることは、 多くの人々が知る事実である。</p> <p>しかもライブドア事件・ヒューザー事件の双方に安倍晋三の後援会「安晋会」が関 わっていることも、広く知られた事実である。その事実が、現在、大手新聞・テレビ で全く扱われていないのは、安倍晋三の背景の暴力集団による脅迫・統制があったからだ と想像できる。</p> <p>その統一協会を政治的背景としている安倍晋三の後見人をしているウシオ電機会長 ・牛尾治朗が「知的財産推進本部・コンテンツ専門調査会」の座長をしているなど ということは、悪い冗談だとしか思えない。日本に知性があるのなら、牛尾治朗をまず 解任するべきである。誰が彼を任命したのか知らないが。</p> <p>以上、意見します。</p> |
| 134 | <p>ネット上の特定の人物に都合の悪い情報発信を恣意的に規制すべし、との内容が再三記載 されており、これは知財保護とは全く関係のない内容となっている。</p> <p>与党自民党は昨年未も減少傾向にある犯罪を“増加”“凶悪化”などと嘘の情報を混ぜた提 言で発信しているが、同様の悪しき傾向が見られる。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>我が国は情報立国・技術立国としてしか生き残る術はないのだから、この様な低レベルの情報操作を行うのではなく、本来の意味の知財保護を行うべきである。</p> |
| 135 | <p>以前、意見をお送りさせていただきました と申します。 失礼ながら、ハードディスクの故障でもございましたでしょうか？ 一月締め切りで意見を募集なさっていたはずが、再度募集と言う事で驚いています。 まさか「何度も募集すれば、その内政府に都合のよい意見が集まるだろう」などという 浅ましいお考えなど、選良たる皆様に有ろう筈がございません。 きっと、何か手違いがあったのでしょうか。 とりあえず、1月にお送りした意見を再送させていただきます。 PCと言うのは、日本の魅力あるコンテンツを生み出す環境同様に壊れやすいものです。メンテナンスには十分お気をつけ下さい。</p> <p>(以下再送) 県 市 と申します。 乱文ながら、意見を述べさせていただきます。</p> <p>参考資料、知的財産推進計画2005年版2章・2-3-(1)に見られるようなインターネットを通じた著作権侵害は確かに深刻でしょう。</p> <p>実際書店の店頭にも居ても、Winnyなどファイル共有ソフトの解説書は多数出版されており、また皮肉なことにそのような違法コピーにより日本の著作権所有者に経済的ダメージを与えている記事の隣で中国や韓国を攻撃し、愛国ごっこで喜ぶ人々が見受けられる(そんなに愛国心を発揮したいのなら、入手したのものにはきちんとお金を払えばよいのである)のは被差別部落出身者リストがネット経由で出回るのと同様、彼らの倫理観と社会意識の欠如を示すものといえるでしょう。</p> <p>ただ・・・それでも、法的な取締りを強化することには異論があります。</p> <p>知的財産推進計画2005年版4章・1-4-(2)にあるようなマーク制度の創設ですが、これはポルノコミックスに現在付けられている「成年マーク」の様な物を想定しての事でしょうか？ だとしたら、余り有効とは思えません。</p> <p>現在、コミックスに付けられている成年マークですが、現場で見ている明らかにポルノと思われる作品についていない事がよくあります。また、女性向けポルノにはそもそもつかない事が多く、性表現の激化を抑えるという観点に関しては完全に失敗していると言えるのではないのでしょうか？</p> |

これに、更に「有害サイトを探してマークの設置を勧告する」などという仕事を警察官僚の天下り先に用意するのは、税金の無駄というものでしょう。

もし、何がしかの目安をどうしても付けたいという事でしたらむしろ申告制の「全年齢推奨マーク」のようなものを作り、申告後の審査で許可を出す、という形の方が良いのではないのでしょうか？

この項目の目的が未成年者の保護にあるのなら、抜け道が幾らでも有る「有害サイトの撲滅」よりは「安全な情報入手ルートを確保する」方が効果的かと考えます。

また、成年マークのようなネガティブなものよりも「全年齢推奨マーク」のような明るい物の方が、商業サイト製作者の協力を得やすいでしょう。

そもそも自民党が良く取り上げるジェンダーフリー問題のように有害だ有害だと騒ぐので調べてみたら「過激な性教育」や「男女同権の強制」は誇張、物によっては出鱈目だった(男女同室の着替えは単なる予算不足による更衣室の欠如、鹿児島でのジェンダーフリー批判に関してはまるっきりの事実無根だった)等という事もありましたし、何が有害かに関しても最初から無茶なバイアスが掛かっている可能性もあり、無闇な介入を可能にする余地を作るべきではないでしょう。

昨年末に「オタク・エリート」なる書籍が発売され、その中で平沢勝栄議員がTVで人気の「ケロロ軍曹」を褒めていましたが、議員は作者の吉崎観音氏が脱衣麻雀ゲームでも仕事をしており、更に言えばその作風は80～90年代の吾妻ひでおを祖とするロリコン漫画文化の産物である事を理解した上で読んだのでしょうか？

おまけに、平沢議員は以前ポルノコミック出版社「松文館」の社長逮捕のきっかけを作った事で知られていますがこの出版社から発売されているポルノコミックのほとんどはレベルの違いこそあれ、吉崎観音氏同様の文化を基本に持つものです。

私が危惧するのは、そういう教養(やな教養ですが)が無い人々が、正義の旗をぶんぶん振り回して見当違いの方向に貴重な予算を費やし、また次の才が生まれるべき森や泥土を「こっちの方が綺麗だから」とコンクリートで固めてしまう事なのです。

統計資料でも明らかな通り少年の凶悪犯罪は戦後急減を続け、ロリコン漫画文化の隆盛と合わせる様に底を打っています。

また、性犯罪についても同様。(参照・<http://kogoroy.tripod.com/hanzai.html>)

私見ですが、性犯罪に関しては過去には現実と理想の違いによる不満を制御できず愚かにも女性への暴行に走ってしまったような層が、現在はいわば「二次元の世界に旅立ってしまう」

事により無害化されている事例が多数存在するのでは無いのでしょうか？それが事実だとすれば、性表現の規制を行うなら現実世界の性犯罪の増加に対応しなければならないというリスクも考えなければなりません。

| | |
|-----|--|
| | <p>また、世間で有害といわれるようなメディアは、ぼっと出の新人でも参加しやすく、才能次第で生活のための収入を確保しつつ(「有害」ゆえに)表現の規制が少ない修行の場でもあります。現在日本で高名な映画監督の内、「日活ロマンポルノ」でメガホンを取った方が少なくないのはご存知かと思いますが、現在のインターネットやコミックマーケットでも同様ではないでしょうか。</p> <p>恐らく、現在の様に幻の少年犯罪増加や「ゲーム脳」などの規制側にワイドショーレベルの知識しかない状態では解り易い悪役...いえ、生贄を探してあちこち攻撃を繰り返した挙句、「次の庵野」や「未来の宮崎」、「次代の手塚」を潰す事になりかねません。</p> <p>更に...これは考えすぎかもしれませんが、「何が有害か」に関して別の心配があります。</p> <p>最近、反戦・反政府系のピラを撒いて逮捕される事件が多発しています。もしも偏った思想を持つ議員が「未来を担う子供に、偏向した知識を持たせてはならない。反政府的な思想を書いたサイトは有害である」という考えを目立たぬよう実行に移すなら、2005年版4章・1 - 4 - (4)に有る様な青少年の健全育成という看板は都合のいい物でしょう。</p> <p>それを防ぐ工夫が見当たらないのでは、「最初からそれが目的では？」と疑いたくもなりません。</p> <p>今後の日本がソフトパワーによって国際影響力を得てゆくべきだということは、もはや論を待ちません。しかし悲しい事に、昔日の栄光(幻の...)が忘れられず愛国心の元に強硬に出ればすべて解決するかの様な妄想に走る人々が保守系政治家のみならず、オタク族の中にも存在します。もし政府の皆様も「これからはソフトパワーだ!」という考えを共有しているのなら、そんな偏狭さとも戦う必要があるでしょう。</p> <p>考えてみてください。</p> <p>政府批判が許されない国(例えば旧ソ連)から生まれた娯楽作品が、世界で受け入れられる面白さを持ちえた事が今まであったでしょうか？</p> <p>長文、失礼いたしました。</p> |
| 136 | <p>ご意見をお送りします。</p> <p>第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組 I.コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する</p> <p>の項目に有る</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>(2)新しいビジネスモデルと技術を開発する</p> <p>4) コンテンツを安心して利用するためのシステムの開発・普及を行う</p> <p>ii) インターネット上において違法・有害な情報が増大し、これらに関係する可能性のある事件、 犯罪が多発している等の状況にあって、利用者が安全なコンテンツを容易に選択できるよう、 2005年度中に、コンテンツの安全性を事前かつ容易に判断できるようにするためのマーク制度の 創設に向けた検討を行い、結論を得て、必要に応じ所要の措置を講ずる。(総務省)</p> <p>(4)青少年の健全育成への自主的な取組を奨励・支援する</p> <p>i) 一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、 健全なコンテンツの普及拡大を図る観点から、2005年度も引き続き、有害なコンテンツから 青少年を守るための業界による自主的な取組や、一部のコンテンツが身体に及ぼす影響も含めて、 業界等による定量的な調査研究等の取組を支援する。(警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省)</p> <p>この二つについては全面的に反対します。 まず「有害なコンテンツ」とありますが「有害」の定義が曖昧であり、解釈の仕方によっては表現の規制につながりかねません。 また、一部のコンテンツが青少年悪影響を及ぼすというのは科学的根拠が存在しない迷信論に過ぎません(事実、戦後少年犯罪は長期的に見ると減少傾向にあります)。 このような事に人員・時間・予算をつぎ込むことは無駄以外のなんでもありません。</p> <p>最後に改めて上記2項目については全面的に反対するものとします。</p> |
| 137 | <p>インターネットコンテンツについて、組織的に内容を検閲しようとしていますが、反対です。昨今のPSE法騒動のように、一部の組織に権利を委ねることは危険です。</p> |
| 138 | <p>「青少年の健全育成への自主的な取組を奨励・支援する」事が知的財産推進に繋がるどころかかえって衰退させてしまうのではないか？。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>青少年健全育成は別の枠組みで行うべきであり知的財産推進の枠組みで行うべきではないしやめるべきだ。</p> |
| 139 | <p>意見を述べさせていただきますとまず 第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組 .コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する 4. コンテンツ流通大国に向けた改革を進める) インターネット上において違法・有害な情報が増大し、これらに関係する可能性のある事件、犯罪が多発している等の状況にあって、利用者が安全なコンテンツを容易に選択できるよう、2005年度中に、コンテンツの安全性を事前かつ容易に判断できるようにするためのマーク制度の創設に向けた検討を行い、結論を得て、必要に応じ所要の措置を講ずる。 (総務省)</p> <p>の項目の中にある有害な情報と言うものの基準が明確ではありません。なにが有害であるかどうかを個人もしくは組織のさじ加減で決められてしまうのですか？もしそうであるのならば明らかに悪質と言わざるをえないと思います。 次に(これらに関係する可能性のある事件、犯罪が多発している等の状況にあって、利用者が安全なコンテンツを容易に選択できるよう)とありますが有害な情報と言うものの基準がそもそも明確になっていないのにもかかわらず選別をするとはどういうことでしょうか？やはりこれも個人もしくは組織のさじ加減で一方的に決められてしまうのでしょうか？こんな悪質極まりない行為は止めていただきたいと思います。 そして次の項目の中に (4) 青少年の健全育成への自主的な取組を奨励・支援する) 一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、健全なコンテンツの普及拡大を図る観点から、2005年度も引き続き、有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組や、一部のコンテンツが身体に及ぼす影響も含めて、業界等による定量的な調査研究等の取組を支援する。 (警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省)</p> <p>とありますが上にも述べたとおり有害な情報と言うものの基準が明確ではない上に(指摘があることを)とは一体どういう事でしょうか？根拠もなければ証明もできない状態の上で(社会全般に悪影響を及ぼしている)？これを考えた人は何を考えているのでしょうか？有害に対する基準はない悪影響に対しての根拠もなければ証明もできない。しかしさじ加減一つで規制はしていくよと言うことにしかならなくなります。何を考えているのかは分かりませんがこういった異常な考え方はすぐにでも改善し</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>て頂きたいと思います。 辛辣な意見ではありますがどうか聞き入れて下さいお願いします。</p> |
| 140 | <p>盛り込むべき物では無く、削除、緩和を求める意見です。 私は基本的には賛成ですが、以下二点の政策に対しては反対させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> > 第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組 > I.コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する > (2)新しいビジネスモデルと技術を開発する > 4) コンテンツを安心して利用するためのシステムの開発・普及を行う > ii) インターネット上において違法・有害な情報が増大し、これらに関係する可能性のある事件、犯罪が多発している等の状況にあって、利用者が安全なコンテンツを容易に選択できるよう、2005年度中に、コンテンツの安全性を事前かつ容易に判断できるようにするためのマーク制度の創設に向けた検討を行い、結論を得て、必要に応じ所要の措置を講ずる。(総務省) > (4)青少年の健全育成への自主的な取組を奨励・支援する > i) 一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、 > 健全なコンテンツの普及拡大を図る観点から、2005年度も引き続き、有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組や、一部のコンテンツが身体に及ぼす影響も含めて、業界等による定量的な調査研究等の取組を支援する。(警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省) <p>この二つの政策は、あまりに「有害」の定義が曖昧であり、主観に基づいた有害認定が行われる恐れがあります。 また、あくまで可能性の域を出ていない有害性を取り上げ、その他の面が無視されてしまう可能性も否定できません。</p> |
| 141 | <p>http://00089025.blog8.fc2.com/blog-entry-177.html http://benli.cocolog-nifty.com/benli/2006/03/_to_in_march_20_9055.html</p> <p>9.「青少年保護」目的と称する包括的表現規制を意図した項目は削除すべきである 第4章 I(2)4 ii)及び(4) i)が「青少年の保護」を大義名分に掲げる表現規制を意図したものであると言う批判が生じていることに留意すべきである。2004年に成立したコンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律は第6条2項の「青少年等に及ぼす影響について十分配慮する」義務規定を理由に一部で「コンテンツ健全化法」と別称されているが、例えば体制批判的な内容を含む作品が公的機関により「青少年に有害な影響を与えている」と喧伝される状況がこの条文によって発生しないと言えるのか。事業者間で自主的に取り組むと言う条件の許でのレーティング及びゾーニングに</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>関しては必ずしも反対するものではないが表現の自由が憲法で保障されている以上、何かしらの描写を法的に禁止することには実在する人の人権侵害防止など表現の自由に優越させるべき根拠が必要であり「青少年の保護」は、その根拠として余りにも曖昧かつ抽象的であると言わざるを得ない。そもそも、この条文の「青少年等に及ぼす影響」は定義が全く不明瞭であり、性表現や暴力表現のみを念頭に置いたものではなく体制批判的な内容を含む作品を公的に排除する意図が疑われるものと言わざるを得ない。よって、この項目は青少年が多様な体験を重ねることにより自身で「考える力」を養う機会を奪うことに繋がる表現規制を意図したものと疑われる現在の文面に問題が無いかどうか、改めて見直すべきである。</p> <p>また、本項目が根拠にしているとおぼしき環境犯罪誘因説は学界内で明確に否定されていることも併せて付言する。</p> <p>牛尾治朗氏を知的財産戦略本部・コンテンツ専門調査会の座長始め関連役から解任してください。特定の有力政治家と繋がっている http://www.nikkei.co.jp/neteye5/shimizu2/20051129ne8bt000_29.html のは禍根を招きます</p> |
| 142 | <p>わいせつ物は、個人の嗜好であり、本来犯罪行為とは何の関係もないものです。歌麿は美術館に飾りながら、一方でその文化の派生である現代アダルト創作物を取り締まるのでしょうか</p> |
| 143 | <p>有害無害を恣意的に選別し、特定の情報を封じ込めるための政策としか判断できない。情報の検閲は経済の牽引車である情報産業そのものを衰退させる、極めて反社会的行為であり、とうてい容認すべきではない。</p> |
| 144 | <p>前略、ご意見致します。</p> <p>漫画・アニメ・ゲーム等のコンテンツの、表現の自由を奪うような改悪法案は、断固反対です！。創作の自由で、漫画・アニメ・ゲームが作られているコンテンツを規制するような法案は、民主主義に反します。漫画・アニメ・ゲームを趣味にしている人達にも、個人的な趣味・生きがいで、漫画・アニメ・ゲームを趣味にしているのに、青少年健全育成を盾に、いい加減な考えで、自由な創作表現を奪うような法規制で、自由な表現を規制するような事は、日本を中国・北朝鮮の国にし、日本を自由が利かない国にするような考えです。自由が保障されている憲法を改悪するような考えで、自由な表現・言論の自由・思想の自由を奪うようなコンテンツ規制は、日本国を戦前・戦時中のような暗黒の世の中にし、治安維持法で日本国民を統制する事に繋がりがねません！。そのような事になったら、自由な表現で作られている漫画・アニメ・ゲームの趣味が規制されて、2度と楽しめなくなります。自由を奪うような改悪法案によるコンテンツ規制には、断固反対を致します。</p> |
| 145 | <p>前略、ご意見致します。</p> <p>以下の項目は、自由な表現のコンテンツで作られている漫画・アニメ・ゲーム等の表現を、いい加減な考えで規制しようとする考えですので、以下の項目に断固反対し、反対意見と致します。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>言論の自由・表現の自由・思想の自由を奪うようなコンテンツ規制には、断固反対致します。個人の趣味・生きがいである漫画・アニメ・ゲーム等のコンテンツを、青少年健全育成を盾にした改悪法案による、いい加減な考えで、自由な表現を奪うような事は、日本を北朝鮮・中国のような国にするような考えです。日本国民の思想の自由・言論の自由・表現の自由を奪う事に繋がりがねません！。憲法改悪にも繋がりがねません！。自由を奪うような改悪法案で、日本を構造改革するような事は、趣味を持つ人達が断じて許しません！自由を奪うような改悪法案には、断固反対致します。</p> <p>第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> > I.コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する > (2)新しいビジネスモデルと技術を開発する > 4) コンテンツを安心して利用するためのシステムの開発・普及を行う > ii) インターネット上において違法・有害な情報が増大し、これらに関係する可能性のある事件、犯罪が多発している等の状況にあって、利用者が安全なコンテンツを容易に選択できるよう、2005年度中に、コンテンツの安全性を事前かつ容易に判断できるようにするためのマーク制度の創設に向けた検討を行い、結論を得て、必要に応じ所要の措置を講ずる。(総務省) > (4)青少年の健全育成への自主的な取組を奨励・支援する > i) 一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、健全なコンテンツの普及拡大を図る観点から、2005年度も引き続き、有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組や、一部のコンテンツが身体に及ぼす影響も含めて、業界等による定量的な調査研究等の取組を支援する。(警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省) |
| 146 | <p>知的財産基本法のの施行状況に対する意見募集との事で意見を述べさせていただきます。以下の項目に関しては疑問に思っております。</p> <p>第1章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> I.コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する (2)新しいビジネスモデルと技術を開発する 4) コンテンツを安心して利用するためのシステムの開発・普及を行う ii) インターネット上において違法・有害な情報が増大し、これらに関係する可能性のある事件、犯罪が多発している等の状況にあって、利用者が安全なコンテンツを容易に選択できるよう、2005年度中に、コンテンツの安全性を事前かつ容易に判断できるようにするためのマーク制度の創設に向けた検討を行い、結論を得て、必要に応じ所要の措置を講ずる。(総務省) (4)青少年の健全育成への自主的な取組を奨励・支援する i) 一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、健全なコンテンツの普及拡大を図る観点から、2005年度も引き続き、有害なコン |

| | |
|-----|--|
| | <p>テックから青少年を守るための業界による自主的な取組や、一部のコンテンツが身体に及ぼす影響も含めて、業界等による定量的な調査研究等の取組を支援する。(警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省)</p> <p>上記の二つはインターネットやメディアのコンテンツに有害性があり、少年犯罪を助長しているとの事ですが、少年犯罪は増えておりません。http://kogoroy.tripod.com/hanzai.html でのデータと意見を拝見しましたが、少年犯罪は増えていないことがわかります。少年犯罪は増えておらずむしろ減少傾向であり、また近年増えている傾向にあると思われる強盗、窃盗、横領などは警察の強硬姿勢によって罪状などが厳しくなっているため、それにより検挙率が増え犯罪が多くなっている感覚に陥っているだけのようです。さらに申し上げれば、メディアが氾濫していなかった過去のほうが犯罪率が高い傾向にあり、メディアの影響はほとんど無いようです。つまりは、メディアが悪影響を及ぼしているのではなく、情報の氾濫によって犯罪事件が目や耳に入りやすくなった為に多いように感じるだけです。</p> <p>このことから少年犯罪のメディアによる悪影響論には正しくなく、第1章、(2)4)ii)、(4)i)の項目は削除すべきです。</p> <p>また、文章上の「有害情報、一部のコンテンツ」とは曖昧な表現であり、これらを拡大解釈すれば「知る権利」や「表現の自由」を侵害するような影響も出るかと思えます。そのことから反対しております。</p> <p>私の意見は以上です。それでは、失礼します。乱文お許しください。</p> |
| 147 | <p>> 第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組</p> <p>> I.コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する</p> <p>の中の</p> <p>> (2)新しいビジネスモデルと技術を開発する</p> <p>> 4) コンテンツを安心して利用するためのシステムの開発・普及を行う</p> <p>> ii) インターネット上において違法・有害な情報が増大し、これらに関係する可能性のある事件、犯罪が多発している等の状況にあって、利用者が安全なコンテンツを容易に選択できるよう、2005年度中に、コンテンツの安全性を事前かつ容易に判断できるようにするためのマーク制度の創設に向けた検討を行い、結論を得て、必要に応じ所要の措置を講ずる。(総務省)</p> <p>上記の項目に関してインターネット上において違法・有害な情報が増大し、これらに関係する可能性のある事件、犯罪が多発している等の状況とありますが、インターネットが規制が必要なほどに関係しているとする根拠となる証拠があるのでしょうか。また、証拠があるとして、それ</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>は犯人等の責任転嫁の言葉以上のものなのでしょうか。最近インターネットやゲーム等に責任転嫁をする風潮が目立つように思います。</p> <p>その点から考えてもマーク制度の導入は議論不足且つ情報不足であり、時期尚早であると思われる。</p> <p>> (4) 青少年の健全育成への自主的な取組を奨励・支援する</p> <p>> i) 一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、健全なコンテンツの普及拡大を図る観点から、2005 年度も引き続き、有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組や、一部のコンテンツが身体に及ぼす影響も含めて、業界等による定量的な調査研究等の取組を支援する。(警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省)</p> <p>上記の項目に関しても、</p> <p>一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があるとのことですが、それらの指摘はただの主観であり、研究のきっかけになるとしても、そもそも有害なコンテンツと健全なコンテンツの線引きは個々人によって違うはずで、また、メディアから受ける影響に関しても周囲の人間(親や教師)等の存在から受ける影響よりもはるかに小さい物であると思われます。また、最近新聞やテレビ等のマスコミが少年犯罪の増加を煽っているようですが、他国と比べても日本の若者の凶悪犯罪率は驚くほど低いはずで、インターネットやゲームが関係する犯罪というのも周囲の環境を含めて考えれば、それほど重要な役割をインターネットやゲームが果たしているとは思えません。インターネットやゲームが無ければ起きなかった犯罪というものがどれだけあるのか研究し、その結果を全国民に公表する必要があると思います。ゲーム脳等の疑似科学に惑わされないようにお願いします。</p> |
| 148 | <p>検討の基本方針を簡単に拝読させていただきました。インターネットコンテンツの規制方針については相変わらずのようで、非常に不安を感じます。</p> <p>インターネットコンテンツの規制は、明らかに犯罪に直結している、あるいはその危険が切迫しており他に防ぐ手段がない等、最低限の場合に限るべきではないでしょうか。</p> <p>たしかに「有害」なインターネットコンテンツは存在しますし、そうした情報が犯罪を誘発する例もあったようです。しかし、「だから有害情報は規制すべきである」という意見には同意しかねます。たとえば、武器の密造や犯罪の方法等について書かれた「犯罪情報」については、いくら国内のサイトを規制したところで、国外サイトにもそうした情報はあふれているはずで、情報を得て武器を密造できるほどの人間であれば、そうしたサイトから情報を得ることもおそらく可能でしょう。つまり、規制による犯罪抑止効果はさほど期待できません。</p> <p>その反面、規制を進めていけば、完全に「犯罪情報」のみを扱ったサイトだけではなく、まれにごく一部の人間によってそうした情報が書き込まれる「おそれがある」匿名掲示板やブログ等まで厳しく規制され、あるいはサービス停止に追い込まれる危険があるように思います。そうし</p> |

たサービスは、インターネットというツールに欠かせない情報流通手段です。「有害情報の規制」という名目で、そうしたサービスにまで規制が及ぶようになれば、インターネットの魅力や利便性は半減してしまいます。そしてさらには「表現の自由」の侵害につながりかねません。

つまり、規制によるマイナスが、プラスの効果を上回る可能性が非常に大きいこととなります。このような規制を進めるべきだとはとても思えません。

ポルノコンテンツの規制についても、「犯罪情報」サイト規制と類似の問題が出てきます。国外から発信されるポルノコンテンツは膨大な量にのぼると思われま。どれだけ国内発のサイト等を規制したところで、「ポルノコンテンツが青少年の目に触れないようにする」ことはまず不可能でしょう。これでは規制の効果は期待できません。

その一方、国内の「ポルノコンテンツ規制」については、その対象が非常に曖昧です。もし、「青少年に有害な情報を規制する」という名目で「軽い性描写を含む」程度の、多くの国民から見て「有害」とはみなされないようなコンテンツまでが規制され、あるいは規制を怖れて公表が自粛されるようになれば、完全に「表現の自由」の侵害です。役に立たない規制のために「表現の自由」が侵害される事態は、決して納得できるものではありません。

また、ポルノを規制することが本当に犯罪を減らすことにつながるのかという問題もあります。海外には、ポルノを厳しく規制している国もあります。しかし、そうした国での性犯罪が少ないという話は聞きません。たしかに、特に判断能力の育っていない青少年などが、過激なポルノを見て刺激され、模倣して犯罪を犯す例はあります。

しかしその一方、そうした過激なポルノを見ることで歪んだ欲求を満足させ、現実には犯罪行動に及ばない層もあるのではないかとされています。こちらは「犯罪行動に及ばない」ため、その数を確かめることは出来ません。規制を進めていけば、「ポルノを見て誘発された」犯罪は減るかも知れませんが、しかし今度は「欲求を満足させるような刺激が得られなくなったことで欲求不満に陥った人間による犯罪」が増加する危険が出てきます。そのどちらも抑えようとするのであれば、単純な禁止ではなく、フィクションと現実を混同しやすい青少年層から過激なポルノを遠ざける、いわゆるレーティングという方法しかないのではないかと思います。

ただし、現実の性犯罪と直結しているようなアングラサイト(実在の子供を使ったポルノ、人身売買等)に関しては、厳重に取り締まっていく必要があると考えます。

最後に、いわゆる自殺サイト規制について述べます。完全に自殺の方法を紹介したり「自殺仲間」を募集することを目的としたサイトを規制するだけならば問題はないでしょう。しかし実際には、「純粋な自殺サイト」と、匿名の悩み相談掲示板などを完全に区別することは困難です。単純に規制を進めていけば、そうした悩み相談の場まで「自殺を誘発する」として規制の対象となりかねません。そうすると、匿名性のおかげでただひとつ悩みを打ち明けられる場を失い、孤独の中に取り残されてしまう(それが自殺につながる危険も十分考えられます)人を増やすことになってしまいます。これでは何のための規制か分かりません。

インターネットコンテンツの問題では、しばしばその匿名性が諸悪の根源のように言われます。しかし、匿名性の影にかくれて人を傷つける投稿があり、匿名性の助けを借りて救いを求め

| | |
|-----|---|
| | <p>る投稿もある。それがネット上の交流です。どちらも匿名性を利用している以上、一方だけを規制して一方だけを残すというのは不可能です。</p> <p>結局、「判断能力が期待できない年齢の子供にはインターネットを使わせない(近年は小学校で教える例が多いようですが、私は、ネット利用は中学生くらいからの方が望ましいように思います)」「ある程度の年齢になったら、今度はネットの正しい利用法や身の守り方を教える」しかないのではないのでしょうか。</p> |
| 149 | <p>知的財産推進計画2006への意見</p> <p>[以下引用]</p> <p>第1章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組</p> <p>1.コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する</p> <p>(2)新しいビジネスモデルと技術を開発する</p> <p>4)コンテンツを安心して利用するためのシステムの開発・普及を行う</p> <p><略></p> <p>)インターネット上において違法・有害な情報が増大し、これらに関係する可能性のある事件、犯罪が多発している等の状況にあって、利用者が安全なコンテンツを容易に選択できるよう、2005年度中に、コンテンツの安全性を事前かつ容易に判断できるようにするためのマーク制度の創設に向けた検討を行い、結論を得て、必要に応じ所要の措置を講ずる。(総務省)</p> <p><略></p> <p>(4)青少年の健全育成への自主的な取組を奨励・支援する</p> <p>i) 一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、健全なコンテンツの普及拡大を図る観点から、2005年度も引き続き、有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組や、一部のコンテンツが身体に及ぼす影響も含めて、業界等による定量的な調査研究等の取組を支援する。(警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省)</p> <p>[以上引用]</p> <p>インターネット規制としかみれないマーク制度の設立に反対する。</p> <p>「インターネット上において違法・有害な情報が増大し」とあるが、違法とされる情報は、現行法によって取り締まる事が可能である。また、「有害な情報」と「違法な情報」を混同しているような状態では、マーク制度を導入したとしても、まともに機能するとは思えない。</p> <p>「コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する」と言っている一方で、表現規制になりかねない政策や条例の設定を行っているのは、矛盾しているのではないか。そのような状態では、「コンテ</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>「ソビエトを飛躍的に拡大する」のは不可能であり早期改善を求める。</p> <p>以上。</p> |
| 150 | <p>CDの再販制度についてですが、零細店の保護などになっていません、ウソです、統計に出ません。</p> <p>タイトルの多様化のためとか言うむきがあるようですが、実際は粗製濫造になっています。業界全体が硬直化して衰退産業になって来ました。</p> <p>CDに関しては再販制度を外した方がよろしいと考えます。</p> |
| 151 | <p>CD書籍雑誌新聞等の再販も特殊指定もぜひ廃止して欲しいです</p> <p>ただし書籍は学術書研究書のみ利益がでないもののも再販特殊指定は存続してもいいと思います。</p> <p>とくに新聞は即刻廃止にすべきです</p> <p>元新聞販売店関係者で恨みで書いているのではありませんが現行では値引き販売等や再販制度を悪用して悪質なセールスを</p> <p>はびこらせる温床になっていると思います。また業界内に自浄することはせず現行でも本社の補助と引き換えにコンクールにはかならず目標部数を達成しなければいけなかったり会の幹事になればかならず部数を増やさなければならなかったりと新聞社としては証拠が残らないように巧妙な方法で現実に押し紙を強要されています</p> <p>また業界内で値上げの順番が決まっているらしく大手はほぼ一律に同じ値段です</p> <p>本来なら発行部数によって値段が変わっていいはずなんですけれど同じ3925円だったりします</p> <p>やはりこういったことは無くすためにも一刻も早く特殊指定等を廃止すべきではないでしょうか？</p> |
| 152 | <p>新聞書籍CDなど再販制度は一切廃止にしてほしいですね。</p> <p>どこぞの新聞に山間地の個別配送の維持なんてありましたが、田舎では前日の夕刊と本日の朝刊が郵送で昼頃配達されますよ。</p> <p>郵政民営化で郡部の集配局廃止するそうですが、そちらの影響のほうが大きいですね。集配局廃止で新聞を配達できなくなりますね。。</p> |
| 153 | <p>CDだけはいしだなんて、狙い撃ちしないでください！！</p> <p>マスコミ、新聞・出版の再販制度と特殊指定もさっさと廃止してください！！</p> <p>今、どれだけ国に対し批判的なメディアがはびこっているのですか！！</p> <p>マスコミにも市場原理主義を取り入れてください！！</p> |
| 154 | <p>新聞の再販制度と特殊指定と販売制度をなくしたほうがいい。</p> <p>新聞などよりネットの方が速いし、圧力はかかってないし。</p> |
| 155 | <p>CDだけ廃止なんて手ぬるい。</p> <p>新聞・出版の再販制度と特殊指定もさっさと廃止しろ！</p> |

| | |
|-----|---|
| 156 | 今の新聞は、中朝韓のプロバカンダとかしている。 そのような新聞など不要。 新聞の再販制度と特殊指定もさっさと廃止しろ。 |
| 157 | 新聞の再販制度が癌だと思うので止めさせてください |
| 158 | 新聞・出版の再販を廃止すべきだ。 また、新聞特殊指定も廃止すべき。 |
| 159 | 新聞の特殊指定を廃止してほしい。あれだけ市場原理を主張する業界が自分の所だけは例外にしてほしいというのは間違っている。新聞に価格競争があってなぜ悪いのか。 |
| 160 | 新聞の再販制度は絶対になくすべきです。一国民として、新聞貴族の特権を許すことは出来ません。 敬白 |
| 161 | 時代の要請に逆行する再販制度。特に新聞においては弊害が大きく、本来の社会的木鐸の役割を大きく阻害していると考えます。即刻廃止し、自由競争市場にすべきです。 |
| 162 | <p>商業用レコードの再販売価格維持制度廃止を求めます</p> <p>一昨年、大多数の音楽ファンやアーティスト等の反対にも関わらず著作権法による商業用レコードの還流防止措置が成立しており、両制度とも同一商品の小売価格に作用する点に変わりはない。本措置の導入に当たって「諸外国も同様の制度を実施している」と主張したのに対し、今や商業用レコードを再販制度の対象にしている国は日本ただ一国であり、還流防止措置に加えて商業用レコードの再販制度を現状のまま維持し続けることは諸外国に全く例の無い過剰保護と言わざるを得ません。このことは欧米各国と比較してヒットチャート上位アルバムの小売価格が1.5倍～2倍程度高額であると言う状況に拍車をかける一因となっているのは周知の事実です。</p> <p>また、欧米各国では「iTunes Music Store」を始めとする低価格で音楽愛好者に利便性の高い音楽配信サービスが爆発的な人気を博しているのに対し、日本ではレコード会社が再販制度に拘泥する余り今後の代替的供給手段に成り得る音楽配信には極めて消極的であり、技術革新により低コストで音楽を普及させることが可能になったにも関わらずサービスの展開が妨げられていると言う極めて本末転倒な状況となっております。再販制度を擁護する意見には「インフラの未整備」などが挙げられているが、インフラの整備は政治の役割でしょうか？未整備地域の解消と言う政治の役割を棚上げしての制度擁護は本末転倒との謗りを免れ得ないものであると思います。</p> <p>かかる状況を是正し、文化の発展と言う目的を実現する為にも本項に基づき商業用レコードの再販制度は直ちに廃止すべきです。</p> |
| 163 | 音楽CD再販制は不要です。時限再販のおかげでほぼ骨抜き状態になっているので、もう必要ないと思われます。そもそも一律¥3,000で売られる時点でおかしいのであって…。とにかくCD再販制は不要です。 |

| | |
|-----|---|
| 164 | 「CD だけでは片手落ち。新聞・出版の再販・特殊指定も廃止！」 |
| 165 | <p>商業用レコードの再販売価格維持制度廃止を求めます</p> <p>CD が売れないのは日本の CD の価格が高いからに他なりません。それは CD 再販制度という価格高止まりが原因です。故に、再販制度を撤廃し、競争原理からより良いコンテンツを産み出す為にも、CD 再販制度撤廃の政策事項を知的財産推進計画 2006 に盛り込むべき政策事項であると考えます。</p> |
| 166 | <p>再販制度撤廃に賛成！</p> <p>とある曲(歌)が欲しかったが、3000 円弱のアルバムにしか入ってなかった。仕方なく買った。もちろんその曲しか聴いてない。 「他の曲を聴けば気に入るかもしれないじゃないか」 と言う人もいるかも知れないが、あとはほとんどインスト(BGM)。 とある曲が欲しくてCDを買ったが、『初回限定版しか残ってなかった』。 DVD付きだった(もちろんその分高い)。 要するに抱き合わせ商法(のようなもの)。 好きな曲“だけ”を買える様にして欲しいもんだ。U</p> |
| 167 | <p>音楽 CD の再販制度は廃止すべきである。再販制度を持つ主要国でも音楽 CD を再販対象としているような国は日本以外に存在しないし、しかも昨年に行われた改正著作権法では輸入権が認められ、二重の保護をした上で諸外国に例を見ない高額な単価で CD が販売されている。これは明らかに異常なことである。また、音楽配信が主流になりつつある現在となつては、CD 販売に固執し過剰な保護を求めること自体、ほとんど意味がない。むしろ新しい時代に即した流通の秩序作りを検討することが必要である。</p> |
| 168 | <p>音楽 CD の再販制度の廃止を求めます。</p> <p>日本の音楽カタログ数の豊富さはおそらく誰もが認めるものではあります。それも手にする者がいなければ宝の持ち腐れと言えましょう。世界一高価な CD を買わざるを得ない状況にあり、趣味に対して無尽蔵に資金を費やすことのできない消費者は、それらを購入する機会を音楽業界自身の手によって奪われてしまっているのが現状です。</p> <p>嗜好の多様化により、いわゆるロングテールを対象にした商品では僅かな利益しか上げられないと思います。しかし、数十万、もしくは数百万枚単位で売り上げを見込める商品によってカバーは十分可能なはず。それがひいては「音楽業界」の方々の「最大の目的」である文化の発展に多大なる効果をもたらしてくれるのではないのでしょうか。</p> |
| 169 | 再販制度と特殊指定について |

| | |
|-----|---|
| | <p>情報技術の発達により以前と比べて市民側から情報を発信するという機会が増えてきておりまた、それを基にしたネットワークと言うものも発達していきました。</p> <p>しかし、その一方で書籍や新聞と言ったメディアは上記で示した状況に乗り遅れる一方なのも事実です。</p> <p>それに到った理由として考えられるに再販制度並びに特殊指定にあぐらをかいた結果なのではないでしょうか？。</p> <p>だとすればメディアとコンテンツの更なる発展と書籍や新聞の質を高めるためにも再販制度と特殊指定は廃止するのが妥当です。</p> |
| 170 | <p>日本国内における再販制度は、速やかに廃止の方向へ変えていくべきである。</p> <p>特に音楽CDに関しては、すぐにでも再販制度対象から外して良いと思う。2004年に邦楽CD還流防止措置という保護を手に入れたのみならず、法文上の規定がないのをいいことに、自らのカタログ上で洋楽として扱っている盤までを輸入禁止にしているようなレコード会社に対して、これ以上の特殊制限保護はまったく無用であろう。</p> <p>本日3/29日には、1940年代から活躍しているベテラン黒人ミュージシャンのCDまで輸入禁止対象として税関に受理させてしまっている。これは国会審議および付帯決議を全く無視した行動としか言いようがない。</p> <p>また書籍、雑誌、新聞についても、音楽業界ほどではないにせよ、業界の硬直と不振は誰もが認めるところであり、業界としての改革が急務となっている。そのためにも、ぬるま湯状態を許容する再販制度、特殊指定などは速やかに廃止し、健全な業界発展を促進すべきである。</p> <p>これら再販対象となっているジャンルはほとんどが知財と縁の深いものであり、これら業界の健全化、発展は、今後の知財活用促進の基盤となるものであると考える。</p> |
| 171 | <p>再販制度にせよ輸入権にせよ、一部の流通業者や著作権隣接者だけを過剰保護する日本は致命的に世界の流れに逆行してると思います。典型的な税金の無駄遣いでもあると思います。</p> |
| 172 | <p>【音楽CD再販撤廃の政策事項を知的財産推進計画 2006 に盛り込むべきである】</p> <p>知的財産推進計画 2005 において、「2.『知的財産立国』実現に向けた取組方針」の〈5つの配慮事項〉(1)ユーザーの視点を考えた政策 の部分から意見を述</p> |

べる。

当該項目の中に「例えばコンテンツに関し、日本のユーザーが外国のユーザーに比べサービスや価格の面で遜色のない状況にあるか国際比較することが必要である」と明記されているが、この「遜色のない状況」ではなくする問題点が現に存在している。これは平成17年から施行された還流防止措置との二重保護を発生させ、かつ自由競争の時代に逆行する、世界でも稀に見る過保護政策である。

すなわち、音楽CDにかかる再販売価格維持制度である。

ユーザーの視点から考えた場合、その文化的側面から最も重視されるべきである。邦楽新譜の殆どが1枚3000円（最近では3015円のものや、DVDとの抱き合わせで3500円まで値を吊り上げたものも目立っている）という、若年層にとって極めて高く買いつらい値段が付けられている。再販制による価格高止まりが競争の観点から好ましくないのは言うまでもないが、次世代のクリエイターを育てるという観点から言っても、過去のアーティストたちが残したコンテンツを買えないために次なる創作への糧が得られず、長い目で見て日本からのコンテンツ世界発信が遠のくのではないかと懸念するものである。

また、この再販制の問題については知的財産戦略本部コンテンツ専門調査会（第7回）にて中山信弘本部員による以下のような発言があった。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/contents/dai7/7gjiroku.html>

-----引用ここから-----

レコードの再販につきましては、恐らくそういう制度をとっているのは、世界で日本だけだと思いますし、また、一昨年の著作権法改正で、いわゆるレコードの管理防止措置、つまり安いレコードが日本国内に入らないような措置を取りました。国内的には再販で価格を維持し、国際的な競争もしないという、世界でもまれに見る状態に置かれているわけであります。こういう状態が、果たして日本の文化を守るために必要なのかと、そんなに素晴らしい制度なら、なぜ世界がまねをしないのか。現在、本当に日本のレコード産業は、世界に冠たる産業になっているのか。世界一高いCDを買わされている日本のユーザーは、本当に世界一ハッピーなのか。そういうところから、私は考え直さなければいけないと思います。

アメリカよりも産業規模が小さいわが国の音楽産業、それに対してレコード会社はアメリカの何倍もあるという、言わば過当競争の状態にあるわけです。この護送船団方式を維持していくためには、やはり再販制度は必要だろうと思うわけでありませうけれども、しかし、再販制度を維持してやっているうちに、実はもう大きく流れが変

わってきている。

例えば、インターネットを通じた音楽の配信などのように、再販などには全く関係ない世界が出現しつつありますしたがって、再販制度で利益を得て、企業は現在はいいかもかもしれませんけれども、これに溺れて合理化をしないと、そのうち大きな崩壊が始まるのではないかと私は考えています。

そして、この問題は、決して唐突に起きたのではないわけですし、もう何年も前から公取でさんざん議論しておりますし、独禁法学者あるいは産業構造論の経済学者の間でも、さんざん議論をし尽くしているわけであります。

知的財産戦略会議の時代から、再販については直接書いてありませんけれども、競争政策が大事であるということは述べられておりますし、また知財基本法にも、競争法のことは書いてあるわけです。したがって、私は日本の音楽産業の合理化のために、むしろこの議論を始めるのは、遅過ぎるという感じすらするわけです。

-----引用ここまで-----

この意見に全面的な賛意を示すとともに、実際問題として日本のレコード業界が既に崩壊しているのではないかと私は考えるところである。もちろん元凶は再販制であり、それによる価格高止まりである。

この問題はいたるところで指摘されてきただけでなく、現にレコード売上げの激減として影響も大きく出ている。しかしレコード業界には価格を見直すような自浄作用は見られず、今もなおCDの価格が上がり続け、極めつけにはエンドユーザーが正規CDを格安で買える機会を「還流防止措置」によって潰してしまった。

レコード業界はよくCD価格の平均値などを持ち出し「CDは高くない」と誤魔化そうとするが、その平均値を下げているのは、制作費を既に回収し終えた旧譜か、制作費を気にしなくてもいい海外原盤のCDである。あるいは3ヶ月程度「特別価格」で売ったものであるか。この程度で“恒常的に”CDを安くしているつもりなのだから、めでたい話ではある(しかしその平均値がエンドユーザーの実感として捉えられているかどうかはレコード売上げの推移を見れば判る)。

ところで、還流防止措置の創設で進出が始まったという(その割にはアジアでのライセンス数は前年割れしているようだが)中国での邦楽盤は400円程度だそうである。日本での3000円と比べて、この価格差は何なのか。

どこまで制作費の回収を考えているのだろうか。400円程度で制作費が回収できるのなら日本での価格も下げて然るべきであるし、400円で回収できないのなら中国でダンピングした皺寄せを日本のエンドユーザーが被っていることになる(しかもこの中国のCDを日本人が買うと、権利者の得るべき利益を「不当に」損なうらしい!?)。

| | |
|-----|---|
| | <p>このような実態が果たして「日本のユーザーが外国のユーザーに比べサービスや価格の面で遜色のない状況にあるか」否か。しっかり調査していただきたい。</p> <p>レコード業界の現状を競争法の観点から考えるべきである。 しかも再販制の対象でない音楽配信までもがCDの値段に引き上げられる形で価格決定されていることに留意すべきだ(アルバム 1500 円から 2000 円、1 曲では 150 円から 200 円！ これでも安い方なのである)。 こうした負の影響を見ても、CD再販の廃止は急務であることが判る。</p> <p>保護制度のもとで満足にアジア進出もできず、目先の利益(それすら減っている)しか追えないレコード業界を国としてどうするのか。これを見限る(滅ぶままにまかせる)のも一つの戦略ではあろう。しかし少なくとも、今後あるべき音楽流通を見越して戦略的なメスを入れていただきたい。 エンドユーザーが完全にレコード業界から離れてしまっただけでは全て手遅れになるのだから。</p> <p>なお、レコード業界が再販制に固執するのは既得権を維持する目的でしかない。レコード類における再販制の意義が「文化の発展」のためではないことは、アメリカ・カナダ・イギリス・ドイツ・オーストリア・フランス・オランダ・デンマーク・ベルギー・ルクセンブルク・ノルウェー・フィンランド・スウェーデン・オーストラリア・ニュージーランド等の主要先進国の中でCD再販を認めているのが日本ただ一つであることから判る。 CD再販がなくとも音楽文化は発展するし、またCD再販があってもレコード売上げが激減し、怠惰な産業が崩壊するのである。このようなレコード業界にどう鞭打つか、本来あるべきレコード産業をどう形作っていくかが知的財産戦略に求められる。</p> <p>以上の理由から、CD再販制度の撤廃を知的財産推進計画 2006 に盛り込むべきであると考えます。また仮に盛り込まれなかった場合は、日本のレコード産業の世界的展開は到底無理であり、日本のコンテンツ市場拡大の足を引っ張り続けるものであると確信する。</p> |
| 173 | 再販制度は絶対廃止するべきだと思います。乱暴な人たちに世界一高いCCDをバラマキ続けて iTunes Music Store への楽曲提供を拒否し続ける口実を与えるなんて冗談じゃないと思います。 |
| 174 | 著作権の過保護によって特定少数に特権を与えることに反対します。 |
| 175 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 商業用レコードの再販売価格維持制度廃止を求めます。 2. RIAJ, JASRACをはじめとした権利隣接者によって行われる著作権濫用 |

| | |
|-----|---|
| | の罰則強化を求めます。 |
| 176 | <p>CCCD 問題の時にもパブリックコメントを寄せさせていただきましたが、結局あの時と今とで、根本的には何も変わっていない状態だと思います。数社が自主判断で CD-DA での販売方針に戻りましたが、その期間にたまたま発売されてしまった音楽作品は、いまだに「聴くことが」できません。音楽 CD 再販制度撤廃の政策事項を、「知的財産推進計画 2006」にぜひとも盛り込んで頂きたいと、強く希望いたします。</p> |
| 177 | <p>現行計画第 4 章 I-1(3)「弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する」の趣旨に賛成し、本年 2 月のコンテンツ専門調査会報告書において商業用レコードの再販売価格維持制度廃止の方針が示されたことを歓迎すると同時に、諸外国に類例の無い商業用レコードの再販売価格維持制度廃止を強く求めます。</p> <p>一般消費者ばかりでなく、音楽を創るアーティストの側からの強い反発がありながらも成立してしまった著作権法による商業用レコードの還流防止措置が既に存在し、たださえ過保護な日本の音楽産業をこれ以上国際競争力を失わせ、弱体化させる事があってはなりません。またこの制度により欧米各国と比較して CD の小売価格が 1.5 倍から 2 倍程度高額であると言う状況に拍車をかけているばかりではなく、今や時代は iTunes Music Store を始めとする低価格で音楽愛好者に利便性の高い音楽配信サービスが主流になりつつあり、レコード会社がこの再販制度を維持せんと拘泥するあまり今後の代替的供給手段に成り得る音楽配信には極めて消極的であり、技術革新により低コストで音楽を普及させることが可能になったにも関わらずサービスの展開が妨げられていると言う極めて本末転倒な状況となっているのは周知の事実でございます。文化の発展と言う目的を実現する為にも、商業用レコードの再販制度は直ちに廃止すべきであります。</p> <p>以上。</p> |
| 178 | CD の再販売価格維持制度は廃止すべきだと思います。いくら文化とはいえここまで過剰に保護すべき状況ではないでしょう。 |
| 179 | 音楽 CD の再販制度は廃止してください！ |
| 180 | 音楽 CD 再販制度は必要ないと思います |
| 181 | <p>商業用レコードの再販売価格維持制度廃止を求める</p> <p>前年度に引き続き現行計画第 4 章 I-1(3)「弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する」に賛成し、本年 2 月のコンテンツ専門調査会報告書において商業用レコードの再販売価格維持制度廃止の方針が示されたことを歓迎する。一昨年、多数の音楽ファンやアーティスト等の反対にも関わらず著作権法による商業用レ</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>コードの還流防止措置が成立しており、両制度とも同一商品の小売価格に作用する点に変わりはない。本措置の導入に当たって「諸外国も同様の制度を実施している」と主張したのに対し、今や商業用レコードを再販制度の対象にしている国は日本ただ一国であり、還流防止措置に加えて商業用レコードの再販制度を現状のまま維持し続けることは諸外国に全く例の無い過剰保護と言わざるを得ない。このことは、ワーキンググループの出席者からも指摘されている通り欧米各国と比較してヒットチャート上位アルバムの小売価格が1.5倍～2倍程度高額であるという状況に拍車をかける一因となっている。また、欧米各国では「iTunes Music Store」を始めとする低価格で音楽愛好者に利便性の高い音楽配信サービスが爆発的な人気を博しているのに対し、日本ではレコード会社が再販制度に拘泥する余り今後の代替的供給手段に成り得る音楽配信には極めて消極的であり、技術革新により低コストで音楽を普及させることが可能になったにも関わらずサービスの展開が妨げられていると言う極めて本末転倒な状況となっている。再販制度を擁護する意見には「インフラの未整備」などが挙げられているが、インフラの整備は政治の役割であり、未整備地域の解消と言う政治の役割を棚上げしての制度擁護は本末転倒との謗りを免れ得ないものであると強く指摘する。</p> <p>かかる状況を是正し、文化の発展と言う目的を実現する為にも本項に基づき商業用レコードの再販制度は直ちに廃止すべきである。なお、新聞・書籍・雑誌に関しては現状では商業用レコードと比して代替的供給手段が確立されているとまでは言えず、今後の環境変化や技術革新の動向を見極めながら、本項の基本姿勢をベースに中長期的な検討課題とすべきである。</p> |
| 182 | 音楽 CD 再販制は不要 |
| 183 | <p>「知的財産立国」実現に向けた取組方針の《5つの配慮事項》(1) ユーザーの視点を考えた政策の部分から意見を言いたい。この中に「例えばコンテンツに関し、日本のユーザーが外国のユーザーに比べサービスや価格の面で遜色のない状況にあるか国際比較することが必要である。」と明記されているが、これを阻害する物がある。</p> <p>それは知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針についての今後の施行の方針に於ける5.コンテンツの振興の解放・競争・業界の近代化・合理化により、コンテンツ振興を図る。と言う部分に於いてCDの再販制度は時代に逆行する制度であり、音楽業界は輸入権+再販制度という過保護な二重保護に守られている。</p> <p>ユーザーの視点から考えた場合、CD1枚が3000円というのは若年層に取っては高い値段であり、再販制の価格高止まりは競争の観点から合致していない。これでは次世代のクリエイターを育てるという観点から見ても過去のアーティスト達が残したコンテンツを買えなければ、先人たちが残したコンテンツに触れる事も出来ず、長い目で見た場合、日本のコンテンツの世界発信は遠のく物になってしまう事を懸念する。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>そして、コンテンツ専門調査会(第7回) 議事録 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/contents/dai7/7gijiroku.html 中山本部員の「11 ページのレコード再販の問題について～」の意見に全面的に賛同する。 実際問題、中国では正規の邦楽 CD が約 400 円で売られている。> 参照リンク http://plusdblog.itmedia.co.jp/yamaya/2006/02/cd_8583.html</p> <p>日本では 3000 円なのに、この価格差は何なのか？3 ヶ月しか期間限定で安くしないくせに、恒常的に安く販売している様な物言い、そして競争法から見た見地。保護制度に守られて満足にアジア進出も出来ず、目先の利益しか考えない音楽業界。</p> <p>競争も努力もへったくりもありません。「文化の発展」？この様な競争に晒されな い過保護な状況下で誰が努力を、誰が日本発の良いコンテンツを生み出せると言うのか？</p> <p>目標、或いはライバル、競争が無ければ人間は良いもの(コンテンツ)を産み出す事は出来ません。この点に於いても、再販制度は文化の発展を阻害する物ではないでしょうか？</p> <p>そして、CD 再販制度に固執しているのはアメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ、オーストリア、フランス、オランダ、デンマーク、ベルギー、ルクセンブルク、ノルウェー、フィンランド、スウェーデン、オーストラリア、ニュージーランド等の主要先進国に於いて、音楽 CD を再販制にしているのは日本のみです。</p> <p>この結果からも如何に CD 再販制度がワールドワイドな見地から見た場合、遅れているかを如実に物語っているのではないのでしょうか？</p> <p>「日本発のコンテンツの促進」、「クリエイターを大切にする」という観点から考えた場合、CD 再販制度は時代遅れで尚かつ、コンテンツの振興の解放・競争・業界の近代化・合理化により、コンテンツ振興を図る。という部分に合致しない事は明白です。</p> <p>以上の理由から、CD 再販制度撤廃の政策事項を知的財産推進計画 2006 に盛り込むべき政策事項であり、盛り込まなければ、長い目を見た場合、日本の音楽産業の世界的な展開は不可能である、という結論に達します。</p> |
| 184 | <p>【商業用レコードの再販売価格維持制度廃止を求めます】 コンテンツの振興の解放・競争・業界の近代化・合理化により、コンテンツ振興を</p> |

図る。

と言う部分に於いて CD の再販制度は時代に逆行する制度であり、音楽業界は輸入権 + 再販制度という < 過保護な二重保護に守られている。 >

ユーザーで考えると、CD1 枚が 3000 円というのは若者・学制にとっては高い値段であり、再販制の価格高止まりは競争の観点から考えてもおかしいのではないのでしょうか？ 次ぎの世代のアーティストを育てるという点から見ても、過去のアーティスト達が残したコンテンツを買えなければ、先人たちが残したコンテンツに触れる事も出来ず、長い目を見た場合、日本のコンテンツの世界発信は遠のく物になってしまう事になるでしょう。

【パブリックコメントの中間集計を公表?!】

…怒り浸透です。

結局、この制度って、日本レコード協会や天下りが < 金儲け > にしがみついているんですよ！

知財推進計画改訂に向けたパブコメは 29 日が締め切りですが、28 日に

< < < 日本レコード協会に近いグループが大量の「再販制度絶対護持」を訴えるコピー大量票投下を呼びかけている > > >

との情報があり、「特殊指定絶対護持」を標榜している新聞・出版業界も加わる事が予想されます。

世界一高い CCCD という、ユーザーの所有物を壊す原因になる欠陥品をバラマキ続け、iTunes Music Store への楽曲提供を拒否し続ける口実を与えるなんて冗談じゃありません。

この < パブリックコメント中間発表 > は、過去、輸入権以降を思うと極めて異例のことです。

キナ臭いとはこの事です。

そもそも今回の公表はルール違反です！

今までのパブコメはこのような形でも事前公表しなかったのにも関わらず、です。

| | |
|-----|---|
| | <p>文化庁著作権課サイドは、「意見募集の趣旨は、法制小委で検討する際に有益な意見を求めることにあり、個別の論点に係る賛否の数を問うものではない。従って、個別の項目に係る意見提出数の集計・公表は行なわない」といつてるのにも関わらず・ 今回これですか????? どう考えてもおかしいですよね・・・</p> <p>この <<<組織票>>> 疑惑が出た以上、もし、賛同者数が多くても、数だけの判定はするべきではありません。</p> <p>【約束破り---洋楽に輸入権行使をする RIAJ】 Lady Kim に引き続き、とうとう Clementine も受理されてしまいました。 タイトル名も「made in France」で、どう見ても邦楽ではありません。</p> <p>ビートルズ、ローリング・ストーンズ・デヴィッド・ボウイ、ジョン・レノン、ジョージ・ハリスン、ポール・マッカートニーだって洋楽の方でしょう。レコード会社自ら「Clementine」は洋楽ですと認めているはずですが、 < 還流防止措置 > は、邦楽に限るはずですよね？！</p> <p>改めて記入しますが、『商業用レコードの再販売価格維持制度廃止を求めます』</p> |
| 185 | CD だけ廃止なんて手ぬるい。新聞・出版の再販・特殊指定も速攻で廃止しろ！ |
| 186 | <p>音楽 CD の再販制度は、是非廃止する方向で検討していただきたいと思います。 理由： ・邦楽の市場競争力向上または維持にとって有害です。洋楽は再販制度が関係無い輸入版を低価格で簡単に入手可能ですが、いっぽう邦楽は再販制度に守られているため洋楽輸入版に比べて割高です。以前は、限られた店でしか輸入版を入手できませんでしたが、いまはインターネット (Amazon など) で簡単に購入可能なので、購入者が感じる割高感はますます大きくなっています。同じ音楽でありながら大きな価格差がある現状では、邦楽よりも洋楽(輸入版)を買おうと思う人も多いかと思います (実際 私はそのように感じています)。これは CD を多数購入する音楽愛好者ほど顕著であると考えられます (彼等は音楽そのものが好きなのであり、歌詞の邦訳など国内生産版の特典にはそれほど興味がない)。結果的に邦楽 CD の市場規模が低下し、良質な邦楽が世に出にくくなっていくと思います。 ・国内でも DVD など他のコンテンツは非再販であり、また世界的に見ても CD 再販制度</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>は日本だけだと思いますが、このような現状に対して CD 再販を維持しなければならない 妥当な理由がないように思います。</p> <p>・書籍の再販制度に関しては、学術出版を守るという意味で一定の役割を果たしてい ると思います (資源のとばしい日本が世界に存在価値を示すには、国民が持つ学力・ 技術力の高度化をはかるのが良いと思いますが、日本語で書かれた学術書が入手できる ということは、技術力の裾野をひろげる上で重要だと思います)。一方、音楽 CD は 純粋に娯 楽であり、再販制度で価格を守る意義はほとんど存在しないと思います。</p> |
| 187 | 音楽 CD 再販制は不要 |
| 188 | <p>商業用レコードの再販売価格維持制度廃止を求める。</p> <p>少なくとも新しい流通経路を妨害することの無い制度に改めることを求める。 例えば「既存の店頭販売などの流通経路では価格維持を認めるが、それ以外には価格 維持を認めない。」という制度でもよいと思う。 「インフラが整備されていないので、インフラの整備を妨害する」という事態から は脱却してもらいたい。</p> |
| 189 | 音楽 CD 再販制は不要です。 |
| 190 | 音楽 CD 再販制は不要 |
| 191 | 再販制度は国民、一般消費者にとって無意味な制度です。絶対廃止して ください。 |
| 192 | <p>レコードの再販売価格維持制度廃止を提案します。</p> <p>レコードの小売りの状況はかなり変わってきており、もはやカタログの多様化に貢献 しているとは思えません。多様な音楽を手に入れるためには、並行輸入ものやインデ ィーに依存するのが現在の実情です。また、レコードの消費大国でありながら、国内 のクリエイターの現場はかなり劣悪といっているいい環境であることをみても、コンテン ツホルダーの権利を守っているだけの制度になってしまっている印象もあります。</p> |
| 193 | <p>音楽 CD の再販制度に疑問を感じます。 こういう保護施策があるから業界が努力もせずに腐敗していきます。</p> <p>だいたい海外の有名アーティスト(U2 やらマドンナやら)の直輸入 CD より ジャニタレや、あややの CD の方が高いなんて...</p> |
| 194 | <p>「音楽 CD 再販制は不要」</p> <p>自由な価格競争という、当たり前のことをそろそろ行う時期である。 3000 円という高額な値段を固定で設定しておいて、「最近、CD が売れない」と嘆く業界は滑 稽である。</p> |

| | |
|-----|--|
| 195 | 音楽 CD 再販制は不要です。時限再販のおかげでほぼ骨抜き状態になっているので、もう必要ないと思われます。そもそも一律 ¥3,000 で売られる時点でおかしいのであって…。とにかく CD 再販制は不要です。 |
| 196 | 音楽 CD 商品の再販制度について 配信の時代を迎えた現在、音楽 CD の再販を廃止して音楽家の健全な育成を阻害するよりも配信における法整備を急ぐべきと考えます。 |
| 197 | 再販制度廃止 希望 |
| 198 | 私は音楽 CD 再販制度に反対です。 CD が売れなくなってきているのは、日本の CD の価格が高いからに他なりません。特典の詰まった DVD が安価な値段で販売され、若者はケータイに金を使う。その中で 1000 円払ってシングル、3000 円も払ってアルバムを買う人は少ないです。また、パソコンによる音楽配信を考えた上でも、再販制度は足かせになってきています。よって、私は競争原理からより良いコンテンツを産み出す為にも、再販制度を撤廃すべきだと考えます、CD 再販制度撤廃の政策事項を知的財産推進計画 2006 に盛り込んでください。お願いします。 |
| 199 | 音楽 CD 再販制は不要です。そもそも、なんでどのアーティストも同じ値段なんすか？ |
| 200 | 商業用レコードの再販売価格維持制度は廃止の方向で検討していただきたいです。 保護されるべき文化にはそれ相応な方策が必要ですが、こと音楽業界への保護に関しては先の CD 還流防止措置しかり、「著作権」「文化」といった言葉を盾に自己の怠慢を棚に上げ、本来当事者の一部であるはずの消費者の権利をないがしろにしているだけのものだと思います。 |
| 201 | ほぼ全ての「特殊指定」に関して、全面的に反対です。 新聞、出版の再販制度、音楽 CD の再販制度等、現在では一部既得権者の利益を保護する働きしかしておらず、逆に新規業者等の活動を妨げています。これらの早急な廃止に向けて、活動的な対応がなされる事を希望します。 |
| 202 | 新聞の再販売価格維持制度の撤廃を支持します。 現在新聞社は再販維持のための論陣を張り、あたかも世論が支持してるかのようなアンケートを掲げていますが、アンケート詳細を掲載している新聞社はありません。 また、新聞社は再販維持制度による負の部分は黙殺です。 これではまともな論議など出来るはずもありません。 新聞社の圧力に屈することなく、本当の意味での言論の自由を守るために、新聞社の利益を保護し、読者の利益を損なっているこの制度の完全撤廃を実現してほしいと思います。 |
| 203 | 音楽 CD の再販売価格維持制度は不要だと思いますので、廃止を求めます。 |

| | |
|-----|--|
| 204 | CD だけなんて手ぬるい。 新聞・出版の再販・特殊指定も廃止しましょう。 |
| 205 | 新聞・出版の再販・特殊指定も速攻で廃止してください あとNHKのスクランブル化もお願いします。 |
| 206 | 「CD だけなんて手ぬるい。新聞・出版の再販・特殊指定も速攻で廃止してください」です。 諸外国に比べて優れていることはないと考えます。むしろ弊害が多いのでは？ 朝日新聞社長息子の大麻所持事件数日隠匿か？に見られるように新聞も競争原理をとりい れてもいいのではないのでしょうか。 こういうケースで今まで朝日は実名で報道して親に責任とれと言ってきたからだよ。 そして今回は産経が報道するまで完全にシカと決め込んでるのだから非常に悪質だ。 報道機関が職権使って記事を揉み消すのと警察官僚が職権使って事件揉み消すのとが 違うんだ？ です。 |
| 207 | 再販制度廃止 |
| 208 | 再販制度絶対廃止 |
| 209 | CD だけなんて手ぬるいです 新聞・出版の再販・特殊指定も 速攻で廃止してください 資本主義に反します |
| 210 | 「CD だけでは片手落ち。新聞・出版の再販・特殊指定も廃止！」 |
| 211 | もはや再販制度は古代の負債だ。 全面的に解消するべきではないか。 |
| 212 | 現在、レコードの再販売価格維持制度は機能が疑わしくなっていると考えます。理由としては 価格が 3000 円前後に硬直化し、他の製品の価格と比較して相対的に割高になっていることが 上げられます。また、オンライン配信等の他の流通と比べた場合も不明であり例外的な措置で ある再販売価格維持制度を残す妥当性は疑問です。 |
| 213 | 商業用レコードの再販売価格維持制度廃止を求めます 日本のアナログレコードや CD の価格はあまりに高すぎます。オーディオは私の若いころよ りの唯一の趣味ですが、最近ほとんど新しい音源とくに CD は買っていません。理不尽に高 すぎます。この価格ではたとえ購入しても音楽から得られる安らぎをその理不尽さに対する怒り が上回ってしまいます。業界のみを保護する再販売価格維持制度などもってのほかです。価格 を維持出来ても売れなければ結局困るのは業界でしょう。 いちオーディオファンとしては経済産業省による PSE 法の解釈・運用も許し難い物がありま す。日本人の趣味の世界を次々と壊していることに早く気付いて下さい。 |
| 214 | CD の再販制度維持は業界の過剰保護であり、長期的に見て音楽文化の発展には大きなマ イナスであると考えます。正当な理由なく特定の業界だけを過剰保護するのはおかしい。CD の 再販制度維持は撤廃いただきたい。 |

| | |
|-----|--|
| 215 | 再販制度廃止に賛成 |
| 216 | <p>新聞の再販制度は時代にそぐわないと思います。系列の販売店と新聞社は隷属関係ですし、また休刊日も全ての新聞が同じ日、しかも必ず月曜日です。新聞社の方々は日曜日に休めますが、販売店の配達担当は絶対に日曜日に休めないのです。こんなことってありますか。</p> <p>新聞には「再販制度がないと宅配を維持できなくなる」とか書いてありますが、化粧品の再販制度が廃止されて久しいですが、販売店はちゃんとあります。新聞だけというのは納得がいきません。聖域のない改革を期待しています。</p> |
| 217 | 再販制度廃止を訴えます。 |
| 218 | <p>再販制度廃止は絶対廃止にすべき。</p> <p>地上デジタルの B-CAS やコピーワンもそうだが、一部業界のみが法的に保護されるのは非常に大きな問題だ。</p> <p>さらには消費者主権という現在の社会を支えている仕組みにすら影響を及ぼす。</p> <p>購入した物が自由に使用できないというのは不当な制限だから、さっさとなくすべき。</p> |
| 219 | <p>商業用レコードの再販売価格維持制度廃止を求める</p> <p>再販行為は独占禁止法上違法とされる行為で、その社会的・経済的弊害はきわめて大きい。また、価格を設定できないがゆえに販売店は自由な競争的経営手段を模索することすら許されないという状況にある。</p> <p>まず、再販価格維持を求める側の理由として、自由競争になった場合、大量に売れるもののみが店頭に並ぶことになり、ニッチな音楽文化が衰退するのではという指摘がある。しかし、価格が維持されていることによりニッチな音楽(商業用レコード)を「高い」と感じ購入しようとしにくいという消費者の心理があることを忘れてはならない。売りにくいものは売れるために安くなるべきである。安くなれば、多少の興味でも購入意欲が高まり、販売枚数増加に伴う利益を生み、ひいては音楽文化の普及および保護をもたらすのである。一度でも興味をもてば、リピート購入率も高くなるのが音楽というものの特性である。つまり、安くなることにより普及する音楽があり、その結果、その音楽が広く認知されるようになるという流れを、現行の再販価格維持制度は阻害しているのである。小売店は、仕入れる商品とその価格によって消費者に訴えるべきである。全ての商品をそろえるにしろ、有名タイトルのみ売るにしろ、ニッチな音楽を安く提供するにしろ、小売店が自らの意思で決定し、競争するべきである。その競争の結果小売店が減少し、音楽媒体を入手しづらくなる地域が発生するのではないかという懸念は、オンラインでの音楽配信(仮想店舗)の普及・整備により解決済みである。</p> <p>近年のインターネットなどを利用した音楽配信システムにより、製造コスト・流</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>通コストは大幅に下がり、在庫の問題は一切発生しないようになった。この新しいシステムにおいては、売れないから仕入れないという発想は無意味であるし、売れないものについて値段を下げ、その結果大量に売れることになったとしても在庫がなくなることはないため、ひたすら利益を生み出すことができる。価格を下げるができないのはこのような新しいシステムにとっては障害でしかなく、音楽の普及・発展にも、また音楽を手に入れたい・楽しみたいと思うユーザにも不利益を与える。</p> <p>販売店が価格を設定できるため、新人アーティストなどのプロモートの際のリスクが上昇し、定評のあるアーティストに予算が回されるようになるため、新しい音楽を創造する新人がデビューできなくなるという意見もあるが、これは文化の保護とはまったく関係がない。これは、新商品を売り出すのは、定番の商品の新バージョンを売るよりもリスクが高いという、極めて一般的な問題に過ぎない。低価格で量販を行い、売上をあげるにより利益を取得すればよいのである。配信システムは低価格化による量販によって利益を得るのに適しているが、現行制度はその機会すら奪っている。</p> <p>以上より、結局、再販維持制度によって保護されているのは音楽媒体販売の商業的構造(音楽産業)であり、文化ではない。特定分野の産業が法律によって保護されることは異常である。</p> |
| 220 | <p>商業用レコードの再販売価格維持制度廃止を求めます。</p> <p>当初の再販価格維持制度の主旨は「日本全国の国民が等しく文化に触れることの出来るように」という事ではなかったのだろうかと考えます。</p> <p>商業用レコード(CD)の事に限るのならインターネットという当時存在すらしていなかった技術により</p> <p>発売日に自宅にて宅配業者より受取る等購入方法も多様化してきており店頭で商品を置いて販売するという形態が減少してきているのも確かでありなおかつ現在でもド田舎(言い方は悪いですが)へいくと販売店すら無いという状態でもあり実質主旨に沿って機能しているとは言い難いのではないのでしょうか。</p> <p>音楽に関しては伝達媒体がパッケージである必要も少なくデータとして劣化無く伝達できる状態なのですからそちらの普及に力を注ぐべきだと思います。</p> <p>通信販売、インターネットでの曲データとしての購入等の手段を駆使することで商業用レコードの再販売価格維持制度が無くとも文化伝達は阻害されないと考えます。</p> <p>流通コスト、パッケージングコストを排除することでより安価により身近に音楽というものを手</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>に触れることが可能になるのではないのでしょうか。</p> <p>作詞、作曲をなされる人にも中間コストをカットすることでよりダイレクトに自分の作品からの収入を享受することが出来るのではないのでしょうか。</p> <p>毎日の情報や出来事を伝える新聞の個配制度や目を通すために媒体の必要な書籍とは異なるという感想を持ちます。</p> <p>より安価に消費者に音楽著作物を届けるためにも商業用レコードの再販売価格維持制度の廃止を行い、より業界側が努力することで現在業界団体の消極的な姿勢により普及が阻害されている曲データの販売という形態の普及を推し進めていただきたいと思います。</p> |
| 221 | 再販制度廃止 |
| 222 | <p>【再販制に関する議論の際、 実態を調査した上の冷静な議論を要望する】</p> <p>本パブリックコメントにおいて、「CD再販廃止」の項目に反対するレコード業界らの「組織票」が投じられているという話がある。パブリックコメントは多数決の場でないことは知的財産戦略本部も理解されていることと思われるが、このままきちんとした議論をせぬままに再販制存置の方針が既成事実化してしまうことに危惧を覚える。</p> <p>再販制度については、現在の市場においてどのような影響を及ぼしているのか実態を調査する必要がある(これは関連業界団体が提出する資料だけでは決して足りない。都合の悪いデータは出してこないからである。例:CD価格の平均値。安く売られているのは旧譜か洋楽だけである。邦楽新譜についてのデータを別に取りべきである)。これらの実態調査を踏まえ、特に音楽レコードについては還流防止措置との二重保護を考慮し、冷静な議論の上で判断されることを要望する。</p> <p>再販制度が本当に「音楽文化」に必要なものであるなら、これを残し、還流防止措置の方を廃止するという選択肢もある。国内CDの価格高騰の原因である二つの保護に対して、一方の選択をレコード業界に迫ることは今後のレコード市場の適正化に向けて為すべき事のひとつであろう(現に二重保護のもとで邦楽新譜の価格が上昇していることに留意されたい)。</p> <p>少なくとも二重の保護が続く事態は避けねばならないし、またそのような事態が続くようであればレコード市場はさらに縮小していくのは間違いない。エンドユーザーとしての立場から言わせてもらえば、現状のCD価格ではおおよそ買うという商行為へのインセンティブは働かない(そもそも規格外不良品たる「コピーコントロール</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>CD」の導入で買うべきCDそのものが激減しているのだが)。エンドユーザーが「買わない」という選択肢を行使している重みについてレコード業界は真剣に考えるべきである。</p> <p>私個人としては、この期に及んで再販制廃止反対に血道をあげるレコード業界は末期症状であると考え、エンドユーザーの声を汲み取ろうという意識が全く無いということでもあるからだ。彼らの行動には「レコード輸入権」騒動の教訓が全く活かされていない。</p> <p>エンドユーザーから見放された業界がどのように壊滅していくのか、今後注目である。</p> |
| 223 | 「CD だけなんて手ぬるい。新聞・特殊指定も廃止しましょう」どうせ最近の新聞は捏造多いですし |
| 224 | 新聞の再販制度撤廃を強く要望します。 知る権利は重要ですが、均一価格、規制に守られた新聞社の情報が重要とは思えません。 |
| 225 | 再販制度廃止 |
| 226 | 新聞・出版の再販・特殊指定は廃止するべきと考えます |
| 227 | 再販制度廃止 |
| 228 | <p>音楽 CD 再販制は不要</p> <p>iTMS に代表されるようなネット配信も整備されてきており、レコード店での販売しか手段が無かった一昔前とは状況が変わってきている。</p> <p>音楽 CD 輸入権を強引に手に入れたレコード業界が、これ以上うまい汁吸おうたあどういう見?</p> <p>「国民の為に」と真剣に考えるなら、旧態依然とした業界の体質にこれ以上国は手を貸さないでもらいたい。</p> |
| 229 | 音楽の再販制度を廃止してください |
| 230 | <p>初めまして、意見を送らせて頂きます。</p> <p>まず、コンテンツ産業の弾力化、活性化の為に、再販制度は撤廃すべきだと考えます。産業の健全な発展の為に、コンテンツの選択、価格設定は、消費者の選択権に委ねるべきです。従いまして、私はCD、書籍、新聞を問わず、再販制度、特殊指定精度は完全廃止とすべきだと考えます。</p> <p>また、最近よく言われるコンテンツの青少年への影響問題ですが、私としては、それは青少年の自主的な判断能力に委ねるべき問題であり、法的な規制等はするべきではないと考えます。なぜならば、コンテンツの有害論は、「メディアが悪い、あの子は悪くない」という具合に、青少年の責任能力を害するからであり、青少年にそれこそ悪影響をもたらすからです。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>ご一考下されば幸いです。</p> |
| 231 | <p>文化の維持発展のための再販制度であるが、新聞以外では既に意味を成していない。再販制度は廃止すべきである。</p> |
| 232 | <p>再販制度は市場の原理を阻害するものと考えます。</p> <p>音楽業界に関して、以前より売れなくなったのはCDコピーのせいでは無く、エンターテインメントの種類が増えた為と考えます。映画と音楽が主だった頃と異なり、ゲームや携帯・パソコンなど色々なものにお金をつぎ込んでいる事実が身の回りにあります。一つの業種が形を変えずに残るのは困難でしょう。時代に合わせ、ニコンがデジタルカメラへフォーカスし、フィルムカメラを全面的に縮小したような変革が音楽業界にも求められているのではないのでしょうか。</p> <p>再販制度はこのような変革や挑戦をも阻害するのではないのでしょうか。</p> <p>私はCDレンタルもするし、ダウンロード購入もします。でも良い音楽にはお金を払ってCDを買います。ちゃんと音楽を聴きたいひとはデータではなく形あるモノを所有したいのです。CDの価格が高いので非常に厳選しますが。。これが現状です。</p> |
| 233 | <p>再販制度を継続する際には人件費の使われ方など適切なコストを使っているかを公開して、再販制度がないと駄目だという理由が数字でわかるようにできない場合は禁止するという制約をもうける。また、この場合でも再販制度を維持する年月の期限を切り、他の方法への移行を則す必要がある。</p> <p>書籍などは印刷してもすぐ絶版にすなるので、最初から電子データで入るようにしてほしい。</p> <p>新聞などもわざわざ宅配を維持する必要などない。電子データで十分。</p> <p>著作権管理などの団体については、やはりコストや財務状況の完全な公開を行ない、必要最低限の搾取で済んでいるかを常にチェック可能な仕組みを構築する必要がある。</p> |
| 234 | <p>CDだけではなく、新聞・出版の再販・特殊指定も廃止！</p> |
| 235 | <p>再販制度廃止を希望</p> |
| 236 | <p>新聞の特殊指定は当然廃止すべきです。</p> <p>新聞だけ規制に守られるというのは国民の理解が得られません。</p> <p>新聞協会の「どの販売店でも同一価格にしないと宅配制度が維持できない」という主張は、論理の飛躍がありすぎ理解に苦しみます。</p> |
| 237 | <p>こと音楽CDに関しましては、競争を促進し、消費者の側により有利な商品を廉価で入手する手段として、再販制度の廃止が望ましいと思われれます。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>芸術活動の保護という観点から問題になるのであれば、廃止とまでは行かないにしても、ある程度価格帯に幅を持たせることが必要だと思います。</p> |
| 238 | <p>音楽 CD 再販制度は不要と思われます。</p> <p>インターネット等の手段で音楽を合法的に買う手段は着実に広がりを見せており、輸入等の垣根を切り崩しつつもあります。消費者は多様性を望むのであって、その上で著作権を守らねばなりません。CD 等の媒体にかかるコストに対する認知より、その中身、ソフトに対する認知度、保護を推進するべきだと思います。</p> <p>今、本当にソフトウェア、つまり生み出される作品等に対して、権利者側の保護ではなく、著作側の保護を論じなければなりません。それがその著作物を使う、見る、聞くといった消費者の真の利益になるはずで</p> |
| 239 | <p>商業用レコードと書籍の再販売価格維持制度廃止を求めます。</p> <p>前年度に引き続き現行計画第 4 章 1-1(3)「弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する」に賛成します。また本年 2 月のコンテンツ専門調査会報告書において商業用レコードの再販売価格維持制度廃止の方針を示されたことについても賛成します。是非、この方針に基づいて推進を希望致します。</p> <p>—昨年、多くの反対にも関わらず業界団体の強い圧力により著作権法による商業用レコードの還流防止措置が成立しています。</p> <p>還流防止措置制度と還流防止措置制度が両方適用されているのは我が日本一国であり、消費者が妥当な価格で購入できる権利を権利者側が阻害する結果になってます。</p> <p>本来これらの制度は少なくとも一方が成立すればもう一方は廃止されるべき性格のものであり、このような事態が放置されている事は不公正であると考えます。</p> <p>このことは、ワーキンググループの出席者からも指摘されている通り欧米各国と比較してヒットチャート上位アルバムの小売価格が 1.5 倍～2 倍程度高額であるという状況に拍車をかける一因になっています。</p> <p>また、日本でもサービス開始された「iTunes Music Store」はこれまでの日本国内音楽配信サービスの記録を塗り替える大変好調なスタートを切っていますが、これは iPod と iTunes の使い勝手の良さのほかに戦略的な価格設定も大きくプラスに作用したものと考えられています。一方日本国内レコード会社の配信サービスは従来の CD との価格に拘泥するあまり高い価格を維持しており貴重なビジネスチャンスを自ら失っています。価格は自由に設定されるべきであり、結果的に再販売価格維持制度が業界の成長の芽をつんでいると言わざるを得ません。</p> <p>そもそも再販売価格維持制度は全国隅々まで適切な価格で供給する事が目的の一つですが、音楽配信や Web 通信販売によりアメリカや英国から個人的に購入すら出来るようになって</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>きてます。果たしてこのような販売手段の多様化を再販売価格維持制度創設当初に想定されていたのでしょうか。インターネットインフラやデジタルディバイドの問題を挙げられる方もいらっしゃるかもしれませんが、もはやインターネットは重要な通信インフラでありその整備は既に政府でも具体的な政策として実施されているところです。以上の理由により再販売価格維持制度を維持する必然性はなくなってきたとって良い社会環境になってきており、音楽業界はこの揺りかごから離れて更なる活性化を図るべきではないでしょうか。これ以上政府が法令によって保護する理由はないと考えます。</p> <p>なお書籍についても再販売価格維持制度の必然性は疑問です。書籍は音楽と同様に インターネットにより新しい流通形態が出来つつあります。そもそも既存の書店、本屋が弱体化したのは品揃えや宅配にしか差別化要因がない事も大きいです。ここで価格の弾力化が出来れば、現在のような委託販売・返本制度といういびつな流通実態とそれにより書店が販売したい本を容易に手に入れられない現在の書籍流通の問題点を解決できるものと考えております。</p> <p>新聞や雑誌についても今後再販売価格維持制度については見直すべきですが書籍とはまた状況が異なります。数年かけて検討すべき課題ですが、新聞社や雑誌社といった業界関係者や学識者だけでなく実際の消費者の意見も幅広く取り入れて検討を頂きたいと考えます。</p> |
| 240 | <p>音楽CD再販制度撤廃の政策事項を知的財産推進計画2006に盛り込んでもらいたいと思います。</p> <p>レコード会社に対する政策的な保護を行う必然性が乏しい。知的財産の推進ではなく、知的財産管理者(会社)の利権を保護することは、本末転倒である。</p> |
| 241 | <p>・CD再販制度の廃止を要望いたします</p> <p>再販制度の利点・貢献については理解していますが、改変すべき時期が来たのだと思います。</p> <p>この制度により保護されてきた業界は、時代の移り変わりを理解できず減益の理由を他者に押し付け、己を省みることをしていません。</p> <p>価格が高止まりしているパッケージCDに見切りをつけた消費者や、ステレオタイプの音楽を氾濫させることで音楽離れしていった消費者を理解しない。売れる事が当然であり、売れないのは「私的録音のせい」「還流版のせい」だと非難する。</p> <p>これは業界の驕りであり、甘えでしかありません。</p> <p>そもそも、一つの音楽が売れるたび、同じモノが売れるはずだとステレオタイプの音楽を氾濫させ、業界自身が声高に唱える「音楽創造のサイクル」を断ち切ってはいないでしょうか？</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>これ以上、音楽業界の保護を続ける事は消費者にとって不利益であるうえに、文化の発展を阻害することにもなるでしょう。</p> <p>よって、CD再販制度の廃止を強く要望いたします。</p> |
| 242 | 再販制度廃止 |
| 243 | 再販制度廃止!!!! |
| 244 | <p>音楽CDの再販制度の撤廃を検討してください。</p> <p>音楽CDは、再販制度と還流防止により二重に保護を受けており、競争原理が働きません。このような保護を行っている国は、日本以外にありません。</p> <p>このような状態のため、日本の消費者は世界一高いCDを買う以外選択肢がない状態を強いられています。</p> <p>ここまで、保護を行っているにもかかわらず、音楽業界が発展しないのは、保護に胡坐をかき、消費者ニーズにあった商品を提供していないからです。つまり経営努力を行っていないことにつきます。例えば、CCCDなどはその典型です。CDが売れない理由をコピーのせいにし、コピーできないようにといて導入しましたが、CCCDは、再生機器メーカーが再生を保障していない上に、レコード会社も保障を行っておらず、再生ができないかもしれないというリスクを消費者に押し付けた代物です。このような商売をやっていて、発展があるわけがない。音楽業界が発展するためには、消費者のニーズにあった商品やサービスを提供すべき必要があると考えます。そのためには、競争政策を行い、消費者ニーズを肌で感じるようにするため、音楽CDの再販制度を撤廃すべきだと思います。</p> <p>過剰な保護は、かえって業界の発展を妨げると思います。</p> |
| 245 | <p>新聞の再販制度は不要、規制緩和すべき</p> <p>他業界では、独占禁止法違反となる。</p> <p>自分たちのみ正当化出来ないと考える。</p> |
| 246 | <p>再販制度廃止を強く要望します。</p> <p>海外盤CD輸入規制に反対します。</p> <p>著作権延長に反対します。</p> |
| 247 | <p>商業用レコードの再販売価格維持制度廃止を求める</p> <p>前年度に引き続き現行計画第4章1-1(3)「弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する」に賛成し、本年2月のコンテンツ専門調査会報告書において商業用レコードの再販売価格維持制度廃止の方針が示されたことを歓迎する。一昨年、多数の音楽ファンやアーティスト等の反対にも関わらず著作権法による商業用レコードの還流防止措置が成立しており、両制度とも同一商品の小売価格に作用する点に変わりはないうえ、本措置の導入に当たって「諸外国も同様の制度を実施している」と主張したのに対し、今や商業用レコードを再販制度の対象にしている国は日本た</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>だ一国であり、還流防止措置に加えて商業用レコードの再販制度を現状のまま維持し続けることは諸外国に全く例の無い過剰保護と言わざるを得ない。このことは、ワーキンググループの出席者からも指摘されている通り欧米各国と比較してヒットチャート上位アルバムの小売価格が1.5倍～2倍程度高額であると言う状況に拍車をかける一因となっている。また、欧米各国では「iTunes Music Store」を始めとする低価格で音楽愛好者に利便性の高い音楽配信サービスが爆発的な人気を博しているのに対し、日本ではレコード会社が再販制度に拘泥する余り今後の代替的供給手段に成り得る音楽配信には極めて消極的であり、技術革新により低コストで音楽を普及させることが可能になったにも関わらずサービスの展開が妨げられていると言う極めて本末転倒な状況となっている。再販制度を擁護する意見には「インフラの未整備」などが挙げられているが、インフラの整備は政治の役割であり、未整備地域の解消と言う政治の役割を棚上げしての制度擁護は本末転倒との謗りを免れ得ないものであると強く指摘する。</p> <p>かかる状況を是正し、文化の発展と言う目的を実現する為にも本項に基づき商業用レコードの再販制度は直ちに廃止すべきである。なお、新聞・書籍・雑誌に関しては現状では商業用レコードと比して代替的供給手段が確立されているとまでは言えず、今後の環境変化や技術革新の動向を見極めながら、本項の基本姿勢をベースに中長期的な検討課題とすべきである。</p> |
| 248 | <p>知的財産推進計画2005の「第4章 コンテンツをいかした文化創造国家への取組」 「・コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する」 「1.業界の近代化・合理化を支援する」 「(3)弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する」について。</p> <p>音楽CDが再販制度は、商業音楽のバラエティの維持については一定の役割を果たしてきたと思いますが、インターネットによる音楽配信などの発達により、その歴史的役割を終えたと考えます。すでにコンテンツビジネスの足かせとなっている状態ではないでしょうか。</p> <p>また、音楽CDの還流防止措置の導入など、すでに音楽レコード業界には非常に手厚く保護が行われており、再販制度によって二重に保護された状態は過剰保護と言えます。</p> <p>音楽CDの再販売価格維持制度の廃止を、是非知的財産推進計画2006に盛り込んでいただきたいと思っております。</p> |
| 249 | <p>商業用レコード・CDの再販売価格維持制度は、レコード輸入権との過剰な二重保護を生み出しており、廃止されるべきである。また、大量に発売されているCDとDVDのセット商品は再販売価格維持制度の対象外であるなど、事実上商業用レコード・CDの再販売価格維持制度は形骸化している。なにより消費者の利益のために商業用レコード・CDの再販売価格維持制度は廃止されるべきである。</p> |

| | |
|-----|--|
| 250 | 再販制度廃止を願います。 |
| 251 | 音楽 CD 再販制度不要 |
| 252 | 音楽 CD 再販制は不要 |
| 253 | 音楽 CD 再販制度撤廃の政策事項を知的財産推進計画 2006 に盛り込んで欲しい。 |
| 254 | <p>再販制度廃止賛成</p> <p>http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000047715,20087976,00.htm</p> <p>-----</p> <p>文化審議会著作権分科会法制小委員会は9月30日、第8回審議にて現在募集中のいわゆる「iPod 課金」についてのパブリックコメントの中間集計を報告した。</p> <p>寄せられた意見は重複をあわせ現在 167 件。iPod などのマルチメディアプレイヤーを私的録音録画補償制度へ含むことに賛成の意見が 17 件、反対が 80 件と、反対意見が賛成意見の 4 倍超となっている。</p> <p>そのほかの意見としては現行の私的録音録画補償金制度への反対意見が 16 件、制度を遵守すべきという意見が 2 件、政令での指定に賛成が 2 件、反対が 2 件、そもそも制度自体がおかしいという意見が 6 件、現行制度を廃止すべきとの意見が 27 件あった。</p> <p>なお委員会での審議の経過については後日報告する。</p> <p>----- という 投票数に関することがあり、また廃止反対の組織票の動きがあるということ なので送信しました。</p> <p>こちらで確認した範囲で考えると、知的財産保持といいつつ、財産の保持ではなく 利権確保を主軸を置いていると思われることが多々あり、また現在過剰保護(もしくは 2重保護)と思われるものは正してほしいと考えています。</p> |
| 255 | <p>著作権保護期間が長すぎます。これは著作権者の保護に過度に偏り(ここに利権もしがみついてきます)、文化の発展を阻害するものです。</p> <p>「七夕様」「めだかの学校」の著作権が今後も長期にわたって生き続けるなんて、普通の人々の認識に反しています。</p> <p>また、文化の発展と言う目的を実現する為にも本項に基づき商業用レコードの再販制度は直ちに廃止すべきであると考えます。</p> <p>過度の保護は文化を衰退させるもので、こんなことをやっているのは日本くらいでしょう。</p> |
| 256 | 私は中学生です。最近自宅から自分で行けるとところにレコード店がなくなって不便になりました 利用できるお店が多いとうれしいです |
| 257 | 「知的財産推進計画2006に盛り込むべき事項」についての意見 |

| | |
|-----|---|
| | <p>CD・レコードの再販売制度は以下の事由で絶対に存続することが音楽愛好家の為に必要です。</p> <p>(1) あらゆるジャンルの音楽を、都市部地方の居住を問わず、年齢、IT機器の活用の習熟を問わず、原則として均等の条件でCDレコード購入で鑑賞を可能とする。</p> <p>(2) 再販制度と相関関係を有する仕入原価での返品制度により、文化性は高いが売りにくいCDや、どのように受け入れられるか不可知性の高い新人等のCDも店頭ディスプレイされ、新しい音楽の創成や伝統芸術の継承を可能としている。</p> <p>(3) 音楽・CDはきわめて趣味嗜好性が高い。少数者の鑑賞する音楽CDも提供されてこそ文化国であります。(2)とも関係しますが再販制度が多品種少量生産の継続と購入鑑賞を可能とし、日本を優れた音楽文化国としておりますことは世界的認識となっております。</p> <p>(4) 再販制度が廃止されますと、アメリカでの現象が顕著に示す通り、ディスカウント量販店の客寄せ圏(おとり)商品として限られた売れ筋CDは利用され、売れ筋CD以外にも多種多様なCDを提供するレコード専門店が地域、規模の大小を問わず存立が困難となり、消費者は音楽鑑賞の手段を得られなくなります。多様なCDを提供する専門店が売れ筋CDから正当な利益が確保できなければ成立いたしません。</p> <p>(5) 地域(地方)のレコード専門店はCDを販売をするのみならず、事実上、地域の音楽文化センターの機能を果たしてきました。再販制度が万一廃止となれば、これらが消える恐れが大であり、その結果は日本の音楽文化の水準を落とすことになります。</p> <p>上記等の内容を持って、一時業者として「再販存続が絶対に必要である」ことを訴えるものであります。</p> |
| 258 | <p>CDの再販に関しては、知財本部に於ける小坂文部科学大臣及びIFPIのJ.ケネディー会長の発言の通りであり、日本の良質で価値の高い音楽文化の為に、絶対に再販制度は必要不可欠からずのものであると確信します。</p> |
| 259 | <p>・全国どこでも、消費者は同一の金額で購入可能 ・所謂「純邦楽、伝統音楽」などの数は出ないが、作り続けるべきCDなどの理由で、再販制度は日本の音楽産業にとって大変重要である。音楽CDの再販制度は守られなければならない。</p> |
| 260 | <p>再販制度存続を指示します。</p> <p>多種多様な音楽文化が花開く日本は再販制度に守られ事で維持できたと言っても過言ではありません。</p> <p>アメリカの様に再販制度のない国では、レコード専門店が廃業に追いやられています。その原因は、量販店による過激なディスカウントにより本来の音楽専門知識による店頭サー</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>ビスを崩壊させています。</p> <p>ヒット作品のみの取扱で、日本の音楽文化、ひいてはアーティスト、作家等クリエイターをも育成できない社会となります。</p> <p>単純な競争原理で判断するのではなく知財大国を目指すならば、根っこの文化育成が大変大事です。</p> <p>このことを忘れた我国の知財推進計画は将来に大きな汚点を作る事になります。</p> |
| 261 | <p>音楽 CD 再販制度に対して現場からの意見を述べさせていただきます。</p> <p>まず、著作権者に対して正当な著作使用料が支払われる現在の CD 再販制度は必要と考えます。不当な価格により販売される事自体は販売店が利益を無視すれば可能ではありますが、小学生が考えてもわかるとおりそれはまっとうな商行為と言えないです。「商いは飽きない」と言われるがごとく、継続的に地域消費者に商品を提供する場を維持していく事は商業者としての使命です。多品種少量販売を旨とする CD ショップにおいて一部商品を乱売される事は他の大多数のカタログの死滅を意味します。米国の例を見るまでもなく多くの小売店が失われ購買の機会が損失します。結果は一部メジャーアーティスト以外は正当な著作使用料が得にくい状況になると思われます。</p> <p>テクノロジーの変化で小売店が立ち行かなくなるのはある程度容認できますが、著作権者とエンドユーザーが長い目で見ると不利益をこうむる可能性が高い再販撤廃には反対です。エンドユーザーの利益を価格だけと考えるのは非常に危険な考えだと思うし(その考えが通るなら経済効率的に不利な中小企業の存在意義自体を否定するのではないのでしょうか。日本の法人数の 99%を占め 70%程度の雇用を確保している中小企業に対する施策を疑っている私としてはある意味理解できますが危険な考えだと思われます。)購買者の選択基準の質を低く見すぎていると思います。</p> |
| 262 | <p>再販撤廃に反対します。</p> <p>理由</p> <p>1、売れ筋CDが集客のためのオトリ商品として、大手GMS等がこれを利用する。このことによってGMS周辺の消費者は安く購入することができるが、レコード店として生活しているものにとっては、その存在が成り立たなくなる。GMSは、オトリ商品としてCDで集客を計り、利益はないが、他の取扱商品であげられる。(現にDVDの一部の商品に、そのようなオトリ商品が出ている。)</p> <p>2、地方の専門店、小型店では価格対応が出来ず、閉店に追い込まれる。ひいては子供たち、老人、ITを使えない消費者は、音楽鑑賞ができなくなる恐れが考えられる。</p> <p>3、レコード業界を支えているのは、毎月数十タイトルのごく限られたCDにおいてその売上の</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>大半を作っており、その他の数多くのカタログ商品はこれらの売上、利益によって生産、在庫されている。ヒット商品がなくなると生産数量の少ない商品は、再生産することが出来なくなり、ひいては日本の音楽文化の衰退になることは必定だ。</p> |
| 263 | <p>出来上がった作品・商品が、簡単に複製されている現在。</p> <p>名曲を作り出しても、作者は不正に複製され、消費者優遇のためとその権限・権利はだれにも守られず、著作権が・・・というものの複製され続けているのが現状です。ここで再販制度までもが無くなってしまうと、これからの作者は、新しい作品を出すことができなくなってしまいます。</p> <p>何でも緩和していくことばかりが良いのではありません。文化をまもる為には、線を引くことも大切です。</p> <p>利幅が少ないですが、CDは、次の作品を生み出すためにも再販は守っていかなくてはいけない制度です。</p> <p>売れるアーティストばかりではなく、十人十色でロック、ポップス、クラシック、演歌それぞれ好きなものは違い、何万枚売れる人もいれば、何千、何百しか売れないのもあります。いろいろな音楽が生まれる現状だからこそ、音楽がたくさんの方に楽しまれているのです。</p> <p>この制度が無くなると、一部の作品しか世間にはせず、たくさんの方が楽しむことができなくなります。</p> <p>絶対、現状のCD再販制度は、存続させてください。</p> |
| 264 | <p>CD等を単なる安売りのネタにしないでほしい。</p> <p>いろいろな国を旅して感じるのには、知的財産をちゃんとその国が国として保護しているかどうか先進国と開発途上国を区別する要件の一つだと思えることがよくある。</p> <p>まだまだ日本人は内面的に本当の先進国民にはなりきれていない。再販制度というものの存在は、そんな日本国民に少しでも「知的財産」というものを意識させられる唯一の「節度」ではないだろうか。</p> |
| 265 | <p>音楽に携わるものとしては、様々な音楽やアーティストが出てくることが、音楽業界に絶対に不可欠なことと考えます。そのためには、現在の再販制度を維持することが必要だと強く感じています。日本の音楽産業のためにぜひ再販制度を存続せざるべきと考えます。</p> |
| 266 | <p>早期退職した、地方に住む団塊の世代です。</p> <p>一年ほど前、郊外から街中の マンションへ引っ越してきました。</p> <p>せっかく馴染みになったレコ - ド屋さんが、近々、将来を悲観して廃業するそうです。</p> <p>将来を悲観したその理由はと、聞くと、再販制度がなくなるからだそうです。</p> <p>私は、いつも、お店に在庫の無い、しかも、単価の低いあんまり売れそうも無い商品を、わざわざ面倒かけて探してもらって、取り寄せてもらってました。</p> <p>再販制度が、なくなるともう、取り寄せが出来なくなるそうです。</p> <p>それだと困るんです。そのお店に行くことも、楽しみなんです。</p> <p>私は、自動車を、持っていません。</p> <p>私の楽しみを、なくさないで下さい。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>お願いします。</p> |
| 267 | <p>今回の提言の中に「音楽用CDの再販制度の見直し」が取り上げられていますが、私はCDの再販制度の撤廃には反対です。本や音楽のような著作物は人間の頭の中で創造されるものですので他の工業製品と異なりその原価が明確に計算できるものではありません。従って再販制度がなくなるとその売価に含まれる、コンテンツに対する原価相当分が限りなく削られパッケージの製造原価に近い価格で販売されることとなります。しかしそれでは著作物の創造者に対する報酬は減少することになり結果的に出版や音楽等の文化活動は衰退することとなります。私は再販制度を維持することにより、著作物の創造者の意思(=価格)を末端の消費者まで浸透させることが重要だと考えます。それにより著作権を有する者の権利や利益が守られ、それがさらに出版や音楽等の文化活動をより活発にさせるエネルギーとなります。言い換えれば、もっと日本の文化活動を発展させるためには再販制度は必要不可欠だということです。</p> |
| 268 | <p>CDの再販制度撤廃に反対いたします。</p> <p>理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 DVDが良い例ですが、体力のある大手スーパーが法に触れない範囲内の低価格で販売しています。 完全に「客寄せパンダ」以外の何者でもありません。 これは結果として、企業格差をより大きくするものと考えられる。 2 都市部と地方での販売価格の格差が広がり、地方の顧客は文化へ触れにくくなる。 3 新人が認知されにくい環境になり、業界全体の将来に対して大きな不安を残す。 4 メーカーでも体力の無い所は淘汰される。 5 販売重視の発売になると、完全に衰退するジャンル(JAZZ等)が出てくる。 6 海外アーティストは輸入盤が主流になり国内盤はほとんど売れない状況になる。 7 以上の理由により、音楽業界全体に与える影響は計り知れず、現状でも薄利の商いではあるが、より厳しい環境に置かれ、不法コピー等を助長し、産業として成り立たなくなる。 |
| 269 | <p>流行の音楽だけが安くなるような仕組みには反対です。特殊な音楽も日本の文化です、多様な音楽を大切にした日本の『再販制度』は、日本の誇りです。流行の音楽も古典音楽も、多様な音楽を「手ごろな値段」で、いつでもどこでも聴けることが日本国民にとっての利益だと考えます。</p> |
| 270 | <p>CD等の再販制度は日本の音楽文化、しいては音楽産業において維持が不可欠であります。今日のようにコピーが簡単高品質になった現在、これしか権利を守るすべがないと思います。</p> |
| 271 | <p>定期的に購入しているCDショップが最近閉店されました。</p> <p>理由は近隣の大型量販店でヒット曲ばかり、1~2割引で販売されているため、商売が成り立たなくなったとのこと。</p> <p>お店に在庫の無い商品でもすぐに取り寄せてくれていた店舗が無くなって不便に思ってい</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>ます。</p> <p>ヒット曲ばかりを安売りする店の影響で馴染みの店がなくなってゆくことに憤りを感じます。知的財産であると思っているCDが安易に安売りされて良いのでしょうか？</p> |
| 272 | <p>当方は大阪でレコ - ド店を経営している者ですが ここ数年以内に近隣に有った個人経営のレコ - ドショップが次々と廃業して云っており 当店もご多分にもれず ショップ経営に日夜アタマを痛めています。今までは品揃えもそれなりにして 顧客の満足度を有る程度満たしてきたと自負していますが 当店の廻りにはディスカウントストア - やコンビニが沢山あり 時々目玉CDを販売してこちらの売上を取っている状況です。ご存じのように 今のCDショップの売上は 新譜の比率が高く それで持って数字を確保して 旧譜(在庫)の売りを補完しています。そこには時限再販という枠が有って初めて成り立つ仕組みとなっています。</p> <p>地域に良質の音楽を送るショップとして 経営が成り立つ様今の再販制度の維持存続を切に願います。</p> |
| 273 | <p>日本は独特の文化圏で、日本語という言語が他国にない中独立した音楽文化を築き上げてきました。大きな売り上げのあるものだけが文化ではありません。</p> <p>再販がある中で昔の作品や、売り上げでは計れない文化的、趣向性の強い作品は量販という中で埋もれてしまいます。音楽はゲームや映像と比べてイマジネーションをかきたてる文化です、再販で守られていればこそ、日本人にとって伝統のある「わび、さび」につながるのではないのでしょうか？</p> <p>再販制度は絶対守っていく制度だと思います。</p> |
| 274 | <p>私たちは、地方で家族とバイトでレコード店を細々と営んでおります。</p> <p>お客様の多くが、中高年以上の方です。現在でも値引きがあったりする大型店へ若い人は流れます。そのため、老舗のレコード店でも次々廃業しています。今では、隣町からも年配のお客様が購入に訪れます。お宅は店をやめないでね、と言われ何とか頑張っているような状況なのです。再販制度が廃止となれば、この遠くの量販店へ行くことのできないお客様たちは、安心してCDを買うことができないし、不利益を被ることになると思われます。一部の人たちの為だけの、一部のCDだけでは絶対いけないと思います。今の制度を存続して行くことが必要だと思います。</p> |
| 275 | <p>私は静岡県でレコード店を経営している者ですが、今回、知的財産戦略本部においてCDの再販制度の廃止を検討していると聞きましたので、それについて意見を申し述べたいと思います。</p> <p>もし万が一再販制度が廃止されることになれば日本の中小零細レコード店はほとんど消滅します。残るのはタワーレコード等の大型チェーン店のみです。それはアメリカの業界を見れば明らかです。どこに行っても同じような品揃え同じディスプレイで消費者は満足するのでしょうか。本当にそれが消費者の望む姿なのか、大いに疑問です。また、どうして本の再販は残してCDだけはそうとするのですか。今まで再販制度があったのはそれなりの理由があったからです。どうしてそれを無視して今回廃止しようとするのですか。</p> |

| | |
|-----|---|
| | 再販制度の維持を切に望みます。 |
| 276 | <p>CD再販に関する見直し～撤廃については、反対いたします。</p> <p>理由としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.再販が撤廃される事により、売れ筋商品のみでの発売に偏り、オーディオソフト制作メーカーにとってカタログ商品を出しにくい環境になる事が予想され、日本の音楽文化に悪影響を及ぼす可能性が大きい。 2.再販が撤廃される事により、資金的に体力のあるディスカウントショップが仕入価格に近い値付けでオーディオソフト商品の販売を実施する事が予想される。 <p>この事により</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に密着したオーディオソフト販売の専門店との売上格差が拡大する事が予測される。 ・売上格差の拡大が進み、地域に密着したオーディオソフト販売専門店の廃業、閉店が増大する事も予想され、それにより地域の音楽情報の低下がその地域の音楽文化の低減につながると予測される。 <p>このような理由から、CD再販を撤廃する事は反対いたします。</p> |
| 277 | <p>著作物再販制度維持に関する意見について</p> <p>私たち音楽作家は自分の創作した作品を、一人でも多くの音楽愛好家に聴いて貰いたいという想いで、日夜作品作りに励んでいます。</p> <p>そして、我々の作った多種多様な音楽は再販制度に支えられた流通形態により、安定して消費者に届けられている、と考えています。</p> <p>知的財産推進計画(2005)では、知的財産(コンテンツ)の創造・保護及び活用の推進がポイントとされていますが、最近の世の中の流れが、経済観点からのみ論じられていて、文化的観点からの検討が欠落している感があります。</p> <p>「規制緩和」イコール善と政府も国民も考えているようですが、規制は弱者を守るために必要なものであると思います。競争は必要ですが、適切な規制の下でないといけないし、市場原理だけが働くと、残るものは弱肉強食の世界となってしまいます。</p> <p>これまで、日本のレコード産業は、この再販制度に支えられ、消費者の嗜好や需要に応えるため演歌・歌謡曲、ロック・ポップス、童謡、琴や尺八などの純邦楽、クラシックなど多種多様なCD等を発売しており、消費者は多様な音楽文化を享受出来る環境にあります。</p> <p>しかしながら、再販制度が廃止された場合には、文化的価値は高いが需要の少ない商品は淘汰され、店頭に並ぶ商品は売れ筋のCDが主流にならざるを得ず、消費者は多様な音楽文化を享受する機会を失ってしまうことになります。</p> <p>また、音楽作家にとっては、収入が不安定となり、さらには、作品発表の場を喪失するだけでなく、実績のない新人作家は育つ機会を奪われてしまうことにも繋がります。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>つまり多くの音楽作家の所得は、録音物の著作権使用料が主で、その流通形態の基礎である再販制度に支えられていると言っても過言では有りません。</p> <p>もともと経済競争になじみ得ない文化財として位置づけられる音楽著作物の特殊性を考えたとき、この制度は非常に意義ある定めであり、わが国の音楽の多様性を維持するためにも、音楽作家が創作に専念できる基盤のためにも、ひとり著作者だけでなく、多様な音楽文化を支える実演家の活発な活動のためにも、決してなくしてはならない制度であると確信しています。</p> <p>わが国文化の発展に寄与する著作物、すなわち多様な音楽作品、文化財を後世に残し続けるために、私ども音楽作家は、著作物の再販制度維持を強く要請いたします。</p> <p>以上</p> |
| 278 | <p>私ども町のCD屋としては再販制度が廃止されると 米国での現象が示すとおり ディスカウント量販店等が客寄せ商品のみの販売をしていますように限られた売れ筋CD以外の多種多様のCDを提供したいのに 現況の仕入原価での返品制度により利益を正当に確保できなくなり存続が出来なくなります</p> <p>音楽CDはきわめて趣味嗜好性が高く少数者の鑑賞する音楽CDも ひろく提供するには『再販制度』によって多品種少量生産の音楽CDの継続と購入鑑賞を可能にしたいと思います</p> |
| 279 | <p>「私は音楽用CDにおける再販制度の存続を希望します。」</p> <p><理由:音楽用CDにおける再販制度は、国民の誰もが何処でも同一価格で購入することができる制度で、音楽文化の普及に大きな役割を果たしています。></p> <p>再販制度が廃止されると、国民の誰もがCD等を同一価格で購入できなくなり、文化教授に不公平が生じます。また、レコード店は、価格競争から売れ筋のヒット商品を中心に品揃えするため、純邦楽や詩吟等の伝統音楽や希少な現代クラシック音楽等の数多くは売れませんが優れた音楽用CDを置かなくなり、これらの音楽用CDの発売が減ります。新たに音楽用CDを発売するチャンスが減ることから、次世代を担う新人作曲家や作詞家の輩出も難しくなり、日本の音楽文化・音楽教育の衰退を招くものと考えます。</p> |
| 280 | <p>再販制度は必要です。人間の嗜好は多種多様です。音楽の嗜好も同様で、嫌いなものはたとえ安かろうとも、お金を払ってまで聴こうとはしません。再販制度がなくなれば、今まではある程度決まった価格で買っていたCDが、チャート上位に入るようなCDは大量仕入れで安くなるが、一般的には売れない(需要の少ない)CDは高くなってしまわないでしょうか。同じ価格のものを安いと思うか高いと思うかはあくまでも価値観の違い。音楽は「安いから買う」というものではないと思います。</p> |
| 281 | <p>再販制度は必要です。洋盤が安いのは購入対象が全世界にいるかそうでないかにあると思います。マドンナがCDを作れば世界中をPRして周ります。それは世界中で売れることを知っているからです。世界中での売上が見込めれば価格を安くも設定できますが、日本のCDは購入対象がほぼ日本国内に限られています。制作には洋盤も邦盤も同じ程度の経費がかかるはずで、全世界を相手にしている洋盤とそうでない邦盤を、単に価格部分だ</p> |

| | |
|-----|--|
| 282 | <p>再販制度が廃止されると、音楽用 CD の店頭陳列機会の減少の結果、レコード会社は需要の限定されたジャンルの音楽用 CD の発行企画はできなくなります。店頭においてアーティストを育成することがし辛くなり、新人が育たず、また既存のアーティストも売れる音楽しか作ることができず、日本の音楽業界は 10 年以内に崩壊すると考えられます。また、行過ぎた価格競争が始まり、レコード店が減少することから、レコードメーカーの経営も悪化します。レコードメーカーは安定的な収益が得られなくなり、多種多様な音楽用 CD を発売できなくなります。</p> |
| 283 | <p>わが国が実現している豊かな音楽環境を拡大し、そこから新たな創造の芽を育て、知財立国の柱とするために、著作物の再販維持を知財推進計画に盛り込むことを要望します。再販制度は、多種多様な著作物(音楽)を、国民が全国どこでも同一の価格で容易に手に入れることができる状況を作り出しているのです。</p> <p>米国の権威ある音楽誌『Rolling Stone Magazine』によれば、米国では、6 万タイトルをそろえていたタワーレコードが倒産し、5000 タイトルに絞っているウォルマートが大手レコード会社の売上の 20%を販売するようになりました。ウォルマートは最大のレコード販売店になりましたが、レコードはその売上の 2%を占めるに過ぎません。ウォルマートは 12ドルで仕入れたレコードを 10ドルで販売しているといわれます。2%を占めるに過ぎない CD で利益を上げる必要は、ウォルマートにはありません。安い価格で販売し、購買客を呼び集める餌にさえなればいいのです。</p> <p>わが国では、世界で最も多くの種類の音楽 CD が販売されており、その種類は米国の 3 倍にもなります。世界第 2 位の音楽市場は、量だけではなく、質の面でも極めて豊かな音楽資産を国民に提供しているのです。そして、それを可能にするために再販制度が大きな役割を果たしていることは間違いありません。</p> |
| 284 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度の存続を希望します。」</p> <p><理由:レコード会社による発行企画の多様性が衰退します。></p> <p>再販制度が廃止されると、音楽用 CD の店頭陳列機会の減少の結果、レコード会社は需要の限定されたジャンルの音楽用 CD の発行企画はできなくなります。また、行過ぎた価格競争が始まり、レコード店が減少することから、レコードメーカーの経営も悪化します。レコードメーカーは安定的な収益が得られなくなり、多種多様な音楽用 CD を発売できなくなります。</p> |
| 285 | <p>音楽用 CD 等の再販売価格維持制度を存続させることを支持いたします。</p> <p>著作物の再販制度は、私達の生活に必要な多種多様な著作物等を我々が日本のどこにいても同じ価格で買うことができ、選べる自由を与え、日本の文化政策に大変大きな役割を果たしております。もし、再販制度がなくなると音楽用 CD 等はヒット作品に偏り、コンビニや量販店等での客寄せのおとり商品となる恐れがあり、作品の多様性は損なわれてしまいます。そして日本の音楽文化の衰退につながるものと感じております。日本の音楽文化の健全なる発展に大いに寄与している著作物の再販制度が今後とも存続されることを要望します。</p> |
| 286 | <p>『私は再販制度が大切な制度と考えます。』</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>再販制度が廃止されると、住んでいる場所によって価格の地域間格差が大きく拡大すると思います。またヒット商品のみにかが注がれ、日本の音楽文化の衰退を招くものと考えます。</p> |
| 287 | <p>再販を無くすなら、レンタルも禁止すべきだ</p> |
| 288 | <p>作曲家や作詞家の主な収入は印税ですが、その印税の大きなシェアを占めているのは音楽用 CD ですので、再販が廃止されて音楽用 CD の発売が減ることは作家にとっては大変な影響があると思います。新人作家・実演家の育成や現在ヒットに恵まれていない作家・実演家の創作活動・演奏活動や生活も困難となり、わが国独特の音楽文化が荒廃・衰退すると危惧されます。</p> <p>音楽用 CD の再販制度は、音楽文化の創造活動を守っている制度のひとつとして大変重要な制度です。</p> |
| 289 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。」</p> <p><理由:地域の最寄りレコード店は地域の音楽文化の普及・発展に貢献しています。></p> <p>再販制度が廃止されると、音楽用 CD はヒット CD を中心にディスカウントショップ等での客寄せのおとり商品となります。</p> <p>その結果、文化のアクセスポイントとして地域の音楽文化の維持・発展に貢献してきた最寄りレコード店は、このようなおとり販売には対抗できないため、閉店せざるを得なくなります。</p> <p>社会的弱者や多くの地域住民にとって、身近な最寄りレコード専門店が消滅していくことは、音楽文化の普及・発展の上で著しくマイナスとなり、日本の音楽文化の衰退をもたらすと考えます。</p> |
| 290 | <p>日本の音楽文化を維持・発展させて行くうえで、再販制度は必要不可欠な制度です。再販撤廃には反対です。</p> |
| 291 | <p>私は音楽用 CD における再販制度の存続を希望します。</p> <p><理由:音楽用 CD における再販制度は、国民の誰もが何処でも同一価格で購入することができる制度で、音楽文化の普及に大きな役割を果たしています。></p> <p>再販制度が廃止されると、国民の誰もが CD 等を同一価格で購入できなくなり、文化教授に不公平が生じます。また、レコード店は、価格競争から売れ筋のヒット商品を中心に品揃えするため、純邦楽や詩吟等の伝統音楽や希少な現代クラシック音楽等の数多くは売れませんが優れた音楽用 CD を置かなくなり、これらの音楽用 CD の発売が減ります。新たに音楽用 CD を発売するチャンスが減ることから、次世代を担う新人作曲家や作詞家の輩出も難しくなり、日本の音楽文化・音楽教育の衰退を招くものと考えます。</p> |
| 292 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度はあったほうが良いと考えます。」</p> <p><理由:文化的価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。></p> <p>再販制度が廃止されると、レコード店は値引き競争に対応し、経営存続に必要な利幅維持のために必要なマージンの引き上げ要求をレコード会社に行うこととなります。レコード会社も、これに応じ、希望小売価格の引き上げを行わざるを得なくなります。ヒット曲が売上高構成比の過半数を占める実態から、それらが先ず値引き競争にさらされて業界体力は確実に弱体化します。</p> |

| | |
|-----|--|
| | レコード会社は、文化価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。 |
| 293 | 幅広い、多種多様な音楽の普及の妨げになると思われるため、レコード、CD等の再販制度の廃止に反対します。 |
| 294 | 私は以前からブラジル音楽が好きで、CDを集めてきました。今回CDの再販を撤廃しようとしてしていると聞き、一言述べたいと思います。 ブラジル音楽は今でもなかなか国内盤が発売されにくく、手に入れにくい状況です。再販が撤廃されると、レコード会社は今よりさらに発売してもらえなくなるような気がしております。ですから、私としてはCDの再販撤廃に関しては反対したいです。 |
| 295 | 私ども町のCD屋は利幅が少ないので再販制度が廃止されると多くの皆さんの鑑賞できる音楽を提供できるほどの音楽を確保することができなくなります 再販制度が廃止されると利益が正当に確保できないから売れ筋のみの商品のみしか販売できず多くの皆さんの需要にこたえる事が出来ません 音楽CDを継続と購入鑑賞を可能にするために『再販制度』の存続をお願いいたします |
| 296 | 『再販制度』存続のお願い 再販制度が廃止されるとCD店経営に必要な最低利益が確保できなくなります 利幅が少ないからです利益が確保できなければいわゆる『売れ筋CD』のみの販売にたよるしかありません 多くの皆さんが欲する音楽CDを置くだけのお金を準備できなくなるからです CD屋が多種類の音楽を提供できなければ音楽文化の廃退になると思います 音楽CDの購入鑑賞の可能と音楽文化の継続を願うために『再販制度』の存続をお願いいたします |
| 297 | CDの再販指定を外さないで下さい。 現在私は公立の図書館に勤務しAV担当をしていますが、CDも本と同じく再販制度があるから幅広い日本の伝統芸能、古典も発売されています。特に私の勤務する図書館では落語や詩の朗読CDなども人気があります。目の不自由な人にとってCDは欠かせません。これからも本と同様にCDも再販指定を外さないで下さい。 |
| 298 | 音楽CDについてのみ再販制度を撤廃する方針を表明されているが、反対である。 再販制度を廃止し、自由価格競争に委ねることは、レコード会社は生き残るためにロックやJ-POPなどの売れ筋の音楽CDしか発売しなくなることは必死で、幅広い音楽文化の提供を断念することと同じ。邦楽や古典音楽など、文化的価値は高くても売り上げに貢献しない音楽CDは発売しなくなるか、自費発売せざるをえなくなる。 文化を軽視することは将来国のアイデンティティを見失うことになりかねず、経済的な側面だけ判断して施策を講じることは危険である。知的財産推進計画2006に音楽CDについて再販制度を廃止を盛り込むことに反対する。 |

| | |
|-----|---|
| 299 | <p>「私は再販制度は大切な制度と考えます。」 <理由:全国同一価格の維持が困難になります。> 再販制度が廃止されると、全国のレコード店間において、輸送コスト等を反映した地域間格差、あるいは小商圏の地方においては、都市部並みの値下げ効果が得られない等文化の地域間格差も拡大します。 インターネットによる通信販売等により、地域間格差を埋められるのではないかとの議論もあるようですが、それら通信販売等は将来の補完機能を果たすに止まり、限界があります。</p> |
| 300 | <p>知財戦略本部内のコンテンツ専門調査会で「CDの再販撤廃論」が論議され撤廃に向けての方向性が示されつつあるようですが、その様な決定がなされれば日本の音楽文化の将来に危機感を抱かざるを得ない。 「なぜ、CDだけが…」との思いと「数少ないヒット曲の果実によって、ビジネスとしては成り立ち難い幅広いカタログ商品の品揃えをしているCD販売業界において、ヒット曲での利益確保を困難にする再販撤廃は業界の疲弊、強いては日本音楽文化の衰退を招くものであると思う。</p> |
| 301 | <p>音楽文化の衰退に繋がるCDの再販制度撤廃に反対します 撤廃によって地域価格差が生じ 幅広い商品選択の自由が奪われる</p> |
| 302 | <p>知財戦略本部内のコンテンツ専門調査会で「CDの再販撤廃論」が論議され撤廃に向けての方向性が示されつつあるやに聞き及び、日本の音楽文化の行く末に危機感を抱いています。 「なぜ、CDだけが」との思いと「数少ないヒット曲の果実によって、ビジネスとしては成り立ち難い幅広いカタログ商品の品揃えをしているCD販売業界において、ヒット曲での利益確保を困難にする再販撤廃は業界の疲弊、強いては日本音楽文化の衰退を招くものであると思います。</p> |
| 303 | <p>CD再販撤廃に反対いたします。CDも書籍同様の文化です。どこの店に行っても同じヒット曲しか並んでいない状況は日本の音楽文化にとって大きな損失であり、今後若いアーティストがCDを出そうと思ってもはたしてCDショップでその将来性のみでその商品を置いてくれるでしょうか？</p> |
| 304 | <p>音楽の知的財産をつぶしてしまう再販撤廃に関し反対します。</p> |
| 305 | <p>私は「知財推進計画2006」に向けて、過デジタルコンテンツ・ワーキンググループが出された答申にある“音楽 CD における再販売価格維持制度見直し”について、日、知的財産戦略本部反対です。</p> <p>レコード再販制度が撤廃されると、70年代に撤廃された英国や独・仏でもそうだと聞いておりますが当然店頭価格競争が激化し、総合的に収益をあげられる量販店、総合ストアが目玉商品として扱うようになる反面、レコードショップの多数、特に中小のレコード店は廃業や縮小となるでしょう。</p> <p>私は、CLASSIC が大好きで近隣の CD 専門店の品揃えとそこのオススめに頼って購入するケースが多いのですが、その店主からも「レンタルや配信ダウンロードに加え再販撤廃とな</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>ったら収益確保は困難で廃業するしかない」という声を聞きます。このような現象は消費者が身近に CD を買う機会や店を減らすことになり、文化吸収をしようとする消費者に不利な状況を生みます。</p> <p>音楽 CD の再販撤廃については是非ご再考ください。</p> |
| 306 | <p>「CD」レコードの再販制度は日本においては存続が必要です。</p> <p>音楽・CDは文化です。大量消費作(ヒット作)はもとより、少人数の鑑賞をターゲットとした趣味嗜好性が高い作品もリリースされることが、文化国家(日本)としての責務であるし、消費者(国民)も望んでいるところであります。</p> <p>再販が廃止されますとアメリカのように量販店の価格破壊により、多種多様な品揃えをしたCD専門店が駆逐されてしまいます。「CD」再販制度は日本に音楽文化を根付かせました。再販は必要不可欠と考えます。</p> |
| 307 | <p>音楽文化の衰退に繋がる「CDの再販制度撤廃」に反対いたします。</p> <p>今後の新人育成を含めて音楽業界活性化には不可欠です。</p> |
| 308 | <p>知財戦略本部内で「CDの再販撤廃論」が論議されていると伺っておりますが、このまま「CDの再販撤廃」となれば、間違いなく日本の音楽文化の荒廃をまねくと危機感を抱いております。</p> <p>音楽とは文化であり、文化には育成が必ず必要なものです。</p> <p>それを、ビジネスとしての側面のみを優先するがあまり、利用者側の論理だけでことを進めれば、送り手側の創造的活動に支障をきたします。</p> <p>幅広いカタログ商品の品揃えをすればこそ文化の発展、普及に寄与できるのであり、一部のヒット曲での利益確保ですら困難にする再販撤廃は業界の疲弊、強いては日本音楽文化の衰退を招くものであると思います。</p> |
| 309 | <p>「CDの再販制度撤廃」に反対致します。音楽文化の歪みがますます進むと思います。</p> |
| 310 | <p>知財戦略本部内のコンテンツ専門調査会で「CDの再販撤廃論」が論議され撤廃に向けての方向性が示されつつあることで、音楽文化の行く末に危機感を抱きます。</p> <p>数少ないヒット曲によって、ビジネスとしては成り立ち難い幅広いカタログ商品の品揃えをしているCD販売業界において、ヒット曲での利益確保を困難にする再販撤廃は、業界の疲弊と日本音楽文化の衰退を招くものではないでしょうか。</p> |
| 311 | <p>私は「知財推進計画2006」策定に向けた、知的財産戦略本部デジタルコンテンツ・ワーキンググループが答申を出された“音楽CDにおける再販売価格維持制度見直し”について、反対します。</p> <p>私はレコード会社に従事していますが、日本のレコード(CD)ビジネスでは再販制度のもと、海外では類を見ない程、カタログ(洋楽の旧譜面～純邦楽・落語に至るまで)が充実してリリースされており、例えば海外アーティストでも来日時に海外では手に入らない様なCDを日本のレコード・ショップで大量に購入して帰る姿を数多く目にしております。</p> <p>再販が撤廃されると、商品は欧州の例がそうであるように市場の価格競争を勝ち抜き売れ</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>ていくヒット作品・売れ筋商品にシフトするのは明らかで、上記のような日本固有の多品種リリースは淘汰されていき、これはまさに“文化創造国家”を目指した「知財推進計画2006」に逆行する施策であると考えます。</p> <p>是非ご検討ください。</p> |
| 312 | <p>日本のCDの価格は決して高くはありません。CDの価値は価格だけで決まるものではなく、全国どこでも同一価格で幅広い種類のCDを入手できる再販制度はあるべきです。また全国どこでも幅広い年齢の人が多くの商品を選択できる環境維持のためにも再販制度を支持します。</p> |
| 313 | <p>音楽文化の衰退に繋がりがねない「CDの再販制度撤廃」に断固反対致します。</p> |
| 314 | <p>知財戦略本部内のコンテンツ専門調査会で「CDの再販撤廃論」が論議され撤廃に向けての方向性が示されつつあるやに聞き及び、日本の音楽文化の行く末に危機感を抱いている。</p> <p>「なぜ、CDだけが…」との思いと「数少ないヒット曲の果実によって、ビジネスとしては成り立ち難い幅広いカタログ商品の品揃えをしているCD販売業界において、ヒット曲での利益確保を困難にする再販撤廃は業界の疲弊、強いては日本音楽文化の衰退を招くものであると思う。</p> |
| 315 | <p>知財戦略本部内のコンテンツ専門調査会で「CDの再販撤廃論」が論議され撤廃に向けての方向性が示されつつあるやに聞き及び、日本の音楽文化の行く末に危機感を抱いている。</p> <p>成り立ち難い幅広いカタログ商品の品揃えをしているCD販売業界において、ヒット曲での利益確保を困難にする再販撤廃は業界の疲弊、強いては日本音楽文化の衰退を招くものであると思う。</p> <p>たださえ大型店舗に於いても品揃えが絞られてきているのに再販撤廃になったら良質の芸術性の高い音楽パッケージを絶滅に追い込むことになる。</p> |
| 316 | <p>日本のCDの価格は決して高くはありません。CDの価値は価格だけで決まるものではなく、全国どこでも同一価格で幅広い種類のCDを入手できる再販制度はあるべきです。</p> |
| 317 | <p>日本のCDの価格は決して高くはありません。CDの価値は価格だけで決まるものではなく、全国どこでも同一価格で幅広い種類のCDを入手できる再販制度はあるべきです。</p> |
| 318 | <p>CDの再販制度についてご意見申し上げます。</p> <p>音楽CDについては現在でも時限再販制度となっており、一定期間が過ぎると値崩れが occurs。現在の時限制度でもCDを直接販売する小売業はもとより、卸、メーカー、原盤制作者等、音楽産業全体を圧迫しております。この再販制度自体が撤廃されれば、音楽を創造するアーティストへの還元も減少し、日本の音楽文化全体に影響を及ぼすことが予想されます。再販制度を是非維持していただきたいと思えます。</p> |
| 319 | <p>「CDの再販撤廃論」について、撤廃の方針には反対です。</p> <p>音楽ビジネスにおいてメーカーとしては、新人育成の土壌が奪われ、流通においても地域の情報発信基地である販売店の利益確保に困難をきたし、品揃えにも多大な影響を及ぼします。</p> <p>ユーザーにとっても地域による商品価格差は不当なものであり、豊富なジャンルに支えられている、現在の日本の音楽文化自体が衰退するものと思えます。</p> |

| | |
|-----|---|
| 320 | <p>知財戦略本部内のコンテンツ専門調査会で「CDの再販撤廃論」が論議され撤廃に向けての方向性が示されつつあるらしいが、CDとして提供される音楽のジャンルの偏りやそのタイトル数も減少し、さらに流通も都市中心型とならざるを得ず、さらにヒットが見込まれる商品が制作されたとしても単なる客引き目玉商品として必要以上のディスカウントを行う業種が増えるのは自明である。</p> <p>数少ないヒット曲の売上によって、通常ビジネスとしては成り立ち難い幅広いカタログ商品の品揃えをし、全国各地金額の格差無く商品を提供しているCD販売業界において、ヒット曲での利益確保を困難にする再販撤廃は業界の疲弊、強いては日本音楽文化の衰退を招くものであると思う。</p> |
| 321 | <p>販売店において、一部の消費音楽商品のみ販売が偏る危険がある</p> |
| 322 | <p>CDが安くなることは、嬉しいことですが近所のCDショップなどが大型店に負けてしまい閉店になってしまうようなことにならないでしょうか。また安易に安売りをすることはいかがなんでしょうか？</p> |
| 323 | <p>知財戦略本部内のコンテンツ専門調査会で「CDの再販撤廃論」が論議され撤廃に向けての方向性が示されつつあるやに聞き及び、日本の音楽文化の行く末に危機感を抱いています。</p> <p>「なぜ、CDだけが…」との思いと「数少ないヒット曲の果実が有るから、ビジネスとしては成り立ち難い、幅広いカタログ商品の品揃えをしているCD販売業界において、ヒット曲での利益確保を困難にする再販撤廃はメジャーレコード会社の衰退、業界の疲弊、強いては日本音楽文化の縮小&単一化を招くものであると思う。</p> <p>バラエティー豊かな音楽が創作され、聞くことができるのはCD発売に拠ってであって、CD発売できるのは再販制度のおかげであると考えます。</p> |
| 324 | <p>CDについては再販制度の撤廃には反対です。ある程度実績のあるアーティストでヒットのない者は質が高くてもこれまで売れていない商品ということで、新人や知名度のないアーティスト・特殊なジャンルのアーティストは売れるかどうかかわからないからという理由で、ごく一部の宣伝に力を入れてもらえるものを除いては店頭から消えてしまうのでは？</p> |
| 325 | <p>日本のCDの価格は決して高くはありません。CDの価値は価格だけで決まるものではなく、全国どこでも同一価格で幅広い種類のCDを入手できる再販制度はあるべきです。</p> |
| 326 | <p>間違い無く音楽文化の衰退に繋がります。文化を守りつづけるために「CDの再販制度撤廃」に断固反対致します。</p> |
| 327 | <p>わが国の音楽文化水準の維持・発展を図るためにも、音楽CDの再販制度の存続を求めます。</p> <p>再販制度が残っているのは日本のみということですが、過去に廃止した諸外国では、メーカー、小売店等の寡占化で発売されるカタログの減少を招いているとの話を仄聞します。</p> <p>ただでさえ、ヒット作品の偏りがみられる昨今の音楽業界ですが、再販制度の撤廃は、ますます売れ筋以外の商品を市場から撤退させることになり、ひいてはわが国音楽文化の衰退を加速させることは自明です。</p> |

| | |
|-----|--|
| | また、著作者の保護・育成の観点からも、再販制度は重要であると認識しています。 |
| 328 | 私は仕事の関係で純邦楽などの音楽をよく購入しております。最近ではヒットものが売場を占拠して、自分の欲しいCDを探すのに一苦労です。再販がなくなってしまうと、ただでさえ少ない需要のジャンルは一層売場の縮小となり、文化そのものの衰退ということにもなります。これによりその手のアーティストも減っていくであろうし、価格も上がってしまったりすると後継の者が続かないという問題も出てくるのではないかと思います。何卒再販制度の存続をお願いしたいと思います。 |
| 329 | 知的財産戦略本部内で「CDの再販撤廃」が論議されているということで、音楽文化の将来に危機感を抱いています。ビジネスとしては、成り立ち難い幅広い商品の品揃えをしているCD販売業界において、再販撤廃は音楽文化の衰退を招くものであると思います。 |
| 330 | CDの再販制度が撤廃を前提に議論されている事に対し大変危惧を抱いている。 音楽以外の娯楽が多様化する中、ヒット商品に限った大幅な安売りによる価格競争激化や新人アーティストの育成が困難になる等々日本の音楽業界にのみならず多くのユーザーにとっても機会を奪う、弊害の大きい問題であり、これは日本音楽文化の衰退を招くものであると思う。 |
| 331 | 「CDの再販撤廃論」が再びクローズアップされて思うことは同じ著作権文化であるCDのみ撤廃の対象になるのか疑問である。 また再販撤廃によりおこる価格競争で市場に発現の機会を失ってしまういわゆる音楽ジャンル、表現者が増加していく事は明らかである。これは文化の損失だとおもう。 |
| 332 | いつもCDを購入しているお店が最近閉店されてしまいました。 理由は近くにヒット曲ばかりを2割引で販売する店ができたためと聞きました。 お店に在庫の無い商品でもすぐに取り寄せてくれていた店が無くなってしまい、不便でしかたありません。ヒット曲ばかりを安売りする店の影響でこのような商品を取り寄せてくれる店がなくなってゆくことに憤りを感じます。 知的財産であると思っているCDが安易に安売りされて良いのでしょうか？疑問に思います。 |
| 333 | 音楽CDの再販制度の維持を望みます。なぜならば、活字同様に音楽も大きな文化であり、それを保護することの重要性を強く感じるからです。 |
| 334 | 「私は音楽用CDにおける再販制度の存続を希望します。」 <理由:音楽用CDにおける再販制度は、国民の誰もが何処でも同一価格で購入することができる制度で、音楽文化の普及に大きな役割を果たしている為> 再販制度が廃止されると、国民の誰もがCD等を同一価格で購入できなくなり、文化教授に不公平が生じます。また、レコード店は、価格競争から売れ筋のヒット商品を中心に品揃えするため、純邦楽や詩吟等の伝統音楽や希少な現代クラシック音楽等の数多くは売れませんが優れた音楽用CDを置かなくなり、これらの音楽用CDの発売が減ります。新たに音楽用CDを発売するチャンスが減ることから、次世代を担う新人作曲家や作詞家の輩出も難しくなり、日本の |

| | |
|-----|---|
| | 音楽文化・音楽教育の衰退を招くものと考えます。 |
| 335 | <p>知的財産戦略本部デジタルコンテンツ・ワーキンググループから出された“音楽 CD における再販売価格維持制度見直し”について、反対します。</p> <p>私は現在レコード会社に勤務していますが、再販制度が撤廃された海外の状況を省みるとヒット商品や売れ筋商品にマーケットがシフトしてしまい、文化遺産でもあるカタログ商品や新たな文化を創出するマイナー商品がマーケットから淘汰されてしまっています。</p> <p>レコード会社としては、勿論ビジネスですから音楽を商品として市場に送り込み売上を上げることが主義務ですが、レコード(CD)販売により新たな文化・古き良き文化の伝播&維持にも貢献していると自負しています。</p> <p>このようは文化としての音楽を維持・伝播に貢献に対しての再販制度を撤廃することは“文化創造国家”を目指した「知財推進計画2006」に逆行する施策であると考えます。</p> |
| 336 | <p>CDの再販制度に関してですが、今日の音楽CDリリースの内容は多岐に渡り、ヒットもの、チャートものだけではなく過去のカタログ商品、再発商品や売れ筋ではないものの上質な作品、ファンに守られたいいわゆる隠れた名盤的な貴重なリリースなどが多数あり、それを購入する知識豊富なユーザー、音楽マニアも数多く存在します。</p> <p>再販制度が撤廃されますと下記のような問題点が起こると考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・価格の地方格差・情報格差などが起こり、都市部以外に住む人々には不利になる ・店舗の仕入れがヒット商品に偏り、店舗にとっては上記のようなカタログ商品やヒットものではない商品が仕入れにくく、メーカーにとっては発売しにくくなる ・現在の音楽ユーザーの「店頭で視聴してから買う」「雑誌やフリーペーパーで情報を入手してから買う」という方式が崩れ、安いから買う、などとなり良質な音楽が世に出にくくなる <p>このように、音楽文化の発展を阻害する非常に大きな問題と考えます。</p> <p>再販制度は才能あるアーティストやユーザーを守る大切な制度と考えております。</p> |
| 337 | <p>CDの再販制度撤廃に反対いたします。</p> <p>撤廃されると、ヒット商品ばかりが扱われ、ビジネスに結びつかないCDは減少するのではないかと不安です。</p> |
| 338 | <p>再販制度撤退に反対します。流行性的なヒット商品に偏り、マニアックな趣味性のある商品が手に入りにくくなります。</p> <p>また、世界的にも日本の音楽文化が発展せず、より軽薄なものと見られます。</p> |
| 339 | <p>地域の音楽文化を支えてきた個人経営の店舗は、再販制度撤廃による大型チェーン店の台頭により、存続出来なくなることに必至です。</p> <p>音楽文化の衰退に繋がる「CDの再販制度撤廃」に反対致します。</p> |
| 340 | <p>安売りが始まると、売れ線と言われる同じような音楽だけが蔓延して、音楽文化の低下を招く</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>と思います。</p> <p>国民にとって非常に切実な問題だと思います。</p> |
| 341 | <p>私の好きな JAZZ など、もともと生産数の少ないジャンルのものは削減されていくのではないかと懸念しています。国民の音楽性を守るために、複数の選択を奪うようなことはしないで下さい!!</p> |
| 342 | <p>CDの価値は価格だけで決まるものではなく、全国どこでも同一価格で幅広い種類のCDを入手できる再販制度はあるべきです。価格競争は、業界衰退、日本音楽文化の衰退に繋がりがねないと思われるので、CD再販制度廃止には、断固反対です。</p> |
| 343 | <p>なぜCDの再販制度を撤廃しなければならないのか理解できません</p> |
| 344 | <p>日本の音楽文化を維持・発展させて行くうえで、再販制度は必要不可欠であり、世界に誇れる制度です。</p> <p>再販撤廃には反対です。</p> |
| 345 | <p>毎年毎年CDの売上が減っていく現状なのに、再販制度が撤廃されると、メーカーは売上が見込める作品のみの発売を考えざるを得なくなる。そうすれば、ユーザーのいろんな好みの要望に応えられなくなり、日本の音楽文化は衰微の一途を辿っていくばかりである。</p> |
| 346 | <p>知財戦略本部内のコンテンツ専門調査会で「CDの再販撤廃論」が論議され撤廃に向けての方向性が示されつつある状況に、日本の音楽文化の行く末に危機感を抱いております。</p> <p>「数少ないヒット曲の果実によって、ビジネスとしては成り立ち難い幅広いカタログ商品の品揃えをしているCD販売業界において、ヒット曲での利益確保を困難にする再販撤廃は業界の疲弊、強いては日本音楽文化の衰退を招くものであると思います。再販制度はあるべきだと思います。</p> |
| 347 | <p>知財戦略本部内のコンテンツ専門調査会で「CDの再販撤廃論」が論議され撤廃に向けての方向性が示されつつと聞き及び、日本の音楽文化の行く末に多大な危機感を抱いております。</p> <p>「なぜ、CDだけが…」との思いと希少なヒット曲の果実によって、ビジネスとしては成り立ち難い幅広いカタログ商品の品揃えをしているCD販売業界において、ヒット曲での利益確保を困難にする再販撤廃は業界の疲弊はもちろんのこと日本音楽文化の衰退を招くものであると思います。</p> <p>そもそも音楽は過去・現在・未来、文化として保護していかなければならないものであり再販の撤廃はその根幹を揺るがすものだと思います。</p> |
| 348 | <p>レコード会社の生産管理をやっていますが、1年に100枚しか売れないものでも製造コストが1000円以上かかるものでも、発売当時と同じ価格で販売しています。</p> <p>もし、再販制度が撤廃されれば、このような古くてもマニアには大切な商品が同じ価格では販売できなくなります。</p> <p>過去のものでも同じような価格で購入できるメリットを撤廃されることはお客様販売側ともにメリットはありません。</p> |

| | |
|-----|---|
| | ぜひ撤廃はやめて欲しいと思います。 |
| 349 | <p>知財戦略本部内のコンテンツ専門調査会で「CDの再販撤廃論」が論議され撤廃に向けての方向性が示されつつあるやに聞き及び、日本の音楽文化の行く末に危機感を抱いている。</p> <p>「なぜ、CDだけが…」との思いと「数少ないヒット曲の果実によって、ビジネスとしては成り立ち難い幅広いカタログ商品の品揃えをしているCD販売業界において、ヒット曲での利益確保を困難にする再販撤廃は業界の疲弊、強いては日本音楽文化の衰退を招くものであると思う。</p> |
| 350 | <p>CDの価値は価格だけで決まるものではなく、全国どこでも同一価格で幅広い種類のCDを入手できる再販制度はあるべきです。全ての国民は平等に音楽に接する事(CDを購入する事)が出来るべきです。音楽文化を衰退させる事には断固反対します。</p> |
| 351 | <ul style="list-style-type: none"> ・再販価格を撤廃するという事は、商品を扱う大型店しか生き残れなくなり、全国の地方地域の人には容易にCD等を入手することが困難になる。逆に都会の大型店で購入出来る人は、より安く容易に入手出来る為、不平等感が生まれる。 ・この事ひとつ取り上げてみても、不平等感から益々地方の過疎化を促進することの要因を生むことになりかねない。 ・音楽は、乳児、幼児のものは情操教育に役立っているが、平等に或いは容易に入手出来ないということは教育の格差も生むこととなりかねない。 ・各レコード制作者は商業意識一辺倒になり、今、売れる物しか作らなくなり、更に音楽の幅も狭くなり新たなジャンル、傾向の音楽文化の発展を減速させる。また、音楽制作に掛ける費用もクリエイティブな意識が薄れ、逆にコストダウン意識が強くなり良質な音楽が提供出来なくなる。 ・以上に挙げた「消費者の購入価格の不平等」「地方の過疎化の促進」「教育の格差」「音楽文化の発展の減速」が考えられることから、急激な再販制度の撤廃は避けるべきで、それらが問題にならない状況が確立されたとき徐々に見直しをして行く事にすれば良いと思う。 |
| 352 | <p>音楽文化の衰退に繋がる「CDの再販制度撤廃」に反対致します。今後の日本の文化衰退や音楽を通しての人間形成にも大きく関わると強く感じます。</p> |
| 353 | <p>音楽文化の衰退に繋がる「CDの再販制度撤廃」に反対致します。</p> |
| 354 | <p>この度、「知的財産推進計画2006」の策定に向けた意見募集をされるということを目にし、昨今取り上げられております「再販制度の存続に関して」が大きな焦点となることですので一国民の立場で意見をお送りしたく、応募させていただきます。</p> <p>結論から申し上げますと、</p> <p>「私は音楽用CDにおける再販制度見直しに反対です。」</p> <p>理由は以下の2点によるものです。</p> <p>お手数ですがぜひご一読の上、今後の再販制度ご検討の際に何卒ご考慮いただけますよう</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>お願い申し上げます。</p> <p>理由 レコード専門店の多様な品揃えの維持が損なわれます。 再販制度が廃止されると、値引き幅を考慮した現行よりも高いメーカー希望小売価格が設定されます。レコード店は仕入れを目先の売れ筋商品に絞ることになり、また、レコード会社も多種多様な売れにくい商品の生産が難しくなります。 結果として、レコード店の品揃えが悪くなり、ユーザーは不利益を被ることになると思います。</p> <p>理由 文化的価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。 再販制度が廃止されると、レコード店は値引き競争に対応し、経営存続に必要な利幅維持のために必要なマージンの引き上げ要求をレコード会社に行うこととなります。レコード会社も、これに応じ、希望小売価格の引き上げを行わざるを得なくなります。ヒット曲が売上高構成比の過半数を占める実態から、それらが先ず値引き競争にさらされて業界体力は確実に弱体化します。 レコード会社は、文化価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。</p> |
| 355 | <p>CD再販の撤廃は安価なヒット商品のみの集中販売となり、幅広いカタログ商品が手に入らなくなると思いますので、「CDの再販制度撤廃」に反対致します。</p> |
| 356 | <p>日本語で制作されている音楽は1つの文化であり、今後保護、育成されるべきである。 自作自演を個人で楽しむというのも1つの方法であるが、ある程度大衆に認知されて文化といえるはずである。 文化が成熟している今の日本の音楽の分野では趣味の多様性の幅が広がり、メーカーも単一商品の大量生産から少数多品種へシフトするように思われます。 そんな仕組みを守るために現行の制度は維持することにより、文化の更なる成熟が可能となるのではないのでしょうか？</p> |
| 357 | <p>CD再販継続して下さい。</p> |
| 358 | <p>再販廃止(CD)の話が、ありますが絶対反対です。採算の悪い商品等の流通が、なくなります。非常に困ります。</p> |
| 359 | <p>CDの再販撤廃に反対します。近所のレコード屋さんが無くなってしまおうという話を聞いたので。</p> |
| 360 | <p>再販制度撤廃について反対します。 再販制度が撤廃になる事によって、メーカー側がリリースする音楽ジャンルに偏りが出る事が懸念されます。 個人的には人気のあるJ-POPよりもマニアックなジャンルが好きなのでこれらのジャンルのCDが購入できなくなるのは反対です。</p> |

| | |
|-----|--|
| 361 | 音楽文化の衰退に繋がる「CDの再販制度撤廃」に反対致します。 |
| 362 | <p><理由:レコード会社による発行企画の多様性が衰退します。></p> <p>再販制度が廃止されると、音楽用CDの店頭陳列機会の減少の結果、レコード会社は需要の限定されたジャンルの音楽用CDの発行企画はできなくなります。また、行過ぎた価格競争が始まり、レコード店が減少することから、レコードメーカーの経営も悪化します。レコードメーカーは安定的な収益が得られなくなり、多種多様な音楽用CDを発売できなくなります。</p> |
| 363 | <p>同一価格で幅広い種類のCDを入手できる再販制度はあるべきなのではないでしょうか。幅広いカタログ商品が手に入らなくなってしまうらどうなのか。</p> <p>「何故、CDだけが対象となるのか」との思いに加え、ヒット曲での利益確保を困難にする再販撤廃は業界の疲弊、強いては日本音楽文化の衰退を招くものであると思われる。</p> <p>「CDの再販制度撤廃」に反対致します。</p> |
| 364 | <p>音楽制作に携わる者です。現在音楽パッケージ(CD、カセット等)の売り上げ不振が叫ばれていますが個人的には今までがちょっと異常なマーケットだったと思っております。音楽鑑賞についてのツールが配信やダウンロード等、携帯電話やパソコン～様々な形態での展開が可能となり既存の概念だった「CD＝音楽」という図式が崩れつつありますがこれでやっと本来の純粋なCDマーケットに近い姿になってきたのではないのでしょうか？これから時代に敢えてCDを購入するという希少なユーザーは「曲」ではなく「アーティスト」への共鳴がより強固な理由となっていくと考えます。これは「曲」がもつ魅力というよりも「アーティスト」が作り出す独自の世界観や文化に対して意識が向き合うもので、小説や物語と同じような位置付けと考えるに足る十分な理由です。</p> <p>シングル盤やマキシ盤のような商業的なパッケージについては今後の再販について考えていかなければなりません。が、「アルバム」として創り出されてるパッケージについては「小説」や「物語」と同じ扱いにしなければ日本の音楽は独自の文化の創造や豊かな発想に基づく独創性が著しく欠如し、マスに媚びた売り上げ優先の希薄な世界に偏ってしまう恐れがあります。世界に対して日本が誇れる3大文化は「アニメーション」「ミュージック」「ゲーム」だと考えます。この部分でのマーケット破壊は日本の文化育成にも大きな影響を与えてしまう事が心配です。</p> |
| 365 | <p>CDの再販制度撤廃に反対致します。</p> <p>新人アーティスト育成に際して、配信を活用する方法も検討の余地はあるが、シングル盤の発売が大きな宣伝ツールであり、その売れ行きがヒットのバロメーターであり続けるものと思っている。</p> <p>CDの再販撤廃により大部分のCDショップで即刻、換金でき、大量仕入れによるメリットのあるヒット商品仕入れが最優先され、新人の作品の仕入れ制限が発生し、新人育成の最大のツールを無くすことになる。</p> <p>新人育成の難しさを理解願います。</p> |

| | |
|-----|--|
| 366 | <p>再販制度撤廃によって起こりうる数多くの障害をご検討なされてますでしょうか？ 大げさに言えば地域によってレコード店は廃業をせざるを得ない状況になる事が予測されます。</p> <p>私共の手元に CD が手に入りにくくなる事は非常に残念です。 そうなると一番気になるのはアーティストへの影響です。 もしも私共のような、日本の TV 等には出演していないけど海外などで評価されいてるようなアーティストの CD を購入しなくなりましたら、日本にはどのような音楽が残るのでしょうか？ 文化的に誇れる音楽が残っていくことが出来るかどうか、非常に不安です。 勿論1000円や3000円という価格は安いに越した事はないですが私共のような音楽好きには非常に残念なご判断だと思っております。 あまりにも芸術への考え方に対して安易なのではありませんでしょうか？</p> |
| 367 | <p>音楽 CD の再販の見直しについて</p> <p>再販 6 品目のうちから音楽用 CD だけを再販指定から外すことが理解できない。 音楽は文化的な著作物であり、それは本や新聞となんら異なるところは無い。 さらに、再販 6 品目のうち音楽 CD は最も弾力的な運用がなされており、それにもかかわらず音楽 CD のみを切り離すことが納得できない。</p> |
| 368 | <p>CDの再販制度撤廃に反対します。</p> <p>新人アーティスト育成に際して、配信を活用する方法も検討の余地はあるが、シングル盤の発売が大きな宣伝ツールであり、その売れ行きがヒットのバロメーターであり続けるものと思っています。</p> <p>CDの再販撤廃により大部分のCDショップで即刻、換金でき、大量仕入れによるメリットのあるヒット商品仕入れが最優先され、新人の作品の仕入れ制限が発生し、新人育成の最大のツールを無くすことになる。</p> |
| 369 | <p>日本のCDの価格は決して高くはありません。CDの価値は価格だけで決まるものではなく、全国どこでも同一価格で幅広い種類のCDを入手できる再販制度はあるべきです。</p> <p>また、JAZZや邦楽など売上げの低い作品にも安価に抑えるためにも必要です。</p> |
| 370 | <p>知財戦略本部内のコンテンツ専門調査会で「CDの再販撤廃論」が論議され撤廃に向けての方向性が示されつつあるが、利益確保を困難にする再販撤廃は、音楽業界を低迷させ、さらには、日本の文化の衰退を招くことになると思います。</p> |
| 371 | <p>私は音楽用 CD における再販制度を存続をすべきと思います。</p> <p>結論としては、音楽用 CD における再販制度は、国民の誰もが何処でも同一価格で購入することができる制度で、音楽文化の普及に大きな役割を果たしています。</p> <p>再販制度が廃止されると、国民の誰もが CD 等を同一価格で購入できなくなり、文化教授に</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>不公平が生じます。また、レコード店は、価格競争から売れ筋のヒット商品を中心に品揃えするため、純邦楽や詩吟等の伝統音楽や希少な現代クラシック音楽等の数多くは売れませんが優れた音楽用 CD を置かなくなり、これらの音楽用 CD の発売が減ります。新たに音楽用 CD を発売するチャンスが減ることから、次世代を担う新人作曲家や作詞家の輩出も難しくなり、日本の音楽文化・音楽教育の衰退を招くものと考えます。</p> <p>ヒットの商品だけが必ずしも音楽ではないし、コンビニや大型量販店が大きく商品を仕入れてメーカーから得たりべートを用いた安売りでもうけるのに対して、個人専門店があまり資金力の関係で多く仕入れることができず、メーカーから多額のリベートをもらえないため安売りができなくて上記販売店に販売力で負けることも予想はでき、それではそのような専門店がもうけを出せなくて、結果良質の音楽を仕入れ余裕がなくなるようでは、文化向上とは矛盾してしまうと思います。</p> |
| 372 | <p>CD が安くなるであろう事は歓迎したいですが、それによってメーカーにとって「売れるもの」しか生産されなくなるのではないかと危惧しています。概ね市場競争は導入されるべきと思いますが、著作物については(現在の時限再販制度のような)例外規定を設けておくべきではないでしょうか。「買い手」の利益は担保されるべきです。ただ、「作り手」が儲からない(あるいはマイナーなものが世に出ない)システムでは、コンテンツ立国へ向けての人材育成は無理だと考えます。</p> |
| 373 | <p>知財戦略本部内のコンテンツ専門調査会で「CDの再販撤廃論」が論議され、撤廃の方向に向かっていることを聴き、CD業界の今後について強い危機感を感じております。CDの売上が下降する一方の現状で、数少ないヒット曲の都市部での価格競争の激化など、ヒット曲での利益確保を困難にする再販撤廃は業、最終的には日本音楽文化の衰退を招く危険性が十分考えられると思う。</p> <p>また、日本のCDの価格はそれほど高いものではないと考えております。CDの価値は価格だけで決まるものではなく、全国どこでも様々なアーティスト・ジャンルのCDを同一価格で平等に入手できる再販制度はあるべきだと考えます。</p> |
| 374 | <p>知財戦略本部内のコンテンツ専門調査会で「CDの再販撤廃論」が論議され撤廃に向けての方向性が示されつつあると聞き、日本の音楽文化の行く末に危機感を持っています。</p> <p>「なぜ、CDだけが…」という思いを抱くとともに、数少ないヒット曲の存在によって、ビジネスとしては成り立ち難い幅広いカタログ商品の品揃えをしているCD販売業界において、ヒット曲での利益を確保しにくい再販撤廃は業界のみならず日本音楽文化の衰退を招くものであると感じています。</p> |
| 375 | <p>「私は再販制度の撤廃に反対です。」</p> <p>再販制度が廃止されると、販売店での価格競争が激化し、ヒット商品だけに力が注がれるようになると思います。その上、音楽用 CD はヒット CD を中心にディスカウントショップ等での客寄</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>せのおとり商品となります。</p> <p>その結果、新人作家・実演家の育成や現在ヒットに恵まれていない作家・実演家の創作活動・演奏活動や生活も困難となり、独特の音楽文化が荒廃・衰退すると思います。</p> <p>作家・実演家の多くのライブ活動やマスメディアでの活動も、音楽 CD 等を先ず発売することで社会的にその存在が広まり、可能となっていると思います。</p> <p>その上、地域の音楽文化の維持・発展に貢献してきた最寄りレコード店は、このようなおとり廉売には対抗できないため、閉店せざるを得なくなります。</p> <p>社会的弱者や多くの地域住民にとって、身近な最寄りレコード専門店が消滅していくことは、音楽文化の普及・発展の上で著しくマイナスとなり、日本の音楽文化の衰退をもたらすと考えます。</p> |
| 376 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。」</p> <p><理由 :レコード専門店の多様な品揃えの維持が損なわれます。></p> <p>再販制度が廃止されると、値引き幅を考慮した現行よりも高いメーカー希望小売価格が設定されます。レコード店は仕入れを目先の売れ筋商品に絞ることになり、また、レコード会社も多種多様な売れにくい商品の生産が難しくなります。結果として、レコード店の品揃えが悪くなり、ユーザーは不利益を被ることになると思います。</p> <p><理由 :地域の最寄りレコード店は地域の音楽文化の普及・発展に貢献しています。></p> <p>再販制度が廃止されると、音楽用 CD はヒット CD を中心にディスカウントショップ等での客寄せのおとり商品となります。</p> <p>その結果、文化のアクセスポイントとして地域の音楽文化の維持・発展に貢献してきた最寄りレコード店は、このようなおとり廉売には対抗できないため、閉店せざるを得なくなります。</p> <p>社会的弱者や多くの地域住民にとって、身近な最寄りレコード専門店が消滅していくことは、音楽文化の普及・発展の上で著しくマイナスとなり、日本の音楽文化の衰退をもたらすと考えます。</p> |
| 377 | <p>「CD再販撤廃」について音楽業界に身をおく一人として、強い危機感を持っています。再販を維持することで日本の文化にも寄与が出来ると思います。</p> <p>再販がなくなることで、ヒットした偏った楽曲だけが先々まで残され、その結果、多くの国民は音楽を楽しむことは無くなり、音楽文化の衰退になると思われます。</p> |
| 378 | <p>CDの再販撤廃という記事を読みました。私は落語などの古典芸能を集めていますがそれほどファンがいるとは思いませんが、レコード会社が数ヶ月に1本ほどのサイクルで少しずつ発売してくれます。</p> <p>こんなファンの少ないものが再販撤廃ということから価格が高くなったり、発売されにくくなったり、絶対手に入らなくなると思うとつらいです。</p> <p>なんとか3000円程度で手に入る再販は撤廃しないでほしいと思います。</p> |
| 379 | <p>「音楽用 CD における再販制度の存続を希望します。」</p> <p>理由:音楽用 CD における再販制度は、国民の誰もが何処でも同一価格で購入することが</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>できる制度で、音楽文化の普及に大きな役割を果たしています。</p> <p>再販制度が廃止されると、国民の誰もが CD 等を同一価格で購入できなくなり、文化教授に不公平が生じます。また、レコード店は、価格競争から売れ筋のヒット商品を中心に品揃えするため、純邦楽や詩吟等の伝統音楽や希少な現代クラシック音楽等の数多くは売れませんが優れた音楽用 CD を置かなくなり、これらの音楽用 CD の発売が減ります。新たに音楽用 CD を発売するチャンスが減ることから、次世代を担う新人作曲家や作詞家の輩出も難しくなり、日本の音楽文化・音楽教育の衰退を招くものと考えます。</p> |
| 380 | <p>音楽 CD 再販制度撤廃の政策事項を知的財産推進計画 2006 に盛り込むことを求める。</p> <p>・「知的財産立国」実現に向けた取組方針の《5つの配慮事項》(1)ユーザーの視点を考えた政策の部分から意見を言いたい。この中に「例えばコンテンツに関し、日本のユーザーが外国のユーザーに比べサービスや価格の面で遜色のない状況にあるか国際比較することが必要である。」と明記されているが、これを阻害する物がある。</p> <p>それは知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針についての今後の施行の方針に於ける 5.コンテンツの振興の解放・競争・業界の近代化・合理化により、コンテンツ振興を図る。と言う部分に於いて CD の再販制度は時代に逆行する制度であり、特に音楽業界は輸入権 + 再販制度という過保護な二重保護に守られている。</p> <p>ユーザーの視点から考えた場合、CD1 枚が 3000 円というのは若年層に取っては高い値段であり、再販制の価格高止まりは競争の観点から合致していない。これでは次世代のクリエイターを育てるという観点から見ても過去のアーティスト達が残したコンテンツを買えなければ、先人たちが残したコンテンツに触れる事も出来ず、長い目を見た場合、日本のコンテンツの世界発信は遠のく物になってしまう事を懸念する。</p> <p>そして、コンテンツ専門調査会(第7回) 議事録 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/contents/dai7/7gjiroku.html の中山本部員の「11 ページのレコード再販の問題について～」の意見に全面的に賛同する。 実際問題、中国では正規の邦楽 CD が約 400 円で売られている。> 参照リンク http://plusdblog.itmedia.co.jp/yamaya/2006/02/cd_8583.html</p> <p>日本では 3000 円なのに、この価格差は何なのか？つまりはこれこそ、保護の弊害といってもいいかもしれない。</p> <p>「文化の発展」において、この様な競争に晒されない過保護な状況下で、日本発の良いコンテンツを生み出せる可能性は極めて低いと考える。</p> <p>この点に於いても、再販制度は文化の発展を阻害する物ではないか？</p> |

そして、CD 再販制度に固執しているのはアメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ、オーストリア、フランス、オランダ、デンマーク、ベルギー、ルクセンブルク、ノルウェー、フィンランド、スウェーデン、オーストラリア、ニュージーランド等の主要先進国に於いて、音楽 CD を再販制にしているのは日本のみ。

この結果からも如何に CD 再販制度がワールドワイドな見地から見た場合、遅れているかを如実に物語っているのではないだろうか？

「日本発のコンテンツの促進」、「クリエイターを大切にする」という観点から考えた場合、CD 再販制度は時代遅れで尚かつ、コンテンツの振興の解放・競争・業界の近代化・合理化により、コンテンツ振興を図る。という部分に合致しない事は明白である。

以上の理由から、CD 再販制度撤廃の政策事項を知的財産推進計画 2006 に盛り込むべき政策事項であり、盛り込まなければ、長い目を見た場合、日本の音楽産業の世界的な展開は不可能である、という結論に達した次第。

参考までに、コンテンツ専門調査会(第7回) 議事録

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/contents/dai7/7gjiroku.html>

の中山本部員の意見から引用するが、引用ここから、

レコードの再販につきましては、恐らくそういう制度をとっているのは、世界で日本だけだと思いますし、また、一昨年の著作権法改正で、いわゆるレコードの管理防止措置、つまり安いレコードが日本国内に入らないような措置を取りました。国内的には再販で価格を維持し、国際的な競争もしないという、世界でもまれに見る状態に置かれているわけであります。こういう状態が、果たして日本の文化を守るために必要なのかと、そんなに素晴らしい制度なら、なぜ世界がまねをしないのか。現在、本当に日本のレコード産業は、世界に冠たる産業になっているのか。世界一高いCDを買わされている日本のユーザーは、本当に世界一ハッピーなのか。そういうところから、私は考え直さなければいけないと思います。

アメリカよりも産業規模が小さいわが国の音楽産業、それに対してレコード会社はアメリカの何倍もあるという、言わば過当競争の状態にあるわけです。この護送船団方式を維持していくためには、やはり再販制度は必要だろうと思うわけであります

けれども、しかし、再販制度を維持してやっているうちに、実はもう大きく流れが変わってきている。

例えば、インターネットを通じた音楽の配信などのように、再販などには全く関係ない世界が出現しつつありますしたがって、再販制度で利益を得て、企業は現在はいいかもれません

| | |
|-----|--|
| | <p>けれども、これに溺れて合理化をしないと、そのうち大きな崩壊が始まるのではないかと私は考えています。</p> <p>そして、この問題は、決して唐突に起きたのではないわけですし、もう何年も前から公取でさんざん議論しておりますし、独禁法学者あるいは産業構造論の経済学者の間でも、さんざん議論をし尽くしているわけであります。</p> <p>知的財産戦略会議の時代から、再販については直接書いてありませんけれども、競争政策が大事であるということは述べられておりますし、また知財基本法にも、競争法のことは書いてあるわけです。したがって、私は日本の音楽産業の合理化のために、むしろこの議論を始めるのは、遅過ぎるという感じすらするわけです。</p> |
| 381 | <p>知的財産推進にあたり音楽コンテンツの保護・育成・推進という観点からもCD等の再販制度は維持すべきだと思います。</p> |
| 382 | <p>日本における音楽文化はある種独特ともいえる。</p> <p>その独自性に貢献してきたのが再販制度ではないだろうか。</p> <p>音楽は消費するための商品、だけでなくやはり芸術であると思う。</p> <p>そのバランスを保つために必要な制度でないだろうか？</p> <p>自由に価格を決め、「安ければ安いだけ良い。」という考え方は芸術に対する侮辱であり、多くの音楽ファンを単なる消費者に陥らせてしまう危険性をはらんでいる。</p> <p>純粋な音楽リスナーが高い芸術性をもった音楽を生む。その繰り返しで日本の音楽市場を底辺で支えていたはずだ。</p> <p>消費音楽の拡大は日本の文化レベルを下げるに他ならない。</p> <p>これからも素晴らしい音楽が育める環境を!!</p> |
| 383 | <p>音楽CD等の再販制度撤廃に反対します。再販が撤廃されれば、メーカーはJ-POPなど流行音楽ばかり発売し、売れない学校で習う合唱などの作品を発売しなくなると思います。そうなると音楽文化の衰退です。音楽文化保護のためにも再販制度の継続をお願いします。</p> |
| 384 | <p>【音楽CD再販撤廃の政策事項を知的財産推進計画 2006 に盛り込むべきである】</p> <p>知的財産推進計画 2005 において、「2.『知的財産立国』実現に向けた取組方針」の〈5つの配慮事項〉(1)ユーザーの視点を考えた政策 の部分から意見を述べる。</p> <p>当該項目の中に「例えばコンテンツに関し、日本のユーザーが外国のユーザーに比べサービスや価格の面で遜色のない状況にあるか国際比較することが必要である」と明記されているが、この「遜色のない状況」ではなくする問題点が現に存在している。これは平成17年から施行された還流防止措置との二重保護を発生させ、かつ自由競争の時代に逆行する、世界でも稀に見る過保護政策である。</p> |

すなわち、音楽CDにかかる再販売価格維持制度である。

ユーザーの視点から考えた場合、その文化的側面から最も重視されるべきである
う邦楽新譜の殆どが1枚 3000円（最近では3015円のものや、DVDとの抱き合わせ
で3500円まで値を吊り上げたものも目立っている）という、若年層にとって極めて
高く買づらい値段が付けられている。再販制による価格高止まりが競争の観点から
好ましくないのは言うまでもないが、次世代のクリエイターを育てるという観点から
言っても、過去のアーティストたちが残したコンテンツを買えないために次なる創作
への糧が得られず、長い目で見て日本からのコンテンツ世界発信が遠のくのではない
かと懸念するものである。

また、この再販制の問題については知的財産戦略本部コンテンツ専門調査会（第
7回）にて中山信弘本部員による以下のような発言があった。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/contents/dai7/7gijiroku.html>

-----引用ここから-----

レコードの再販につきましては、恐らくそういう制度をとっているのは、世界で日
本だけだと思いますし、また、一昨年の著作権法改正で、いわゆるレコードの管理防
止措置、つまり安いレコードが日本国内に入らないような措置を取りました。国
内的には再販で価格を維持し、国際的な競争もしないという、世界でもまれに見る状
態に置かれているわけであります。こういう状態が、果たして日本の文化を守るため
に必要なのかと、そんなに素晴らしい制度なら、なぜ世界がまねをしないのか。現在
、本当に日本のレコード産業は、世界に冠たる産業になっているのか。世界一高いC
Dを買わされている日本のユーザーは、本当に世界一ハッピーなのか。そういうとこ
ろから、私は考え直さなければいけないと思います。

アメリカよりも産業規模が小さいわが国の音楽産業、それに対してレコード会社
はアメリカの何倍もあるという、言わば過当競争の状態にあるわけです。この護送船
団方式を維持していくためには、やはり再販制度は必要だろうと思うわけでありませ
けれども、しかし、再販制度を維持してやっているうちに、実はもう大きく流れが変
わってきている。

例えば、インターネットを通じた音楽の配信などのように、再販などには全く関
係ない世界が出現しつつありますが、再販制度で利益を得て、企業は現在はい
いいかもしれませんけれども、これに溺れて合理化をしないと、そのうち大きな崩壊
が始まるのではないかと私は考えています。

そして、この問題は、決して唐突に起きたのではないわけですし、もう何年も前
から公取でさんざん議論しておりますし、独禁法学者あるいは産業構造論の経済学者

の間でも、さんざん議論をし尽くしているわけでありませぬ。
知的財産戦略会議の時代から、再販については直接書いてありませんけれども、競争政策が大事であるということは述べられておりますし、また知財基本法にも、競争法のことは書いてあるわけです。したがって、私は日本の音楽産業の合理化のために、むしろこの議論を始めるのは、遅過ぎるという感じすらするわけです。

-----引用ここまで-----

この意見に全面的な賛意を示すとともに、実際問題として日本のレコード業界が既に崩壊しているのではないかと私は考えるところである。もちろん元凶は再販制であり、それによる価格高止まりである。

この問題はいたるところで指摘されてきただけでなく、現にレコード売上げの激減として影響も大きく出ている。しかしレコード業界には価格を見直すような自浄作用は見られず、今もなおCDの価格が上がり続け、極めつけにはエンドユーザーが正規CDを格安で買える機会を「還流防止措置」によって潰してしまった。

レコード業界はよくCD価格の平均値などを持ち出し「CDは高くない」と誤魔化そうとするが、その平均値を下げているのは、制作費を既に回収し終えた旧譜か、制作費を気にしなくてもいい海外原盤のCDである。あるいは3ヶ月程度「特別価格」で売ったものであるか。この程度で“恒常的に”CDを安くしているつもりなのだから、めでたい話ではある(しかしその平均値がエンドユーザーの実感として捉えられているかどうかはレコード売上げの推移を見れば判る)。

ところで、還流防止措置の創設で進出が始まったという(その割にはアジアでのライセンス数は前年割れしているようだが)中国での邦楽盤は400円程度だそうだ。日本での3000円と比べて、この価格差は何なのか。

どこまで制作費の回収を考えているのだろうか。400円程度で制作費が回収できるのなら日本での価格も下げて然るべきであるし、400円で回収できないのなら中国でダンピングした皺寄せを日本のエンドユーザーが被っていることになる(しかもこの中国のCDを日本人が買うと、権利者の得べき利益を「不当に」損なうらしい!?)。

このような実態が果たして「日本のユーザーが外国のユーザーに比べサービスや価格の面で遜色のない状況にあるか」否か。しっかり調査していただきたい。

レコード業界の現状を競争法の観点から考えるべきである。

しかも再販制の対象でない音楽配信までもがCDの値段に引き上げられる形で価格決定されていることに留意すべきだ(アルバム1500円から2000円、1曲では150円から200円! これでも安い方なのである)。

| | |
|-----|---|
| | <p>こうした負の影響を見ても、CD再販の廃止は急務であることが判る。</p> <p>保護制度のもとで満足にアジア進出もできず、目先の利益(それすら減っている)しか追えないレコード業界を国としてどうするのか。これを見限る(滅ぶままにまかせる)のも一つの戦略ではあろう。しかし少なくとも、今後あるべき音楽流通を見越して戦略的なメスを入れていただきたい。</p> <p>エンドユーザーが完全にレコード業界から離れてしまえば全て手遅れになるのだから。</p> <p>なお、レコード業界が再販制に固執するのは既得権を維持する目的でしかない。レコード類における再販制の意義が「文化の発展」のためではないことは、アメリカ・カナダ・イギリス・ドイツ・オーストリア・フランス・オランダ・デンマーク・ベルギー・ルクセンブルク・ノルウェー・フィンランド・スウェーデン・オーストラリア・ニュージーランド等の主要先進国の中でCD再販を認めているのが日本ただ一つであることから判る。</p> <p>CD再販がなくとも音楽文化は発展するし、またCD再販があってもレコード売上げが激減し、怠惰な産業が崩壊するのである。このようなレコード業界にどう鞭打つか、本来あるべきレコード産業をどう形作っていくかが知的財産戦略に求められる。</p> <p>以上の理由から、CD再販制度の撤廃を知的財産推進計画 2006 に盛り込むべきであると考え。また仮に盛り込まれなかった場合は、日本のレコード産業の世界的展開は到底無理であり、日本のコンテンツ市場拡大の足を引っ張り続けるものであると確信する。</p> <p>(以上)</p> |
| 385 | <p>末端の1コンテンツユーザーとして意見を送らせていただきます。 多忙につき、内容は絞らせていただきます。</p> <p>1) 著作権保護期間を70年に延長すべき、という意見がありますが、延長することで利用者の目に触れる機会が少なくなるコンテンツが多く存在します。商業ベースに乗せられないという理由で死蔵されているコンテンツが低質であるということではありません。優れたコンテンツでも死蔵されたままになっていることがあります。利用されていない著作物の利用の促進を促すには、保護期間の延長は逆行する施策です。保護期間の延長に反対します。</p> <p>2) 音楽CDの再販制度などは、過剰な著作権保護が業界の発展自体を阻害して</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>と思われます。過剰な保護によって、本来、業界の企業が自ら獲得すべき競争力が失われていると思われます。再販制度は廃止が望ましいと考えます。</p> <p>3)日本ではコンテンツを放送企業が所有することが許されています。その結果、ユーザーの求めるものではなく、企業が売りたいと思うコンテンツを放送を通じて販売促進活動を行うことがあります。そうした活動は、多様化したユーザーの指向に対応できるものではなく、逆にコンテンツ文化の多様な発展を阻害し、消費者をしらけさせる結果に至っています。放送業界がコンテンツを所有することで、コンテンツ制作現場にも歪みが生じてしまっているようです。今後、こうした状況にメスが入り、コンテンツ制作者が労力に見合った収入を得ることが出来るようにしていただければと思います。同時に、硬直した放送内容にも改善があればいいと考えます。</p> <p>4)現在、ネット上のコンテンツは、マイクロソフト社のウィンドウズ OS のみに対応している場合がほとんどです。アップル社の MacOSX、Linux、Unix などの他の OS に対応しているコンテンツは少数です。政府のコンテンツもウィンドウズのみ対応のケースがあります。今後、多くの OS にコンテンツが対応していくような施策を要望します。1社の方式のみに依存したコンテンツのあり方には危険が内在しており、望ましくないと考えます。</p> |
| 386 | <p>CD 再販制度の廃止について意見させていただきます。</p> <p>現在、CD の再販制度があるおかげで、音楽が文化として成り立っているのではないのでしょうか？ CD に再販制度が無くなったなら、1枚のアルバムが何百円という価格で販売される可能性が高くなるということですよね？</p> <p>現在私は、1枚のアルバムを買う際、その1枚に3,000円の価値を見出して買っています。そこには、もちろん楽曲を作ったアーティストに対するリスペクトの意味もありますし、自分が“音楽”というものに3,000円を払うということにも意味があると思っています。</p> <p>1枚のアルバムが何百円で販売されている姿を思い浮かべると、非常に残念な思いが致します。音楽は、形に見えるものではありませんが、確かに大きな意味・価値のあるものです。それが何百円で売られるということは購入する側も、何百円の価値のものである、という認識の下に購入に至ることになります。</p> <p>音楽を愛するものとして、音楽が人々の意識の中でそのような位置づけになってしまうこと、非常に寂しく感じます。音楽は文化であり、上記のような理由で、そもそも価格競争にはなじまないものであると思います。</p> <p>また、小売店が販売価格を競って下げようとするのは、恐らく売れ筋のオリコンチャート上位の楽曲が中心になることでしょう(販売枚数も多くなるから)。ジャズ・クラシックなどの商品は、フ</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>アン層から言っても、価格が安いからと言って飛びついて買いに来るようなものではないと感じます。そうすると、売れ筋だけが安くなるということ。</p> <p>これでは、再販制度を廃止する根本として無意味ではないでしょうか？</p> <p>いち音楽ファンとしまして、CDの再販制度は今後も必要であると強く感じております。</p> |
| 387 | <p>自分はCD再販制度の撤廃に反対です。</p> <p>それはCDが文化的創造物であり、今まで再販がはずされた化粧品などとは異なり代替が利かない唯一無二の商品だからです。</p> <p>もし再販制度が撤廃されて、量販店がレコードメーカーに売れ筋商品のみ的大量仕入れで価格交渉を行うことでメーカーが淘汰されれば、本当に欲しい商品が我々に届かなくなる可能性が大いにありうると思います。また、街のレコード店が量販店に価格面で負けてなくなってしまうことも非常にさびしいことでもあります。</p> <p>昨年DVD市場の広がりが頭打ちとなり、前年売上から下がったという記事を読みました。これはDVD商品に再販がないため、980円商品を廉売するなど、価格競争となった結果メーカーが憔悴しきったことによることも大きいと思います。タイトル数が少なくなり本当に欲しいと思える商品がラインナップされなくなれば、本当の意味での被害を受けるのは我々消費者ではないかと思えます。</p> <p>日本の音楽市場はアメリカに続いて世界2位と聞いたことがあります。こんな狭く、言葉もグローバルでない国が2位でいられるのは、再販制度に守られ音楽文化が日本に根付いているからだと思えます。よくよく考えてみるとなんて素晴らしいことなのでしょう。</p> <p>今回のワーキンググループの主張を拝見させていただくと、CDの価格が高いとか、競争がないのはけしからんなどといったことがクローズアップされ、本質が語られていないように思えます。これは普段から経済のことばかり考えている心が貧しいばかりが主張をされてだからではないでしょうか？もう一度頭を柔らかくしてゆっくり音楽を聴いてみて本当に何が国民にとって良いのか再考くださいますようお願いいたします。</p> |
| 388 | <p>CDの再販撤廃に向けての方向性が示されたことに、日本の音楽文化の行く末に危機感を抱いている。</p> <p>ビジネスとして簡単ではない、幅広いカタログ商品の品揃えをしているCD販売業界において、ヒット曲での利益確保を困難にする再販撤廃は業界の疲弊、音楽文化の衰退を招くものではないだろうか。</p> |
| 389 | <p>様々な形を有する音楽文化をの衰退させ兼ねない「CDの再販制度撤廃」に反対します。</p> |
| 390 | <p>再販価格精度がなくなることにより、CD店においてはいわゆる売れ筋のCDばかりに販売の重点が偏り、文化性・芸術性の高いCDの入手が困難となると思われます。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>また、その結果レコード会社は文化性・芸術性の高いCDの制作に消極的となってしまう、日本の音楽文化の衰退につながります。</p> <p>音楽CDの再販価格制度の維持は、日本の音楽文化の維持であると思います。</p> |
| 391 | <p>「CDの再販撤廃論」が論議され撤廃に向けての方向性が示されつつあるやに聞き及び、日本の音楽文化の行く末に危機感を抱いている。</p> <p>ヒット曲のみでの利益確保が優先させることによる日本音楽文化の衰退を危惧する。</p> |
| 392 | <p>「私は音楽用CDにおける再販制度の存続を希望します。」</p> <p><理由:音楽用CDにおける再販制度は、国民の誰もが何処でも同一価格で購入することができる制度で、音楽文化の普及に大きな役割を果たしています。></p> <p>再販制度が廃止されると、国民の誰もがCD等を同一価格で購入できなくなり、文化教授に不公平が生じます。また、レコード店は、価格競争から売れ筋のヒット商品を中心に品揃えするため、純邦楽や詩吟等の伝統音楽や希少な現代クラシック音楽等の多くは売れませんが優れた音楽用CDを置かなくなり、これらの音楽用CDの発売が減ります。新たに音楽用CDを発売するチャンスが減ることから、次世代を担う新人作曲家や作詞家の輩出も難しくなり、日本の音楽文化・音楽教育の衰退を招くものと考えます。</p> |
| 393 | <p>知財戦略本部内のコンテンツ専門調査会で「CDの再販撤廃論」が論議され撤廃に向けての方向性が示されつつあるやに聞き及び、日本の音楽文化の行く末に危機感を抱いている。</p> <p>「なぜ、CDだけが…」との思いと「数少ないヒット曲の果実によって、ビジネスとしては成り立ち難い幅広いカタログ商品の品揃えをしているCD販売業界において、ヒット曲での利益確保を困難にする再販撤廃は業界の疲弊、強いては日本音楽文化の衰退を招くものであると思う。</p> |
| 394 | <p>「私は再販制度の撤廃に反対です。」</p> <p><理由:音楽家の活動の維持が困難になります。></p> <p>再販制度が廃止されると、販売店での価格競争が激化し、ヒット商品だけに力が注がれるようになります。</p> <p>その結果、新人作家・実演家の育成や現在ヒットに恵まれていない作家・実演家の創作活動・演奏活動や生活も困難となり、わが国独特の音楽文化が荒廃・衰退すると危惧されます。</p> <p>作家・実演家の多くのライブ活動やマスメディアでの活動も、音楽CD等を先ず発売することで社会的にその存在が広まり、可能となっているのです。</p> |
| 395 | <p>「私は音楽用CDにおける再販制度の存続を希望します。</p> <p>理由:レコード会社による発行企画の多様性が衰退します。</p> <p>再販制度が廃止されると、音楽用CDの店頭陳列機会の減少の結果、レコード会社は需要の限定されたジャンルの音楽用CDの発行企画はできなくなります。また、行過ぎた価格競争が始まり、レコード店が減少することから、レコードメーカーの経営も悪化します。レコードメーカーは安定的な収益が得られなくなり、多種多様な音楽用CDを</p> |

| | |
|-----|---|
| | 発売できなくなります。 |
| 396 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度の存続を希望します。」</p> <p><理由:レコード会社による発行企画の多様性が衰退します。></p> <p>再販制度が廃止されると、音楽用 CD の店頭陳列機会の減少の結果、レコード会社は需要の限定されたジャンルの音楽用 CD の発行企画はできなくなります。また、行過ぎた 価格競争が始まり、レコード店が減少することから、レコードメーカーの経営も悪化します。レコードメーカーは安定的な収益が得られなくなり、多種多様な音楽用 CD を発売できなくなります。</p> |
| 397 | <p>私は再販制度が大切な制度と考えます。</p> <p><理由:全国同一価格の維持が困難になります。></p> <p>再販制度が廃止されると、全国のレコード店間において、輸送コスト等を反映した地 域間格差、あるいは小商圏の地方においては、都市部並みの値下げ効果が得られない 等文化の地域間格差も拡大します。インターネットによる通信販売等により、地域間格差を埋められるのではないかとの議論もあるようですが、それら通信販売等は将来の補完機能を果たすに止まり、限界があります。</p> |
| 398 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。」</p> <p><理由:レコード専門店の多様な品揃えの維持が損なわれます。></p> <p>再販制度が廃止されると、値引き幅を考慮した現行よりも高いメーカー希望小売価格が設定されます。レコード店は仕入れを目先の売れ筋商品に絞ることになり、また、レコード会社も多種多様な売れにくい商品の生産が難しくなります。結果として、レコード店の品揃えが悪くなり、ユーザーは不利益を被ることになると思います</p> |
| 399 | <p>「私は再販制度が大切な制度と考えます。」</p> <p><理由:全国同一価格の維持が困難になります。></p> <p>再販制度が廃止されると、全国のレコード店間において、輸送コスト等を反映した地 域間格差、あるいは小商圏の地方においては、都市部並みの値下げ効果が得られない等文化の地域間格差も拡大します。</p> <p>インターネットによる通信販売等により、地域間格差を埋められるのではないかとの議論もあるようですが、それら通信販売等は将来の補完機能を果たすに止まり、限界があります。</p> |
| 400 | <p>私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。</p> <p>地域の最寄りレコード店は地域の音楽文化の普及・発展に貢献しています。</p> <p>再販制度が廃止されると、音楽用 CD はヒット CD を中心にディスカウントショップ等での客寄せのおとり商品となります。その結果、文化のアクセスポイントとして地域の音楽文化の維持・発展に貢献してきた最寄りレコード店は、このようなおとり販売には対抗できないため、閉店せざるを得なくなります。</p> <p>社会的弱者や多くの地域住民にとって、身近な最寄りレコード専門店が消滅していくことは、</p> |

| | |
|-----|--|
| | 音楽文化の普及・発展の上で著しくマイナスとなり、日本の音楽文化の衰退をもたらすと考えます。またアートにおける権利を守るべきだと思います。 |
| 401 | <p>私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。</p> <p><理由:地域の最寄りレコード店は地域の音楽文化の普及・発展に貢献しています。> 再販制度が廃止されると、音楽用 CD はヒット CD を中心にディスカウントショップ等での客寄せのおとり商品となります。</p> <p>その結果、文化のアクセスポイントとして地域の音楽文化の維持・発展に貢献してきた最寄りレコード店は、このようなおとり販売には対抗できないため、閉店せざるを得なくなります。</p> <p>社会的弱者や多くの地域住民にとって、身近な最寄りレコード専門店が消滅していくことは、音楽文化の普及・発展の上で著しくマイナスとなり、日本の音楽文化の衰退をもたらすと考えます。</p> |
| 402 | <p>私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。</p> <p>地域の最寄りレコード店は地域の音楽文化の普及・発展に貢献しています。</p> <p>再販制度が廃止されると、音楽用 CD はヒット CD を中心にディスカウントショップ等での客寄せのおとり商品となります。</p> <p>その結果、文化のアクセスポイントとして地域の音楽文化の維持・発展に貢献してきた最寄りレコード店は、このようなおとり販売には対抗できないため、閉店せざるを得なくなります。</p> <p>社会的弱者や多くの地域住民にとって、身近な最寄りレコード専門店が消滅していくことは、音楽文化の普及・発展の上で著しくマイナスとなり、日本の音楽文化の衰退をもたらすと考えます。</p> |
| 403 | CD 再販撤廃は日本の音楽文化の衰退に結びつくことであり、断固反対致します。 |
| 404 | 音楽が文化として軽視されているのが非常に残念。本当に良いものにはそれに値する価格を製作者への敬意を込めて支払うべき |
| 405 | <p>アイドル追っかけが唯一の生きがいのモーヲタです</p> <p>音楽業界の衰退につながる再販撤廃に反対します！</p> |
| 406 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度の存続を希望します。」</p> <p><理由:音楽用 CD における再販制度は、国民の誰もが何処でも同一価格で購入することができる制度で、音楽文化の普及に大きな役割を果たしています。></p> <p>再販制度が廃止されると、国民の誰もが CD 等を同一価格で購入できなくなり、文化教授に不公平が生じます。また、レコード店は、価格競争から売れ筋のヒット商品を中心に品揃えするため、純邦楽や詩吟等の伝統音楽や希少な現代クラシック音楽等の数多くは売れませんが優れた音楽用 CD を置かなくなり、これらの音楽用 CD の発売が減ります。</p> |

| | |
|-----|---|
| | 新たに音楽用 CD を発売するチャンスが減ることから、次世代を担う新人作曲家や作詞家の輩出も難しくなり、日本の音楽文化・音楽教育の衰退を招くものと考えます。 |
| 407 | あらゆるジャンルの音楽 CD を身近な 近くのショップで購入できる現在のシステムを継続してください。CD の再販は断固 残していただきたいと思います。 |
| 408 | 私は音楽用 CD における再販制度の存続を希望します。 なぜなら、音楽用 CD における再販制度は、国民の誰もが何処でも同一価格で購入することができる制度で、音楽文化の普及に大きな役割を果たしています。 つまり、再販制度が廃止されると、国民の誰もが CD 等を同一価格で購入できなくなり、文化教授に不公平が生じます。また、レコード店は、価格競争から売れ筋のヒット商品を中心に品揃えするため、純邦楽や詩吟等の伝統音楽や希少な現代クラシック音楽等の数多くは売れませんが優れた音楽用 CD を置かなくなり、これらの音楽用 CD の発売が減ります。新たに音楽用 CD を発売するチャンスが減ることから、次世代を担う新人作曲家や作詞家の輩出も難しくなり、日本の音楽文化・音楽教育の衰退を招くものと考えます。 ですので再販制度の存続を強く希望致します。 |
| 409 | 「私は音楽用 CD における再販制度の存続を希望します。」 <理由:音楽用 CD における再販制度は、国民の誰もが何処でも同一価格で購入することができる制度で、音楽文化の普及に大きな役割を果たしています。> 再販制度が廃止されると、国民の誰もが CD 等を同一価格で購入できなくなり、文化教授に不公平が生じます。また、レコード店は、価格競争から売れ筋のヒット商品を中心に品揃えするため、純邦楽や詩吟等の伝統音楽や希少な現代クラシック音楽等の数多くは売れませんが優れた音楽用 CD を置かなくなり、これらの音楽用 CD の発売が減ります。新たに音楽用 CD を発売するチャンスが減ることから、次世代を担う新人作曲家や作詞家の輩出も難しくなり、日本の音楽文化・音楽教育の衰退を招くものと考えます。 |
| 410 | 全国どの地域、どの店で購入しても、同商品、同価格、というのは、購入者にとっては、とても安心出来ると思います。 |
| 411 | 「私は音楽用 CD における再販制度は重要な制度だと考えます。」 音楽の価値は作り手が決めるべきだと思います。理由は、欲しい楽曲は価格がいくらでも欲しいものであり、その価値は買う場所によって変わるものではなく普遍的なものだからです。CD の価格が一律 3000 円とか決まっているなら問題ですが、500 円のものもあったり、2500 円のものもあったりします。それは、作り手が自分の音楽の価値をこの価格でみんなに公平に聞いて欲しいという主張であり、メッセージであります。そういったメッセージを国や小売店が勝手に変えていいものだとは思いません。その価格が高いと思ったら、消費者は買わなければいいのですから。 |
| 412 | 「私は音楽用 CD における再販制度はあったほうが良いと考えます。」 <理由:文化的価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。> 再販制度が廃止されると、レコード店は値引き競争に対応し、経営存続に必要な利幅維持の |

| | |
|-----|---|
| | <p>ために必要なマージンの引き上げ要求をレコード会社に行うこととなります。レコード会社も、これに応じ、希望小売価格の引き上げを行わざるを得なくなります。ヒット曲が売上高構成比の過半数を占める実態から、それらが先ず値引き競争にさらされて業界体力は確実に弱体化します。レコード会社は、文化価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。</p> |
| 413 | <p>再販制度の廃止を希望します。</p> |
| 414 | <p>「私は再販制度の撤廃に反対です。」 <理由:音楽家の活動の維持が困難になります。> 再販制度が廃止されると、販売店での価格競争が激化し、ヒット商品だけに力が注がれるようになります。 その結果、新人作家・実演家の育成や現在ヒットに恵まれていない作家・実演家の創作活動・演奏活動や生活も困難となり、わが国独特の音楽文化が荒廃・衰退すると危惧されます。 作家・実演家の多くのライブ活動やマスメディアでの活動も、音楽 CD 等を先ず発売することで社会的にその存在が広まり、可能となっているのです。</p> |
| 415 | <p>CD のみの再販廃止反対です。知財戦略本部のコンテンツ専門調査委員会で、CD 再販撤廃にむけての取り組みに、日本の音楽文化への危機を感じる。レコードは関係なく、CD のみであり、HITものCDの売上が、クラシック、JAZZや民謡など、すべてのジャンルを助勢しているのが現状だと思われます。演奏家、作曲家の利益をしっかりと確保できなければ、世界で活躍できる、第二、第三の小澤征爾の誕生も困難と、思われます。世界の中での、日本の音楽文化のためにも、CD 再販制度の維持を何卒、お願いします。</p> |
| 416 | <p>価格というものは、絵画でも古美術でも音楽でも映画でも旅行でも、 “観たい”“保有したい”“聴きたい”“行きたい”という衝動や 欲望に対する対価だと思うのです。その衝動や欲望の度合いが強ければ 強いほど対価は上がって然り、それこそが文化への貢献、と考えるのが 当たり前と考えて来ました。</p> <p>再販撤廃により起こり得る価格破壊は、一般庶民の生活費をおびやかす 日用品や家電のようないわゆる消耗品、原価償却するものに適用される にはまだ理解が出来ますが、こと文化的な部分に適用するのは不適切に 感じます。</p> <p>冒頭で述べたように、文化的な資産に対して良いものにはそれなりの対価を 支払ってこそ文化興隆や知的文化レベルの向上につながるものだと考えると、 音楽などへの再販撤廃による悪影響はいかなるものかと憂慮に堪えません。</p> <p>ディスカウントショップや量販店等、音楽に対しこだわりや愛着のない</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>店頭で、廉価、それこそ“ナント¥198!”のような感覚の価格でCDが買える事はあってはならないと思うのです。</p> <p>そんな事になれば、量販店の独壇場で、町の小さなCDショップはひとたまりもなく看板を下ろす事になってしまうでしょう。</p> <p>過度の利便性と不必要な規制緩和は、文化興隆、引いては経済の隆盛に歯止めをかけるにつながると確信しておりますので、再販制度撤廃は反対です。</p> <p>適正な商品を適正な価格で、全国に広がる大小さまざまなCD販売の専門ショップで購入出来る、ごく自然なあり方が望ましいと考えております。</p> |
| 417 | <p>知財戦略本部内のコンテンツ専門調査会で「CDの再販撤廃論」が論議され撤廃に向けての方向性が示されつつあるやに聞き及び、日本の音楽文化の行く末に危機感を抱いている。</p> <p>「なぜ、CDだけが…」との思いと「数少ないヒット曲の果実によって、ビジネスとしては成り立ち難い幅広いカタログ商品の品揃えをしているCD販売業界において、ヒット曲での利益確保を困難にする再販撤廃は業界の疲弊、強いては日本音楽文化の衰退を招くものであると思う。</p> |
| 418 | <p>「CDの再販撤廃論」に危機感をいただいています。</p> <p>価格競争をできない小規模レコード店は消えて行ってしまい近所でCDを買えなくなっています。</p> <p>ビジネスとしては成り立ち難い幅広いカタログ商品の品揃えをしているCD販売業界において、ヒット曲での利益確保を困難にする再販撤廃は業界、または日本音楽文化の衰退を招くものであると思う。</p> |
| 419 | <p>CDの再販制度撤廃には反対します。海外に例がないという抽象的な判断を拠りどころにするのではなく、現在の日本における『音楽文化の在り方』をベースに検討してもらいたい。＜新しい創造＞を生み出す為の経済的なバックアップは不可欠であり、これらの経済活動の積み重ねが、社会全体の経済成長に寄与してゆくと考えます。</p> |
| 420 | <p>「私は音楽用CDにおける再販制度の存続を希望します。」</p> <p>＜理由:レコード会社による発行企画の多様性が衰退します。＞</p> <p>再販制度が廃止されると、音楽用CDの店頭陳列機会の減少の結果、レコード会社は需要の限定されたジャンルの音楽用CDの発行企画はできなくなります。また、行過ぎた価格競争が始まり、レコード店が減少することから、レコードメーカーの経営も悪化します。レコードメーカーは安定的な収益が得られなくなり、多種多様な音楽用CDを発売できなくなります。</p> <p>「私は音楽用CDにおける再販制度はあったほうが良いと考えます。」</p> <p>＜理由:文化的価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。＞</p> <p>再販制度が廃止されると、レコード店は値引き競争に対応し、経営存続に必要な利幅維持のために必要なマージンの引き上げ要求をレコード会社に行うこととなります。レコード会社も、これに応じ、希望小売価格の引き上げを行わざるを得なくなります。ヒット曲が売上高構成比の過</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>半数を占める実態から、それらが先ず値引き競争にさらされて業界体力は確実に弱体化します。レコード会社は、文化価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。</p> |
| 421 | <p>この度、知財戦略本部内のコンテンツ専門調査会で「CDの再販撤廃論」が論議され撤廃に向けての方向性が示されつつあると聞き、危機感を抱いています。月並みですが、10本に1本当たれば上出来と言われるこの業界では、数少ないヒット曲でビジネスとしては成り立ち難い幅広いカタログ商品を支え、はたまた新人育成もそこに依存せざるを得ないのが現状です。従って、ヒット曲での利益確保を困難にする再販撤廃は業界の疲弊、ひいては日本音楽文化そのものが衰退してしまうのではないかと危惧します。</p> |
| 422 | <p>再販制度の撤廃に反対です。</p> <p>ヒット商品のみが安価で大量消費されることになると、「音楽作品の使い捨て」が起こると思います。CD1枚あたりの利益が少なくなるということは、制作者側はリリース数を増やして対応しなければなりません。それにより個々の作品の質が低下してしまうことが考えられます。</p> <p>音楽作品はそんなチープなものであってはならないのです。音楽文化全体の地位を低下させないためにも再販制度を維持するよう願います。</p> |
| 423 | <p>私は再販制度の撤廃に反対です。</p> <p><理由:音楽家の活動の維持が困難になります。></p> <p>再販制度が廃止とともに、販売店での価格競争の激化が容易に予想されます。そうなる</p> <p>とヒット商品だけに力が注がれるようになります。</p> <p>その結果、新人作家・実演家の育成や現在ヒットに恵まれていない作家・実演家の創作活動・演奏活動や生活も困難となり、わが国独特の音楽文化が荒廃・衰退すると危惧されます。</p> <p>作家・実演家の多くのライブ活動やマスメディアでの活動も、縮小していく恐れがあります。</p> |
| 424 | <p>音楽文化の衰退に繋がる「CDの再販制度撤廃」に反対致します。</p> |
| 425 | <p>いろいろなジャンルの音楽ソフトを、全国どこでも、それぞれが同じ価格で購入できるというシステムをなくさないで欲しいと思います。そのような観点から、CDの再販制度の撤廃には反対です。</p> |
| 426 | <p>私は、全国どこでも多種多様な商品を同一の単価で購入できるCDの供給は、素晴らしい消費者サービス制度であると考えます。価格の高低に迷う事無く、安心してすぐにその商品を手取できるからです。現在でも、一部の特別なCD、輸入盤CDやビデオなどは、大型店やホームセンター、ディスカウントストア等で「値引き」されて売られています。値引きを前面に打ち出しているような店は、あまり品揃えが豊富であるとはいえませんし、スタッフの知識も薄い感じがします。正規品かどうかわからない商品も並べられています。もしも、再販制度が撤廃されれば、全てのCD店が価格競争に突入せざるを得なく、客寄せに使われる様な商品だけが商材となり、CDは、ほとんど「モノ」として扱われ、文化的な作品としての性格は失われてしまうのではないのでしょうか。あまり売れない(一時的に大量に)ものは、仕入れられなくなり、制作さえもされなくなるでしょう。町の小さなCDショップ(或いは大きな店でも)に1枚だけ置かれているような商</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>品でも気軽にお店で購入できるのは、再販制度に拠るところが大きいと思います。そして、一般的にはそういう作品から大量に売れるアーティストが育っていくものと思いますし、ヘビーユーザーではないけれどそういう商品を求めている人は決して少なくないと思います。今、ヒットを飛ばしているアーティストが全て最初から売れているわけではないのです。日本は、世界的に見てもあまり売れないけれど、貴重な音源や文化的価値の高い作品が商品化されている、という事も耳にした事があります。その背景となっている再販制度は、我が国の文化的水準の高さを示す、世界に誇れる制度と考え、私は存続を希望します。</p> |
| 427 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度はあったほうが良いと考えます。」 <理由: 文化的価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。> 再販制度が廃止されると、レコード店は値引き競争に対応し、経営存続に必要な利幅維持のために必要なマージンの引き上げ要求をレコード会社に行うこととなります。レコード会社も、これに応じ、希望小売価格の引き上げを行わざるを得なくなります。ヒット曲が売上高構成比の過半数を占める実態から、それらが先ず値引き競争にさらされて業界体力は確実に弱体化します。レコード会社は、文化価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。</p> |
| 428 | <p>レコードにおける再販撤廃に関して【反対意見】</p> <p>レコードは文化財であり一般消費財とは異なるわけで、作家・実演家・製作者等の人物を投影した創作行為の所産であり、ソフトがすべてです。再販撤廃により、競争が激化することにより、地域格差が発生し、各レコード会社が売れる作品ばかりを作成することにつながり、最終的には消費者に対し、選択幅が縮小することも予想されます。</p> <p>また、価格の安定は、作家や実演家の生活を支えているわけで、再販制度は今現在も文化水準の維持向上につながっていると考えます。</p> <p>再販撤廃には反対です。是非、再度検討して頂き慎重にご対応の程、よろしくお願い致します。</p> |
| 429 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。」 <理由: レコード専門店の多様な品揃えの維持が損なわれます。> 再販制度が廃止されると、値引き幅を考慮した現行よりも高いメーカー希望小売価格が設定されます。レコード店は仕入れを目先の売れ筋商品に絞ることになり、また、レコード会社も多種多様な売れにくい商品の生産が難しくなります。結果として、レコード店の品揃えが悪くなり、ユーザーは不利益を被ることになると思います。</p> |
| 430 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。」</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p><理由:レコード専門店の多様な品揃えの維持が損なわれます。></p> <p>再販制度が廃止されると、値引き幅を考慮した現行よりも高いメーカー希望小売価格が設定されます。レコード店は仕入れを目先の売れ筋商品に絞ることになり、また、レコード会社も多種多様な売れにくい商品の生産が難しくなります。結果として、レコード店の品揃えが悪くなり、ユーザーは不利益を被ることになると思います。そして、行過ぎた価格競争が始まり、レコード店が減少することから、レコードメーカーの経営も悪化します。レコードメーカーは安定的な収益が得られなくなり、多種多様な音楽用CDを発売できなくなります。</p> |
| 431 | <p>私は音楽用CDにおける再販制度の存続を希望します。</p> <p>理由:音楽用CDにおける再販制度は、国民の誰もが何処でも同一価格で購入することができる制度で、音楽文化の普及に大きな役割を果たしています。再販制度が廃止されると、国民の誰もがCD等を同一価格で購入できなくなり、文化教授に不公平が生じます。また、レコード店は、価格競争から売れ筋のヒット商品を中心に品揃えするため、純邦楽や詩吟等の伝統音楽や希少な現代クラシック音楽等の数多くは売れませんが優れた音楽用CDを置かなくなり、これらの音楽用CDの発売が減ります。新たに音楽用CDを発売するチャンスが減ることから、次世代を担う新人作曲家や作詞家の輩出も難しくなり、日本の音楽文化・音楽教育の衰退を招くものと考えます。</p> |
| 432 | <p>「音楽用CD再販制度存続を希望します！」</p> <p><理由:DVDで現われている乱売合戦をこれ以上実施させない為></p> <p>再販制度が廃止されると、レコード店は値引き競争に対応し、経営存続に必要な利幅維持のために必要なマージンの引き上げ要求をレコード会社に行うことになります。レコード会社も、これに応じ、希望小売価格の引き上げを行わざるを得なくなります。ヒット曲が売上高構成比の過半数を占める実態から、それらが先ず値引き競争にさらされて業界体力は確実に弱化します。レコード会社は、文化価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。</p> |
| 433 | <p>私は音楽用CDにおける再販制度見直しに反対です。」</p> <p><理由:レコード専門店の多様な品揃えの維持が損なわれます。></p> <p>再販制度が廃止されると、値引き幅を考慮した現行よりも高いメーカー希望小売価格が設定されます。レコード店は仕入れを目先の売れ筋商品に絞ることになり、また、レコード会社も多種多様な売れにくい商品の生産が難しくなります。結果として、レコード店の品揃えが悪くなり、ユーザーは不利益を被ることになると思います。</p> |
| 434 | <p>知財戦略本部内のコンテンツ専門調査会で「CDの再販撤廃論」が論議され撤廃に向けての方向性が示されつつあるやに聞き及び、日本の音楽文化の行く末に危機感を抱いていると思います。</p> <p>「なぜ、CDだけが…」との思いと「数少ないヒット曲の果実によって、ビジネスとしては成り立ち難い幅広いカタログ商品の品揃えをしているCD販売業界において、ヒット曲での利益確保を困難にする再販撤廃は業界の疲弊、強いては日本音楽文化の衰退を招くものであると思いま</p> |

| | |
|-----|---|
| | す。 |
| 435 | <p>最近、CDショップに行っても売れてるヒット曲ばかりが並んでいる。 気になったアーティストの昔の曲を聴きたいと思っても、CDショップではどんなアルバムが出ていたのか調べるのも難しい。 これはCDの再販制度撤廃の流れによるものが大きいと思う。 再販制度がなくなると、今以上に「今すぐ売れる」CDしか店頭には並ばず、例えば有名アーティストでも「時間をかけて売れる」CDは手に入れることが難しくなってしまう、やがては発売もされなくなってしまう。(現に、そうやってインディーズで発売している大物アーティストもいる) CDは、全国どこでも同じ商品を同じように買えるものであって、それは素晴らしいことだと思う。 そのためにも、CDの再販制度は必要だと思う。</p> |
| 436 | <p>日本のCD価格が高いと言われておりますが、それにとまなう人件費、時間等を考えると、パッケージでの購入金額としては妥当な価格と思われまます。 音のみ購入にしたいという年代によってはダウンロードなどの新たな購入方法での使い分けが、今は可能な時代です。 CDの再販が撤廃になると、選択肢を狭めることになりまますし、現在レコード店や小売店がまます廃業に追いやる結果となりまます。 これは地域密着型を否定することに繋がるのではないのでしょうか？ 便利な大型店との格差ができるのは他の業種でも同じことまます。 失業者が増え、日本経済を低下させることにならないよう、再販制度は日本のためにも残して頂きたいと強く願いまます。</p> |
| 437 | <p>「私は音楽CDの再販制度撤廃に反対です。」</p> <p>日本における 音楽文化 = 広域での社会文化 = 国民の生活文化 は、再販制度による公平な価格設定があることで、供給(アーティストやメーカー)、需要(私たちユーザー)のバランスが取れ、お互いに潤いを得ることができると考えまます。そのバランスを崩すこと(再販制度撤廃)は需要と供給のバランス、文化の衰退を引き起こしまます。断固反対です。</p> |
| 438 | 音楽文化の衰退に繋がる「CDの再販制度撤廃」に反対致しまます。 |
| 439 | CD再販の撤廃はヒット商品の安売りと集中販売が蔓延し、幅の広い商品が手に入らなくなりまます。文化である音楽(特に J-POP)の衰退に繋がる「CDの再販制度撤廃」に反対致しまます。日本のCDの価格は決して高くないと思いまますし、全国どこでも同一価格で幅広い種類のCDを手に入る再販制度はあるべきです。さもないと価格選んで買うのに疲れてしまいまます。 |
| 440 | <p>CDの再販撤廃に強く反対いたしまます。</p> <p>音楽文化の産業としてのあり方の基本は、多品種少量販売であるはず。再販撤廃されると少ない売り上げしか見込めない商品を発売していくことは非常に難しくなってくる。大きな売り上げは</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>ない素晴らしい音楽をリリースできないということは、音楽の文化としての衰退に他ならないであろう。お店の側もヒット商品を安売りして売り上げを稼ぐ以外に生き残る道がなくなっていくに違いない。</p> |
| 441 | <p>CD 再販問題についてです。現在、いろいろなジャンルの CD が販売されておりますが、再販制度が撤廃されるとヒットもの以外の CD の販売が難しくなると聞いています。そうでしょうね。まとめて仕入れて安く売ることができる店にとっては嬉しくもあるでしょう。が、しかしそれはレコード店の競争が激化し倒産する店も出てきてしまう事態になることにはなりません。また、レコード店がヒットものばかり取り扱うようになる傾向はユーザーである私たちにとっても便利なことではありません。取り扱いが少ない純邦楽や民謡、落語に現代音楽、クラシックなど、ヒットものから縁のあまりないジャンルの CD はいったいいくらで買って、また、どこへ行けば買えるのか今から疑問です。これは、自分があまり J ポップを聞かないから意見を書いている訳でなく、日本の音楽文化またはそのレベルの衰退を危惧してとも取っていただきたくお願いいたします。</p> |
| 442 | <p>今後の音楽文化の衰退に繋がるであろう、CDの再販制度撤廃には絶対 反対です。</p> |
| 443 | <p>知的財産推進計画の中で音楽用CDの再販問題が論議されているとのことですが、日本独自ともいえるこの制度は幅広く音楽を作り、供給し、楽しむと言う全ての分野にとって非常に重要な、またなくてはならない制度と考えます。</p> <p>アメリカを始めとして諸外国を見るまでもなく、この制度がない国の殆どは日本と比較しても独自の音楽が育まれておらず、この制度のある日本のみが唯一独自の文化、独自の音楽を創り出していると言っても過言ではないでしょう。</p> <p>従ってこの再販制度の今後の維持、存続について強く希望いたします。</p> |
| 444 | <p>CDなどの「価格の内容」「著作権」を詳細にパッケージなどで明確に説明してよ。</p> |
| 445 | <p>「CDの再販制度撤廃」に強く反対致します。</p> |
| 446 | <p>幅広い音楽文化の衰退につながるような気がします。「CDの再販制度撤廃」に反対致します。</p> |
| 447 | <p>再販撤廃絶対反対です。</p> |
| 448 | <p>知財戦略本部内、コンテンツビジネス調査会で「CDの再販を撤廃すべし」との議論が再燃していると聞き、レコード業界に身を置く者として危機感を抱いている。</p> <p>「著作物の中でなぜCDのみが・・・」「公正取引委員会の当面存置の決定があった」に対する疑問点とその問題検討が置き去りにされている。音楽産業が不正コピー問題など含めて今後の存続の危機にさらされている中、再販維持撤廃は知的財産の価値を今以上に低下させる点でも憂慮せざるを得ない。</p> |
| 449 | <p>音楽は文化的財産です。</p> <p>再販撤廃は、必ず発売元や小売店にとって、発売作品の減少や取扱い制限などの悪影響を与えます。</p> <p>音楽を楽しみにしている小生にとっては不都合なことばかりです。</p> |

| | |
|-----|---|
| | 是非、再販制度を維持してください。 |
| 450 | <p>レコードの再販制度が撤廃されると、他の商品で総合的に利益を上げられる大型商業施設でのレコードの安売りや、オトリ販売により自由競争の限界を超えた過当競争に陥り、レコード店の大多数を占める中小レコード店の多くは廃業を余儀なくされ、消費者にとって手近でレコードを購入する機会を失うこととなります。</p> <p>さらに、地方の消費者ほど不利となり、文化の地域格差に拍車をかけることとなります。</p> <p>よって撤廃反対です。</p> |
| 451 | <p>大型量販店に集中傾向となり、価格のみで判断され、専門CD店舗としての特徴が希薄となる。</p> <p>メリットのあるヒット商品のみ最優先され、幅広いカタログ商品の品揃えが減少してくる。新人アーティストの育成が難しくなり、音楽文化の衰退を招く恐れがあります。</p> <p>公正取引委員会の意見をもう少し聞いて頂きたい。</p> |
| 452 | <p>再販制度が廃止されると、レコード店は値引き競争に対応し、経営存続に必要な利幅維持のために必要なマージンの引き上げ要求をレコード会社に行うこととなります。レコード会社も、これに応じ、希望小売価格の引き上げを行わざるを得なくなります。ヒット曲が売上高構成比の過半数を占める実態から、それらが先ず値引き競争にさらされて業界体力は確実に弱体化します。レコード会社は、文化価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。だから再販制度廃止には反対です。</p> |
| 453 | <p>私は音楽用CDにおける再販制度見直しに反対です。</p> <p><理由:地域の最寄りレコード店は地域の音楽文化の普及・発展に貢献しています。></p> <p>再販制度が廃止されると、音楽用CDはヒットCDを中心にディスカウントショップ等での客寄せのおとり商品となります。</p> <p>その結果、文化のアクセスポイントとして地域の音楽文化の維持・発展に貢献してきた最寄りレコード店は、このようなおとり販売には対抗できないため、閉店せざるを得なくなります。</p> <p>社会的弱者や多くの地域住民にとって、身近な最寄りレコード専門店が消滅していくことは、音楽文化の普及・発展の上で著しくマイナスとなり、日本の音楽文化の衰退をもたらすと考えます。</p> |
| 454 | <p>再販制度が存続されないと音楽そのものの価値が物になってしまいます。再販制度が存続を切望します</p> |
| 455 | <p>「私は音楽用CDにおける再販制度の存続を希望します。」</p> <p>再販制度が廃止されると、国民の誰もがCD等を同一価格で購入できなくなり、特に田舎に行けば行くほど不当な？値上げも考えられます。おそらく価格競争から売れ筋のヒット商品を中心に品揃えするため、伝統音楽やクラシックなどの在庫を持たなくなり、いずれは発売タイトル数が激減していくことが考えられます。我々が10年・20年と年齢を重ねていった後、レコード店に訪れても若者の流行音楽しか手に入らないような世の中は反対です。田舎に住んでいたらそ</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>れだけで都市部との文化教授においての不公平感がより感じられます。一方で、ヒット商品は薄利多売の方向に向かい、音楽メーカーの体力を奪い、音楽文化の質の低下が考えられます。</p> <p>また、上記に店の話を述べましたが、再販撤廃は在庫を持たずに商売をするネット専門のバーチャル店舗を優遇するだけの措置に思えます。その反面在庫を持った現実の店舗がどんどん苦しんでいくことが容易に想像でき、ひいては我々消費者の音楽文化教授の衰退につながると思えるため、再販制度の存続を強く希望します。</p> |
| 456 | <p>CDの再販制度撤廃に反対します。タレント育成に際し、配信を活用する方法も検討の余地はありますが、シングル盤発売が宣伝のおおきなツールであり、その売れ行きがヒットのバロメーターで有ります。CDの再販撤廃によりCDショップで換金でき、大量仕入れによるメリットの高い商品仕入れが優先され、新人のCDに仕入れ制限が生まれ、新人育成のきっかけを無くす事になります。絶対反対です。</p> |
| 457 | <p>「私は音楽用CDにおける再販制度はあったほうが良いと考えます。」</p> <p>文化的価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となるからです。</p> <p>再販制度が廃止されると、レコード店は値引き競争に対応し、経営存続に必要な利幅維持のために必要なマージンの引き上げ要求をレコード会社に行うことになります。レコード会社も、これに応じ、希望小売価格の引き上げを行わざるを得なくなります。ヒット曲が売上高構成比の過半数を占める実態から、それらが先ず値引き競争にさらされて業界体力は確実に弱体化します。レコード会社は、文化価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。日本の文化レベルを守るにはこれから先も音楽や出版物などをモノとして扱うのではなく、再販制度というもので保護し、奢り高いものとして扱うべきであると感じております。</p> |
| 458 | <p>私は「知財推進計画 2006」策定に向けた、知的財産戦略本部デジタルコンテンツ・ワーキンググループが答申を出された“音楽CDにおける再販売価格維持制度見直し”について、反対します。</p> <p>私はレコード会社に従事しておりますが、日本のレコード(CD)ビジネスでは再販制度のもと、海外では類を見ない程、カタログ(洋楽の旧譜面～純邦楽・落語に至るまで)が充実して発売されており、例えば海外アーティストでも来日時に海外では全く手に入らない様なCDを日本のレコードショップで大量に購入して帰る姿を数多く目にしています。再販が撤廃されると、商品は欧州の例がそうであるように市場の価格競争を勝ち抜き売れていくヒット作品・売れ筋商品にシフトするのは明らかであり、上記のような日本固有の多品種発売は淘汰されていき、これはまさに“文化創造国家”を目指した「知財推進計画 2006」に逆行する施策であると考えます。消費者が十分な文化を享受できる環境を維持することが、重要であると考えます。ぜひ、ご検討ください。</p> |
| 459 | <p>「CDの再販制度撤廃」に反対致します。CDの価値は価格だけで決まるものではなく、全国どこでも同一価格で幅広い種類のCDを入手できる再販制度はあるべきです。自由価格となると有望な新人アーティストでも知名度がなければ販売店での扱いはほとんど無くなりユーザーの</p> |

| | |
|-----|---|
| | 目に留まらなくなる、ひいては新しい音楽が日本で生まれなくなってしまうと考えられるからです。 |
| 460 | 「CDの再販制度撤廃」は音楽文化の衰退につながるために反対致します。 |
| 461 | CD再販の撤廃は安価なヒット商品のみの集中販売が蔓延し、幅広いカタログ商品が手に入らなくなる。 |
| 462 | 日本のCDの価格は決して高くはありません。CDの価値は価格だけで決まるものではなく、全国どこでも同一価格で幅広い種類のCDを入手できる再販制度はあるべきです。後、製作者側に利益が生まれる状況を十分確保できる価格体系を維持することは、良質の音楽文化を維持するためには必要かと考えます。 |
| 463 | 「CD再販制度撤廃」につきまして、 生活需品であるならば、大いにかまいませんが 芸術文化の世界で、その商品が平然とディスカウント販売されていってしまうのは、 とても残念に思います。 そして、もしディスカウント販売したくとも、出来ない店舗は閉店に追い込まれるの では ないでしょうか？ |
| 464 | 全国どこで買っても値段が一律という事で、逆に競争できている部分があると思います。各お店さん毎に、金額勝負ではなく、音楽と言う文化を、色々な切り口で、また提案の方法で知恵を出し合い、切磋琢磨している印象があります。値段で勝負というのは、単純には体力勝負となり、大資本により、ヒット物中心の市場となる可能性が高く、小さな町のレコード屋さんが裾野の人々への音楽提供の身近な窓口になっていることで形成されている音楽文化の根元の部分を排除することになる気がします。価格勝負と言う意味では、一定期間経過後の商品での方法論はあるわけで、市場の寡占、文化を継続の為にも再販は維持すべきだと思います。海外ではない制度といっても、それは市場の大きさが違うわけで、邦楽が売上げの大半を占めるであろう日本での土壌とは違います。逆にそんな海外でも、一部専門店でない小売業がシェアを伸ばし結果として、産業自体が収縮していくというジレンマに陥っている気がします。音楽には専門職が必要で、専門職はマイノリティで、マイノリティを守る為には、一定の保護が必要です。すべての業種が同じ条件でなくてはならないという事は決してありません。特定の面々の利益に密着していないのであれば、一定の保護は必要であり、逆に再販を外して競争をあおるより、不当な利益構造を生む可能性をつぶしていく方が良いのではないのでしょうか？ |
| 465 | 知財戦略本部内のコンテンツ専門調査会で「CDの再販撤廃論」が論議され 撤廃に向けての方向性が示されつつあるやに聞き及び、日本の音楽文化の行く末に危機感を抱いている。 「なぜ、CDだけが…」との思いと「数少ないヒット曲の果実によって、ビジネスとしては成り立ち難い幅広いカタログ商品の品揃えをしているCD販売業界において、ヒット曲での利益確保を困難にする再販撤廃は業界の疲弊、強いては日本音楽文化の衰退を招くものであると思う。 |

| | |
|-----|--|
| 466 | <p>私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。</p> <p>理由:レコード専門店の多様な品揃えの維持が損なわれます。</p> <p>再販制度が廃止されると、値引き幅を考慮した現行よりも高いメーカー希望小売価格が設定されます。レコード店は仕入れを目先の売れ筋商品に絞ることになり、また、レコード会社も多種多様な売れにくい商品の生産が難しくなります。結果として、レコード店の品揃えが悪くなり、ユーザーは不利益を被ることになると思います。</p> |
| 467 | <p>レコードメーカーで制作業務に従事している者です。再販制度撤廃に関して一言ご意見させて頂きたいと思います。</p> <p>ご存知の様にこれまで出版業界と同様、音楽業界においても再販制度により CD 等の制作物の価格維持が図られてきました。ただ、ここ最近の流れとしては各種の規制緩和に呼応するようにこの制度の撤廃に向けた動きが加速しています。需要と供給のバランスにより適切価格が成立するという原則に当てはめたマーケット論によればこの動きは正しい事なのかもしれません。しかし作詞作曲者、演奏者等の作り出した音楽に於いては適当だと言えるのでしょうか？</p> <p>音楽は文学と並び文化の根幹に位置づけられるものです。崇高な芸術作品から大衆向けまで星の数ほど多くの作品がこれまで発表されて来ました。何故これほど多くの作品が発表する事が可能だったのでしょうか？ 音楽のマーケットは通常の工業製品等他のマーケットに比べ非常に小さな規模で成立しています。そしてマーケットが小さいという事は言い換えれば商品の原価率が高いとも言えます。年々マーケットが縮小しギリギリの環境の中で各社が多くの作品を発表出来たのは、ひとえに著作権法と再販制度により著作者の適切な保護が図られて来た結果だと考えられます。</p> <p>音楽ソフトが他の工業製品と比べて圧倒的に異なるのがあくまでも作詞作曲者、演奏者による目に見えない才能・アイデアの集積のみにより成立しているという事実です。もちろん CD や DVD のディスクの製造費など才能・アイデア以外の要素はありますが、それはあくまでその音楽を保存するだけのメディアに過ぎません。ベースとなる材料はあくまで目に見えない音楽なのです。</p> <p>対して工業製品は大量生産及び無駄を省くコストカット等により製造価格を下げて行くことが可能です。しかし音楽ソフトに於いては著作権などの使用料は既にギリギリのラインまで下げているという事実と小さなマーケット規模だという現況を考えるとこれ以上のコストカットは印刷代、CD プレス代を圧縮したとしてもほぼ不可能な状況になっています。そんな状況にありながら更に再販制度が撤廃されると、歌手・演奏家などの実演家、作詞作曲をする著作者などに適正な分配をする事が不可能になり、言い換えれば音楽ソフトを発売する事が難しくなる環境になる訳です。ビッグアーティストなど一部のビッグアーティストにとってはそんな環境に耐えうる</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>だけの体力があるでしょうが、中堅以下のアーティストにとっては大きな打撃になるはずです。</p> <p>音楽は大切な文化です。多種多様な音楽が存在出来るからこそ各自自分の好みを反映した音楽を何時でも選択することが出来、またそうする事により文化を育てて来たのだと確信しています。大が小を制するという論法だけで片付けてしまうと、例えば過去、多言語国家に於いて少数民族の言語が抑圧され貴重な文化が消滅してしまったときと同じ状況になってしまうでしょう。雅楽の現状も思い出してみてください。マーケットにだけその未来を委ねられていたらとっくに消滅しているはずで、文化を保護するには適切な法律が必ず必要なのです。</p> <p>もう一度考えてみて下さい。最大公約数の作品だけが手に入る世の中にしていくのか、それとも最小公約数だけれども自分が求めている作品を選ぶ世の中にしていくかを…。</p> |
| 468 | <p>再販制度の撤廃に反対</p> <p>理由はアーティスト活動の維持が困難になる。流通過程における価格競争による淘汰の結果、そのしわ寄せは関係するもの、全てに影響を与え、なかでも最も影響を受けるのはアーティスト。音楽作品の創造サイクルが必ず崩れ、作家・実演家の育成・創出が困難になると危惧されます。</p> |
| 469 | <p>「私は再販制度が大切な制度と考えます。」</p> <p><理由:全国同一価格の維持が困難になります。></p> <p>再販制度が廃止されると、全国のレコード店間において、輸送コスト等を反映した地域間格差、あるいは小商圏の地方においては、都市部並みの値下げ効果が得られない等文化の地域間格差も拡大します。</p> <p>インターネットによる通信販売等により、地域間格差を埋められるのではないかとの議論もあるようですが、それら通信販売等は将来の補完機能を果たすに止まり、限界があります。</p> |
| 470 | <p>私は再販制度の撤廃に反対です。</p> <p>音楽家の活動の維持が困難になります。</p> <p>再販制度が廃止されると、販売店での価格競争が激化し、ヒット商品だけに力が注がれるようになります。</p> <p>その結果、新人作家・実演家の育成や現在ヒットに恵まれていない作家・実演家の創作活動・演奏活動や生活も困難となり、わが国独特の音楽文化が荒廃・衰退すると危惧されます。</p> <p>作家・実演家の多くのライブ活動やマスメディアでの活動も、音楽 CD 等を先ず発売することで社会的にその存在が広まり、可能となっているのです。</p> |
| 471 | <p>「私は再販制度が大切な制度と考えます。」</p> <p><理由:全国同一価格の維持が困難になります。></p> <p>再販制度が廃止されると、全国のレコード店間において、輸送コスト等を反映した地域間格差、あるいは小商圏の地方においては、都市部並みの値下げ効果が得られない等文化の地域間格差も拡大します。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>インターネットによる通信販売等により、地域間格差を埋められるのではないかとの議論もあるようですが、それら通信販売等は将来の補完機能を果たすに止まり、限界があります。</p> |
| 472 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度は重要かつ必要な制度だと考えます。」</p> <p>作曲家や作詞家の主な収入は印税ですが、その印税の大きなシェアを占めているのは音楽用 CD です。現状、一部のヒットメーカーを除き、作家の収入は非常に厳しい状況にあります。その状況の中でもこの制度があることで次のヒットソング、音楽文化が構築されていると感じています。</p> <p>再販が廃止され、価格が維持されなくなることは作家にとって大変な影響があると同時に、文化形成の点でも多大なる悪影響を及ぼすものと考えます。</p> <p>音楽用 CD の再販制度は、音楽文化の創造活動を守っている制度のひとつとして大変重要な制度です。</p> <p>また、先日発表された市場の価格意識レポートの中で、CD の価格に関して現状の価格に不満はないという回答があったばかりです。</p> <p>音楽はかけがえのない文化。この文化を絶やす根源をあえて作る必要があるのでしょうか。</p> |
| 473 | <p>音楽用 CD における再販制度はあったほうが良いと考えます。</p> <p>文化的価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。</p> <p>再販制度が廃止されると、レコード店は値引き競争に対応し、経営存続に必要な利幅維持のために必要なマージンの引き上げ要求をレコード会社に行うこととなります。</p> <p>レコード会社も、これに応じ、希望小売価格の引き上げを行わざるを得なくなります。ヒット曲が売上高構成比の過半数を占める実態から、それらが先ず値引き競争にさらされて業界体力は確実に弱体化します。レコード会社は、文化的価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。</p> |
| 474 | <p>(音楽 CD 再販制度存続のお願い)</p> <p>・私は CD のみならず物価が下落してくことが非常によくないことだと思っています。特に音楽 CD に関しては基本的に全国一定の金額で取引できるとことは差別化されないことということで非常に良いことだと思えます。また、販売店に関しても再販制度がなくなると地元の温かいお店がどんどんなくなってしまい大型店のみとなり失業者も沢山出てきてしまいます。国がそういったフォローをできるのなら良いのですができない状況なら現状は撤廃すべきではないと思います。</p> <p>以上、宜しくお願い致します。</p> |
| 475 | <p>再販制度を維持する事に賛成します。</p> <p>再販制度が撤廃させれる事によっての弊害が大きいと考えるからです。</p> <p>電器製品等大型店が大型店のメリットを使い商売をする事によって小さな個人商店との価格の格差が大きく開き廃業に繋がっております。</p> <p>これを CD に置き換えると価格格差の大きな開きを生じさせ地方の小さなレコード店がつぶれる可能性が高くなり地方の人が音楽に触れる機会が無くなるという事と、大型店が大量仕入れによるリベートを使いトップ 10 に入るアーティストを大量に売る</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>というシステムが構築されるとより売れる音楽ばかりが優遇されセールス的には芳しくないが良質な音楽を制作するアーティストの立場を守るという事は強いては日本の文化の質を守るという事だと考えるからです。これは電器製品とはあきらかに違うのです。</p> <p>これらを考え僕はCDの再販制度撤廃には大反対です。</p> |
| 476 | <p>レコード業界の小売店は、1998年をピークに縮小を続けております。ピーク時に較べてCD販売では販売金額で60%まで落ち込んでおります。</p> <p>また、DVDの販売に関しては、非再販商品であり、大手量販店によりディスカウントにより同額販売額でもCDの7割の儲けしか取れない状況となっております。</p> <p>このような現状で、経営は存続の危機であり、大手レコード量販店でさえも業務提携・資本提携をしない限り、倒産の危機にあります。</p> <p>今回の知的財産推進計画の中に、CDの再販撤廃が含まれているようですが、とんでもない事であり、日本の音楽産業の事実上の崩壊を国が決める事になります。</p> <p>業界が、正常な発展を遂げている時期、及び将来展望としてネット販売・配信の業界での方向性が見えてきた時期での再販の撤廃の検討であれば、百歩譲歩しても検討していく時期とは考えますが、現状のレコード業界の低迷時期での検討はまったく話にならないと考えます。</p> <p>大人の鑑賞に耐えうる幅広い音楽文化の維持～発展には、全国のレコード店の存続は絶対条件です。コンビニでのCD販売等に繋がる今回の動きは、音楽文化が消耗品と化し、文化水準の低下をまねきます。</p> <p>是非、幅広く・深い論議を重ねて頂き、間違った結論に決してなら無いようお願い申し上げます。</p> |
| 477 | <p>知的財産本部において音楽CDの再販撤廃を行う動きが出ておりますが、以下の理由から再販存続を行うべきだと考えます。まず、再販が撤廃される事により、売れ筋商品のみが発売が偏り、レコード会社にとって、カタログ商品を出しにくい環境になる事が予想され、そのことがひいては日本の音楽文化の質の低下を招く危険性が大だからです。また再販が撤廃されれば、大量に仕入を行えるディスカウントショップ等が幅を利かせ従来からの地域に密着した地元のソフト販売店は大半が廃業に追い込まれる恐れがあります。そのことが情報の少ない地方での音楽に接する機会を奪い、この点からも音楽文化の質の低下を招く危険性が大です。再販制度の存在しない欧米においては多種多様な販売が競争原理を通じ行われているという反論も考えられますが、欧米においてはたとえ市場価格が安価で卸されたとしても、世界規模で販売が可能であるので川上のレコード会社から一般のユーザーまでの創造サイクルの維持が可能ですが、日本の音楽は市場がほぼ日本のみに限られており、投下資本の回収が欧米の音楽に比して困難です。その他にもいろいろ理由は挙げられますが、音楽CDについての再販を現時点で撤廃する理由はあまり考えられません。存続を切に訴えます。</p> |
| 478 | <p>知財戦略本部内のコンテンツ専門調査会で「CDの再販撤廃論」が論議され撤廃に向けての</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>方向性が示されつつあるやに聞き及び、日本の音楽文化の行く末に危機感を抱いている。</p> <p>「なぜ、CDだけが…」との思いと「数少ないヒット曲の果実によって、ビジネスとしては成り立ち難い幅広いカタログ商品の品揃えをしているCD販売業界において、ヒット曲での利益確保を困難にする再販撤廃は業界の疲弊、強いては日本音楽文化の衰退を招くものであると思う。</p> |
| 479 | <p>日本で音楽CDの再販制度が撤廃されてしまいますと、現在日本の音楽のみを扱っているレコード会社において、余程売れ筋商品ばかりを扱っていない限り、現状以上の売り上げを確保するのは困難であると考えられます。現時点では、音楽CDの再販制度の存続を希望いたします。</p> |
| 780 | <p>レコード、cd等文化用品の再販制度の撤廃で困るのは我々末端の消費者です。その理由は説明しなくてもお解かり思います。理解出来なければ電話下さい。ご説明いたします。</p> <p>宜しくお願い致します。</p> |
| 481 | <p>我国は、経済の面だけでなく文化の面においても大国であると言えます。</p> <p>これは『文化遺産を守る』という見地に立脚して制定された再販制度に、さまざまな文学・芸術等が擁護された結果であり、その功績は極めて大きいと考えられます。</p> <p>音楽もその例外ではなく、再販制度の下で多くの楽曲が普及し、文化という位置にまで高められてきました。にも拘らず、CDを再販制度の対象から外すという考え方は、音楽を著作権法第二条に規定する“思想感情を表現する文学、学術、芸術”とはみなさないことを意味し、また音楽文化の将来を否定することにほかなりません。音楽が未来に伝わる文化であり続けるためにもCDに対する再販維持を希望致します。</p> |
| 482 | <p>私は「知財推進計画2006」に向けて、過日、知的財産戦略本部デジタルコンテンツ・ワーキンググループが出された答申にある“音楽CDにおける再販売価格維持制度見直し”について、反対です。</p> <p>レコード再販制度が撤廃されると、価格競争が激化し、若者向け中心のよく売れる現代の音楽中心のマーケットになって、総合的に収益をあげられる量販店、総合ストアがだけが残り、大人の音楽や文化的価値の高い、時代に左右されない音楽などがどんどん世に出てこなくなってしまう、引いては我が国の音楽文化が受け継がれていけない世の中になってしまうことが懸念されるからです。</p> <p>音楽CDの再販撤廃については、是非ご再考ください。</p> |
| 483 | <p>音楽CD再販売価格維持制度の見直しに断固反対致します</p> <p>音楽CDは文化的著作物である事は明確です 音楽クリエイターの育成の観点からもこれ以上のイジメはやめましょう。</p> |
| 484 | <p>音楽CDの再販制度見直しに反対します。</p> <p><理由></p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>再販制度の撤廃によってもたらせる小売店頭での価格競争の激化により、宣伝費大量投下の売れ筋商品のみが店頭を占拠することになります。店頭での商品選択の幅は狭くなり、ひいては音楽文化の衰退につながると考えます。</p> |
| 485 | <p>レコード会社で働く我々としては、世界有数のタイトル数を誇る日本の音楽市場をより活性化し、盛り上げる為にも再販制度の維持を希望いたします。</p> |
| 486 | <p>「音楽用 CD における再販制度見直しに断固反対です。」 <理由:レコード専門店の多様な品揃えの維持が損なわれる可能性が高いからです。> 再販制度が廃止されると、値引き幅を考慮した現行よりも高いメーカー希望小売価格が設定されます。その結果、レコード店は仕入れ枠を目先の売れ筋商品に絞ることになり、また、レコード会社も多種多様な売れにくい商品の生産が難しくなります。結果として、レコード店の品揃えが悪くなり、ユーザーは不利益を被ることになると思います。</p> |
| 487 | <p>私は CD の再販制度撤廃には反対です。なぜなら、確かに CD は商品でありますので、当然自由競争の中で流通、販売されるのが当然のように感じられます。しかしその理論でいくと売れるものしか作らなくなる市場の原理が働き、CD のカタログの幅は淘汰され、アメリカのようにダンピング競争にさらされ、似たような売れ筋商品だけがお店に並び、消費者の購買意識を鈍化させております。ることは歴然としております。そうなってくると、1000 人もの人たちを感動させ、勇気付けたすばらしい CD は価値のないものとして、発売の継続性を失い、芸術的価値も文化的価値もないが、コマーシャルリズムと大資本にあとおしされ 1,000,000 枚売れたアイドルの CD が、もっとも価値のある CD ということになります。これが知的財産の推進といえますか？</p> |
| 488 | <p>知人が小さな町で CD ショップをやっておりますが大型店が進出し、尚且再販制度の見直しがあると死活問題になってきていると言っております。電気用品安全法の見直しもあったように CD 再販制度も是非継続でお願いします。</p> |
| 489 | <p>意見</p> <p>* 音楽用 CD 等の再販売価格維持制度を存続させるべきと考えます。</p> <p>新聞や書籍等の出版物が対象外で、音楽 CD だけを再販制度撤廃の対象とするのはおかしいと思います。音楽こそ著作物です。</p> <p>著作物の再販制度は、私たちの生活に必要な多種多様な著作物を、我々が日本のどの地域にいても同じ価格で買う事ができ、選べる自由があります。わが国独特の音楽文化の衰退を見逃して、これ以上、子供たちに負の遺産を残すのはやめてほしいと思います。</p> <p>せめて癒しの文化だけは。</p> <p>日本の文化政策に大きな役割をはたしていると確信するからでもあります。もし、再販制度がなくなると音楽用 CD はヒット作品のみに偏るのは目に見えています。</p> <p>それだけでなく価格破壊が顕著な世の現実ですから、作品の多様性が損なわれ即それがわが</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>国の文化の衰退につながるものと危惧します。</p> <p>わが国の音楽文化の健全なる発展に大いに寄与している、著作物の再販制度が今後とも存続される事をせつに要望致します。</p> |
| 490 | <p>知的財産推進部が本年6月に策定予定の「知的財産推進計画2006」</p> <p>に音楽用CDの再販売価格の見直しの提言を盛り込もうとしている事に対し、断固反対致します。一音楽ファンとしても、一部の売れ線の商品しけ置かなくなるディーラーばかり増えても困りますし、又、価格の地方格差が出るのも良くないと思います。もちろん物を購入する時には安いものには越した事はないのですが、著作権物であるという認識の下、再販価格の見直しはあってはならないと思います。</p> |
| 491 | <p>レコードの再販制度の廃止に関しては、断固反対致します。再販制度が撤廃されると、当社の場合「平原綾香」「加山雄三」「森山良子」といった特定のアーティストやジャンルのCDだけしか店頭で陳列されないことを促進し、当社専属のクラシック演奏家「池松宏」等は、リリースできなくなる可能性もあります。また、レコード会社としては、アーティスト育成に際して、クラシック、ジャズ、純邦楽等のジャンルへの資金投下が著しく困難となることが予想されます。消費者にとっても幅広いニーズへの対応不可能という意味では、不利益を被ることになります。我が国は、これまで先進国においても伝統的に高レベルかつ独特の音楽文化を築き上げてきましたが、再販撤廃が実施されると若年ヒット曲偏重となり、音楽文化が荒廃・衰退することは、必至であります。従って、再販制度の維持・継続をお願い申し上げます。</p> |
| 492 | <p>再販撤廃絶対反対です！今まで田舎の小さなレコード店でいつもCDを買っていましたが撤廃になると都会の大きな店にしか商品が並ばなくなり不便になりますし！純邦楽やお経などのCDも置かなくなり都会の大きな店でヒット曲しか置かなくなり日本の文化なども継承できなくなります！</p> <p>また価格競争により上記の通りお店とメーカーも淘汰され過ぎる事が予想され偏った市場のなるのは間違いないと思いますので再販を是非！是非維持してください。お願いします。</p> |
| 493 | <p>音楽ビジネスに携わるものです。意見を述べさせていただきます。</p> <p>人気のある商品に購買が集中し、希少品等の価格が不安定になる、と言うのは資本主義であれば当然のことではありますが、音楽という知的財産にかかわる商品に対してこの法則が成り立つと、わが国の芸術分野における生産能力が極端に落ちることになると予想されます。</p> <p>言い方を変えれば、「市場で売れないものを創作する人(作家・アーティスト・会社等)は創作する資格なし」と言われているのと同じことになるかと。</p> <p>良質なものをより安く市場に出すことは、今後我々もますます努力をしていかなければならないことではありますが、それらはあくまでも継続的に生産していく構造になっていなければ不可能だと思えます。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>再販の撤廃により、ソフトを制作する側が減り、結果ごく一部の制作者の独占になり、長い見方では逆に値段が高騰する危険も考えられるのではと思います。</p> |
| 494 | <p>音楽CDの再販の問題に関しては、現状の時限再販制度のままで、良いと思います。一番のユーザーメリットで有る、全国どこでも新しい商品を、同一化価格で商品を購入できる。再販が撤廃されると、大都市の大型店と、地方都市の小型店での価格の格差が開いてしまい、消費者の購入価格の平等さが失われてしまいます。(大都市でも、小さな町でも同じ商品を、同じ価格で購入できるというユーザーの平等性が有る。)競争と言う意味の平等性は現在、一定期間が過ぎたものに関し時限再販制度で対応されていますので、現状の制度で販売、購入する両方で平等が保たれていると思います。</p> <p>また再販撤廃になると、販売店としては利益追求の為に、流行商品などの売れ筋商品をメインで販売し、資料的な作品やコアユーザー向けの作品など、取り扱わなくなり、ユーザーとしての不利益が生まれてしまう可能性が大きく、文化としての音楽が残らなく成る可能性も否定できません。</p> <p>また、最近では販売、購入形式も変化し、ネット、配信等が伸びており、再販撤廃すると、ユーザーメリットも生まれるかもしれないが現状は子供、老人など適応能力の問題など抱えており、このような観点から、再販制度完全撤廃は一部の人にしか、メリットが無く、現状実施するに早いと思います。</p> <p>よって現在の行われてる制度の時限再販制度の維持して欲しいと思います。</p> <p>また、作家にも不利益が生まれる可能性も有り、売れている作家にはメリットが有るかもしれないが、利益優先主義により、文化的な作品、コアユーザー向け作品を創造する作家新人作家が育たなくなる市場になってしまう問題出てくると思います。</p> |
| 495 | <p>再販制度の撤廃に反対致します。知的財産は擁護すべきと思います。</p> |
| 496 | <p>再販制度の存続を希望します。</p> <p>再販が撤廃されれば、安く・売れる商品のみ需要が多くなり小規模レコード会社・地域に密着したレコードショップの経営存続が厳しくなるのは必然的であると同時に、カタログ商品でしか成し得なかったいい音楽・価値ある音楽を提供しにくくすると言う事は、後々の日本の音楽産業・音楽文化を考えてみても進化するよりも停滞・衰退していく方が大きいのではないかと思います。</p> |
| 497 | <p>レコード・CDの再販価格維持制度撤廃について</p> <p>私はレコード業界で働くものですが、音楽愛好家としても再販制撤廃には反対です。いくつかの理由があげられますが、やはり最大の理由は(大手レコード会社あるいは小売店などの)強者による寡占状況にたやすく陥ってしまう、ということではないでしょうか。音楽ファンにとって重要なのは、価格の多様性ではなく音楽そのものの選択枝の多様性であると考えます。商品価格が適正であるかどうかは、売り手であるメーカーや発売元が厳密に見定めなければならない</p> |

| | |
|-----|--|
| | 問題であるとは思いますが。 |
| 498 | 日本の音楽文化の発展の為に再販制度は維持が望ましいと思います。 再販制度撤廃による価格の崩落が日本の音楽著作者、文化的な音楽の提供者に与える影響は計り知れないものがあると感じます。 |
| 499 | CD1枚が数百円で中古屋の店頭で買えるのに、音楽CDの定価は正直高いと思います。しかし、今でも欲しいCDが廃盤でメーカーにもないことがある。楽曲がなかなかCDにならないという状況もあり、もし再販制度をなくすと、流行している商品だけが短期的に売られ、貴重な音源・マニア的な楽曲が商品化されなくなることを危惧します。良い音楽との出会いは大切です。そのためにもメーカーには流行ばかり追わず、数多くのCDを販売して欲しいです。そのためには再販制度には意味があると思います。 |
| 500 | 音楽は文化であり、芸術である。それなのに今回CDだけ再販からはずすということはどうしても納得いきません。 |
| 501 | ヒット曲だけのレコード屋さんには行きたくない。いろいろなジャンルの音楽を選んでこそ文化と呼べるのではないのでしょうか。少数派の聴く音楽も守ってください。 |
| 502 | 知的財産推進部が本年6月に策定予定の「知的財産推進計画2006」に音楽用CDの再販売価格の見直しの提言を盛り込もうとしている事に対し、断固反対します！！ |
| 503 | 「私は音楽用CDにおける再販制度の存続を希望します。」 <理由:音楽用CDにおける再販制度は、国民の誰もが何処でも同一価格で購入することができる制度で、音楽文化の普及に大きな役割を果たしています。> 再販制度が廃止されると、国民の誰もがCD等を同一価格で購入できなくなり、文化教授に不公平が生じます。また、レコード店は、価格競争から売れ筋のヒット商品を中心に品揃えするため、純邦楽や詩吟等の伝統音楽や希少な現代クラシック音楽等の数多くは売れませんが優れた音楽用CDを置かなくなり、これらの音楽用CDの発売が減ります。新たに音楽用CDを発売するチャンスが減ることから、次世代を担う新人作曲家や作詞家の輩出も難しくなり、日本の音楽文化・音楽教育の衰退を招くものと考えます。 |
| 504 | 音楽用CDにおける再販制度見直しに反対です。 理由:地域の最寄りレコード店は地域の音楽文化の普及・発展に貢献しています。 再販制度が廃止されると、音楽用CDはヒットCDを中心にディスカウントショップ等での客寄せのおとり商品となります。 その結果、文化のアクセスポイントとして地域の音楽文化の維持・発展に貢献してきた最寄りレコード店は、このようなおとり販売には対抗できないため、閉店せざるを得なくなります。 社会的弱者や多くの地域住民にとって、身近な最寄りレコード専門店が消滅していくことは、音楽文化の普及・発展の上で著しくマイナスとなり、日本の音楽文化の衰 |

| | |
|-----|--|
| | 退をもたらすと考えます。 |
| 505 | CDの再販撤廃に反対します。CDパッケージだけは、音楽文化を守る上で再販が必要だと思えます。 |
| 506 | CDパッケージは、音楽を志すものにとってひとつのゴールです。再販の維持をお願いいたします。 |
| 507 | 再販制度の撤廃に反対です。 理由は、再販制度が廃止されると、価格競争が激化し、ヒット商品だけに力が注がれるようになり、結果新人バンドやアーティストが育たない環境が生まれ、日本の音楽文化が衰退する可能性が大きいからです。 日本の文化を守ってください。 |
| 508 | 私は、音楽鑑賞を趣味としておましてCDの購入も多い方だと自認しております。音楽CDの再販価格維持問題については、ニュース等で取り上げられることもあり意識しています。 単純に考えると店頭でのCDの単価が安くなり、我々消費者には都合が良いように思われますが、私のような音楽愛好家としては別意見です。 それは、本制度が導入された場合競争が激化するあまり売れるCDのみの制作にレコードメーカーが比重をかけてしまうのではないかと危惧しております。 多種多様な音楽を愛好する私としては、本制度をCD及び音楽パッケージに導入することは反対致します。 |
| 509 | 「私は再販制度の撤廃に反対です。」 再販制度が廃止されると、販売店での価格競争が激化し、ヒット商品だけに力が注がれるようになります。その結果、新人作家・実演家の育成や、純邦楽や詩吟等の伝統音楽や希少な現代クラシック音楽等の数多くは売れませんが優れた音楽用CDの創作活動・演奏活動や生活も困難となり、次世代を担う新人作曲家や作詞家の輩出も難しくなり、日本独特の音楽文化が荒廃・衰退すると危惧されます。再販制度が廃止されると、値引き幅を考慮した現行よりも高いメーカー希望小売価格が設定されます。レコード店は仕入れを目先の売れ筋商品に絞ることになり、また、レコード会社も多種多様な売れにくい商品の生産が難しくなります。結果として、レコード店の品揃えが悪くなり、ユーザーは不利益を被ることになると思います。 |
| 510 | 知的財産推進本部が検討している知的財産推進計画2006に、音楽用CDの再販売価格維持制度の見直しの提言を盛り込もうとしていることに反対です。 音楽CDは本など同様、文化です。再販制度があることによって保護され育成されている文化があると考えています。 もし、音楽CDの再販制度が撤廃されれば、価格破壊が起こり、売れる商品だけしか市場に残りません。音楽CDは多種多様な製品が必要です。そうしなければ音楽文化が荒廃すると思います。以上のことより、音楽用CDの再販売価格維持制度の見直しの提言を盛り |

| | |
|-----|---|
| | <p>込もうとしていることに断固反対します。</p> |
| 511 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度はあったほうが良いと考えます。」 <理由: 文化的価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。> 再販制度が廃止されると、レコード店は値引き競争に対応し、経営存続に必要な利幅維持のために必要なマージンの引き上げ要求をレコード会社に行うこととなります。レコード会社も、これに応じ、希望小売価格の引き上げを行わざるを得なくなります。ヒット曲が売上高構成比の過半数を占める実態から、それらが先ず値引き競争にさらされて業界体力は確実に弱体化します。レコード会社は、文化価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。</p> |
| 512 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。」 <理由: レコード専門店の多様な品揃えの維持が損なわれます。> 再販制度が廃止されると、値引き幅を考慮した現行よりも高いメーカー希望小売価格が設定されます。レコード店は仕入れを目先の売れ筋商品に絞ることになり、また、レコード会社も多種多様な売れにくい商品の生産が難しくなります。結果として、レコード店の品揃えが悪くなり、ユーザーは不利益を被ることになると思います。</p> |
| 513 | <p>「私は再販制度が大切な制度と考えます。」 <理由: 全国同一価格の維持が困難になります。> 再販制度が廃止されると、全国のレコード店間において、輸送コスト等を反映した地域間格差、あるいは小商圏の地方においては、都市部並みの値下げ効果が得られない等文化の地域間格差も拡大します。 インターネットによる通信販売等により、地域間格差を埋められるのではないかと議論もあるようですが、それら通信販売等は将来の補完機能を果たすに止まり、限界があります。</p> |
| 514 | <p>音楽CDについての再販撤廃が議論されていますが、日本においてはレンタルCDという大変安価な手段での音楽供給形態がありますので、もしも再販撤廃ならばレンタルCDも撤廃しなければフェアではないと思います。なぜならば、世界で例を見ないレンタルCDの存在の大義名分は「日本では音楽CDが再販制度で守られている為、消費者に安価での音楽供給が可能ではなく、レンタルCDがその代替として機能を果たす」ということだからです。音楽CD再販とレンタルCD制度は決して切り離して考えることはできないと考えますので、その辺を十分に議論お願いいたします。</p> |
| 515 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。」 <理由: レコード専門店の多様な品揃えの維持が損なわれます。> 再販制度が廃止されると、値引き幅を考慮した現行よりも高いメーカー希望小売価格が設定されます。レコード店は仕入れを目先の売れ筋商品に絞ることになり、また、レコード会社も多種多様な売れにくい商品の生産が難しくなります。結果として、レ</p> |

| | |
|-----|---|
| | コード店の品揃えが悪くなり、ユーザーは不利益を被ることになると思います。 |
| 516 | <p>「知的財産」を推進する上で、著作者に還元される収入の保証は、文化を保護継承するのは至極当然のことと考えます。今回の計画の策定には多く「消費者の利便性」を打ち出しておられますが、文化文藝を対象としました問題に果たして有効なのかは疑問の残るところです。再販制度が崩れれば、いわゆる古典芸能ものやクラシックの現代音楽またはマニア的と称されるジャンルの音楽または学術書などの書籍は、「売れない」の一と言で市場で目にするすら困難になり得ます。今回のPSE騒動でも、モノに対する認識の違い(ひいては監督官庁の杜撰な対応)も、事態の推移を多く示唆するものでしょうね。</p> <p>汗して作りだした作品に対しての還元収入の道を狭めることには、反対を表明せざるを得ませんし、そもそも消費者は作品に対して、安かろうだけの判断で購入意思を決定するものでしょうか。ひとつの作品なり表現者に敬意をもって当たる際に、金額の多寡で判断するとは思えないですよ。世の中には自分には耐えられない作品表現はありますものの、その表現の道を、ほかが廉価であるというだけで排除する論理は成立しません。</p> <p>一般的な消費者に届けるための手段としての再販制度は、機能しているとは評価できると考えます。消費者の利益としての廉価を求めるならば、表現者に還元されないところでの部分にメスを入れるべきと考えます。</p> <p>文化を大事にする国にしたいものです、何んたって資源のない国は、人的資源の向上を目指しての方策しかないのですから。</p> |
| 517 | 音楽CDの再販制度維持を要望致します。音楽という知的財産を恒久的に維持するには、一定期間の価格維持は必要だと思います。価格が、維持されず安売りが横行すれば、市場が乱れ、一部の財力のあるお店が独占的に販売してしまう恐れがあるので、ぜひ再販制度の維持をお願い致します。 |
| 518 | 知的財産が正常に守られなければ営利追求至上主義により後世に残しておかなければならない作品、作家、アーティストが世に出られない状況に発展し、日本の文化の継承の面から見ても取り返しのつかない事になる。再販維持を強く支持します。 |
| 519 | 再販制度は日本の音楽業界にとって大変重要だと思います。ユーザーにとって新しい商品を一日でも早く安く買えることは短期的には喜ばしいことですが、長期的に見ると、良い音楽をたくさん聴ける環境を維持するためには価格の安定は必要かと思われます。 |
| 520 | <p>「私は再販制度の撤廃に反対です。」</p> <p><理由:音楽家の活動の維持が困難になります。></p> <p>再販制度が廃止されると、販売店での価格競争が激化し、ヒット商品だけに力が注がれるようになります。</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>その結果、新人作家・実演家の育成や現在ヒットに恵まれていない作家・実演家の創作活動・演奏活動や生活も困難となり、わが国独特の音楽文化が荒廃・衰退すると危惧されます。</p> <p>作家・実演家の多くのライブ活動やマスメディアでの活動も、音楽 CD 等を先ず発売することで社会的にその存在が広まり、可能となっているのです。</p> |
| 5 2 1 | <p>日本のレコード店がアメリカのレコード店と最も違うところは品揃え。</p> <p>再販聖堂はこのことを維持している原動力になっているのではないのでしょうか。再販制度撤廃に反対です。</p> |
| 5 2 2 | <p>再販制度の撤廃に反対です。</p> <p>再販制度廃止で価格競争が激化し、ヒット商品だけに力が注がれるようになります。</p> <p>その結果、新人作家・実演家の育成や現在ヒットに恵まれていない作家・実演家の創作活動・演奏活動や生活も困難となり、わが国独特の音楽文化が荒廃・衰退すると危惧されます。</p> <p>作家・実演家の多くのライブ活動やマスメディアでの活動も、音楽 CD 等を先ず発売することで社会的にその存在が広まり、可能となっているのです。</p> |
| 5 2 3 | <p>(知財事務局注：以下は誤って発信されたものと考えられる。)</p> <p>音楽用 CD 再販の見直しに対するパブリックコメント提出の具体例</p> <p>以下の 8 つの事例の中から選択して(組み合わせも可)フォーマットに貼り付けて送信してください。</p> <p>「私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。」 <理由:レコード専門店の多様な品揃えの維持が損なわれます。> 再販制度が廃止されると、値引き幅を考慮した現行よりも高いメーカー希望小売価格が設定されます。レコード店は仕入れを目先の売れ筋商品に絞ることになり、また、レコード会社も多種多様な売れにくい商品の生産が難しくなります。結果として、レコード店の品揃えが悪くなり、ユーザーは不利益を被ることになると思います。</p> <p>「私は音楽用 CD における再販制度の存続を希望します。」 <理由:レコード会社による発行企画の多様性が衰退します。> 再販制度が廃止されると、音楽用 CD の店頭陳列機会の減少の結果、レコード会社は需要の限定されたジャンルの音楽用 CD の発行企画はできなくなります。また、行過ぎた価格競争が始まり、レコード店が減少することから、レコードメーカーの経営も悪化します。レコードメーカーは安定的な収益が得られなくなり、多種多様な音楽用 CD を発売できなくなります。</p> |

「私は音楽用 CD における再販制度はあったほうが良いと考えます。」

<理由: 文化的価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。>

再販制度が廃止されると、レコード店は値引き競争に対応し、経営存続に必要な利幅維持のために必要なマージンの引き上げ要求をレコード会社に行うこととなります。レコード会社も、これに応じ、希望小売価格の引き上げを行わざるを得なくなります。ヒット曲が売上高構成比の過半数を占める実態から、それらが先ず値引き競争にさらされて業界体力は確実に弱化します。レコード会社は、文化価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。

「私は再販制度が大切な制度と考えます。」

<理由: 全国同一価格の維持が困難になります。>

再販制度が廃止されると、全国のレコード店間において、輸送コスト等を反映した地域間格差、あるいは小商圏の地方においては、都市部並みの値下げ効果が得られない等文化の地域間格差も拡大します。

インターネットによる通信販売等により、地域間格差を埋められるのではないかと議論もあるようですが、それら通信販売等は将来の補完機能を果たすに止まり、限界があります。

「私は再販制度の撤廃に反対です。」

<理由: 音楽家の活動の維持が困難になります。>

再販制度が廃止されると、販売店での価格競争が激化し、ヒット商品だけに力が注がれるようになります。

その結果、新人作家・実演家の育成や現在ヒットに恵まれていない作家・実演家の創作活動・演奏活動や生活も困難となり、わが国独特の音楽文化が荒廃・衰退すると危惧されます。

作家・実演家の多くのライブ活動やマスメディアでの活動も、音楽 CD 等を先ず発売することで社会的にその存在が広まり、可能となっているのです。

「私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。」

<理由: 地域の最寄りレコード店は地域の音楽文化の普及・発展に貢献しています。>

再販制度が廃止されると、音楽用 CD はヒット CD を中心にディスカウントショップ等での客寄せのおとり商品となります。

その結果、文化のアクセスポイントとして地域の音楽文化の維持・発展に貢献してきた最寄りレコード店は、このようなおとり販売には対抗できないため、閉店せざる

| | |
|-----|--|
| | <p>を得なくなります。</p> <p>社会的弱者や多くの地域住民にとって、身近な最寄りレコード専門店が消滅していくことは、音楽文化の普及・発展の上で著しくマイナスとなり、日本の音楽文化の衰退をもたらすと考えます。</p> <p>「私は音楽用 CD における再販制度の存続を希望します。」</p> <p><理由:音楽用 CD における再販制度は、国民の誰もが何処でも同一価格で購入することができる制度で、音楽文化の普及に大きな役割を果たしています。></p> <p>再販制度が廃止されると、国民の誰もが CD 等を同一価格で購入できなくなり、文化教授に不公平が生じます。また、レコード店は、価格競争から売れ筋のヒット商品を中心に品揃えするため、純邦楽や詩吟等の伝統音楽や希少な現代クラシック音楽等の数多くは売れませんが優れた音楽用 CD を置かなくなり、これらの音楽用 CD の発売が減ります。新たに音楽用 CD を発売するチャンスが減ることから、次世代を担う新人作曲家や作詞家の輩出も難しくなり、日本の音楽文化・音楽教育の衰退を招くものと考えます。</p> <p>「私は音楽用 CD における再販制度は重要な制度だと考えます。」</p> <p>作曲家や作詞家の主な収入は印税ですが、その印税の大きなシェアを占めているのは音楽用 CD ですので、再販が廃止されて音楽用 CD の発売が減ることは作家にとっては大変な影響があると思います。</p> <p>音楽用 CD の再販制度は、音楽文化の創造活動を守っている制度のひとつとして大変重要な制度です。</p> |
| 524 | <p>再販制度存続に強く賛成致します。</p> <p>制度をなくしてしまうと音楽文化が画一的になり、新しいものが出てこなくなるように思います。というのもレコード会社も利益がとれる売れるものしか作らなくなり、店舗も売れるものしかおこなうと思うのですがどうでしょう？探す楽しみがなくなるのはよくないです。ますます世界に対して「日本」の音楽が没個性なものになると思います。</p> <p>だから再販制度は存続させてください。</p> <p>よろしくお願い致します。</p> |
| 525 | <p>私は小規模のレコード店に勤務するものです。</p> <p>現在お店に実際来店されているのは、小さなお子さんを連れのお母さんから50、60代の方まで幅広い層の方々です。</p> <p>お買い上げいただいているのも、ヒット物もそうですが童謡や演歌、DVD・LDカラオケ、民謡等幅広い商品をお買い上げいただいております。</p> <p>再販制度が撤廃されることにより、売れ筋商品はディスカウント量販店等で困商品として安く</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>売られるようになり、売れ筋以外の少数の方々が求めている商品が店頭から消え最終的には経営が困難になってくると思われます。</p> <p>音楽が好きでこの業界で働くようになりましたが60、70年代の洋楽・邦楽の名盤がお店から消えていくのは耐え難いと思います。ネットや通販等でも買える現状ですが、やはり実際に商品を見てあれこれ家族や友人と相談しながら商品を買える環境がベストだと思います。</p> <p>地方において、地元のおじいちゃんやおばあちゃんが気軽によれて買ったり、頼んだりできるお店が存続できるようご検討をお願いします</p> |
| 526 | <p>わが国が実現している豊かな音楽環境を拡大し、そこから新たな創造の芽を育て、知財立国の柱とするために、著作物の再販維持を知財推進計画に盛り込むことを要望します。再販制度は、多種多様な著作物(音楽)を、国民が全国どこでも同一の価格で容易に手に入れることができる状況を作り出しているのです。</p> <p>米国の権威ある音楽誌『Rolling Stone Magazine』によれば、米国では、6万タイトルをそろえていたタワーレコードが倒産し、5000タイトルに絞っているウォルマートが大手レコード会社の売上の20%を販売するようになりました。ウォルマートは最大のレコード販売店になりましたが、レコードはその売上の2%を占めるに過ぎません。ウォルマートは12ドルで仕入れたレコードを10ドルで販売しているといわれます。2%を占めるに過ぎないCDで利益を上げる必要は、ウォルマートにはありません。安い価格で販売し、購買客を呼び集める餌にさえなればいいのです。</p> <p>わが国では、世界で最も多くの種類の音楽CDが販売されており、その種類は米国の3倍にもなります。世界第2位の音楽市場は、量だけではなく、質の面でも極めて豊かな音楽資産を国民に提供しているのです。そして、それを可能にするために再販制度が大きな役割を果たしていることは間違いありません。</p> |
| 527 | <p>日本の文化価値を高めるため、再販制度を維持が必要だと思います。デジタル社会になれば成る程、その価値を安価に提供しては、特有文化として、大切にしまたそのこと自体を意識することが出来なくなると思います。</p> |
| 528 | <p>再販制度は日本の音楽業界にとって必要不可欠であると思います。</p> <p>再販の撤廃によって、短期で考えるとユーザーにとってCDを極めて安く買える可能性があることは一時的には喜ばしいことかも知れませんが、中・長期的には、多種多様な良い音楽を買える機会を失うことになりえます。</p> <p>多くの良い音楽を聴ける環境を維持するためには価格の安定は必要と考えます。</p> |
| 529 | <p>「知的財産推進計画 2006」において、音楽用CDの再販売価格維持制度の見直しの提言が盛り込まれようとしていることに対し、断固として反対致します。</p> <p>再販制度撤廃の結果、販売店での価格競争により店頭カタログの多様性が損なわれ、消費者の持つ様々な指向に応えられる場も失われていきます。</p> <p>再販制度の下、培われた日本のレコード業界が持つ音楽用CDの多様性...最新の音楽ばかりでなく、日本の伝統的な音楽、世界各国の独創性に満ちた音楽に至るまで...に</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>より、消費者にとっての選択の幅が確保され、音楽愛好家・消費者の豊かな音楽文化を創造しているのです。</p> <p>また、店頭のカatalog減少、専門店の経営圧迫による縮小により、レコードメーカーの新人への投資やCatalogの幅の維持が困難となっていく可能性は非常に大きいと言わざるをえません。新しい才能の発掘・育成への影響も出てくることは明白であり、新たな音楽が創造される場が失われていくことにもなりかねません。</p> <p>豊かな音楽文化を消費者に対し提案していく上で、音楽用CDの再販制度が果たして来た役割は非常に大きいと言えます。今後もこの制度が存続されますことを希望致します。</p> |
| 530 | <p>知的財産保護の観点から音楽CDの再販撤廃に反対します。音楽は文化であり容易にコピーができる今こそ、無法化を避けるために再販制度は維持する必要があると思います。</p> |
| 531 | <p>音楽CDはどこのお店に行っても同じ値段で買うことができ不公平感がありません。もし、安く売る店ができれば、損をした気になるので再販制度は維持してください</p> |
| 532 | <p>音楽配信により安く音楽を買うことができるが、パッケージは、価値の点で値引きや安売りをしてほしい。</p> |
| 533 | <p>音楽を志す者にとっては、CDショップで売られているパッケージに魅力を感じる。再販がなくなり、ディスカウントストアで安売りされているCDを見るのは、芸術家としてはつらいし、希望がなくなる。きちんとCDショップで売られて初めて達成感につながると思います。</p> |
| 534 | <p>音楽文化を制度で守れるのなら、再販制度を維持して守るべきだと思います。再販がなくなれば、商売として安ければ何でもいいという考えから、ますます海賊版や違法コピーの横行などが激しくなると思います。</p> |
| 535 | <p>年寄りは、近くのレコード店で買うのに慣れているので、小さなレコード店が潰れてしまうような再販制度の撤廃は反対します。</p> |
| 536 | <p>輸入CDを買うと安いのですが、歌詞カードがなかったりで不便です。 再販が撤廃されて、歌詞カードは別売りとかになると面倒なので撤廃に反対します。</p> |
| 537 | <p>再販制度の維持をよろしく願います。 音楽CDに関しては、この制度が撤廃されると価格競争が激化しレコード店が淘汰されていくことは明確です。</p> |
| 538 | <p>再販が撤廃されて、アジアからの逆輸入盤などいいことになるけど何でもありで、レコード会社もCDを作らなくなり、すべて配信になる気がします。形のない音楽だからこそ形がほしいのできちんと法律で守れるものは守ってほしいです。</p> |
| 539 | <p>音楽CDの再販撤廃に反対します。定価で買うことの価値を唯一保っているのが音楽CDだと思います。法律でその価値は保つべきだと思います。</p> |

| | |
|-----|---|
| 540 | <p>再販制度が撤廃されると販売価格に格差が生じるとともにメーカー側も売れ筋商品のみを発売するようになってしまい音楽文化に悪影響を及ぼすことは必然である。</p> <p>売れ筋商品ではないジャンルを好むものにとっては、商品が手に入りにくくあるいは入らなくなってしまう非常に寂しい思いである。従って再販撤廃については慎重に検討していただきたい。</p> |
| 541 | 再販6品目のうち音楽CDだけ除外するという論拠が理解できません。 |
| 542 | <p>「私は音楽用CDにおける再販制度の存続を希望します。」</p> <p><理由:音楽用CDにおける再販制度は、国民の誰もが何処でも同一価格で購入することができる制度で、音楽文化の普及に大きな役割を果たしています。></p> <p>再販制度が廃止されると、国民の誰もがCD等を同一価格で購入できなくなり、文化教授に不公平が生じます。また、レコード店は、価格競争から売れ筋のヒット商品を中心に品揃えするため、純邦楽や詩吟等の伝統音楽や希少な現代クラシック音楽等の数多くは売れませんが優れた音楽用CDを置かなくなり、これらの音楽用CDの発売が減ります。新たに音楽用CDを発売するチャンスが減ることから、次世代を担う新人作曲家や作詞家の輩出も難しくなり、日本の音楽文化・音楽教育の衰退を招くものと考えます。</p> |
| 543 | 日本の音楽産業を守るため、CD再販制度の維持をお願いします。 |
| 544 | <p>知的財産戦略本部各位</p> <p>再販制度撤廃に反対します！</p> <p>撤廃による弊害を列記します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 演奏者、著作権者及び隣接権者等の未来を閉ざし、音楽分化の衰退を招く。 2. 流通、販売等の価格競争により、再び小規模店が脅威にさらされる。 3. 印税等権利処理に多大な混乱をきたす。 <p>等等、十分な議論と慎重な対応をお願い致します。</p> |
| 545 | <p>唐突に知財戦略本部から発信された「CD再販指定撤廃」の検討について</p> <p>なぜCDのみがその対象として浮上したのか全く理解できない。過去の歴史から公正取引委員会の指導をうけて弾力的に再販を運用してきた業界であるのに書籍、新聞は問題にされずにCDのみが問題視されることに著作物としての「CD/DVD」がとても軽視されていることに憤りとともに悲しくさえある。知財戦略本部が考える文化政策に再販制度は必要なものであり、広く著作物に対して保護育成する目的で制度を強固にするべきである。再販ではないDVDなどは販売業界の価格政策でDVDの価格に不信感すら感じる乱れようで販売店もメーカーも薄利を強いられているのが現状である。猛省していただきたいものである。</p> |
| 546 | <p>再販制度が廃止されますと、均等の条件でCDレコード購入が不可能となってしまいます。特に、地方のレコード専門店がCDを販売することが困難となり、廃業に迫られてしまい消費者は、CDを購入する事が困難となってしまいます。</p> <p>特に、お年寄り等は古い商品を専門店ならではのお取り寄せができますが、専門店が無くなっ</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>てしまえば、お取り寄せが厳しい状況となってしまいます。</p> <p>今の世の中で、音楽が無くなってしまったらどうなるのでしょうか？</p> <p>TVやラジオでも音楽は必ず聴けますが、それまでもを奪ってしまいかねない状況にもなるのではないのでしょうか？</p> <p>新人アーティストの発掘も不可能となってしまい、今までの素晴らしい音楽の価値が無くなってしまうわけです。</p> <p>私たちの身近にCD専門店が無くなってしまふのは、絶対に避けていただきたい！</p> |
| 547 | <p>知財戦略本部内のコンテンツ専門調査会で「CDの再販撤廃論」が論議され撤廃に向けての方向性になるようだが、日本の音楽文化の今後に危機感を抱いている。</p> <p>現在CD販売業界は、ビジネスとしては成り立ち難い幅広いカタログ商品の品揃えをしている。再販が撤廃させることによりそういった品揃えが困難になる。また、ヒットするかどうか判断しづらい新人アーティストのCDは店頭で置かれる機会が無くなっていくだろう。再販撤廃は日本音楽文化の衰退を招くものであると思う。</p> |
| 548 | <p>私は再販売価格維持制度撤廃に断固反対する。</p> <p>音楽や書籍の再販制度維持については「自由競争社会」で片づけられない様々な大切な問題があるはず。</p> <p>全国同一価格の維持が困難になり、全国のレコード店間において、輸送コスト等を反映した地域間格差、あるいは小商圏の地方においては、都市部並みの値下げ効果が得られない等文化発展の地域間格差が拡大する。</p> <p>インターネットの発達、地域格差や文化発展の差異の溝を埋められるものでは決してなく、書籍や音楽ソフトの消費者のパッケージ所有欲は時代とともに薄れていくものではない。また、「文化的価値は高くても売れにくい商品」のこれまでどおりの発売も困難となり、健全な日本の音楽文化の衰退も考えられ、国際的に音楽芸術芸能文化の乏しい現在の日本文化に寄り一層拍車をかけることとなる。先進国の新たな基準のひとつとして唱えられている「文化の発達」と逆の道を歩むこととなるはずである。</p> |
| 549 | <p>私は「知財推進計画2006」策定に向けた、知的財産戦略本部デジタルコンテンツ・ワーキンググループが答申を出された“音楽CDにおける再販売価格維持制度見直し”について、反対します。</p> <p>私はレコード会社に従事していますが、日本のレコード(CD)ビジネスでは再販制度のもと、海外では類を見ない程、カタログ(洋楽の旧譜面～純邦楽・落語に至るまで)が充実してリリースされており、例えば海外アーティストでも来日時に海外では手に入らない様なCDを日本のレコード・ショップで大量に購入して帰る姿を数多く目にしております。</p> <p>再販が撤廃されると、商品は欧州の例がそうであるように市場の価格競争を勝ち抜き売れていくヒット作品・売れ筋商品にシフトするのは明らかで、上記のような日本固有の多品種リリースは淘汰されていき、これはまさに“文化創造国家”を目指した</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>「知財推進計画2006」に逆行する施策であると考えます。 是非ご検討ください。</p> |
| 550 | <p>CD 再販撤廃は安価なヒット商品が集中的に売られるようになり、他の良質な音楽 CD が姿を消しかねない。また、販売店の競争激化により、力の弱い店は閉店に追い込まれていく。これらのことは日本の音楽文化の衰退に結びつくと考え、CD 再販撤廃には断固反対します。</p> |
| 551 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。」 <理由:地域の最寄りレコード店は地域の音楽文化の普及・発展に貢献しています。> 再販制度が廃止されると、音楽用 CD はヒット CD を中心にディスカウントショップ等での客寄せのおとり商品となります。 その結果、文化のアクセスポイントとして地域の音楽文化の維持・発展に貢献してきた最寄りレコード店は、このようなおとり販売には対抗できないため、閉店せざるを得なくなります。 社会的弱者や多くの地域住民にとって、身近な最寄りレコード専門店が消滅していくことは、音楽文化の普及・発展の上で著しくマイナスとなり、日本の音楽文化の衰退をもたらすと考えます。</p> |
| 552 | <p>私は音楽用 CD における再販制度の存続を希望します。 <理由:レコード会社による発行企画の多様性が衰退します。> 再販制度が廃止されると、音楽用 CD の店頭陳列機会の減少の結果、レコード会社は需要の限定されたジャンルの音楽用 CD の発行企画はできなくなります。また、行過ぎた価格競争が始まり、レコード店が減少することから、レコードメーカーの経営も悪化します。レコードメーカーは安定的な収益が得られなくなり、多種多様な音楽用 CD を発売できなくなります。</p> |
| 553 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。」 <理由:レコード専門店の多様な品揃えの維持が損なわれます。> 再販制度が廃止されると、値引き幅を考慮した現行よりも高いメーカー希望小売価格が設定されます。レコード店は仕入れを目先の売れ筋商品に絞ることになり、また、レコード会社も多種多様な売れにくい商品の生産が難しくなります。結果として、レコード店の品揃えが悪くなり、ユーザーは不利益を被ることになると思います。</p> |
| 554 | <p>音楽 CD は、絵画やその他芸術品と同じように文化でもあります。 これらの価値を下げない法律をお願いしたい。</p> |
| 555 | <p>私は音楽用 CD における再販制度の存続を希望します。 <理由:レコード会社による発行企画の多様性が衰退します。> 再販制度が廃止されると、音楽用 CD の店頭陳列機会の減少の結果、レコード会社は需要の限定されたジャンルの音楽用 CD の発行企画はできなくなります。また、行過ぎた価格競争が始まり、レコード店が減少することから、レコードメーカーの経営も悪化します。レコードメーカーは安定的な収益が得られなくなり、多種多様な音楽用 CD を売できなくなります。</p> |

| | |
|-----|--|
| 556 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。」</p> <p><理由:地域の最寄りレコード店は地域の音楽文化の普及・発展に貢献しています。> 再販制度が廃止されると、音楽用 CD はヒット CD を中心にディスカウントショップ等での客寄せのおとり商品となります。</p> <p>その結果、文化のアクセスポイントとして地域の音楽文化の維持・発展に貢献してきた最寄りレコード店は、このようなおとり販売には対抗できないため、閉店せざるを得なくなります。</p> <p>社会的弱者や多くの地域住民にとって、身近な最寄りレコード専門店が消滅していくことは、音楽文化の普及・発展の上で著しくマイナスとなり、日本の音楽文化の衰退をもたらすと考えます。</p> |
| 557 | <p>私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。</p> <p>再販制度が廃止されると、レコード店は値引き競争に対応し、経営存続に必要な利幅維持のために必要なマージンの引き上げ要求をレコード会社に行うこととなります。</p> <p>レコード会社も、これに応じ、希望小売価格の引き上げを行わざるを得なくなります。ヒット曲が売上高構成比の過半数を占める実態から、それらが先ず値引き競争にさらされて業界体力は確実に弱体化します。レコード会社は、文化価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。</p> |
| 558 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。」</p> <p><理由:地域の最寄りレコード店は地域の音楽文化の普及・発展に貢献しています。> 再販制度が廃止されると、音楽用 CD はヒット CD を中心にディスカウントショップ等での客寄せのおとり商品となります。</p> <p>その結果、文化のアクセスポイントとして地域の音楽文化の維持・発展に貢献してきた最寄りレコード店は、このようなおとり販売には対抗できないため、閉店せざるを得なくなります。</p> <p>社会的弱者や多くの地域住民にとって、身近な最寄りレコード専門店が消滅していくことは、音楽文化の普及・発展の上で著しくマイナスとなり、日本の音楽文化の衰退をもたらすと考えます。</p> |
| 559 | <p>音楽CD再販売価格維持制度の見直しに断固反対致します</p> <p>音楽CDは文化的著作物である事は明確です 音楽クリエイターの育成の観点からもこれ以上のイジメはやめましょう。</p> |
| 560 | <p>知的財産推進部が本年6月に策定予定の「知的財産推進計画2006」に音楽用 CD の再販売価格の見直しの提言を盛り込もうとしている事に対し、断固反対します。</p> <p>現在の日本の状況を鑑みると、まだ著作権もきちんと守られていないような状況で再販価格を見直すというのは、時期早尚であると考えます。</p> <p>著作権を侵害した場合の罰則等がきちんと整備されてからでないと、もの作りの現場は安心できません。</p> |

| | |
|-----|--|
| 561 | <p>・レコードメーカーで働く者ですが、音楽配信やレンタル、CDR へのコピーの台頭により、常々この業界が低迷していると実感しております。それは弊社などのレコードメーカーだけでなく、物流センターなど音楽業界全てに言える事と思います。どこの会社も人件費を削る事を第一にしていると聞き、またそれを裏付けるような事を目の当たりに致します。弊社も例外ではなく、今のままでも非常に苦しい思いをしていますが、それを加速させるような法案を可決させようとする政府の姿勢に全く共感出来ませんし、神経を疑います。</p> <p>このままではアーティストが良い楽曲を作ったとしても人不足や資金不足で世の中にPR出来る機会が減り、衰退の一途を辿って行くと思います。</p> <p>本当に、この提言には断固反対します。</p> |
| 562 | <p>CD の再販制度は日本の隅々まで音楽文化を伝授し、ひいては日本の伝統的な音楽文化を守るためにも無くてはならないものである。これが廃止されれば、多くのレコード店で文化商材であるCDは消え去り、音楽家・レコードメカ等の音楽創作活動は疲弊するのは必至。</p> <p>文化立国としての日本の音楽文化は地に墮ちるしかない。将来に文化を残せない国を文化立国と呼ぶことはもはや出来ない。日本がそんな国になっていいのでしょうか…。</p> |
| 563 | <p>CD(レコード)の再販制度は必要です。</p> <p>CD(レコード)の再販制度が撤廃されると、他商品で総合的に利益をあげられる大型商業施設での安売り、オトリ販売により自由競争の限界を超えた過当競争になり、多くの中小CD店は廃業となります。</p> <p>近隣に大型商業施設がない地方の消費者はCDを購入する機会がなくなり、文化の地域格差を拡大してしまう事になります。</p> <p>また地方の音楽文化衰退の危機となるため、CD店(レコード)の再販制度は必要と考えます。</p> |
| 564 | <p>私は35年間にわたりレコード(CD)会社を中心に音楽業界で生きてまいりました。</p> <p>その間、主に歌謡曲の制作に携わってきてきましたがその経験から日本の音楽は再販制度があって創作、販売、再投資というサイクルが円滑に回ってきたように思われます。</p> <p>もし、ここで再販制度が外れるようなことになれば、店頭価格競争は激化し体力のない小売店は生き延びることができなくなり店頭カウンターは大幅減少が予想されます。</p> <p>それによりCD会社は売れ筋の作品のみを制作し、良いコンテンツを持ち良質な作品を地道に出し続ける会社は存続そのものが危うくなる可能性があります。</p> <p>また音楽のジャンルでいえば童謡、唱歌、子守唄、民謡、純邦楽のような伝統音楽、クラシック、懐メロ等々日本の文化ともいえる音楽がたくさんありますが、そのものの発売機会が閉ざされるおそれがでてきます。</p> <p>何かと殺伐になりゆく現代日本の社会のなかで豊かな感性の発露であり、ぎくしゃくする人間関係の緩衝材にもなりうる音楽文化の発展のためにもこのCD再販制度の存続を切望しております。</p> |
| 565 | CD再販維持制度について |

| | |
|-----|--|
| | <p>再販維持制度が撤廃になれば「買切」になるから、資金力・交渉力のあるチェーン店が優位な立場になるでしょう。値引を前提にした価格設定の商品もでてくる可能性が無いとはいえなくなるでしょう。高価格となって！</p> <p>また、地方に供給されなかったり、地方での価格は東京周辺に比べて高くなるでしょう。その為地元密着型の CD ショップの廃業が懸念されます。</p> <p>新譜中心の在庫になりことがさけられないでしょう。どこの店でも売れ筋商品が主流になり、その店独自の個性が無くなるでしょう。その CD 自体のサイクルも短期間になる傾向になり、拍車がかかることでしょう。</p> <p>例えばパソコンならオープン価格となり、ディスカウントされていきます。旧モデルの生産が止まっても新モデルで対応できるし、次々と進化した安いパソコン手に入ります。だが、CD ショップや本屋は「(アーティストや作家)のその CD(本)はもう置いてませんねー。新譜(新刊)が発売しているので、こちらで如何です？」と極端な話ですけど、こういわれる可能性もあるかもしれません。</p> <p>これがないからこちらという、代替えのきくジャンルやものではないのです。</p> <p>「買切」が繰り返されると、店サイドの仕入れが厳しくなり基準在庫(特にジャズ・クラシック、民俗音楽や伝統音楽等の文化的もの)カタログ商品が一番が疎外され易い状況になるでしょう。商品内容が単一化され、欲しい商品がどの店に行っても無いという状況になるでしょう。CD なんかは衝動買いが多いものでやはり店頭が無ければ買い控えになってしまいます。</p> <p>例えばある人がコンサートや TV で中南米民俗音楽に興味を持って CD を買いました。そしてそれがきっかけで中南米の打楽器に興味を持ち音大に進む。そしてその人が出演したコンサートや CD で興味を他の人が持ち CD を買いにいくということがなくなるでしょう。音楽文化・音楽環境がどんどん小さい窓口になっていってしまう気がします。</p> <p>再販維持制度は行く末の文化・環境を考慮し、先々バランスを考えてから進行しないとイケないと思います。バランス崩れてからでは遅すぎるので、慎重に、音楽産業全体見据えていかなければいけません。今後の世代に引継ぎものは沢山あると思います</p> |
| 566 | <p>再販制度は日本の音楽産業にとって大変重要であると思います。よってCD再販制度の存続を強く要望致します。</p> |
| 567 | <p>「音楽用CDにおける再販売価格維持制度の見直し」に反対します</p> <p>知的財産保護・推進の立場から、音楽用CDにおける再販売価格維持制度の見直しは音楽文化の創造・発展を阻害するものと考えております。</p> <p>知的財産推進計画2006におかれましても、この点につき充分ご検討いただければと存じまして意見させていただきます。</p> <p>その、理由としては以下のとおりです。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>・模倣品、海賊版に対する施策は評価できるが、再販制度廃止によるマイナス影響が大きいと思われる。</p> <p>・ゲーム業界が良い例だが、再販制度が無ければ発売直後に値崩れを起こし、作品創作力(意欲、機会)が低下することが大いに懸念される。</p> <p>・再販がなくなれば当然レコード会社は売りにくい作品を出してこなくなるわけで、ユーザーにとっては豊富な種類の商品の中から自分の聴きたい音楽を選択する機会が失われてしまう。価格の選択肢が優先されることによって生じる弊害は大きい。</p> <p>・レコード会社は新人を3年、5年かけて育成している。その新人から新しい音楽文化が生まれている。再販が撤廃されることにより、レコード会社が新人に投資できる基盤が失われてしまうことになれば、新しい才能を育む音楽文化創造のサイクルが喪失する。</p> <p>以上、宜しくお願い申し上げます。</p> |
| 568 | <p>知財戦略本部内のコンテンツ専門調査会で「CDの再販撤廃論」が論議され撤廃に向けての方向性が示されつつあるやに聞き及び、日本の音楽文化の行く末に危機感を抱いている。</p> <p>「なぜ、CDだけが…」との思いと「数少ないヒット曲の果実によって、ビジネスとしては成り立ち難い幅広いカタログ商品の品揃えをしているCD販売業界において、ヒット曲での利益確保を困難にする再販撤廃は業界の疲弊、強いては日本音楽文化の衰退を招くものであると思う。</p> |
| 569 | <p>再販売価格維持制度の撤廃を断固として反対致します。</p> <p>レコード(CD)の再販売価格維持制度が撤廃されると、アメリカのレコード店が崩壊したことと同様のことが日本でも起こりうるということです。つまり、全国展開する量販店や小売店が客を呼込む為のツールとして、またハード機器の販売を促進する為のツールとして、卸値を切る低価格での販売や無料配布などが考えられます。</p> <p>その結果、レコード専門店の経営を圧迫し縮小、減少すること。片寄った仕入による、特定商品しか流通しなくなること。商品数の縮小は、多種にわたる消費者の趣向を限定するものであり、豊かな音楽の提供を圧迫すると思われ、しいては音楽文化の貧弱化を招くこととなります。</p> <p>断固として、再販売価格維持制度の撤廃に反対致します。</p> |
| 570 | <p>私はレコード会社に勤めるものです。今回の知的財産推進計画において、音楽CDの再販制度が撤廃されるとお聞きしたので意見させていただきます。</p> <p>再販制度を撤廃すれば低価格の商品が増えて、消費者はCDを購入しやすくなるかもしれませんが、都市部での価格競争が地方に波及してしまい、地方の小売店にとっては大打撃になると思われます。そうすると地域によって音楽情報の格差が出来てしまい、音楽文化が衰退してしまうのではないかと危惧しております。</p> <p>また、最近では音楽の配信ビジネスが多様化して、どんどん楽曲の単価は下がる傾向にあるのは周知の事実です。それなのにCDの再販制度が撤廃されると、ますます音楽がビジネスとして成り立たなくなるのではないかと考えます。</p> |

| | |
|-----|--|
| | これらのことを踏まえ、今回の音楽 CD の再販制度撤廃には反対です。 |
| 571 | CD の再販制度についての意見があります。 音楽は重要な文化であり、全国津々浦々にて 購入しやすいように再販制度は維持されるべきだと思います |
| 572 | 音楽ソフトの再販制度に関してはこれを維持していただきたく思います。米国の友人などから話を聞くと、スーパーでの安売りがすごく、いわゆる客寄せパンダになっているとのこと。我々お客さんにとっては一見うらやましい状況ではありますが、ただ、こういった安売りにかかるのは当然ヒット作といわれる大量生産のもののみであり、こういった範疇に入らない良質な音楽の切捨てにならないかと危惧しております。安売り店はたとえ単品で利益が出なくても、来客者に他のものを買ってもらえば良いわけで、CD 専門店のみが扱うような、マニアックな音楽は聴けなくなると思うと、残念です。僕はジャズファンであまり売れない、でもとてもいい CD を探すのを趣味としています。そんな楽しみを奪わないでください。よろしくお願いします。 |
| 573 | 日本の音楽は文化である。文化と経済は同じ論点で語れない。日本の音楽を文化と見るか経済と見るかで全く違うが、日本の音楽は日本の文化であると考えれば再販制度は絶対必要です。再販制度が無くなると外国の音楽が今にも増して日本に氾濫し、それに対して徐々に国民は抵抗も無くなるでしょう。日本の音楽をもっと大切に育む環境が日本には絶対必要。 日本と外国の音楽では圧倒的に外国有利。そうってからではもう日本の音楽は蘇生しなくなる。良い悪いではなく日本の音楽文化を守るという観点が必要。 |
| 574 | 音楽用 CD の再販価格維持制度の見直しに反対します。 CD の再販制度がなくなると、レコード会社はヒット作品しか発売しなくなり、若者に人気があるポップス・ロック等偏ったジャンルしか発売されなくなり、さらにその中でもヒットが見込める限られたアーティストの物しか出回らなくなってしまう。 現在日本では多種多様な音楽が発売され、幅広い年代が楽しめる文化があるが、限られた作品しか発売されない市場になると、豊かな文化がなくなってしまう。 |
| 575 | CD 再販制度廃止に疑問 どの店でも同じ価格で今よりも安くが理想、「大量に売れるものだけが安く」ではなく 色々なジャンルにわたってよいものが継続的に手に入るよう考慮してもらいたい。再販制度は 知的商品にとって重要な要件であり、継続してもらいたい。 |
| 576 | 「日本の文化(音楽)を守る」その一言に尽きると思う。何故なら、再販を守る事により、幅広く音楽を楽しめるからである。再販が守られている事で、「演歌」「民謡」「童謡」等、売り上げに結びつかないジャンルが守られている。逆に言うと、再販が無くなれば、この手のジャンルは、間違いなく縮小するからである。「日本の音楽」が海外でも認知され始められている背景には、再販制度があったからだと思われる。あくまでの「文化を守る」観点から物事を判断しなければならない。日本のあるべき姿を考える議題ではないだろうか。 |
| 577 | 再販制度について、価値のある書籍や音楽で、実績のない作家の作品や需要の少ない作品が再販制度廃止に伴い、失われてしまう可能性がある。そうした価値ある文化を守るため、新 |

| | |
|-----|---|
| | 人作家の発表の場を失わないため、再販制度は存続してほしいと考えます。 |
| 578 | CDの再販制度は音楽創作という文化を守っていると考えます。 創作者のクリエイティビティーを妨げるような価格破壊を防ぐためにも、CDの再販制度は守られるべきであると思います。 |
| 579 | 私はいわゆるCDのコレクターですが、CDの再販制度の維持には賛成の立場です。 日本ではいろいろなジャンルのCDを安価に入手できますが、それは再販制度のおかげだと思っています。 もしも再販制度がなかったらすごくマイナーなジャンルのCDは入手がとても難しくなるかあるいは価格が高くなってしまおうと思うからです。 数百枚や数千枚しか売れないようなCDでも安い価格で買えるというのは素晴らしいことです。 我々のようなマイナージャンルのCDを求めるもののためにもCDの再販制度の維持を強く希望します。 |
| 580 | 私は「知財推進計画2006」において知的財産戦略本部デジタルコンテンツ・ワーキンググループが出した「音楽CDにおける再販売価格維持制度見直しについて、反対です。レコード再販制度が撤廃されると、70年代に同じようなことをおこなった英国や独・仏でもそうだと聞いていますが、当然店頭価格競争が始まり、たくさんのショップが廃業に追い込まれるでしょう。また音楽家たちも有名な方は以外は在庫リスクが生じるためなかなか店頭に置かれることがなく、才能があっても無名な音楽家は日常生活でさえ、脅かされていくでしょう。音楽は文化です。決して物ではありません。文化を広めていくこと自体を意味のない価格競争に巻き込んで本当にいいのでしょうか？もう一度ぜひ考え直すことは出来ないのでしょうか？ |
| 581 | 私は反対です。 音楽CD等「文化」を安売りすることは長い目で見れば大きな損失となるはずで、日本の「文化」は世界からも現在注目を集めている中で、その「文化」も損失していく事は日本の国力をも脅かすこととなると思われま |
| 582 | CDの再販問題についての意見です。音楽文化、音楽業界、CD流通業者等々を守るためには再販制度の維持が必要と考えます。米国の例を見ても、売れ筋のCDだけを廉価で販売することが可能となると、中小のレコード店は資本の大きな量販店に適いません。また、それに伴い販売力のある量販店はレコード会社に対し、仕切り価格の下げを当然要求するでしょう。レコード会社の収益は圧迫され、新人への投資や一部のマニア向けのジャンルに対する投資もできなくなると思います。健全な音楽文化を維持するためにも再販の維持は必須だと思います。 |
| 583 | 「CD再販制度の廃止について」・・・ 私はジャンルの純邦楽のCDを買うことが多い音楽愛好者です。 再販制度が廃止された場合、全てのジャンルの商品の価格が下がる、とは到底思えません。先日来日した国際レコード産業連盟のケネディ会長が「アメリカでは、売れ筋商品のみでカタログが出せなくなり、小規模のレコード会社はダメージを受けている」と発言されています。 |

| | |
|-----|--|
| | <p>同じような現実が日本でも起きる可能性は十二分にあります。「価格が高い」ならまだしも、「買いたいジャンルの商品が発売されない」事が懸念される以上、「再販制度の廃止」には絶対反対です。</p> |
| 584 | <p>音楽 CD の再販は維持してほしいです。ユーザの選択肢重視の競争主義の中では、文化の中に存在するいい意味での無駄は排除されます。文化は守るものです。政府の力で音楽文化を守ってください。</p> |
| 585 | <p>CD等が店頭で安売りされ、結果売れるものだけが大量に店舗にならびその結果、大衆から需要の少ない音楽を好む消費者にとっては音楽の選択の幅が狭まってしまうと思います。これは、音楽を愛するものにとっては非常に悲しむべき事です。 なので再販制度撤廃には断固反対します。</p> |
| 586 | <p>音楽CDは、雑誌・新聞等と同じ文化的著作物だと思います。 再販制度を撤廃することで、消費者にとって何の利益があるのか理解できません。 配信等で音楽はいろいろな形で手に取ることができるのに 今更この制度を撤廃しても何も変わらないと思います。 むしろ文化的著作物ひいては、今後それを創作するであろう人々に マイナスの影響を与えることは明らかですので、私は再販制度撤廃に反対です。</p> |
| 587 | <p>CD の再販見直しについてですが、クリエイターの収入の不安定化を少しでも防ぐために、反対します。</p> |
| 588 | <p>再販制度撤廃に反対です。 なぜ音楽CDが、その対象になるのかが分かりません。 現状に何か問題があるのでしょうか？ 日本の音楽マーケット自体は世界から見ても現在非常に大きな規模だと思えます。 再販を撤廃することでこれが、さらに大きくなることは考えにくいです。 この制度撤廃をすることは、文化を質より量で語ることとなります。</p> |
| 589 | <p>日本はもともと文化やスポーツが生活にどれだけ大切なものか、その意義を理解しておらず、「総論賛成、各論反対」の風土が根付いている。音楽も、「知的財産」として保護すべきと皆は語るけど、「安売り」大歓迎！！！！ 矛盾しています。アーティストが正当な活動、CD 販売で得た資金で新たな作品制作に頑張れる最低限の「防波堤」が再販制度の存続だと思います。「目先の買い易さ」に惑わされ、全てを失う「愚か」には反対です。</p> |
| 590 | <p>知的財産推進本部が検討している知的財産推進2006に音楽用 CD の再販売価格維持制度の見直しの提言を盛り込もうとしているのに反対です。 音楽文化は本などの活字文化と同じものと考えています。その根底を支えているのが再販売価格維持制度だと思います。この制度のもとで大衆音楽から伝統芸能までの多種多様な音楽 CD が私たち一般ユーザーのもとに届けられているものと信じています。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>以上なことから私は音楽用 CD の再販売価格維持制度の見直しの提言を盛り込もう としているのに断固反対します。</p> |
| 591 | <p>「知的財産推進計画 2006」の策定に向けての意見</p> <p>「音楽用 CD を再販売価格維持制度の対象から除外すること」に反対する。 わが国においては、この制度を維持することが「コンテンツの創造、保護、活用」というサイクルを実現することになる。</p> <p>2006年2月24日付「知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針について」を読み、今後の施行方針の(2)重点項目には記載されていないが、知的財産戦略本部のコンテンツ専門部会の2月20日付(2月24日知的財産戦略推進本部会合で報告)「デジタルコンテンツの振興戦略」と題する報告書では、音楽用 CD 等の再販売価格維持制度につき「音楽用 CD については再販売価格維持制度の対象から除外することを検討する。」とあるが、このことはわが国の多種多様な趣味嗜好を持つ音楽愛好家の選択肢を根本から摘み取ってしまうことであり、このような政策はわが国の音楽文化の多様性を否定し、知財立国を目指すわが国自らが、基本的に国民が享受すべき文化を奪い去ってしまうこととなるものであり、国の知財戦略として決してとるべき戦略ではない。</p> <p>よって「知的財産推進計画 2006」の策定にあたり「音楽用 CD については再販売価格維持制度の対象から除外することを検討する。」という事柄を盛り込むことには断固として反対する。</p> <p>以上</p> |
| 592 | <p>CDの再販制度が撤廃されたならば一部の音楽しか残らなくなってしまいます。 もし、そのような事になれば日本独自のすばらしい音楽は衰退の一途をたどることになるでしょう。それはとても悲しい事です。 日本の音楽文化が衰退するような政策には断固反対します。</p> |
| 593 | <p>レコードの再販制度</p> <p>上記に関して、この制度をこれから先も維持して頂きたいと思います。 再販制度によって現在の同一価格が保たれており、今の時代ネット配信等でデジタル化されてきていますが、本当に音楽が好きな人は音楽を【カタチ】に残したいのです。 触れることが可能な CD は、必要なのです！ 私は地方に住んでおりますが、簡単にレコード店で購入できない現実なんて考えられません。再販制度の崩落による過度な価格競争は、日本経済にも影響を与えるのではないかと危惧しております。</p> |
| 594 | <p>知的財産推進本部が検討している知的財産推進2006に音楽用 CD の再販売価格維持制度の見直しの提言を盛り込もうとしているのに反対です。 そんなことになったら自分の欲しい CD が買えなくなってしまいます。いわゆる流行しているヒットチャートものではなくて、マニアックな CD ばかりを買っています。 再販制度がなくなると CD の価格が需要と供給、売れるか売れないか等の消費財のような</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>製品ばかりが世の中にあふれ、自分が欲しいと思う CD は値段が高くて高校生のような自分では手にはいらなくなってしまいそうです。</p> <p>音楽は文化です。文化を守るためにも断固音楽用 CD の再販売価格維持制度の見直しの提言を盛り込もうとしているのに反対です。</p> |
| 595 | <p>音楽CDの再販制度廃止には絶対反対いたします。</p> <p>日本の音楽文化発展のためには書籍以上に再販制度が必要です。</p> <p>是非とも日本独自のこの素晴らしい制度の存続を望みます。</p> |
| 596 | <p>音楽CD再販制度の廃止に反対します。</p> <p>マイナーな音楽はマイナーとして存在すべきものであり、再販制度の廃止によって切り捨てられるものではありません。日本の文化を守るためにも再販制度は維持すべきと思います。</p> |
| 597 | <p>CDの再販売価格維持制度の撤廃に反対します。音楽は文化です、制作者及び頒布者の文化財産を維持する行為を蔑ろにする本答申案は、知財大国を目指すというコンセプトから逸脱しています。なぜ新聞や書籍とCD(そもそもパッケージ形態を限定する公正取引委員会も不可思議)が同一線上で語られないのか。音楽は文化では無いと言っているのと同じなのではないだろうか。このような枝葉末節とも思える答申案作りは余りにも唐突であり、本来進むべき知的財産推進計画の本道を見失うことになり兼ねないと進言いたします。</p> |
| 598 | <p>音楽CDの再販制度について 新たな論理を構築して、さらに維持推進することを国家方針としていただきたい。</p> <p>「日本のCDは高過ぎる」との素朴な反応から多くの消費者が再販制度撤廃を唱え、その意見が多数寄せられるかと推察しますが、知財推進本部におかれましては、あくまでも「日本のコンテンツの保護と普及」という重要な戦略立案の責務の観点をお忘れなく、冷静に対応していただきたいと思っております。</p> <p>知財推進戦略の役割は、国内市場の経済的調整にあるのではなく、いかにわが国のコンテンツを世界市場へ導くかであって、仮にその為には国内市場の整備が先行するとの考えから「再販制度から音楽CDを除く」との政策を盛り込む方針となっているのであれば、その根拠を示さなければなりません。実は、再販制度と知財推進戦略とは関係性の薄い問題として冷静に考える必要があると考えます。</p> <p>たしかに、知財立国実現のための取り組み方針の(1)では「ユーザーの視点を考えた政策」があげられていますが、ここで言う「ユーザーの視点」とは著作物の流通商品についての価格に対する視点ではなく、広くわが国のコンテンツ制作者が私たちユーザーに対してよりレベルの高い「質」を提供できる環境はどうあるべきかの視点ではないでしょうか。ユーザーがすべて商品の値段に関心があるわけではありません。むしろ、コンテンツの質に対してこそ関心を示すのが真の音楽愛好ユーザーです。その声に耳を傾ける姿勢こそ、国家の文化戦略、政策立案の要ではないでしょうか。</p> |

ともすると、すべてお金の問題に収斂してしまう現在の風潮に文化の問題も包摂されてしまうのでしょうか。残念です。著作権等の権利問題も、本来の芸術創造者の尊厳というよりも、「いかに安く、いかに簡単に」利用することにのみ議論が上滑りしている状況があります。それがために、知財推進戦略と再販制の本来の精神までも混同して語られてしまっています。なぜ、知財推進本部が再販制を問題にするのかわかりません。さらに、「輸入権と再販制の二重の保護」への批判など、文化政策の本質を見失った意見もまことしやかにまかり通っています。なぜ、知財推進本部が再販制度を問題にしなければならないのかという素朴な疑問が解けません。

一方で、たまたま著作権者等の利益と重なるために、権利者団体等も、音楽文化の多様性のためとはいいいながら、「経済基盤」の維持の次元に過ぎないレベルでの意見しか見つけられず、それが一般消費者のヒステリックな反発を呼んでいるものです。権利者団体が自信をもって、わが国独自の文化政策のクオータであるこの制度に誇りをもつためには、国際的に評価の高いわが国の現代音楽や稀少な音楽分野の普及や発展に関してどれほどの努力を払って来たのか、あるいは再販制度によってどれほど世界に発信し得たかについて語るべき実態を失いつつあること、さらには、再販制度が「売れるか、売れないか」だけの音楽業界の傾向の中で、「売れなかった作品の担保」に過ぎないようにしか見えないことから、一般消費者からの撤廃論理を自ら後押ししているにいたっている一面もあります。

少なくとも、武満徹氏の作品は、再販制度があろうとなかろうと、永遠にわが国民の誇りとして残るでしょう。実際に再販制度があったために、その作品の集大成CDも手に入れることができているのですが、果たしてこの制度の貢献によるものであると実感しているユーザーはどれほどいるのでしょうか。再販制度の貢献が目に見えないのです。

再販制度の維持は今後も必要であり、ジャンル等によっては、さらに厳しく拡大すべきであると考えます。なぜなら、レコード会社等をはじめとする音楽提供者側が、再販制度によって受ける恩恵をもう一度見直し、今後は是非、現代音楽など世界に誇る音楽文化への普及や市場開拓、プロモートに力を入れて欲しいからです。さらに、再販制度の貢献を「目に見えるかたち」で一般の理解を得るためには、クラシックや現代音楽、純邦楽などのCDをほとんど取り扱わないレコード会社の製品には再販制度を認めない、あるいは年間の発売タイトル数などの義務付け等、「新たな再販制度の論理」を構築することで、本来の制度の意味を生き生きと蘇らせることこそ、知財推進の本道ではないでしょうか。

現在、その商業的利益追求を本筋とするポピュラーソングのジャンルにおいては公

| | |
|-----|---|
| | <p>取委が言っているように、すでに弾力的な扱いが進んでおり、さらに強い指導すれば足りることです。</p> <p>あえて「世界に類をみない」と言われる再販制度は、廃止することなく、新たな論理を構築し直し、一般ユーザが「そうか、そんな優れた作品があったのか」、「そのために再販制度があったのか」、「日本という小さな市場でこんな音楽が提供してもらえる環境があることの幸せ」を世界の手本として誇れる制度として復権させるべきだと思います。</p> <p>再販制度のない国でも、自国のコンテンツを保護するためにさまざまなクォータをかけています。すくなくとも、わが国はなんら他国のコンテンツの流通に制限はありません。この再販制度による自国民の負担で、質の高いコンテンツを世界に提供することを理想としてかかげることこそ、クールジャパンの国家方針としてあるべき姿ではないでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">以上</p> |
| 599 | <p>えつ！音楽用CDの再販売価格維持制度の見直だって、音楽という文化を守るためにある制度を見直すなんて考えられません。もし、再販売価格維持制度なくなると、売れるいわゆるヒットするものは安くなるかもしれない。しかし、再販売価格維持制度によって守られている多種多様なジャンルの音楽CDが市場に流通しなくなってしまう危険性を多分に秘めていると思います。世界で2番目に音楽CDが売れている国の制度をみなす理由がわかりません。日本の音楽文化を破壊する再販売価格維持制度の見直しには断固反対します。</p> |
| 600 | <p>今回の「2006」推進計画の中で、音楽用CDの再販維持制度の見直しが提言させているとのことですが、なぜ音楽用CDだけが見直しなのか理解できません。この制度は全国どこでも、安心して多種多様な音楽CDが、長期間できる条件を作り出しているものです。</p> <p>CDがアメリカのように、ウォルマートのようなディスカウンターに集約されて、ヒットチャート中心の荒れた市場に任されているいいものなのでしょうか。CDもいろいろな価格で発売されているし、日本のほうが安いものも多いことを、見なおし提言者はご存知なのだろうか。</p> |
| 601 | <p>音楽用CDの再販売価格維持制度の見直しの提言を盛り込もうとしているのに反対します。私は再販売価格維持制度によって音楽を創造している作詞家、作曲家の著作権が守られているとおもいます。返品がなくなるとどうやって作詞家、作曲家の著作権を守っていくのでしょうか？ 以上なことから私は音楽用CDの再販売価格維持制度の見直しの提言を盛り込もうとしているのに断固反対します。</p> |
| 602 | <p>今回の音楽用CDの再販維持制度見なおし提言に対し、絶対反対です。</p> <p>日本のレコード店と海外のレコード店の違いは商品の豊富さです。圧倒的に日本のCD商品のカタログ数は他国を圧倒しています。また販売期間も長期に亘っています。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>また全国どこでも同一価格で供給され、専門店なら店頭になくても翌日には店頭に届くのは素晴らしいことです。</p> |
| 603 | <p>「価格についても幅広い選択肢の中から…」という提言ですが、再販が無くなればレコード会社が売りやすいCDしか販売しなくなってしまうと思われます。また、売りづらいCDの価格が上昇する可能性も出てきます。一般ユーザの選択肢が減ってしまう事を危惧します。</p> |
| 604 | <p>私は音楽関係者の家族ですが、音楽用CDが今の制度で発売されていることに何の不満も不便も感じません。海外のローカル都市に留学したことがあります。商品アイテムの数が少なく、日本の同規模の店なら数倍の品揃えなのにと感じました。</p> <p>このごろCD価格もずいぶん安く発売されているし、レンタルもあるのでうまく使い分けられます。本の世界と全く同じなのになぜ？と思います。</p> |
| 605 | <p>私は大の音楽ファンです。友人から今、CDの再販制度の見なおし提言があることを知らされました。本や新聞が良くてなぜCDは見直されなくてはいけないの？という素朴な疑問です。みなこれらは国民の文化生活には欠かせないものです。この制度に対し、別に何の不満もありません。こんなにいろいろなCD(あまり売れなさそうな地味なものまで)が楽しめるのは日本だけではないでしょうか。またCDレンタルや輸入盤も買えるし、国内版は配信もあるし、選択肢は豊富です。これはこれでいいのではないのでしょうか。</p> |
| 606 | <p>作詞、作曲をする方達の環境を守る為にも再販制度は重要だと思います。</p> |
| 607 | <p>「私は再販制度の撤廃に反対です。」</p> <p><理由:音楽家の活動の維持が困難になります。></p> <p>再販制度が廃止されると、販売店での価格競争が激化し、ヒット商品だけに力が注がれるようになります。</p> <p>その結果、新人作家・実演家の育成や現在ヒットに恵まれていない作家・実演家の創作活動・演奏活動や生活も困難となり、わが国独特の音楽文化が荒廃・衰退すると危惧されます。</p> <p>作家・実演家の多くのライブ活動やマスメディアでの活動も、音楽CD等を先ず発売することで社会的にその存在が広まり、可能となっているのです。</p> |
| 608 | <p>主人がレコード会社勤務です。知的財産推進計画の政策が決まると販売店が経営不振になり新人アーティストの発表場所が少なくなるのではないのでしょうか？音楽を選択するには多くの楽曲から選択したいです。購入者にとっては価格が安くなるに越した事がないと思いますが、好みのCDをできるお店が少なくなることは業界にとってデメリットだと思います。業界の縮小はレコード会社の存続も危ぶまれ、大きな範囲で妻として家族の生活等までの死活問題になりかねないと思います。運転をしない私にとって、自宅近くのレコード店が続々と閉店することは寂しいことです。</p> |
| 609 | <p>CDの定価販売が問題になっているようですが、</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>魅力的なコンテンツを創造する源泉であるクリエイターが、より適正なリターンを得ることができるようにするとともに、潜在的な才能が顕在化する仕組みづくりを進めるという意味では、逆行していると思われます。</p> <p>最近、定価販売ではないDVDが、極端な低価格になり、私の娘も、「そのうち安くなるんだから、すぐにDVDを買う必要はない」という始末で、私の好きな映画の価値が全体的に下がってしまっているようで、残念でなりません。産業としても停滞期に入ったと記事で読みました。</p> <p>CDもその道を辿り、新人アーティストがだんだん出にくくなってきてしまうのではないかと、一ファンとして心配です。</p> <p>本も同じなのですが、結果的にそれなりの価格で、日本初のエンターテインメントが入手出来るのは、定価販売によって、作品製作の環境が保護されているからだと思います。</p> <p>このままで低価格をよしという方向で行けば、洋楽のみの自国投資のない作品のみで埋め尽くされそうな嫌な予感がします。</p> |
| 610 | 音楽用CDの再販制度の見直しに絶対反対する!! |
| 611 | 現在の音楽創造サイクルを壊さない為に、CD再販制度の維持には賛成です。 |
| 612 | <p>CD再販制度維持に大賛成！</p> <p>理由：無謀な価格競争を助長するだけ。</p> <p>日本の音楽文化を守れなくなる。</p> |
| 613 | <p>再販売価格維持制度はどうなるのでしょうか。競争力を高めることも重要ですが、全国どこでも同じ価格でCDなどを購入できる現状を維持していただきたいです。</p> <p>音楽家の利益を守る上でも再販売価格維持制度は必要であると思います。</p> |
| 614 | <p>民謡を愛している者です。CDの再販制度が撤廃されると聞きましたが、撤廃される事により、何万枚と売れるものではないと思いますので、レコード会社で制作されなくなると、困りますので反対します。</p> |
| 615 | <p>CD再販の撤廃を行なう事により、安売りと売れ筋商品のみをショップは扱うようになり、音楽ユーザーが求めるさまざまなジャンルの作品が店頭から消え、ひいては小売業の衰退を招くのではと思います。</p> |
| 616 | <p>書籍はもちろんですがCDについても再販制度の維持を強く望みます。先日のPSEマークの中古(ビンテージ)楽器等の除外騒ぎの折にも痛感しましたが、CDについては一部のマニアックなジャンル作品の価格高騰の恐れもあり、正常な音楽文化の発展を阻害する大きな要因になりかねません。</p> |
| 617 | 再販維持について |

| | |
|-----|--|
| | CDは再販維持が必要と考える。現在、維持しているため適正さがたもられて要るため。 |
| 618 | 私はミュージックビジネスに従事する者であります。我が国では再販制度の維持により、他国では有り得ない程の充実した音楽作品が発売され、売れ筋商品ばかりでなく幅広い芸術作品まで網羅した商品群を発売出来ております。芸術文化国家としての根幹であるこの制度を、是非維持して戴きたいとお願い致します。 |
| 619 | <p>CD再販を撤廃することは慎重に検討する必要があると私は思います。比較的売り上げの少ない純音楽(民謡等々)や童謡、クラシック等文化的価値の高いレコードが発売されにくくなり、売れ筋商品だけの販売に偏ることによって消費者の音楽文化の選択をより狭くしてしまう恐れがある。また、新人アーティストなどの参入が難しくなることも予想され、日本の音楽文化の衰退も考えられるのではないかと。</p> <p>レコード店においても、再販が撤廃されることにより資金力のある大型チェーン店が仕入価格に近い価格での販売することが予想されるので、価格競争が発生し、中小レコード店では、廃業・弊店が増大することが予想される。その事によって、消費者にも近場でレコードを手にする機会がなくなり、地方の消費者ほど音楽に触れる機会を失い、文化の地域格差が起こると思います。</p> |
| 620 | 自由競争の限界、中小レコードショップの廃業、地方における消費者の購入店の減少等文化の地域格差に多大な影響を与えます。再販存続は必要であります。 |
| 621 | <p>知財戦略本部内のコンテンツ専門調査会でCDの再販撤廃論が再び論議され撤廃に向けての方向性が示されつつあるとに聞き、日本の音楽文化の行く末に強く危機感を抱いている。</p> <p>「なぜ、CDだけがなの？政治的判断の犠牲にされるのか？」不当な感が否めません。</p> <p>成り立ち難い幅広いカタログ商品の品揃えをしているCD販売業界において、ヒット曲での利益確保を困難にする再販撤廃は業界の疲弊、強いては日本音楽文化の衰退を招くものであると思う。</p> <p>再販については、撤廃、存続いずれにせよ万人が納得できる明確な判断基準を指し示していただきたい。不明朗な政治的決着は長期的に見て、わが国の利益を著しく損なう恐れがあります。</p> <p>指導的立場の方は国益を踏まえ、正しい判断をされる事を強く望みます。</p> |
| 622 | <p>知財戦略本部内のコンテンツ専門調査会で「CDの再販撤廃論」が論議され撤廃に向けての方向性が示されつつあるやに聞き及び、日本の音楽文化の行く末に危機感を抱いている。</p> <p>「なぜ、CDだけが…」との思いと「数少ないヒット曲の果実によって、ビジネスとしては成り立ち難い幅広いカタログ商品の品揃えをしているCD販売業界において、ヒット曲での利益確保を困難にする再販撤廃は業界の疲弊、強いては日本音楽文化の衰退を招くと思う。</p> |
| 623 | <p>再販制度が撤廃されると、ヒット商品のみが安く・多量に市場に出回ることになり、少数ファンで支えられているアーティストの商品をレコード店で手に入れるのが難しくなり、インターネット等を使用できない人々は購入を諦めてしまうこ</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>とになりかねません。また、このような少数購買層を主な顧客としているレコード店(特に演歌等)などは、経営を維持できなくなる恐れがあります。また、新人や成長段階のアーティスト及び希少価値の高いアーティストのレコード制作を行なうレコード会社の存亡にも大きく影響します。こういった一連の流れはモノカルチャーを生み出し、バラエティに富む洗練された日本文化の退廃をきたすものと考えます。</p> |
| 624 | <p>CDの再販撤廃についてなぜ、CDだけが再販撤廃なのかとヒット曲によつて、ビジネスとして多くの問題(カタログ商品の品揃えをしているCD販売業界において、ヒット曲での利益確保を困難にする等)強いては日本音楽文化の衰退を招くものである。</p> |
| 625 | <p>CD再販が撤廃に向かっている事について、危機感を抱いています。業界利益の問題ではなく、日本の音楽文化の衰退に繋がる問題であると考えております。</p> |
| 626 | <p>音楽が好きなものにとって再販をはずすということは一見CDが安く買えるようになり喜ばしいことのように思えますが、よく考えてみるとそれによりいいものを追求するというより安くできるものの方を優先したり、本当に聞きたい物とかファン層が少ないものなどを排除してしまうようになると思います。世の中何でも儲かるほうへと動きがちですが、文化的な事に関してはもっと保護する方向を考えてもいいのではないのでしょうか。</p> |
| 627 | <p>CD時限再販制度の維持を求めます。 日本は音楽CDの大半が邦楽作品で占められており、再販制度がなくなると国内音楽産業及び音楽文化が危機的状況に陥ることは必至と思われる</p> |
| 628 | <p>CD再販の撤廃に関して</p> <p>音楽ソフトを制作・宣伝する立場にありながら同時に音楽を愛するリスナーの一人としても再販問題は慎重な検討が必要だと感じております。</p> <p>配信を中心としたリスニングスタイルやユーザーニーズの激しい変革期だからこそ忘れられがちな既存のパッケージの魅力を適正な価格でリスナーに届けたい。 小規模ながら良質な音楽活動を展開している表現者にとっても大きな問題であるはずです。</p> <p>PSEのような混乱の無いように十分なりサーチと検証を願います。</p> |
| 629 | <p>再販制度が撤廃されるのでは？と新聞で読みました。音楽を愛するユーザーとしてとても複雑な思いがあります。再販が撤廃し定価が店舗により異なると、同じCD</p> |

| | |
|-----|---|
| | しか店頭におかれないうになり、やがては店舗も少なくなると思います。私は店頭で実際に手をとって CD を購入したい。現在の日本の音楽産業を守っている再販制度を撤廃しないで下さい。撤廃反対！！ |
| 630 | <p>現在、九州のお店に関して外資系だらけのお店ばかりで地元のお店がほとんどなくなっている現状です。</p> <p>再販制度を廃止にするという事は地方のお店に大打撃を与えるという事で、手軽にお店で CD を買えなくなる現状になると思います。</p> <p>必ず再度検討して下さい！！</p> <p>宜しくお願いします。</p> |
| 631 | CDの再販制度に反対します。CDの価格競争になり、売れ筋の商品ばかりの販売になり、幅広い商品をレコード会社が提供できなくなります。 |
| 632 | <p>この度、新聞・雑誌・音楽(CD)等著作物の再販売価格維持制度の見直しを図られようとしていることを新聞紙上で知りました。</p> <p>一般の消費者としての単純な意見としては、競合会社の競争原理によって、全てにおいて安価で提供されるに越したことは無いのですが、果たしてそれで、今まで通りと変わることなく恩恵(価格のみではなく、身近なところでしかも、幅広い知識習得のためにも)が受けられるのかどうか、疑問を感じます。</p> <p>私個人も現在会社員として、少なからず著作物(著作権)等に関わる仕事をしておりますが、著作物を形にするということは、大きな労力(投資)を要し、全てのユーザーに、公平に手にすることを可能にすることがどれだけ大変なことか、身をもって経験しております。</p> <p>おそらく再販売価格が維持できない作品(商品)は、市場から消えざるをえない状況になるだろうと推測できます。</p> <p>著作物は知的財産として、国を挙げて保護すべきものなのではないでしょうか。</p> <p>未来に向けて沢山の著作物(知的財産)が身近な生活の中で生きていけることを願っております。</p> |
| 633 | CD再販制度について、再販制度は、地域的な偏在なく、流行にとらわれない多様な品揃えができる、また、多様な商品が制作されるためにも必要。 |
| 634 | <p>私は音楽用 CD に対する再販制度は撤廃に反対します。</p> <p><理由:文化的高い商品、つまり非常に知的な商品などのこれまでどおりの発売も困難となります。></p> <p>再販制度が廃止されると、レコード店は値引き競争に対応し、経営存続に必要な利幅維持のために必要なマージンの引き上げ要求をレコード会社に行うこととなります。レコード会社も、これに応じ、希望小売価格の引き上げを行わざるを得なくなります。ヒット曲が売上高構成比の過半数を占める実態から、それらが先ず値引き競争にさらされて業界体力は確実に弱体化します。レコード会社は、文化価値は高くても売</p> |

| | |
|-----|--|
| | れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。 |
| 635 | 新人の曲を聴くことが好きな自分にとってはデメリットが生じると思うので再販制度撤廃に反対します。 |
| 636 | 健全な音楽産業の発展には再販制度が必要不可欠です。再販制度の撤廃には反対です。 |
| 637 | CDの再販制度が崩れますと、売れるCDしか発売されなくなります。 売れるものが良いものとは限りません。良い音楽を聴く機会が減ってもいいのでしょうか。日本の文化水準が益々低下するということでしょうね。 |
| 638 | CDの再販制度撤廃に反対します。CDの価格競争になり、売れ筋の商品ばかりの販売になり、幅広い商品をレコード会社が提供できなくなります。(新人育成や JAZZ、クラシック、純邦楽等リリースに影響あり) |
| 639 | 音楽商品(CD)の再販制度撤廃に反対です。 音楽の文化的価値を尊重すべき。多様な著作物が、全国均一に容易に手に入る環境を維持することが大切です。競争原理や経済効率が最優先される状況になれば、はやり左右される均一な著作物しか主に流通されなくなり、音楽文化の多様性を損なう可能性が高いと思います。 |
| 640 | 再販制度の廃止に大反対です。 再販制度が無くなると音楽文化を小さくするようになる。 |
| 641 | 撤廃によって、一部のヒット商品ばかり扱うCDショップが増えることにより、幅広いジャンル、アーティストの作品を欲しているユーザーとしては、CDの再販制度を維持してほしい。 |
| 642 | 再販制度は音楽を愛する人間にとって有意義なものだと思います。全国同一価格がもたらす意義はとても大きなものであると思います。そこから生まれるであろう新しい日本の文化が今後の日本をより豊かなものにしてくれると確信します。 |
| 643 | 「私は音楽用CDにおける再販制度見直しに反対です。」 <理由:レコード専門店の多様な品揃えの維持が損なわれます。> 再販制度が廃止されると、値引き幅を考慮した現行よりも高いメーカー希望小売価格が設定されます。レコード店は仕入れを目先の売れ筋商品に絞ることになり、また、レコード会社も多種多様な売れにくい商品の生産が難しくなります。結果として、レコード店の品揃えが悪くなり、ユーザーは不利益を被ることになると思います。 |
| 644 | 「私は音楽用CDにおける再販制度見直しに反対です。」 <理由:レコード専門店の多様な品揃えの維持が損なわれます。> 再販制度が廃止されると、値引き幅を考慮した現行よりも高いメーカー希望小売価格が設定されます。レコード店は仕入れを目先の売れ筋商品に絞ることになり、また、レコード会社も多種多様な売れにくい商品の生産が難しくなります。結果として、レコード店の品揃えが悪くなり、ユーザーは不利益を被ることになると思います。 |
| 645 | 再販制度により文化が発展し、コンテンツ(著作物)の再生産が維持されている。 また、消費者は著作物を全国同一価格で容易に入手できる点において意味がある。 |

| | |
|-----|--|
| 646 | 書籍、CD等の再販制度は憲法上の教育の平等という意味にも深い関わりを持つ必要な制度です。無くさないでください。 |
| 647 | 再販制度は文化を守る最低限のラインだと思います。 書籍と同じく、店頭在庫等に影響が出てきます。 ヒット商品しか扱わないのなら、レコード店も今以上に淘汰されます。 特にクラシック、雅楽、演歌などの商品に、影響が出てきますし、 伝統文化を守ってほしいと思います。 |
| 648 | 断固反対です。音楽ソフトの再販見直しという大きな問題が生じれば、本当に大きな格差もお店によって生まれていき、体力あるお店でもカタログ商品の充実はなくなっていき、本当の音楽好きなかたへの娯楽の提供の場も減っていきます。 上記のことからも断固反対です。 |
| 649 | 再販売価格維持制度の見直しの提言が盛り込まれようとしていることに対し、反対致します。再販制度の撤廃により、価格競争の激化から作品自体を重んじられない状況が予想できると思います。音楽を愛する人が今までどおり純粋に音楽を楽しむことができる状況を確保できればと思います。 |
| 650 | 文化的著作物である音楽CD、新聞、書籍・雑誌の中で音楽CDのみ再販制度見直しが検討されることは、納得できません。再販制度の見直しに断固反対します。 |
| 651 | 音楽文化の衰退に繋がる「CDの再販制度撤廃」に反対致します。 |
| 652 | 再販制度について CD等著作物の再販制度の継続をお願いします。 CDについては、現在時限再販商品として、ほぼ新譜発売後6ヶ月を過ぎると非再販商品となっています。 それに伴い、大手CDSHOPでは、断続的に値引きセールを行っています。 もちろん価格的にはユーザーにとってはありがたいことではありますが 昨今の厳しい経済状況の上、大手CDSHOPの値引きセールに対抗できず、 昔から近隣にあった中小のレコード店が次々に閉店しています。 そのためCDを購入したい場合、今までより少し遠くの大型店まで買いに行かなくてはならないという不便な状況になっています。 また再販制度がなくなると売上見込みの小さい新人歌手が、地道な活動することがますます難しくなります。 ヒット商品とは呼べないものでも素晴らしい音楽がたくさんあります。 是非再販制度は継続していただきたいと思います。 |
| 653 | 店舗との友好的な関係を保ちながら、良い音楽、消費者の必要とする音楽を届けるためにも再 |

| | |
|-----|---|
| | <p>販制度の存続は必要です。再販制度撤廃により店頭での価格競争激化から、店頭在庫の減少と多様性が失われていくことは必至だと思われ、見直しに反対します。</p> |
| 654 | <p>再販制度見直しに反対です。</p> <p>再販制度の撤廃により価格競争が激化してしまうと、音楽を作る人たちの知的財産の価値が低下し、将来、音楽を職業として生きてゆこうと考えている子供たちへの夢を奪い兼ねない結果となるからです。</p> |
| 655 | <p>再販制度の見直しに断固反対致します。そもそも音楽用 CD だけが見直しの検討とはどういう見なのか納得しかねます。新聞、書籍・雑誌と同じく音楽も文化的著作物であるはずで、再販制度適用となれば日本の音楽文化そのものの衰退・崩壊を意味します。再販制度存続は絶対に必要であると考えます。</p> |
| 656 | <p>再販制度見直しについてですが、反対です。今現在CDの売上が落ちてきていて、閉店する店舗も非常に多くあります。これだけ配信が主流になっていたら仕方のないことなのかも知れませんが、音楽をパッケージとして購入することが楽しい人・新しい音楽を探している人・過去の作品、アーティストをさかのぼって聴く人と、音楽・伝統音楽など好きの人間としては、CDショップに足を運ぶだけで嬉しいはずで、そういった店舗が少なくなってしまうのでしょうか？関係のある老舗のCDショップのスタッフの方は、カタログ・再販などとても重宝しています。正直そのお店も売上はイイとは言えないと思いますが、そこのお店に通っている人は、そこのお店がなくなったら、絶対に困ります。これは自身をもって言えます。以上の理由があり、私は再販制度見直しを断固反対します。</p> |
| 657 | <p>音楽CDの再販制度が撤廃されてしまいますと、必ずお店側では価格競争が起こります。そうすると、メーカー側の立場として、売れる作品しか制作する事が出来ずに、作品の画一化が起こってしまう事態が予想されます。豊かな音楽が損なわれることは、日本の文化が貧しくなってしまうことに繋がるのではないのでしょうか。</p> |
| 658 | <p>知的財産推進計画2006においてCD再販制度の見直しが要項として盛り込まれることに断固として反対します。再販が撤廃されて価格競争に入ればますます売れるものにしか目が行かず発売されるタイトルも限られてきてしまう。音楽は文化であり世界の共通言語でもあるので様々な文化を継承していくことは大事な事であって一方的に制限されるものではない。自由化の流れの中に組み込むべき問題ではないはず。</p> |
| 659 | <p>音楽用CDの再販制度は絶対必要です。</p> <p>音楽用CDの再販制度は、これまで永きにわたり、大変重要な役割を果たして来ました。</p> <p>再販制度の下に、日本のレコード産業はクラシックやジャズをはじめ伝統音楽、民族音楽、</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>演歌、歌謡曲、ポップス、ロックなどなど幅広いジャンルの音楽を発売し、全ての音楽ファンに喜ばれ、そして世界にも類のない豊かな音楽文化を育てまいりました。</p> <p>万が一、再販制度が撤廃されたなら、まずはレコード店頭での価格競争が激化し、市場が混乱し、在庫は減り、今まで享受していた様々な音楽作品の多様性が失われます。</p> <p>特に過去発売した旧譜も店頭には在庫なくなり、音楽ファンは手に入れルことが出来なくなるでしょう。</p> <p>日本に於いては音楽用 CD の再販制度が適正に機能し、また弾力的運用にも大いに努力してきた結果、世界第2位の音楽市場が形成され、健全に稼動しております。</p> <p>このようなことを踏まえ、音楽用 CD の再販制度が今後も存続し、適正に機能することを切望します。</p> |
| 660 | <p>再販制度を擁護・維持致します。</p> <p>そうでないと町のレコード店が、次々につぶれ我々消費者は、遠くまで行かないとかえない。例えそこまで行っても、大型アーティスト物のみしか置いていない状況が予想される。店は、安売りの為のまとめ仕入れに、やっきになる。</p> <p>これからのアーティストなどは、間違いなく店頭に出る事は無い。</p> <p>日本の音楽文化は、終わってしまいます。</p> |
| 661 | <p>再販制度廃止に伴う、音楽文化の低下は想像以上のものだと考えます。</p> <p>現在、地場のお店や、日本の企業が苦戦している中外資系のお店が勢力を増し、消費者への影響力も強くなっています。</p> <p>そういう競争にも拍車がかかり、お店の事を思うばかりで音楽を届けていくという本来の勤めを逸脱したものとなっていくのではないのでしょうか？</p> <p>それにより、新人育成もままならず、既存の音楽を適切にお届けしていく事が困難になります。</p> <p>音楽、又はアーティストを「物」として扱われていく訳ですよね。</p> <p>価格競争により、アーティスト、音楽の価値を、日本人自ら下げていくようなものです。</p> <p>今の日本音楽文化は、再販制度により成り立っています。</p> <p>それが無くなるという事は、大きく言えば、音楽文化が衰退していく事も考えられます。</p> <p>絶対、反対です。</p> |

| | |
|-----|--|
| 662 | <p>再販売価格維持制度の見直しは、単なる商品価格規制の見直しではありません。再販売価格維持制度に支えられてきた音楽文化の衰退を意味します。再販売価格維持制度の見直し撤廃には、断固反対します。</p> |
| 663 | <p>「知的財産推進計画 2006」において音楽用 CD の再販売価格維持制度の見直し案が盛り込まれようとしていることに対し反対します。</p> <p>なぜなら販売店での価格競争が起こり、店頭カタログの多様性が失われていく可能性も考えられ、消費者の持つ様々な趣向に応えられる場が失われていくと考えられるからです。</p> |
| 664 | <p>音楽ソフト制作会社に勤務する者です。</p> <p>再販制度が撤廃されることによる音楽業界への影響は、多大なるものと考えられます。</p> <p>消費型の音楽が氾濫してしまっている現状で、世代を超えて後生歌い継がれるような優良な音楽を制作し広めてゆくのも私どもの使命だと思っております。</p> <p>しかし、企業としては売れるものを重点的に制作せざる得ない環境になってしまうでしょう。売れるもの、流行ってるものだけが制作・製造されるということは、販売され市場に流通する音楽ジャンルも偏ってしまう心配があります。</p> <p>シェアの大きい若年層に売れる音楽だけが世に出る環境になってしまうのは、今後の日本の音楽文化振興に繋がるのかどうか、疑問が残ります。</p> <p>売れているものだけがよい音楽とは限りません。</p> <p>制作側だけでなく、販売店への影響も多大なるものと考えられます。</p> <p>いわゆるレコード店だけの問題ではありませんが、量販店や大手スーパーなどの台頭により、地域に密着した小売店の存在も危ぶまれてしまうのではないかと考えられます。</p> <p>例えば大手ディスカウントショップなどが、仕入価格に近い金額で販売することがあれば、地域の小売店はそれに対抗して金額を同額で販売、もしくは定価で販売を行ったとしてもどちらにしろ売上低下に繋がってしまうのではないかと予想されます。</p> <p>インターネットで商品を購入したり、音楽をパソコンからダウンロードして聴いたりできる世代だけが音楽を聴くのではないのです。</p> <p>地域の小売店は大事な音楽情報発信源でもあるのです。</p> <p>その土地の音楽文化を担っていることもあるのです。</p> <p>一購買者としては、確かに1円でも安く買えるのは嬉しいとは思いますが、ただ、その店頭には並んだ商品が欲しいものかどうか、その代償としてさまざまなジャンルの音楽が流通されなくなってしまう可能性があるというのは悲しい限りです。</p> <p>CD再販制度撤廃に関しては、慎重にご検討下さい。私は反対です。</p> |
| 665 | <p>音楽 CD の再販制度は、新しいアーティストの活動や大衆音楽以外の幅広</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>い音楽家の活動をサポートしてきた大変意義ある制度であり、日本は、規模だけでなくそのバラエティの豊富さも世界に誇れる音楽市場を形成しています。消費者が幅ひろい選択肢を持ち、日本の音楽文化の豊かさをさせてきた、音楽CDの再販制度の維持を求めます。</p> |
| 666 | <p>STOP THE なんでも市場原理主義 ~ 再販制度撤廃反対！</p> |
| 667 | <p>音楽ソフト制作会社に勤務する者です。 再販制度が撤廃されることによる音楽業界への影響は、多大なるものと考えられます。</p> <p>消費型の音楽が氾濫してしまっている現状で、世代を超えて後生歌い継がれるような優良な音楽を制作し広めてゆくのも私どもの使命だと思っております。</p> <p>しかし、企業としては売れるものを重点的に制作せざる得ない環境になってしまうでしょう。売れるもの、流行ってるものだけが制作・製造されると言うことは、販売され市場に流通する音楽ジャンルも偏ってしまう心配があります。</p> <p>シェアの大きい若年層に売れる音楽だけが世に出る環境になってしまえば、今後の日本の音楽文化振興に繋がるのかどうか、疑問が残ります。</p> <p>売れているものだけがいい音楽とは限りません。</p> <p>制作側だけでなく、販売店への影響も多大なるものと考えられます。</p> <p>いわゆるレコード店だけの問題ではありませんが、量販店や大手スーパーなどの店頭により、地域に密着した小売店の存在も危ぶまれてしまうのではないかと考えられます。</p> <p>例えば大手ディスカウントショップなどが、仕入価格に近い金額で販売することがあれば、地域の小売店はそれに対抗して金額を同額で販売、もしくは定価で販売を行ったとしてもどちらにしろ売上低下に繋がってしまうのではないかと予想されます。</p> <p>インターネットで商品を購入したり、音楽をパソコンからダウンロードして聴いたりできる世代だけが音楽を聴くのではないのです。</p> <p>地域の小売店は大事な音楽情報発信源でもあるのです。</p> <p>その土地の音楽文化を担っていることもあるのです。</p> <p>一購買者としては、確かに1円でも安く買えるのは嬉しいとは思いますが、ただ、その店頭に並んだ商品が欲しいものかどうか。</p> <p>その代償としてさまざまなジャンルの音楽が流通されなくなってしまう可能性があるというのは悲しい限りです。</p> <p>CD再販制度撤廃に関しては、慎重にご検討下さい。私は反対です。</p> |
| 668 | <p>すでに音楽業界はコンテンツ配信に動き出しており、今後CDパッケージが大きく伸びる状況ではない。音楽の「聴き方」は過渡期にあり、今さらCD再販制度を廃止することは政治が業界の方向を決めることにもなりかねない。</p> |

| | |
|-----|--|
| 669 | <p>多種多様な音楽用 CD を選択する自由は、多種多様な音楽用 CD があるからこそ可能なことです。再販制度撤廃により店頭での価格競争激化から、店頭在庫の減少と多様性が失われていくことは想像に難くありません。実際に DVD ソフトが完全な価格競争によって本当に見たい映像作品が発売されない、また店頭から姿を消し、いわゆる大衆作品のみがスペースを占拠している事を見ても明らかです。豊かな音楽文化を享受するためにも、再販制度の存続は現時点では必要と思います。</p> |
| 670 | <p>「音楽用 CD における再販制度の見直し」に反対します。 (理由) 再販がなくなるとレコード会社は当然売りにくい作品、ヒットを狙えない作品を出さなくなると思われます。好きな音楽といっても人さまざまで、豊富な種類の作品から聴きたい音楽を選べるいまに比べ、その選択肢がどんどん狭まる恐れがあります。ヒット作品だけが音楽ではありません。いろいろなジャンルからいい音楽にめぐりあえることが楽しみなのです。再販制度があってこそ日本の音楽文化がこれからも発展していくと思っています。</p> |
| 671 | <p>日本の音楽文化がアメリカみたいになっていいんですか？メチャクチャですよ？アメリカの音楽文化は…！近年の大いなる失敗でしょう…。価格が安ければ音楽ソフトが売れる！とか、それが消費者のためになる！という考えは、大きな勘違いと 생각합니다。これまでの歴史上、文化遺産として残っているものは、作品内容のクォリティの高さが第一条件だと思います。音楽が大衆文化として根付いた現代でも、根本のところは変わらない筈。私たちも消費者を見て日々仕事をしておりますが、安易な作品提供は薦めておりません。近日中にもう一度、CD ショップや本屋さんに足を運んで見て下さい。購入してくれとは申しませんが、立ち読みや試聴するだけで結構です。消費者の視点で、何か気づかれることがあると思います。</p> |
| 672 | <p>今日の日本の音楽文化の発展は「再販制度」なくしては、あり得ないものだったと思う。ここ数年、配信等により、様々な形で音楽を手に入れる事が出来る様になったが、やはりパッケージあってのものだ。今後もより良い音楽を提供していく為には、制度の存続を切に願う。</p> |
| 673 | <p>再販撤廃により、値引き合戦に終始し、その結果販売店は粗利確保の為、ヒット物中心の品揃えしかできなくなる。よって販売店の画一化を招き、幅広い音楽ユーザーのニーズに対応できない為、再販制度撤廃に反対します。</p> |
| 674 | <p>日本の音楽文化カルチャーを維持発展させて行くうえで、再販制度は必要不可欠な制度です。再販撤廃には絶対反対です。</p> |
| 675 | <p>音楽は、人々のにとって、生活の中で必要なものだと思います。より良い音楽、消費者の必要とする音楽を届けるために、消費者が自分の好きな音楽をお見つけるためには再販制度の存続は必要だと思います。</p> |
| 676 | <p>音楽用 CD のみの再販制度見直しが検討されることは、納得できません。再販制度の見直しに反対します。</p> |

| | |
|-----|--|
| 677 | <p>時限再販制度撤廃に反対です。</p> <p>つまらない流行の音楽しか店頭には並ばなくなり、音楽文化の死滅です！</p> |
| 678 | <p>音楽 CD 再販撤廃に反対します。再販制度撤廃となると価格競争の激化や仕入れアイテム幅の縮小も予想され、中小レコード店の倒産や店頭在庫幅の縮小による、音楽ユーザーの購入選択の幅も縮小されると予想できます。伝統的な日本の音楽の継承や新しい音楽家の発掘や育成のためにも再販制度は維持すべき事です。</p> |
| 679 | <p>音楽は形のないもの。時には人の心、人生までも豊かにする無形の財産。音楽が歴史の一部を作ってきたと言っても過言ではない。</p> <p>確かに購入者側からすれば、再販制度の見直しにより今までより気軽に音楽に触れる機会が増えるだろう。その一方で制作側からすれば情熱を注いだ作品を電化製品のように大幅に値下げされる事により音楽を”作品”ではなく”製品”と見られているように感じるのではないか。この事は制作者側にも”売れる”音楽を作らねばといった影響を及ぼし、今後の音楽文化に変容をもたらす恐れがある気がしてならない。</p> <p>以上の点により再販制度の見直しに反対したい。これを機に書籍等にこれら見直し計画が及ばないように願いたい。</p> |
| 680 | <p>多種多様な個人の趣向に対し、音楽というものはとても大切なことだと自分は考えます。雰囲気や気分そのものを動かす「音楽」というものを作る人たちへの報酬が削減される法案には断固反対です。</p> <p>いま、音楽は生活の中でかけがえのないものになっております。</p> <p>今だけではなく、将来の人たちの心を動かす、「音楽」を価格競争で叩き売りしてよいのでしょうか？</p> <p>崇高な日本の将来を考えた国会ならば、将来の人材を育てること皆様の理想の政治を実現させるためにも人材育成は欠かせないと同じように、日本人に生まれて「夢」を持たせるのが「音楽」だと自分は考えます。著作権は、守られるべき将来の笑顔です！</p> |
| 681 | <p>CD 再販制度の廃止が言われていますが、たくさん売れる CD は下がるかも知れないが、自分の好きなクラシックの CD などはその反動で値上げとか？売られなくなるのではないかと心配です。</p> <p>音楽 CD に価格競争はあまり意味がないのではないのでしょうか？</p> <p>本が質の高い文芸書の類がさっぱり見られなくなってきている現状を見ると、先行き不安です。</p> |
| 682 | <p>日本は世界に類のない知的財産保護の伝統があります。かつてソフトは「口伝」によって守られてきました。音楽という著作物を守る「再販制度」の維持は日本の伝統そのものです。</p> |
| 683 | <p>大型店でのみ安く買えるとなると、自宅の近くに大型店がないので、非常に困る。</p> <p>第一、音楽は品質がなく、買う人間の嗜好性が反映されると思うので、欲しい CD が大量に売れるものなら安くなるが、欲しい CD がそこまでポピュラーではない場合は</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>価格が今の売れ筋 CD より高くなる等、不公平感が生まれると思う。つまり、音楽は価格競争になじまないと感じる。</p> |
| 684 | <p>再販制度について……………</p> <p>一個人の意見ですが、色々なジャンルの音楽が常に手に入るようにするために再販制度が維持されなければ、一部のヒット曲のみの世界になってしまうと思います。</p> |
| 685 | <p>人はそれぞれ、様々な感性を持っています。その一人一人が、自分の感性に見合った音楽に出会うためには、再販制度によって保たれている店頭の音楽 CD の種類の充実がなくてはならないと思います。音楽 CD は、聴覚に訴える音楽と、視覚に訴えるジャケット、二つの文化を兼ね備えています。そんなすばらしい文化を荒廃させかねない再販制度の見直しを断固反対致します。</p> |
| 686 | <p>当方レコードメーカーに勤める身ですが、CD の再販については絶対継続すべきと考えます。商品価格については消費者の意向に従って決まるべきというのは最もだとして消費者の身としては思います。が、音楽は紛れも無い文化であり先々貴重な文化財産として育成してゆかなければならないものです。</p> <p>小売はメーカーといった業界を守るという視点でなく、文化を担っている社会活動をしている人間の一人の視点から、この国が誇るべき文化遺産を全国どこでも共通の価格でお客様に提供できるというシステムのどこが悪いのか理解できません。</p> <p>宜しく願い致します。</p> |
| 687 | <p>このままの流れでCDの再販制度が撤廃されればCD販売店では確実に売上が見込める商品しか仕入れをしなくなるだろうから店頭での商品選択の幅が著しく狭くなると思われる。</p> <p>商品販売価格は下がるかもしれないが値下げ競争の様相になる公算も高い。</p> <p>CDは肉・魚・野菜などと違い音楽文化としての側面もあるので私は再販制度の撤廃に反対します。一部で言われている程、日本のCDの価格は決して高くとは思いません。CDの価値は価格だけで決まるものではなく、全国どこでも同一価格で幅広い種類のCDを入手できる再販制度は</p> <p>あるべきです。</p> |
| 688 | <p>現状の時限再販制度を維持することが望ましい。</p> <p>その理由として、幅広いソフトが安定的に地域格差、価格格差なく、国民が手にすることができるからだ。</p> |
| 689 | <p>好みの音楽、欲しいと思う CD がある時、最寄で入手可能であれば、自宅周辺、通勤途上など、出来るだけ便利に買い求めたいと思います。輸入盤はともかく、邦楽の新譜は価格差を気にしなくてよいことで、「どこで買おうか」ということにさほど迷わなくてよい状況であると思います。</p> <p>再販が無くなり、判断、決め手に「どこが安い」が加わり、「ぱっと買いたい」という気持ちに複雑な判断をしなくてはならないのは、少々水を差される思いがします。もちろん「安い方が</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>ありがたい」とは思いますが、今はこのままでいいように思います。</p> <p>別の見方ですが、消費者の利便という考え方が優先し、音楽、本来のテーマである「知的財産」について論じることと些か外れたところでの「再販論議」のようにも思え、正直寂しい気もします。</p> |
| 690 | <p>文化的著作物である音楽用 CD、新聞、書籍・雑誌の中にあつて、音楽用 CD のみの再販制度見直しが検討されることは、納得しかねるものです。再販制度の見直しに断固反対します。</p> <p>音楽という素晴らしい文化が人に社会に与える影響は無限大です。その一方でビジネスとして成り立っている事で、音楽という文化が維持されている側面もあります。</p> <p>ビジネスとしても維持される事が非常に難しくなるということは音楽という文化自体の衰退につながる危険性があります。再販制度見直しに断固反対致します。</p> |
| 691 | <p>レコード盤・音楽用テープ・音楽用CDの再販制度廃止案には反対です。</p> <p>再販制度が廃止された場合、価格が自由に設定され売れているアーティストなどの商品価格が下がれば、そこへ購入者は集中してしまいます。実績のない新人アーティスト等よりも低い価格で発売された場合、こういった新人アーティストの芽を潰してしまう可能性があります。</p> <p>そうなると、音楽業界全体が新しい音楽やアーティストを受け入れない、閉鎖的に業界となってしまいます。</p> <p>一人の音楽ユーザーとして、音楽の自由を守る為にも、再販制度は必要不可欠だと思います。</p> |
| 692 | <p>音楽は文化です。その制作には新人でもミリオンアーティストでも相当な労力とお金がかかります。再販制度が撤廃されればヒット曲しか巷に広がらない、荒廃した市場になることは火を見るより明らかです。</p> <p>豊かな音楽文化を守るため、再販制度の見直しには断固として反対します。</p> |
| 693 | <p>再販が撤廃されることで懸念されること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各ショップで価格競争がおこり、薄利多売されることで体力のある全国チェーン店では展開出来るが、特に地域密着型の個人店では閉店等が予想される。 2. メーカー側としてはよりよい物を提供していますが、ショップ側から見ると売れ筋商品中心の仕入となり、それに合わせメーカー側も売れ筋商品のリリースに偏る可能性が大きい。そうなると発売される商品が縮小され、過去多種多様ジャンル、アーティストを輩出した日本の音楽文化には悪い影響が出ることが予想される。 <p>以上のようなことで、再販撤廃に関しては慎重に対応していただきたいと思ひます。</p> |
| 694 | <p>私は音楽 CD における再販制度見直しに反対です</p> <p><理由:レコード専門店の多様な品揃えの維持が損なわれます></p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>再販制度が廃止されると、値引き幅を考慮した現行よりも高いメーカー希望小売価格が設定されます。レコード店は仕入れを目先の売れ筋商品に絞ることになり、また、レコード会社も多種多様な売れにくい商品の生産が難しくなります。結果として、レコード店の品揃えが悪くなり、ユーザーは不利益を被ることになると思います。</p> |
| 695 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。」 <理由:地域の最寄りレコード店は地域の音楽文化の普及・発展に貢献しています。> 再販制度が廃止されると、音楽用 CD はヒット CD を中心にディスカウントショップ等での客寄せのおとり商品となります。 その結果、文化のアクセスポイントとして地域の音楽文化の維持・発展に貢献してきた最寄りレコード店は、このようなおとり販売には対抗できないため、閉店せざるを得なくなります。 社会的弱者や多くの地域住民にとって、身近な最寄りレコード専門店が消滅していくことは、音楽文化の普及・発展の上で著しくマイナスとなり、日本の音楽文化の衰退をもたらすと考えます。</p> |
| 696 | <p>再販制度が廃止になった場合、どんなジャンルも全て価格が下がるのか疑問です。 売れ筋以外の CD は安くないのであれば無意味。</p> |
| 697 | <p>再販制度は維持すべきです。日本のどこに住んでいても同じ値段で CD を購入できるのは再販制度があるからです。購入者の居住地によって流通経費の違いなど価格差が出ることは良くないと考えます。</p> |
| 698 | <p>再販制度により、作る側そして購入する側がそれぞれに地域差や企業格差なくより活性化された形での音楽商品の創出により影響を与えていると思います。流行にとらわれないいろんな文化的意味(意義)での音楽商品の提供のためにも必要な制度だと考えます。</p> |
| 699 | <p>CD再販撤廃について</p> <p>当初、私は単純に CD が安くなるのであれば、大歓迎でありましたが</p> <p>「再販制度は日本の音楽産業にとって大変重要である。 アメリカではディスカウンターを中心に、CD が仕入より安く売られており、売れ筋商品のみでカタログが出せなくなり、小規模のレコード会社はダメージを受けている。日本は売上げの 75% が邦楽で占められ、再販がなくなると日本の音楽文化に投資できる環境ではなくなる。 アメリカ、イギリスの音楽は世界で売れるが、日本の音楽は国内中心で売られており、再販がなくなると大きなダメージを受ける。」</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>という記事を目にして、考え直しました。</p> <p>私がよく利用している駅前の小さなレコード店への打撃、 また、CDSHOPにおいても、ヒット曲CDしか在庫しなくなり コアユーザーが好むCD(浪曲 他など)のむCD(浪曲 他など)の かゆいところに手が届くようなCDが在庫されなくなったり</p> <p>販売されなくなってしまう。 という事を考えれば、再販撤廃は喜ばしいことではないですね。</p> |
| 700 | <p>ジャパニーズポップ等ヒット作品については、量販による価格の弾力性でユーザー還元される可能性あるが、ジャズやクラシックの好きな私にとっては、むしろ価格の上昇現象がおこるのではと危惧している。</p> |
| 701 | <p>再販の制度は、日本の誇る制度と考えていいと思います。世界の流れだけを考えるのではなく日本独自のソフトパワーをつけるための制度と考え、再販制度を守ってほしいと思います。</p> |
| 702 | <p>「私は音楽用CDにおける再販制度見直しに反対です。」 理由:地域の最寄りレコード店は地域の音楽文化の普及・発展に貢献しています。</p> <p>再販制度が廃止されると、音楽用CDはヒットCDを中心にディスカウントショップ等での客寄せのおとり商品となります。その結果、文化のアクセスポイントとして地域の音楽文化の維持・発展に貢献してきた最寄りレコード店は、このようなおとり販売には対抗できないため、閉店せざるを得なくなります。</p> <p>社会的弱者や多くの地域住民にとって、身近な最寄りレコード専門店が消滅していくことは、音楽文化の普及・発展の上で著しくマイナスとなり、日本の音楽文化の衰退をもたらすと考えます。</p> |
| 703 | <p>【意見】「音楽用CDにおける再販制度の見直し」に反対する</p> <p>音楽用CDの再販制度は、レコード会社が日本全国、同一の価格で多様なカタログを国民に提供する上で必要な制度であり、見直しにより対象から除外されるようなことになれば、国民の利益においても負の影響が生じることが懸念される。また、レコード会社では価格設定及び時限再販期間の短縮について弾力的運用に取り組んでおり、音楽用CDのみを取り上げて見直しの対象とする理由がない。</p> |
| 704 | <p>CDなどは、買う場所や店で価格が変わらず、全国一律が望ましい。 そうしないと、新人や新しい音楽が育たなくなるだろう。</p> <p>過去の名盤などはかなり安く手に入るようになっているし、</p> |

| | |
|-----|---|
| | 現状でも、問題ないのではないか |
| 705 | <p>伝統音楽や純邦楽等のCDは今でも手に入りづらい状況です。CD自体が安価になる事は賛成</p> <p>なのですが、それによって大切な音楽文化が縮小していかなければならないとするなら、再販の撤廃は、時期早尚だと思います。</p> |
| 706 | <p>日本は世界中の音楽ソフトを楽しむことの出来る世界一音楽文化の高い国であります。これは再販制度により音楽ソフト商品の価格が守られているからこそであり、もしこれが撤廃されれば、レコード会社はひとえに売れ筋の商品しか発売しなくなります。(発売できなくなります)これでは音楽性が素晴らしくても、たくさん売れないソフトなどは市場から消えてしまいます。このことひとつを取っても、日本の音楽文化維持の為に、再販制度撤廃には断固反対を致します。</p> |
| 707 | <p>販売店での店頭カタログの弱体化及び専門店の縮小防止のため再販制度の撤廃には、反対です。</p> |
| 708 | <p>「私は音楽用CDにおける再販制度の存続を希望します。」</p> <p><理由:レコード会社による発行企画の多様性が衰退します。></p> <p>再販制度が廃止されると、音楽用CDの店頭陳列機会の減少の結果、レコード会社は需要の限定されたジャンルの音楽用CDの発行企画はできなくなります。また、行過ぎた価格競争が始まり、レコード店が減少することから、レコードメーカーの経営も悪化します。レコードメーカーは安定的な収益が得られなくなり、多種多様な音楽用CDを発売できなくなります。</p> |
| 709 | <p>CDなどの再販制度の撤廃には反対です。</p> <p>昔から通っている近くのCDショップが閉店しました。</p> <p>薄利多売の大型ショップに対抗できなかったのでしょう。</p> <p>お店に無いCDでも取り寄せてくれていたCDショップが無くなって不便です。。結局、安売りは、自分の趣味趣向の広がりの方げになっている気がします。</p> |
| 710 | <p>音楽CDの再販売価格維持制度の見直しには反対です。音楽文化を維持し多種多様な音楽が結果的に一般消費者に提供されずらくなるからです。短期的には価格が低減し音楽CDが購入しやすくなるかもしれませんが、音楽をCD化する事が大変難しくなる、音楽文化の向上と普及のために音楽CDの再販売価格維持制度の見直しには断固反対致します。</p> |
| 711 | <p>再販制度の撤廃に反対します。再販制度の廃止により価格競争が進めば、消費者が平等に音楽文化を享受する機会が失われる恐れがあります。再販制度により安定してCDを供給をしていく事が、豊かな音楽文化と新たな音楽文化の発展と発信に繋がると思います。</p> |
| 712 | <p>再販制度は、日本の音楽産業にとって非常に重要な制度だと思います。</p> <p>世界で第二位の市場を誇る日本の音楽市場は、大半を邦楽によって占められており、小さな</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>インディーレーベルからも素晴らしいヒット曲が生まれています。もし、再販制度が撤廃されれば、若いアーティストや自由な発想をもった小さなレーベルが活躍できる場はなくなってしまうでしょう。</p> <p>日本の大切な文化のひとつである音楽産業が今後も再販制度によって維持されることを切に望みます。</p> |
| 713 | <p>「CDの再販撤廃」絶対反対です！日本の音楽文化を支えている大きな側面はこの再販制度ではないでしょうか！制度維持を強く要望します！</p> |
| 714 | <p>再販が撤廃されるとなると、売れ筋商品の発売はプライオリティの高い扱い、新人などの将来的展望で発掘されるものや、育成という意味合いで地道に掘りていくものなどがやりづらい環境になるのではないかと思われる。</p> <p>文化は毎日の積み重ねで構築されていくもの。夢をもって挑む若手には特に、最低限守ってやるべき事があると思う。</p> |
| 715 | <p>再販制度の必要性について申し上げます。</p> <p>結論から言うと音楽CDの再販制度は絶対に必要です。日本のレコード産業は演歌、ポップス、ロック、民族音楽、クラシック、Jazz等幅広いジャンルの音楽を発売し、すべての音楽ファンに喜ばれて来た訳です。</p> <p>そして、世界でも類のない豊かな音楽分化を育んできました。万が一、再販制度が撤廃されたなら、まずはレコード店頭での価格競争が激化し、市場が混乱、在庫は減り、今まで享受していた様々な音楽作品の多様性が失われます。この様なことを踏まえ、音楽用CDの再販制度の存続を切に願うものであります。</p> |
| 716 | <p>日本のCDの価格は決して高くはありません。CDの価値は価格だけで決まるものではなく、全国どこでも同一価格で幅広い種類のCDを入手できる再販制度はあるべきです。</p> |
| 717 | <p>CDなどの音楽ソフトについては、再販維持を希望します。</p> |
| 718 | <p>書籍、新聞だけ再販が維持されるのは変です。音楽も守るべきだと思います。</p> |
| 719 | <p>再販が撤廃される事により、ソフトメーカーにとってカタログ商品を出しにくい環境になる事が予想されます。音楽ソフトのジャンルの幅も狭まり、今後の日本の文化の幅も狭まることになる可能性が大きくなると思います。</p> |
| 720 | <p>「音楽用CDにおける再販売価格維持制度の見直し」に反対します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再販が外されれば、地方や中小のお店の経営が成り立たなくなる。私は駅前の小さな店でCDを購入する機会があり、そういった店は大型店と違った魅力がある事も忘れないで欲しい。 ・再販があるからCDは高いと言われているが、私はLP盤が2,500円の頃からレコードを購入していましたが、現在のCDの多くは3,000円で販売されてい |

| | |
|-----|--|
| | <p>ることを考えると、物価上昇に比べて決して高い価格だとは思わない。</p> <p>・今まで新聞、書籍と同様に音楽用CDも検討されていたと思うが、レコード業界は、弾力運用に積極的に取り組んでいたのに、音楽用CDのみ切り離して考える理由が理解できない。</p> |
| 721 | <p>多種多様の音楽の選択の自由を奪わない為にも「知的財産推進計画 2006」において、音楽用CDの再販売価格維持制度の見直しの提言が盛り込まれようとしていることに対し、断固として反対致します。</p> <p>日本だけで、そんな事が起きても混乱を招くと思われるし、これからも豊かな文化を育てて行く為にも再販制度は必要です。</p> |
| 722 | <p>レコードショップに行く楽しみは、色々な魅力を持った音楽と触れ合えることにあります。あまり売れないジャンルだからといって、供給が減ってしまうような事は、日本の音楽文化にとって望ましい状況ではないと思います。文化の維持には、それなりの仕組みや支援が必要ではないでしょうか。再販制度がCDの多様性を支えているのであれば、その撤廃には反対です。</p> |
| 723 | <p>音楽CDの再販売価格維持制度の見直しに対し、断固として反対致します。</p> <p>。音楽用CDというものは、単なる商品ではなく、今までの、そしてこれからの文化を創っていく為に必要なもののひとつであると思います。それは決して与えられるものではなく、人々が選び、また自ら創っていくものでなければ豊かな文化は生まれてこないのではないのでしょうか？再販制が撤廃されることにより、店頭での価格競争が起き、カタログの減少に繋がると考えられます。店頭にはいわゆるヒットCDを中心とした、多売できるCDしか残らず、消費者の選択肢はどんどん狭くなっていくと思います。豊かな文化の創造は豊かな人間性への発育に繋がっていくものだと考えます。“再販制”という制度をただの制度として考えるのではなく、その制度が担ってきた役割を今一度考え直し、豊かな文化を促進していける状況をみんなが作っていかねばならないと思います。以上のような観点から再販制の存続を希望します。</p> |
| 724 | <p>音楽CDの再販買価格維持制度の見直しに断固反対です。私は40年以上、珍しいクラシック、民俗音楽を愛好していますが、価格が維持されている現在でさえ、ほしいCDを見つけるのはとても困難です。たとえほしいCDを雑誌等で見つけたとしても店で「品切れです」「メーカー品切れです」と言われます。再販から外れるとなったら、探す前に日本のレコード会社は売れそうな商品だけを発売し、私のような音楽ファンは見捨てられることとなります。音楽は文化です。その貴重な文化を保護するのは国の責務だと思いますので、再販はずしには大反対です。</p> |
| 725 | <p>内閣官房知的財産戦略推進事務局御中</p> <p>～「知的財産推進計画2006」の策定に向けた意見を述べさせて戴きます～</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>・CD 再販制度自体の見直しを検討されているということですが、音楽リスナー・CD 購買者として、再販制度撤廃後の音楽市場がどのようになっていくのか非常に危惧しております。と言いますのも、現在も散見される家電量販店の DVD ソフト乱売(?) のようなイメージで、CD も扱われていくとするならば、レコードメーカーは売れ線集中の発売に偏り、希少なジャンル(JAZZ・クラシック・民俗音楽……)のアイテム発売が減少したり、ビジネスライクに切り捨てられる音楽が出てくるのでは? という懸念です。</p> <p>・薬を扱うディスカウントショップの値付けを見ますと、まさに1円でも安いという部分ばかり訴求する格好になっており、本来の効能や使用法などの本質部分が伝わってきません。音楽 CD もこのような値付けがされ陳列されていくとすると、中身の音楽そのもの、アーティストの個性などとは別の次元でリスナーを呼び込むための「商品」として扱われるのではないか。それは音楽文化そのものの地盤沈下を招くのではないか。</p> <p>色々心配です。</p> <p>・日本全国、同一の価格で購入できる、又、希少なアイテムも多少の時間待てば入手できる現在の制度・システムを今まで述べさせて頂いた理由により、是非とも存続して頂けることを切に望みます。</p> |
| 726 | <p>著作物であるCDは、商品の選択の幅を確保して全国どの地域でも平等に購入できることが、ユーザーが求めていることです。現在、その要求通りに、多くのCDが全国同一価格で安定してユーザーのもとに供給されているのは再販制度があるからと考えます。</p> |
| 727 | <p>音楽業界及び音楽文化の維持、発展のため、再販制度の存続を希望します。</p> |
| 728 | <p>音楽というものは、時代を映す鏡のひとつであり、音楽を聞くことによってその時代を思い出すという経験は、誰にでもあることだと思います。レコード会社はそれらの音楽を生み出す新人を長い時間をかけて育成しており、その新人から新しい音楽文化が作られ、私達消費者の生活を潤してくれています。再販が撤廃されることにより、レコード会社が新人に投資できる基盤が失われてしまうことになれば、新しい才能を育む音楽文化創造のサイクルが喪失し、日本文化の低迷を免れないと考えます。世界の先進といわれる国だからこそ、文化を保護し、生み出していくことは、大切なことだと思います。</p> <p>よって、必要とされるべき再販制度を撤廃することは、断固として反対致します。</p> |
| 729 | <p>今回、再販6品目のうち、音楽CDのみ対象外とする方針が出されていますが、なぜCDだけなのでしょう? 方針を出す時点で、他との差も含めた理由を明確にしていただかないと、消費者は混乱します。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>仮にCDが再販対象から外れた場合、一番心配なのは、現在出されているような多様なカタログは難しくなるのでは、ということです。再販により安定した還元が見込めることで新しい人材、売上は見込めないけれども確実なファンのいるジャンルへの投資が可能になっている部分もあるはずで、消費者のために再販を外す、という前提なのかもしれませんが、価格のみ安くなるものの、選択範囲が極度に狭くなってしまふ、売れ筋商品しか店頭にならなくなる、などの状況は、音楽ファンには耐え難いものです。日本における音楽文化の衰退に必ずつながると思います。</p> |
| 730 | <p>音楽を幅広く普及することが日本の国にとっても大変重要なことであり、そのために再販制度は絶対必要である。</p> |
| 731 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度の存続を希望します。」</p> <p>再販制度が廃止されると、国民の誰もが CD 等を同一価格で購入できなくなり、文化享受に不公平が生じます。邦楽や詩吟等の伝統音楽などは販売店にならなくなり、売れ筋のヒット商品のみを品揃えするようになります。また、資本力の強い販売店のみが価格をコントロールし他の販売店が淘汰されることにより、消費者にも不便が生じることが予想されます。</p> <p>また、作曲家や作詞家の主な収入は印税ですが、その印税の大きなシェアを占めているのは音楽用 CD ですので、再販が廃止されて音楽用 CD の発売が減ることは作家にとっては大変な影響があると思います。</p> <p>音楽用 CD の再販制度は、音楽文化の創造活動を守っている制度のひとつとして大変重要ですので、存続を望みます。</p> |
| 732 | <p>CD 再販の撤廃は、確かに慎重に考えて検討していかないといけないと思う。販売の価格差が広がっているのが現状です。地元の特化していたショップは、配信が進んでいる時代で CD セルの減少もあって、体力的にも厳しいと思います。そんな中販売価格差が大きくなれば、地元ショップは仕入れ原価ギリギリの価格は打てません。何か対応して頂きたいと思います。</p> |
| 733 | <p>どの地域でも文化を享受できることが、消費者にとって利益であります。また、権利者保護の為に再販制度の維持をお願い致します。</p> |
| 734 | <p>音楽 CD の非再販品の発行流通の拡大は、結果的には売れる CD が売れるお店で流通だけになり、数多くの少数の優良な音楽が無くなり選択の自由が少なくなってしまうのでは無いかと危惧します。またレコード屋さんも大型店の独占状態になって、専門的な小さなお店が少なくなると思うので、やはり CD の再販制度は維持したほうが良いと思います。</p> |
| 735 | <p>再販制度を維持し、知的財産を生み出す人々の「創造のサイクル」を守るべき、と考えます。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>文化的・創造的な商材の価格を国家が守らないと、中国・ロシアのレベルに国体が墮ちます。</p> <p>知的財産立国を進めるのであれば、先進文化国として、恥ずかしくない行政を。</p> |
| 736 | <p>日本の音楽著作者、制作者など携わる人間にとって非常に不利益になることが想像されます。日本独自の音楽文化を守っていくためにも、再販制度撤廃には反対です。</p> |
| 737 | <p>CD再販制度見直しの件、反対します。より良い作品、お客様の必要とする音楽を届けるためにも再販制度の存続は必要だと思います。</p> |
| 738 | <p>知的財産推進計画 2006」の策定にむけた意見</p> <p>再販制度は、著作物を全国どの店舗においても地域的偏在なく、かつ流行にとらわれない多様な品揃えを可能とするなど文化的にも意義が有ると思われます。この再販制度を撤廃される事により、事例としてディスカウンターを中心にCDを若年層向けなどの「囲商品」として利用され、仕入れ値段より安く売ったり、売れ筋商品(目玉商品)のみの販売に偏りと、カタログ商品を出しにくい環境になると予想されます。オーディオソフト販売店舗においても、一部の偏った在庫形態となる可能性も大きいと思われます。</p> <p>このように資金力のあるディスカウンターが仕入れ価格に近い値付けで販売するため、大量仕入れ大量販売を図ると思われます。これでは流行にとらわれない日本の音楽文化として残しておきたい商品も残さず、偏った在庫形態となる可能性もあります。その結果 オーディオソフト販売専門店の廃業、閉店が増大することも予想されるところに、音楽文化の低減につながる可能性も予想されます。</p> <p>その観点からも、知的財産保持としての再販制度に関して維持を願いたく存じます</p> |
| 739 | <p>音楽CD再販制度擁護！</p> <p>日本の市場において今制度が撤廃されると、CDショップでの価格競争が始まり資金豊富な大型店(チェーン店)に押され一般小売店では寥々たる店が増加しかねない。又、新譜・ヒット曲中心でカタログ商品の在庫すら放棄する店舗も増えるのでは……。撤廃による音楽文化・業界全体の凋落が懸念される。</p> |
| 740 | <p>音楽CDソフトについて、再販制度撤廃は基本的に反対であります。</p> <p>定価がなくなりお店の自由な値付けになるとお店間の競争の激化で、音楽CDが安くなります。</p> <p>価格が安くなることは、唯単純に一般消費者にとって良いことではあります、デメリットも出てくるのが予想されます。</p> <p>実際、再販制度が存在しないアメリカ市場では、大手レコード専門店が次々に閉店し、それに変わって大手量販店(スーパー、電器店他)が娯楽性の強いヒット</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>作品のみを 店頭が一番良い場所にディスカウントをし販売をしています。つまりお客さんを呼び込む商材として取り扱われる訳です。その為、娯楽性の強い作品に集中するため、いわゆる芸術性・資料性の強い作品が販売される専門店が激変しその結果、真の音楽ファンが買う場を失ってしまいます。</p> <p>又再販制度が無くなるということは廃盤制度(ある期間がくればメーカーが返品)もなくなり、 店側の完全買取になります。そうなればお店も必ず売れる娯楽性の強いヒットものしか仕入れなくなります。芸術性・資料性の強い作品は店頭から消えていくことになります。</p> <p>その結果、今のアメリカを見るように業界全体のボリュームダウンは明らかです。もし国がコンテンツ立国としての構想があるのなら、なおさら再販制度を守る事により、次の世代を担う多くの作家やアーティストにチャンスが与えられると思います。ひいてはソフトコンテンツの発展に繋がるのではないかと考えております。</p> <p>ベストセラーの本ではないですが、ある意味、世界と同じにするグローバルでなくとも異常で良いのではないのでしょうか。その昔海に囲まれていた日本には素晴らしい音楽、文学作品も生まれています。CDが安く買えるよりも、あらゆる種類から選ぶことが出来、全国どこでも同じ価格で買える環境を作る方が、真の音楽ファンにとって重要だと思います。</p> |
| 741 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度はあったほうが良いと考えます。」 <理由: 文化的価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。></p> <p>再販制度が廃止されると、レコード店は値引き競争に対応し、経営存続に必要な利幅維持のために必要なマージンの引き上げ要求をレコード会社に行うこととなります。レコード会社も、これに応じ、希望小売価格の引き上げを行わざるを得なくなり、ヒット曲が売上高構成比の過半数を占める実態から、それらが先ず値引き競争にさらされて業界体力は確実に弱体化します。レコード会社は、文化価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。</p> |
| 742 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。」 <理由: レコード専門店の多様な品揃えの維持が損なわれます。></p> <p>再販制度が廃止されると、値引き幅を考慮した現行よりも高いメーカー希望小売価格が設定されます。レコード店は仕入れを目先の売れ筋商品に絞ることになり、また、レコード会社も多種多様な売れにくい商品の生産が難しくなります。結果として、レコード店の品揃えが悪くなり、ユーザーは不利益を被ることになると思います。</p> |
| 743 | <p>CDの再販のが無くなると、ヒット商品のみの集中販売が増加し、音楽</p> |

| | |
|-----|--|
| | 文化の衰退に拍車を掛けるのでは？(特に日本固有の音楽である民謡や演歌など) |
| 744 | 再販制度擁護に関して:再販制度廃止は、邦楽が音楽市場の大半を占めるという好ましい状況に悪影響を与えます。 この制度の保持は、日本独自の文化を保守するために当然のことといえます。 政府にまずご理解いただくことを強く希望いたします |
| 745 | 再販が存続を望みます。 再販制度が廃止されると、値引き競争になることは間違いありません。 値引き競争にさらされ、業界体力の低下、次の音楽文化の創造への投資ができず、音楽文化の衰退に繋がるからです。 |
| 746 | 知的財産は今後の日本の「新しい産業の柱」となり得る物であると考えられます。 その為には、あらゆる人たちが「表現」できる環境作りが必要と思われれます。 その中で、やはり著作物に対する再販維持は必要と考えます。 新聞・本・音楽CDが全国一律の条件で供給されるという事は、全世界に誇れる制度であり、再販が無くなると地方在住者の不利な状況が予想されるとともに、出版・音楽等の表現の場が狭まる事が充分予想されます。 今回の知的財産戦略本部の発言の中で音楽CDのみ再販撤廃という声がありますが、音楽の表現の場を狭める結果に繋がる可能性が大きく、日本の音楽の衰退に繋がる結果が危惧されます。再販制度が有る為に幅広いCD(雅楽や民謡といった商業ベースでない音楽等)が全国共通のサービスとして享受できる環境が破壊されない為にもCDに対する再販は維持すべき制度と判断致します。新たな「音楽知的財産」創生の為にも。 |
| 747 | 私は音楽用CDにおける再販制度見直しに反対です。」 <理由:レコード専門店の多様な品揃えの維持が損なわれます。> 再販制度が廃止されると、値引き幅を考慮した現行よりも高いメーカー希望小売価格が設定されます。レコード店は仕入れを目先の売れ筋商品に絞ることになり、また、レコード会社も多種多様な売れにくい商品の生産が難しくなります。結果として、レコード店の品揃えが悪くなり、ユーザーは不利益を被ることになると思います。 |
| 748 | 「私は音楽用CDにおける再販制度はあったほうが良いと考えます。」 <理由:文化的価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。> 再販制度が廃止されると、レコード店は値引き競争に対応し、経営存続に必要な利幅維持のために必要なマージンの引き上げ要求をレコード会社に行うこととなります。レコード会社も、これに応じ、希望小売価格の引き上げを行わざるを得なくなります。ヒット曲が売上高構成比の過半数を占める実態から、それらが先ず値引き競争にさらされて業界体力は確実に弱体化します。レコード会社は、文化価値は高くても売れ |

| | |
|-----|--|
| | にくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。 |
| 749 | 再販問題について、音楽は日本伝統の邦楽に始まり雅楽、落語、浪曲等の作品が発表されてもCD販売、CD制作ができなくなる。欧米に真似をするのでなく、世界に通用する再販制度は、日本の伝統販売である再販制度の撤廃はすべきでない。 |
| 750 | 再販制度は必要と考えます。理由は幾つありますが、特に流通サイドが寡占化しつつある現状で今後も更に進んでいく事を考えると、少量しか売れない作品は販売店が仕入れる事もままならず、ヒット作品に偏る傾向は避けられないからです。幾らEC等が発展してもこの傾向をとめる事は難しいと考えます。そうすると新人育成はもちろんの事、日本の文化発展、存続に被害をもたらすのではないのでしょうか？是非とも「再販制度」維持をお願いします。 |
| 751 | <p>「私は再販制度の撤廃に反対です。」</p> <p><理由：再販制度撤廃は、文化的価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売を困難なものとしします。></p> <p><理由：再販制度は、地域の最寄りレコード店は地域の音楽文化の普及・発展に貢献しています。></p> <p>再販制度が廃止されると、レコード店は値引き競争に対応し、経営存続に必要な利幅維持のために必要なマージンの引き上げ要求をレコード会社に行うこととなります。レコード会社も、これに応じ、希望小売価格の引き上げを行わざるを得なくなります。ヒット曲が売上高構成比の過半数を占める実態から、それらが先ず値引き競争にさらされて業界体力は確実に弱体化します。レコード会社は、文化価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。</p> <p>再販制度が廃止より販売店での価格競争が激化し、その結果ヒット商品だけに力が注がれるようになります。</p> <p>また、音楽用CDはヒットCDを中心にディスカウントショップ等での客寄せのおとり商品となり、結果として文化のアクセスポイントとして地域の音楽文化の維持・発展に貢献してきた最寄りレコード店は、このようなおとり販売には対抗できないため、閉店せざるを得なくなります。</p> <p>社会的弱者や多くの地域住民にとって、身近な最寄りレコード専門店が消滅していくことは、音楽文化の普及・発展の上で著しくマイナスとなり、日本の音楽文化の衰退をもたらすと考えます。</p> |
| 752 | 私は音楽用CDにおける再販制度見直しに反対です。 再販制度が廃止されると、値引き幅を考慮した現行よりも高いメーカー希望小売価格 |

| | |
|-----|--|
| | <p>が設定されます。レコード店は仕入れを目先の売れ筋商品に絞ることになり、また、レコード会社も多種多様な売れにくい商品の生産が難しくなります。結果として、レコード店の品揃えが悪くなり、ユーザーは不利益を被ることになると思います。</p> |
| 753 | <p>音楽用CDの再販売価格維持制度の見直しに反対致します。</p> <p>現在のような多種多様な音楽が聴け、購入できるのは、この制度が活かされているからだと思います。この制度があるからこそ、音楽の世界を広げていけているのに、見直しによって、かえって様々な可能性をなくしてしまう恐れがあると思います。音楽の存在の大きさを改めて考えていただきたいと思います。</p> |
| 754 | <p>音楽用CD等の再販売価格維持制度を私達は存続させることに賛成いたします。</p> <p>著作物の再販制度は、私達の生活に必要な多種多様な著作物等を我々が日本のどこにいても同じ価格で買うことができ、選べる自由を与え、日本の文化政策に大変大きな役割を果たしております。音楽出版社は、音楽用CD等からの著作権使用料及び原盤印税により収入を得ております。もし、再販制度がなくなると、これらの収入基盤となる音楽用CD等の価格は一様ではなくなり、印税収入も不安定になります。さらに原盤の制作はいわゆる売れ筋といわれるものに偏り、作品の多様性は損なわれてまいります、このことは日本の音楽文化の衰退につながるものと感じております。私達は日本の音楽文化の健全なる発展に大いに寄与している著作物の再販制度が今後とも存続されることを期待いたします。</p> |
| 755 | <p>「CD 再販制度の廃止は意味がない」</p> <p>単純に考えると、概ねCDの価格が安くなるように想像しがちだが、音楽のように感性に訴えかける分野で価格競争が起こるとなると、たぶん家電のように大型店でのみ安く買えることになったり、たくさん売れる人気歌手のCDは安くなる反面、あまり売れないジャンルや新人歌手等のCDは安くならなかつたりする気がします。また、そもそも価格競争によってトータル的に市場の活性には繋がる気がしません。なぜなら安くなっても欲しくないCDは欲しくないし、高くても欲しいCDは欲しい。映画のDVDと違って、それこそ多種多様な感性に訴求することでマーケットを形成している音楽マーケットには価格競争は必要ない。むしろ価格競争によって販売窓口の寡占化を引き起こし、ユーザーが戸惑いを感じ、手軽に購入することが阻害され、結果的には市場が縮小するのではないかと強く懸念します。</p> |
| 756 | <p>CD再販制度について</p> <p>再販制度が廃止されたとして、我々にメリットが本当にあるのか疑問です。それよりも、ちょっと変わったマイナーな音楽物とかが無くなったりとか、これから出会う音楽の幅がすごく狭くなる気がします。</p> |
| 757 | <p>「私は再販制度の撤廃に反対です。」</p> <p><理由:音楽家の活動の維持が困難になります。></p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>再販制度が廃止されると、販売店での価格競争が激化し、ヒット商品だけに力が注がれるようになります。</p> <p>その結果、新人作家・実演家の育成や現在ヒットに恵まれていない作家・実演家の創作活動・演奏活動や生活も困難となり、わが国独特の音楽文化が荒廃・衰退すると危惧されます。</p> <p>作家・実演家の多くのライブ活動やマスメディアでの活動も、音楽 CD 等を先ず発売することで社会的にその存在が広まり、可能となっているのです。</p> |
| 758 | <p>「CD 再販制度の廃止は意味がない」</p> <p>単純に考えると、概ね CD の価格が安くなるように想像しがちだが、音楽のように感性に訴えかける分野で価格競争が起こるとなると、たぶん家電のように大型店でのみ安く買えることになったり、たくさん売れる人気歌手の CD は安くなる反面、あまり売れないジャンルや新人歌手等の CD は安くならなかつたりする気がします。また、そもそも価格競争によってトータル的に市場の活性には繋がる気がしません。なぜなら安くなっても欲しくない CD は欲しくないし、高くても欲しい CD は欲しい。映画の DVD と違って、それこそ多種多様な感性に訴求することでマーケットを形成している音楽マーケットには価格競争は必要ない。むしろ価格競争によって販売窓口の寡占化を引き起こし、ユーザーが戸惑いを感じ、手軽に購入することが阻害され、結果的には市場が縮小するのではないかと強く懸念します。</p> |
| 759 | <p>提言の中に「音楽 CD における再販売価格維持制度の見直し」が盛り込まれていますが、日本の音楽市場に関しては、再販制度に支えられた国内盤文化があったからこそ、多様な音楽文化が育ってきたものと考えます。現行制度の見直しについては文化振興の観点からさらに十分な十分な議論がなされた上で行われるべきであると思います。</p> |
| 760 | <p>CD 再販制度について</p> <p>再販制度が廃止されたとして、我々にメリットが本当にあるのか疑問です。</p> <p>それよりも、ちょっと変わったマイナーな音楽物とかが無くなつたりとか、これから出会う音楽の幅がすごく狭くなる気がします。</p> |
| 761 | <p>「私は再販制度の撤廃に反対です。」</p> <p><理由: 音楽家の活動の維持が困難になります。></p> <p>再販制度が廃止されると、販売店での価格競争が激化し、ヒット商品だけに力が注がれるようになります。</p> <p>その結果、新人作家・実演家の育成や現在ヒットに恵まれていない作家・実演家の創作活動・演奏活動や生活も困難となり、わが国独特の音楽文化が荒廃・衰退すると危惧されます。</p> <p>作家・実演家の多くのライブ活動やマスメディアでの活動も、音楽 CD 等を先ず発売することで社会的にその存在が広まり、可能となっているのです。</p> |

| | |
|-----|---|
| 762 | <p>提言の中に「音楽 CD における再販売価格維持制度の見直し」が盛り込まれていますが、日本の音楽市場に関しては、再販制度に支えられた国内盤文化があったからこそ、多様な音楽文化が育ってきたものと考えます。現行制度の見直しについては文化振興の観点からさらに十分な十分な議論がなされた上で行われるべきであると思います。</p> |
| 763 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度はあったほうが良いと考えます。」 <理由: 文化的価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。> 再販制度が廃止されると、レコード店は値引き競争に対応し、経営存続に必要な利幅維持のために必要なマージンの引き上げ要求をレコード会社に行うこととなります。レコード会社も、これに応じ、希望小売価格の引き上げを行わざるを得なくなります。ヒット曲が売上高構成比の過半数を占める実態から、それらが先ず値引き競争にさらされて業界体力は確実に弱体化します。レコード会社は、文化価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。</p> |
| 764 | <p>「私は再販制度の撤廃に反対です。」 <理由: 音楽家の活動の維持が困難になります。> 再販制度が廃止されると、販売店での価格競争が激化し、ヒット商品だけに力が注がれるようになります。 その結果、新人作家・実演家の育成や現在ヒットに恵まれていない作家・実演家の創作活動・演奏活動や生活も困難となり、わが国独特の音楽文化が荒廃・衰退すると危惧されます。 作家・実演家の多くのライブ活動やマスメディアでの活動も、音楽 CD 等を先ず発売することで社会的にその存在が広まり、可能となっているのです。</p> |
| 765 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。」 <理由: レコード専門店の多様な品揃えの維持が損なわれます。> 再販制度が廃止されると、値引き幅を考慮した現行よりも高いメーカー希望小売価格が設定されます。レコード店は仕入れを目先の売れ筋商品に絞ることになり、また、レコード会社も多種多様な売れにくい商品の生産が難しくなります。結果として、レコード店の品揃えが悪くなり、ユーザーは不利益を被ることになると思います。</p> |
| 766 | <p>私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。 なぜならレコード専門店の多様な品揃えの維持が損なわれると思うからです。 再販制度が廃止されると、値引き幅を考慮した現行よりも高いメーカー希望小売価格が設定されます。レコード店は仕入れを目先の売れ筋商品に絞ることになり、またレコード会社も多種多様な売れにくい商品の生産が難しくなります。 結果として、レコード店の品揃えが悪くなり、ユーザーは不利益を被ることになる</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>と思います。</p> |
| 767 | <p>再販が廃止された場合、中小のCDショップは価格自由化のメリットを得ることは出来ず淘汰される恐れも出ると思われます。そうなると地方の地域によっては街から音楽文化が消滅することも考えられます。また、単純に安くすれば大量に売れる物ではないのではないのでしょうか。</p> <p>そして著作権者や実演家等の権利保護に不測の影響を及ぼすことは絶対無いと言い切れないと思います。</p> |
| 768 | <p>私は音楽用CDにおける再販制度見直しに反対です。」</p> <p><理由:レコード専門店の多様な品揃えの維持が損なわれます。></p> <p>再販制度が廃止されると、値引き幅を考慮した現行よりも高いメーカー希望小売価格が設定されます。レコード店は仕入れを目先の売れ筋商品に絞ることになり、また、レコード会社も多種多様な売れにくい商品の生産が難しくなります。結果として、レコード店の品揃えが悪くなり、ユーザーは不利益を被ることになると思います。</p> |
| 769 | <p>現在の音楽マーケットの維持していく為には今回の再販売価格維持制度の見直しには反対します。</p> |
| 770 | <p>小泉首相の提唱する「知的財産立国の実現」に向けて最も重要なことは、流通面における見直しや整備ということよりも、如何に多くの優れた知的財産を世の中に送り出すことができるかです。幅広い分野で数多くの優良なコンテンツ(知的財産)を創出することが「知的財産の産業繁栄」に直結するものであり、流通面での整備をしたからといって、源泉が途絶えてしまえば、発展できるものではありません。</p> <p>すなわち、今、我国の国家戦略において一番必要なのは、「多くの才能の発掘」と「その才能の開花」であり、才能に向けた「投資のサイクル」の拡大であります。</p> <p>音楽パッケージ業界は、ご存知の通り98年度をピークに右肩下がりにシュリンク続け、作品別の収益性は悪化の一途をたどっております。各事業社は、各社共に限界までのコスト削減を展開し、徹底した企業努力によって、今日まで才能への投資を絶やすことなく事業運営してまいりました。しかしながら、再販制度の撤廃により想定される環境変化は、米国の事例を見るまでもなく「価格競争 店舗の寡占化 売れ筋中心の在庫やメーカーへのリベート要求」により、作品別の収益性がさらに悪化し、また売れ筋中心の店頭在庫展開により、徹底した発売作品の厳選や投資の効率化を余儀なくされることが充分予測できます。再販制度は、流通面における多品種文化財の対応や全国格差をなくすのと同時に、才能に対し、また才能に投資する権利者に対し、正当な利益を確保する目的も果たしており、再販制度の撤廃は才能発掘への大きな影響を与えるものであります。</p> |

また、日本の市場は、欧米と比べ取り巻く環境において根本的に大きな相違点があることも見逃してはなりません。すなわち、貸レの問題と言語の問題です。

再販制度撤廃の目的は「価格の競争」すなわち「ユーザーへの価格選択」であります。この点について既に日本では、レンタル店の存在によって、ユーザーの価格選択肢が享受されていると考えられます。「レンタルしてコピーする」サイクルは現在のハード技術によってさらに進化し、劣化することなくCDのクローンを作れ、プリンターの技術によってジャケット写真も再現できます。すなわち市販されているパッケージを買わなくとも、その10分の1以下の安いコストで音楽パッケージを享受できる環境が日本だけには存在します。また携帯においても、世界に先駆けて着うたという市場を作りあげ、既に「価格選択のしくみ」は多様化しております。従って、再販制度がなくても、音楽事業者は常にレンタル価格との戦いや携帯との競争を展開し、企業努力によって再販制度の中においても、価格の弾力性をつけております。逆に上記のような環境のない欧米の方が、制度として価格競争をさせる必要性が高いものと考えられます。

言語の問題については、欧米が言うまでもなく英語音楽中心で、全世界幅広く市場としてビジネス展開できる一方で、日本は若干東南アジア商圏が視野に入るものの、ビジネスとしてはまだまだ日本国内だけの閉ざされた市場に留まり、作品単位で見ると圧倒的に市場が小さい環境であります。それだけに、才能に対する投資のサイクルを絶やさない環境作りは今まで以上に必要になってくる訳であります。

さらに、音楽パッケージ業界における再販制度を議論する場面において、常に引き合いにだされるのが、世界において日本だけが再販制度によって保護されているという点ですが、果たして再販制度が業界繁栄の妨げになっているのでしょうか？

日本はご存知の通り、世界においても米国に続く二番目のパッケージ市場の大国であり、一人当たりの平均購入金額も米国と同じ規模のトップクラスの業界であります。すなわち再販制度のない諸外国と比べ、再販制度が音楽文化の発展に弊害があったとは思えません。逆に再販制度があったからこそ、上述のような特殊性の強い日本においても、米国に続く世界二位の音楽文化大国に発展できたということも言えるのではないのでしょうか？

最後に、再販制度の六品目の中で、新聞や雑誌・書籍と音楽パッケージ三品目の間において、何が異なるのか、その理由がわかりません。確かに公共性という視点においては、新聞との相違点は理解できるものの、文化的側面や発行・企画における多様性、流通面における公平性という側面においては、音楽も新聞・雑誌・書籍共に共通のテーマであると考えます。

以上、上述の通り我国が知的財産立国を目指すのであれば、これからは世界に通用する新しい才能を開花させ、多くのコンテンツ(知的財産)として世の中に送り出し続けなければなりません。それは再販制度廃止を早めることなく、国家戦略実現の為に官民がもっと一体とな

| | | | | | | | | | | | | | |
|------|--|----|------------|----|-------|-----|-------|------|-------|----|-------|----|------|
| | <p>って、新しい才能への投資サイクルを拡大することであると考えます。</p> <p>(参考)一人当たりの音楽購入費用 2004 年度</p> <table> <tr> <td>米国</td> <td>40.92(米ドル)</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>40.44</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>26.05</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>32.77</td> </tr> <tr> <td>英国</td> <td>59.07</td> </tr> <tr> <td>世界</td> <td>6.79</td> </tr> </table> | 米国 | 40.92(米ドル) | 日本 | 40.44 | ドイツ | 26.05 | フランス | 32.77 | 英国 | 59.07 | 世界 | 6.79 |
| 米国 | 40.92(米ドル) | | | | | | | | | | | | |
| 日本 | 40.44 | | | | | | | | | | | | |
| ドイツ | 26.05 | | | | | | | | | | | | |
| フランス | 32.77 | | | | | | | | | | | | |
| 英国 | 59.07 | | | | | | | | | | | | |
| 世界 | 6.79 | | | | | | | | | | | | |
| 771 | <p>「知的財産推進計画2005」における非再販品の流通拡大については概ね賛成ではあるが、再販制度自体の廃止については、反対である。良質且つ多様なコンテンツの制作のためには、多大な投資が必要であるが、その投資の裏づけとなるのが再販制度であり、再販制度の廃止は商業的に成功を収められるコンテンツの制作への移行を加速し、蓋しコンテンツの多様化を妨げる結果を招きかねない。映画は、著作権法上手厚い保護を与えられており、また収入の仕組みが確立されているが、書籍、レコード(CD)、新聞はこのような仕組みが確立されておらず、また音楽については、放送使用については報酬請求権のみが与えられるに過ぎない等、そもそも不平等な法制度となっている。従って、映画とその他コンテンツを同一に論ずることは公平さを欠くものであり、現時点での再販制度の廃止には反対である。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 772 | <p>日本の音楽環境をとりまく状況は日々変化しているとは思いますが、音楽をいい形で聴き続けるには価格の安定はじめ、安心出来る良い環境が必須であると思います。再販制度はその環境を守っていくにあたり、必要かつ重要な制度だと思しますので、再販制度の維持を切に要望致します。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 773 | <p>レコード業界は弾力運用にもっとも努力してきたと自負している。その結果CD切り離しでは納得できない。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 774 | <p>現行のCDにおける時限再販制度の存続を希望します。</p> <p>理由は、今のCD販売を生業としているショップを守るためです。</p> <p>今のCDショップは、膨大なカタログの中から店独自の切り口でユーザーに紹介することで店の特色やアイデンティティを打ち出し、多様な音楽文化に貢献していますが、やはり稼ぎの中心となると新譜が大きなウェイトを占めます。</p> <p>もし仮に再販制度が撤廃され、音楽を消費材としてしか捉えられない他業種の参入企業が、最も旬である強力新譜を無秩序におとり廉売的な目的に使ったらどうなるでしょう？ そうなれば既存のCDショップは、今以上の規模とスピードで廃業、若しくはそうした大企業に取り込まれるしかありません。では勝ち残った大企業は、その後多様なカタログを整備した文化貢献度の高い店を作るのでしょうか？ 多分そうはなりません。元来音楽文化へのリスペクトを持つCD屋でなければ、効率の悪いカタログには</p> | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-----|---|
| | <p>手を出さないからです。この連鎖は文化財としての音楽にとって悪以外の何ものでもないと思います。</p> <p>逆に、今は時限再販制度がある以上、他業種からは(新譜を廉売できないだけで)魅力的に映っていないのも事実ですし、現状でメーカーもディーラーも様々な切り口でカタログセールを企画・展開しカタログを売る企業努力を惜しんでいないと思います。今の制度があれば公正に秩序も競争も保たれていると思います。</p> |
| 775 | <p>目先の価格競争により音楽文化の衰退を招きかねないため、再販制度継続を希望します。</p> |
| 776 | <p>多種多様な音楽用 CD を選択する自由は、多種多様な音楽用 CD があるからこそ可能なことです。再販制度撤廃により店頭での価格競争が激化し、店頭在庫の減少と多様性が失われていくことは想像に難くありません。豊かな音楽文化を享受するためにも、再販制度の存続は必要なことであると思います。</p> |
| 777 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。」</p> <p><理由:レコード専門店の多様な品揃えの維持が損なわれます。></p> <p>再販制度が廃止されると、値引き幅を考慮した現行よりも高いメーカー希望小売価格が設定されます。レコード店は仕入れを目先の売れ筋商品に絞ることになり、また、レコード会社も多種多様な売れにくい商品の生産が難しくなります。結果として、レコード店の品揃えが悪くなり、ユーザーは不利益を被ることになると思います。</p> |
| 778 | <p>再販制度維持はされたほうが良いと思います。</p> <p>何故なら、文化的価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となるからです。</p> <p>再販制度が廃止されると、レコード店は値引き競争に対応し、経営存続に必要な利幅維持のために必要なマージンの引き上げ要求をレコード会社に行うこととなります。レコード会社も、これに応じ、希望小売価格の引き上げを行わざるを得なくなり、ヒット曲が売上高構成比の過半数を占める実態から、それらが先ず値引き競争にさらされて業界体力は確実に弱体化します。レコード会社は、文化価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。</p> |
| 779 | <p>再販撤廃に関して、反対です。日本の財産クラスのアーティストの作品が安価で売られるのは、</p> <p>芸術品を安売りするのと同じくらい、ありえません。</p> <p>新人、その時だけブームになった作品は構わないと思います。</p> <p>0か100かではなく、アーティストごとに対応を考えるべきではないでしょうか?</p> <p>関わりのない人間が、机上で結論付けるのは、あまりに愚かです。</p> <p>こんな事に時間を割いている資質だから、世界に通用する音楽が輩出できないのです。</p> |

| | |
|-----|--|
| 780 | CD再販制度の廃止は反対です。マイナーな作品まで値段が下がるか疑問ですし、何より在庫されなくなる可能性がでてくるのではないかと思います。 |
| 781 | 音楽CDの再販制度の存続をお願いいたします。再販制度が見直される事により、日本の音楽文化に悪影響が出ると思うのです。再販制度があるからこそ、消費者の選択の幅が確保できるのではないのでしょうか。 |
| 782 | 「私は音楽用CDにおける再販制度見直しに反対です。」 <理由:レコード専門店の多様な品揃えの維持が損なわれます。> 再販制度が廃止されると、値引き幅を考慮した現行よりも高いメーカー希望小売価格が設定されます。レコード店は仕入れを目先の売れ筋商品に絞ることになり、また、レコード会社も多種多様な売れにくい商品の生産が難しくなります。結果として、レコード店の品揃えが悪くなり、ユーザーは不利益を被ることになると思います。 |
| 783 | 音楽用CDの再販価格維持制度の見直しに反対いたします！新しい才能の発掘・育成が難しくなり、音楽文化の危機を招来することになると思うのです。 |
| 784 | 再販制度の見直しに反対致します。 安売り競争の中に、上質の音楽が投入されていくのは、音楽に関わる者として、非常に淋しいことです。 豊かさを誇るべき日本の“音楽文化”を存続させていくためにも再販制度の見直しに反対致します。 |
| 785 | 音楽用CDの再販制度が適正に機能し、音楽マーケットの維持と音楽文化の豊かな選択肢が存続する事を切に願います。 |
| 786 | 再販制度が撤廃される事により、店頭での価格競争が激化し、専門店の在庫は細り、カタログの多様性が失われます。専門店の経営自体に影響が及び大きなダメージを受けるでしょう。再販制度の存続をお願いいたします。 |
| 787 | 日本のレコード業界は再販制度の下で、新しいクリエイターの才能を発掘・育成をしていくべきだと考えます。音楽CDの再販制度の存続をお願いいたします。 |
| 788 | 【再販制度の撤廃に反対です】 現状の物流・販売状況を踏まえると、再販撤廃によりヒットもの新譜のみを取り扱うCDショップが乱立する恐れがあり、それにより旧譜といわれるロングセラーものをはじめコアなユーザー向けの作品の販売・流通がないがしろになると思います。現在まで築き上げた文化財産として多くの人々が永遠にかかわっていけるような世の中を望みます。 |
| 789 | CD再販制度について」 昨今の報道で新たに音楽CDの再販について廃止に向けた動きや考えが出てきていると知りました。純粹に音楽ファンとして、疑問をもつこともありご意見の一端を記 |

| | |
|-----|--|
| | <p>します。</p> <p>最初に、制度廃止については、反対です。</p> <p>再販がなくなると先細りの音楽ソフトメーカーは体力(財力)のあるところは生き残り、そうでないところは淘汰されていくと思います。極端な表現ですが、つまり、売れる商品(アーティスト)をもつレコード会社は生き残り、そこそこの商品(アーティスト)しかもたないメーカーは苦境に立たされます。結果として価格に跳ね返ってきてしまいます、きっと。音楽の価値を見つけるのはお客(ユーザー)です。そうした私達ユーザーにとって恩恵に与れる人とそうでない人ができてしまうのは不公平ですし、お店によって様々な価格で単一商品が売られた時に、住んでる環境によって格差が出てしまうのはあまりに厳しいことです。音楽は安けりゃいいに決まっていますが、ジャンルによって差が出るのは我慢できません。もっと言えば音楽は代わりのきかない娯楽です。洗剤や電化製品など価格競争は当たり前の時代ですが、音楽のソフトはその流れに置かれることには無理があると思います。関係者が集まって議論はして頂くべとは思いますが、最近の報道を読んで知的何とか云うところが一方的に廃止を唱えている印象が強く不快感をおぼえました。長くなりましたが、言いたいことは、再販制度の廃止には反対だということです。</p> <p>よくよく考えて下さい。</p> |
| 790 | <p>「価格の自由化」はもちろん理想ですが、実際、仕事柄、メガ店のみならず、地方の中小店なんかを回っているとメガ店にはない「エリアに根ざした」経営をされていることも多く、価格が統一されているからこそその店づくりが出来ているようにも思います。</p> |
| 791 | <p>音楽 CD の再販制度が撤廃され、販売価格競争が激化される事により、流行以外の音楽 CD の在庫が細り、さらに消費者への流通の差が生まれてしまいます。日本の音楽文化の創造サイクル、消費者の幅広い選択肢の維持にとって音楽 CD の再販制度は重要な役割を果たしています。存続を強く希望いたします。</p> |
| 792 | <p>消費者の幅広い選択肢があり、その環境があつてこそ作り手側より良い音楽が生まれいくと思います。再販制度の廃止は日本の音楽文化に影響が及ぶのではないのでしょうか？再販制度の存続を切に願います。</p> |
| 793 | <p>音楽 CD は文化的著作物であり、それは書籍・雑誌となんら異なることはありません。音楽用 CD のみ見直しという事に理解できません。再販制度の存続をお願いいたします。</p> |
| 794 | <p>再販制度が撤廃される事により、店頭での価格競争が激化し、専門店の経営自体に影響が及び大きなダメージを受けるでしょう。地域により音楽 CD の価格に差が生じ、流行していない CD の在庫は細り益々流通しなくなる。日本の演歌は今以上</p> |

| | |
|-----|---|
| | に CD が売れなくなってしまうのではないかと不安です。音楽用 CD の再販価格維持制度の維持を願います。 |
| 795 | 音楽 CD は文化的著作物であるので、著作物 6 品目のうち音楽用 CD のみの見直しは理解できません。再販制度の存続を希望します。 |
| 796 | 「私は再販制度の撤廃に反対です。」 <理由: 音楽家の活動の維持が困難になります。> 再販制度が廃止されると、販売店での価格競争が激化し、ヒット商品だけに力が注がれるようになります。 その結果、新人作家・実演家の育成や現在ヒットに恵まれていない作家・実演家の創作活動・演奏活動や生活も困難となり、わが国独特の音楽文化が荒廃・衰退すると危惧されます。 作家・実演家の多くのライブ活動やマスメディアでの活動も、音楽 CD 等を先ず発売することで社会的にその存在が広まり、可能となっているのです。 |
| 797 | 欧米には再販制度がなくとも、世界中で売れますが、邦楽の売り上げは日本中心です。再販制度がなくなると新人発掘などの邦楽の文化に投資できる環境がなくなってしまうのではないかと不安です。 |
| 798 | 再販制度は、新しいクリエイターの才能を発掘・育成する事や、クラシック、ジャズ、民謡伝統芸能等の趣味志向性の高い文化的商品の消費者にとっての広い選択の幅の確保に重要な制度であると思います。よって、再販制度の存続を希望します。 |
| 799 | 確かに一般的に「売れている」ジャンルの音楽であれば、安ければ安いほど消費する側としてありがたいと思いますが、例えば私自身一番好きなジャズなどについて言えば、なかなか枚数が売れるものではなく、単純に安ければ買うというものでもありません。再販制度がなくなってしまうと、ジャズのようなジャンルではジャンルそのものが商売にならない、ということにもつながりかねないので、資本主義の世の中であることは事実ではありますが、やはり再販制度は廃止しないでほしいと思います。 |
| 800 | 日本の音楽文化の豊かな選択肢を支え、新しい才能を育み、貢献している音楽 CD の再販制度を今後も継続させ、日本の音楽文化の発展を願います。 |
| 801 | 歌手を目指しがんばっています。両親より音楽 CD の再販制度がなくなるかもしれないので、無名な歌手や、新人は CD が売れなくなってしまうかもしれないと聞きました。レコード会社も無名人、新人には冷たくなるのではないかと両親は言っていました。夢をもってがんばっていこうと思いますが、本は新人だから安く売るとの事はないかと思うのですが、CD はなぜ価格が自由に設定される制度になってしまうのでしょうか？ |
| 802 | 音楽用 CD の再販制度維持 |

| | |
|-----|---|
| | <p>音楽用CDの再販制度は、消費者の多様な音楽を楽しむために不可欠な制度です。再販制度が撤廃されると、価格競争によってCD販売専門店が減少し、消費者のCD購入機会も失われ、結果として、多くのアーティストや作家の音楽の創作活動にも大きな影響が生じることによって、消費者が多様な音楽を楽しめなくなります。</p> <p>現在の音楽用CDの再販制度を維持すべきと考えます。</p> |
| 803 | <p>『CD 再販制度の廃止について』</p> <p>今より安くてどの店でも同じ価格が望ましい。CD くらいの値段で店を何件も廻りたくない。</p> |
| 804 | <p>日本はもとより海外の伝統音楽から最新のポップス、ロックといった音楽に至まで、ありとあらゆる音楽、多種多様な音楽を音楽愛好家・消費者が楽しむことが出来る豊かな日本。その豊かな音楽文化を育む事が出来た大きな要因が、再販制度の下にあって実現してきた日本のレコード業界の持つ音楽用 CD の多様性であることは、戦後の日本音楽史を顧みても明白です。</p> <p>再販制度の見直しによる価格競争の激化が、店頭在庫の多様性を損ない、専門店が淘汰され縮小していく可能性は非常に高いと思われます。また、専門店の縮小の結果、レコードメーカーが新人発掘や新たな音楽の可能性への投資、多様なカタログの維持が困難となっていく状況を危惧せざるを得ません。</p> <p>消費者が自分の為の音楽を選択できる環境を維持していくにあたり、再販制度の見直しがマイナスの影響を及ぼすことは想像に難くありません。</p> <p>日本の豊かな音楽文化を存続させるためにも、再販制度の撤廃に断固反対いたします。</p> |
| 805 | <p>「CD 再販制度の廃止について」</p> <p>CD 再販制度が廃止された場合、どんなジャンルも本当に価格が下がるのか疑問。たくさん売れる CD は下がるかも知れないが、自分の好きなジャズの CD などはその反動で値上げとか？だったら反対。</p> |
| 806 | <p>「音楽用 CD における再販制度はあったほうが良いと考えます。」</p> <p>< 理由: 文化的価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。 ></p> <p>再販制度が廃止されると、レコード店は値引き競争に対応し、経営存続に必要な利幅維持のために必要なマージンの引き上げ要求をレコード会社に行うこととなります。レコード会社も、これに応じ、希望小売価格の引き上げを行わざるを得なくなります。ヒット曲が売上高構成比の過半数を占める実態から、それらが先ず値引き競争にさらされて業界体力は確実に弱体化します。レコード会社は、文化価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。</p> |
| 807 | <p>再販制度撤廃につきまして、反対とさせていただきます。</p> <p>再販制度撤廃により、販売店間の価格競争が激化、消費者は安く商品を買うことができる半面、生じるデメリットも非常に大きなものがあります。</p> |

| | |
|-----|--|
| | 再販制度が撤廃され、廃盤制度がなくなる。つまり在庫の入れ替えが出来ないということは、必ず売れる商品しか仕入れできなくなります。そうなると純邦楽、ワールドミュージックなど先人が作り上げてきた貴重な財産の陳腐化、加えて、若手のロックバンドなど、この音楽シーンに育まれるであろう可能性まで摘み取りかねないと考えます。 |
| 808 | 息子はレコード会社に勤務しております。音楽 CD の再販制度がなくなるかもしれないと聞きました。いい音楽をつくって世に出たいと、希望をもって働いている姿を見ると親として息子を誇りに思います。親ばかりだと承知でメールさせていただいておりますが、希望をもって音楽業界で働く人たちを不安にさせるのではなく再販制度を継続し、良い音楽をつくらうと希望を持たせてやってください。 |
| 809 | 友人より音楽 CD の再販制度の撤廃が検討されていると聞きました。日本国民全員が知っているような流行歌でも、最初は小さな町の中だけで流行っていた・そしてゆっくり時間をかけ広まっていき流行歌になっていった。こういった歌は感動を与えてくれる歌が多いものです。音楽 CD の再販制度がなくなると、こういった最初は無名だった良い歌が世に出る機会も減ってしまうのではないのでしょうか？ |
| 810 | 音楽 CD の再販制度のなくなる事になると、素晴らしいものでも売れないければ在庫がなくなりなかなか手に入らなくなるのではないのでしょうか？ 売りたいくても儲けがないから売らないお店ばかりになってしまうのはなんだか寂しい気持ちです。 |
| 811 | 音楽 CD は文化的著作物であるので、著作物 6 品目のうち音楽用 CD のみの見直しは理解できません。製作者のモチベーションを下げない為にも再販制度の存続を希望します。 |
| 812 | 音楽 CD の再販撤退は断固として反対です。 音楽は文化であると思います。文化であるべきと思います。 制作者(アーティスト)は音楽と言う手段でメッセージを伝えています。 著者は文書と言う手段でメッセージを送っています。 伝える手段や方法が違うだけで大切な文化です。 日本の音楽文化は再販と言う制度で長い間守られてきています、今後も日本特有の再販制度を守り、作り手は更に良い音楽を制作して頂く事を期待します。 再販撤退 反対です。 |
| 813 | 音楽 CD は文化的著作物であるので、著作物 6 品目のうち音楽用 CD のみの見直しなのではないでしょうか？ 書籍と音楽ともに人々に感動を与え人生には欠かせないものだと思います。ただ売れば・・・というような音楽 CD ではなく、感動を与え人生のよきパートナーとなるような歌に出会う為にも音楽 CD の再販制度の継続してレコードメーカーの新人投資、カタログ幅の維持を希望します。 |
| 814 | 音楽用 CD の再販価格維持制度の見直しに反対いたします！ 新人投資が困 |

| | |
|-----|---|
| | 難になり新しい才能の発掘・育成が難しくなり、音楽文化の危機を招来することになりと思うのです。 |
| 815 | 私は音楽用 CD における再販制度はあったほうが良いと考えます。」 <理由: 文化的価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。> 再販制度が廃止されると、レコード店は値引き競争に対応し、経営存続に必要な利幅維持のために必要なマージンの引き上げ要求をレコード会社に行うこととなります。レコード会社も、これに応じ、希望小売価格の引き上げを行わざるを得なくなり、ヒット曲が売上高構成比の過半数を占める実態から、それらが先ず値引き競争にさらされて業界体力は確実に弱体化します。レコード会社は、文化価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。 |
| 816 | 日本は、規模だけではなくそのバラエティーの豊富さも世界に誇れる音楽市場を形成してきました。日本の音楽文化の豊かさ、消費者の幅広い選択肢を奪わない為にも、音楽 CD の再販制度の維持を希望します。 |
| 817 | 日本のレコード業界は再販制度は、新しいクリエイターの才能を発掘・育成をしていく為にとっても重要な制度です。邦楽の発展のためにも、音楽 CD の再販制度の存続をお願いいたします。 |
| 818 | 演歌が大好きで、友人とともに新しい歌をカラオケで歌う為に自分にあった演歌を探す事が楽しみです。今演歌が低迷していて私たち世代は寂しい思いです。音楽 CD の再販制度の廃止があると、益々演歌の歌手の方々には CD での収入が減りより良い歌が世に出なくなってしまうのではないかとと思うのです。昭和中期のような歌謡曲が全盛で元気にあった時代がまた来て欲しいと思います。その為にも、音楽 CD の再販制度の継続を希望します。 |
| 819 | 消費者の幅広い選択肢があり、その環境があってこそ製作者より良い音楽が生まれいくと思います。再販制度の廃止は日本の音楽文化に影響が及ぶのではないのでしょうか？再販制度の存続を切に願います。 |
| 820 | 音楽 CD は文化的著作物であるので、著作物 6 品目のうち音楽用 CD のみの見直しは不思議です。再販制度は新しいクリエイターの才能を発掘・育成をしていく為にとっても重要な制度です。 |
| 821 | 音楽 CD の再販制度廃止により、小さな地方都市と都会では同じ音楽 CD の価格が違ってくるのは疑問に思います。そして、商店街にある小さなレコード屋さんもきつとなくなってしまうでしょう。どこで購入しても同じ値段だからこそ聞きたいと思ったらすぐに購入できたのに、買うお店によって値段が変わる事になると、買うのも少し考えてしまうことになるでしょう。 |
| 822 | 何故著作物 6 品目のうち音楽用 CD のみの見直しなのでしょうか。再販制度は豊富な選択肢の維持にも重要な制度です。 |
| 823 | 音楽 CD は文化的著作物であるので、何故著作物 6 品目のうち音楽用 CD のみ |

| | |
|-----|--|
| | <p>の見直しなのでしょうか。再販制度は新しいクリエイターの才能を発掘・育成をしていく為と豊富な選択肢の確保にも重要な制度です。</p> |
| 824 | <p>私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。</p> <p>理由:地域の最寄りレコード店は地域の音楽文化の普及・発展に貢献しています。</p> <p>再販制度が廃止されると、音楽用 CD はヒット CD を中心にディスカウントショップ等での客寄せのおとり商品となり商品価値がなくなります。</p> <p>その結果、文化のアクセスポイントとして地域の音楽文化の維持・発展に貢献してきた最寄りレコード店は、このようなおとり販売には対抗できないため、閉店せざるを得なくなります。</p> <p>社会的弱者や多くの地域住民にとって、身近な最寄りレコード専門店が消滅していくことは、音楽文化の普及・発展の上で著しくマイナスとなり、日本の音楽文化の衰退をもたらすと考えます。</p> |
| 825 | <p>「多種多様の音楽を CD で楽しみたい」と思う小生にとっては全国一律価格で買える、あるいは取り寄せられる再販価格維持制度が是非とも必要と考えます。撤廃したら、小ロット商品は出なくなったり、あるいは価格が非常に高くなったり・・・と思います。是非再販維持をお願いします。</p> |
| 826 | <p>CDの再販についてはすでに時限再販の段階的導入により消費者にとってのサービス向上、公正な競争原理が導入されており、再販制度の廃止は必要ないと考えます。廃止に至れば、文化的側面を持つ音楽というものが価格の面で「日用品化」してしまい、良質のコンテンツを生むためのコストの源泉を失うことにもなりかねません。</p> |
| 827 | <p>再販制度は日本の音楽文化の宝です。再販制度がなくなるとクラシックやジャズといった人間の心を豊かにする素晴らしい音楽の縮小につながる可能性があります。文化大国として再販制度の存続を強く求めます。再販制度は日本が世界に誇れる素晴らしい制度だという事を再認識してください。</p> |
| 828 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。」</p> <p><理由:レコード専門店の多様な品揃えの維持が損なわれます。></p> <p>再販制度が廃止されると、値引き幅を考慮した現行よりも高いメーカー希望小売価格が設定されます。レコード店は仕入れを目先の売れ筋商品に絞ることになり、また、レコード会社も多種多様な売れにくい商品の生産が難しくなります。結果として、レコード店の品揃えが悪くなり、ユーザーは不利益を被ることになると思います。</p> |
| 829 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度の存続を希望します。」</p> <p><理由:レコード会社による発行企画の多様性が衰退します。></p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>再販制度が廃止されると、音楽用 CD の店頭陳列機会の減少の結果、レコード会社は需要の限定されたジャンルの音楽用 CD の発行企画はできなくなります。また、行過ぎた価格競争が始まり、レコード店が減少することから、レコードメーカーの経営も悪化します。レコードメーカーは安定的な収益が得られなくなり、多種多様な音楽用 CD を発売できなくなります。</p> |
| 830 | <p>「私は再販制度が大切な制度と考えます。」 <理由:全国同一価格の維持が困難になります。> 再販制度が廃止されると、全国のレコード店間において、輸送コスト等を反映した地域間格差、あるいは小商圏の地方においては、都市部並みの値下げ効果が得られない等文化の地域間格差も拡大します。 インターネットによる通信販売等により、地域間格差を埋められるのではないかと議論もあるようですが、それら通信販売等は将来の補完機能を果たすに止まり、限界があります。</p> |
| 831 | <p>「私は再販制度の撤廃に反対です。」 <理由:音楽家の活動の維持が困難になります。> 再販制度が廃止されると、販売店での価格競争が激化し、ヒット商品だけに力が注がれるようになります。 その結果、新人作家・実演家の育成や現在ヒットに恵まれていない作家・実演家の創作活動・演奏活動や生活も困難となり、わが国独特の音楽文化が荒廃・衰退すると危惧されます。 作家・実演家の多くのライブ活動やマスメディアでの活動も、音楽 CD 等を先ず発売することで社会的にその存在が広まり、可能となっているのです。</p> |
| 832 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。」 <理由:地域の最寄りレコード店は地域の音楽文化の普及・発展に貢献しています。> 再販制度が廃止されると、音楽用 CD はヒット CD を中心にディスカウントショップ等での客寄せのおとり商品となります。 その結果、文化のアクセスポイントとして地域の音楽文化の維持・発展に貢献してきた最寄りレコード店は、このようなおとり販売には対抗できないため、閉店せざるを得なくなります。 社会的弱者や多くの地域住民にとって、身近な最寄りレコード専門店が消滅していくことは、音楽文化の普及・発展の上で著しくマイナスとなり、日本の音楽文化の衰退をもたらすと考えます。</p> |
| 833 | <p>いい音楽を形として残すのは次世代に受けついでいきたいと思う。</p> |
| 834 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度の存続を希望します。」 <理由:音楽用 CD における再販制度は、国民の誰もが何処でも同一価格で購入することができる制度で、音楽文化の普及に大きな役割を果たしています。></p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>再販制度が廃止されると、国民の誰もが CD 等を同一価格で購入できなくなり、文化教授に不公平が生じます。また、レコード店は、価格競争から売れ筋のヒット商品を中心に品揃えするため、純邦楽や詩吟等の伝統音楽や希少な現代クラシック音楽等の数多くは売れませんが優れた音楽用 CD を置かなくなり、これらの音楽用 CD の発売が減ります。新たに音楽用 CD を発売するチャンスが減ることから、次世代を担う新人作曲家や作詞家の輩出も難しくなり、日本の音楽文化・音楽教育の衰退を招くものと考えます。</p> |
| 835 | <p>音楽 CD の「再販制度廃止」について</p> <p>音楽といった文化は、 「安い = 悪いもの」 「高い = 良いもの」 と、価格判断できるものではないと思います。</p> <p>ある程度の価格保証された環境で、 音楽を聴いて、良いもの / 悪いものと判断されるものであって、 価格競争に巻き込まれるものでもないと思います。</p> <p>価格競争の結果、大手の店舗が有利となって、 中小の地域密着のお店がだんだんと無くなってしまいそうですし、 購入機会が減るのも想像できます。</p> |
| 836 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度は重要な制度だと考えます。」 作曲家や作詞家の主な収入は印税ですが、その印税の大きなシェアを占めているのは音楽用 CD ですので、再販が廃止されて音楽用 CD の発売が減ることは作家にとっては大変な影響があると思います。 音楽用 CD の再販制度は、音楽文化の創造活動を守っている制度のひとつとして大変重要な制度です。</p> |
| 837 | <p>私はそれほどメジャーではない音楽をよく聴きます。 再販制度の廃止によってレコードメーカーが必要のあるものしか販売されなくなるような状況がおこるのは困ります。 また、需要のあまりないものが高価になるのも問題があると思います。 私はどんな消費者にも同じような金額で販売されることを望みます。</p> |
| 838 | <p>音楽 CD の再販撤廃に関してはやや疑問があります。 小売業で大型チェーン以外の CD ショップだと価格競争の局面に入った時点でおそらく大型資本チェーンに淘汰されることになるかと思っています。 書店、電気製品小売店等と同じ結果になることでしょう。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>音楽CD流通販売業の中での格差がより明確になる 逆に大型チェーン極集中によるサービスの低下に陥る気がします。</p> <p>価格が安く、多くのヒトが求めるもののみを大量に販売し、逆にマニアックな商品は取り扱わなくなると思います。</p> <p>文化はニーズの大小が価値判断基準ではありません。</p> <p>少数ニーズの優れた無形財産もあると思います。</p> <p>そのような選択肢を市場が飲み込んでしまうのは文化的に後退を意味するものではないでしょうか？</p> <p>ということで、現状では賛成ではありません すなわち消極的反対、の考えです。</p> |
| 839 | <p>「私は音楽用 CD における再販制度はあったほうが良いと考えます。」</p> <p><理由: 文化的価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。></p> <p>再販制度が廃止されると、レコード店は値引き競争に対応し、経営存続に必要な利幅維持のために必要なマージンの引き上げ要求をレコード会社に行うこととなります。レコード会社も、これに応じ、希望小売価格の引き上げを行わざるを得なくなりま</p> <p>す。ヒット曲が売上高構成比の過半数を占める実態から、それらが先ず値引き競争にさらされて業界体力は確実に弱体化します。レコード会社は、文化価値は高くても売れにくい商品のこれまでどおりの発売も困難となります。</p> |
| 840 | <p>CD 再販制度が廃止された場合、多岐に渡る音楽ジャンルの中で、商業的に成り立ち難い、伝統音楽、民族的楽曲、古典的宗教楽曲等、後世に伝播していかなければならない、売れ筋以外の楽曲作品群についても、本当に価格が下がるのか、消費者の立場からは甚だ疑問である。過当競争の中で、資本集約的に広告宣伝、販売促進対象になるメーカー主導の大型作品等にのみ、再販制度廃止による効果、恩恵は集中する事が推測される。つまり音楽作品全般的にその導入効果を見た場合、偏った展開になる事を予想する事は、それ程難しいことではないと思われる。従って CD 再販制度は受益者である国民の立場から、存続させるべきである。</p> |
| 841 | <p>レコードの再販制度が撤廃されると、各個人は値ごろ感を認定できずに店舗を渡り歩き結果確信が持てぬまま購入機会を損なう可能性が高い。日常消費財と異なり値ごろ感に確信がもてないと購入に至り難い二次的な商材である。結果メジャーなアーティストのみが廉売され新人に関しては育成が困難になり業界全体がシュリンクしていく可能性が高い。またレコード店の大多数を占める中小レコード店の多くは廃業を余儀なくされ、消費者にとって手近でレコードを購入する機会を失う。</p> <p>さらに、地方の消費者ほど不利となり、文化の地域格差に拍車をかけることになる。</p> |
| 842 | <p>私は再販制度の撤廃に断固反対です。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>なぜならばこの制度があるおかげでしっかりとした流通網を保つことができ、その結果日本の音楽市場が世界で2位という位置を保つことができているからです。</p> <p>もしこの制度が撤廃されてしまえば、今まで保ってきた流通網は大手の量販店に破壊され、店舗は売れ筋商品しか置かなくなり、メーカーも売れ筋商品しか作れなくなると思います。</p> <p>このようなことがおきれば我々ユーザーは選択肢が少なくなるため結果音楽離れが進み世界2位という誇れることから転落してしまうことでしょう。</p> <p>私は、再販制度は、日本が誇るすばらしい文化制度であると思います。よって再販制度の撤廃は絶対に反対です。</p> |
| 843 | <p>本などは今と変わらない制度なのに、CDだけ制度が変わってしまうのはおかしいと思います。もっと徹底してほしいです。</p> |
| 844 | <p>反対意見です。</p> <p>市場の同行をみても現在は大型ショッピングセンターが各地に出来ている。オーバーストアと言われる位に出店ラッシュが続いている状況の中で地域の小店舗や商店街は厳しい状況に置かれている。考え次第では競争力を身につける為の企業努力に任せるともとれるが一旦価格競争になると大型店・小売店問わず収益が減る事は否めない。薄利多売は決して悪い事ではないが現在生産し販売している価格を見ても安売りをする価格帯ではない。</p> <p>商品1個の単価がただでさえ低く収益性が低いもの数を稼がないといけない商品であるがゆえに</p> <p>価格を下げる事には反対である。冒頭で述べたように小さな店舗は今以上に</p> |
| 845 | <p>売れないけれどもいい音楽を聴くことができるのは再販制度のおかげが度思うので、音楽(CD、DVDなど)を再販制度からはずすのは反対です。</p> |
| 846 | <p>日本の文化としての音楽は守られるべきで色々な種類の音楽が発売される環境が文化をも守ってきている。再販が撤廃されることによりジャンルが絞られ、多種多様な音楽が発売できなくなり、制作者も激減してしまう可能性もある。(やっけていてもCDが発売されない。日の目をみないと楽しくない。)日本文化を未来の子供たちにきちんとした形で守ることが今の我々の使命ではないか?</p> |
| 847 | <p>音楽CDの再販制度撤廃には反対です。</p> |
| 848 | <p>音楽用CDにおける再販制度見直し反対。</p> <p>レコード店間の競争が激しくなり、閉店せざるを得なくなる店が出てきます。</p> <p>また、メーカー側が決めている仕切価格も下げざるおえなくなり、音楽を生み出す元(資金)が減り発想の自由を奪うことになります。</p> <p>音楽文化を醜い争いで衰退させるのはおかしいです。</p> |
| 849 | <p>音楽用CD再販維持</p> <p>これまで日本の音楽文化は再販制のもとで多様なコンテンツを生み出し人材を育て、</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>いつでも求めるコンテンツを適当な対価で手に入れられる流通を維持してきましたがメディアのデジタル化の進展はより安易なコピーを蔓延させ、著作物をデータの種類、モノとしとみなす強欲なIT業者をはびこらせ、危機に瀕しています。</p> <p>市場価格という神話、安ければ安いほど良いという環境の中では良い音楽文化は根絶やしになります。</p> <p>次世代の音楽文化を育てていくため、文化の担い手にとっての魅力ある環境を維持するため音楽ソースの再販制は維持されるべきです。</p> |
| 850 | <p>文化的著作物である音楽用 CD、新聞、書籍・雑誌の中にあって、音楽用 CD のみの再販制度見直しが検討されることは、納得しかねるものです。再販制度の見直しに断固反対します。</p> |
| 851 | <p>私は音楽用 CD における再販制度見直しに反対です。」</p> <p><理由:レコード専門店の多様な品揃えの維持が損なわれます。></p> <p>再販制度が廃止されると、値引き幅を考慮した現行よりも高いメーカー希望小売価格が設定されます。レコード店は仕入れを目先の売れ筋商品に絞ることになり、また、レコード会社も多種多様な売れにくい商品の生産が難しくなります。結果として、レコード店の品揃えが悪くなり、ユーザーは不利益を被ることになると思います。</p> |
| 852 | <p>CD再販制度が廃止されてしまうと、購入する殆どのCDが値上がりすることが予測されるので、困ります。特に私の好きな洋楽ロック系のCDに関しては、多量に売れる大物アーティストやバンド等の作品が安くなる反面、それ以外のマイナーな作品は国内盤の発売数が激減することでしょう。大物アーティスト系に偏ったCDばかり発売されても、面白くありません。絶対にCD再販制度は廃止しないで欲しいです。</p> |
| 853 | <p>CDの再販制度は続けて欲しい。</p> <p>近年、ジャンルが多岐に渡っており、再販制度が廃止されれば、売れるもの(ロック等)のみが安くなり、あまり売れないもの(ワールド・ミュージックなど)は価格が上がる事で価格差が生じ、手に入りやすく、購入しづらくなるのではないだろうか？</p> <p>それが結果として、日本の音楽文化を狭く小さなものにしてしまう事を危惧する。</p> |
| 854 | <p>もし実行するのであれば業界で公正取引委員会的な位置付けの協会を作り最低販売価格を設定すべき。</p> <p>それを破ったら販売停止(一定期間)などの処罰をし対処する。</p> |
| 855 | <p>CDの再販制度の廃止について</p> <p>1.発売から半年経過すると、CDが安く売られている光景を目にします。まるで消耗品扱いで残念です。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>2.そもそも音楽は価格競争になじまないと思います。現在、お店で販売されている価格が高いとは思えません。30年前に初めて買ったレコードは、確かEP版で¥600でした。その時からの物価上昇を考えると、リーズナブルであると思います。</p> <p>3.昔のように、どの街にもレコード屋さんがあれば、いいと思います。</p> |
| 856 | <p>3. 知的財産権制度を強化する</p> <p>(8) 植物新品種の保護を強化する</p> <p>それを押さえる事ができれば、一国を支配する事ができる 食 に関するものは、徹底的な権利制限が必要です。</p> <p>穀物メジャーに乗っ取られた国がアフリカにありますよ。</p> <p>3. 国内での取締りを強化する</p> <p>(2) 肖像等を不正に使用した商品を取り締まる</p> <p>素人や、ファンが愛情こめて作った物を無料・それなりの値段で頒布するのは認めるべきではないでしょうか。</p> <p>彼等は著作権者が作ろうとしないから;自力で作ってるというところもあるのです。</p> <p>たださえ、今の著作権者の権利は独禁法スレスレなんですから、このぐらいの権利制限は著作権者に対し強要する事も必要です。</p> <p>・コンテンツビジネスを飛躍的に拡大する</p> <p>1. 業界の近代化・合理化を支援する</p> <p>(3) 弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する</p> <p>;非再販品の所が、;再販制度と;限定販売二つの意味に取れるんですけど。</p> <p>;再販制度&#65379;は、著作権者を甘やかすだけですから、さっさとやめるべきです。</p> <p>限定販売については、著作権者に;供給の義務を課して、それを欲しがってる消費者が容易に手に入れられるようにしなければならないでしょう。違法コピーが氾濫する理由の一つに『著作権者が供給の義務を果たしていない(欲しくてもどこにも売ってない)』からです。</p> <p>(3) 法制度の改革を進める</p> <p>著作権者が思い上がりがよくわかる事例ですな。</p> <p>我々消費者に財産権は無いのか!?</p> <p>(2) 新しいビジネスモデルと技術を開発する</p> <p>4) コンテンツを安心して利用するためのシステムの開発・普及を行う</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>ii) インターネット上において違法・有害な情報が増大し、これらに係る可能性のある事件、 犯罪が多発している等の状況にあって、利用者が安全なコンテンツを容易に選択できるよう、 2005 年度中に、コンテンツの安全性を事前かつ容易に判断できるようにするためのマーク制度の創設に向けた検討を行い、結論を得て、必要に応じ所要の措置を講ずる。</p> <p>(4) 青少年の健全育成への自主的な取組を奨励・支援する</p> <p>健全 ほど、いい加減で、無責任で、曖昧で、人間から;思考能力を奪うものは無い。 キッズ goo で、;健全;を盾にした思想統制が起きています。 どうも極左集団や部落解放同盟が、キッズ goo のお問い合わせ;を使って情報操作をしているようで、中国・南北朝鮮・部落解放同盟にとって都合の悪いサイトは軒並み制限かかっています。 (野田聖子衆議員議員のサイトまで閲覧不能)</p> <p>この事からみても、思想・良心を、各人・組織、それぞれに違う健全という概念で一方向的に断罪するのは非常に危険ではないでしょうか。 この項目は削除するべきです。</p> |
| 857 | <p>「知的財産推進計画2006」に盛り込むべき事項についての意見。 表題の件につき、CD・レコードの再販制度は以下の事由により絶対に存続すべきと申しあげます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 音楽CDはきわめて趣味嗜好性が高く、多品種少量生産の継続が日本の優れた音楽文化を支えております。 2. 再販制度が廃止されると、限られた売れ筋のCDがディスカウント量販店の客寄せの囲商品として利用され、文化的価値の高い多種少量のCDは生産も販売も困難となり、日本の音楽文化は根本から崩壊せざるを得ません。 <p style="text-align: right;">以上</p> |
| | <p>(FAX による意見で、857 番の意見と同一のものが非常に多数あり。)</p> |
| | <p>(この他、封書、FAX による御意見で、再販制度存続に関する意見が67件)</p> |
| 858 | <p>2001 年 4 月 1 日に施行された電気用品安全法について一言申し述べておきたい。 所轄官庁である経済産業省は、猶予期間終了の約3ヶ月前になって初めて「中古製品も対象とする」との見解を打ち出した。現在もなお「周知不足」「そもそもが財産権侵害で憲法違反の運用」「官庁主導による脱法行為の推奨」などさまざまな意見が噴出する大混乱状態となってい</p> |

る。

また経済産業省はこの混乱に対応するためと称して、全国に500カ所の検査機関を新設するとの構想を発表しているが、これが自らの天下り機関の創設である指摘する声も多い。またそもそもこのような、法律制定以前の製造に関する遡及適用は、法廷罪刑主義を逸脱しているとも考えられるだろう。

このように多くの問題を噴出させている同法とその運用であるが、この問題を知的財産という側面から見たときどうか。

まず、中古製品に適用すること自体に問題がある。なぜなら、あくまでも同法は製造時における製品の安全性確保を求める法律であると同時に、旧法である電器用品取締法からの改正として、検査作業を国家機関から民間機関に移行することが主眼だったからである。法律改正時には、それまで対象外であった中古製品を対象にするなどという議論は一切なく、立法に関わった全ての関係者が「対象外である」と認識していたとしか考えられない。

この誤った法律運用がどのような弊害を生み出すかと言えば、十分に機能する電器製品(知的財産としての発明)であっても、製造時期により瞬時にその資産価値を無にしてしまう点にある。

一般家庭で使用されている現製品に関して、修理・売却・下取りといった行為を著しく阻害するのみならず、中小企業において使用されている業務用電気機器についてはその資産価値が霧散するため、企業の資産は消滅し、借入金の担保としていた場合は融資引き上げを要求される自体に発展している。

こうした経済的惨禍以外にも問題は多数ある。

例えば、既に生産されていない多くの電気製品については、その周辺の知的財産を利用不可能にするという影響を生み出してしまう。例えばゲーム機、オーディオ再生装置等のAV機器、さらには業務用音響機器等がそうした製品群だ。家庭においては、過去数十年に渡って蓄積されてきたコンテンツメディアの再生を不可能にし、コンテンツ産業においてはコンテンツ制作を大きく妨げてしまうのである。これは現存する知的財産の破壊行為であるのみならず、将来に向けての知的財産創造行為に対する妨害に他ならない。

一省庁によるあまりにも恣意的な法律運用、というそもそもの問題もあるが、まずは知的財産創造行為を脅かす存在となっている電器用品安全法の早急な改正を求める。

| | |
|-----|---|
| 859 | <p>率直に意見だけを書かせて頂きますと、4月から電気用品安全法というものが施行されてしまうようですね。</p> <p>私はまずこの法案の改善、もしくは撤廃をすべきだと思うのです。なぜならこの法によって数々の知的財産と呼ばれる物が、4月からゴミ同然に扱われてしまうからです。</p> <p>たとえばテレビ局等に置いてある貴重な昔のテープを見る為のカメラはもう今新品で売っている事などはありません。皆さん中古屋で壊れた部品を取り替えるか、修理するかで大切に使っているのです。しかしこの法が施行されると、たとえ壊れても取替えや売却が不可能になってしまうのでもう価値のある資料を日本で見ることは不可能になってしまいます。映像の世界だけでなく、音楽の世界にも良質な機材が失われる可能性が大変高くなります。ですので是非とも電気用品安全法によって失われてしまう危険性の非常に高い貴重な産業遺産の保障・継承策を次回の推進計画に明記して頂きたいです。</p> |
| 860 | <p>最近、にわかに話題が沸騰してきました PSE 法についてですが、この法律は、本当に日本の文化を衰退させる悪法だと思います。法施行以前に製造された中古家電の売買は除外すべきです。私にはこの法施行以前の中古も対象となるという解釈は、つじつまあわせのためのものか、大手メーカーの利益のためのものとしか思えません。安全性を理由にしている政府広報は説得力がありません。</p> <p>文化的中古家電(オーディオ機器、楽器、ゲーム機)などは本当にかげがえのないものなのです。新品で代用はできません。まさに知的財産です。歴史が、文化が詰まっています。どうして、取り上げられなければならないのでしょうか?安全性が大事と言うのは分かりますが、これらの財産を守ることの大事さを深く考えて欲しいです。</p> <p>是非是非、今一度の審議、法施行以前の中古家電は除外するという条項の付加を強く強く求めます。</p> |
| 861 | <p>電気用品安全法によって失われる危険性の高い、「貴重な産業遺産」の保全・継承策を次回の推進計画に明記して欲しい。</p> |
| | <p>(電気用品安全法に関して、858番から861番の同様の意見が多数あり。)</p> |
| 862 | <p>知的財産推進計画2006への提案</p> <p>電動機で走行できるホバークラフトの開発を日本で開発できませんでしょうか?バッテリーではなく、近年開発された燃料電池とキャパシターを電力源に使い、シロッコファンで船体を浮かせ、プロペラ推進のものです。大きさは旅客輸送用としてバス程度のものと、貨物輸送用としては4トントラック程度のものが良いと思います。</p> <p>(以下省略)</p> |

| | |
|-----|---|
| 863 | <p>ネット上の特定の人物に都合の悪い情報発信を恣意的に規制すべし、との内容が再三記載されており、これは知財保護とは全く関係のない内容となっている。</p> <p>与党自民党は昨年末も減少傾向にある犯罪を“増加”“凶悪化”などと嘘の情報を混ぜた提言で発信しているが、同様の悪しき傾向が見られる。</p> <p>我が国は情報立国・技術立国としてしか生き残る術はないのだから、この様な低レベルの情報操作を行うのではなく、本来の意味の知財保護を行うべきである。</p> |
| 864 | <p>知的財産推進計画2006の内容を拝見いたしましたが、建前だけで決してやる気などはないということをつくづく感じました。企業や政治家を中心に「著作権の濫用が氾濫」しているのに「著作権の侵害だから保護」などと気前がよい事言っているようでは知的財産推進計画2006など税金の無駄づかいに過ぎないので辞めるべきだと思います。本当にやる気があるのならばまず「著作権の濫用」を片付ける必要があるのではないのでしょうか。</p> |
| 865 | <p>時空操作に関する発明秩序破壊の回避： (以下省略)</p> |